日野市議会会議録

昭和60年第4回定例会

第34号～第42号

12月9日開会

12月24日閉会

日野市立図書館 ☎81-7354
1503182

日野市議会

昭和 60 年　第

１２月　９日　（月曜日）　会期
１２月１０日　（火曜日）　行政
１２月１１日　（水曜日）　議案
１２月１２日　（木曜日）　一般
１２月１３日　（金曜日）　一般
１２月１６日　（月曜日）　一般
１２月１７日　（火曜日）　一般
１２月１８日　（水曜日）　一般
１２月２４日　（火曜日）　審査

次に記した日までに返して下さい。

'86. 4. 26

お問合せ・ご連絡は

中央図書館 ひまわり号	電話代 81－7354
多摩平児童図書館	電話 81－4744
高幡図書館	電話 91－7322
日野図書館	電話 84－0467
社会教育センター図書館	電話 83－2561
平山図書館	電話 91－7772
百草台児童図書館	電話呼 91－7001
市政図書室（市役所内）	電話呼 85－1111（内490）

内図M－31－8（80×120）　上45　庁内印刷

1503182

昭和60年　第4回定例会日程

12月　9日	（月曜日）	会期の決定
12月10日	（火曜日）	行政報告、諸般の報告、審査報告、議案上程
12月11日	（水曜日）	議案上程、請願上程
12月12日	（木曜日）	一般質問
12月13日	（金曜日）	一般質問
12月16日	（月曜日）	一般質問
12月17日	（火曜日）	一般質問
12月18日	（水曜日）	一般質問、議案上程、請願上程
12月24日	（火曜日）	審査報告、議案上程

1503182

昭和６０年

第４回定例会

日野市議会会議録目次

○１２月９日　月曜日（第１日）

出席議員 …… 1

欠席議員 …… 1

出席説明員 …… 2

議事日程 …… 2

開会 …… 5

会議録署名議員の指名 …… 5

会期の決定 …… 5

延会 …… 6

○１２月１０日　火曜日（第２日）

出席議員 …… 7

欠席議員 …… 7

出席説明員 …… 8

議事日程 …… 8

開議 …… 13

行政報告 …… 13

諸般の報告 …… 75

（議案審査報告）　（一般会計決算特別委員会）

議案第５６号　昭和５９年度日野市一般会計決算の認定について …… 75

（特別会計決算特別委員会）

議案第５７号　昭和５９年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定について …… 88

議案第５８号　昭和５９年度日野市都市計画事業特別会計決算の認定について …… 88

議案第５９号　昭和５９年度日野市下水道事業特別会計決算の認定につ

いて …… 88
議案第６０号　昭和５９年度日野市立総合病院事業会計決算の認定について …… 88
議案第６１号　昭和５９年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定について …… 88
議案第６２号　昭和５９年度日野市農業共済事業特別会計決算の認定について …… 88
議案第６３号　昭和５９年度日野市老人保健特別会計決算の認定について …… 88
議案第６４号　昭和５９年度日野市仲田緑地用地特別会計決算の認定について …… 88
（請願審査報告）　（建設委員会）
請願第６０－１５号　日野本町四丁目のワンルーム・マンション建築に反対し市の適切な指導を求める請願 …… 92
（議案上程）
議案第８１号　昭年６０年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）の専決処分の報告承認について …… 94
議案第８２号　日野市議会議員及び市長選挙公報発行に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 96
議案第８３号　日野市民会館建設資金積立基金条例を廃止する条例の制定について …… 96
議案第８４号　日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 96
議案第８５号　日野市地区広場設置条例の一部を改正する条例の制定について …… 110
議案第８６号　日野都市計画事業高幡土地区画整理事業施行規程を定める条例の制定について …… 111
議案第８７号　日野都市計画事業豊田南土地区画整理事業施行規程を定

める条例の制定について …… 111
議案第８８号　日野市小規模事業者育成条例の制定について …… 114
議案第１０５号　日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 144
延会 …… 147

○１２月１１日　水曜日（第３日）
出席議員 …… 149
欠席議員 …… 149
出席説明員 …… 150
議事日程 …… 150
開議 …… 153
議案第１０５号　日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 153
議案第８９号　昭和６０年度日野市一般会計補正予算について（第３号） …… 155
議案第９０号　昭和６０年度日野市国民健康保険特別会計補正予算について（第２号） …… 174
議案第９１号　昭和６０年度日野市土地区画整事業特別会計補正予算について（第２号） …… 178
議案第９２号　昭和６０年度日野市立総合病院事業会計補正予算について（第３号） …… 180
議案第９３号　昭和６０年度日野市受託水道事業特別会計補正予算について（第２号） …… 180
議案第９４号　昭和６０年度日野市農業共済事業特別会計補正予算について（第１号） …… 184
議案第９５号　昭和６０年度日野市老人保健特別会計補正予算について（第２号） …… 185

議案第９６号　昭和６０年度日野市仲田緑地特別会計補正予算について（第１号）…… 188
議案第９７号　市道路線の廃止について …… 189
議案第９８号　市道路線の認定について …… 189
議案第９９号　日野市立日野第二中学校給食室建築工事請負契約の締結について …… 192
議案第１００号　日野市立日野第二中学校給食室給排水衛生空気調和設備工事請負契約の締結について …… 192
議案第１０１号　町区域の設定について …… 194
議案第１０２号　万願寺土地区画整理事業施行地区内の土地区画整理事業用地の権利放棄について …… 194
議案第１０３号　農業共済無事戻金の交付について …… 194
議案第１０４号　東京都市公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市公平委員会共同設置規約の変更について …… 200
（請願上程）
請願第６０－１６号　住宅・都市整備公団の「縮小・民営化」の動向を抑止し、国民のための公団住宅の建設促進を要望する意見書提出を求める請願 …… 201
請願第６０－１７号　母子保健法改定に関する陳情 …… 201
延会 …… 203

○１２月１２日 木曜日（第４日）
出席議員 …… 205
欠席議員 …… 205
出席説明員 …… 206
議事日程 …… 206
開議 …… 207

（一般質問）

一ノ瀬　隆 議員

1．身障学級の生徒の家族の身になって考えよう …… 207

2．公図がない、地番がつけられない、これをどうして放置しているのか …… 214

小 俣 昭 光 議員

1．市民とともに平和な日野市を …… 220

2．落川都営住宅建て替えにともない環境整備を …… 226

3．浅川河川敷内でのスポーツサークルの活動存続のために …… 229

馬 場 繁 夫 議員

1．京王線平山城址公園駅、南平駅の自転車対策について問う …… 231

2．南平五丁目の生活環境整備について …… 239

3．市民要望の早期実現について …… 245

飯 山　　茂 議員

1．市営火葬場の問題について …… 251

秦　　正 一 議員

1．養護老人ホーム（特養、軽費）の建設について、市としても努力してほしい …… 257

2．旭が丘６４ブロックの残された最後の用地にコミュニティセンターの建設をはかれ …… 261

3．東光寺の河川敷に市営球場の建設について再度問う …… 263

藤 林 理一郎 議員

1．西平山五丁目地内に都市計画道路整備について問う …… 266

2．日野台二丁目自治会館を地区センター建設取扱いについて問う …… 271

散　　会 …… 275

○１２月１３日　金曜日（第５日）

出　席　議　員 …… 277

欠　席　議　員 …… 277
出　席　説　明　員 …… 278
議　事　日　程 …… 278
開　　議 …… 279
（一般質問）
夏井明男議員
1．第五小学校全面改築について …… 279
2．浄化槽の管理と清流問題 …… 284
3．歳入予算に占める法人市民税の高比率のメリットについて問う …… 289
鈴木美奈子 議員
1．高齢化社会をむかえ、老人福祉のいっそうの発展のために緊急５カ年計画をつくり、施策を前進させよ …… 297
2．第一幼稚園の４歳児クラスの増設について …… 307
3．多摩平に住民要求にもとづく総合文化、福祉施設をつくれ …… 315
古賀俊昭 議員
1．いつまで続く、革新・森田市長の反「行革」姿勢 …… 317
2．市立総合病院の機能強化に積極的に取り組め …… 336
散　　会 …… 340

○１２月１６日　月曜日（第６日）
出　席　議　員 …… 341
欠　席　議　員 …… 341
出　席　説　明　員 …… 342
議　事　日　程 …… 342
開　　議 …… 343
（一般質問）
古谷太郎 議員
1．市税収入２００億円突破を記念して、市民に感謝の意を示せ …… 343

2．生活保健センターの建設促進と温水プールの併設について …… 345
3．工事用大型トラックの激増に対し、児童・生徒（特に仲田小学校）の安全対策を強化せよ …… 348
大柄　保 議員
1．消防車両について …… 350
2．中央公民館施設の整備について …… 354
高橋徳次 議員
1．社会ニードに沿った高齢者への真の福祉事業を（特に弱い立場の高齢者） …… 356
2．西平山地区の区画整理と豊田～八王子間の西平山地区に中央線新駅誘致の推進を …… 367
板垣正男 議員
1．中曽根内閣の臨調「行革」攻撃から市民のくらしをまもり、市財政を確保せよ …… 372
2．次の住民要求には早期に応えよ
1）新町地区に地区センターを設置せよ …… 388
2）大久保団地西側の空地の利用をはかれ …… 388
3）神明上都市下水路の建設促進をはかれ …… 388
谷　長一 議員
1．立退きを求められている七小学童クラブの用地取得と神明地区、地区センター用地取得を併せ考えよ …… 389
2．万願寺区画整理第２期事業はいつ頃になるか、事業開始前の調査費は61年予算計上する考えはあるか …… 394
3．高幡不動駅への近道二番橋はいつ架橋するのか、住民要望、交通安全の上からも必要だ …… 398
馬場弘融 議員
1．生活保健センター（旧庁舎跡）について …… 400
2．万願寺地域の複合施設（仮称、東部会館）について …… 407

3．４年間の任期をふりかえり、市政全般について要望する …… 410
散　　会 …… 421

○１２月１７日　火曜日（第７日）
出　席　議　員 …… 423
欠　席　議　員 …… 423
出　席　説　明　員 …… 424
議　事　日　程 …… 424
開　　議 …… 425
（一般質問）
石坂勝雄議員
1．南部東部地域の基盤整備と公共施設の建設計画を問う …… 425
2．市税納税者に不公平課税はないか、市の行財政改革の答申はいつされるのか …… 441
福島敏雄議員
1．下水道事業の推進に全力を尽くせ …… 446
2．豊田南口の区画整理は住民と一緒に行え …… 453
3．市内循環バスの拡充を問う …… 458
4．新町、栄町地区の住民要望について再び問う …… 460
簗野行雄議員
1．地域の諸問題について …… 468
川嶋　博議員
1．市立老人病院を設立させたい …… 480
2．多摩平七丁目地区に地区センターを設立させたい …… 485
黒川重憲議員
1．万願寺区画整理事業の進捗状況を問う …… 487
2．（仮称）東部会館の早期実現に向けての諸問題を問う …… 489
竹ノ上武俊議員

1. 「東京大改造計画」から日野市の緑と清流を守れと問う …… 490
2. 三中、三沢中及び第六幼稚園の教育環境整備を更に充実せよと問う … 501
散　　会 …… 508

○１２月１８日　水曜日（第８日）
出　席　議　員 …… 509
欠　席　議　員 …… 509
出　席　説　明　員 …… 510
議　事　日　程 …… 510
開　　議 …… 513
（一般質問）
竹ノ上武俊 議員
3. 非行、いじめ、体罰をなくするために …… 513
4. 専用水道の切換えを住民本位に …… 516
5. 七生支所にも総合相談の窓口設置を …… 517
市川資信 議員
1. 明星、鹿島、三井、電建住宅地区の専用水道都一元化６０年度移管の情況について …… 519
2. パートタイマーの雇用安定と退職金制度の確立をせよ …… 523
3. 南平五丁目水路整備と今後の見通しについて …… 530
名古屋史郎 議員
1. 市内の交通路整備について …… 535
2. パートで働く人に施策を …… 539
3. 市営老人ホームはできないか …… 542
（議案上程）
議案　第１０６号　日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 544
（請願上程）

請願第６０－１８号　仮称東部会館早期建設実現の請願 …… 546
請願第６０－１９号　都バス廃止に関する請願 …… 546
請願第６０－２０号　日野市の犬（ネコ）の不妊・去勢手術料金に対する市の一部負担に関する請願 …… 546
請願第６０－２１号　老人医療費の自己負担金引き上げに関する陳情 …… 547
散会 …… 547

○１２月２４日　火曜日（第９日）
出席議員 …… 549
欠席議員 …… 549
出席説明員 …… 550
議事日程 …… 550
開議 …… 555
（議案審査報告）　（総務委員会）
議案第８２号　日野市議会議員及び市長選挙公報発行に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 555
議案第８３号　日野市民会館建設資金積立基金条例を廃止する条例の制定について …… 555
議案第８４号　日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 555
議案第９９号　日野市立日野第二中学校給食室建築工事請負契約の締結について …… 560
議案第１００号　日野市立日野第二中学校給食室給排水衛生空気調和設備工事請負契約の締結について …… 560
（総務・文教・厚生・建設）
議案第８９号　昭和６０年度日野市一般会計補正予算について（第３号） …… 561
（厚生委員会）

議案第　８５号　日野市地区広場設置条例の一部を改正する条例の制定について …… 573
議案第　９０号　昭和６０年度日野市国民健康保険特別会計補正予算について（第２号） …… 574
議案第　９２号　昭和６０年度日野市立総合病院事業会計補正予算について（第３号） …… 574
議案第　９３号　昭和６０年度日野市受託水道事業特別会計補正予算について（第２号） …… 574
議案第　９５号　昭和６０年度日野市老人保健特別会計補正予算について（第２号） …… 574
（建設委員会）
議案第　８６号　日野都市計画事業高幡土地区画整理事業施行規程を定める条例の制定について …… 577
議案第　８７号　日野都市計画事業豊田南土地区画整理事業施行規程を定める条例の制定について …… 577
議案第　８８号　日野市小規模事業者育成条例の制定について …… 578
議案第　９１号　昭和６０年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算について（第２号） …… 581
議案第　９４号　昭和６０年度日野市農業共済事業特別会計補正予算について（第１号） …… 581
議案第　９６号　昭和６０年度日野市仲田緑地用地特別会計補正予算について（第１号） …… 581
議案第　９７号　市道路線の廃止について …… 582
議案第　９８号　市道路線の認定について …… 582
議案第１０１号　町区域の設定について …… 584
議案第１０２号　万願寺土地区画整理事業施行地区内の土地区画整理事業用地の権利放棄について …… 584
議案第１０３号　農業共済無事戻金の交付について …… 584

（請願審査報告）　（総務委員会）
請願第６０－　７号　下町下河原地区に所在する（旧）日東精密時計株式会社跡地取得に関する請願 …… 585
請願第６０－１６号　住宅・都市整備公団の「縮小・民営化」の動向を抑止し、国民のための公団住宅の建設促進を要望する意見書提出を求める請願 …… 585
請願６０－１９号　都バス廃止に関する請願 …… 585
（厚生委員会）
請願第６０－　９号　無認可保育室の助成に関する陳情 …… 588
請願第６０－１１号　（仮称）神明地区センター建設に関する請願 …… 588
請願第６０－１２号　静閑な住宅地の真ん中への駐車場建設反対に関する請願 …… 588
請願第６０－２０号　日野市の犬（ネコ）の不妊・去勢手術料金に対する市の一部負担に関する請願 …… 588
請願第６０－１７号　母子保健法改定に関する陳情 …… 591
請願第６０－２１号　老人医療費の自己負担金引き上げに関する陳情 …… 592
（建設委員会）
請願第５９－　８号　生活道路設置に関する請願 …… 593
請願第５９－１６号　基盤整備に関する請願（１項、３項） …… 593
請願第６０－１８号　仮称　東部会館早期建設実現の請願 …… 593
（総務委員会）
請願第５９－２８号　世界連邦都市宣言に関する陳情 …… 596
（文教委員会）
請願第５７－　７号　遊休農地をテニスコートとして利用することに関する請願 …… 597
（建設委員会）
請願第５７－３７号　高幡不動駅北側地区の区画整理に対する反対請願 …… 597
請願第５７－５１号　高幡地区区画整理に対する京王線高幡不動駅南側住民

の反対請願 …… 597
請願第５７－５５号　高幡不動駅南新井東地区の区画整理に対する反対請願 … 597
請願第５７－５９号　土地区画整理事業策定にあたって当該計画より第一豊田荘住宅地域を除外に関する請願 …… 597
請願第５７－６２号　程久保６６２番地地域山林緑地保存に関する請願 …… 597
請願第５８－　５号　高幡不動駅地区の区画整理に対する反対請願 …… 597
請願第５９－　９号　下水道設置に関する請願 …… 597
請願第５９－１６号　基盤整備に関する請願（２項） …… 597
（中間報告）
特別委員会中間報告の件 …… 598
（継続審査議決）
下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 598
農林水産省跡地利用対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 600
高幡踏切対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 600
廃棄物対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 601
（議案上程）
議員提出議案第１４号　住宅・都市整備公団の「縮小・民営化」に反対し、国民のための公団住宅の建設促進を要望する意見書 …… 603
議員提出議案第１５号　母子保健法改定に関する意見書 …… 604
午後１１時２３分休憩後、再開に至らず閉会 …… 604

12月9日　月曜日　（第1日）

昭和６０年
第４回定例会

日野市議会会議録　（第34号）

１２月９日　月曜日　（第１日）

出席議員（２７名）

１番	橋本文子君	２番	福島敏雄君
３番	小俣昭光君	５番	谷　長一君
６番	古谷太郎君	７番	馬場繁夫君
８番	馬場弘融君	９番	高橋徳次君
１０番	旗野行雄君	１１番	一ノ瀬　隆君
１２番	板垣正男君	１３番	鈴木美奈子君
１４番	川嶋　博君	１５番	飯山　茂君
１６番	夏井明男君	１７番	黒川重憲君
１８番	古賀俊昭君	１９番	市川資信君
２０番	藤林理一郎君	２１番	名古屋史郎君
２２番	竹ノ上武俊君	２３番	米沢照男君
２４番	中山基昭君	２５番	大柄　保君
２６番	秦　正一君	２７番	奥住芳雄君
２８番	石坂勝雄君		

欠席議員（１名）

３０番　高橋通夫君

欠　員

４番　２９番

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君		
助役	赤松行雄君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	前田雅夫君	総務部長	山崎彰君
市民部長	佐藤智春君	生活環境部長	坂本金雄君
清掃部長	藤浪竜徳君	都市整備部長	結城邦夫君
建設部長	伊藤正吉君	福祉部長	高野隆君
水道部長	永原照雄君	病院事務長	大貫松雄君
教育長	長沢三郎君	教育次長	小山哲夫君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	岩沢代吉君	次長	馬場守君
書記	田中正美君	書記	土方留春君
書記	串田平和君	書記	佐々木茂晴君
書記	小林章雄君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目１０の３

立川速記者養成所　所長　関根福次

速記者　川久保友子君

議事日程

昭和６０年１２月９日（月）

午前１０時開会

日程第１	会議録署名議員の指名
日程第２	会期の決定
日程第３	行政報告
日程第４	諸般の報告

本日の会議に付した事件

日程第１から第２まで

午後4時18分開会

○副議長（米沢照男君）　これより昭和60年第4回日野市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員27名であります。

次に日程第1、会議録署名議員の指名の件については、会議規則第81条の規定により、議長において

24番　中山基昭君

25番　大柄　保君

を指名いたします。

次に日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

〔議会運営委員長登壇〕

○議会運営委員長（中山基昭君）　本日12月9日よりの第4回定例会の運営につきましては先日6日の日に議会運営委員会を開催いたしました。

この中で議案の取り扱い、通告質問者の確認と発言の順位の決定、会期と日程の配置、請願の付託等につきまして協議を行ってまいりました。その御報告を行い御確認と御協力をいただいてまいりたいというふうに思います。

お手元に配付をされておりますところの会期、日程の予定表、さらには通告質問の一覧表等を参照をしていただきたいというふうに思います。

市長の方からの提案されます議案のうち、すでに送付をされております81号から104号までにつきましては、104号を除き関係の委員会に付託をして審議を進めることにいたします。なお、追加提案といたしまして3議案が予定されておりますので、この関連により全員協議会等も予定をしてまいりたいというふうに思います。

さらに一般質問の通告者は一覧表のように23名、59件が予定をされておりますので5日間を設定をし、一日4名ないし5名の消化を予定をしてまいりたいというふうに思います。

したがいまして、会期は本日12月の9日から12月24日までの16日間を設定をいたしてまいりたいと思います。

なお、本日は代表者会議等の関連で大変時間が経過をしておりますので、末了日程等につき

ましては明日へ繰り延べをして実施をしてまいりたいというふうに思います。

大変雑駁でございますが、よろしく審議と御確認を願いまして報告にかえさせていただきます。以上でございます。

○副議長（米沢照男君）　ただいまの議会運営委員長の報告のとおり会期を決定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（米沢照男君）　御異議ないものと認めます。よって会期は本日から12月24日まで、期日16日間に決定いたしました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（米沢照男君）　御異議ないものと認めます。よって本日はこれにて延会することに決しました。

本日の未了日程は明日の日程といたします。

本日はこれにて延会いたします。

午後4時27分延会

12月10日　火曜日　（第２日）

昭和６０年
第４回定例会

日野市議会会議録　（第35号）

１２月１０日　火曜日　（第２日）

出席議員（２７名）

１番	橋本文子君	２番	福島敏雄君
３番	小俣昭光君	５番	谷　長一君
６番	古谷太郎君	７番	馬場繁夫君
８番	馬場弘融君	９番	高橋徳次君
１０番	簗野行雄君	１１番	一ノ瀬　隆君
１２番	板垣正男君	１３番	鈴木美奈子君
１４番	川嶋　博君	１５番	飯山　茂君
１６番	夏井明男君	１７番	黒川重憲君
１８番	古賀俊昭君	１９番	市川資信君
２０番	藤林理一郎君	２１番	名古屋史郎君
２２番	竹ノ上武俊君	２３番	米沢照男君
２４番	中山基昭君	２５番	大柄　保君
２６番	秦　正一君	２７番	奥住芳雄君
２８番	石坂勝雄君		

欠席議員（１名）

３０番　高橋通夫君

欠　員

４番　２９番

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君		
助役	赤松行雄君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	前田雅夫君	総務部長	山崎彰君
市民部長	佐藤智春君	生活環境部長	坂本金雄君
清掃部長	藤浪竜徳君	都市整備部長	結城邦夫君
建設部長	伊藤正吉君	福祉部長	高野隆君
水道部長	永原照雄君	病院事務長	大貫松雄君
教育長	長沢三郎君	教育次長	小山哲夫君
選挙管理委員会事務局長	土方正作君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	岩沢代吉君	次長	馬場守君
書記	田中正美君	書記	土方留春君
書記	串田平和君	書記	佐々木茂晴君
書記	小林章雄君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目１０の３

立川速記者養成所　所長　関根福次

速記者　浜田文子君

議事日程

昭和６０年１２月１０日（火）

午前１０時開議

日程第１	行政報告
日程第２	諸般の報告

（議案審査報告）　（一般会計決算特別委員会）

日程第３　議案第　５６号　昭和５９年度日野市一般会計決算の認定について

（特別会計決算特別委員会）

日程第４　議案第　５７号　昭和５９年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定について

日程第５　議案第　５８号　昭和５９年度日野市都市計画事業特別会計決算の認定について

日程第６　議案第　５９号　昭和５９年度日野市下水道事業特別会計決算の認定について

日程第７　議案第　６０号　昭和５９年度日野市立総合病院事業会計決算の認定について

日程第８　議案第　６１号　昭和５９年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定について

日程第９　議案第　６２号　昭和５９年度日野市農業共済事業特別会計決算の認定について

日程第１０　議案第　６３号　昭和５９年度日野市老人保健特別会計決算の認定について

日程第１１　議案第　６４号　昭和５９年度日野市仲田緑地用地特別会計決算の認定について

（請願審査報告）　（建設委員会）

日程第１２　請願第６０－１５号　日野本町四丁目のワンルーム・マンション建築に反対し市の適切な指導を求める請願

（議案上程）

日程第１３　議案第　８１号　昭和６０年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）の専決処分の報告承認について

日程第１４　議案第　８２号　日野市議会議員及び市長選挙公報発行に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第１５　議案第　８３号　日野市民会館建設資金積立基金条例を廃止する条例の制定について

日程第１６　議案第　８４号　日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第１７　議案第　８５号　日野市地区広場設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第１８　議案第　８６号　日野都市計画事業高幡土地区画整理事業施行規程を定める条例の制定について

日程第１９　議案第　８７号　日野都市計画事業豊田南土地区画整理事業施行規程を定める条例の制定について

日程第２０　議案第　８８号　日野市小規模事業者育成条例の制定について

日程第２１　議案第　８９号　昭和６０年度日野市一般会計補正予算について（第３号）

日程第２２　議案第　９０号　昭和６０年度日野市国民健康保険特別会計補正予算について（第２号）

日程第２３　議案第　９１号　昭和６０年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算について（第２号）

日程第２４　議案第　９２号　昭和６０年度日野市立総合病院事業会計補正予算について（第３号）

日程第２５　議案第　９３号　昭和６０年度日野市受託水道事業特別会計補正予算について（第２号）

日程第２６　議案第　９４号　昭和６０年度日野市農業共済事業特別会計補正予算について（第１号）

日程第２７　議案第　９５号　昭和６０年度日野市老人保健特別会計補正予算について（第２号）

日程第２８　議案第　９６号　昭和６０年度日野市仲田緑地用地特別会計補正予算について（第１号）

日程第２９　議案第　９７号　市道路線の廃止について

日程第３０　議案第　９８号　市道路線の認定について

日程第３１　議案第　９９号　日野市立日野第二中学校給食室建築工事請負契約の締結について

日程第３２　議案第１００号　日野市立日野第二中学校給食室給排水衛生空気調和設備工事請負契約の締結について

日程第３３　議案第１０１号　町区域の設定について

日程第３４　議案第１０２号　万願寺土地区画整理事業施行地区内の土地区画整理事業用地の権利放棄について

日程第３５　議案第１０３号　農業共済無事戻金の交付について

日程第３６　議案第１０４号　東京都市公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市公平委員会共同設置規約の変更について

日程第３７　議案第１０５号　日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

（請願上程）

日程第３８　請願第６０－１６号　住宅・都市整備公団の「縮小・民営化」の動向を抑止し、国民のための公団住宅の建設促進を要望する意見書提出を求める請願

日程第３９請願第６０－１７号　母子保健法改定に関する陳情

本日の会議に付した事件

日程第1から第２０及び第３７まで

午前１１時３分開議

○副議長（米沢照男君）　おはようございます。

本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員２５名であります。

これより日程第1. 行政報告を行います。（「議事進行」と呼ぶ者あり）市川資信君。

○１９番（市川資信君）　昨日、開会の冒頭に奥住芳雄議員の関連質問の中で、私も数点質疑を行いたいと思っていたわけでございますけれども、休憩ということで、その質疑がなされておりませんでした。したがいまして、それに関連して一、二質問をさせていただきたいと思うのでございます。

まず私が質問をいたしたい第1点は、昨日も申し上げましたように、９月定例議会の一般質問の最中に、ここにコピーがございます週刊朝日の６０年１０月１１日付ですか、週刊朝日の中の1ページにデキゴトロジーという文面があるわけです。その中に現職の日野市議会議長高橋通夫氏の記事が掲載されております。それによりますと「神のお告げがあった。私は議長にならねばならない。私を妨害する者は、必ずや不慮の死を遂げるであろう」と各議員の家に出向いてお告げを伝えた。この不気味な予言の効きめか、この選挙でT議長は無神論を旨とする社会、共産両党の支持まで取りつけ、議長となったのである。しかし、その後の評判は、神が推した人とも思えなかった。というような記事があるわけでございますけれども、この各議員の家に出向いてというのは、私は記憶にありません。聞くところによると、この件を副議長に申されたということを聞いておりますが、その真意のほどをお尋ねいたします。

○副議長（米沢照男君）　お答えをいたします。その、今御指摘のあったいわゆる神のお告げという部分については、これまで私は公式の席上で一切そのことに触れてきたことはありません。したがって、今ここの場でそのお告げになるものの内容について、ここで答弁するのは差し控えたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　市川資信君。

○１９番（市川資信君）　この席で答弁することは差し控えたいということでございますが、実は９月定例議会においても、再三にわたって高橋議長の件につきましては、大変混乱に陥った原因の原点であります。なおかつ、１２月定例議会においても、昨日１日がほとんど審議できなかったという事態の中で、９月定例議会から、再三にわたって、当人から病気療養

中のためとか、いろいろの何度も副議長あてに、事務局長あてに欠席届がなされておるわけでございます。私が一番この権威ある日野市議会の汚点というんでしょうか、傷つけるものの中に、９月定例議会の最終日、１０月９日に記憶に新しい混乱事態があったわけでございますが、そのあたかも１日前、１０月の８日の日に、あのような病気療養中のための欠席届がしてありながら、都内の国会に自分の息子を連れて堂々とある議員と接触をして、そのほか二、三歩いているという真実を私は突きとめたんであります。

それをもとにして考えますと、今回きょう代表者会議に出されましたこの病気入院なるものが、果たして今までの経過、例えば１０月８日、今申し上げたとおりでございますが、１０月２７日にもある葬儀で私は一緒になっておりますし、１１月７日、私も一緒にやっております保護司会でも一緒になっておりますし、１１月２５日には公式の都計審でも一緒に出席して公の会議にも出席しております。まだ挙げれば枚挙にいとまがありません、私的問題を挙げれば。公式なものだけ私はチェック――そのほか用水組合で１０月に行った石和の旅行で、議長にあるまじき行為までしておる、ということも私は知っております。そういう行為の中で、また本日こういう欠席届が出されて、これをうのみにして、このまま経過を進めて果たしていいのかどうか、そこら辺のところが、まことに私には理解できない。少なくとも、何らかの権威ある日野市議会の結論といいますか、決着といいますか、その程度は少なくともあるものだ、と信じていたわけでございますが、残念ながらそのような経過がないままに、今、議案の審議に入ろうとしておりますが、それらについて副議長の見解はどうなのか、お尋ねしたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　お答えいたします。既にきのうからきょうにかけての経過は、それぞれ各代表からお聞き及びかと思いますけれども、昨日、昼間のうちに高橋議長に対して、代表者会議への出席と、進退についての態度表明を求める文書による要請をいたしました。本人不在のために、夜、帰宅を待って連絡をとり、そして改めて口頭による代表者会議への出席と進退に対する態度表明を求めました。それに対して高橋議長から、実はあした――きょうのことになりますが、朝から入院をする予定になっております。したがって、代表者会議への出席はできませんので、それにかえて一筆したためて皆さんに御了解を求めるつもりでおります、という返事でした。

けさ議会事務局長に議長の自宅に出向いていただきまして、その文書を受け取ってまいりました。それが、既に代表を通じて各会派に報告されている内容であります。その内容は、きょう午前９時半に慶応病院に入院をし、手術を受けるという内容であります。そして、入院中、

あるいは通院中、静養中は議会を欠席させていただきます。こういう内容であります。なお、進退についての態度表明については、健康回復を待って改めていたしたい、御了解をお願いをいたします、こういう内容であります。

この文書に基づいてけさ１０時１０分から代表者会議が開かれました。種々これまでの経過の中で、果たしてこのとおりかどうかという点で疑問視する発言もありました。しかし、最終的には、きちっとした文書による回答といいますか、意思表示ですから、代表者会議としてもこれを素直に事実として認めるしかないのではないか、こういうことから結果的にこの手紙を了として開会に至った、こういうことであります。

副議長といたしましても、いろいろこれまでの経過の中で、御指摘のような首をかしげるようなことも一、二確かにあったことは事実であります。しかし、きょうこの時点で、どう判断をするかという点では、この文面どおりに素直に受けとめるしかないのではないか、こう副議長としては判断をいたしております。御了承をお願いいたします。以上です。市川資信君。

○１９番（市川資信君）　副議長の立場になれば、今の答弁もわからないではないのですが、私は、第１回目に出された医師の診断書は、御存じのように低血圧から生じるもので、目まいとか、そういった現象だったように記憶をしております。第２回目からの診断書、あるいは欠席届によると、前立腺の肥大だということでありまして、その間のいわゆる経過を見ますと、また、今度も各新聞等でにぎわしておりますように病院が一つの隠れとりでといいますか、隠れみのといいますか、そこへ逃避した何ものでもない、こう思わざるを得ないのでありますが、副議長のただいまの答弁をもってしてこれ以上質疑を交わしても進展はないと思いますので、質問は終わらせていただきます。（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○副議長（米沢照男君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　若干市川議員と関連をするわけでありますが、今回の高橋議長の進退の問題については、代表者会議において高橋議長にその意思の表明を求めた。そして、今議会までに態度をはっきりします、という文書を受け取って、それを了解したわけであります。ところが、今回１２月議会が開会されるに至りまして、再び病気を理由にしばらく静養したいということで、態度の表明、意思の決定については、健康回復後ということになっております。私は、高橋議長が健康になられてその意思を表明したい、という高橋議長なりのお考えはそれで了といたしますが、代表者会議として、一体この高橋議長の意思の表明を最終的に果

たして求めるつもりがあるのかどうか。

このままいきますと、高橋議長の進退の問題は、結局その意思の表明がなされないまま終結する可能性もあるわけであります。今、代表者会議を召集しておられる副議長の立場で、この意思の表明は最終的に求めるお考えが果たしてあるのかどうか、その点を確認をさせていただきたいと思います。

なお、病気療養中でもやめるかやめないか、今、市川議員のお話のように、いろんな会合にも出ておられるようでありますし、本人が、むしろ病気で議会に対して、2回にわたって欠席をするというような事態が続けば、本来であれば、辞職勧告決議云々というような問題がないにしても、仮になくても、進退については普通の人であれば考慮する、ということもよくあることかと思いますが、今回は、辞職勧告決議も出され、そしてそれが可決され、そして今回はそれにまた重ねて病気におなりになって議会に出てこない、という二重の事態が発生をしているわけです。議会の代表者会議として、高橋議長の意思の表明を本当に求めるおつもりがあるかどうか、お尋ねをいたします。

○副議長（米沢照男君）　お答えをいたします。

既に各代表から、各会派の皆さんに報告が届いているかと思いますが、４日の日付の私にあてた手紙が５日の代表者会議でコピーをもってそれぞれ紹介をしたわけでありますけれども、御質問ですので、改めてその４日の日付の高橋議長の意思表示を紹介しておきたいと思います。「昭和６０年第３回日野市議会の運営につきましては、議員各位の御尽力を感謝いたします。第４回定例会につきましてもよろしく御協力のほどをお願い申し上げます。なお、小生、日野市政のため最後まで微力をいたしたく存じますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。」ということで、文書ではありますけれども、進退についてはかなりかたい決意がここで表明されております。しかし、代表者会議では、これまでの経過の中で、１２月定例会までには明確に態度を表明する、という約束になっていたということから、文書ではなくて、直接代表者会議に出席をして、態度表明をすべきではないかということでこれまで高橋議長に直接働きかけてきたわけですけれども、残念ながら、けさの文書による手紙では、きょう既に今入院してしまっているわけですけれども、入院先まで行って、なお一度文書ではありますけれども、表明された態度を直接に態度表明を求めるのはどうか、とこう私は思います。代表者会議でも、その点非常にこう不満は残るわけですけれども、やむを得ないのではないか、という判断から

開会をした、こういうことであります。

今御指摘があったように、大変釈然としないものがあるわけですけれども、その辺の事情をおくみ取りいただいて、御了解をいただければと思います。よろしくお願いいたします。古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　１０月の２日付で出されました高橋議長の文書によりますと、遅くとも第４回定例会までには、態度を明確に決したい、とこう書いてあるんですね。私はおやめになろうが、また議長職にとどまって引き続き議長の職をお務めになることも、それは高橋議長の意思次第でありますから、どちらにすべきだということではありませんが、やはり議長が、２回のこの定例会に議長としての職務を全うできない、ということが続いているわけですから、本人も第４回定例会までに意思を決定をしたいということで、文書もお出しになっていたわけですから、しかも代表者会議では、それを了解して、じゃあ、１２月議会前に高橋議長の進退については、その意思の表明を行ってもらうということで、理解をしておられたと思うんです。

その主催者は米沢副議長でありますし、やはりここで釈然としないとか、いろいろおっしゃっておりますが、やはり高橋議長も物事のきちんとしたお考えもおできになるわけですし、特に何か重体で会話もできないとか、思考が停止しているというような状態ではないわけですので、むしろこの際、積極的に進退についてはやめるのかやめないのか、はっきり求められるべきではないかと思いますが、今後どういうおつもりなのか、私先ほどお聞きしたんですが、よろしく御協力と言われても、どうなさるのかのお答えがございませんでしたので、もう一度確認をいたします。

それから、この１０月２日付の高橋議長の文書によりますと、静養中は公式行事への出席はもちろん差し控えます、こうなっております。公式行事への出席は行わないということでありますので、もちろん日野市議会の議長がお約束されたことですから、実行なさっていると思うんですが、今市川議員のお話を聞いておりますと、非常に超人的な活発な活動をなさっているようであります。

そこで、議長職については、どのように今取り扱いが行われているのか。いわゆる議長としての職務については、どなたがどのような形で仕事を取り扱っておられるか。つまり議長の決裁についてはどうなっているか、についてあわせてお尋ねをいたします。

○副議長（米沢照男君）　お答えをいたします。

先ほどの代表者会議でも確認されておりますけれども、慶応病院への入院、そして手術ということが手紙で明らかにされているわけですけれども、議会事務局を通じて午後にでも決まった病室、それから手術がいつ行われるのか、直ちに行われるのか、数日たってから行われるのか、その点含めて確認をしよう、ということになっております。入院した後の経過については、なお幾日か経過する中で確認するしかないんじゃないか、と思っております。その状況を見ながら、代表者会議としてどうするか、直接に代表者の皆さんが病室へ行って態度の表明を求めるということになるのか、その辺は相談しながら対応するしかないのではないか、というふうに思っております。

それから、公式行事への出席、あるいは議長決裁はどのようになっているかということですが、実は、９月定例会が終わった１０月の１０日には、議長は既に議長室まで来ております。そして、議長職として任務につくという意思表示がありました。しかし、議会終わってすぐ翌日ということですから、代表者会議の経過も詳しく話をして、議会全体の空気といいますか、意向は、高橋さんが考えられているほど甘くはないんだ、厳しいんだ、ということを、篤と話をしまして、それではということで、１０月、それから１１月については、副議長にお任せしますということで、その間私が決裁をしてきました。しかし、その間も何回か議長は登庁してきまして、私はもう議長が来ているときはもちろん遠慮する、ということになります。それは、もちろん辞表が提出されているわけではありませんし、厳然とした現職の議長ですから、公式行事も含めて、これは本人の意思で対応していただくしかないということで、多少その点でぎくしゃくしたこともあったわけですけれども、何とかその辺は調整しながら今日まできているということであります。その点は、ひとつそのように御了解いただきたいと思います。公式行事への出席も、何回かこれは本人の意思でされた経過もあります。以上です。

○副議長（米沢照男君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　大体わかります。私は、高橋議長には大変知恵者がついておられるように思うんです。のれんに腕押しのような形で、時のたつのを、台風が通り過ぎるのを待てばいい、という一つの作戦のようなものがあるのかもわかりませんが、私は、やめるべきだとも、そうでない立場をとるということでもありませんので、とにかく態度を求めるということが、議会の会派の代表者の間で決まり、その意思の表明をしてもらおうということで、期限まで切って、高橋議長に対して態度の表明を求めたということですから、やはり今お聞き

をしますと、公式行事も出ておられる。自分では出ないとおっしゃったんですけれど、出ておられる。大変お元気のようでもありますし、決裁もやっぱり自分で出てきてやりたい、ということで、１０月の１１日には、病気で本来でしたら何か長期療養というようなことで、１２月までお休みの予定だったんでしょうが、議会終了と同時に、突然出てこられて決裁もやるというような大変お元気のようなことも今承ったわけです。その辺やはり私は代表者会議等に出ておりませんし、また、細かい空気等についてはわかりませんが、少なくとも、各会派の代表者の皆さんが、それでいいということであれば、私とやかく言う筋合いじゃないかもわかりませんが、議会の各会派の代表が、代表者会議において決定をして、文書までもって求めたことが実行できないというのは、やはりどうかなと思うんです。副議長が、私にはその仕事、つまり代表者会議の決定に沿って努力をしています、ということをおっしゃりたいんだと思うんですが、先ほど手紙が何か来たというので、お読みになりました。その手紙の文面をもって意思の表明は既になされたと米沢副議長は、個人的にはお考えなのかどうか、もう一度最後に確認をしておきたいと思います。

それから、引き続き進退についての意思の表示を求めた以上は、それをやはりきちんと守っていただくように、再度議長に対しては働きかけを行うべきであろう、そういうふうに思いますので、その努力をお願いをしておきたいと思います。１点だけ確認をしておきます。

○副議長（米沢照男君）　お答えをいたします。

先ほど読み上げた文面ですけれども、これは文書による間接的な意思表示というふうに私は受け取っております。しかし、代表者会議では、これを進退に対するきちっとした高橋議長の意思表示、というふうには受けとめていません。なお、引き続き代表者会議への出席、そして、態度表明を求めるという立場であります。そのように御理解いただきたいと思います。（「関連」と呼ぶ者あり）

○副議長（米沢照男君）　市川資信君。

○１９番（市川資信君）　先ほど質問して、古賀議員の質問にちょっと関連するんですけれども、事務局長に１点お尋ねしたいんですけれども、何か今回の定例議会にも高橋議長は出席するような態度表明をした、というようなことを聞き及んでおるんですけれども、それは事実だったのかどうか。今、図らずも、副議長が事態はそれほど甘くないんだと言って、自分で初めてその事態の厳しさというか、空気を察知して欠席届を出したんだ、というふうにもとれるんですが、その点の事実経過というものがあったらば、ちょっと答弁してください。

○副議長（米沢照男君）　議会事務局長。

○事務局長（岩沢代吉君）　それでは、ただいまの御質問でございますけれども、特に１２月からの定例会ということに出席するということは、前もってそういうことはございません。したがいまして、私の方といたしましても、先ほど副議長の方から文書を朗読いたしましたけれども、あの内容に基づきまして、今定例会までには何とか明確な回答が得られるんではなかろうか、こういうふうなことでおりました。特にくどいようでございますけれども、特に出席云々ということにつきましてはございませんでしたので、お答えいたします。

○副議長（米沢照男君）　これより日程第１、行政報告を行います。

市長から行政報告を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　９月議会以降、今定例会の間の行政事項につきまして、文書をもって報告を行っておりますが、私より主要な４点に関し、この際報告をいたします。

その１は、高幡、豊田南の二つの区画整理事業に関する都市計画決定についてであります。

去る１０月２５日、東京都都市計画地方審議会において、両土地区画整理に関する事業案が上程審議され、都市計画決定のための手続とその承認が得られました。これを受けて、東京都及び日野市は、都市計画法第２０条の規定に基づき土地区画整理事業の告示を１１月１２日に行い、両事業の名称、施行区域、面積等が確定いたしました。なお、事業認可の予定としては、高幡は明年４月、豊田南は同じく８月を目途として事業に着手してまいりますことを御報告いたします。

今回そのために必要な施行規程を定める条例を提案しておりますので、よろしくお願いをいたします。

次いで第２は、公共下水道の一部（百草、落川地域）供用開始についてであります。

既に公表したとおり、この１２月１日から百草、落川の一部地域に公共下水道の供用開始を行うことになりました。供用開始になりますのは、南多摩処理区に属する１１ヘクタールの面積で、現在は約３００世帯であります。この処理区内は、下水道幹線の進捗に合わせ逐次供用を開始し、６３年度末には整備を完了する予定でおります。

なお、水洗化工事の普及につきましては、金融機関の協力を得て、トイレ改造に要する資金の融資あっせん制度を設けて利子補給を行い、奨励の裏づけを行う考えであります。

今後とも、下水道事業を促進して市民要望にこたえ、全市への普及に重点的な行政努力を払う方針でありますことを報告し、御理解、御協力をお願いいたします。

第３といたしまして住民登録のコンピュータ化による事務開始について御報告いたします。

かねてより、行政事務の改善のため電算化計画を進めてまいりましたが、その準備が整い、去る１１月２５日から窓口事務にコンピュータ処理を開始いたしました。このコンピュータ処理により、住民登録に関する各種届出、証明が取り扱えるようになったのを初め、国保の資格得喪処理、選挙人名簿等、１０課２１の事務を電算処理することができるようになりました。

なお、戸籍関係につきましても、明年１月からファクシミリによるサービスをするよう準備を進めております。

今後とも事務の活用にこの方式を積極的に取り入れ、利便化と能率化に努める考えでありますことを報告して御理解をお願いする次第であります。

第４は、千代田自工の転出と跡地利用についてであります。かねて旭が丘四丁目に所在する千代田自動車工業株式会社が業務拡張のため、埼玉県入間市へ移転する計画と跡地利用について、関係機関と協議を重ねてきましたが、その方向が成立、確定いたしましたので御報告いたします。

千代田自工の用地約4.5ヘクタールは、工業地域の指定区域内にあり、土地利用計画上では工場の立地が望ましく、エレクトロニクス分野のハイテク地帯に位置づけられる日野市域は、良好な生活環境と生産の場を兼ね備えた職住近接の土地利用を図ることが最も適当であると考えております。そこで、かかる土地利用構想に基づいて都と協議を重ねた結果、当該跡地を工場と住宅の一体的開発を行うことで方針づけたものであります。計画といたしましては、高度の先端技術を持つ横川メディカルシステム株式会社の本社と工場の立地と高度企業の一般従業員に良質な住宅約５００戸を住宅・都市整備公団に建設提供させることを考えております。

財政確保のことも考え、跡地利用の行政指導に周到な配慮を行ったこともあわせ御報告をして御理解をお願いする次第でございます。以上です。

○副議長（米沢照男君）　収入役以下については報告書のとおりですので、報告を省略いたします。

これより行政報告全般について質疑に入ります。簏野行雄君。

○１０番（簏野行雄君）　南平高校の開校に伴う事後処理について何点か質問したいと

思います。

まず排水路の件ですが、この件につきましては、９月のたしか行政報告にも質問したわけです。現在境界確定の立ち会いが拒否されて工事がストップしているというのが現状であると思います。関係地主さんとたしかこの春だったと思いますが、別の件でお会いしまして事情を伺ったことがあるわけですけれども、そのときに地主さんが言われるのに、過去の道路用地買収に絡んで非常に市に不手際があった、約束が守られていない、このことに強い不満を持っておりまして、境界の立ち会いを認めない、こういう事情のようでありました。私聞きまして、地主さんの言い分にもっともな点が非常に多いように見受けられましたので、そのことについては、たしか助役にも話したわけであります。その後、全然この件については進展が見られない。先日これもまたほかの件で会ってその後市との交渉はどうなっているかと聞きましたところ、全然市からも交渉については何も来てない、１回用地課長と水路清流課長が来ただけだ、こういうような経過のようであります。申し上げるまでもなくこの排水路というのは、南平高校開校に伴う条件であると思います。地域の皆さんのお話を伺いましても、このことは約束されていることですし、これが実現されないということについて、強い不満を持っているわけであります。何か遊水池ができているから、当面浸水については不安はないんだ、というような９月議会では助役の答弁ではありましたけれども、とにかくあの関校に伴う約束であり、条件の一つであるわけであります。その後の経過はどうなっているか、この１点をまず質問したいと思います。

次に高校用地につきましては、追加買収がなされておるわけであります。関係地主さんは２人の方がおられますけれども、この買収について幾つか条件がついているわけであります。まず第１点は、未買収のこの都立高校の用地に隣接する土地について、一部市街化調整区域があるわけであります。条件がいろいろ変わってきて、確かにそのまま残しておくのは不適当だ、むしろ市街化区域に変更すべきが客観的にみましても適当であるというふうにも思えるし、当時契約について、これが一つの市でもこの区域変更に努力するということが条件の、口頭ではありますが、ようであったふうに聞いております。その後のこの件についての経過はどうなっているのか、これが第２点。

続いて今一つ、これは用地買収の契約が５８年の１１月３０日となっておりますから約２年経過しているわけです。この買収区域の西側に藤三郎線というのがあります。それの現状は、

非常に6尺道路でしょうか、狭いわけです。図面で見ますと、ちょうど南平駅から川崎街道へ出る、それを真っすぐ南へ行って、都立南平高校に一番最短ルートになるわけであります。開校されますと、通学路として最も利用されるのではないか、と見られるわけでありますけれども、この道路を拡幅するというのがその契約についての条件の一つになっているようであります。約2年経過しているわけですが、この約束が全然今まで手をつけられていない。地主さんから強い不満がありまして、私のところへ先日来まして、その後どうなっているのか、全然約束が守られていないんではないか、こういうような強い意見があるわけであります。その辺の経過がどうなっているか、これが3点目。

4点目に、高校用地となった以外の市で買収した土地の中に皆様これはいつでしたでしょうか、2年前の議会で、大分用地買収について問題があって、論議されたことがありましたから御記憶のことと思いますけれど、墓地があるわけであります、あと緑地で残っている中に。たしか大里2号線の市道路線の廃止について論議されたことがあるわけです。この春だったでしょうか、関係地主さんが2人おられるわけですけれども、できたら地区外にほかの土地を求めて墓地を移転したいんだ、というような意向のようでありましたけれども、この件も助役のところへ話を一応は持っていったわけですが、市ではそういうことは考えてないんだ、緑地のまま残すんだから当面墓地が中にあっても支障がないんだ、というようなそのときの助役の話だったわけでありますが、現在その件についてどう考えているか、以上のことを質問いたします。

○副議長（米沢照男君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　南平高校につきましては、9月の議会で御報告申し上げまして、東京都との関係につきましては、全般の造成工事というのが7月の後半に完成しまして、8月の2日に東京都との金銭的なあるいは土地の引き渡しというものを完了して大詰めにまいっておるわけでございます。現在のところはお話にございました藤三郎だとか、田中32号線、33号線の要するに市へ引き渡す道路地積を確定すれば一切が完了、こういうことになるわけでございます。その中でおっしゃるとおり、お2人の地主さん近隣の方でございますけれども、ちょうど高校の敷地に東西にお並びになっていらっしゃるお2人の地主さんからやはり大変な御協力をいただいておるわけでございます。その中で、ちょうど庭先までが市街化区域、それから、庭先から南の高校用地にかけては調整区域になっておるわけでございます。これにつきましては、確かに完成した後で、市街化区域にしてくれないだろうか、というふうな要請がござ

いました。非常に重要な事項でございますし、それから、都市整備の方で、やはり見直しの時期に東京都の方針等と合致すれば変更していく、というふうな事柄のものでございますので、できるだけの努力ということは都市整備部長等と協力しましてというふうなことで、市街化区域にいたします、というふうな約束等は到底でき得ないわけでございますので、そういう努力をいたしていきたい、というふうなことで地主さんとは買収当時にお話をしておるわけでございます。これにつきましては、今後の市街化用途地域の要するに見直しの時期に担当部局と相談してまいるつもりでございます。はっきりした市街化区域にするんだという約束はでき得ないわけでございますので、できるだけの難しいものなんですよ、それから日野市の中におきましても調整区域という区割りがほとんど市街化区域が多うございまして、非常に残された区域というふうなこと、それから申し上げましたのは、南平台との兼ね合い等いろいろございます。ほかの地域との兼ね合いもございますので、そうそう軽々なお約束はできないものでございますので、その節にはまた御相談しますし、そういう努力を担当部局と相談してまいりたい、というふうな約束をしておるわけでございます。その程度に御理解いただきたいと思いますし、努力は努力として地主さん　買収の際に約束したといいますか、そういう努力の約束だけは果たしたい。事柄は非常に、ですけれども、全般的な用途区域関係から考えますと難しいものでございますので、誠意を持って対応していきたい、こう思っておるわけでございます。

それから、排水路の件でございます。南平高校につきましては、現状はいろいろと学校の敷地の中におきましてもいっさん水が出た場合でも相当調整できるような機能になっておるわけでございますけれども、前々からの例から見ますと、土砂が流れたり、一遍に水が南平用水に流れ込んだりというようなことがございますので、南平用水の改修を下からちょうど行っておりますので、その延長を上の部分についてちょうど南平台のみなみが丘というところのちょうど下にまで現状は来ているんですけれども、そこのところの測量を早くやりたいというようなことで、その用水路に田んぼをお持ちの地主さんに前々から測量立ち入りを許可していただくようお願い申し上げてきたところでございますけれども、それに関連しまして、七生中学のちょうど市営住宅の前を南北に走るちょうど京王線沿いの道路でございますけれども、その中に市で買収したつもりがまだ残っている地主さんの土地がございます。あわせて解決していきたい。それから隅切りの問題もございます。いろいろございますので、全部解決したいということで、何回か直接私参りましてお願いしておるところでございますけれども、ちょっと条件の

方をもう少しゆるやかにしていただきませんと、話が前へ進まないというふうな状況等もございます。いろいろとことしは４月だとか、あるいはその後の都議選というふうなこと等で、場所に行くにしても相手側との時期がございましたので、ちょっと遠のいておるわけでございますけれども、私の方のお願いとしましては、もう少し条件を世間並みにしていただいて、それで用水の方の立ち入りも許可していただき、それで残っておりますところの道路ですか、それから、道路の周辺に市で持っている土地がございます、それとの交換がございます。交換条件について、もう一度やはりできる相談をお願いしていきたい、こう思っておるわけでございます。それから、排水路についてはもういいやというふうな考え方じゃございません。７月の１４日でございますか、御存じのように、大変な大雨が降りまして、多摩平の六丁目で大きな浸水があったというふうなこと、こういうふうなことでございますけれども、そのときには、３０分であの地域で４２ミリ、それから日野では４５ミリ降った、という７月１４日でございます。このとき私も現地に飛びまして、いろいろと水の流れを全部見たわけでございますけれども、大変な豪雨でございましたけれども、南平の用水路は、何とか肩よりちょっと下ぐらいのところで十分に飲み切れた、とこういうふうな状況でございます。

それから、南平高校の中に設けました新たな遊水池、湛水池――遊水池でございますけれども、そこは４２ミリの３０分の集中豪雨でございましたけれども、大体１５センチ、１メーター８０まで水がためられるわけでございますけれども、１５センチ、大体１０分の１以下の42ミリでもそれまでしか水位が上がらなかった、まだまだ遊水機能に十分な余裕があるということと、それよりも大里１号線を通りまして、都道を通ってそれで南平用水へ流れるわけでございますけれども、アルプスのところからの排水とかなんかを調整しまして、十分に南平の用水の水の流れについては、まだ多少余裕がある、こういうふうなことで、ことしの計画は、地主さんから早くお許しをいただいて、抜本的なことをするのが１点、それがなかなかというふうな状況でございますので、みなみが丘の下から上流ですね、かわら屋さんから。全体について水路清流課でもってもっと流れをよくする、深くする、幅をとれるところは幅をとろう、とこういうふうな手だても考えておるわけでございまして、これから工事に入るわけでございます。そういうふうな手だてを講じておるわけでございまして、地主さんの方には、なおここで続けて御配慮いただくようにお願いしにいくつもりでおるわけでございます。水路清流課長とか、それから、用地課長等がそのときそのときにお願いに上がっておることも事実でございま

す。２点目がそうでございます。

それから、大里２号線、お話がございました、旗野議員さんからも御質疑がございました墓地がございます。平さん名のお二人の要するに御先祖の墓地というふうなことでございます。これにつきましては、あと残地が２万平米ばかりございまして、市の緑のマスタープランという位置づけの中で対応してまいるわけでございます。地主さんの方が墓地をいろいろ菩提寺の方へ改葬するとかというふうな御計画があるようでございます。いろいろとそういう緑のマスタープランの中で、お話し合いというものが十分につくものでございましたならば、私たちの方では、それを拒むものではございません。基地の移転といいましても、私たちの方で対応できますのは、緑地としての対応でございますので、それをはるかに上回るいろんな条件での交渉ということは、ちょっと難しいんではないだろうか。いずれにしましても、話し合いは承るという考え方でおります。よろしくお願いいたします。

あと１点藤三郎をさっき申し上げました測量をしておるわけでございますけれども、この藤三郎は学校の区域内の上の方は４メーター５０に広げているわけでございます。平　駒吉さんの下の玄関口まで４メーター５０で広げていくということにつきましては、南平高校が終わりましても土木の作業としまして、前々からいろいろと土木課の方で現地の地主さん方と交渉しているわけでございます。現地の平さんの方は広げてほしいということですけれども、反対側、西側の地主さんの下には、現状でいいんだよ、広げると交通量が多くなる、自動車が入るというようなことで、難渋しておるわけでございます。平　駒吉さんにはそのことはお話を伝えてあるわけでございますし、開発公社が南平高校が終わったから土木に工事の進捗を全部お任せしてあるわけでございますけれども、開発公社の理事長といい、助役といい、私でございますので、要するに解決していくということについては熱意は変わりません、というこうなことをつい地主さんとこの間会いましてお伝えしておるわけでございます。代々木のゼミの曲がり角、これは９０度で２回狭い道路を曲がるわけでございますけれども、代々木ゼミと話がつきまして、もっとゆるやかなカーブで代々木ゼミの方で協力してくれる、こういうことになっております。大きな難関のところはそういうことで解決しておるわけでございますけれども、さっき言いました平さんの方の上の方ですね。上の方については、西側、下の方についてもやっぱり西側の方がこれ以上広くならなくてもかえって自動車が入ってきて大変なことになる、というふうな御意向の方もいるようでございますので、今のところ地主さんには目に見えた形で進み

ませんけれども、とにかく用地買収から、それからそれらを前提にした土木の方で道路の形をどうするか、というふうな形を今やっておるわけでございます。さっき言いましたように、開発公社が南平高校を一応完了をしたという形ではございますけれども、私今同じ助役をしておるわけでございますので、同じ熱意でこのことを進めたい、こう思っておるわけでございます。建設部の方につきましては、そのつもりで督励してまいりますので、よろしくお願いします。

○副議長（米沢照男君）　旗野行雄君。

○１０番（旗野行雄君）　１点の調整区域から市街化区域へ区域変更をしてもらいたい、という問題ですが、これは確かに前回５６年に区域変更があった、おおむね５年ごとに見直すんだ、ということで来年ないし再来年になるであろう、ということは担当者に聞いておりますし、その際御配慮願いたい。その前には無理であろう、ということは理解しております。この点は結構です。

排水路の件ですが、交渉しているという答弁ですが、事実は、この春以来ほとんど交渉はなされていない、交渉は中断のままだ、実際は、というのが事実であろうと思います。これは別に高校関係ばかりではなく、あの排水路については、上流、つまり南平駅周辺が非常に排水に困っているわけです。そして、あの排水路が完成すれば、それにつなげてその辺の浸水の不安も解消されるのではないかということで、大きな期待を持っているわけです。これがなかなか今のような事態で解決しないということに強い不満を持っているわけです。その辺もありますので、遊水池ができているから当面不安はないんだ、ということではなく、なるべく早い機会にこれの排水路を完成してもらいたい。用水路を兼ねているわけですから、夏の期間は工事ができないわけですよ。今しないと来年の秋以降でなければ工事ができないわけですから、ひとつ誠意を持って地主さんとも交渉してもらいたい。このことを要望しておきます。

藤三郎線の拡幅については、今助役の話を聞くと川崎街道から一番近い部分が地主との交渉が難しいということのようなことも言われておりますけれども、既に契約が５８年の１１月３１日ということですから、２年以上経過しているわけです。別に地主さんとのその当時の約束では、川崎街道に近い部分が拡幅されなければ――旧道ではございません。代々木ゼミの南側に、そこまでの曲がりくねった藤三郎線があるわけですが、それの拡幅も一緒でなければだめだ、ということでは話し合いはなかったようですね。ひとつそちら側だけでも約束は約束ですから、まして関係地主さんが用地買収には拡幅には応ずるんだよ、ということを言っているんですか

ら不可能ではないわけです。できれば開校すれば来年の春、当然通学路になるのは目に見えているわけですから、もっと以前に拡幅しておくべきだった、約束を守って。その辺は残念ですが、今となってはそんなことを言っても仕方がないから、なるべく早い機会に地主さんとの約束を守って、この場所だけでも拡幅してもらいたい、そのことを要望しておきます。

それから、墓地の件ですが、そのときに今助役の答弁でも、緑地の中ですから、当面市としては移転しなくても障害はないんだ、というような感触の答弁でしたが、これは５８年の第３回定例会の議事録ですが、助役の答弁でこういうことを言われているわけです。この問題につきましては――ということは、これは墓地ということですが、ほかにも申し上げておるわけでございますけれども、お二人の地主さん方もおっしゃっているわけなんですけれども、お墓をお持ちの地主さんでございますけれども、山の奥というふうなこと、それから周りを市が今度買収しました土地に囲まれているというふうな状況の中で、もっと里の方へお移りしたいというふうな御意向を持っているようでございます。私たちの方は、今後そういう交渉等も進めていきたい、こう考えておるわけでございます。お二方の方もそのように考えているようでございますので、その意に従いまして里の方へ移していく交渉もしてみたい、とこういうふうな議事録に発言が残っているわけです。これも既に２年経過しているわけです、その時点から。全然交渉はされていないわけです。この春、助役のところへ地主がこういう意向だ、と墓地の所有者が話をしたときにも全然そういう話はなかったし、これもいわば約束不履行じゃないか、私は思っているわけですけれど、どうですか、全然話し合いは今までしてないと思います。

○副議長（米沢照男君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　里の方へお移りになる、それについては市の方で対応する、というふうな約束等は行っておらないわけでございます。あそこには大里２号線という旧道が、墓地がございますので、３８年当時そのまま旧道を残し、もう一つの枝線があったわけですけれども、それも残しておるわけでございます。当時、問題になりましたのは、墓地の要するに面積でございます。公簿上の面積が、実態はあそこにいろんな境界を示すような墓地の植栽がございまして、それを尊重しまして、あそこに大体墓地の面積を確定したというふうなことで、公簿面積からいうと、大分広い墓地の面積になっておるわけでございます。当時はそういう交渉の中で、この話は落着しておるわけでございまして、私たちの方から、要するにあそこの南平の買収した用地の中から外へ出てほしい、というふうなこともありませんし、向こうの方か

らもどうなんだ、この際に外へ出たいから、とこういうふうな話ではございません。もっぱらさっき言いましたように地積の確定が中心の考え方でございます。ここへ来て地主さん方の方から里の方ですか、あるいは菩提寺なりに改葬したい、こういうふうな御意向があるようでございます。これについても、一切お話に乗りませんということではございませんけれども、我々の方としましては、あらゆる改葬費用を市が全部負担して、というふうなことではなかなか話は成立しないんではないだろうか。あそこの要するに緑地帯、緑地あるいは緑のマスタープランの中の緑地ということでの位置づけての買収なら、私は応じてもいいんじゃないだろうか、とこう考えておるわけでございます。あらゆる費用をこの中から解消し、何かいろんなものを負担するということについては、土地の要するに取り引きの一つの常識というものを踏まえての買収なら結構ではないだろうか、それを区画整理の中の移転、あるいは墓地の改葬というふうな評価ではちょっと無理ではないだろうか、こう思っておるだけでございます。その点だけが二の足を踏んでいるわけでございまして、御希望があって話が成立するというものでしたら、十分おこたえできるんじゃないか、こう思います。

○副議長（米沢照男君）　簗野行雄君。

○１０番（簗野行雄君）　助役はそういう約束をしてない、確かに文書に書いた約束は交わしてはないと思いますけれども、今の議事録を今少し読んでみますと、そうすることによって、今論議されているようなつけかえ――これは市道廃止、路線の廃止についての論議ですけれども、まず一番先にそういう里の方にというふうな御意向もお持ちのようでございます。そして、改葬していきたいというふうな御意向も伊藤部長に漏らしているようでございますので、その点について話を進めていきたいと。市の土地の中に、周りを囲まれた墓地がございます。そういうふうな、市側にとっても利用上問題点もございますので、お墓に対して問題点と申しちぁあれなんですけれども、そういう面もございますので、御意向を尊重して里の方へのお話を進めていきたい、こう考えておるわけなんですけれども……。これが助役の答弁なんです。今、地主の条件がどうのこうのという以前に、全然地主との話し合いがなされていない。過去もうこれ２年以上たっているわけですが、そういうことを言っているわけです。私もたしかこの春だと思いましたが、地主さんこういう意向なんだけれどどうなんだ、と助役に言っていったことがあるわけですが、そのときにも、助役は当面市ではあそこに墓地あったって問題ないんだということで、交渉については全然乗るような意向もなかったわけです。どうも話し

合いもしないで、条件がどうのこうのということはおかしいんではないかと思うわけですが、どうですか。

○副議長（米沢照男君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　５８年ですか、５８年のこの問題になりました１２月の暮れの議会じゃないかと思うんですけれども、５８年の暮れ１２月で、やはり話があったわけですけれども、そのときはさっき申し上げましたように、暮地の全体の面積、墓地を持っていらっしゃる地主さん平さん方お２人でございますけれども、要するに面積が主たる我々の方との話の焦点それからそこへ要するに墓参に参ります大里１号線ともう一つ枝線があるわけでございますけれども、それを残してくれ、というのが話の焦点でございます。ですから里の方に帰りたいというふうな御意向は、確かに伊藤部長等が直接平さん等にお会いしておりますのでお聞きしておるわけでございますけれども、それは約束とか、話とかというものではございませんで、地主さんの内々の希望というか、あるいは将来そうしたいというか、願望でございます。ですけれど、そのときの御意向としては、あそこに墓地を置くんだ。それから道路はやっぱり通わなきゃならんからそのままにしてほしい。それから地積については、いろいろと四角に植栽してあるわけですから、それを尊重しなさい。これが我々の墓地の境なんだということで、それを尊重しまして、墓地が確定し、現在に至っておるわけでございますので、先々の移転については、それは全然交渉とか、話とかになっているわけじゃございません。話の経過で、私議事録の中で申し述べているだけでございます。

○副議長（米沢照男君）　旗野行雄君。

○１０番（旗野行雄君）　余りくどく言うのも不本意ですから、１点だけ今１回お伺いしますけれども、もし、この議事録に書いてあるとおり地主さんもそういう意向だし、市も意向を尊重して里の方へのお話を進めていきたい、こう議事録にはっきり書かれているわけです。約束でないといえば、ないんですが、我々はその当時の交渉した経過は知りませんけれども、議事録に書いてあるから、これを信用するよりほかないわけです。そのことで、もし地主がそういう意向を持っているわけですけれども、話し合いに応ずる意向はあるかどうか、その辺だけ確認して終わりたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　先ほどから申し上げているとおり、やはり今後２万平米ですか、

２万平米また買収しまして、４万5,０００平米東京都に譲りました。あと２万残っているところに、そういう墓地があるわけでございます。緑のマスタープランとして位置づけて、開発していくわけでございます。墓地について、地主さん方そういう御意向があるということになれば、やはり緑のマスタープランとして位置づけています緑地としての価格だとか、あるいは取り扱いがあろうかと思います。区画整理する中で、要するに移転するとか、あるいは墓地を移転して改葬するとか、というふうな同じ評価にはなかなかならんではないだろうか。緑のマスタープランという緑地公園を前提にした中での、緑地の買収というものを基本にした取り扱いになろうかと思います。そういう意味合いで地主さんの方との話はどの程度折り合えるか、そういう用意はございます。

○副議長（米沢照男君）　お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（米沢照男君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後０時２４分休憩

午後１時３４分再開

○副議長（米沢照男君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより行政報告について質疑を再開いたします。藤林理一郎君。

○２０番（藤林理一郎君）　２点ばかりお聞きいたします。

日野市新町二丁目９の１３番地でございますけれども、そのところにマンションが今から７年ぐらいになりますか、建築されております。場所は日野駅から日野坂を信号右にバイパス通りの周辺でございます。そのところに擁壁というんですか、そのマンションの建っている側、その擁壁のところから水が雑排水というんですか、それはどんな水かわかりませんけれど、擁壁の穴抜きですね、つくってある、その場所から時間的にいって、午前、午後というふうに流れているんです。それが道路に流れ込んでいるというところです。その流れている水が、浄化槽の水じゃないということは、確かに調査した結果、職員の方で言っておりますけれども、そのほかといいますと、雑排水しか考えられないんです。わき水ともいえないと思います。わき水ならいいんですけれども、その辺のところの調査していただきまして、ところがはっきりとしないというところで、質問するわけなんですけれども、これが私６月ごろから申し上げてお

りましたけれども、窓口は公害ですか、ところが、なかなかその水が出ているのがとめられないという状況でございまして、そして、それを再三にわたってこちらの方から申し上げておりますけれども、全然工事に入らないということで、どうしてそれを水を出るのをとめられないのか。夏場はいいと思いますけれども、これから先、道路に出ている水が凍りまして、それが、自転車、歩行者が通って事故でも起きた場合に、当然市側の方の責任になろうかと思いますね。それを心配して、私、再三にわたって取り上げてはいるんですが、なかなからちが明かないということで、その辺のところをひとつ市長さんが聞いておられると思いますけれども、知っておられたら、どのような形が教えていただきたいと思います。

それともう1点、これも随分私長年申し上げているとおり、駅周辺のところに大衆の便所ですね。これはもう七、八年になろうかと思いますけれども、これも全然その後取り上げているのかいないのか。そして、また市長さんが、企業と話し合いの上で解決します、ということも答弁いただいております。その後この件についてどのようになっておりますか、これもひとつ教えていただきたいと思います。2点でございます。

○副議長（米沢照男君）　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　お答えをいたします。

ただいまの御質問のマンションは、国道20号とバイパスの分かれ目、サンシャイン花沢というマンションと私ども認識しておりますけれども、お申し出によりまして、公害防災課の職員が参りまして、水抜きから出る水の成分について調査をいたしました。その結果浄化槽からの汚水ではないことも確かでありますし、また、残留塩素も認められませんので、水道水でないことも確か、わき水でもないことは確かなんです、多少汚れておりますので。そうしますと家庭などから出ます雑排水がそのマンションのどこかの弁が破損をしていまして、その破損をしているところから浸透をして水抜きに水が出てくる。公害防災の立場から水抜きから水が出るということは、かえってこれは奨励すべきことでありますけれども、その水の行き先がきちっとしていませんで、道路をぬらす、そういうことで藤林議員さんの御指摘になったわけでございますけれども、原因は、升の破損による水の漏れである。このように私ども結論を下しました。そして、道路管理をしております管理課と話し合いをいたしまして、水抜きから出てくる水を歩道の管に直結するようにお願いをいたしまして、11日――明日その管理課と公害防災課立ち会いのもとで、工事を進めるように段取りをしてございます。大変おくれましたが、

そういうような事情でございます。

○副議長（米沢照男君）　2点目、市長。

○市長（森田喜美男君）　この公衆便所のことでありますが、これは公園には何カ所か大きい公園にはできております。駅周辺というのは、日野市内の駅にはどこにもないわけでありまして、私は、本来、駅の便所はやっぱり駅でつくっていただくということが原則だろうと思っております。いずれ駅の改造をこれから進めることになりますので、その際には、外からも使えるようなそういう便所にぜひしていただきたいものだと、また、そのようなことをこれからも課題として駅の改造に取り組もうと、こう思っております。

○副議長（米沢照男君）　藤林理一郎君。

○１０番（藤林理一郎君）　マンション側の方の水抜きの方から出ている、これは了解いたします。ただし、了解はしますけれども、あすということですけれども、もう少し住民側の方から要望があった場合に、スムースにもう少し対策を講じていただけるような方法ですね。私は、６月ごろ申し上げて、ちょうど今になったということになりますと、やっぱり何か事故があってからやるというようなことがあっては、市の責任で、その賠償金を住民側の方からいただいている税金から支払うということになりますから、そういうようなところから、できるだけ避けなきゃいけないということで、私の方で要望してまいったんですけれども、なかなかその工事に着工できなかった、というところにもう少しこれから先、住民側の方から要望があった場合には、やっぱり予算化されてやらなきゃいけないということになりますと、多少なりとおくれるかもわかりませんけれども、ああいうのは、先ほど部長さんが言われましたように、花沢建設さんですか、向こうの側の方の工事屋さんがやるということですから、もう少しやっぱり積極的に取り組んで早く解決するように、これから先お願いしたいと思います。この件についてはこれで終わります。

今、市長さんが、公衆便所ということで、企業との話し合いということで、大分暇いっているようですけれども、なかなか企業との話し合いは私はつかないんじゃないかなと思います。そこで、駅のところにもと交番がございました、東側に。そのところに実は駅の構内にある便所ですね、これは、今、閉鎖されておりますけれども、前々はそこで交番があった当時、かぎがかからず出入りできたわけです。その辺のところ、今すぐできないというなら、市の方から交渉してその出入口を、何らかの形で便所を使えるような方法を講じていただければよろしい

んじゃないか、このように考えております。その辺はどうでしょうか。

○副議長（米沢照男君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　ちょっと具体的に現場を見てみないとわからないですが、もとの交番の跡地をあるいは考えられないかということで、検討したことがございますけれども、あの場所には既に用途が決まっておるということで、引っ込まざるを得なくなった、こういうことがございます。今のお話は、つまり非常に急ぐ場合は、何かそういう便法がないかということのようにも伺えますので、具体的に当たってみたい、このように思います。（「了解」と呼ぶ者あり）

○副議長（米沢照男君）　馬場弘融君。

○８番（馬場弘融君）　２点お伺いをします。

一つは、先月の３日、日野市の功労者が表彰を受けた。これは例年やっているわけですけれども、表彰を受けたわけですけれども、ちょっと私疑問に思ったのは、当然、今回の表彰を受けるであろうと思われた人が入っていなかった、これが複数名でございます。具体的に名前を申し上げませんけれども、そういうことがありましたので、何か違った基準が設けられたのかどうか、これを伺いたいと思います。これが１点。

次の点は、今月の１日号の広報の中で、市長室からという市長の文章が載っているわけですが、その中で一つだけお伺いをしますが、平和公園グラウンド（仮称・仲田緑地）は６２年に供用開始というのがあるんですね。この平和公園グラウンドという名前について、どういう経過でこういう名前が出てきたのか、ということを少し前のことを踏まえて御説明をいただきたいと思います。以上２点お願いします。

○副議長（米沢照男君）　総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　第１点につきましてお答えいたします。

過日１１月３日、功労者４８名を表彰させていただきました。それで今御質問の何か違った基準でというようなお話でございます。これにつきましては、既に表彰条例というのが、昭和４３年スタートしましてから、ここで１７年になるわけでございますが、その間５４年ですか、大幅な条例改正を行いまして、現在の条例がほとんどでき上がった、という経過がございます。そして、ことしの６月にまたお願いいたしまして、さらに補足的なものを入れていたということで、広報にも一番最初に出ております市民自治功労というような形の項目でございますが、

前は地方自治功労という１本でありましたのを、そういうふうに分けたというような一つの例でございますが、そういうふうな中でやってまいりました。それで、この表彰につきましての基準でございますが、条例、それから規則等に合わせましてそれぞれの経験年数、そうしたものを基準にしておるわけでございますが、今回審査会というのがございまして、表彰を決定する審査会、これは６名の方々の委任を受けましてやっておるわけでございますが、この審査会が、最終的に表彰の決定権を持っておるわけでございます。その審査会を１０月の１１日に開きましたんですが、それに一つの方向といたしまして、表彰の見直しではないんでございますが、基準はそのままにしてきましたんですが、今まで当市のために貢献されたということも多々あるんですが、より一層これが表彰の意義があり、有効ならしめるということで、ちょっと具体的に申し上げますと、若くして一つの表彰を受けられますと、再度表彰ということがないわけでございます。ある場合は、再度表彰というのは基準にもありますように人命救助、徳行のところでございますが、善行とか人命救助、あるいは発明、発見をされた功労者というような方でございまして、そうした中で行ってまいりましたので、どちらが優先するかということは、それぞれのときで判断されますが、若い方がもう少しやはり日野市の行政になお将来も有意義な貢献をなさってほしい、というような願望も含めまして、一定の基準といたしまして今回男の方６０歳、女性の方５０歳を基準にして、そしてここに４８名の方を表彰の基準にしたというような形でございます。そういう一定の基準をもちまして審査会にお諮りいたしまして、そして、審査会の了を得まして、１１月３日の表彰を行った、そういう経過でございます。

○副議長（米沢照男君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　ただいま、もとの農林省跡地に仲田緑地という仮称で公園グラウンドを造成しつつあります。来年は完成を見ることになる予定であります。それでいずれ公式名称もつける必要があると思っておりますが、日野市は平和都市宣言を行っておる市の立場でもございますし、そのような名称が市民に理解をされて、そして、平和運動の一つの広場となれば幸いではないか、こういう考え方を持っておるわけであります。今後、日野市のこの公園造成を展望してみまして、恐らく一番大きい日野の玄関に相当する場所でもありますし、仲田という地名ではちょっとイメージが出ないではなかろうか、こういうこともございまして、そういう考え方を持っておる。そういう目標のもとにまた広場としての機能も持たせたいものだ、こういう考えを持っておるわけでございます。

○副議長（米沢照男君）　馬場弘融君。

○8番（馬場弘融君）　逐次1点目から再種問いたしますが、ともかく条件と規則を見ましても、これことしの6月でしたかね、改正されたのが。そうですね。改正されたんですが、その中には今おっしゃられた年齢基準といいますか、そういうものが全然載ってないわけですね。今、部長のお話ですと、ことしからそういう基準といいますか、男60歳、女50歳以上といいますか設けたというんですね、これかなり重要なことだと思うんですよ。これ条例ないしは規則の中で、これからは市の表彰を受けられる方は、先ほど説明にもありました、徳行ですか。人命救助等を除けば、このくらいの年齢以上の方に上げるんですよという規定をどこかに設けて、しかる後に今年度の表彰からこうなりました、というのであれば、納得ができるんですけれども、せっかくこの6月に改正をした新しい条例規則があるにもかかわらず、そこには載っていない、また新たな基準というものが今年度から設けられている。しかも、今のお話のように、表彰審査会というのがあるんですけれども、その審査会の中で、一般のメンバーの中からこういうふうにしたらどうか、というふうな議論があって、それでそういう決定を見たというんであれば、またわかるんですけれども、そうではなくて、用意をされた方の事務局側、理事者側の方で、あらかじめこういう基準でことしはやりたいと思うんだ、というふうにお諮りをした上で、審査会の了承を得たという説明でございました。これちょっとおかしいんじゃないかなあ、と思うんです。さらに申し上げますと、ちょっと前の広報に例年そうですけれども、功労者を推薦してくださいと市民に呼びかけているんです。ことしの場合は7月15日号で、表彰候補者の推薦をしてほしいという呼びかけを市民に対して広報を使ってやっているわけですね。それを見ますと、まさに条例と規則に基づいていまして、年齢制限がありますよ、なんていうことは書いてないわけです。ですから、もしそういうことを全然知らないで、いろんな形で各種団体の方が推薦をされたとすれば、これは実際あったかどうかわかりません。かなりの方がカットされたのではないかな、という気がするわけです。実際、私もわかりませんけれども、それ以外にも一番初め私が申し上げましたけれども、少なくとも私は2名の方を間違いなく今回の表彰を受けられるであろう、その方が望むか望まないか別にしまして、出さなければいけないであろうという方が、年齢の関係でカットされている、ということを知りまして、条例、規則との関連で大変まずいんじゃないかなと思うんですね、行政の進め方として。これ市長にこの辺のお考えをまず伺いたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　大切なことだと思います。この表彰条例、年齢制限という形は今までとってなかったわけでありますが、たまたま４０代早々という若い方もまた対象になかったということでございました。それで国の表彰などを見てみましても、やはり一つの人格が完成されるある年齢というものがおのずからあるんではなかろうか、こういうこともございまして、特にことしは推薦の員数もたくさんおられたように思います。それで、やっぱり１年に３０名とか、４０名台とか、余り偏るのもどうかということもあるように思いますし、ことしは男女差ということも確かに指摘されることがあるかもしれませんが、そのような考え方を持ちまして、これを慣例化し、また規則化もしていくことになると思っておりますが、そういう考え方でございます。

○副議長（米沢照男君）　馬場弘融君。

○８番（馬場弘融君）　表彰を受ける方が、ある一定年齢以上であった方がいい、ということはよくわかるんです。内容はよくわかるんです。ただ、条例とか規則に、そういうことが全然ないんです。ないうちに先に実態としての表彰を実際問題としての表彰を条例、規則を先取りするというか、先行しちゃってやる、というその行政の仕方に問題があるということを私申し上げているんです。ですから、今、市長がおっしゃったような意味合いのことはよく私もわかります。ある一定年齢以上の方が、表彰に相当するであろうということはわかるけれども、だったら、ことしの６月に改正したんでしょう、ほとんど改正しているんです、かなりの部分を。だからそのときにもう既にわかっているんだったら、規則のどこかに年齢制限を設けるとか、おおむね何歳以上にしますよ、ということを入れておけばよかったんじゃないですか。そうすれば、一般市民の方が間違って推薦してというとおかしいですけれども、絶対これはだめだな、と思って推薦するような方はいないと思うんです。今回の場合は、恐らくそういうことを知ないから、市長、今ちょっと違ったことをおっしゃったけれども、一昨年ですかね、４０そこそこの方もこれを受けているんですよ。というのは、消防団で２０年やりますと、例えば４０歳でやめても受けられたんですよ、今まで。実際いました。私の先輩にそういう方いましたからね。ですから、そういうことになっていると市民は思っているわけです。それが、ことしから条例の何も改正もなしに急に変わってくる、基準が設けられてくる、このやり方がおかしいだろう、というふうに申し上げているわけでございます。それで、さらにちょっと申し

上げておきますけれども、例えば若く今の条例では推薦を受けてもいい、という状況になったとする。ところが、今年度からの新しい基準によれば、６０歳ですか、男の場合はならなければいただけない。留保されるといいますか、そういうときに、例えばその方が若くしてお亡くなりになったらどうなりますか。確かに死後表彰するということももちろんできますけれども、結局、その方の今の条例に基づく表彰基準は、満たしているわけですよ。満たしているにもかかわらず、まあ待ってくれ、あなたがいただくのはあと１０年先ですよ、というようなことに実際なるわけです。ところが、その間にお亡くなりになったというような場合に、全くその方を救済するというとおかしいですけれども、そういう場がなくなってしまうという、そういうことも起こるわけで、やはり非常に重要な問題だと思うので、これは本当からいえば、条例を改正し、規則を改正した後にやるべきであったけれども、ぜひ、そういったことが今後ほかの分野で起きないように、市長はよく憲法を市政に生かすということをおっしゃっておるけれども、これは、まさにその条例とか規則にないものを、理事者側の思惟で新たに加えたというわけですから、これは非常にまずい行政だと思いますので、その点だけ強く指摘を申し上げておきます。

２点目、平和公園ですね、これも核兵器廃絶・平和都市宣言ですか、これはいいことですよね、平和ということは非常にすばらしいことで、いいことなんだけども、平和、平和と言って、口でとなえるだけで、平和は守れるか、そんな簡単なものじゃないと思うんですね。ただ平和という字を冠した公園をつくる、何とか塔をつくる、何々をつくる、ということだけで、これで私は平和市政を全面に出した市長でございます、というのはちょっといただけないと思うんですね。さらに申し上げれば、この公園は、初めの国から払い下げを受けた時点では、仮称仲田公園になっているんですね。仮称仲田公園。市長の今度の広報の文章は、間違っているんですよ。仮称仲田緑地と書いてあるんですけれど、仲田緑地は仮称じゃありません。これは現に仲田緑地でございます。これは。仮称仲田公園なんですね。それがことしの２月１５日の広報ですと、市長御存じだと思うんですね。日野スポーツ公園仮称となっているんですよね。また変わったのかなと思っていると、今度は平和公園でしょう。仮称だからいいといえばいいんですけれども、この名前あの名前といろいろ変えたり、さらにとうとう地名はとってしまって平和公園になる。これどうなんでしょうね、こういうやり方というのは。仮称仲田公園と初めにつくったんだから、今いろいろ名前を募集しています、とかいうんならばともかく、仮称仲田

公園は通した上で、できれば平和公園という必前もつけてみたいと思っていますとか、そういうことでいくべきだと思うんです。市長、いかがですかこれ、もう1回ちょっと。先ほどの答弁では余り流れが納得できなかったので、もう一度お伺いをしたいと思うんです。

○副議長（米沢照男君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　仮称という段階で、確かに私も仲田スポーツ公園という言葉も使ったことがあります。公園があってその中にグラウンドがある、こういう性格の日野市の大変財政投資も行い、また、将来にも恐らく市民行事が多数行われる場所になるに違いありません。そういう意味で、ひとつ日野市を象徴できるような名称にいずれ統一できれば、とこう思っておるわけであります。

○副議長（米沢照男君）　馬場弘融君。

○8番（馬場弘融君）　もう一度だけ申し上げておきますけれども、とにかく私ども自分の地域といいますか、近くなものですから、この問題いつも質問受けるんですよね。そのたびに説明する内容が変わってくるわけです。ついこの間も実は集会をして、仲田公園のところはこうなります、なんていうことを言っているわけです。スポーツ公園ができますとか。まさか平和公園という名前がつくとは思わないので、そういう名前は言わないわけですけれどね、いろいろ誤解を受けると思うんです。ですから仮称でもやっぱり正式な名前が決まるまでは通すべきですよ。これこの公園に限りませんよ。ずっと通して、今度これになりますとか、あるいは経過の中で新しいいい名前をつけてくださいと募集するとか、それはいいですけれども、一応仮称とはいえ、ある段階まで物事が進んでいるときには、列車に例えれば、列車がスタートするとき途中の駅へ行ったら列車の名前が変わった、終着駅へ来たらまた違う列車の名前だった、というようなもので、市民が戸惑います、これは。私どもでも説明に困りますので、今後、こういうことがないようにぜひお願いをしたいということと、何か市長初めに仲田という言葉ではちょっとというふうな余り自分の意にそぐわない、というようなことがあったんですけれども、やはり公園のあそこだけしかできないんならいいですよ。日野の平和公園でいいかもしれないけれども、まだまだ一番大きいのはあそこかもしれないけれども、緑のマスタープラン等によれば、まだまだ大きい公園がつくられると思います。そうなりますと、やはり地域名を打った公園の名前、地域の名前を持った公園、そういうふうにしておいた方がいいと思いますので、平和という字はあってもいいですから、やはり地域名もできればつけ加えるように

検討いただければと思います。一応、以上で終わります。

○副議長（米沢照男君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　５点ほどお尋ねをいたします。

まず最初に南平の都立高校の用地造成工事に伴います擁壁工事のミスについて、補修費１億6,869万円を必要としたわけであります。そして、９月議会では発注をしました日野市土地開発公社が３分の１、5,660万円、工事を請負いました鹿島建設株式会社が8,438万円、設計をいたしました日本技術開発株式会社、この会社が2,771万円をそれぞれ負担をする、という話し合いがついたという報告がございました。その後、今議会までに、この件に関しては、それぞれ会計上の処理がきちんと行われたのかどうか、処理はどうなったか、についてお尋ねをいたします。また、それぞれの負担をした三者の金額については、これが最終的に決着を見たのか、数字の確認も金額の確認もあわせてお願いをいたします。なお、この市が負担をいたしました5,660万円だとすれば、その金額は日野市のどの会計から最終的には処理をして賄ったことになるのか、その支出のもとをお尋ねをいたします。まず一つずつ聞いていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。全部聞きますか。

○副議長（米沢照男君）　まとめてやってください。古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　それでは、次に遺跡調査会の使途不明金事件のことについてお尋ねをいたします。

人は忘れやすいもので、遺跡調査会に使途不明金、森田会長のもとで発生をしたというのも遠い過去の出来事のようにとかく思ってしまうわけでありますが、これは、今なお裁判が続けられている。今、日野市政が抱えている大変ある面で暗い部分を象徴する事件であります。御承知のように、柳下　章氏がお亡くなりになりまして、刑事事件の方は不起訴処分となって、刑事訴追というのは消えたわけであります。その後民事事件については、第１、第３相続人、また、第２、第３相続人がそれぞれ相続の意思を明確にする期間３カ月間というものを間ありますので、その間いろいろお考えになったんでしょう。財産の相続権を放棄するという手続が行われたように今回の行政報告の中に、教育委員会のところに書いてございます。今後、それぞれの第１、第２、第３相続人が相続権を放棄したわけでありますので、裁判の推移というのも新たに展開をされるだろうと思います。この市長並びに遺跡調査会長が行っております民事のこの損害請求、今後どのような形で公判を維持していきたいと、この新しい局面を迎えてお考

えになっているかどうか。現在なお進行中の問題でありますので、お答えをいただきたいと思います。

それから、これも９月議会でお聞きをした問題でありますが、先日１１月の２３日から１１月の２５日まで、地域ケアをめぐる全国学術交流集会というのが開かれました。９月議会の説明では、これを前例としないということで、市長の判断によって事業費の約３分の１、１００万円を補助をすることになったという報告がありました。馬場厚生委員長のもとでも、かなり議論が行われたようでありますが、この事業、唐突にあらわれて実際行われたわけでありますが、私が取り上げました先般の福祉祭りの芸人さんといいますか、何かギターを鳴らすような人を呼んで７５万円も払うというやり方はどうなのかということで、疑問を呈しました。市長もそれにおおむね賛同されるような発言もあったかと思いますが、今回のこの同じく福祉協議会がかかわっております今回の地域ケアの全国集会、これにも講師謝礼として作家の遠藤周作さんをお願いしているわけであります。講師料６０万円ということであります。私、当日参加をなさった方にどういうお話をなさったのですか、ということを聞いてみました。お話の内容は、それぞれ皆さん受け取り方によって差異があると思いますので、内容にとやかく触れることはいかがかと思います。しかしながら、参加人員については、約市民会館大ホール市長も御出席なさったようですが、２００人ちょっとだったそうなんです。大変全国集会が２００人余ということで、数の問題で大会の成否をはかることはできないと思いますが、やはり計画というのは、十分に事前に年度初めから進めていかないと、急に思いついて事業をやるとやはりこういう結果にもなるのかなと思いましたが、この計画書を見てみますと、２００人以上の方は見えたようでありますが、大変な宣伝費をまた同時に使っております。宣伝費に５６万円、私どもの自宅にもこのチラシが新聞折り込みで入ってまいりました。ほぼ講師の謝礼と同じ金額を使って、日野市内５万枚のチラシを新聞折り込みで配る。また、ポスター、パンフレット等も印刷をして、金や太鼓で集めた割りには、市民の皆さんの関心はいまひとつではなかったかと思います。日野市の補助金の支出のあり方についても、いろいろ検討等なされておりますが、市長は、今回のこの６０万円講師謝礼を出してお願いをしたこの地域ケアをめぐる全国大会のようなものですね、どのような御感想をお持ちになっているか。この補助金の支出、また、こうした講師の選定のあり方について、行事が無事終わったようでありますので、御感想をお聞かせをいただきたいと思います。

それから、先日――今、市役所にもたくさん最近また違法なビラがあちこちに張られております。一向になくならないわけでありますが、その書いてあります内容は、いわゆる人事院勧告の実施とか、年末一時金、いわゆるボーナスのことに絡んでビラが張ってございます。この市職とは別に東京都の職員組合、いわゆる都労連も１１月の２９日に１時間ストライキを行いました。東京都ということで日野市には直接関係ないというふうにお考えになる方もあるかもわかりませんが、私たちの子弟、つまり子供たちを預かっております小、中学校の先生たちも、１時間職場放棄をしているわけであります。この職場放棄というのはいいか悪いか、もちろん違法な地方公務員法で禁止をされている争議行為でありますので、こうした職員組合によります教職員の違法ストが行われる際に、教育委員会としては、どのような対応をなさっているのか。また、こうした違法な行為を繰り返す教職員の氏名等についても掌握をしておられるかどうか、その点を確認をいたします。つまり、ストの中止を求めるような対応は教育委員会としてなさっているかどうか、その点についてお尋ねをいたします。

それから、これは最後の質問になります。このストライキとも若干かかわってまいりますが、先日、１１月の２９日に首都圏や関西などで、国電を麻痺させる１１月２９日の千葉動労のストライキ、破壊活動が行われたわけであります。これには中核派と呼ばれております日本共産党から分かれた革命的共産主義者同盟、この新左翼の集団もかかわってたくさんの４６人に上る逮捕者を出しております。ここで大変私たちが驚きますのは、この中に公務員、国鉄職員や公務員が多数含まれていた、というニュース報道であります。これらの逮捕者は逮捕されて初めて職場の上司等がそのような活動家が自分の職場にいたのかということで、一様に驚いているということが出ております。日ごろはまじめに勤務をする。特にビラを配ったり、ストライキで旗を振って大声を上げるというようなことは一切しない。しかし、一たん指令が出て動員がかかると出かけていってデモに参加をする。今回は国電等のケーブルを切るというような破壊活動に加わっているわけであります。こうした活動を終えるとまた何食わぬ顔をして戻ってきて職場に復帰をする。たまたま捕まってその管理者、また上司がそれを知るというようなことであるようであります。今回の都内の逮捕者の中には、まだ何か完全黙秘を続けている人も多いようでありますが、これは念のために確認をするだけでありますが、日野市の職員の方の中に、いわゆる長期欠勤者、もしかすると入っているんじゃないかというような対象者というような方がおられないかどうか。いるのか。もしあれば、念のため、それをお聞きしておきます

ので、お答えをお願いしたいと思います。以上です。

○副議長（米沢照男君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　１点目と、最後の同時多発ですか、１１月の２９日の件につきましてお答え申し上げたいと思います。

まず第１点目でございますけれども、擁壁の工事、思わないところのミスが生じまして、１億6,８７６万というふうな工事費が新たに要するに擁壁の補強のために金がかかるわけでございますけれども、これについての処理でございます。鹿島建設が8,４３８万ということで、２分の１の負担がそれぞれ負担という支払い関係は終わっております。精算が終わっております。それから、日本技術開発でございますけれども、現場の工事管理とか、設計とか、あるいは測量、とこういう面を担当したわけでございます。これにつきましては、総額工事請負費、あるいは委託金額含めて8,３００万ばかりでございますけれども、これの３分の１の負担を求めるということで、話はきちっとついております。ただ精算がまだされていませんのは、先ほど旗野議員さんの御質問の中で申し上げたとおり、32号線、33号線、それから藤三郎といいましても新しく高校用地の造成地部分の藤三郎の道路でございます。この３路線の市へ引き渡すところの今、最終的な測量をしております。大体お金にしまして１５０万ばかりの委託費用でございますけれども、この１２月の１５日で終わります。そうしますと、日本技術開発と日野市との中で３分の１、３分の２の要するに負担関係が精算されるわけでございます。まだ日本技術開発につきましては、３路線の最後の測量という最終の仕事が残っていますので、この１５日には測量が終わります。そこで、両方３分の２、３分の１の負担を日本技術開発から求めるということでございます。それで、鹿島と日本技術開発の負担の合計が１億1,209万4,000円とこうなるわけでございます。そうしますと、開発公社の負担は、おっしゃるとおり5,６６６万6,０００円と相なるわけでございます。これにつきましては、全額工事を担当し、あるいは設計を担当し、工事管理を担当した面で負担させるべく、いろいろと努力したわけでございますけれども、なかなか世間にはそのような状態はないようでございます。例え開発公社で5,０００万負担しましても、処理の方法としては他市で処理している現状からみますと、現実的には、私、口はばったいですけれども努力した面も評価していただきたい、こう思うわけでございます。5,6００万円の負担につきましては、開発公社の中の当面は利益剰余金を取り崩しまして、これに充ててまいるということ、それから開発公社の運営の中では、もう既に諸経費の節約もいろいろこれを

やはり負担するという意味合いで諸経費の節減も努力しております。それから開発公社で持っている土地のいろいろと市以外のところで臨時的に貸してほしいという需要が多うございます。それらにつきましても、今までは市と関係があるということで、地代等を徴収しておりませんでしたけれども、今後は応分の使用料を取るというふうな形で、開発公社の運営を緊縮化しました中で、これらの出費に充てていきたい。当面は開発公社の中にも１０億程度の利益剰余金がございます。その一部をこれに充てて市には御迷惑をかけない。長期的にはそういう運営を合理化し、緊縮化しました中から要するにこのマイナスを生み出していく、というふうに運営を切りかえたわけでございます。以上でございます。

それから、一番最後にございました三里塚闘争等で、おっしゃるとおり、郵便局員が２人いたとか、地方公務員がいたとかいろいろでございます。おっしゃるとおり、逮捕されて初めて手ぬぐいというか、タオルというか、はがしてみたらそういう教員がいた、とかいうふうなことでございます。自治省の方からもこれらについての注意、いろいろ来ています。市では、それらに沿ってあれしていますけれども、全然、それに該当する職員だとか、関係する職員はいない、そういう状況でございます。

○副議長（米沢照男君）　教育次長。

○教育次長（小山哲夫君）　御質問の第２点目のいわゆる遺跡調査会の使途不明金をめぐる今後の民事裁判の対応は、どういうふうに遺跡調査会、あるいは市側は対応していくのか、という御質問に対しましてのお答えをさせていただきます。

御存じのとおり、この使途不明金に関しましての民事裁判につきましては、遺跡調査会を原告といたしまして、柳下　章氏を被告人とし、昭和５８年７月２１日、地方裁判所八王子支部に対しまして2,１２２万3,１２４円の損害賠償を求めてまいりました。柳下　章氏が本年４月３０日の日に死亡いたしましたけれども、その間、８回の公判を開いてまいりました。なお、その中で、柳下　章氏がいわゆる横領したと自認をし、供託をいたしました１６９万1,３３３円というお金につきましては、その間、いわゆる損害賠償金の一部という形の中で、これを払い下げまして、遺跡調査会の弁償金の一部に充当した、という経緯がございます。しかるに４月30日の日に柳下 章氏は亡くなられました。そこで、先ほども御質問がございましたとおり、我々といたしましては、今後の裁判につきましては、その被告人の相続人でありますところの第１、第３相続人、つまり妻子でございますけれども、これに対しましての裁判を継承するよ

うに依頼をしてまいりましたけれども、これに対して第１相続人は放棄をした、という経緯がございます。そこで、先般１１月２２日の日に第１１回目の公判が開かれたわけでございますけれども、その際には、いわゆる第２、第3相続人でありますところの兄、妹に対しましての裁判の継承をお願いしましたところ、これまた第２、第３相続人も放棄をするというふうな形で相手側の弁護士から、それに対しての報告がなされ、これが受理されたわけでございます。なお、その際に、結果的には被告人がいなくなり、そして、それを受ける相続人がいなくなってしまったということで、裁判を争う相手がいなくなってしまったわけでございますけれども、民法９５１条の規定によりますと、これらの相続人がいなかった場合には、第三者がいわゆる法人組織をつくって、その中に財産の相続管理人これを選定いたしまして、そして被告人並びに相続人にかわって被告人の財産を処理する、処分する、そういう権限がある法人組織をつくることができる、という規定がございます。それに対しまして、原告側として、その第三者である法人組織をつくって対応する意思があるかどうか、というそういうふうに裁判官から申し出があったわけでございます。我々といたしましては、遺跡調査会が、この損害賠償を提起しているわけでございます。私個人としても出席いたしましたけれども、私個人の意思では、決定いたしかねます。当然理事者並びに遺跡調査会の役員等の意見も必要でございます。また、弁護士がおるわけでございますので、専門的な立場からの弁護士の意見も必要であろうかと思います。そういった意味で、一応、これにつきましての回答は、しばらく時間を猶予してほしいということで、先般の第１１回目の公判につきましては、中断をされたということがございます。そこで、我々といたしましては、今後のいわゆる第三者の法人組織をつくるかどうかということにつきまして、いろいろと検討を進めてきたところでございますけれども、先般１１月２５日というふうに記憶をしておりますけれども、地方裁判所八王子支部の裁判官から私どもの代理弁護士であります２人の弁護士に対しまして、被告人が死亡し、そしてまた第１、第２、第３の相続人がいなくなってしまった現在において、結果的には裁判を継承することについては、仮に争ったところで第三者法人をつくったとしたところで、究極の目的であるいわゆる損害賠償を被告人から請求したところで、これが果たして現実問題として、受け取れるかどうか、というふうな問題がありますので、できることならばこの裁判につきましては、原告側の方として取り下げの方向で検討してまいりたいというふうな強い勧告を受けたわけでございます。我々といたしましても、弁護士と十分に相談をし、これに対する対応策をいろいろと検討してま

いりましたけれども、やはりそういう柳下　章氏が死亡し、相続人がいなくなってしまった。しかも、柳下　章氏の財産等を勘案するところほとんど財産もないんじゃなかろうか。しかも、これ以上争ったところで、究極の目的である、いわゆる損害賠償というものが実際に市側の方に返ってくるのかどうか、大変これは危ぶまれる問題である。そういう意味で、やはり裁判官の方の強い勧告を受けて、やはり取り消さざるを得ない状態に来ているんじゃなかろうか、ということでございます。私どもといたしましては、遺跡調査会が一応告訴しているわけでございますので、１１月２６日の日に急遽遺跡調査会の役員会を開きまして、それぞれ役員等の御意見を承ったわけでございますけれども、裁判官の方での強い勧告を受けて、取り下げをすることもやむを得ないだろうというふうな結論に達しました。理事者の方にも顧問弁護士からそれらのお話が行っているかと思いますけれども、１２月１３日の日が第１２回目の公判でございます。その際、裁判管の方からその勧告があろうかと思いますけれども、その際には、これを受けざるを得ないではなかろうか、というふうに私どもは考えておるところでございます。以上でございます。

○副議長（米沢照男君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　第３点目の地域ケア全国学術交流集会についての御質問がございました。この集会につきましては、日野市の難病検診が第２０回、１０周年を迎えたということを記念いたしまして、地域ケア学術交流集会実行委員会を主体とする集会が、１１月２３日から２５日までの３日間市民会館及び市の庁舎を使って交流集会が持たれました。これにつきましては、まだ詳細な報告を聞いておりませんけれども、参加者といたしましては、北海道から沖縄まで多種多様な学術者、あるいは研究者等の集会として内容的にはかなり盛り上がった熱のこもった集会であった。また、２４日の日におきましては、文学者の遠藤周作氏を呼びまして、講師料６０万円をお払いしたわけでございますけれども、「一患者の願い」と題する講演が行われたわけでございます。雨の中でございました関係もあろうかと思いますけれども、約２５０名程度の、あるいは３００名程度の参加者かと思いますけれども、参加いたしました。その後報告はさらになされると思いますけれども、中間報告として、このような集会として一応質ともに量的にはかなり宣伝を活発にいたしましたけれども、その割りには集まらなかった、と御指摘がございましたが、そのようかもしれませんが、質的にはかなり内容のある集会が持たれた、という報告を聞いております。

○副議長（米沢照男君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　第４点目の教職員のスト関係の問題について、私の方からお答えをさせていただきます。

御指摘のように、１１月の２９日の日、都労連規模におきます人事院勧告の完全実施並びに年末手当要求の実現とこういうことで１時間規模のストライキが実施されたわけでございます。教職員の場合には、一応、この問題につきまして、勤務時間終了１時間前の職場集会、こういうことで各学校ごとにそれぞれ３時１５分から４時１５分までの１時間の集会を持ったわけでございますけれど、時間が早朝であれ、午後であれその勤務時間内の行動でございますので、11月26日の日に教職員の服務基準の確保についての通達、これを各学校長の方に流しまして、当日の行動については、十分とにかく指導をして、そういう行動に入らないように、というような通達は出してございます。なお、当日の状況でございますけれど、約４割の教職員３２７名が職場集会の方には参加しておりますけれど、この氏名等につきましては、当然これストライキという形で、東京都一本としてとらえられますので、１時間の賃金カット等が個人に行われる、という観点からいきまして、氏名の方については、全部調査し、それから挙がっております。以上です。

○副議長（米沢照男君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私から２点についてお答えをいたします。

遺跡調査関係の今日の刑事訴訟に関します状況、これは今、遺跡調査会長からお答えをしたとおりでございます。大変不幸なまた確かに暗い事件でございますことを、これまでも重々反省をいたしておるところでございます。先日、代理弁護人の方の意見もお伺いいたしました。おおむね会長がお答えをした状況でございますし、私もこれはもう不幸な事件でございましたけれど、終結を図るべきではなかろうか、このように考えております。それから、９月議会で御指摘をいただきました今福祉部長の一応の答弁を行っております地域ケア学術交流集会のことにつきましては、当事者の主催者の報告というのはこれから出されると思っておりますが、特殊な分野でもございますから、地域の活動、運動としては、成果があったというふうに聞いておるところでございます。そして、遠藤周作さん、確かに私どもも後援者としてほかの所用がございましたものですから、聞くことができませんでしたが、なお、今後の日野市における地域ケア研究所、ここにかかわっていろいろなアドバイスをされる。また、御本人もそのよう

な計画を持っておられたということが今回一致できた、このように伺っております。何らかのまた活動並びに成果があるものだろうと期待をしたい、と思います。

○副議長（米沢照男君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　それでは再質問少しだけ行います。

都立南平高校の造成工事に伴いますいわゆるコンクリートの擁壁工事のミスについては、鹿島建設については、工事の完了とともに話し合いがついた後精算を終えたということでございますので、それはいいと思います。私どもが当初から市側、つまり土地開発公社では一切市は負担するつもりはない、毛頭そのような考えはない、という発言を繰り返しておられましたから、本来この土地開発公社で負担をいたします。5,６００万円についても、非常に不満でありますが、今、都立高校の建物が、姿を現実に我々見ることもできる状態になってまいりました。一つの事態がここで決着を見るということで、承服せざるを得ないと思うんですが、今、聞きますと、日本技術開発、つまり工事の設計を行いました設計監理のこの会社については、話し合いはついているけれども、まだお金の支払いは行われていない、ということでございました。理由は、まだ仕事をやっているからということでありますが、間違いなく、その仕事が終わればその話し合いの内容に従って、きちっとお金が支払われるかどうか、その負担をすることに間違いはないのかどうか、まだ何かその平行線の部分が残っているのかどうか、その辺をもう一度確認をいたします。それから、あとは土地開発公社の会計については、余剰金で処理をするということで、内部努力をしながら、この損害については、厳しく受けとめていくということでございましたので、この点は結構でございますが、こういう事態を二度と繰り返さないように、再発を防ぐような意味からも、厳しく土地開発公社、市側においては対応していただきたい。このように思います。

それから遺跡調査会のこの使途不明金事件にかかわる訴訟問題、今いろいろ遺跡調査会長並びに市長のお話を聞きますと、事態は非常に私どもどういう結論が出されるかなということで、非常に注目をしておりましたが、思わぬもと事務局長の柳下さんの病死ということで、このようなことになってきているのだと思います。だとすれば、市長は今終結を図りたいということをおっしゃっておりますが、それでは、この損害を受けました今訴訟を起こしておりますいろいろ金額については、見方はあるわけですが、とにかくこの告訴を行っております金額2,122万3,000円、この損害請求については、最終的にはだれが負担をすることで、今市長が言われ

るような終結を図るのか、決着を見るのか、その点確認をしたいと思います。なお、次の公判で、八王子表裁からの日野市の顧問弁護士あての取り下げの勧告を受けるかどうか、まだ決定はしておられないようなんですが、しかし、その方向にあるような今御答弁でございました。あわせてこの決定を受けて市長の前会長でございますから、もうこの辺でこの問題は終わりにしたいとおっしゃるのであれば、この損害金額については、具体的にどうされるのか、具体的にもう一度お聞きをいたします。

それから、地域ケアのこの行事につきましては、今市長は市が取り組むべき事業の中に含まれるといいますか、考え方に沿ったものだというようなお考えだと思います。肯定的にとらえておられましたが、少なくとも市の補助金を使って、しかも３分の１の高率高額補助を行うわけです。前例としないということでございましたが、やはり、ただ会はおおむね成功したからいいということではなくて、まずは補助金のあり方についても、今回のこうした事態を二度と繰り返さないようにお願いをしておきます。また、内容につきましても、先ほど申し上げましたが、講師とそれから宣伝費これだけで１００万以上のお金が使われているわけです。約120万のお金が使われている。こうした事業にはお金はかかると思いますが、内容の点についても、日野市が後援をしているわけでありますので、今回はまた１０周年でありますので、１５周年があるか、２０周年があるかわかりませんが、十分にそうした点を生かして、こうした事業、あらぬ批判を受けぬように十分注意をしていただきたい、このように思うわけであります。

それから、教職員のストライキについては、職員の服務基準ということを各学校に通達として伝え、ストライキには参加をしないように、という手続だけは一応教育委員会としてはされたようでありますが、実際には、私たちの日野市の子供たちを学校で預かっている先生たちが、３００人以上もこうした違法なストライキに参加をするということであります。いわゆる人を教える立場にある教師が、こうした違法なストライキに公然と参加をするということは、やはり異常なことだと思います。つまり正常ではない、いろいろな学校の問題もありますが、やはり先生方がみずからやはり法律は守る、決まりはきちんと遵守する、そうした姿勢をこうしたときにやっぱり見せなければ、教師の指導力というものも期待できないと思います。特に先日２０日だったと思いますが、日教組の統一スト、教職員組合の統一ストライキをあおったとしまして、槙枝元文前日教組委員長、また都教組の前委員長に対する有罪の判決がありました。懲役刑が言い渡されております。執行猶予１年ということでありますが、一審の罰金刑を破棄

をして、東京高裁でこうしたきちんとした控訴審の判決が出ております。特にこの判決理由の中でも、教職員のストは児童生徒の徳育面などに悪影響をもたらすもの、ということが書かれて述べられております。厳しくつまり先生たちに反省を迫っているわけであります。そうした中で行われた今回のストライキであります。東京都のこれは対応ということを待たなくてはいけないわけですが、ストライキを禁止をした現行法が、現にきちんと存在をしている。そうした中で最高裁等の判決もストライキを禁止をした法律は合憲である、という判決の積み重ねは、今まで行われ定着をしているわけですね。もう議論の余地はない、ということだと思います。ですから、違法行為はきちんと罰せられなければならないと思います。学校現場でのこうした違法行為が、今後放置されることのないように、教育委員会として厳正に対応していっていただきたい。場合によっては、氏名の公表等も含めて、日野市広報へ載せてもいいと思うんです。そうしたこと可能でございます。きちんと対応していただきたい。ただ通達を出しましたからということで済む問題ではないと思いますので、今後こうしたストライキが予告して行われるわけですね。現に今２９日に行われたということでございまして、今後の取り組みをもう一度ここで確認をしてみたいと思います。

それから、この１１月２９日の東京の国電、大阪の国電を破壊をいたしましたこの過激派の行動については、これに加担をした日野市の職員の方はいない、ということでありますので、これは大変幸いなことであります。民間会社よりも、こうした地方公務員、国家公務員の場合もそのようですが、非常に職場管理がある面ではルーズだということで、事態が初めて発生をして管理者が気づく、というようなことも多いようでありますので、日野市にも過去の活動歴がある方もいらっしゃるようでありますので、きちんとした対応をここでお願いをしておきたいと思います。この過激派の破壊活動いろいろスローガンは挙がっておりましたが、一番の眼目は、千葉動労が掲げておりました国鉄の分割民営化反対ということで行われたストで、破壊活動であります。日野の日役所の中にも国鉄分割民営化反対というビラがたくさん張られております。日野市の職員の方と国鉄分割民営化がどうかかわってくるのかよくわかりませんが、今市長の管理をしておられる人事管理の最高責任者として市長が見ておられる職員の人たちが、現に市役所の中にビラをたくさん張っております。国鉄の分割民営化というのは、もはや議論の余地のない、ここまで国鉄がくればこの方法しかないということで国鉄管理委員会等が今非常に困難な状況の中で、取り組んでいるわけですね。今国鉄の赤字というのは、御承知かと思

いますが、５８年度で年間赤字が１兆6,５００億円、実質的な赤字はこれに補助も国から受けておりますので、２兆3,０００億円、国鉄は毎日６５億円赤字を垂れ流しているわけです。こうしたことをどう打開するか。国鉄はあと１０年すればこのままなら死んでしまう、ということも言われております。年間これだけ、２兆円の赤字を抱えて、今瀕死の状態にある国鉄の改革に反対をするという職員の方が、たくさん日野市役所の中にはいらっしゃるようです。そのビラの撤去も行われていない。市長は国鉄の分割民営化に市長としてのお立場でもまた個人としてでも結構でございますが、この国鉄分割民営化には賛成なのか反対なのか、参考までに伺っておきたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　第１点目の再質問、御質問の中にございますように、鹿島建設とは擁壁の補強工事というものの半額というもので、要するに市側からの支払いを半額にしたという支払いで、精算が終わっております。それから、日本技術開発の方とは、１１月いっぱいということで、3分の１の請負った総額の8,４００万ですか、8,３００万ですか、これの3分の１を要するに日本技術開発が持つという約束が、10月の31日、日本技術開発の幹部との中に成立しておるわけでございます。ただ、今あと１５日までお待ちいただきたいといいますのは、３路線の最後の測量がまだ終わっておりません。１５０万程度の工事でございますけれども、はっきり確定してからその総額の3分の１を10月31日の約束に沿いまして、日本技術開発が支払い、要するに市から3分の２を支払う、総額の確定を待って精算がされるわけでございますので、もう1週間といいますか、１５日、月半ばまでお待ち願いたい、こう思うわけでございます。間違いなくそういう約束で精算がされるものでございます。それから、御注意を受けましたように、再発の防止に十分気をつけまして、厳しく対応していきたいと思います。5,６００万の開発公社の負担というものが、図らずも出てまいったわけでございますけれども、内部的な努力で穴埋めをしてまいりたい、という決心を固めておるわけでございまして、理事の方にもいろいろといろんな不便をかけております。それから、いろんな公社の支出面においても、とるべきものは徴収する、こういうふうなことで対処してまいる。当面は内部利益剰余金を取り崩して5,６００万円に充ててまいる、こういうことでございます。

○副議長（米沢照男君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　２点目につきましての御質問にお答えをいたしたいと思いま

す。遺跡調査会の使途不明金のことにつきましては、大変残念な経路をたどったわけでございますが、結論といたしましては、不納欠損処分をすることではなかろうか、このような見解でございます。

それから、国鉄の民営化に対する私個人の見解ということでございますが、私の国鉄に対します長い間旅行するためにもお世話になってもおるわけであります。やはり感情としては、国鉄として健在に残っていただきたい、このように思う面もございます。以上です。

○副議長（米沢照男君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　第４点目の教職員のスト関係につきまして、今後の教育委員会の取り組みも含めて、しっかりした意思を示せということでございますが、今回のストライキの場合もそうでございますけれど、一応、教職員組合といたしましては、児童生徒の授業に支障がないように、ということを前提にしながら放課後１時間のストライキを実施した。しかし、放課後といっても、勤務時間の中にあることはこれは事実でございますから、先ほど申し上げましたように、当然参加者については、氏名を教育委員会に報告し、都教委の方向での賃金カット、こういうことが先に行って行われる、そういう順序を踏む形になるわけでございますけれど、いずれにいたしましてもこの賃金とか、勤務条件、こういうものに関しての交渉と、これらの問題を今後どういう形で進めていくか。確かに教職員の今置かれている現状ということ、これは学校教育に対するさまざまな問題がいろんな角度から指摘され、新聞紙上等に連日のように訴えられている。そういうさなかでもございますし、当然、今後組合運動を進めていく時点におきましても、世論の支持というもの、これを抜きにして、ただ、がむしゃらに自分たちの主張だけを押し通していくということは、かえって組合運動そのものを、将来後退させていく、そういう観点にもなりますので、十分それらの点につきましては、今後教育委員会としても指導していくように努めてまいりたいと思います。以上です。

○副議長（米沢照男君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　まず今の教職員のストライキにつきましては、厳しく対応していただけるような今御答弁がありましたので、期待をしたいと思いますが、いずれにしましても、日教組という組織は、今組織率が５０％を割る。教師は聖職だという議論があるかと思えば、いや労働者だという議論の平行な部分もあるということで、組織的にはかなり、共産党系、社会党系がかなり入り乱れて、いろいろな確執があるようであります。特に今校内暴力と

か、いじめとか、そういう学校また教師、そうしたものに対する世間、父兄、父母の目というのも、随分厳しくなってきている状況にありますので、大っぴらにはストライキはできないけれども、、放課後児童生徒が帰った後、こそっと隠れるようにやる、というのも先生方の今のこういう世相を物語っていると思いますが、やはり子供たちに規則やまたルールを教える、という立場がやはり先生方には当然まずお手本を示す、そうした考えというものをきちんと持っていただかなくては困るわけですので、そうした児童生徒の徳育面に悪い影響を与えるような先生の行為というものについては、厳しく教育委員会において今教育長がお話しになりましたように、対応を行っていただきたい。教職員のこうしたストが学校の現場で行われないようにお願いをしておきたい、と思います。

次に遺跡調査会の使途不明金の問題について、私も最近は余り議会でこの問題については議論がされなくなりましたので、最初に申し上げましたように、いろいろ日常いろいろな問題にかまける、また新たな問題に取り組んでいくということで、とかく過去のこととして忘れがちなんですが、ここで非常に事態はまた新たな重大な局面を迎えた、というように思います。今、市長は東京地裁の八王子支部の意見、勧告を受けて、遺跡調査会としては、告訴を取り下げるといいますか、要するに裁判ではこれ以上争わない、ということを決めるという方向を今示唆されました。それを受けて市長は不納欠損としてこの使途不明金については決着をつけたいということでありますが、金額が非常にでかい。しかも責任関係も明らかである。百条調査委員会まで議会に設置をして、この問題究明に努めたわけであります。不納欠損として済ませるということで、果たしていいものかどうか。やはりだれかがきちんとした責任をとらなくてはならない。特にこうした組織機構の中にあっては、やはり職場もそうですが、一つの方針というものが発せられれば、きちんと下部までそれが伝わっていく、そして市役所の中でその方針に基づいてすべての皆さんが統一した行動ができる、そうした職場でなくてはならないと思います。同時に何か問題が起これば、責任はきちんと上の者がとる、責任をとるべき立場にある人が、その責任についてはちゃんととっていく、その責任を果たすということがあって、初めて組織の機構、また秩序そういったものが保たれると思うんですが、とにかく亡くなりましたから、欠損、いわゆる損害金として、このお金はどうしようもありませんということで済ますことによって、市役所の中に、ある意味ではまた悪い慣例をつくってしまうのではないか、やはり責任というものは、きちんとだれかとるべきだと思いますが、市長はあくまでやむを得ない、

これで処理をする以外にないんだ、ということで、不納欠損というやり方で、この問題をうやむやに終決を図ろうとしておられるのかどうか、もう一度確認をしたいと思います。お願いします。

○副議長（米沢照男君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　今までの経過で御承知のとおり、請求を法廷において求めてまいったわけでありますが、相手が存在しなくなったという今日の状況でございます。そうなりますと、公的な処理としては、お金がどこに帰結するか、ちょっとはっきり今わかりませんが、不納欠損という、つまり求めても求め得られない結果になりますと、不納欠損という処分があるんではなかろうか、こういうふうに申し上げておるところでございます。それから、責任者としてのいわゆる今までも申してまいっております道義的責任、これはまた私自身のことでもありますので、金額でどうこうということじゃもちろんありませんが、一定の市民に対する表現はしなきゃならない、このように思っております。

○副議長（米沢照男君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　欠損金額としては、かなり高額のものだと思いますね。2,000万以上。柳下さんはもう病気でこの世にいらっしゃらない。裁判を通じてのの返還というのは法的には困難な状況になったというのはわかります。しかし、当時の市長は、遺跡調査会の会長として、やはり今道義的な面での責任は感じる、何か考えるというようなお話もありましたが、やはり物理的な損害を与えたことについても、きちんとした当時の会長としてのお立場というのは鮮明にされるべきだと思います。あくまでこの2,０００万以上のお金については、やむを得ない損害金だということで、そういうことも御自身のお考えとして決定しておられるかどうか、もう一度確認をいたします。まだいろいろ検討なさるかどうか、もう一度お願いをいたします。

○副議長（米沢照男君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　今のところそう考えておるということでございます。

○副議長（米沢照男君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　遺跡調査会長にお尋ねをいたしますが、先ほど法律の一つの手続として、民法の規定を述べられました。つまり第三者の法人組織をつくって、いわゆるその被告人の財産を管理していく、ということだと思いますが、現実にこれを放棄された理由と

いうのは、この方法をとらないということであると思いますね。今、八王子支部の地裁の弁護士あての取り下げの勧告を受けることを遺跡調査会の会合でも今決まったというような御報告がございました。ということは、この民法の規定によるいわゆる弁償の方法については、これも同時に検討はしたけれども、放棄をしたということでございます。もう一度確認をいたします。

○副議長（米沢照男君）　教育次長。

○教育次長（小山哲夫君）　先ほどもちょっと私からお答えをいたしましたけれど、要するに相続人がいなかった場合の法律的な措置としては、民法９５１条の規定によりまして、被告人並びに相続人にかわって第三者機関が法人をつくって、そして、そこに財産の処理をする管理人を定めて、そして、被告人の財産を管理、処分する権限があるということでございます。それをしからば原告側の方で、実際に実行するのかどうか、それに対しましての先般の11月２２日の日には裁判長の方からそれに対する質問を受けたわけでございます。それを受けまして、我々といたしましては、遺跡調査会の方として、この問題につきましては、告訴をしているわけでございますので、当然のことながら遺跡調査会としての意思表示をしなきゃいけない、そういう意味で１１月２２日の裁判におきましては、中断をし、検討の期間を与えてもらったわけでございます。そこで、我々の方といたしましても、さらに１１月の２５日の日に裁判所の方から私どもの弁護士に対しまして、被告人がいなくなってしまった。相続人もいなくなってしまった。しかし財産等の柳下氏の状況を見ますと、なかなか財産もほとんどないんじゃなかろうか。したがって、そういう財産借款の法人組織は、法的には残されておるけれども、現実問題として、損害賠償金を請求した場合に取れるかどうか、という問題がある。恐らく取れないんじゃなかろうか。そういうことからするならば、むしろ裁判官の方としては、宣告はできないものの、それを取り下げるための勧告はする権限がございますので、そういう強い勧告をうちの方の弁護士に対して、裁判官がなされたわけでございます。それを受けて11月26日の日の遺跡調査会役員会を急遽開きまして、各委員の意見を求めたところ、万やむを得ず遺跡調査会の方としても、こちらから積極的に取り下げるんじゃなくて、裁判官の方の勧告、それから現実問題として、法人組織をつくったところで、損害賠償金を求めることは現実の問題として不可能じゃなかろうか、そういう認識に立ってやむを得ず、この問題については、裁判官の勧告を受けて取り下げるのもやむを得んだろう、そういう見解に達したということでござ

います。

○副議長（米沢照男君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　第１相続人である配偶者や子供さんですね。それから第２相続権者の兄弟、こうした皆さんが放棄をされたということは、現在、今相続が可能である財産の価値と損害請求を受けている額とのやはり比較というものも、当然、専門家等においてお願いされただろうと思うんです。比較を検討されたと思います。個人のいろいろプライバシーにわたる問題ですので、どうかと思いますが、やはり取り下げもやむを得ないだろうということは、つまり現在仮に第三者の法人をつくって、被告人の財産を管理するという方法をとった場合でも、実際2,０００万以上の損害金を取ることは不可能だ、というその辺のきちっとした詰めも調査といいますか、代理の弁護士を通しておやりになったかどうか。それから遺跡調査会の会合を開いて、取り下げも万やむを得ないだろう、という結論を得たということでございますが、その遺跡調査会の会合で、この請求しております2,０００万以上の請求金額については、じゃあどのように処理をするかというお話はなかったのかどうか。その損害を受けている金額については、どのような補てん、また回収の方法があるか、という議論はなかったかどうか、もう一度お尋ねをいたします。

○副議長（米沢照男君）　教育次長。

○教育次長（小山哲夫君）　それでは私の方からお答えをいたします。

第１点目のいわゆる損害賠償金に対して、柳下　章氏に今後いわゆる第三者組織をつくって損害賠償を求めた場合に、果たしてそれに対する柳下氏が持っている財産、それでもって賄えるかどうか、という問題につきましては、一応、いろいろと弁護士の方にも相談をし、それに対する見解も求めたわけです。柳下　章氏につきましては、個人的な問題でございますので、個々についての具体的な問題については、ちょっと答弁を避けますけれども、とにかく柳下　章氏は、家屋敷もすべて売り払っておる、という客観的事実もございます。それから、相当裁判に関しましての経費も使っておるということもございます。それから、もう一つは、先ほどちょっと触れたんですけれども、柳下　章氏が、いわゆる着服、横領したと称するお金についてのいわゆるこれを市の方に返したい、というふうな申し出があったんでございますけれども、当時はいろいろと刑事事件が解決してない段階においての申し出があったわけでございますので、受け取らなかったんですが、それを供託したわけでございますが、その供託したお金も、

一応、私どもとしましては、一応、これをおろして損害賠償金の一部に充当している、という現状もございます。それから、もう一つは、やはり柳下　章氏が亡くなって、そして第２、第３相続人がすべての財産を放棄しているということは、恐らくマイナスになるだろうというそういう考え方があって放棄したんじゃないだろうかというふうに受け取るわけです。そういうことを客観的に総合的に考えた場合に、第三者機関の法人をつくって、対抗しても究極の目的である損害賠償金をいただけることは、まず不可能だろうという、そういう見解でございます。それから、第２点目の役員会におきまして、その損害賠償金の回収問題、遺跡調査会としてどういうふうな今後対応するか、という問題出てたかどうか、というような問題だと思いますけれども、これにつきましても、そういうふうな問題が提起されました。これに対しましての遺跡調査会としての対応側の問題でございますけれども、遺跡調査会としては、一応、今回の事件につきましては、御承知のとおり、昭和５２年、５３年、５４年の過去３カ年間における遺跡調査会の事務上における、いわゆる使途不明金という事件が起こったわけでございます。そして、この使途不明金のお金の所有者はだれかといえば、ほかならぬ原因者から預かったお金でございます。したがって、原因者のお金を要するに本来の目的である遺跡調査以外の目的に使ったということだと思います。この遺跡調査会の原因者からいただいていますお金につきましては、個々の精算は既に終わっております。したがって一応形としては精算が終わった形になっております。しかし、その精算が終わった後において、この事件が発覚したわけでございます。したがって、その原因者がこの事実を知り、そして、遺跡調査会の方に対して、いわゆる精算金の損害賠償金の請求するという権限が法的にございます。この損害賠償金の精算金に対する請求権というのは、事件が発生してから１０年間あるわけです。したがって、まだ原因者の方から精算金に対する請求をする権限が残っております。したがって、我々といたしましては、それに対して原因者が、具体的に遺跡調査会に対して請求をしてきた場合におきましては、その客観的事実を認めた場合には、損害賠償として相手方に払わなければならない義務が生じてまいります。その場合におきましては、遺跡調査会は、あくまでもいわゆるその資金を生み出す能力のないいわゆる任意団体でございます。したがってお金はありません。その場合には、当然のことながら遺跡調査会といたしましては、一般会計の方からお金をいただいて相手方にお返ししなきゃならない、こういう義務が生じてくると思います。以上でございます。

○副議長（米沢照男君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　本来、その原因者の方から仮に損害請求がなくても、市が行った、遺跡調査会が行った精算という行為は、行政行為は間違っていた、ということははっきりしているわけですね。本来は訂正しなくてはいけないわけですね。しかし、本人から別に何も言ってこなければ、それで済むという場合もあろうかと思いますが、やはりこれだけ問題が大きくなった以上は、きちんとやはり精算のやり直しということも一つは考えられていいと思います。しかし、その場合には、損害金というのが当然市の方に発生をするわけです。その場合の金額については、今、先ほど今度は市長がおっしゃった不納欠損としての取り扱いという考え方になってくるんだと思うんですが、この問題、今後そのようなケースが、つまり損害請求を求める訴え、また、市の方に対する遺跡調査会に対する要求が原因者からあった場合に発生をするというのが、現実の姿だろうと思いますが、本来はきちんと市の方で精算のやり直しを行う、ということが行われるべきだと思うんです。しかし、時効の問題、また、原因者の方でも、特にそのことについては市の方に求めない、という方もいらっしゃるでしょう。あとはやはり市がどれだけ良心に従ってといいますか、行政組織として、こうした原因者の方、市民に対して、誠意ある態度を示すかということが、この事件の決着を図るとすればそこにあるだろうと思います。特に市長は、欠損扱いにして済ませるということで、御自分はお出しになるような考えは全くないようですが、今後、原因者の方から、もし精算について精算をやり直してもらいたい、自分は余分に支払っていたということで、その返還の請求が出た場合には、いわゆる市長が先ほどおっしゃったような、回収することのできないお金、つまり不納欠損として、その方にそれが妥当だとすれば支払うということなのか、具体的な事例がもし起これば、そのように処理をするのか、お尋ねをいたします。

○副議長（米沢照男君）　教育次長。

○教育次長（小山哲夫君）　それでは、私の方からお答えをいたします。

先ほどもちょっと触れたとおりでございまして、あくまでも精算は終わっていますので、一応、書類上の形としては、不納欠損というよりも、精算が終わってプラス・マイナス・ゼロになっているわけでございます。しかし、これを遺跡調査会の方から積極的に原因者に対してお金を返すということが、あくまでも相手方の請求を待って返す、というのが原則でございます。そのために原因者の方に請求権があるわけでございます。その場合に、原因者の方としては、あくまでも具体的にいつ幾日、どの金をどういう形で損害を与えたか、ということを客観的に

証明しなきゃなりません。それを果たして精算が終わった段階で、原因者が今後、遺跡調査会に対して請求するかどうか、という問題が残るわけでございます。しかし、先ほど申し上げたとおり、請求権はあるわけでございますので、その請求したことが、客観的に事実であるということになるならば、遺跡調査会としては、それに対しての損害をお返ししなきゃならん、こういう義務が生じてくるわけでございます。ですから、その場合には遺跡調査会の方としては、お金がないわけでございますから、当然しかるべきところからお金をいただいて返す、というような形になろうかと思います。

○副議長（米沢照男君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　そのお金を返す場合に不納欠損としてお金を生み出してお返しになるということなんですか。先ほどの市長の回答をもう一度確かめておきたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　法廷にまで出して請求を継続してきたわけでありますが、その取り立てる相手がいなくなった、それから、その周辺にも取り立てに応ずる相手がないということでありますから、入るべき金があったとすれば、それは私は不納欠損というそういうことになるんではなかろうか。こう思っておるわけであります。会計上の処理は、なお研究を要すると思っておりますけれど、一般的な考え方として、そのように感じております。そういうことではないでしょうか、ということを今考えておる、このように申し上げたところでございます。

○副議長（米沢照男君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　遺跡調査会の問題だけではないんですが、高幡の福祉センターにしても違法建築をやって、それをすぐ取り壊した。壊し代を２００万取られている。建築費1,８００万が吹っ飛んじゃった。それも議会の決算が許してくれたからいいんでしようということで、広報の片偶に簡単なわび状が出ていました。今回のこの問題について、警視庁の調査は市長も御存じのように4,２００万円余のお金が使途不明である、こういうことです。原因者はほとんどが日野市であります。日野市民のお金がどっかへ行っちゃったわけです。そのうち５００万円は原因者が東電とか、供給公社であったから、それは返した。これは遺跡調査会の報告書の中にも言われているのであります。今回、私は、非常に遺憾に思うのは、柳下君がいかにも泥棒をしたかのごとくあなた方はこの会議場で言っている。私は、柳下君を信じます。

１６９万円は確かに柳下君が何かの理由で使い込んだでしょう。しかし、その他の約３千数百万円というお金は、柳下君とは全く関係ないものと私は確信しております。しかるがゆえに、倉又副会長は、遺跡調査会の席上で、本件についての責任は、私も応分に負います。お金も出しますということをはっきり言っております。会長であるあなた、市長であるあなた全く違うのであります。倉又さんは教育長という立場でなく、副会長という立場で応分の責任を負います、ということを百条調査委員会ではっきりと述べておられました。お金においても、名誉においても、道義的な問題においても負いますと言っている。会長であるあなたが、どうしてその責任を全然負わないんですか。会長、副会長は最高の責任者です。市民の税金なんです。この本件の最大の原因者は日野市なんです。そうですね。日野市からお金が出ている。５２年以降は個人負担がほとんどなくなったわけです、公社とかそういうものは別にして。本事業のほとんどは、日野市が原因者として、遺跡調査会の会長に委託したのであります。それをごまかされてしまった、こういうことになるわけです。

本来、日野市長は、当然当時の遺跡調査会の会長である、森田会長に、３千数百万円のお金を返してくれ、柳下君と会長との問題は、調査会の内部の問題じゃありませんか。しかも私は、柳下君、事務局長は１６９万円余という使い込みは認めています。私は、それ以上一文もないと信じております。その上に市民の税金で遺跡調査会内部の問題を５００万円も弁護士に払っているじゃありませんか。これも会長、副会長と役員の責任なんですよ。税金を使っちゃいけないんです、これは。全く日野市とは関係ないことなんです。いいですか。そういうけじめをつけないからすべての問題が、金があるから、税金がたくさん集まるから、そういうことだけで甘く進められているということは、納税者の一員として、まことに残念なんです。いいですか、けじめをちゃんとつけなきゃいけない。遺跡調査会というのは、今、申し上げましたように、土地開発公社とは違うんです。日野の条例のどこにあるんです、調査会が、ないんです。それは委託者なんです、別団体。森田建設株式会社に日野市が、事業を委託して、日野市が大きな損害を負ったとき、やっぱり森田市長は、森田建設に損害賠償を要求するのが当たり前じゃありませんか。森田会社の会計の人が使い込んだ。そういう訴訟については、内部の問題なんです。会長、副会長が責任を負うのは当然。だから、僕は、倉又副会長さんの百条委員会における責任ある御答弁を、森田会長さんはもう一度お読みになってください。答弁はいいです、まだ結論が出ていませんから。１３日に裁判長の方からお話があるということです。これは全く臭い黒い市とは全

く関係のない市の委託会社の事件を、市民の税金で裁判を行い、市民の税金を浪費してその穴埋めをする。それを堂々と平気でやられたら、今後の日野市民、哀れじゃありませんか。また、市の職員にとっても、市長があれだから我々だって少しぐらいは、ということになるのは当然なんです。森田市長は、かつて平井建築課長の部下が、１５万円のお金を電気業者から収賄したことがある。その職員は懲役刑に付されました。そのときあなたは、一建築課長である平井君を平にしてしまったじゃありませんか。ここでようやく8年目に課長に戻りました。それは監督不十分ということだけだったのであります。あなたのやった行為、それをあなた市長自身が、裁かなければなりません。そのことを申し上げて、今後、この議会の終わる時期までに13日の裁判があるでしょうから、結論をお願いいたします。答弁はきょうは結構です。

○副議長（米沢照男君）　石坂勝雄君。

○２８番（石坂勝雄君）　３点ばかり聞きたいと思います。

行政報告の一般会計なり、特別会計の執行状況なんですが、土地区画整理事業が、歳入が５８.５％で、歳出が執行率が１３％、それから、下水道の方は歳入の方の執行率が２９.９％で、歳出の方が２６.２％、これは多少バランス、非常に何というか、１０月３１日現在では、非常に何というんですか、これで３月まで消化し切れるのかなあ、という心配をしていることが一つと、それの上へもってきて議案はまだ議会に上程されないんですが、今度の補正の議案書を見ると、区画整理事業にも６億円近い補正がなされている。それから、一般会計の方では、土木費に約５億８,０００万ですか、こういうのが上がっているんですが、実際にそのあとの短期日の中で、執行ができるのかどうなのか、その辺のところを一つ１点。

その次に市民会館がオープンをしまして、８月、９月、１０月のいろんな利用状況がいわゆる報告をされていますが、いわゆるその当初考えたような利用状況なのか。また、特にここいらにいわゆる何か隘路があるのか、非常に何か理想的に運営されているのか、その辺のところを聞きたい、それが２点目。

それから、３点目はいろいろな南平高校の問題が指摘なり、出たんですが、私が聞きたいのは、直接の何というか責任者は、高校建設、仮住まいを潤徳小学校にやっていまして、１年生がいて、来年の１年生の募集時期が来るんですが、都立高校の進捗状況ですね。進捗状況の中で、私がなぜこういうことを聞くかというのは、先般来、ほかの議員さんからもいろんな指摘が出ていて、特に造成工事等で、いわゆる市が遅延したことは多少おくれたことは、都立高校

の建設に影響しているんではなかろうかというような心配は私あるんですね。もう開校して2年目に入るのに、生徒が、夢多くふくらんで、何か2期生が入ってくるのに、4月に間に合わなかったというようなことが、少なくとも市でも責任を感ずるんではなかろうかということで、この辺のいわゆる工事等にまつわる問題の進捗状況を御報告願いたいと思います。以上3点です。

○副議長（米沢照男君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　それでは1点目の特別会計の中の歳入と歳出の執行状況につきまして、区画整理事業、下水道事業について御説明申し上げます。

御指摘のとおり区画整理事業につきましては、歳入で執行率が58.5％、歳出では13％非常に差があるわけでございます。歳入の方で、今回の歳入関係で非常に5億の収入があったわけでございますが、これは1・3・1号線の国の交換金と申します管理者負担金が入ってきたところでございます。（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○副議長（米沢照男君）　古谷太郎君。

○6番（古谷太郎君）　今、答弁されているのは補正予算の内容だよ。これは補正予算の説明のときにするのが当然ではなかろうかと思う。ですから、議長の方で、そのような質問は後ほどやれ、というふうに御指示願いたい。

○副議長（米沢照男君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　そういうことで執行率が非常に悪いわけでございますが、しかし、一方で区画整理事業の工事発注等はすべてここで出しております。事業が進行中でございますので、その点では、執行は年度末には九十数％、約100％近い執行は可能である、というふうに考えております。下水道事業につきましても同じでございます。関連の工事につきましては、すべて発注をいたしてございます。現在、執行中でございまして、事業完了後、支払いが完予する予定になっております。以上でございます。

○副議長（米沢照男君）　建設部長。

○建設部長（伊藤正吉君）　御質問の10月31日現在の土木費関係の執行率でございますが、36.5％となっております。これにつきましては、現在施工中のものは含んでおりません。現在施工中のものを含みますと、約70％の執行率でございます。以上です。

○副議長（米沢照男君）　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　市民会館の使用の状況でございますが、事務報告書にございますように、８月、９月、１０月、大ホール、小ホールそれぞれの使用の回数は報告書のとおりでございまして、市民会館の事務室の予定黒板を見ますと、ほとんど全部埋まってございます。１カ月３０日のうち休館日の４日ないし５日を控除いたしますと、それをはるかに上回る使用でございまして、当初見込んだ使用率は十分達成されている、とこのようにお答えをさせていただきます。

○副議長（米沢照男君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　では、私の方から南平高校今盛んに建築が進められておる状況でございますけれども、１０月半ばでのおっしゃるとおり、市の方にも重大な責任がございます。来年の４月には、どうしても本校舎で、今潤徳小学校でいろんなプールだとか、体育館だとか不便をしておる生徒に、来年の４月からは本校舎で、新しい１年生、２期目の２年生も迎えて開校していかなきゃならん、こういう責任があるわけでございます。１１月半ばでの状況を申し上げますと、鉄骨が全部打ち終えまして、それで、１回、２回のコンクリート、鉄骨にコンクリートを打ち込むという状況でございまして、その状況で６０％の完成度というものでございます。それから、今後の見通しでございますけれども、間違いなく３月の半ばまでには校舎、あるいは体育館、あるいはプールこういうものが完成いたしまして、４月からの要するに新しい１年生を迎えての開校には支障ない、こういう状況でございます。ただ外構工事といいますのは、知事さんが大分緑化ということを強調されております。やはり高い緑化にもっていきたいということで、周辺に対す植栽というのが、４月、５月にまたがるということで、全部の完成は、４月、５月に入るわけでございますけれども、生徒さん、それから教員の方たちが授業に供する校舎、体育館、それからプール等につきましては、３月の半ばまで完全にでき上がるというのが、あそこの設計監理をしておりますところの建築を担当します相和技術研究所ですか、そこの主任との打ち合わせでございます。それから、鹿島がジョイントベンチャーで工事を担当しているというところで、市にも責任がございますので、打ち合わせを逐次やっているわけでございます。そういうふうな状況の中で、間違いなく、３月の半ばには供用開始できる、外構が一部おくれる、こういう状況でございます。

○副議長（米沢照男君）　秦　正一君。

○２６番（秦　正一君）　２点ほど伺います。

最初に５７ページ、市立病院の方のＣＴスキャナーの導入によって、どのような現在経過を経ているか。１日かなりの使う人もいるだろうし、また、内容としてどの程度の病気というのか、その体の故障の人が、この機械にかかってやっているか、概略でいいですから、ちょと教えてください。

それから、もう１点、これは水路清流課になると思いますが、昭和５３年ごろから、地域の方からお話がありまして、大和田用水路の改修工事、これは途中まで進められまして、その半分から上流の方ですけれど、その後どのようになっているか、当時境界査定がなかなか難しいので、その辺の手間取りがありまして、思うように工事が進められないという経過があったんですけれど、あれからもう既に８年ぐらいたっているんですが、毎年こう、ことしも本会議で最後だし、一応、この状況を期待しているんですけれど、いまだに出てきませんもので、たまりかねてもうことしも最後になるもので、この辺の状況を聞いておかないと、あの地域の人に顔出しができないのでお伺いする次第です。誠意あるその態度を欲しいと思うんですけれど、市の状況をお願いします。

○副議長（米沢照男君）　病院事務長。

○病院事務長（大貫松雄君）　ＣＴスキャナーの稼働状況でございますけれども、１１月の１日から稼働を始めまして、１１月の実績と申しますと、１１月が２４日間のうち土曜日が４日あるわけですが、その中で頭部の撮影をされた方が７７名でございます。それから、腹部等の撮影が４９名、１３６名の方が１１月の１カ月間に行いました。１日平均約６名でございます。そして、１３６名のうち院内の患者の方、現在市立病院に入院されている方が１３０名、それから、各開業医さんにも受付の方法のチラシと、それから受付の文書をお願いをしたわけですけれども、院外の患者さんから６名ということです。そういうふうな稼働状況でございます。

それから、このＣＴの要するに診断はどうなのかということなんですけれども、例えば頭部の場合、脳腫瘍の場合これは診断が可能でございます。それから、あと脳卒中とか、そういうふうな脳の関係は、診断が非常によくできるということでございます。それから、腹部等でございますけれども、これは、例えば肝臓とか、その他の要するに腹部関係ですね。そういうふうな早期発見が期待されているということで、これは９月１日号の広報にもＣＴを導入し診断技術の向上ということで広報いたしましたけれども、そういうふうな診断が可能でございます。以上でございます。

○副議長（米沢照男君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　それでは２点目の大和田用水路のその後の工事についてということでございます。確かに御指摘のとおり、約７年ぐらい前から大和田地区の西平山の地域を雨水管等で工事をやって、その際に水路の改修を一部やったわけでございますが、その後確かに用地の確定が非常に難しいということで、現状まで来ているわけでございますが、現在、建設省の京浜工事事務所で浅川の河川を改修を行っております。その中の一環といたしまして、この用水路が浅川に落ちている付近のところに樋門を建設をするということで、市の方にもいろいろ照会があったわけでございます。本来ですと、用水路でございますので、市が負担をして建設をするところ、国の方でこの工事費一切を負担していただくということになったわけでございます。現在、設計もここで完了する予定でございまして、建設省の方で樋門をつくる、あわせまして大和田用水の改修を行うことで、一部この工事に関連するところの境界確定をここで完了したところでございます。したがいまして、今後これに沿って樋門と合わせて工事を行っていきたいというふうに考えておるわけでございます。以上でございます。

○副議長（米沢照男君）　秦　正一君。

○２６番（秦　正一君）　ただいまの大和田用水路の樋門と合わせて工事をするということで、設計もでき、また用地の確定も済んだということですが、時期的にはいつごろと見ていいんですか。６１年とか、６２年度になるのか、大体のめどはどうですか。一応その点をはっきりとできればお願いしたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　用地買収当然境界の確定に伴いまして、用地を一部買収しなきゃならない点が出てきているわけでございまして、そういった点については今年度中に買収等も完了したい、というふうに考えております。樋門の本体等につきましては、今年度から設計等に入っているわけでございますが、来年度にかけて実施をする予定でございます。以上でございます。

○副議長（米沢照男君）　谷　長一君。

○５番（谷　長一君）　この生活健康センター、これは仮称ですけれども、このセンターもやっとおぜんの上に乗ってきたわけでありますけれども、この設施の設計内容等はどのような形態になるのか。さらには、その中に一時的ではあるであろうと思われるけれども、その

準夜診療所等も一時置かなければならないというような話も伺っておりますけれども、その周辺等について、わかる範囲内において説明をいただければ幸いだと思います。（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○副議長（米沢照男君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　今、谷議員さんの質問大変いい質問なんですが、これは補正予算に出ている。この補正予算の３千数百万のお金はどういうふうに使われるか、ということの質問の中で、回答が当然行われるだろうと思うので、そのとき御回答していただくのが筋ではなかろうか。まだ補正予算は、議案として提案されておりません。そういう点で私はそう思いますが……。

○副議長（米沢照男君）　谷　長一君、今、そういう御指摘がありましたが、いかがですか。

○５番（谷　長一君）　それはただいま申し上げたように、そのおぜんの上に上がっているというのは、補正予算に上がっているということをよく承知して言っているわけです。それですから、それらの点については、答弁も概略、詳細ということではありませんので、わかる範囲内で答えていただければ結構だと思います。そういうことで今質問いたしたわけです。以上です。

○副議長（米沢照男君）　それでは、補正予算の提案の際の説明と重複しない範囲で、簡潔に御答弁願います。企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　お答えをいたします。

設計の内容でございますけれども、５９年に予算計上いたしまして、年度内に調査が完了しなかったわけでございます。繰越明許をしていただきまして、６０年の９月に基本計画書がまとまりました。この内容は、ごく大ざっぱに申し上げますと、延べ面積5,０００平方メートルの生活保健センター複合施設ということでございます。建設年次につきましては、６１、６２年度ということでございます。

２番目の休日準夜の扱いでございますけれども、また、予算の中でも詳しく申し上げますけれども、保健センターの機能といたしまして、健康管理、いわゆる保健機能、この機能とそれから医療行為と分離しております。医療行為につきましては、将来、今現在旧消防署を使いまして、休日準夜の診療等行っておりますけれども、そういう医療行為については、旧消防署の現在の建物を建てかえまして、そこで行う。ですから、そういう順序でまいりますと、６１、

６２年度で生活保健センターをつくり、一時約１年間になりますけれども、休日準夜の診療所をそこに仮に移しまして、まだ名称は決まっておりませんけれども、休日準夜の施設をつくる、そんな段取りで考えております。以上でございます。

○副議長（米沢照男君）　谷　長一君。

○５番（谷　長一君）　そうしますと、この休日準夜の診療所につきましてですけれど、現在の休日準夜の診療所というものは、建物等は老朽化して、既にただいま説明にありましたように、６３年度には建てかえるんだ。しかし、その１年間というのは、この生活健康センターの中に同居するというような形になるわけであります。そこで、この診療行為等について、やはり、現在、事故等が起きたら、今でさえこの診療行為を行う上にお医者さん等の話を伺いますと、大変である。もし、その責任の帰趨ということを考えてみると、慎重の上にさらに慎重を重ねて診療行為を行わなければならないというのが現状である、というふうに私は聞き及んでいるわけです。そこで、この１年間という間この診察を行うわけですから、その期間は特に診療行為を行う、または保健行為等について慎重を要するわけですから、それらの点について、特に配慮をしていただきたいと思うのであります。それから、あと１点は、その際、医師会等からいろいろ話等もあると思いますけれども、この医師会の事務所等もこれはただでやれというわけではなくて、それらを併設する考えがあるかどうか。なければないということで、そのあたりについては、政治的な問題でもありますので、市長に御答弁をお願いしたいと思います。以上です。

○副議長（米沢照男君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　行政と医療機関とは大変密接な関係がございまして、いろいろと協定、協議関係を結びまして、今日、市民の診療のニードに一応こたえておるところでございます。したがいまして、医師会の立場も十分地域に責任を持つということでございますので、後日、その休日準夜の施設ももっと拡大拡張いたしまして、休日のつまり準夜でない時間にもぜひやっていただきたい。こういうことを考えております。したがいまして、医師会の事務所等も使えるように会議室等もつくって、ひとつ本拠にしていただこう、こういう考えを持っております。（「休憩」と呼ぶ者あり）

○副議長（米沢照男君）　ほかに御質疑はありませんか。古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　３点について行政報告について質問します。

第１点は、これは大変日野の広報です。１２月１日号、ここに森田市長の記事が出ておる、「町をつくる市長室から」、この中の６の(ロ)に南部の医療機関として、民営病院の誘致が南平地区に進行中である、こういうふうに書かれております。私どもは、先般ある民営の病院が南平地区にできるということで、大変に期待しているんですが、それはだめになったという御報告を受けたばかりであります。具体的に我々市民からこれ聞かれます。どのようなことになっているのか具体的にこれは市長から御説明願いたい。

第２点は、企画財政部長に。これバス運行委員会、５回の会議をやっております。同時にけさですか、きのうですか、読売新聞によると京王バスが１５本ですか、通すようにしよう。現に今までは京王が３本、都バスが５６本ですか、約６０本のバスが日野――立川間を運営されていたわけですが、４分の１に減ってしまったわけで、１５本にしたというのは、前田部長の御功績だろうとは思いますが、今後どのようになさるか、私どもが市民に聞かれたときに御説明できるようにさせていただきたい。

第３点は、これは都市計画部長になりますか、この報告では、どうもそうじゃなくて、総務部になっているようですけれども、この百草の石坂義次さんが、1,００３平方メートルの土地を日野に寄付された。これはどのような土地を寄付されてくださったのか。これは大変石坂さんという方は非常な人格者でいらっしゃいます。ひとつ具体的にこういういいことは説明したいと思うので、行政報告の１３ページにございます。ひとつ教えてもらいたい。この３点御回答をお願いします。

○副議長（米沢照男君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　それでは１点の先般発表いたしております南部の医療機関として、民営病院の誘致は、南平地区に進行中、これは、さきに実現できなかったのでありますが、医王病院とは関係のない別の医療機関であります。これが今ちょっと名前は出さない方がよろしいと思いますけれど、市にも来られて私もお会いをいたしました。財政計画、あるいは将来の経営計画を一応伺いまして、可能性ありというふうに見ております。私もできるだけ（「具体的に」と呼ぶ者あり）もとの医王病院が予定した場所そっくりであります。できるだけ好意的に御支援をしたい。そして、また達成をいたしたいものだ、このように考えております。また、別の話もありますけれども、これはその順序がいると思っておりますので、今回はもう少し具体性が出てくるまで控えておきたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　２点目の件につきまして御説明申し上げます。

都バスにつきましては、通称立７３と称しております。八王子――立川間２８本、日野――立川間２８本、合計日野――立川間につきましては５６本、それから京王バスが、立川駅――日野を３本合計５９本現在まで走っていたわけでございます。東京都は当初甲州街道八王子から新宿までの通しのバスを京王帝都とそれから東京都でやっておりましたけれども、中央線の輸送力の増強等に合わせまして、撤退をしていきまして、最後に残りましたのが、立７３ということになるわけでございます。現在立７３につきましては、年間の赤字が約7,５００万円でございます。この7,５００万円の赤字が都の交通局として存続に耐えられないということで、廃止の方向を打ち出したということでございます。しかしながら、この路線の利用者がかなり多いわけでございますので、関係市が負担をして存続させようということで、５９年度につきましては、日野市、八王子、立川が赤字分の３分の１を持ち、東京都が一般会計で３分の１を持ち、事業者である交通局が３分の１を持つ、ということで話し合いが５９年度のみつきまして、６０年度は再度協議、ということになっていたわけでございます。八王子、立川の内部事情もございまして、負担ができないということになって、日野市は予算計上いたしましたけれども、廃止にやむなきを至ったというのが現状でございます。それで、私ども都の交通局並びに許可権を持っております運輸省の関東運輸局の方にホローアップをぜひともお願いをしたい。これは当然日野市がやることでありますけれども、今まで都の交通局が５８本やってきたわけでございますので、都の交通局も最大限の努力をしてほしい、という要請を強力に行ってきたわけでございます。その結果、４分の１ではございますけれども、１５本の運行が確保される、という見通しになったというものでございます。今後この本数の増便につきましては、関東運輸局も状況を見ながら行政指導をしていきたい、というふうには言っております。何せ東京都にありまして、7,５００万円の赤字を持った路線を京王帝都が肩がわりしても、しょせん利益が出る路線じゃございませんので、見通しは非常に暗いわけでございますけれども、できる限りの努力をいたしまして、沿線の住民の方に御不便をかけないようにそういう努力を重ねていきたいというふうに考えております。

○副議長（米沢照男君）　総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　第３点の土地の寄付につきまして、お答え申し上げます。

ここに書いてありますように百草６９８番地先でございまして、これは場所的には東電学園の南側の道路でございます。そして、その現状道路でございますが、その道路の中に細長く面積的には1,００３平方メートルがあるわけです。それをことしの１０月３日に石坂義次さんから寄付を受けまして、登記を完了した、ということでございます。そして、これを寄付受領として御報告させてもらいました。以上です。

○副議長（米沢照男君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　3番目にちょっとお聞きしたいんですが、今、道路がありますとおっしゃったんですけれども、この道路は私道なんですか、それともどういう性質の道路なんです。その道路の中に石坂義次さんの土地がございましてということ。

○副議長（米沢照男君）　総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　図面は私見ましたんですが、認定道路には確認してありませんので、もう一度確かめます。

○副議長（米沢照男君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　それではこの答弁は、行政報告の最後のところでお願いしたいと思います。いいです。

○副議長（米沢照男君）　竹ノ上武俊君。

○２２番（竹ノ上武俊君）　議事進行上の発言が含まれますけれど、一言質問したいと思います。古賀議員の質疑に関連いたしまして、一言発言と市長へ確認の意味で質問をしておきたいと思います。古賀議員から先日１１月２９日の未明の公共交通機関に対する破壊事件に関連して質疑がありました。私たち共産党が、このにせ左翼暴力集団の公共交通機関破壊行為という反社会的な行為に、怒りを込めて糾弾の行動をとったのは、御承知のとおりでございます。また、政府に対しても、徹底的な追及によって犯人を厳正に処罰することも共産党の代表が行ってきたわけでございます。もともとこの何とか社というにせ左翼は、その源は勉強した皆さんがよく御存じのとおり、１９５７の１月に日本トロツキスト連盟ということでスタートした団体のようでございます。これが四分五裂いたしましたり、あるいは連合赤軍ということで、世論の批判を浴びまして、凋落の一路をたどった団体の中の一部が、今回そういう行為をしたようでございます。私たち共産党が、国鉄の労働者の皆さんが、この公共輸送機関としての国鉄を再建して、自分たちの職場と権利を守るために、国鉄の分割民営化に反対して進める、

そういう正当な闘いは、当然、これは国民の多くも支持をしていくべきものというふうに考えております。それと今回のこの暴力破壊事件、これは全く無関係なわけでございます。国鉄の例えば労働組合東京地本法対部長の方がマスコミに対してしゃべった内容でもそれは明らかです。一言で言えばこう言っておられます。通信ケーブルなど施設の破壊行為などは、労働運動とは全く無縁のもの、分割民営化に反対する国民と連帯した闘いに水を差すもの、というふうに厳しく指摘をしておられました。国鉄の分割民営化の問題については、国会でもやりとりがされております。その中の一例を申し上げますと、例えば国会の先ほどの共産党の質問に対して、国鉄管理委員会が資料を出されております。それによりますと、民鉄協会の資料、管理委員会の資料によりますと、東京の一部と大阪の一部は、私鉄の運賃が安いけれども、日本全体の平均では、通常の運賃が２倍、通勤定期など３倍というところもありまして、平均では国鉄よりも高いというような一事も明らかになっております。そういう意味から、国民が深い関心を持つのは当然だし、また、国鉄の労働者の皆さんが、国民の足を守るための運動されるのも当然だというふうに私たち考えているわけでございます。ところが、古賀議員の質問は、この犯罪者の団体に対して、日本共産党から分かれた、というふうに表現をされております。私は、このことについて、一言触れておかなければいけないと思うわけです。日本共産党が、一貫してこういう団体に対して、国民が徹底的に犯罪者として闘うべきだということを提唱してきたのは、数々の事実が明らかにしてきているわけでございます。ですから、今回も冒頭申し上げましたように、自民党政府に対しても、そのように徹底的な究明を申し入れたわけであります。そういう点から古賀議員が左翼暴力集団について研究されるのは結構ですけれども、政党である日本共産党に対して語解を生むような発言ということをされないように、日本共産党については、正しい発言をされるように要求をしておく次第です。

重ねましてもう一言申し上げておきます。今度のこの公共交通機関破壊事件がなぜ起こったかということが、マスコミ等でいろいろ論じられているわけです。私どもはその原因の一つに政府と自民党がこういうにせ左翼を泳がせる政策を続けている。このことがこの原因の大きな背景にある、というふうに思っております。その証拠を一つ明らかにしておきたいと思います。このことも知っておいていただきたい。例えば木村俊夫もと官房長官がこういうふうに言っておられた事実があります。羽田事件の対策には強行な処置をとらないことにした。日共対策上そうした方がいいからだ。１９６７年これは１０月８日の記者会見の談話でございます。続い

て保利　茂代議士が、やはり述べておられます。三派全学連は、泳がせておいた方がよい。そうしないと全学連は日共系一本にまとまる、その方が危険だ。１９６７年１１月１２日のこれは発言でございます。次に中曽根康弘当時代議士も朝日新聞上に発表されております。佐藤内閣を支えているのは、反日共系学生だという見方もある、彼らの暴走が反射的に市民層を反対に回し、自民党の支持につながる作用を果たしている。これは１９６９年５月３日付の朝日新聞です。それから、最後に一例を挙げますと、浜田幸一代議士も最近おっしゃっております。この責任はだれにあるかというと、泳がしていた我々にあると思いますよ。中核派を泳がしていた、やっぱり法律違反で破壊する者を泳がせた、そういう一つの政策の誤りがあるんじゃないですか。１９８４年９月１９日の中核派の自民党本部放火事件の翌日の９月２０日の日本テレビのワイドショーの語録でございます。こういうふうにいたしまして、政府自民党関係者がはっきりと表明されておりますように、こういう泳がせ政策ということを我々国民は断固やめさせるようにしていかなければいけないと思うわけです。泳がせ政策ということについては、国会や公判廷でもたくさん事実がありますが、本日はこの自民党の幹部の皆さんの発言だけにとどめておきます。私ども共産党は、この泳がせ政策についても即刻中止しろ、ということを政府に申し入れた次第でございます。

以上のような日本共産党や国民、正しい労働運動の姿があるわけでございますので、こういう点に関して発言をされる際には、正確な発言をするように要求をしておくものです。

最後に一言市長に質問をしておきます。

このような先日の公共交通機関を破壊するという反社会的な犯行に対して、先ほど市長から答弁もございましたが、重ねて確認の意味で質問しておきます。市長自身は、こういう行為に対しては、市民を代表してどういうふうにお考えであるか、一言お聞かせいただきたいと思います。以上です。

○副議長（米沢照男君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　どこに所属するを問わず、暴力集団は、反社会的な行為を行うことについては、特に国民は怒りを持って、その正当な処理を行うべきである、このように考えております。（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○副議長（米沢照男君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　今、私の発言をとらえていろいろ竹ノ上議員はおっしゃった

んですが、私は特段その議論を挑んだわけでも何でもなく、ただ事実を申し上げたんです。いわゆる６０年の安保闘争のときには、いわゆる反日共系全学連、いわゆる過激派、この左翼暴力集団というのは、当時はいなかったんです。その６０年安保闘争の取り組みをめぐって、まず全学連が二つに分裂をする。いわゆる日共系全学連とそうでない組織が生れるということで、そこで新しい左翼ということで、新左翼という言葉がつけられたわけです。もとは共産党から生れたというのは事実です。私はその事実を申し上げただけであります。こうした過激派の破壊活動について、今、市長にどう思うかということで、さも日本共産党が、今は平和路線をとっておりますから、議会主義のもとで、議会にできるだけたくさん議員を送り込んで、地方議会からまず勢力をふやしていこうということで、今度も議員にもう１人立てようということで、その方針で臨んでいるわけです。つまり共産党のいわゆる敵の出方論というのがありまして、敵がまず温厚な法治主義で臨むときは、まあそれに合わせていこう、ということが戦術としてとられるわけです。しかし、共産党の方は、そうでないということをおっしゃるかもわかりませんが、現に破壊活動防止法の適用団体に適用されるかもわからないということで、日本共産党はきちんとその政党名が挙げられております。つまり国において公安調査庁という役所が、日本共産党の動向については常に注視をしていく、調査をしていくということが、国会の法律によってきちんと決められております。日本共産党は、そうした性格を持った政党であるということをこの場でつけ加えておきます。

○副議長（米沢照男君）　竹ノ上武俊君。

○２２番（竹ノ上武俊君）　私も今回この問題で、市政経過報告で質問する予定にはしていなかったんですが、事、政党に関する問題は重要な問題でありますので、先ほど議事進行的な発言をさせていただいた次第でございます。今、古賀議員もおっしゃったように、６０年代の話をされております。先ほど私がよく勉強してもらいたいと申し上げましたように、日本共産党から分かれたということではなく、再度強調しておきますが、無関係な団体である、ということです。そのことは、政府自民党の重立った方々がよく御存じで、さっき事実に基づいて例を示しましたように泳がせ政策という形で利用されている団体であるということであるわけです。この点を私は明確にしておきたいと思います。

それから、本来こういう点でやりとりするものではないんですけれども、２回古賀議員が触れましたので、あえてもう一言実例を挙げまして、ひとつ古賀議員の正しい認識をしておいて

いただきたいし、議員の皆さんにもそういう正しい立場に立っていただきたいと思うんです。

日本トロツキスト連合というのは、１９５７年の１月に結成をされたものであります。これは重ね重ね申し上げますが、日本共産党と関係のない組織であり、その当時から日本共産党が、公式に関係がないことと、国民の世論の力でこういうものは徹底的に究明していくべき団体であるということを発表もいたしておりますので、きようは市政経過報告ですから、そういう資料は後ほど必要ならば古賀議員にお届けをしていいのでございますので、協力をいたします。例えばこういうこともあったんです。その後、１９６８年の１０月の６日に都内の新宿におきまして、火炎瓶の爆破事件がございました。これの公判の記録があるわけです。その中で、警察庁の柴田という警備局長が答弁を国会においてしております。ゲリラ活動を未然防止には情報が必要と、間々田君の当時の協力者運営には誤りはなかったと今も信じております。こういう発言をされておりますが、この間々田君というのは、当時の警部補でございました。この警部補が、公判廷でどういうことを言ったかといいますと、この背反者という事件のときに、共産党本部だけでなく、自民党、公明党本部も襲撃したらどうかと支持した。こういうような事実のやりとりが公判廷でもあったわけです。ですから、政府自民党並びに重ねていえば今一例を挙げました警察当局までも泳がせという形でこういうものをして、そして、正しい国民の世論や運動の離反を図るというねらいで行ってきているものであります。そこまで明らかでございますので、古賀議員もひょっとしたら御承知なのかもしれませんけれども、自民党の幹部の皆さんはよくそのあたりは御存じなわけです。そういう事実からも日本共産党と無関係な団体というのは明らかなのでありますので、私は、あえて議事進行の発言をいたしておきます。今後とも日本共産党は、このような反国民的、反市民的なにせ左翼に対しては、断固として国民の皆さんとともに徹底的に究明をしていく、という立場を明らかにいたしておきます。（「休憩」と呼ぶ者あり）

○副議長（米沢照男君）　それでは、先ほどの答弁漏れがありますから、総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　それでは先ほどの御答弁を申し上げます。

百草６９８番地先につきましては、６月の議会で議案４５号の認定道路の中で、百草４号線として認定をお願いした経過があります。それでこのほとんどは石坂義次さんの土地であります。これを今回登記を完了したということで、寄付をもらったわけです。

○副議長（米沢照男君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　こういうことですね。石坂義次さんが、道路を１本市に保存寄付していただく、こういうことですね。わかりました。ありがとうございました。

○副議長（米沢照男君）　お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（米沢照男君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後４時２１分休憩

午後４時５３分再開

○副議長（米沢照男君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（米沢照男君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

次に日程第２、諸般の報告を行います。

会務報告については、お手元に配付してあります報告書のとおりですので、事務局長の報告は省略いたします。

諸般の報告全般についての質疑に入ります。なければこれをもって諸般の報告を終わります。

これより議案第５６号、昭和５９年度日野市一般会計決算の認定の件を議題といたします。

一般会計決算特別委員長の審査報告を求めます。

〔一般会計決算特別委員長登壇〕

○一般会計決算特別委員長（秦　正一君）　それでは、議案第５６号、昭和５９年度日野市一般会計決算の認定について、委員会における審査の経過並びにその結果を御報告申し上げます。

本案は、９月定例会で付託され、閉会中の継続審査になったもので、本委員会は、10月22日、２３日、２４日と３日間にわたり開催され、慎重審査を行った次第であります。本件に対する主な審査の概要を申し上げます。

昭和５９年度の予算現額３２１億２３０万円に対し、歳入総額３２４億5,４９７万8,０００

円で、歳出総額３１４億1,３６３万9,０００円であります。繰越明許費繰越額２７０万円、実質収支額１０億3,８６３万8,０００円であります。

初めに、歳入全般につきましては、１１問にわたる質疑がなされ、特に基金、預金の運用に努力し、起債償還の中で、繰上げ償還について、利率の高いものから償還するように努めるべきである、このような意見も出され、また、法人市民税が当初の２倍もの増額補正されているが、どういうわけかの質問がなされ、税の調定は的確にして、当初の予算に反映すべきであるという意見も出されました。先ほど話のありました立日７３号線の都バスの運行については、市としても都に対して存続を要望したとの答弁もなされました。

次に歳出の審査に入りまして、まず１点といたしまして、議会費と総務費については、７件にわたる質疑がなされ、動く窓口車の運用の中で、市民相談業務を行うよう努力せよ。また職員手当等の支出について、退職手当基金の活用を図れ、また電算機の活用については、十分な配慮をして行っていくよう要望がなされました。

民生費の款では１６問の質疑がなされ、その中で、かしのき荘の利用率を高めるよう努力してほしい。また、老人（６５歳以上）と身障者に対するホームヘルパーをふやしてほしい。さらに保育園の定数割れに対し、今後努力してほしい、等の意見も出された。

次いで衛生、労働費の款で南多摩医療計画策定のための基礎調査を今後どう生かすか等の21件の質疑がなされ、その中で、健康診断の受診率を高めるよう努力してほしい。また、環境衛生について、空地等の草刈り対策を進め、蚊の駆除を行って環境整備に努力してほしい等要望がなされた。

農業、商工費の款で６件の質疑がされて、商工振興の中で、小規模育成事業資金の貸し付け制度を検討してほしい。

土木、消防費については、橋梁新設改良費は、全額不用額とした理由は何か等の１５件の質問がなされ、その中で特に予算化された橋梁新設費が、橋梁新設ができなくなった、二番橋ができなくなった段階で、補正をすべきである、要するに年度末までに持っていかないで、市民に期待をかけるようなことはしないで早目に補正しなさい。

放置自転車対策としては、積極的に自転車置き場をつくっていくという答弁がなされています。

私道の舗装についても、積極的に取り組むよう努力せよ。

体育施設、テニスコート等の使用の貸し出しは、体育課の所管にすべきではないか。

また、日野駅の公衆便所の設置に努力せよ等の意見が出されました。

次に教育費、公債費、予備費について申し上げます。

ふるさと博物館の建設の見通しについてを初めとして、３３件の質疑がなされ、特に図書館の夜間利用ができるよう、また、小中学区の変更については、十分時間をかけ慎重に取り扱ってほしい。

また、地震による学校の窓ガラスの破損防止と安全対策に努力してほしい、等の意見が出されました。

最後に総括質問として１４件質疑がされ、福祉まつりの収支報告に基づき、事業内容について資料をもって説明されていますが、より研究した市民の納得いく、参加団体の満足感を得られる方向にやっていきたい、との答弁がなされました。また、予備費の充当や流用について、その時期は補正の時点で処理できるのではないか、等の意見が出されました。細部にわたる質疑については省略させていただきます。

以上により質疑を終結し、総括的意見については、本会議でそれぞれ行うこととして、採決の結果、昭和５９年度一般会計決算については、全員一致で原案のとおり認定すべきものと決した次第であります。よろしく御審議のほどをお願いします。以上。

○副議長（米沢照男君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。中山基昭君。

〔２４番議員登壇〕

○２４番（中山基昭君）　私ども市民クラブ議員団は、昭和５９年度一般会計決算の認定に当たり、決算特別委員会における慎重な審議と審査を通し、予算の職行における努力や、やや遅滞の感も見られますが、施策や事業が着実に実施をされていることに理解を寄せ、原案に賛成の立場からさらにさらに一層の施策や事業の充実と促進を図るための希望と意見を付言をしてその努力を要請をしてまいりたいというふうに思います。

御承知のように、日野市は今市政が施行されてから二十有余年が経過をし、人口も当時の５万人の町が１５万人を超え、多摩丘陵には団地や住宅地が造成をされ、また、多くの事業所や企業の進出等により、東京都における有数の生産経済都市に変貌し、かつての田園の町から活

力にあふれる近代都市へと成長してきております。しかし、近年では、社会や経済環境の変化と、土地条件などの制約により、人口の増加も鎮静化の方向にあります。こうした地域社会の移り変わりと、さらには多様化が言われる価値観や市民意識、そのニーズの的確な把握に努める中で、毎日の市民生活に最も身近かな自治体行政としてのきめ細かな親切な行政の運営と推進が図られなくてはならないときではないか、というふうに思います。こうした受けとめと観点の中から、５９年度における、特に特徴的な主な施策や事業について、大きく課題別に見るときに、一番目は健康づくり事業の推進と高齢者あるいは児童、障害者への福祉施策の充実、二つ目は教育、文化、スポーツ、余暇活動への施策や施設の整備の促進、三つ目は下水道、あるいは道路等を初めとする都市環境、生活施設等の整備促進、四つ目は自然と緑、清流を守るそれぞれの事業などについて、その充実と推進への努力に大きな理解と評価を深めているところでございます。

次に歳入に関連をして２点だけについて触れておきたいというふうに思います。

１点目は低成長、不安定な経済環境と国の財政の再建を理由に、歳出規模を厳しく抑制し、福祉や文教などの分野において国民生活と地方自治体に負担と忍耐を求める政府、行財政の運営方針の中で、市民税を主体にする自主財源に大きく依存をし、期待を寄せるところでもあります。こうした観点から、５９年度の市税収入を見るときに、前年度比２３億5,０００万円、１３.７２％の増加となり、中でも法人市民税においては、前年度の1.5倍、１４億5,０００万円の増収が図られ、財源の調達にも特段の支障がなく、市民生活からの要請にこたえての着実な施策や事業の推進が、図られているところであります。こうした納税者の努力をしっかりと受けとめる中での行政施策の一層の推進が、必要だろうというふうに考えております。

二つ目は、依存財源としての起債についてであります。もちろん現在のその政府、国の行財政の運営方針等の中で、一定の活用ということは、これはやむを得ない、あるいは避けられない一つの状況にあるわけでございますけれど、当年度に３８億4,３００万円、歳入構成比では２６.７３％と前年を大きく上回り、歳出における公債費においても３３億1,４００万円、10.5％を償還をしておりますが、その償還残額は、２１２億2,９００万円に増加をし、次年度以降の負担の増加になることは避けられません。特に市債の運用等に当たっては、単に単年度だけでなく、長期的な明確な方針等を確立する中で、効率的な財政運用と執行に真剣な努力を要請をし、お願いをしておきたい、というふうに思います。

最後にこれからの重点的な課題といたしまして、特に6点だけにわたりまして、その充実と積極的な努力を要請をしておきたい、というふうに思います。1点目は高齢者、高年者施策の充実でございます。高齢化社会への急速な進行が言われますように、日野市におきましても65歳以上の人口が、人口比6.2％に増加をしてきております。だれでもが迎える問題として、世代を超えて地域施策の重点課題として、その施策や事業の充実、発展が図られなくてはなりません。特に委員会の審議等を通して、強く感じているところでございますが、関係の所管が福祉部にあり、生活環境部にあり、さらに教育委員会というふうに、窓口が大変広く、しかもその連携等が必ずしも十分ではないんではないか、というふうに思います。もっと福祉から健康づくり、学習等までにわたり体系的に効果的な運用を初め、高齢者対策協議会の活用、あるいは福祉事業団の充実発展、将来に備えての高齢者対策基金等の設立等についても、やはり努力とその工夫をしていただきたい、というふうに思います。

2点目は、健康づくりと医療施設の整備についてでございます。乳幼児から老人まで、市民のだれでもが健康な生活が送れるように、行政が保健所、医師会などと協力を得て、疾病の予防と早期発見、早期治療、障害者の社会参加など健康づくりへの積極的な努力が必要とされるときであります。そのためにも、生活保健センターの早期設立、あるいは対域医療の基幹病院としての市立病院の機能の整備、施設の整備、あるいは高幡南平地区への総合医療施設の配置、救急医療搬送体制等についても、一層の努力を必要とするんではないか、というふうに思います。さらには健康づくりの推進協議会、こういうものについても十分検討を進める必要があるんではないか、というふうに考えております。

3点目は、青少年の健全な育成と社会教育の充実についてでございます。次の時代を担う青少年が、広い視野と豊かな情操を養い、心身ともに健やかに成長をすることは、地域社会における大切な役割でもあり、市民みんなの願いであります。学校教育における先生と児童生徒との信頼感の向上を初め、放課後における交流や生活の場としての児童館活動や、あるいは集団交流の遊び場等の整備を図るとともに年代を超えて交流や学習などの拡充を図るために、各種の学級や講座の充実、指導者の育成等に努めてほしいというふうに思います。

4点目は、教育、文化、体育施策の向上と振興についてでございます。地域社会における教育や文化、体育への水準を質の面からも、あるいは量の面からも高めることは、市民生活からの強い要請であり、近代都市として豊かな潤いのある環境をつくり出すための重要な課題で

あります。幼児から高齢者までの体系的な生涯にわたる教育条件の確立を初め、小中学校における40人学級の早期実現、図書館の適正配置、体育や余暇活動の場としての森林や河川などの自然環境の活用、学校施設等の対応についても一層の努力と理解をしてほしい、あるいは必要があるんじゃないか、ということでございます。

5点目は、都市生活施設の整備についてでございます。市内の人口も15万人と言われますように、市街地も広まり住宅化が進んできております。こうした市内の移り変わりと都市化が進行する中で、都市生活施設としての道路交通網の整備、流域公共下水道の促進、傾斜地等における災害対策、さらには自然や日照が確保された快的な生活環境づくりに向けて、市内全域にわたりマクロからの整備が急がれなくてはなりません。道路整備については、安全で便利な広域的な交通体系を骨格に、幹線通過交通と生活道路の機能分担を、明確に沿道の環境悪化の防止を図るとともに、安全性を高めるために、歩道の新設とか、あるいは街路灯、防護さく、反射鏡、区画線などの整備の促進を初め、公共広域交通として特に期待がされております多摩都市モノレール等の促進を図るための関連街路の整備、あるいはこれまでもお願いをしております日野駅の改築、あるいは国鉄西平山地区への新駅の新設促進、さらにあわせて交通不便地域へのバス路線の拡大についても、既存路線の拡充を初め、市内循環バス等の導入促進への積極的な努力をお願いをしてまいりたい、というふうに思います。

次に6点目になりますが、行財政の効率的な運営についてでございます。政府の60年度の補助金の一律10%のカットに続き、61年度は総額14兆円にのぼる地方公共団体への補助金の削減が言われております。地方財政に一層の過酷なしわ寄せが余儀なくされるような状況になってきております。こうした中で、国と地方の仕事や役割の分担を明確にする中で、地方自治体の主体的な努力の中で、市民の健康を守り、サービス向上を図るためにも、機敏性と機能性を高めるための行政組織のあり方、さらには事務処理等の簡素化、職員研修などの充実を図り、納入された税金や限られる資金が市民生活の中にむだがなく役立つことを最重点にする必要があるんじゃないか、というふうに考えております。

最後になりますが、今、日野市が成熟都市へ発展するときを迎え、すべての市民が健康で豊かな市民生活を営める地域社会づくりを目指すことが、最大課題ではないかというふうに思います。全市民の健康や文化的生活基盤の安定を最重点に、都市の機能と利便が調和する快的な生活環境づくりを目指し、市民の創意とさらには期待を大切に行政施策や事業の充実と促進が

図られることを期待し、改めて要請をいたしまして、決算の認定に当たっての付言を終わります。以上です。

○副議長（米沢照男君）　次に夏井明男君。

〔１６番議員登壇〕

○１６番（夏井明男君）　それでは公明党を代表しまして、昭和５９年一般会計決算に対し認定賛成の立場で意見を申し上げたいと思います。

昭和５９年の施策としましては、いわゆる南平の高校の用地確保及び建設がさまざまな問題を抱えながら進んできております。また、清掃関係におきましても、いわゆる清掃処理場の建設も近い着工の段階まで近づいてきているわけであります。また、中学校におきましても、当初どおり給食室の新築等が順調に行われてきております。また、大きな特色であります下水道の事業が、日野市は最近まで非常におくれてきた問題でございましたけれども、東京都、さらには担当の方の力により、また、議会の大きなバックをいただきながら、ようやく処理場の建設の準備も進んできているわけであります。また、来年以降から建築が始まりますでありましょう生活保健センターにつきましても、目途がついてきている段階であります。

そこで、今日の先ほどの御意見にもありましたとおり、今日の経済状況は、非常に不安定要素を抱え、将来に何が起きるかわからない、という経済構造の中で進んでいると言われているわけであります。このような中で、市の行政をどのように進めていくのか。ますます難しい段階に入っているかと思うわけであります。このような立場で、今後さらに住みよい町づくり、市民要望にこたえるためにどのような観点からが大事であるか、中心になってくるかということで、過日の決算委員会の審議を踏まえまして、若干の要望をしたい、と思うわけであります。

歳入面におきましては、決算委員長の秦委員長の方からも報告がございましたとおり、当初の法人市民税の予算に見積もりました額の約２倍程度の実質収支があったわけであります。これは当初見込みました法人市民税の実質的な経済成長、収支のうれしい見込み違いということでございましたけれども、５８年のつい前年度におきましては、実は法人市民税は約１０億円近い減収という実態があったわけであります。したがいまして、この法人市民税における市民の方の見方、また、財政当局の見方というものもますます慎重にならざるを得ないであろう、というふうに思うわけであります。さらに、一方国におきましても、いわゆる行財政政策の厳しい姿勢が進みつつあるわけであります。具体的には教育の面、福祉の面、さまざまな角度から

切り込みの報道も出ているわけであります。そういう観点から見ますと、日野市におきましても、将来の活力ある町づくりを具体的に念頭におきながら、市の財政の拡充と財源確保に一層努力する必要がますます生じていると言ってよいかと思うわけであります。

今日、日野市におきましても、近い時期にいわゆる行財政改革の流れに沿うかと思いますけれども、答申が出てくるやに聞いております。そういう意味で日野市におきましても、先般の市長の行政報告にもありましたとおり、職員の有効配置の問題、さらには職場のＯＡ化の問題、電算化を進めていく問題、将来の行政需要の多様化に伴う人員増を極力抑えながら、適切な人員配置を加えていこう、という一つの流れにあるわけですけれども、ぜひこの方向性をさらに強めながら堅持をしていただきたいと思うわけであります。さらに、投資的経費の枠を維持しながら、いわゆる常に問題になります経常経費の増大化をともかくも抑え込んでいくという中で、日野市も節約の方向をさまざまに打ち出しておりますけれども、ぜひ工夫をしていただきたいと思うわけであります。特に高齢化社会に向けて来年以降の予算の中でも、さまざまな対策が日野市におきましても講じられつつあるわけですけれども、ますますこの高齢化社会の時代を迎えてくるわけであります。１人の老人の方の生活をどうするか、という観点から、さまざまな問題が浮き彫りになっている現状であります。そういう意味から、将来に不幸な老後を迎えることのないよう、そのような方がいないような社会を築いていくためにも、今から強力な手を打っていただきたいわけであります。

今般の決算委員会で、さまざまな細かい問題もありましたけれども、個々、具体的には、予算の執行に当たって、ごく少数の方の意見で事が進められたのではないか、と思われるようなものも数点あったわけであります。したがいまして、この予算の執行に当たりましても、職員の数多くの方の意見を聞きながら予算の執行に当たっていただきたい、と思うわけであります。

これらさまざまな重要政策について実施の手順のあり方等、また、その時期の問題等さまざまに重要な場面に差しかかっているわけでありますけれども、今後とも慎重かつ柔軟な行政執行を要望して意見にかえさせていただきます。以上です。

○副議長（米沢照男君）　次に一ノ瀬　隆君。

〔１１番議員答壇〕

○１１番（一ノ瀬　隆君）　１９８４年度、昭和５９年度の一般会計の決算に対して、

革新クラブを代表し、認定に賛成であることを表明いたします。

この年は、革新市政１２年目で、その市民本位の市政が、ますます軌道に乗り、全国に範たる数々の施策が実現されています。目に見えるものとして、まず市民の待望久しかった市民会館ができ上がりました。

旭が丘二丁目に老人いこいの家、「かしの木荘」と心身障害者施設「つばさ学園」が新設されました。

第七幼稚園の新築、第二幼稚園の改築もなされました。

緑と清流を取り戻す施策として、学校などの公共施設、緑化や黒川公園流水整備など、多くのものがなされました。

下水道事業については、多摩平以外で初めて落川地区で公共下水道の供用開始となるところまで前進しました。

区画整理事業も万願寺を初め、豊田なども前進させています。

このように、大きな成果を上げた、高く評価のできる１年であったと思います。これらのことは、この１年が経過した４月２１日にも全市民によって結論づけられたものだと思います。この内容を含んだ決算でありますので、認定は当然であります。多くの立派なこの１年の市政の中にただ一つ、かつて一度もなかった、そしてこれからも二度とあってはならない「よくない」ことがあったのを指摘しないわけにはいきません。市職員に対する昇給６カ月延伸であります。賃上げと違って、原資の要らない昇給をストップさせることは、実質的な賃下げです。もちろん起債制限などの国の不当な圧力に起因するものですが、二度とあってはならないことだと考えます。

決算の認定に当たり、委員会でもただしたものですが、意見を三つだけ申し上げておきます。

第１は、議会無視につながる早い時期の予備費からの充当、他の項目からの流用であります。その後、補正予算の機会がありながら、緊急を要するということなどで、予備費から充当する。これはいいわけですが、その後の予算を審議する機会には、この説明が全くない。そして、これより少額なあるいは重要でない補正予算を一生懸命審議している。翌年の９月以降の決算に初めて突如として「こんなものに予備費を充当して使ったのです。もう使ってしまったことだから認定してください」と言っているのです。これはどうも納得できないのです。法令どおりやっていることはわかりますが、常識的に考えて、補正予算との関係で理解できない。こうい

う場合、その後の補正予算の機会、すなわち定例会があるなら、何らかの形で議会に報告すべきだ、というのが私の主張であります。一つの具体例を申し上げておきます。今回の決算書２６１ページにあります１０款３項２目の委託料ですが、この中に指導室経費として２年生移動教室付添医師９７万6.０００円があります。これは当初予算にはなく、５月１１日予備費から充当されたものです。６月定例の補正を待てない緊急性があったものだと思い、これは理解できます。しかし、その後、決算が議案として上程されるまで、１６カ月の間議会には一切知らされないということは、どうしても納得ができないのであります。移動教室に付添医師が同行するという事実について、その是非だけでなく、それに関しての議員の意見もあると思います。それが１６カ月知らされないことはよくないと思います。何らかの報告をすべきだと思うのです。

２番目の意見は、決算の時期であります。今回の決算の認定は、議会の都合で第４回の定例会になりました。市職員の大きな努力で、９月定例会で決算が認定されるようになり、それが定着してきています。その努力が今年も行われ、９月の第３回定例会に決算が上程されましたが、遺憾ながらその認定が今定例会になってしまいました。ちなみに私ども革新クラブは、９月定例会での認定を主張しています。この結果、認定されない繰越金が使用された補正予算が可決されるような、望ましくない事態が発生しています。今後は、９月定例会認定を強く望み、引き続く市当局の努力をお願いしたいと思います。

最後に決算書の大幅改善について、その努力を高く評価しておきたいと思います。私は、たかが決算書と軽視すべきではないと思っています。これがちゃんとしていなくて、何でほかの仕事が立派にできるかと言いたいのです。予算書と決算書と比較もできないようなつくり方では困るわけですし、そのほか、幾つかの指摘に対して、真摯な態度でこれを受け、大幅に前進させた収入役や、出納課職員の努力を高く評価するものです。

以上申し上げ、決算認定の意見とします。

○副議長（米沢照男君）　次に古谷太郎君。

〔６番議員登壇〕

○６番（古谷太郎君）　市議会自由民主党を代表しまして、決算に対して反対の意見を申し上げます。

国会においてもどこでも同じですが、予算とか、決算は全体主義であります。１円の反対、

１点の疑問でもあれば、反対になるわけであります。ですから、国会では社会党、共産党さん等大抵は反対いたします。そこで、私どもはやはり賛成の部分はもちろんあるんですが、１点でも２点でも反対しなきゃならない問題がありますので反対するわけです。

まず第１に歳入なんです。調定額が２０４億円を超えております。ところが歳入済額は、194億円、約その間に１０億円の滞納があるわけであります。こんなことは今度初めてです。まじめな納税者に対して、これでは相すまないのであります。やはり税金というのは、できるだけ公平にいただかなきゃいけません。この原因というのは、市税を扱っている市民の職員が足りない、機械器具も足りない。いわゆる市税を課税し、納付していただくための機構が、全く不備だからであります。ですから、このような歳入が大きな１０億円近い歳入が見込まれていながら、アウトしてしまったわけであります。こういうことはひとつ改善していただいて、やはり調定額に対して、あるいは課税額に対して、歳入額が９８％程度ぐらいまでは納入されるようにしてもらいたい。

それから、次に歳出について一、二申し上げます。

森田市政の中で一番困るのは、政府と歩調を合わせないようにしよう、しよう、としているんだと思うんですが、そういう点です。例えば今度この予算の中でも、政府はことしからは国庫補助金を大幅に減らします。これは当然、国民の財政が非常に苦しい中において、やむを得ざる措置だと思いますが、例えば、流域下水道建設４分の３国庫補助であります。ところが、それが３分の２に減ります。これは、例えば日野市の流域下水道の負担金額が２００億円、それからいきますと、この差額は、５０億円にもなるわけであります。大変な損害が出るわけです。このように国の方針と昭和５１年から昭和６０年までの１０カ年の間は、国は全力を尽して、地方の下水道の補助金を出してつくらせたわけです。ですから、ごらんなさい、日野市よりずっと後でスタートした府中、調布、小金井、みんなもうでき上がちゃっている、１００％。ところが、これからはもう下水道事業は、国にとっては最重点事業ではないのであります。もう徐々に力を落としていかなきゃならない。最重点事業はほかに発生しつつあります。そういう点でやはり私どもは、国の方針、東京都の方針と日野市の方針ができるだけ合致するように進めていく、このことがなければ都市計画とか、あるいはまた、まちづくりはできません。ひとつ今後ともこの決算においては国の方針と全く歯車が合わない、このような状態については改めてもらいたい。

さらにまた、小学校、中学校の建設であります。これは義務教育なんです。今、日野市の義務教育は大変困難な状態にあります。少なくとも我々は小学校においても、中学校においても、６００名以下の学校にし、かつまた文部省基準よりも１割程度市採用の教員を配属して、１学級４０名程度にできることは十分なのであります、できるんです。なぜならば、日野市は富裕都市でございます。三菱銀行に６０億円以上の預金が現在もあるわけですから、こういうふうな余っているお金を教育にぶち込む、福祉にぶち込む、これは預金することは市長さんのお好きのようですけれども、市民は、預金よりは我々の子供や年寄りに返ってくることを願うのであります。不幸な人に返ってくることを願っております。そういう点で、今後基金、基金とエチオピアじゃないんです、これは。豊か通ぎているわけです。これをひとつぜひこのような昨年もたくさんのお金を基金に積み立てました。ぜひ国の方針に合わせて、そういうお金はどんどん出して国庫補助をうんとふやしてもらいたい。大体歳入の３倍というのが基準です。そうなんですよ。我々は国に税金を市税の４倍納めているんです。もらわなきゃ損です、これは。だから当然そのうちの２分の１くらいは、各市町村に配られている。このことをお願いしたいのであります。たくさん申し上げたいんですが、最後に私はどうしても今度の決算で賛成できないのは、法律にも日野市の条例にも全くない遺跡調査会の裁判の費用、あるいはまた調査会のいろいろの問題についての費用を、税金から支出しているということであります。これは明らかに私は違法だと信じます。違法な支出のある決算には、賛成できません。以上が反対意見であります。

○副議長（米沢照男君）　次に小俣昭光君。

〔３番議員登壇〕

○３番（小俣昭光君）　日本共産党市議団を代表しまして、昭和５９年度一般会計決算を認定賛成する立場から意見を申し上げます。

５９年度は皆さんも御存じのように、政府自民党は国家財政が危機的な状況にあるとして、臨調行政改革を押しつけ、福祉や教育を犠牲にして軍事費を突出させ、前年度に引き続き、国民生活と地方自治体に多くの負担と忍耐を強いるものとなっています。軍事費の異常突出は、５９年度は４年目になり、前年度対比でも6.５５％増となり、中曽根内閣の超タカ派ぶりに国民の怒りが渦巻いています。自民党政府の福祉、教育切り捨てにより、国庫支出金は前年度対比で児童手当負担金は３６７万9,０００円、義務教育教材費負担金で１６９万5,０００円、交

付金では地方譲与税９９９万5,０００円の減少となっています。都支出金においても教育費で３７８万7,０００円の減少であります。このような国、都の支出金の減額は、市民の生活に一段と重くのしかかってきております。このように、市民生活の将来に不安が強まる中で、革新市政が市民の期待にこたえて市民本位の施策を前進させることが特に重要となっています。59年度の主要施策は、公共流域下水道事業を初め、万願寺区画整理事業、第七幼稚園新築、第二幼稚園の改築、障害者福祉施設のつばさ学園の新築や市民会館、老人いこいの家「かしの木荘」第三中学校、三沢中学校の増築、仲田小学校の新築等市民要望に積極的にこたえたものであります。歳出のうち、総務費では市民要望の強かった市民会館の建設と、それに伴う来客用駐車場の増設、東京都の赤字路線を理由に、都バス立７３路線廃止の方針については、赤字額の３分の１の地元負担により、市民の足を守り、また、新たに循環バス路線の先駆けとしての豊田駅、市役所、日野駅を結ぶバス路線の実現など、市民から大変に喜ばれております。市民の平和の願いにこたえての核兵器廃絶、非核平和都市宣言の啓発塔の増設などであります。民生費では、１５年間の運動と１円募金による４００万円の積み立てによるかしの木荘の建設、障害者の強い願いにこたえてのつばさ学園の建設、障害者の緊急一時保護制度の実現、全市的にも大変に喜ばれている老人理美容券の引き続いての実施、市内１８番目の三沢台小学童クラブの実現などであります。衛生費では、３カ年の工事初年度であるごみ焼却炉の新設、有害ごみの集積容器購入、し尿処理場脱臭施設の新設などであります。土木費は都市計画道路２・２・５号線用地、仲田緑地、北川原公園用地の取得、水路用水改修工事では、南平、根川、黒川水路等２０件の工事が進められてきています。教育費では、仲田小学校新築、三沢中学校の増築と食堂の新築、第三中学校の増築、第七幼稚園の新築、第二幼稚園の防音改築、図書館費では反核平和のフィルム５本の購入など、平和を求める市民要望にこたえたものとなっています。

以上５９年度施策を申し上げてきましたが、いずれも市民要望に積極的にこたえた施策となっています。

以上のことから、５９年度決算を認定いたします。

最後に、市立幼稚園の保育料値上げについては、それに見合う保育内容の改善と下水道料金についても低所得者に対する考慮をあわせてお願いいたしまして、日本共産党市議団の５９年度決算を認定する意見といたします。

○副議長（米沢照男君）　ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を

終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○副議長（米沢照男君）　挙手多数であります。よって議案第５６号、昭和５９年度日野市一般会決算の認定の件は、認定されました。

これより議案第５７号、昭和５９年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定、議案第５８号、昭和５９年度日野市都市計画事業特別会計決算の認定、議案第５９号、昭和５９年度日野市下水道事業特別会計決算の認定、議案第６０号、昭和５９年度日野市立総合病院事業会計決算の認定、議案第６１号、昭和５９年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定、議案第６２号、昭和５９年度日野市農業共済事業特別会計決算の認定、議案第６３号、昭和５９年度日野市老人保健特別会計決算の認定、議案第６４号、昭和５９年度日野市仲田緑地用地特別会計決算の認定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（米沢照男君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

特別会計決算特別委員長の審査報告を求めます。

〔特別会計決算特別委員長登壇〕

○特別会計決算特別委員長（市川資信君）　昭和５９年度特別会計決算特別委員会の本委員会に付託されました議案第５７号から議案第６４号までのあわせて８議案につきまして、去る１０月２９日に開催されました本委員会における審査の経過並びにその結果を御報告申し上げます。

初めに議案第５７号、昭和５９年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定について御報告申し上げます。

歳入につきましては予算現額２８億2,１８２万円に対し、収入済額２７億9,２９８万２４２円、不納欠損額６８９万５８０円、収入未済額１億5,６７９万8,７９５円であります。

歳出については、支出済額２７億2,９９０万5,４８５円となっております。

本件に対する主なる質疑は退職者医療制度について当初の予想どおりにいかなかった理由は何か。老人保健拠出金が増加しているがなぜか。また、保険税の収納率がよくないが原因は何

か。不納欠損額が増加してきているが、その理由は何か、などの質疑が行われた次第でございます。これらについては、案分率の関係によるものとか、普通徴収でありますとか、低所得階層が多いなどの理由である、との答弁でありました。決算の内容については、別段異議なく、全会一致原案認定と決した次第であります。

次に議案第５８号、昭和５９年度日野市都市計画事業特別会計決算の認定についてであります。

歳入につきましては、予算現額１０億3,７１４万4,０００円に対し、収入済額10億3,757万4,110円であります。

歳出については支出済額９億3,６１６万6,７７６円となっております。

本件に対する主なる質疑は、事業費の中の工事請負費について不用額が出ているがどういうわけか。６０年度においてはどのような状況か。また、委託料について、豊田南口及び高幡地区区画整理事業の住民意識などの現状はどうなっているのか。また、これらの見通しについてどうなのかなどの質疑が交わされました。不用額につきましては、13号通りの工事が遺跡調査の関係で移転がおくれ、そのために生じたものである。６０年度は順調に進んでいるとのことであります。また、豊田南口、高幡区画整理ともに、１０月２５日東京都都市計画審議会において計画決定され、今後事業認可を得るための説明会に入る予定である。高幡地区に関しては、１１月下旬より豊田地区においては、２ないし3カ月おくれて説明会に入る予定である、との答弁でありました。決算の内容につきましては、別段異議はなく、採決の結果、全会一致原案認定と決した次第でございます。

続きまして、昭和５９年度日野市下水道事業特別会計決算の認定について御報告申し上げます。

歳入につきましては、予算現額１５億5,３９４万6,０００円、対しまして収入済額１５億5,０７２万８９６円、歳出につきましては支出済額１４億8,４９９万4,１７９円となっております。本件に対する主なる質疑は、南多摩処理区公共下水道管渠埋設について当初からの進捗状況はどうなっているか。また、現状の道路の幅員を広げなくても埋設できるのか。工法はどういうものか。また各費目に不用額が多いが理由は何か、などの質疑が交わされました。これらについては管渠埋設は計画通り１００％実施している。一の宮交差点先については、具体的にまだ計画はない。工法については、小口径推進工法である。不用額についても５８年度分の

遺跡調査による繰越明許分の残額であるなどの答弁をいただきました。決算の内容につきましては別段異議なく採決の結果、全会一致認定と決した次第でございます。

議案第６０号、昭和５９年度日野市立総合病院事業会計決算の認定について御報告申し上げます。

収益的収入及び支出につきましては、収入額２１億３８３万6,９１９円、支出額２０億4,４０２万9,３５８円となっております。

資本的収入及び支出につきましては、収入額は１億2,７０７万4,０００円、支出額１億7,６８３万８０７円となっております。この不足額4,９７５万6,８０７円は過年度分及び当年度分損益勘定留保資金で補てんしております。

本件に対する主なる質疑は、市立病院の人件費について正看護婦、准看護婦、助産婦はそれぞれ正当に評価されておるのか。報酬の面等はどうなっているか。また、採用時の資格条件はどうなのか。病院の用地拡張、また、駐車場の拡張はどうか、などの質疑がなされやした。これらの答弁は、看護婦の定着率の悪いので困っておる。また、正看護婦を全員そろえるのが本来望ましい姿であるが、なかなか難しい。給与体系も生活給与保障体系なので矛盾もある。病院用地、駐車場とも拡張予定は持っている、などの答弁をいただきました。これらの質疑を踏まえ採決の結果、本委員会は全員異議なく認定と決した次第であります。

続いて議案第６１号、昭和５９年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定について御報告申し上げます。

歳入につきましては、収入済額１０億8,５７０万１５７円、収入未済額８６０万9,８４３円。

歳出につきましては、支出済額１０億8,５７０万１５７円となっております。本件に対する主なる質疑は、専用水道の都水道への移管取り組みについて、５９年度における経過はどうであったか。また出先機関である水道部の組合ストに対する市民への周知はだれの名前でやっているか。また、その対応策はどうか、などの質疑がなされました。

１につきましては、現在、庁内に推進本部を都一元化に向かって設けて進めておる。２については、出先機関であるので、出先機関命令において行っておる。今後その件については検討いたす、とのことでありました。

決算の内容につきましては、別段異議なく採決の結果、全会一致認定と決した次第でございます。

続きまして議案第６２号、昭和５９年度日野市農業共済事業特別会計決算の認定についての御報告を申し上げます。

あわせて四つの勘定を総合した決算額は収入で2,２１２万3,４３２円となっております。支出では2,２０４万9,６４２円でございます。

本件についての質疑は、５９年度も繭の関係の引き受けがないが、今後はどのように考えているか、などの質疑がありましたが、決算の内容については別段異議なく、採決の結果、全会一致認定と決した次第でございます。

続いて議案第６３号、昭和５９年度日野市老人保健特別会計決算の認定について、本委員会の審議並びにその結果を御報告申し上げます。

まず歳入では収入済額２５億１１０万3,２７８円、歳出でははは支出済額２４億4,５５０万2,２５８円となっております。本件につきましては、特段質疑はなく、決算の内容にも別段異議はなく、採決の結果、全会一致認定と決した次第であります。

最後に議案第６４号、昭和５９年度日野市仲田緑地用地特別会計決算の認定について、本委員会の審査の経過並びにその結果を御報告申し上げます。

本会計は昭和５８年度から仲田緑地用地取得に伴い、設置されたものでございますが、歳入、歳出については、収入済額、支出済額ともに６億６０８万５円となっております。本件につきましての質疑は、用地買収についての国からの補助金はどうなっているか、また、総合グラウンド造成について施設に聖火台をつくる予定はあるのか、などの質疑がなされました。

国からの補助金については２９億3,３００万のうち１億円であり、また、聖火台は競技場内につくる予定である、などの答弁を得られました。

本委員会では質疑を終結し、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決した次第でございます。以上、８件よろしく御審議のほどお願いいたします。

○副議長（米沢照男君）　これより質疑に入ります。橋本文子君。

○１番（橋本文子君）　国民健康保険の歳入に関しまして、１点お伺いをしたいと思います。

委員長の御報告によりますと、調定額に対してその収入の未済額が大きい。９1.６８％。これについて質問があったという御報告だったんですが、それに対する御答弁が余り詳しくなかったので、ぜひその点をお伺いしたいと思うわけです。ちなみに国の国民健康保険の収納率、

ことしの推定が９３.５６％と昨日の新聞でも報道がございました。これに比べまして、やはり市の収納率が1.８８％と低いわけであります。その理由、原因というのが、例えば考えられるのは、医療費が高くなってそういうことになっているのか、あるいは保険税が上がったために払いにくくなったのか、またまたもう１点、職員不足でそのあたりが十分でないのか、いろいろな原因が考えられるわけでありますけれども、それらの詳しい内容について伺えなかったものですから、ぜひその点をお伺いできればと思います。よろしく。

○副議長（米沢照男君）　特別会計決算特別委員長。

○特別会計決算特別委員長（市川資信君）　それらの点につきましては、今橋本議員が質問されました件につきましても、相当細かい質疑はございました。

そして、その収納率の非常に低いのは何か、ということの根本の一番の原因は、やはり低所得者層の増だということが主たる原因である、というような答弁でございました。

○副議長（米沢照男君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本８件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本８件について採決いたします。本８件に対する委員長報告は認定であります。本８件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（米沢照男君）　御異議ないものと認めます。よって議案第５７号、昭和５９年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定、議案第５８号、昭和５９年度日野市都市計画事業特別会計決算の認定、議案第５９号、昭和５９年度日野市下水道事業特別会計決算の認定、議案第６０号、昭和５９年度日野市立総合病院事業会計決算の認定、議案第６１号、昭和５９年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定、議案第６２号、昭和５９年度日野市農業共済事業特別会計決算の認定、議案第６３号、昭和５９年度日野市老人保健特別会計決算の認定、議案第６４号、昭和５９年度日野市仲田緑地用地特別会計決算の認定の件は認定されました。

これより請願第６０－１５号、日野本町四丁目のワンルーム・マンション建築に反対し、市の適切な指導を求める請願の件を議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長登壇〕

○建設委員長（高橋徳次君）　それでは、去る９月の定例議会におきまして、建設委員会に付託されました請願第６０－１５号の審査並びに経過とその結果の御報告を申し上げます。

本請願は去る１０月の９日ですか、委員会に付託されましたんですけれど、件名は、日野本町四丁目のワンルーム・マンション建築に反対し、市の適切な指導を求めるという請願でございます。

請願者は日野本町四丁目１９番地の３、芹沢直明さんほか４０名の方から提出されたものでございます。請願の要旨は、生活環境を破壊し、協定を守らぬタイトー建設に対して、市の適切な指導を求めたものであります。

建設委員会では、１１月２１日、現地調査を実施した上、審議に入りました。委員会における質疑の主なものを申し上げますと、タイトー建設の日野における過去の実績はどうか。また請願内容に都民と書かれているけれど、同じものが都の方へも提出されているのか。誇大広告が今までにもあったのか。排水路及び通学路との関係は、今までの市の指導のあり方、また、今後指道の可能性、市との協定の有無、協定のあり方、また、今回指導要綱に該当するのか。図面等が市の方へ提出されているのか。タイトーが販売したとき、市へ協定書の提出があったのか。協定なしで確認をおろしたのか。これら多くの質疑がございましたけれど、細部にわたっては省略させていただきます。

また、本請願に対する意見としては、業者が建築であるということで、誇大広告及び違反広告を出しているので、住民の意をくみ請願は採択すべきである。また、法的な面で問題もあるが、周囲の住民の意向を重視すべきである。また、法的拘束力がなくても、指導要綱は守らせるべきであり、また、住民の意思を反映した建築協定を結ばせるべきで、今のままでマンションの建設を進行させるべきではない。また、同一業者が同一場所で違法建築をし、協定があるがごとくだましたのは、悪質である。採択するだけでなく、執行部が業者に対して強く指導すべきである。付帯意見を付すべきである。

以上により質疑、意見を終結し、採択の結果、住みよいまちづくり指導要綱に基づく指導を行うことを付帯意見として、全員一致本請願は採択と決しました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○副議長（米沢照男君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結

いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（米沢照男君）　御意議ないものと認めます。よって請願第６０－１５号、日野本町四丁目のワンルーム・マンション建築に反対し、市の適切な指導を求める請願の件は、委員長報告のとおり採択と決しました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（米沢照男君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後６時１３分休憩

午後７時４３分再開

○副議長（米沢照男君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第８１号、昭和６０年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）の専決処分の報告承認の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美馬君）　議案第８１号、昭和６０年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）の専決処分の報告承認について提案の理由を申し上げます。

本議案は、昭和６０年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算第１号で、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき、昭和６０年１１月７日付で専決処分したものであります。

補正額は、歳入歳出それぞれ１億6,980万円を追加し、歳入歳出予算の総額を12億2,752万9,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御承認のほどお願いいたします。

○副議長（米沢照男君）　関係部長から詳細説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　それでは、私からただいま提案のございました議案第８１号の昭和６０年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算第１号の専決処分につきまして、詳細について御説明申し上げます。

別途配付してございます補正予算の第１号に基づきまして、御説明をさせていただきます。今回補正いたします第１号の額は、提案のありましたとおり、１億6,９８０万円で、歳入歳出とも同額でございます。今回この予算を専決処分いたしましたのは、国庫負担金、国庫補助金、並びに都の補助金が増額されたことに伴いまして、この執行を年度内に完全に執行するために時間のいとまがなかったために、専決処分いたしたものでございます。内容について御説明申し上げます。

まず歳入でございますが、６ページ、７ページをお開きいただきたいと思います。国庫負担金でございますが、都市計画道路の１・３・１号線の公共施設管理者負担金といたしまして、国から負担金を用地の相当分として受けるものでございますが、これが7,８６０万円追加補正をいたしたものでございます。

次に８ページ、９ページでございますが、国庫補助金でございます。区画整理事業の国の補助金といたしまして、通常の区画整理の補助金として、１０分の６の補助率で額が1,７４０万円、それと補助率１０分の４の地方道路整備臨時交付金、これも補助金でございますが、1,８００万円が増額されたものでございます。

次に１０、１１ページでございますが、都の補助金でございますが、ただいま申し上げました国の補助金の裏負担として、東京都が補助金を交付するものでございます。額は5,５８０万円でございます。

次に歳出に入らせていただきます。歳入に見合います額を歳出として計上いたしたもので、万願寺区画整理事業の補償、補てん及び賠償金に充てるものでございます。説明欄に記載してございますように、建物の移転補償費等に執行をいたすものでございまして、建物につきましては、移転補償を当初予算では３８棟計画しておったわけでございますが、今回１０棟ふやしまして４８棟の移転を行うものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○副議長（米沢照男君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（米沢照男君）　御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（米沢照男君）　御異議ないものと認めます。よって議案第８１号、昭和６０年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）の専決処分の報告承認の件は、原案のとおり承認されました。

これより議案第８２号、日野市議会議員及び市長選挙公報発行に関する条領の一部を改正する条例の制定、議案第８３号、日野市民会館建設資金積立金条例を廃止する条例の制定、議案第８４号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（米沢照男君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第８２号、日野市議会議員及び市長選挙公報発行に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案の理由を申し上げます。

本議案は、公職選挙法の改正に伴い、選挙公報の取り扱いについて改めるため、日野市議会議員及び市長選挙公報発行に関する条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、選挙管理委員会事務局長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

次いで議案第８３号、日野市民会館建設資金積立基金条例を廃止する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

本議案は、日野市民会館が完成を見ましたので、市民会館を建設する目的でつくられたこの

基金条例を廃止するものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

議案第８４号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案の理由を申し上げます。

本議案は、日野市一般職の職員の期末及び勤勉手当の支給に際し、計算の基礎額に管理職手当を算入するため、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（米沢照男君）　関係部長から詳細説明を求めます。選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（土方正作君）　議案第８２号について御説明申し上げます。

この条例は、市議会議員の選挙並びに市長の選挙について、条例の定めるところにより選挙公報を発行するわけでございます。それの条例の一部を改正をお願いするわけでございます。

内容としまして、昭和５８年に公職選挙法の一部改正により、選挙運動期間が市議会議員の選挙並びに市長の選挙にあっては、１０日から７日間に短縮されました。また、立候補の届け日が、公示または告示があった日から２日間を公示または告示があった日に当該選挙長に届けねばならないというように１日の短縮となりました。よって公職選挙法の改正により条例の整備をするものであります。条例第３条は、立候補しようとする予定者が、選挙公報へ掲載する部分を載せるための条文であります。このように一部改正をするものであります。第３条第１項中「委員会の指定する期日まで」を「法第８６条第１項及び第２項の規定による立候補の届出の日」に改め、同条第２項を削り、同条第３項を同条第２項とし、同条第４項を同条第３項と順次繰り上げて改正するものであります。

次に第５条は、選挙公報の配布の条文であります。公職選挙法の一部改正により市議会議員の選挙並びに市長の選挙の運動期間が１０日から７日に短縮されました。よって選挙公報を配布する期間が７日から５日間に短縮となりました。選挙公報の印刷、新聞折り込み、各世帯へ配布等をあわせますと、窮屈な日数となりましたので、１日延ばしたわけでございます。第５条第１項中「選挙の期日前２日」を「選挙の期日の前日」に改めるものであります。

以上簡単ですが説明を終わらせていただきます。

○副議長（米沢照男君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　議案第８３号、日野市民会館建設資金積立金条例を廃止する条例につきまして御説明申し上げます。

この条例につきましては、昭和５５年３月３１日付で条例制定をいたしました。その後積み立てをいたしまして、市民会館の建設につきましては、５８年、５９年、６０年で事業が完了したわけでございます。したがいまして、６１年３月１日をもちましてこの基金条例を廃止をするものでございます。３月３１日の廃止といいますのは、会計運用上の関係がございまして、日にちを逆にいいますと、２月末日で終わるというものでございます。以上でございます。

○副議長（米沢照男君）　総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　それでは、議案第８４号について御説明申し上げます。

この条例は、管理職手当を明文化いたしまして、従来の管理職手当の中に係長を含めておりましたのを管理職とは、課長補佐以上ということにいたしまして、それを改正したものでございます。なお、係長職につきましては、そのまま係長職手当として、新しく挿入させてもらったわけでございます。

それでは、御説明いたします。

６ページから入らせてもらいます。新旧対照表で御説明いたします。

給料表の第２条でございますが、今申し上げましたように管理職手当の範囲を明確にいたしましたために、係長職というものを新たに設けましたので、管理職手当の中段にありますが、その次に係長職手当を新設挿入いたしました。

それから、調整手当の項でございますが、そこに管理職手当、または係長職手当ということで、係長職手当を入れまして、調整手当と同じく１００分の９でございますが、これに同じものでございます。

それから、８条の３から１０条の２のところは略しましてその次に１０条の３に新しく係長職手当といたしまして、左の欄にありまするように係長職手当、これは現在係長職手当１００分の１５でございますが、そのとおりのものをここに持ってきたということでございます。

それから、次が８ページでございますが、ここに１６条、期末手当でございます。期末手当におきまして、改正したのは中段のところでございますが、規則で定める管理または監督の地位にある職員にあっては、その額に給料月額の１００分の２０を超えない範囲内で規則で

定める割合を乗じて得た額を加算した額ということで、これは、先ほど管理職課長補佐以上から部長まででございますが、これを明確にいたしました。そして、期末手当には今まで従来の管理職手当、部長職２５、それから課長２０、課長補佐１８というような段階がありましたんですが、これを期末手当におきましては、最高の２０ということで２０％に抑えましてその率をここに明文化したわけでございます。なお、これらにつきましての参考資料といたしまして、８４号関係の資料を規則を三つ新しくこしらえましたので、御参考までに供しておきます。

以上で簡単ですが、説明にかえさせていただきます。

○副議長（米沢照男君）　これより質疑に入ります。夏井明男君。

○１６番（夏井明男君）　それでは、ちょっとお尋ねします。

８４号の条例の件なんですけれども、今の部長の御答弁ですと、趣旨が明確でない、ただ条文からこういうふうに条文になったというふうな説明だけなんですけれども、この条例のねらいというんでしようか、趣旨というのはどういうことなのか、その御説明をしていただきたいということと、それから、こういうふうな条例の改正によって、例えば係長職の方にどういうふうな具体的な影響となって出てくるのか、その辺の長所、短所といいますか、必ずそういう両面があると思うんですけれども、その辺もう少しわかりやすく説明をしていただければありがたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　趣旨説明が不徹底でまことに申しわけありませんでした。

日野市は御存じのように、管理職手当といたしまして、昭和４５年から独自の管理職手当というものを設定して、今日に来ておるわけでございますが、その範囲はたびたび申し上げますように、係長まで含めたものが今まで管理職手当ということでございます。果たしてそれが管理職としてなじむかというものは、非常に疑問は持っておられたと思いますが、そうした中で、各市におきましても、係長職の場合には、ほとんど管理職というものからはずしておりまして、また、日野市の場合も、係長職は、管理職手当をもらっておりますが、組合員でもある、というような明確なものが打ち出されてはいませんでした。そうした中で、係長はやはり組合員であるということで、その任は係長職としての仕事は十分でありますが、管理職としてこれがどうか、ということでの今までの議論の中で、それでは課長補佐以上、係長これは当然そういうことは各市とも行っておりますので、そこで、この一つの線を引いたということが一つです。

そして、その趣旨といいますか、そうした組合員でもあるし、また管理職手当をもらっているという係長職については、そのままで手当の方は同じものを支給して少しも差をつけないということで係長職をそのまま今もらっておりまする係長職１００分の１５は、そのまま１００分の１５として位置づけた、ということでございます。ちょっとわかりにくいですか。

それで、その次に管理職手当でございますが、これは先ほど申し上げましたように課長補佐以上でございますので、各今までの都道府県そうした実例を見ますれば、ボーナス算入の場合、そのままイコールに数字を持ってくるということはしておりません。最高が２０％ということでありますので、２０％を超えております部長職は現在２５％でございます。それではその最高を２０％に抑えるということで、この参考資料にもありますように部長で２０、課長で１５、それから課長補佐で１０というような割合でボーナス算入をしていくということで、ここに提案した次第でございます。

○副議長（米沢照男君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　お聞きしたいんだが、１点は、東京都の場合はどうなっているか、これをまず教えてもらいたい。

それから、２点ですが、係長さんは残業手当が確か出るんじゃなかろうか、いいですか、だから１５％管理職手当が出て残業手当がほかに出るんじゃないか、と私は思うんですが、これは違うんですか。もし、違うんなら教えてもらいたい。そうすると残業手当というのは案外多い。予算を見てもそうですね。そういう点では、若干この含みをどういうふうに均衡をとっているのか。課長補佐と係長との均衡をどのようにとろうとしているのか。いいですね。これをひとつ説明してもらいたい。というのはたった３％しか違わないわけね。１５と１８だから。東京都は、いわゆるボーナスの場合に、１００分の２０でやっているのかどうかよくわかりませんけれども、説明をしてもらいたい。これは非常にいいことなんです。盛んに皆さんにお願いしてきたんだが、やっと実現して、私もよかったなあと思って自分が主張していることが、こういう形になるとうれしいもんなんです。だから、公平に不公平のないようにやっていただきたいと思って、今御説明を求めたわけです。以上です。

○副議長（米沢照男君）　総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　１点目の東京都でございますが、東京都におきましては、局長クラスにおきまして１００分の２０ということで、それ以下ちょっとそこまでは詳しくし

ておりませんですが、（「部課長はわからない、いいです」と呼ぶ者あり）、それから係長でございますが、現在、係長職は残業はついておりません、日野市の場合。先ほど申し上げましたように、係長を含めまして管理職という制度で今まできておりましたので、管理職手当として１００分の１５を支給していたわけです。それで、今回新しく係長職手当として１００分の１５は残しますけれど、残業というものは今のところ考えておりません。

○副議長（米沢照男君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　そういうことならば、当然課長補佐との均衡上、１００分の７ぐらいは管理職手当を加えてというか、１００分の７ぐらいを加えて、いわゆる課長補佐が１００分の１０なんですから、期末手当に対する割合がそういうふうな御意思は市長はないでしょうか。だから係長は１００分の８か、半分よりちょっと多いから１００分の８、課長補佐は１００分の１０、課長は１００分の１５、部長は１００分の２０、これは市長なんですが、考え方をちょっとお聞きしたい。

○副議長（米沢照男君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　係長職に手当をつけることの妥当であるかどうか。これは我々も多少考えるところがあるわけです。しかし、これまで手当をつけておりますので、その手当は残すべきだ、という見解に立ちました。したがいまして、期末手当等のこの算入には係長職は当たらない、こういうことでございます。提案のような状況でございます。

○副議長（米沢照男君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　残業手当が支給されていない、係長職に。そういうことならば、しかも係長というのは一番仕事をやるんです。係長なしには絶対会社もそうだと思いますが、係長が一番夜遅くまで勉強し、仕事もしているわけなんです。どこでもそうです。ですから、課長さんはおっとりと係長を上手にお使いになると言っちゃへんですけれども、激励するような立場でいれば、その課は非常に仕事が進むわけです。そういう点で、今度の条例には出ていませんけれども、不平というか、希望が係長さん方になかったのかどうか。残業手当が私は出ていると思ったんです、係長には。組合員ですから。出てないとなると、きようも係長は残っていると思うんです。課長さんよりはるかに知っているのは係長、仕事をやるのは実際的には。そういう点で、あるいは残業手当を一部支給する意思が市長にあるのかどうか、この点もちょっとお聞きしたい。

○副議長（米沢照男君）　総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　先ほど冒頭に御説明申し上げましたように、今まで管理職として係長職でございますが、これは組合員でもあるし、それからまた組合員でなくてもいいというそういうふうなスタートで始まっておりますので、現在１５５名の係長職の人がおりますけれども、そのうち４６名ぐらいを除きまして、ほとんどの方が入っているという状況でありますので、今のところまだこの制度について、そこまで踏み込んだ考え方を持っておりません。

○副議長（米沢照男君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　その辺の廊下にべたべた張ってあるのを見ますと、管理職者にプラスアルファをすることには絶対反対、と書いてありますね。そういう点で、組合員である係長さんとすると、心の中では、仕事を一緒にしているんだから、少しはもらってもいいんじゃなかろうか、という気持ちはおありだろうと思いますけれども、我慢していらっしゃるという点があると思います。こういう点で、これは今提案者の方で出してないんですから、後で申し上げたいと思います。いいです。

○副議長（米沢照男君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　ちょっと市民会館の建設資金積立基金条例の件について、お尋ねをいたします。

この基金から、市民会館をつくります場合に、財源として５８年度から６０年度まで支出が行われてきたわけですが、そのトータルは、最終的に幾らになるのか、また、全市民会館建設費のうちで何％を占めるのか、その他のいわゆる国の補助金、また地方債、一般財源等の割合と金額をあわせて御答弁お願いしたいと思います。

それから、今の私どもがかねて主張しておりました期末手当に対する管理職手当の算入ということが、通し号俸制のもとではぜひ必要だ、ということでお願いをしてまいりました。今回それが実現をするということでありますが、もう一度確認をしておきたいと思いますが、今までは管理職というのは、管理職手当で、本来、労働基準法というようなことも聞いたことがありますが、管理職というのは、課長補佐までということで、係長さんをそれに入れるのはおかしかったんですが、しかし、管理職手当という名目で給料月額の１５％を支給していたということで、超勤手当がつかない管理職の方に対する配慮だったと思うんですが、今回この期末手

当については、２０％を限度に算入をしていくということで、係長さんについては、算入はないということでございますね、管理職でないということで。ということは、従来ありました、例えば一般職員の方と係長さんとのいわゆる逆転現象というのは、この措置をもっても解消できないのではないかと思うんですが、今回の１２月の期末手当については、まだ管理職手当の算入は、条例がまだ通っておりませんので、行われないわけですが、もし、これが管理職手当の算入が行われるようになりましても、いわゆる一般職員の方と係長さんのボーナスの、夏でも冬でもそうなんですが、入れかわりというのが引き続き残るのではないかと思いますが、その辺の見解はどうなのか、お尋ねをいたします。

課長職の方については、期末手当は２０％は部長職の方で、１５％ということになるわけですね。わかりました。今お尋ねしましたのは、要するに管理職手当を算入をするというのはいいことなんですが、係長さんのいわゆる係長手当というものをボーナス時に見ないとなると、まだボーナスの一般職の方の方が高位である、係長さんの方が下回る、というような結果も引き続き残るのではないかと思いますが、その辺の見解教えていただければと思います。以上です。

○副議長（米沢照男君）　総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　それでは２点目の方からお答え申し上げます。失礼しました。

係長職とそれから一般職とのボーナス算入してなかった場合、逆転が行われるか、ということの御質問の要旨ですが、今回先ほど全協にもお諮りいたしました2.６４５カ月で見ますと、係長職の一番最高で１０９万円ばかりでございますが、一般職でやはり最高のこれは４等職でございます。最高でこれは年齢違ってくると思いますが１０９万7,０００円、若干の一般職の方が今持っている手持ちの資料では上になる逆転もあり得る、ということでございます。

○副議長（米沢照男君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　市民会館の基金の支出のトータルと、それから建設にかかる財源の構成比はどうか、という御質問でございます。ちょっと粗っぽい数字で大変恐縮でございますけれども、市民会館の建設費が総額２８億円、２８億約5,０００万円でございます。そのうち国庫の補助金が１億3,５００万円で約4.７５％ぐらいでございます。それから、地方債が１２億1,２５０万円、これが４３％、その他――このその他といいますのは基金でご

ざいます。これが１４億4,０００万円でございます。それから、一般財源として9,２００万円ということになるわけでございます。したがって、基金の充当は約５０％でございます。それから、基金の総額は今申し上げましたように、１４億4,０００万円ということでございます。

○副議長（米沢照男君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　この市民会館の建設費については、いろいろな市民会館建設の経過に従いまして、それぞれ各議会で財源等の話が出ておりましたが、最終的な精算の報告というのはまだ受けてないような私気がいたしますが、もし、その最終精算の報告書のような財源、きちんと内訳を記したものがあれば、後で資料としてちょうだいをしたい、このように思っております。

それから、先ほどの今回の一般職の給与に関する条例の改正案、今申し上げましたように、前の議会でも私申し上げましたが、一般職の方でボーナスの支給時に係長さんや課長さんよりも高額の方がいらっしゃるということで、こういう状態を１日も早く解消しなければいけないだろうということで、管理職手当を期末手当に算入をせよということで、当面通し号俸制が続く間は、そうした制度の創設を確立をお願いしてきたわけですが、その時点では、管理職じゃございませんが、係長さんも入っていたということで１５％受けておられたということで、当然、私が求めておりました２０％程度を限度とする管理職手当の算入という場合には、係長さんもその対象に当然入ると思っておりましたんですが、今回は係長さんの手当というものは、期末手当には算入されないということで、今の総務部長のお話を聞きますと、なおかつ今回の１２月の期末手当の支給に当たっても、係長の方よりも金額が多い一般職の方がいらっしゃるということでございますので、なお、この制度をせっかく改正されるならば、その点の解消もねらっておやりになるべきではなかったか、このように考えるわけですが、なぜ今回期末手当に係長手当を算入するような改正案を議会に提出をなさらなかったのか。非常に竜頭蛇尾といいますが、不徹底な中途半端な改正案だと思いますが、その辺のお考えいろいろ経過もあろうと思いますので、お答えをお願いしたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　お答えいたします。

先ほども申し上げておりますが、係長職というのが、組合にも入っておるというような状況の中でやっておりましたので、管理職ということでの組合とのやりとりの中では、管理職は課

長補佐ということでの位置づけ以上、ということの位置づけでは、組合との問題は、そこで一応あれされたんですが、組合員であります係長職については、これをボーナス算入の管理職手当にするということについては、組合はさらに納得いたしません。そうした問題もありますので、今のところまだそういったところまで進んではおりません。それが現状でございます。

○副議長（米沢照男君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　今回の期末手当１２月期の支給は、まだこの条例今から審査をするわけですので、期末手当算入ということは、管理職手当については行われないわけですが、今回、条例が通ればその後支給ということで、今回１３日には支給できないと思いますね。

それで、６月期のボーナスの支給実例を見てみますと、一般職の方で、係長さんよりも、課長さんよりも、部長さんよりも、たくさんボーナスを取っておられた方がいらっしゃったわけです。完全にひっくり返っている状態があったわけですが、今回この条例が通りまして、管理職手当が期末手当に算入をされるようになれば、部長さん、課長さんについては、そうしたことは解消すると思いますが、今は、組合がとても了解してくれなかった、了解しないだろうということで、係長手当の算入については、できないということが御答弁がありました。ということは、今、私何度も触れておりますように、係長の方も組合に入っておられるとはいえ、やはり中堅の管理職的な役割は十分果たしておられるわけですね。にもかかわらず、自分の部下の方がボーナスの支給においては高額だと、支給実額が多いということが、現に残るということであれば、やはりこれは何らかの対応をせざるを得ないのではないか。するべきではないかと思うんですが、ただ組合がそれを認めないということだけで、理事者の方はそれを了とされるのか、こうした状態を放置をするといいますか、黙視するということでこのまま通していかれるつもりなのか、できれば改善をしたいというようなお考えがあるのかどうか、理事者のお考えをお聞きいたします。

○副議長（米沢照男君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　職員組合がどうのこうのという問題ではございません。係長といいますのは、管理職ではございません。職場におきまして、職員を指揮するというだけの職能でございます。労働基準法の上からも、そういう状況ということから見ますと、管理職ではない。組合員である。ですから、本来からいえば、管理職手当を支給するのがおかしいわけなんです。なぜそういうものが出てきたかというと、昭和４３年当時でございますけれども、係

長を課長補佐と呼んでいたんですね、その当時。係長を課長補佐と呼んで、それで管理職手当を出して、その後で課長補佐と呼んでいたのを、もとの係長に戻したものですから、管理職手当だけが残ったわけでございます。そういうふうなことで、やはり法制上も職員組合の一員でございます。それから、人事的にいうと管理職手当を受けるべき係長という立場でないわけでございます。そういうものを支給しておりますので、古谷議員さんがおっしゃるとおり、それとさらに残業手当を支給するということも、これはできないわけでございますけれども、いずれにしろ、総務部長が言いますのは、管理職手当を要するに課長補佐と見て、支給が続けられてきた第１点があるわけです。さらに、その上にもう一つ、支給間違いといっちゃおかしいんですけれども、管理職手当をまた加給するわけにはいきませんので、ここでけじめをつけた、こういうふうな問題でございます。

それで、古賀議員さんのおっしゃる基本的な問題よくわかるわけなんですけれども、これは本来的な通し号俸制の改正をもって改正で根本的に改めていかなければならない問題だ、というふうに考えておるわけでございます。ただ、管理職手当を部課長さんに支給したことによって、係長の逆転現象が新たに生じたということではなくて、今までの逆転が、是正されずにそのまま来るということでございますね。そういう点はよくわかります。やはり通し号俸制というものを、職能給というものを、早急に確立する必要がそこにあるんじゃないだろうか、そう思っておるわけでございます。基本的には、そういうふうな踏まえ方の理論の上ではそういう構造の上に立っているわけでございます。

○副議長（米沢照男君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　助役のおっしゃることはよくわかるんですね。ですから、通し号俸制が確立されれば、もちろん私はこういうことを言うことはないわけですね。ただ今の給与制度の中では、係長の方の給料というものの通常は、１５％の手当が、これからも続けて、今度は係長手当として出るわけですから、それが当然ボーナス期には算入されない、考慮に入れられないということで、引き続き一般職の方との逆転もあり得るということですので、私は、ですから通し号俸制がいつ改正されるかわかりません。市長がどの程度熱意を持って、これに当たるかというのは、もう再三私言ってきておりますが、まだつかみ切れません。ですから、その間は、通常支給をされている係長手当というものを、やはり期末手当の支給時期にはある程度算入を考えて、それをもって通し号俸制の改正まではいくべきではないか、ということを

今私はお願いしているわけです。そういうことはできないのですか、やろうとしなかったのですか、ということを聞いているわけです。いかがですか。

○副議長（米沢照男君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　さっき言いましたように、４３年当時それなりの理由があって、係長、当時は課長補佐と呼んでいたわけでございますけれども、そういう形でスタートしたものが、後で職制上の問題でございますけれども、係長という名称に戻る。労働基準法上係長さんというのは――管理監督に当たるというのは、部課長でございます。それで、管理監督じゃなく、直接自分の配下でございます係員を指揮するという面が、係長さんの役職でございます。ですから、管理職には当たらない。それに歴史的な経過がありまして、今度係長手当という名目に変わりますけれども、従来の管理職手当と呼んだものでございます。それがそういう歴史的な経過で支給しておるわけでございますので、歴史的経過の方は、やはり長い実例の中にございますので、尊重していかなきゃなりませんけれども、そういう理論的な矛盾のあるものに、さらに管理職手当を加算するのは、もう少し考えさせてほしい、こういう考え方でおるわけでございます。

○副議長（米沢照男君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　私がお聞きしているのは、よく助役のおっしゃることもわかりますし、私の言っていることもある程度理解していただいていると思うんですが、今回、せっかくこれだけかねて私どもが求めておりました管理職手当の期末手当算入ということが、実現するわけですから、管理職でない係長さんについても、係長手当をもって支給時の逆転がないように考慮をすることを条例の改正に当たって考えるべきではなかったのか、当然、私はそうすべきだった、と思う立場で今お聞きをしているんです。そうした提案は、組合が認めないだろうということは、何かそういうニュアンスのことが、今、御答弁ありましたが、実際は、一応検討されたんですか。組合に対して提示をなさったんですか。どうなんでしょう。

○副議長（米沢照男君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　先ほどからたびたび御答弁申し上げておるとおり、歴史的な経過があって管理職手当、あるいは今度係長手当という名称になったわけでございます。管理職と同じ待遇の扱いをするということになると、管理職じゃありませんので、二重の要するに誤謬を犯すということになるわけでございますので、その点については、係長については加算は

考えていなかった、こういうことでございます。

○副議長（米沢照男君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　市長にあと委員会に付託されるものですので、あとは委員会の審議に待ちたいと思いますが、市長は、今回のこの条例の改正によって、部長、課長については、管理職手当が組み入れられますから、一般職の方よりも課長さんや部長さんの方がボーナスが少ないという現像は、まずなくなるだろうと思います。しかし、係長について、やっぱり管理職ではないとはいえ、いわゆる中間的なそうした管理職と一般職の間で指揮する立場を性格としては持っている係長について、やはり、一般職の方よりもボーナスが低くてもいいという理由は、私はないと思うんです。市長は、これボーナスが例えば今お話がありましたように、一般職の方よりも係長の方が低額であっても構わないということで、お考え今もお変わりないのか、お持ちになっているのか、確認をいたします。

○副議長（米沢照男君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　本来の管理職に若干の優遇を配慮した、ということでありまして、係長職は、これは今お答えをしておりますとおり、管理職ではありませんから、そういうことを重ねたらまさにまたおかしくなる、こういうふうに思っております。いずれ通し号俸制につきましても、改めることが日程に上ってくると思っておりますので、またその上に矛盾をつくらないということも、一面の配慮だというふうに御承知をお願いします。（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○副議長（米沢照男君）　古谷太郎君。

○　６番（古谷太郎君）　先ほど全員協議会で１０５号議案ですか、ボーナスの支給ですね。これがボーナスに関連しているんですからこの１０５号議案も追加提案してもらってすぐ、それでこのどうせ支払うなら、へんなふうに分けないで、この条例の改正も即決してもらうようにすべきだと私思うんです。議事進行ですよ、これは反対の方もいらっしゃるかもしれませんが、そうすりゃ係長、課長さんたちも、まとめてもらった方がいいんですよ、ちょっぴりずつもらうよりね、気分が。１５日に。だからこれは通るんですから、この条例は、だから一括したらどうなんです。議長に議事進行でお願いしたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　今の古谷太郎議員の緊急動議にも当たる提言については、私

も賛成の意をこころであらわしておきたいと思います。ぜひそのようなお取り計らいをお願いをしたいと思います。いずれにいたしましても、係長職の方に対する係長手当も、私は本来算入を考えて、今回は条例の改正がされるべきだったと思いますが、まず大きな第一歩前進を図ったということで、この条例については、賛成をしていきたいと思っております。今後の取り組みをお願いをしておきます。以上です。

○副議長（米沢照男君）　今の提起は、当然のこととして、議会運営委員会での協議事項ということになるわけですが、したがって、この時間に休憩をとって議会運営委員会を開き、そして一定の時間をとってまた再開ということになりますと、かなりの時間の経過が（「議事進行」と呼ぶ者あり）古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　これは議運を開かないで、私やっていいと思うのは、緊急に、まだ提案されてないんです。１０５号というのは。ところが、もう全員協議会で十分御説明を受けてこれはきようやってもらわなきゃ困るんだ、助役から話があり、市長からお話があったわけです。だから、こういう緊急の事態のときには、議長はやむを得ざる事情があるということで、これに追加してもひとつも差し支えないと思うんですが、順序を切りかえるだけです。そうすると一緒にしてもらえば、払うのはやっぱり一遍に払うのが、もらう方だって気持ちいいんですよ。私はそう思うんですが、議長の職権は、その程度は横暴ではないんじゃなかろうか、こう思います。

○副議長（米沢照男君）　お答えをいたします。

ただいまの提起は、つまり議会運営委員会では、委員会に付託するということが確認をされ、そういう扱いで提案をされています。それを抱き合わせで即決という提起ですので、これは議会運営委員会の確認、そして、その報告で議会全体で確認した経過もありますので、御意見としてはわかりますけれども、ひとつ予定通りの取り扱いでいきたいと思います。よろしく御了承をお願いいたします。

ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本３件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第８２号、日野市議会議員及び市長選挙公報発行に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第８３号、日野市民会館建設資金積立基金条例を廃止する条例の制定、議案第８４号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正す

る条例の制定の件は、総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（米沢照男君）　御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。

これより議案第８５号、日野市地区広場設置条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第８５号、日野市地区広場設置条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

本議案は、市立もぐさ観音地区広場の開設に伴い、日野市地区広場設置条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○副議長（米沢照男君）　関係部長から詳細説明を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　議案第８５号、日野市地区広場設置条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

今回改正をお願いいたしますのは、別表第２条関係でございます。４ページをお開き願いたいと思います。この一部改正条例は、第８番目の地区広場といたしまして、従来の鹿島台地区広場の下に市立もぐさ観音地区広場、１の欄その右側に日野市百草８１９番地の４を加えるものでございます。規模は面積2,３９０.９６平米、これは実測でございます。この土地に関しましては、昭和４５年３月３１日に日野市と日本信販株式会社と百草１００１番地先の団地造成に関する協定に基づくものでございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○副議長（米沢照男君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第８５号、日野市地区広場設置条例の一部を改正する条例の制定の件は、厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（米沢照男君）　御異議ないものと認め、厚生委員会に付託いたします。

それから、ちょっと前に戻りますが、議案第８３号に関連して古賀俊昭君から資料の提出が求められました。これは、後日、委員会審議までに資料の提出を求めておきたいと思います。

企画財政部長よろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

これより議案第８６号、日野都市計画事業高幡土地区画整理事業施行規程を定める条例の制定、議案第８７号、日野都市計画事業豊田南土地区画整理事業施行規程を定める条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（米沢照男君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第８６号、日野都市計画事業高幡土地区画整理事業施行規程を定める条例の制定について提案の理由を申し上げます。

本議案は、高幡土地区画整理事業の実施に伴い、日野都市計画事業高幡土地区画整理事業施行規程を定めるものであります。

議案第８７号、日野都市計画事業豊田南土地区画整理事業施行規程を定める条例の制定について提案の理由を申し上げます。

本議案は、豊田南土地区画整理事業の実施に伴い、日野都市計画事業豊田南土地区画整理事業施行規程を定めるものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○副議長（米沢照男君）　関係部長から詳細説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　それでは、私から議案第８６号、日野都市計画事業高幡土地区画整理事業施行規程を定める条例につきまして御説明申し上げます。

本事業は、土地区画整理法第５３条第１項に基づきまして、条例を制定するものでございまして、高幡地区の区画整理事業につきましては、１０月２５日、都の都計審におきまして、承認を得、１１月の12日におきまして告示を行ったところでございます。

内容について御説明申し上げます。第１章から第９章、第４０条でこの条文がなっておりま

す。そのほかに付則がついております。現在、万願寺の区画整理事業を実施しておりますが、これと相違している点を捨って御説明を申し上げます。

まず名称でございます。第２条、これはここに記載してあるとおりの名称でございます。

第３条でございます。地区の名称でございますが、高幡、三沢、新井の各一部が地区になります。費用の負担でございますが、第６条の第３項で東京都の補助金及び助成金とございますが、本来ですと、ここに国庫補助金が入ってくるところでございますが、高幡の区画整理事業につきましては、国庫補助相当分を東京都が負担をするということで、話がついてございまして、したがいましてここには国庫補助金が記載してございません。そのほか第３章におきましては、特に変わった点はございません。

次に４ページの第４章でございますが、土地区画整理審議会の設置でございます。事業ごとに審議会を設置するということで、第９条にここに記載してあります審議会を設置いたすものでございます。

第１０条でございますが、委員の定数でございますが、法に基づきまして５０ヘクタール未満については１０名の委員を選定することになっております。したがいまして、ここの地区は１６ヘクタールでございますので、１０人を委員として選定するものでございます。その下の２項でございますが、そのうち学識経験者を選任することになっておりますが、これは２名の学識経験者を委員を選任いたすものでございます。

次に８ページに移らせていただきます。第５章でございますが、地積の決定の方法、これは１９条から２１条でございますが、現在の万願寺と変わった点はございません。

次に１１ページでございます。１１ページの上の方の第６章、評価でございますが、評価員の定数につきましては、土地、あるいは建築物の評価について経験を有する者３人以上を審議会の同意を得て選任する、というふうに法律で位置づけられております。したがいまして、この高幡におきましては、３人の評価員を選定いたすことにいたしてございます。

次に第７章でございますが、２５条から２７条につきましては、特に変わった点はございません。

第８章の清算でございます。２８条から３４条まで変わった点はございません。

次に１６ページをお聞きいただきたいと思います。１６ページ第９章の雑則でございます。３５条から４０条まで変わった点はございません。

１８ページをお聞きいただきたいと思います。付則でございますが、日野都市計画事業高幡土地区画整理事業の事業計画決定の公告の日から本条例は施行するというふうになっております。

次に議案８７号でございますが、本条例は日野都市計画事業豊田南土地区画整理事業の施行規程を定めるものでございまして、ただいま申し上げた高幡、あるいは万願寺と相違している点を御説明を申し上げます。

まず第２条でございますが、名称はここに記載してあるとおりでございます。

第３条の地区の名称でございますが、ここに記載してあるとおりでございます。

第２章開係は変わった点はございませんが、この第３号に国とありますが、これは国庫補助金を受けるということで定めたものでございます。

次に４ページでございますが、４ページの土地区画整理審議会でございますが、この次のページの１０条でございます。委員の定数これは１５名でございます。これも法律に基づいて定数が決まっておりますので、１５名を選任するものでございます。その下の２項の学識経験者でございますが３人を選任するというふうに規定をいたしたものでございます。

次が１１ページでございます。上の方の第６章の評価でございます。第２２条、評価員の定数でございますが、ここでは定員を５名というふうに定めてございます。

次に１８ページに移らせていただきます。１８ページの付則でございますが、本事業は事業決定の告示の日から施行するということで定めてございます。

以上、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○副議長（米沢照男君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本２件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第８６号、日野都市計画事業高幡土地区画整理事業施行規程を定める条例の制定、議案第８７号、日野都市計画事業豊田南土地区画整理事業施行規程を定める条例の制定の件は、建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（米沢照男君）　御異議ないものと認め、建設委員会に付託いたします。

これより議案第８８号、日野市小規模事業者育成条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第８８号、日野市小規模事業者育成条例の制定について提案の理由を申し上げます。

本議案は、市内の小規模事業者を育成し、その営業を振興するため、日野市小規模事業者育成条例を制定するものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○副議長（米沢照男君）　関係部長からの詳細説明はこれを省略をしたいと思います。

これより質疑に入ります。夏井明男君。

○１６番（夏井明男君）　ちょっと省略する意味が非常にわからないんですけれども、まずお尋ねしたいのは、これはたしか産業祭りですか。そのとき市長もこういうふうな育成条例が出てきますよ、ということをお話しなさっていました。それから今回の差しかえの件でも、この条例について追加的な扱いにするか、そうでないかということで、かなり重要なものだということで、こういうふうな位置づけもされたというふうに聞いております。それで、これに期待する小規模事業者の方は多いと思うんですけれども、非常に簡単な条文でして、内容的にどういうふうな市の取り組みがなされるのか、従来の制度等もありますので、いま一歩わからない点があるわけです。そのわからない一つの理由としては、第５条のところで、この条例に定めるほか必要な事項は市長が別に定めるとあります。実は、ここには必要な事項についての細則が載っておりません。通常ですと、この条例の運用の形態が、細則を見てまいりますと、正確な実態がわかってくるわけですけれども、なぜこれができていないのか、これは６１年の１月１日から施行するというふうにあるわけです。今の時点で必要な事項がないということで、非常に委員会の審議等にも私は十分な審議ができないんじゃないか、というふうに思いますが、その辺は第１点としてどういうふうにお考えになっているのか。第１点お尋ねしたいと思います。

第２点としましては、特にここでは条例の適用範囲を、対象範囲を決めているわけですけれども、この３条で５項に分けて内容を定めているわけであります。例えば１項の資金調達の援

助に関すること、というふうにございます。これは従来の市の方でできております、また東京都、国等にできております既にある制度とどういうふうに違うのか。その辺の説明をしていただきたいというふうに思います。

それから、第2項、第3項はあれですけれども、特に私は疑問を持っておりませんが、4項の同業組合の奨励並びに受注及び下請等のあっせんに関すること、というふうにあります。この受注体制とか下請等のあっせんというふうにございますけれど、どういう見通しで、どういう形で展開をされていくのか、当然条例が制定された以上は、それに見合う実態といいますか、そういうものが恐らく条例の制定者の頭の中には私は、具体的な姿として描かれていると思うわけです。その辺の説明をぜひしていただきたい、というふうに思います。とりあえずその3点お尋ねしたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　お答えをいたします。

第5条関係の委任でございますけれども、この中には申し込みの手続でございますとか、それから、実施調査、あるいは助成、助成の取り消し等、それから報告こういったような事柄につきまして、施行規則の中で弾力的にまとめてまいるつもりでおります。それから、適用、施策事項3条の1項資金調達の援助に関するところでございますけれども、現在ございます中小企業事業資金融資あっせん制度におきましても、利用者の負担軽減を図るために、利子補給をやっておりますけれども、この条例の対象になる方々にはさらにこの利子補給を強めてまいる考えでおります。

それから、3条の4項、同業組合の奨励並びに受注及び下請等のあっせんに関すること、ここでは例えば文房具屋さんでありますとか、大工さんでありますとか、そういった同業の組合をつくることを勧めまして、その大工さんの組合では、例えば私どもの地区センターの修理に関してお願いをするとか、組合をつくってその組合にお願いするような方向で考えております。以上でございます。

○副議長（米沢照男君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　この条例につきましては、61年1月1日から施行するということに考えておりますが、予算を一方に持たないと事業化には現実性がないわけでありますが、来年度の予算編成に向かってあらかじめこの条例を制定し、予算化を図れるようにしてお

きたい。こういう考え方でございます。

○副議長（米沢照男君）　夏井明男君。

○１６番（夏井明男君）　今、市長の方から予算の裏づけのない法律ということで今お話があったわけですけれど、もう少しちょっとお尋ねしたいんですが、今、生活環境部長の方から、資金調達の援助に関することの一つの具体的な内容として、利子補給を強めたいという言葉があったんですけれども、その強める内容を実は関心のある人はきようお聞きしたいわけです。詳しいその強める方途内容については、委員会で十分審議が尽されるでしょうけれども、現在、本会議のこの中で、答弁できる範囲がありましたら教えていただきたい。

さらに今４項の受注及び下請等のあっせんに関するということで、例えば今地区センターの補修という話が出てまいりました。日野市の３００億の収支の中で、仕事は非常に多いと思いますけれども、現在の仕事をもらう方との全体的な調和といいますか。その辺の体制が十分できているのかどうか、その辺問題がないかどうかということ、そういう点の心配といいますか、そういうことについては、どうかということであります。それから、御答弁がなかったんですが、今市長の御答弁ですと、６１年１月１日から施行するとあるけれども、実際には４月以降からの予算がついた時点というお話ですけれども、それまでの間にこの必要な事項を定めればいい、というふうなお考えにも承ったわけですが、今部長さんのお話を通しますと、手続的な話というふうな内容もありましたけれども、業者の取り消し事項とか、というお話も出てまいりました。その辺もう少し具体的な必要事項の中でどういうものが考えられているのか、もう少し御説明を願いたいと思うわけです。と申しますのは、１１月１日の広報ひのにこれは２面でありますけれどもこういうふうに載っております。「大工さんを紹介します、家の増改築等に御利用を」というふうなことで広報ひのにいわゆる紹介のあっせんということで出ているわけであります。この中には登録団体のあっせん、相談、見積もり、契約、業者に支払い、というふうなことで出てくるわけですけれども、この中で率直に疑問が出てきますのは、当然あっせんをしていきますと、そのあっせんをする市の立場というのが、どういう立場になるのか、例えばあっせんをした業者とのトラブルが起きた場合に、どういうふうな立場になるのか、さまざまな問題が考えられるわけですけれども、まさにその点も今回の小規模事業者育成条例の中でも、私は受注及び下請等のあっせんに関するところで当然出てくると思うんですが、その辺のおおわくといいますか、その辺の体制をこの場でお聞きできればありがたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　お答えいたします。

他の業者と競合する部面につきましては、この下請あっせんに関しまして、十分そのほかの業者を圧迫しないように慎重に配慮して進めてまいります。それから委任のところでございますけれども、申し込みの資格、この資格につきましては、第4条、適用のところにうたってある内容と同じでございます。それから、そのほかに申し込みの手続とございますけれども、助成を受けようとするときは、申込書に所定の事項を記載し、事業計画書、その他の必要書類を添えて市長に提出しなければならない、こういうことを考えております。それから、実地調査、市長は前条に決める申し込みを受けたときは、前条というのは、先ほど申しました申し込みを受けたときは、申込人及びその連帯保証人の信用、その他について必要な範囲内で実地調査を行うことも考えております。さらに、融資制度、他の融資制度とのバランスでございますけれども、現在、中小企業事業資金融資あっせん制度につきましては、公費で1.5％の負担をしております。借りるときは銀行から7.7でございますので、1.5を公費で負担しますと残り6.2が利用者の負担ということになります。この銀行から借りる金利につきましては、毎年一度銀行側と話し合いの機会を持ちまして、その金利について定めるわけでございますけれども、最近、金利が上がるというような動きもございます。そういう動きの中で、急いで銀行側と協議をいたしまして、その利率を定め、そしてこの小規模事業者に該当する方たちには、現在の融資あっせん制度の1.5％よりも多少有利な利子補給を考えております。以上です。

○副議長（米沢照男君）　古賀俊昭君。

○18番（古賀俊昭君）　これは見方によっては大変いい制度ができるなあとも思うんですが、今、夏井議員とのやりとりを聞いておりましたら、非常にまだ不確定なものが多い、一体どういう方にどのような形でこの事業が通用されていくのかというのが全くわかりません。つまり小規模事業者のまず定義が全くないということが一つあります。それから、対象となります小規模事業者の規模については、おおむねみずからの家族単位ということになっておりますが、このおおむねがついておりますので、全く家族単位でやっている事業者だけではないということが言えると思います。また、施策事項の中で、まず一番目に資金調達の援助というのは、利子補給だということが、今説明をされましたが、中小企業の融資あっせん制度のお世話になってない方は、この資金調達の援助に関することといういわゆる利子補給の強化の適用は

受けられないのかどうか、ということが、また疑問として出てまいります。また、その上限については、一体どのくらいの金額というものが設定をされているのか、考えられているのかということがわかりません。私の疑問を少しでも解いていただければと思うんですが、こうした事業については、当然、日野には公益法人で市内の中小企業の事業者の皆さんを守り育てていくということで、商工会があるわけですが、商工会において、いろいろ融資のお世話、近代化の指導、また、さまざまな研修に関する事業等が既に行われているわけですが、この制度の発足に当たって、商工会と何か協議をなさったのかどうか、その点を確認させていただきたいと思います。

まずお聞きをしましたことは、この小規模事業者とは、どのような規模の業種の事業者をいうのか、それから家族単位をおおむねということで規定してありますが、このおおむねという意味について、この条例が意味するところについてお聞かせをいただきたいと思います。また、資金調達の援助ということは、利子補給の強化だけなのか、つまり現在の融資制度の活用を行っている事業者についてのみこの3条の1項は適用されるのかどうか。また、金額の上限についてはどの程度なのか、その点お答えをいただきたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　おおむねという意味は、家族単位がベースになりますが、特に仕事の忙しいときにパートを雇うとか、そういう方も含めております。したがいまして、年間を通して正規の雇用者を持たない、時期的にパートを雇うというような方は、この小規模事業者育成条例の対象になる。ここのところは対象と定義を兼ねているような文面でございますけれども、家族単位でやっている、そして、年間を通して正規の雇用者を持たない、それがおおむねという意味でございます。

それから、2番の営業近代化指導に関すること、それから、3号の当該事業者の営業の研修に関すること、この二つに関しましては、商工会と今後密接な連携を持ちましてやっていかなければならないことでございますけれども、既にこの方向で商工会にお話し合いを持ちかけております。

それから、融資制度につきましては、この対象、おおむねみずからの家族単位を営業単位とする商工業者を対象といたしまして、資金の調達、援助に関することを行ってまいりたいと考えでございます。

○副議長（米沢照男君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　今、私がお聞きをしましたまず第１点の、小規模事業者の定義についてどういう業種の方がまず考えられるのか。先ほど何か幾つか建設業とか何かおっしゃったようなんですが、あらゆるすべての事業者というのが含まれるのかどうか、業種に規定が、範囲があるのかどうか、その点をもう一度確認をいたします。

それから、３条の１項の資金調達の援助に関すること、今御答弁あった部分に私また重ねて聞くようになるかもわかりませんが、要するに現在あります中小企業融資制度のいわゆるあっせん事業のお世話になっている方のみに利子補給を行うという意味で、この１項があるのかどうか。要するに中小企業融資あっせん事業に今お世話になってない方でも、御厄介になってない方でも申請をして一定の基準を満たせば、資金調達の援助に関することということで何か資金が与えられるのかどうか、その点を確認をいたします。それから、その金額の上限については、今お答えがありませんでしたが、少なくともこうした条例を議会に提案する場合には、どのくらいの金額を融資、つまり資金調達の援助の額として考えているか、その金額が全く１回も今までの御説明の中に出てこないですね。果たして１０万円か２０万円ぐらいなのか、数千万円を考えているのか、全くわかりません。市長は、これは選挙のときに公約として何か中小企業の振興条例のようなものをつくります、ということを選挙公約でたしか挙げておられたと思います。広報にも今度今公約の実現に向かってということで、次にはこういう条例を出しますという記事がございました。どうしてもこれを急がなければならない何かある団体とか、そういうグループとの約束があるのかもわかりませんが、もう少し細かい直接市民の皆さんから納めていただいた税金から直接援助といいますか、資金援助するような条例だと思いますので、一体どの程度の金額をお考えになっているかどうか、もう一度お聞きをいたします。

○副議長（米沢照男君）　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　お答えをいたします。

現在、ほかの融資制度のお世話になっているものにつきましてもこの条件を満たすものについては、施策の事項として援助してまいりたい、という考えでございます。

それから、さらに業種の問い合わせでございますが、第４条の中にございます東京信用保証協会の保証対象業種これに属する同一業種の営業を行っていることとございますので、キャバレーでございますとか、いわゆるその風俗営業はこの中に入れてございません。

それから、金額につきましては、まだ十分煮詰めてその額に到達しておりません。結論を持っておりません。大変申しわけございませんが……。

○副議長（米沢照男君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　市長は、この条例案を提案なさったんですが、金額については、どのようなお考えをお持ちですか。

○副議長（米沢照男君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　一般に中小企業という言葉がよく使われるわけでありますが、３００人を雇用する事業主も中小企業、非常に幅が広過ぎます。そして、日野市内の我々は地元の振興ということをしばしば考えるわけでありますけれど、今までやってきたことは、いろいろな営業の規模に対しまして、比較的銀行の一応の信用があって、金も借りられるというような階層以上、ということであります。その他にいわゆる零細、あるいは生業そういうつまり家族単位で仕事をして一生懸命に頑張っておるという方も多数あるわけでありますから、施策の対象をそのあたりに当てて、そして日野市の商工業の活力を振興したい、こういう考えでございます。したがいまして、この金額というのは、これから予算化をして定めるわけでありますが、大きい金額は考えておりません。むしろこの零細資金がこれこれあればここのところ非常に助かるというふうな業者を対象にしたいと思いますので、したがって金額は今他の中小企業対象の場合は、もっと額を拡大してということがいろいろ言われておりますけれど、私は、この事業ではせいぜい１００万円程度が限度だろうと思います。それで金融機関は銀行に依存するか、あるいは商工中金等に依存するか、そういうこともあり得ると思っておりますので、需要がある限りは対応できる、こういうふうな目安をつけたい、このように考えております。したがいまして、このよく言われます地元の商工業の振興ということ、また、商工会の会員にいたしましても、いわゆるこの家族単位というふうな小規模事業者が数も多いわけでありますから、商工会に仕事を今後依頼をする場合にも、例えば近代化の指導でありますとか、あるいはその営業者の研修でありますとか、そういうレベルアップにも努めてまいりたい、そういうことを考えておるわけでございまして、金額といたしますれば、なるべく希望にはこたえたい、このように考えております。これは実際にやりながらだんだんと実情がわかる、こういった問題ではなかろうか、こう思っております。

○副議長（米沢照男君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　非常にあいまいなお答えだと思うんです。少なくとも条例として提出される以上は、しかも先生ほどのお話にもありましたように、６１年１月の１日から施行するということですので、当然、施行細則等ができていて当然だと思うんですが、その金額の明示、また手続の細かい方法等についても全くわからないわけです。この３の１の事業について、もう一度確認をいたしますが、今の市長のお話や部長の御説明では、利子補給ということを考えている旨の御答弁のようでありますが、つまり、金融機関、またはさまざまな融資制度を活用して、資金を調達している方の返済の資金のうちの利子について、補給を行うという考え方だけなのか、もう一度それを確認をいたします。

それから、家族単位ということでありますが、例えば夫婦と子供３人でやっている場合です。これは家族単位ということになると思います。しかしながら、子供さんがいなくて夫婦と手が足りなくて従業員を２人ぐらい雇っている場合、要するにその事業所で働く人の数においては従業員を雇っている夫婦と従業員２人という方は４人ですし、もし子供が３人いて、おやじとおふくろとやっていれば５人、しかし、５人でやっている事業の方が、普通に考えれば事業規模が大きいわけですが、そちらの方が対象になって、４人の方がだめかという問題も出てくるんではないかと思います。その辺の対象の家族構成を営業単位とする考え方のもう少し細かい説明をお願いをしたいと思います。

そから、家族単位で日野市内で一生懸命生活をされているという方は、小規模事業者の方もちろんそうですが、いわゆる給与所得者、サラリーマンの方の場合にも同じことがいえると思います。また、農業所得者、この場合にも農業に従事しておられる方も、お父さん、お母さん、いわゆるだんなさんと奥さんで一生懸命やっていらっしゃる方もおられると思います。こうしてそれぞれの方が社会というのは、おのずからさまざまな事業、仕事というものを分業して成り立つ、そして、それぞれが社会の応分の責任を果たして、この町なり、大きくいえば社会、国というものが形づくられているわけですから、同じように社会に寄与し、社会の構成員となっている人のうち、特定の業種の人にだけその行政が、こうした公金をもって恩典を与えるという考え方は、いわゆる給与所得者や農業従事者等を見落とした私は考え方ではないか、と思います。特に、私ここにも会社に籍を置いておられる方もいらっしゃいますので、当然おわかりかと思いますが、給与所得者のうちに、税金を納めている方というのは大体約９０％なんです。しかしながら、自営業者、御自分でお仕事なさっている方の納税者割合というのは、

大体５９年度の数字で４１％ぐらいというふうになっております。農業所得者の場合には、これが少し低くなりまして、２５.６％程度だということになっております。こうしたことから考えますと、むしろ給与所得者が圧倒的に多いわけですね、市民の中の構成割合はそうしたいわゆる会社にお勤めになって社会の一員としてそれぞれの仕事を一生懸命なさっている、そして、家族単位ということであれば、だんなさんと奥さん２人だけで生活しておられる方もあるでしょう。この方も特に小規模事業者の方と何ら変わりないと私は思うんですが、その辺の市民に等しくこうした恩典を与えるということであれば片手落ちのないようにしなくてはならないと思いますが、その点のお考えはどうなのかお聞かせをいただきたいと思います。

それから、もう一つは、いわゆる事業内容というのは、全く関係ないのかどうかです。つまり、小さい規模でやっておられても非常に何か例えば特許を取っているとか、さまざま営業、また事業の工夫によって、すこぶる業績を上げておられる事業者の方もいらっしゃるかもわかりません。そうした人とまたそうでない方、確かにお困りの方もいらっしゃると思いますが、全くその辺は区別をしないで一定の申請を行って様式を整えていれば、条件を満たしていれば、この条例の適用によって資金調達等の援助が受けられるのかどうか、さっぱりわかりませんので、お尋ねをいたします。

○副議長（米沢照男君）　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　家族構成の御質問にお答えをいたします。夫婦に子供３人の場合は５人、夫婦だけの場合は２人、それを同じように小規模事業者というのは、あいまいな感じを受けるというような御趣旨の御質問でございますけれども、一応条例上では対象をおおむねみずからの家族構成を営業単位とする商工業者、こういうことにしてございますが、施行規則を１月１日までに間に合わせるべく目下作業をしております。その施行規則の中に、商業及びサービス業、そういった業種に分けまして、それぞれ目安になる人数を施行規則の中に入れてまいりたい、と思っております。あとサラリーマン、それから農業この点につきましては、私からはちょっとお答えできませんので、御了解をいただきたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　市長。

○市長（米沢照男君）　私どもがよく市内のこの活性化ということで、いわゆる経済行政をもっとやれ、そして、日野市を景気のいいまちにしたい。これはだれしも考えることでありまして、農業にはもう大変長い歴史を持って例えば農業委員会というふうな建議機関もあり

まして、農業行政というのはかなり整っておるわけであります。しかし、一応、規模を一定規模に成長して、そして、信用もあり金融機関も十分相手にするというふうな方々は、これはもう我々の経済行政とは、もう既に卒業した方というふうに思います。もっと弱小の方をやっぱり育てるこういう努力が地域社会には私は必要だと思っております。そういう意味での特に商工会もあることでありますから、商工会の仕事を頼むにいたしましても、やはり一定のこの事業、あるいは指導の対象というものがなければならない、このように思っております。お金を貸せることが主なる振興ではないわけでありまして、いろいろな手段をとりたい、研修もやっていただく、また、何らかのこの同業組合を育てていってそして、でき得べくば、日野市内の受注は日野市内で間に合うようにいたしたい。ですから、ちっとも私は不思議はないと思うのでありますが、何もサラリーマンと比較をしたり、農家と比較をすることではなくて、そういう方を対象にして日野市のこの地域社会に一つの活力をつける、また一生懸命頑張っておられる方に支援をするということは、一つの行政としてあっていいんじゃないか、こう思っております。

○副議長（米沢照男君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　この制度で私今ちょっと思ったんですが、これは１年に一度申し込みができるものなのかどうか、いわゆる公庫、または商工中金等も含まれると思いますが、国金、そうしたところからお金を借りている場合の利子の補給を考えるというようなことですが、毎年申請すれば上限百万円まで毎年もらえる方も現に出てくるということも考えられるわけです。その方の業績、事業の内容等については考えない、ということであれば、つまり、優良な業種の方でも、業績が振るわない事業者の方でも、同じように百万円を限度として、市から資金の援助が受けられる、ということになると思うんですが、そうしたことは、ちょっと私どうかなと思うんですが、これは、年に１回申請できるものなのか、その辺もう一つ今思い出しましたので、お聞きをいたします。

それから、どういう事業者でもやはり借入金というのは必ずあるんです。ですから、ほとんどの業種の方が市長が融資可能だと思えば、大低の場合は漏れることは、ほとんど申請した場合ないと思うんですが、仮に利子補給以外の何か形での申請というのもあり得るのかどうか。利子補給を求めるのではなくて、市にこれだけの資金の援助をしてもらいたいという形で申請が出ることもあり得るのかどうか。

それから、もう一つは、市民というのは、やはり等しく行政のサービスを受ける権利があるわけですね。それで、だんなさんと奥さんで事業をなさっている方については、場合によって1年に１００万円ぐらい市から何か援助が受けられる。しかし、勤労者、給与所得者、サラリーマンの方でも、今言いましたように大変苦しい中で、お互い助け合って一生懸命働き、そして、市民生活を送っておられる方もあるんですね。こういう方も、事業者ではありませんが、市民としてこの市を構成する人たちでありますし、給与所得者といえども、やはりそこで会社なら会社に行って仕事をする。そして、その仕事を通して社会に貢献をしているということで、事業者の方と、本質的には何ら私は変わらない存在だと思います。ですから、何か市民全体に、お金がたくさんあるからおやりになるということでもないでしょうが、何かそうしたサービスをしたいということであれば、やはり同じように働く人たち、勤労者、事業者も含めて、同じようにその恩恵が受けられるような制度であるべきではないかと思いますが、どうしてサラリーマンの方というのは全く考慮に入らないのか、もう一度お尋ねをいたします。

○副議長（米沢照男君）　答弁の前にちょっと古賀俊昭君に申し上げたいんですが、決して質疑を打ち切る気はありませんが、本会議場での議案の提案の際の質疑、応答は、おのずとそれなりの限界といいますか、（「発言制限か」と呼ぶ者あり）いえいえそういうつもりはありません。

そこで、いろいろ議案に対しての質疑や御議論もあろうかと思いますけれども、時間のあれもあります。したがって、議案に対してのいろいろな注文なり、あるいは委員会に対しての審議上の御意見、注文なりあろうかとは思います。その点はきちっと付託に当たって意見を述べていただいて、あとは委員会での十分な審議にゆだねる、こういうふうにしていただけたら、というふうに思いますが、いかがでしょうか。（「説明してからにしろよ、質問してあるから」と呼ぶ者あり）古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　私は、今３点再質問いたしてあります。特にこの条例を見ただけでは、最初に、私夏井議員の質問を聞いたときも、なるほどなあと思いました。やはり非常にはっきりしないものが多いんです。そういう条例の提案にもかかわらず、議長は、先ほども部長の詳催説明は省略します、ということをおっしゃったんですね。非常に奇異な感じをいたしました。詳細説明もない中で、私八方ふさがりの中で、暗中模索、質問をしております。最低知る権利も議員としてあると思いますので、発言の機会は、議長において保障されたいと

思います。私の再質問に対する回答をお願いいたします。

○副議長（米沢照男君）　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　3条の1号の資金調達の援助に関すること、これは申請は年1回かという御質問でございますけれども、申請をしていただきまして、資金を貸し出した場合に、その貸し出した資金の全額が返済されない限り、新しい申請は受けない、そういう考えでございます。

それから、利子補給に限るのか、という御質問ですが、利子補給に限らせていただきます。

そして、さらにサラリーマンや農業従事者にも同じような恩恵を受けられないか、という御質問でございますけれども、私ども行政に携わる者といたしまして、公平を期すことはもちろんでございますけれども、サラリーマンの方々にも、福祉部門で生活つなぎ資金というような融資条例もございます。そういうことで、公平は不完全ではあるけれども、保たれているのではないか、このように考えております。

○副議長（米沢照男君）　古賀俊昭君。

○18番（古賀俊昭君）　融資の場合には返済ということがあるわけです。ところがこの資金調達の援助ということでは、これは融資ではありませんので、つまり返済しなくていいんだと思うんですね。（「冗談じゃない」と呼ぶ者あり）わかりました（「議員が質問しているとき冗談じゃないとは何だい、そんな理事者が世界にいるか」「静かにしてください」と呼ぶ者あり）同じ言葉を市長に返しておきます。

○副議長（米沢照男君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　不謹慎でありました。それで、貸し金に返済をしないでいい貸し金というものは、私は存在しないと思います。特に公金をもって援助する際に、それは当然返済されるべきものでありまして、私はそれは極めて常識的なことだ、こう思っております。

○副議長（米沢照男君）　ちょっと途中ですがお諮りしたいと思うんですが、会議を再開してちようど2時間近く経過しています。ここで休憩するか、今やりとりされているこの議案だけ付託を決めてから休憩するか、それとも残された議案上程すべき議事進行でこのまま進めるか、ちょっと御意見を……（「議事進行」と呼ぶ者あり）古谷太郎君。

○6番（古谷太郎君）　私もこの条例を見て非常に不思議に思った。12月1日の広報に市長室からというんで市長さんのこういうことをやりますというのが出ています、たくさん。

大低は半年から数年先のことが出ている、ところがこの条例に限っては、1月1日施行となっている。これは市議会の選挙対策、社共の勢力振興をねらうように疑われてもやむを得ないんじゃなかろうか。しかも、1月1日に施行するものの施行規則ができていない。施行規則なしに条例をどうやって審議するのか。これはだれだってそうなんです。だから、いろんな施行規則に当たるような事柄の質疑を徹底的に尽さなきゃ委員会に付託されても委員会でも困るんです、これ。ですからこういう点で、こういうふうな出し方、いいですか、1月1日施行ですよ、これは、まだ規則もできてないものを1月1日、どうやってやるんだろと思って、だれだって不思議に思うんです、これ。だから、それは与党の議員さんのためにお出しになるということも、それは温情として当然かもしれませんが、我々議員とすれば、こういう進行の仕方について、やはり休憩して規則を出してもらう。それで規則とこの条例をもって委員会に付託する、というのが礼儀であります。議会に対する礼儀なんだ、これ。休憩してよく相談してみてください。礼儀がなさ過ぎます。1月1日施行で、これから一生懸命規則をつくりたい。これじゃ無理ですよ。これ、どうやって審議するんだ、これ。まあ、いいんです。休憩するなら結構です。（「休憩」と呼ぶ者あり）

○副議長（米沢照男君）　ほかに議事進行についての御意見。市川資信君。

○19番（市川資信君）　議事進行というよりも、私もちょっと二・三聞きたい点があるんですがね。この議案だけは審議して、それで休憩されたらどうかなと思うんです。

○副議長（米沢照男君）　はい、わかりました。かなり時間が経過しています。この議案の委員会付託を決めてから休憩に入りたいと思います。古賀俊昭君。

○18番（古賀俊昭君）　私も施行細則というものをじゃあ市長がそこまで言われるなら出してもらいたいと思うんです。今の議事進行、古谷太郎議員の動議に当たると思いますが、それに対して私は賛成をいたします。賛成があれば恐らくここで採決しなくちゃいけないと思うんですね、議長は。その動議のとおりやるかどうか。議会事務局長そうじゃございませんか。

○副議長（米沢照男君）　議会事務局長。

○議会事務局長（岩沢代吉君）　これは議長の裁量でお願いしたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　今二つの意見が出ています。ほかにどうでしょう。つまりこの議案の委員会付託を決めてから休憩という意見と、すぐに休憩という意見と二つ出ています。（「議事進行」と呼ぶ者あり）竹ノ上武俊君。

○２２番（竹ノ上武俊君）　市川議員から問題提起があったような形で、議事進行していただきたいと思います。確かに細則、規則などがございませんことは、不十分な点だと思います。しかし、今、長時間の審議の中で、担当部長の答弁なども詳細になされておりますので、私は委員会付託に十分こたえ得るのではないか、というふうに考えます。

○副議長（米沢照男君）　馬場弘融君。

○８番（馬場弘融君）　私はちょっと反対なんですけれども、まだ、市川議員もこの問題について質疑をしたいことがある、というようなお話もありましたし、古賀議員もまだかなり続くんではないかなあ、という感じがするわけです。既に２時間でしょう、これを考えますと、やはり、ここで一度休憩をとって、理事者側の方の説明等の態勢もがっちりとつくっていただいた後で、この問題を再度審議した方がよろしいのではないかと思いますので、この時点で休憩をとられた方がよろしいのではないか。それが、現時点での運営に対する私の意見でございます。（「休憩」と呼ぶ者あり）

○副議長（米沢照男君）　お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（米沢照男君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後　９時３８分休憩

午後１０時４３分再開

○副議長（米沢照男君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの議案第８８号、日野市小規模事業者育成条例の制定の件の議題について、質疑・応答がなされました。その経過の中で休憩に入ったわけですけれども、休憩前に引き続いて質疑に入りたいと思います。その質疑、応答との関係で冒頭まず助役から発言していただきます。

○助役（赤松行雄君）　議案第８８号、日野市小規模事業者育成条例の御審議に当たりましては、議案提出側でございます理事者側で規則の制定等の未制定というふうな不備という面がございまして、御審議に大変時間を要した、そういう不備な点から時間を要したという点で、心より陳謝申し上げる次第でございますけれども、規則あるいはその他の必要とする資料を十分に備えまして、御審議を賜りたい、このように考えておるわけでございます。

１７日までには十分なる規則の制定を終えまして、１７日には全議員さんのお手元にお配り

する。もちろん資料についても同様取りそろえたい、こう思うわけでございます。議案の審議は１９日の常任委員会から始まるというふうな状況でございますけれども、いろいろ議運等で御審議いただいた経過がございますので、１２月１７日までに、全議員さんのお手元にこの規則とその他必要とする資料を取りそろえまして提出いたしますので、よろしく御審議の資料にしていただきたい、そういうことで８８号の御審議を進めていただきたい、こう思う次第でございます。よろしくお願いいたします。

○副議長（米沢照男君）　ただいまの助役の説明で御了解いただけますか。古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　ちょっとよくわかりにくいのでお聞きしたいんですが、施行規則を１７日までにつくって我々に配付してくださる。そうするとその施行規則を私どもはそれに基づいて１７日の日にこの議案の付託を行う、そういうふうな意味ですか。質疑を行って委員会に付託するわけでしょう。ちょっとよくわからない。

○副議長（米沢照男君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　１７日までに規則とその他必要な資料を取りそろえるということは、全議員さんに御配付申し上げる、というふうな建前がございますので、やはり全部の議員さんがおそろいで議場にいらっしゃるというのは１７日でございますので、１７日までに取りそろえて、お手元へ、議場の自席へ御配付申し上げます、こういうことでございます。それで、議案の審議につきましては、本日、先ほど議運の中での決定といいますか、方向づけでは、本日、要するに建設委員会へ付託をしていただく、８８号の条例は。そういうことでございます。

○副議長（米沢照男君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　施行規則とか、必要な資料を配付されてこそ、初めてまともな質問ができるわけです。今、質問は雲をつかむような質問をせざるを得ないわけですね。付託した後、質問ということは我々はできないわけなんです。それではどこで我々は質問したらよろしいのか。例えば古賀議員が質問したい、市川議員が質問したいと言っておられますが、自分の委員会に付託されるならまた別ですけれども、そうでない限り困るわけですね。そういう点はどういうふうに議運の方でお決めになったんですか。

○副議長（米沢照男君）　それではただいまの質問、議運の委員長から答弁していただきます。

〔議会運営委員長登壇〕

○議会運営委員長（中山基昭君）　ただいま古谷議員さんの方から議会運営のこの議案の取り扱いに関する御質問がございました。実は、この８８号の先ほど休憩前までの大変貴重な熱心な御審議等の経過を踏まえて、議会運営委員会を休憩中に開催をしてまいりました。こうした中で、この条例提案にかかわるそれぞれの指摘をされた不備の点等のいわゆる補完を、早急にしなければいけないんじゃないか、こういうふうな考え方の中で、これにかかわる先ほど助役さんの方からもお話がございました一連の関係の施行にかかわる規則、あるいはこの規程等を早期な整備を要請をしたということです。その中で、本日の会議の運営、あるいは議案の取り扱い、こういうふうなものについての協議の中で、今ここまで審議が進んだ段階で、そうした背景等も踏まえて、この８８号については、さらにこの質問者等の質問を続行し、その後関係の委員会に付託をして、この議案の処理をしてまいりたい、これが委員会としての結論でございます。さらに、直接８８号ではございませんけれども、先ほど全協等の中で協議いたしました議案等について、ひとつ本日お決めを願って、残りについては明日繰り延べて審議を進める、こういう議会運営の中での結論でございます。どうかひとつよろしく御理解と御協力をいただきたい、というふうに思います。以上でございます。

○副議長（米沢照男君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　議運でこの審議をして、委員会へ付託するんだと決めたというんでは、それはやむを得ないでしような。ただ、質疑は――実際問題とすると、議事進行上おかしいと思うんです。やっぱりこれは施行規則が出て、初めて質問できるので、具体的に。何かぼうっとしているんです、これ本当に、おおむね自ら、――おおむねってどういうことかな、そうでしよう、これだって条例を必要な事項は市長が定める、もう本当に何だかちっともわからない。提案している坂本部長だって、何だかわからないでつくったんだろうと思うんですが、だから、本来、規則が先できる、本来はそういうものです。ところが規則をつくらないで、漠然たるものをつくっちゃったから、部長さんもこれ弱ったなあと思っているけれど、１２月１日の広報に市長さんが出しちゃったから出さないわけにいかないんじゃなかろうか、と私は思うんです、市長命で。大変だろうと思うんですが、審議のしようがないですけれども、議会運営委員会が決めたということなら、これはやっぱり尊重しなきゃいけないんじゃなかろうかと思うんですが……。

○副議長（米沢照男君）　ただいまの議会運営委員長の説明と、それから先ほどの助役の補足的な発言がされました。その辺を踏まえて御了解いただきたいというふうに思うんですけれども、なお質疑がございますでしょうか。古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　非常に実態がこの育成条例の行おうとしている内容について、よく理解できないわけですね。先ほど市長や関係の方にちょっと非公式に立ち話のような中で聞いて、やっと事業のやろうとしておられることがおぼろげながらつかめるということであります。私は、当然、議運で何か規則を出させることにした、というようなことをちょっと聞きましたので、当然これは質疑はこのまま中断をしまして、あと１７日に規則ができた段階で再度審議を行っていく、というふうに決まったと思ったんですが、そうではないようで、規則はなしでもこのまま委員会に付託してしまえ、というのが議会運営委員会のお考えのようであります。随分乱暴な決め方をしたと思いますが、ここで、わからないながらもそれでは少し聞いていかざるを得ないわけです。規則等に盛られる内容も、全然わかりません。少し質問を続けてまいります。

現在、日野市で行っております中小企業融資あっせん事業、この事業の制度の改善といいますか、いわゆる市長の言われる小規模事業者を育成するために、また助成するために現在ある制度を活用して改めるべき点は改め、対象を拡大するなり、そうした工夫をすることによってできないのかどうか。新たにこういう私どもによく条例の条文を見ただけでは全くわからないわけですね。まず、新たにこの育成条例を制定をする必要性というのは、いかなるところにあるのか。中小企業融資の現在行われておりますあっせん事業の制度の見直しをもって対応できないのかどうか、その点をお尋ねをいたします。また、私は最初この３条の１項は、資金調達の援助と書いてありましたので、特に返還を求めないで、市から返還を求めない資金を与えるのかというふうにとっておりましたら、そうでもないようであります。本来は、規則が出てくればそういうこともわかるんでしょうが、規則は見なくてもいい、という議員の方がたくさんいらっしゃるようですので、ここで確かめざるを得ないので、その点をもう一度お尋ねをいたします。

それから、この私が最初に何度もお聞きをいたしておりますが、この家族単位という営業単位です。家族構成を営業単位とする商工業者ということになっておりますが、最近は商工業者の方の中には、奥さん方の手を借りてアルバイトやパートのような形で人を入れている方もた

くさんいらっしゃるわけです。そういう人は全部この制度からはずされてしまうのかどうか。その点、規則がありませんので、わからないわけですからお聞きをいたします。

なお、この１００万円程度という枠につきましても、同様に最初に質問しております。市長がおっしゃった限度額だと思いますが、同じように、中小企業の融資あっせん事業を活用といいますか、制度を若干手直しをしていく中で、行える事業ではなかろうかと思うんですが、もう一度お尋ねをしたいと思います。とりあえずそれだけお尋ねをしておきます。

○副議長（米沢照男君）　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　お答えいたします。

現在ございます融資制度につきましては、中身は融資に限られておりまして、運転資金でございますとか、設備資金、あるいは緊急資金、そういった資金の貸し付けを内容とするものでございます。今回新たに上程いたしますこの育成条例につきましては、融資だけではなく、営業近代化の指導、あるいはアドバイス、それから営業の研修に関すること、それから同業組合をつくってそこに受注及び下請等のあっせんをする、こういった小規模事業者の総合的な援助施策が盛り込まれておりますので、現在ございます融資制度を拡大して考えるということは、大変無理がある、そういうことで別建て条例をお願いしたわけでございます。さらに、３条の１項資金調達の援助に関することの御質問でございますけれども、先ほど市長答弁のとおり百万円程度を限度といたしまして、資金をお貸しするわけです。お貸しするときに、普通銀行から借りますと、7.7％ぐらいの金利を取られるわけでございますけれども、その金利の一部を負担して利用者の負担を軽くする業者を援助して差し上げる、そういう意味でございます。

それから、もう一度家族のところをちょっと聞き取れなかったんでございますが、大変恐縮でございますが、もう一度お願いしたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　小規模事業者の方の中でもかなりいらっしゃると思うんですが、アルバイトの方を入れたり、お手伝いにパートのような形で人を入れておられる方もいらっしゃると思うんですが、そういう方は対象からはずれてしまうのかどうか。おおむね家族単位、おおむねみずから家族構成を営業単位ということになると思いますので、そのような場合にはどうなるのか。規則がありませんのでわからないんです。

○副議長（米沢照男君）　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　家族の場合、それから忙しい時期雇うアルバイトの場合、経営者はお１人だと思うんでございます。おおむねみずからの家族構成は、先ほど御説明したとおり、年間を通しまして正規の雇用者を持たない、そういう解釈で私どもおりますので、臨時的なパート、あるいは家族の者を手伝わせる、そういった営業の形態であっても、この対象の中に含まれます。

○副議長（米沢照男君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　私は、この育成条件が眼目としているところは、やはり１番だろうと思うんです。営業の近代化の指導、また研修ということに関しましては、さまざまな同業各種団体また商工会等でもそれぞれいろいろな事業相談等には応じているわけですので、市がそうした機関に何らかの委託といいますか、指導をお願いして、さらにそうした事業の活発化を図っていくということで、十分対応できると思いますので、改めてここに推進する事業として載ってはおりますが、これは二次的なものではないかと思うわけであります。そこで、やはり低利で資金の提供を行っていくということですので、銀行からお金を借りるその場合の7.7％という利子の数字を挙げられましたが、そのうちの３％ぐらいかなんかを見ていこう、というようなお考えじゃないかと思うんですが、利子の補給ということでお考えならば、中小企業の最初に申し上げました融資あっせん事業でも行っているわけでありますので、やはりこの目玉であります３条の１項ということをとらえてみれば、この現在ある制度の改善をもって対応できるのではないかと思うんですが、やはり指導や研修もやらなくちゃいけないから、この条例が必要だというふうにお答えになるかもわかりませんが、この資金調達の援助ということに関してだけ言えば、現在ある制度の改善をもって対応できないのかどうか、ひとつ見解をお聞きをいたします。

○副議長（米沢照男君）　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　資金調達の援助という面に限ってだけ申し上げますと、現在の融資条例を手直しすることも不可能ではないかと思いますけれども、先ほども申したとおり、総合的な振興策を１本の条例にまとめるということでございますので、こういう形になったわけでございます。３条の２項、営業近代化の指導に関すること、これは商工会の組織の中でも現在やられていることでございますが、この条例の制定をてこ入れといたしまして、さらに商工会に対する補助金の使途を特定いたしまして、こういう目的のために使ってくださ

い、というふうに特定をいたしまして、商工会にお願いをするような形になろうかと思います。御承知のとおり、経済活動につきましては、最近の経済活動は、いろいろな面で大きく進歩、変貌を遂げております。カードで決裁をするような時期も、もう間もなくやってくるかと思いますけれども、そういった近代化に乗りおくれないように、ＯＡ機器でございますとか、そういった近代化へのアドバイス、指導、そういった面について、商工会にお願いをする形になります。

それから、３条の３項、営業の研修に関すること、これは研修の機会をつくることももちろんでございますけれども、商工会に限らずいろいろな経済団体が催します研修の機会に小規模事業者の希望者を派遣する、こういうこともこの考えの中にあるわけでございます。経費の一部を負担をするというところまで考えております。以上です。

○副議長（米沢照男君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　もう最後の質問にいたしますが、あとは委員会の方にお願いをしたいと思います。

この制度の検討に当たって、私一番最初にお聞きしたんですが、日野市商工会と十分なる打ち合わせといいますか、商工会の意向等も参考のために聴取されたか、ということを聞きましたら、今、話をしているところだ、というような御回答だったと思います。商工会の中にも、たくさん小規模事業者の方はお入りになっている方はいらっしゃいます。当然、商工会の意見、考え方というものを、やはり最初に聴取を行って、商工会の立場での考え方、商工会ではどういうふうな意見を持っているか、ということをやっぱり確認をされる作業は最初にあってよかったのではないかと思いますが、商工会と話を今行っているというような御答弁だったと思いますが、もう条例が出てきて、これからもう１７日には規則をつくってしまいますということで、商工会とあと何をお話しになるのか、もう少し日野市商工会という組織、やはりいろいろ考え方を打診をしてみる、という作業も必要ではなかったかと思うんですが、その点については、特に商工会は関係ない、というようなお考えかどうか、最後に確認をしておきます。

○副議長（米沢照男君）　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　商工会とは関係ないことはなくて、今後ますます密接な協力関係のもとに、この事業の一部をお願いするような形になります。６１年度の商工会の補助金につきましては、こんな構想で補助金をひとつお願いします、というような文書を商

工会からいただいておりますけれども、その中にも、小規模事業者の研修ということがうたわれてございます。それから、さらに今月の４日か５日だったと思いますけれども、商工会長以下事務局も含めまして七、八人の方と、市長を含めまして産業経済課長、係長、担当の者たちが会合を持っておりまして、その席でもこの小規模事業者育成条例の構想につきましてお話をし、会長からも承諾の返事をいただいております。

○副議長（米沢照男君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　わかりました。念のために、これ本当に最後の質問ですが、１００万円仮に事業資金を借りたいといたします。これは、返済は大体どのくらいで行うものとお考えにいまなっているか。それぞれ事業によって違うのか、いろいろな条件等がまたここで検討されて、それぞれの事業、また形態等によって変わってくるのか、規則がありませんのでわからないものですから、お聞きをいたします。

○副議長（米沢照男君）　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　仮に１００万円の額になりますと、その返済の期間は、余り短いとこれは借りた方に負担が大きくなりますし、かといって長い期間になりますと、途中でつまずくもとにもなりかねません。その辺を十分考慮いたしまして、適正な期間を施行規則の中に定めてまいります。

○副議長（米沢照男君）　市川資信君。

○１９番（市川資信君）　今、古賀さんが大分細かく質問したんで、余りもうほとんど質問することはないんですが、二、三ちょっとお尋ねしておきます。

まず、その第１点でございますけれども、今生活環境部長の答弁ですと、日野市の商工会ともある面ではタイアップし、ある面では独自の行政というんでしようか、進めていくような、ちょっとその辺のところが、やはり今言ったような細則がないのでわからないんですけれども、その中で、ちょっと一、二お聞きしたいんです。まずこの一番の眼目、二つか、三つあると思うんですけれども、１００万円を限度とした融資、これは、当然今までのいわゆる融資制度をさらに発展的に拡大されたものだと思うんですが、現在でも、例えば日野市商工会を例にとりますと、生活環境部長などはよく御存じだと思うんですが、マル経制度というのがあるわけですね。それから中小企業近代化資金というのもあるわけです。特にマル経制度というのは、個人営業者を主体とした零細な国の制度でして、３００万円まで無担保、無保証人で借りられる

制度で、その返済期間も個人の差によって最長3年ですか、まであるような金利も非常に利子補給をやはりしまして、すばらしいシステムが今あるわけです、現実に。それらと市独自とのこの行政との矛盾とのいうのかな、ダブるような感じもするんですが、今、古賀君の質問の中には、いや営業近代化のために指導等を助成をして商工会と一緒にやっていくんだ、というようなことも言っている。どこで一線を画して、どこがジョイントするのか、そこのところがはっきりしないんですね。特に中小企業近代化資金などというのは、もう返済期間が5年から10年、１５年、それも非常に安い利息で最高は七、八千万まで借りられる制度があるわけです。また、片や営業近代化指導に関しても、今商工会ではどんどんいろんな角度で個別指導、あるいは団体指導等、業種別指導もやっておるわけです。そこら辺のところがちょっと私には理解できないんです。いわゆるマル経制度が現実にある中で、日野市との恐らく利息でいったらどっちが、これ部長安いでしょう、恐らくマル経制度の方が私安いんじゃなかろうかと思うんですけれども、まずその点をお聞きしたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　マル経制度、それから商工会独自でもって、いろいろな研修の機会などを設けているという御質問でございます。この小規模事業者育成条例と重なる部分が出てくるけれど、どこに一線を引くか、商工会の会員さんというのも現在５０％をやや超えている、五十二、三％じゃないかと私は思いますけれども、その程度の結成率でございまして、会員以外の事業者の方も、結構多くいるわけでございます。したがいまして、そういう方たち、会員以外にも門戸を開放した研修の機会、融資の制度、そういうものがあってもいいんじゃないかと考えております。

○副議長（米沢照男君）　市川資信君。

○１９番（市川資信君）　部長のおっしゃられるとおり、今、商工会の加盟率５０％前後だと思うんですが、商工会は、加盟するのに何の条件もないんじゃないかと思うんです。加盟したければ加盟できるんですね。阻止するものは何もない。そして、加盟してあれは3カ月ですか、営業成績というか、決算書か何か提示すれば、あれもやはり金融機関の調査でなくて、いわゆる商工会長ですか、担当部長の審査でパスできる――その審査会を通れば、だと思うんです。それは結構です。商工会へ入るのが、何か大変なような感じがするんですが、商工会は紙に住所、氏名、営業所を書いて、判こを押して出せば1,０００円か2,０００円出せばそれで

加盟できるので、単独でも加盟できますし、また団体で商店会なら商店会一括団体でも加盟できますし、自由なシステムで、私よりむしろ部長の方がよく御存じだろうと思うんですが、そういう制度があるところに……。それからもう一つ私はこの条例の中で魅力になるのかなあ、条文だけ見ればですよ。4番目の同業組合の奨励並びに受注及び下請等のあっせんに関すること、と書いてあるんですね。これは私も決算委員会やなにか、予算委員会でも再々指摘するんですが、非常に例えば日野市小規模事業育成条例なんていうと、うたい文句はすごくいいんです。じゃあ、こういうものを今つくるなら、過去は今まで一体何をしてきたか、一体どういうことをしてきたんだ、私は言いたいんですよ。と申しますのは、私どもも本当に憎まれ口を聞いて、再三、この理事者に具申というんでしようか、申し上げてきたけれども、一向に直らない。このごろはもうあきらめ果てていたんですが、こういうものが出てくると、やはりまた言いたくなるもんなんです、人間というのは。私は過去にこういう指摘をしたことがあるんです。大企業はいわゆる何千万とか何億という仕事は、きちっと相談で取れるんです、仕事が。何百円、何千円、万なんていうのは、これはめちゃくちゃ、ハチの巣をつっついたような競争をしているんですね。この間も建設省ですか、パソコンかなにか、将来のために、あれはリコーが７５％引き、その後、富士通が９０％引きでやったなんて新聞に出ていたんですけれども、それは大企業同士の過当競争ですから、一向に差し支えないんですけれども、今、市役所へ恐らく取りに来ている業者で、もうかっていいなんていう業者は1社もないと思うんです。もう過当競争に次ぐ過当競争の中で、私はこういうふうに言ったんです、部長。部長をいじめるわけじゃないんですよ。私は管財課長にこういうものは設備してあるんですか、と聞いたんです。というのは、各業界ごとの卸し商法というのがあるんですよ。私どもに言わせれば、フィルムならフィルム、電気屋なら電気屋、その文房具屋なら文房具通の卸し商法というのがありまして、それで卸しが幾らか、というのは基本的なものがあるんです。それに分引きというものは多少ございますけれども、そういうものをまず備えていられるんですか、と聞いたんです。そしたら持ってないと言うんです。市民のためを思えば安ければ安いほどいいんですよ。なるほど確かに税金をいかに有効に使うかは、これは理事者のやっぱり努めなければならないポイントだと思うんですが、片方で大企業だけはばっちり話し合いでやっている仕事を、片方は徹底的なつぶし合いでやっている、というその現実というものを、もし、こういうものをつくるんならば、少なくとも、今後はこの条例に恥じないような管財課なら管財課に各業界の卸し商法

というものを全部取り寄せて、持っていて、適正基準価格というものは、一体どこがポイントなのか、何％もうけさせてあげたらいいのか、というぐらいの配慮があったらこれは血が通っていると思うんです。私は、残念ながらこれだけでは全く絵に書いたモチに終わるんじゃないか、最後に救いがせめて同業組合の奨励、この辺のところで指導することは、ちょっとこれをうまく持っていけば、あるいはその方向へ行けるかな、という気はするんです。その点についてはいかがでございますか。

○副議長（米沢照男君）　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　いかに美文の条例案であっても、その実態がなければ、うまく機能しないということは、私どももよく認識をしております。先ほど例を出しました、大工さんの組合をつくって、組合を通じて、地区センターなど公共施設の小破損などの修善をやっていただく、こういうことも仕事を出す方の側の全面的な協力がなければ、これはできないことでありますので、条例に血を通わせ、温か味を通わせるためには、そういった仕事の確保、そういう面も、十分、今後配慮してやっていかなければならない、と考えております。

○副議長（米沢照男君）　市川資信君。

○１９番（市川資信君）　私は、部長に別に嫌みを言っているわけじゃありませんから、ひとつ素直に聞いていただきたいと思うんですが、それはそれで結構です。

市長に最後にお尋ねしたいんですけれども、細則ができ上がってない中で、質疑、本当にやりにくいんですけれども、先ほど市長の答弁ですと、この条例は６１年１月１日から施行する、というふうになっているわけです。何か予算をまだ伴っていないということを言われたんですけれども、これは専決処分にしてやる可能性はあるんですか。それとも来年度予算できちっと組んだ上でやろうとしているんですか、その点をまず……。

○副議長（米沢照男君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　いろいろと御審議をいただいておるわけでありますが、私は、この小規模事業者の育成振興ということは、単なる金銭つまり融資ということだけではない、むしろ２、３、４、これらにかなりの力を注ぐ必要がある、こう思っております。また、この条例を施行することによって、商工会と市の経済行政とがかなりまた血が通ってくる、こういうことも期待しておるわけでございまして、今の御質問は、つまりこれは施行日は来年の１月１日でありますが、早速、予算編成に間に合わせるという趣旨で、このような提案をいたして

おります。したがって、当初予算に予算計上して、事業化する、こういうことにいたすわけであります。

○副議長（米沢照男君）　市川資信君。

○１９番（市川資信君）　じゃあ、今、市長からも、きちっと専決などしないで来年度予算に組み入れた中で進んでいく、ということでございます。今、私が申し上げた提言は、ひとつこれらの発足について、十分生かせるようにお願いして質問を終わります。

○副議長（米沢照男君）　簇野行雄君。

○１０番（簇野行雄君）　古賀議員と生活環境部長とのやりとりの中で、この条例の第２条です。おおむねみずからの家族構成を営業単位とする商工業者である。その内容がパートを忙しいときに使うならいいが、１人でも常用者がいてはこの小規模事業者育成条例の対象とはならないんだ、こういうようなたしか答弁がありました。私これ少しおかしいと思うんですが、今、私の身の周りを見ても余り大工さんにしても、あるいは土建業者にしても、家族労働だけで営業しているというのは、少ないわけです。むしろ１人か２人か常用の方を雇って営業している例の方が、多いわけです。社会通念からいっても、果たして１人の常用の方を雇っていれば、小規模事業者じゃないというのは、どうも著しく社会通念と反すると思うんです。いろいろの事業をこの第３条によってやるようですけれども、近代化の指導にしても営業の研修にしても、あるいは同業組合の研修とか受注及び下請等のあっせん等に関して、常用を１人でも使っているとこの小規模事業の対象からはずれるんだ、というのは、非常に不合理だと私思うんですが、どうでしょうか。

○副議長（米沢照男君）　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　当初、この条例のもとを考えましたときに、企業という言葉は使わないようにしよう。企業という言葉は、中小企業、小企業、そういうような言葉の企業の中には、常に人を雇うというようなイメージがあるから、家族だけでもってやっている、家族構成をもって営業単位としている方たちを対象にしましょう、こういうことで出てきたわけでございます。人を雇っていない事業者は、余り数がいらっしゃらないんじゃないか、というような御質問でございますが、飲食業、商業、サービス業は、家族構成が営業単位になっている例が非常に多いわけでございます。確かにその正規の人間を雇わないというのは矛盾があるんじゃないか、というお話もうなずけるわけでございますけれども、これは、先

ほどの古賀議員の御質問の中にもお答えしましたとおり、施行規則の中で、業種別に、例えば商業の中でもサービス業、販売業、そういった業種別に何人を目安にするか、そういう目安の数を入れたいと思っております。

○副議長（米沢照男君）　　簇野行雄君。

○１０番（簇野行雄君）　　それじゃあ、古賀議員の質問に関して、パートならいいんだが、1人でも人を雇っているとどうもこの小規模事業とは認めないんだ、という最初の部長の答弁は、あれは訂正するわけですか。

○副議長（米沢照男君）　　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　　基本的には、忙しいときのパートはよろしい。しかし、年間を通して正規の人を雇う場合には、家族構成でないので対象からはずしたい、こういう基本的な線は持っておりますけれども、それでははっきりした目安がつきませんので、業種別にはっきり人数を規則の中に出したい、こういう考えでございます。

○副議長（米沢照男君）　　簇野行雄君。

○１０番（簇野行雄君）　　今1回確認したいんだけれども、ある業種によっては常用の人を雇っていてもこの対象となるということですか。

○副議長（米沢照男君）　　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　　業種によって人を雇う、雇わないというような差別はつけません。どの業種でも常に人を雇っている場合には、この対象からはずしたい考えでございます。

○副議長（米沢照男君）　　簇野行雄君。

○１０番（簇野行雄君）　　例えば4の同業組合の奨励云々のところで、具体的に例えば市の地区センターの補修とかいうのは、この小規模事業者を対象に請け負わせるんだ、というような発言がたしかあったわけですが、著しく非現実的だと思うんです。それじゃあ、常用の方を1人雇っている大工さんなり土建業者は、小規模業者でない。そこに差別をつけるというのは、不穏当だと私思います。

社会通念からいって1人、2人雇っているからこれは小規模事業者ではないというのは、著しく不適当な解釈だと私思うんですが、どうですか。これは市長さんに答弁いただいても結構です。

○副議長（米沢照男君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　これまでもお答えしたわけでありますが、企業であるか、あるいは生業であるか、そのあたりのやっぱりけじめをつけたいと思っております。つまり育成をするという対象は、弱者を対象とすることが発想のゆえんでありますから、人を雇って立派に金融機関からも信用があって資金にも不自由しない、既に近代化もできておる、こういう方は、私はこの条例においては対象にしない。むしろ努力はしたい気持ちがいっぱいだし、家族も一生懸命に働いておるが、もう一歩踏み出したい、こういう方も多数おられますから、したがって、社会通念のこともございましようけれども、人を雇って仕事をなさるのは小企業に属する。数十人も雇っておるのは中企業に属する。生業とか、それから営業の第一歩をやっておられる方に力添をする。そうして、その方の育成を図るということが、私は、地域の経済行政の一つの大きな層に対する施策になる、このように考えております。したがいまして、なるべく組合というか、同業組合もつくっていただく、これはその全部を網羅するということじゃありませんが、相当数の同業組合をつくっていただく、そうして市が発注する、あるいは購入する、これらのもの等につきましても、なるべくその紹介をやっていこう、というのが、経済側の行政であります。もう一方の発注とか、物品の購入ということは、なるべく安いお金でいいものを確実に買う、これが公金を使う使い方でありますけれど、その際でもなるべく市内から求めていく、そして、１人ひとりで発注はできないけれど、組合をつくれば発注の対象になれる。つまり今日紙を買うにも、ガソリンを買うにも、同業者に単価契約をして買っておる、こういうことがあるわけでありますから、私は可能である、こういうふうに思っております。また、よく地元の育成ということが言われておるわけでありますが、私は、地元の育成というのはいろいろ段階があるわけでありますから、既に業界で信用もあり、金融的にも支障がないという方は、それなりにまた別の層として頑張っていただくことになると思いますし、弱小の方は一歩支援をするということが、私は経済行政の一番のもとではなかろうか、こういうふうな考え方で、この条例の制定を思い立ったものであります。

○副議長（米沢照男君）　旗野行雄君。

○１０番（旗野行雄君）　何かこれは水かけ論になりますけれども、１人雇っていれば企業だ、家族労働だけでやっていれば生業だというのは、これは社会常識からいって、私到底うなずけません。それだけ言っておきます。そんなばかな話ないですよ。

○副議長（米沢照男君）　橋本文子君。

○1番（橋本文子君）　もうこの問題、随分長時間皆さん御審議なさって尽されたようですが、いま1点疑問がありまして、質問をさせていただきたいと思います。助役の御説明では17日までには施行規則を整えて出すので、また、それは委員会で十分やってほしい、それはよくわかります。信頼いたします。

古賀さんのお言葉をかりますと、社会の構成員に対して、行政のサービスは、市民に等しくあるべきだ、私もそのとおりだと思います。片手落ちのないように十分やってほしい、私もそう思います。そういうことでお伺いをしたいんですけれども、この4条の例えば1項、市内に1年以上居住し、かつ市内、または市外で引き続き1年以上の間、東京信用保証協会の保証対象業種に属する同一業種の営業を行っていること。これを満たし、さらに2項の市税の納税義務者であって、区市町村税を完納していること。これも満たした上で、3項でひっかかるんですけれども、選挙権を有しないという外国籍を持った方、こういう方がここで排除されるということに、大変私は疑問を持つわけです。例えば、私の知っている範囲で、15年前に西ドイツから来て喫茶店を開いている方、あるいは戦争中に両親が強制連行されて日本に来られて、その子女が日本で生まれて、この日野にささやかな家を持ち、ささやかな店を出して、立派に日野の市民の構成員として税金も納めて、しっかりとその義務を果たしておられる。それがすべて満たしているにもかかわらず、外国籍であるというだけで、この3項がある限り、私は排除されるんじゃないか。それではこの3項がある限り、私はすんなり認めるわけにはいかないな、というふうな気がしておりますが、これはどういう意図があって、この項が設けられたのか、お伺いをしたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　この3号、普通地方公共団体に属する選挙権を有することというのは、満20歳を過ぎた成人であるということと、禁治産者、準禁治産者でない通常の能力を持った成人という意味で、これを入れたわけでございます。

○副議長（米沢照男君）　橋本文子君。

○1番（橋本文子君）　それでは、私が心配している外国籍であるというだけで選挙権がないという方は、この項から除かれるということで理解してよろしゅうございますね。

○副議長（米沢照男君）　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　この小規模事業者育成条例というのが、いわゆる弱者を対象としております。そういうことから弱い者に味方をするという考え方をケース・バイ・ケースで検討してまいりたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　橋本文子君。

○１番（橋本文子君）　いま一つ何かすっきりしないんです。外国籍の方も対象になるんだ、と言っていただかないと私はすっきりと落ちないんですが、そこのところをはっきりと御答弁いただきたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　市長答弁ありますか。市長。

○市長（森田喜美男君）　条例のとおりでございます。

○副議長（米沢照男君）　橋本文子君。

○１番（橋本文子君）　この条例のとおりとなりますと、選挙権を有すること、というのがどうしても生きるんですよ、外国籍ならば、選挙権を持たないわけですから。そういうあいまいな御答弁だと、私の心配していることは、全く解消されないわけです。ですから、選挙権を有することという、この項目が生きている限り、私は、これは等しく市民に行政のサービスが行われる、というふうにはとても思えません。そして、弱者を育てるということからも、妥当ではないと思いますので、この点は、例えばこの条例を生かすとすれば、細則でもって、きちんと外国籍ということで選挙権を有していないという方は除くんだ、ということがうたわれない限り、それが保証されない限り、私は、今ここで私の質問に対するしっかりとした御答弁というふうには受けとめるわけにいかないんです。いま一度お答えをいただきたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　答弁ございますか。市長。

○市長（森田喜美男君）　この条項を設け、またこういう表現をしていますのは、先ほど部長がお答えをしたとおり、成人であるということ、あるいは多少資格に欠けるということを対象にしたわけでありまして、御指摘の部分まではちょっと考えが至りませんでした。しかし、条例はやっぱり条例に従わなきゃなりませんので、例外は何らか別の方法で考え得るか、考えられないか、これは検討いたします。

○副議長（米沢照男君）　橋本文子君。

○１番（橋本文子君）　例外を考えるか、考えないかはそれを検討するというんだと、

考えると言っていただかないと、私は質問に対しての御答弁に思えないんです。どうしても文言できちんと入れていただく。「外国籍の方はこの限りにあらず」という意味の文言が入らない限り、成人でなくてはならないとか、そういう問題ではないと私は思うんです。やっぱりこの選挙権を有することというのは、しっかりと、もう外国籍の人を差別していることになりますので、私は、その差別は、こういう小規模事業者育成条例というこの建前からいっても、大変片手落ちのものになるんじゃないか、というふうに思います。ですから、しっかりとそれは文言で入れます、とお答えをいただきたいんです。

○副議長（米沢照男君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　条例は、やっぱり一たん判定をしていただくことが、一番大切だと思っております。その上のこの考え方は、また実例に沿って検討することだと私は考えております。

○副議長（米沢照男君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。夏井明男君。

○１６番（夏井明男君）　今までの審議を通じまして、非常にこれは大変な奥行きの深い条例だろう、というふうに思います。といいますのは、先ほどもるる対象の話がございました。どこまでの対象者が入るのか、という議論があったんですが、これは非常に直接に第３条の４項に結びついてくるわけです。同業組合の奨励、同業組合の受注、同業組合の下請け等のあっせんということですから、非常にこれは、これから委員会でどういうふうになるかわかりませんけれども、もしもでき上がるとすれば、この同業組合に入るかどうかということが、大変な経済的な利益に結びついてまいります。さらに、この要件を、こういうふうな条例で市の方で定めたということは、一歩同業組合の中に権限的にといいますか、入ってきているわけです。そうしますと、この受注ができるかどうか、下請けとして入れるかどうか。先ほど市長の答弁にありましたが、市から発注する仕事関係等というふうなお話もありました。一つ心配が出てくるのは、この同業組合のレベルといいますか、そのねらいということも、今るるお聞きしたわけですけれども、将来的には、ある種の独占形態がとられてくる可能性もなきにしもあらずだ、と思うわけです。さらにまた、これを実際に担当される部署の方が、大変な苦労をされるんではないか。現在の生活環境部の係、課では、到底対応できないぐらい、一歩市の施

策としては入った話だ、と私は思います。長期的にまた業種の問題さまざまなあれが出たわけですけれども、そういうふうなことを考えますと、これは非常に急激に始まる仕事ではない、というふうに思いますし、そういう意味から、今私が申し上げた観点からも、るる委員会で審議をしていただきたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　ほかに御意見はありませんか。橋本文子君。

○１番（橋本文子君）　私の質問の中でも出しましたように、あらゆる弱者を育成し、そして救済するという観点から、この選挙権を有することというこの項目に関しては、外国籍の人はこの限りにあらず、という意味の文言を入れるか、もしくは、この項目をもっと別の選挙権を有することという言葉ではなくて、その成人をしていることとか、直接わかりいい言葉で表現をして、この項目がこのまま提案されるということに対しては、私は賛成をするわけにはいかない、ということをここで申し上げておきます。

○副議長（米沢照男君）　ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第８８号、日野市小規模事業者育成条例の制定の件は、建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（米沢照男君）　御意議ないものと認め、建設委員会に付託いたします。

お諮りいたします。この際、日程の順序を変更し、日程第３７、議案第１０５号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を先議いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（米沢照男君）　御異議ないものと認めます。よってこの際、日程の順序を変更し、日程第３７、議案第１０５号を先議することに決しました。

これより議案第１０５号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第１０５号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の

一部を改正する条例の制定について提案の理由を申し上げます。

本議案は、日野市一般職の職員の給与に関する条例第１６条に定める期末手当１００分の２１０を１００分の２０４.５に改めるものであります。詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしくお願いをいたします。

○副議長（米沢照男君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　それでは御説明申し上げます。

ただいま提案理由で説明いたしましたとおりでございまして、４ページ、５ページの新旧対照表で御説明いたします。今申し上げましたように、旧条例におきましては、１００分の210というところでございますが、これが先ほどの全協でなりましたように、１００分の２０４.５ということで改正いたすものです。よろしく御審議のほどお願いします。

○副議長（米沢照男君）　これより質疑に入ります。古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　12月期末勤勉手当の件が今議題となりました。少しだけお尋ねをしておきたいと思います。

今回の職員の皆さんに対する昨年同期の１２月の期末手当、勤勉手当と対比をして、平均支給額の差はどの程度になるのか、まず１点お尋ねをいたします。

それから、支給総額について、総額幾らなのかお尋ねをいたします。

それから、職務別の支給額についてお尋ねをいたします。一般職の最高について支給額は幾らになるのか、また係長職の医師を除く最高と最低、課長さんの医師を除きます最高、最低、部長職の職務の方の最高、最低、これも医師を除いた方で結構でございます。簡単に質問しておりますので、お答えをお願いいたします。

それから、今回の冬のボーナスの支給率の確定までさまざまな組合との交渉が行われたと思いますが、その間また勤務時間内のテトライキ、座り込み等が行われているようであります。組合交渉の経過について、いつストライキが行われたか。また、座り込み等が行われたのか。その日にち回数等についてお尋ねをいたします。以上です。

○副議長（米沢照男君）　総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　４点ほどあると思いますが、昨年度の支給額と今年度の支給額でございますが、昨年度は６８万4,０４４円でございます。それから、今年度が先ほど申し上げましたように６８万9,７１３円で、5,６６９円の差が出ております。本年度が多いとい

うことです。

それから、総支給額、先ほど申し上げましたように９億6,９７３万6,４７８円でございます。

それから、一般職の最高でございますが、これは４等職になりますが、１０９万7,６４１円です。それから係長職、医師を除きますと１０９万７２１円です。それから、課長職の最高は、やはり医師を除きます１１４万9,５３６円です。それから部長職の最高、やはり医師を除きまして、１１６万7,９８７円でございます。

それから、組合交渉の経過でございますが、これも助役の方から御説明ありましたんですが、日にちのその状況を申し上げますと、２５日に２９分の職場集会をしております。それから、１２月２日、座り込み、これは午後でございますが、２割動員で座り込みをしております。それから３日がやはり午後でございますが、２割動員の座り込みということで、それ以外の特に１時間ストというものは、今回構えてありませんでした。以上です。

○副議長（米沢照男君）　古賀俊明君。

○１８番（古賀俊昭君）　私が先ほど質問をいたしました２番目の、職務別の支給額最高と最低をそれぞれお聞きをしたんですが、その御回答がありませんした。回答をお願いをしたいと思います。一般職は、最高だけでも結構ですが、あと係長、課長、部長の皆さんの医師を除く最高、最低、回答をお願いをいたします。

それから、やっぱり今回は少なかったようですが、やはり座り込み、また２９分のストライキというものが行われたということは、大変遺憾であります。理事者としていろんな状況はあるにしろ、先ほど私触れましたが、ストライキ、争議行為というのは禁止をされているということは、明確であります。こうした違法行為について、理事者としてどのようなお考えをお持ちなのか、回答を求めたいと思います。以上です。

○副議長（米沢照男君）　総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　失礼しました。それでは第１点の方を御回答いたします。係長の最低が６８万2,４８１円です。それから課長の最低が９２万1,７７５円、それから部長の最低が１０１万1,４３７円。

○副議長（米沢照男君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　ストライキというものにつきましては、公務員、地方公務員とも３７条で禁止されておるわけでございます。

それから、一般企業におきましても、期末手当等につきましては、年間協定だとか、いうふうな平和的な秩序維持という努力がされておるわけでございます。それらも踏まえまして、市長会の方で方向づけをしておりますのは、やはりこういう経済情勢のもとにおきましては、やはり国並みの要するに支給率にもっていく、ということ等も、期末手当ごとにストを繰り返すというふうな面についての一つの反省になるんではないだろうか、そういう要するに結果的なものを考えておるわけでございます。

○副議長（米沢照男君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　先ほど給与の条例の改正案が提案をされました。いわゆる管理職手当の期末手当算入ということでありますが、この今御答弁いただいた内容は、管理職手当を含まないものであります。これで見ますと、部長さんでも、やはり一般職の最高の方よりも低額の方がいらっしゃる。課長さんでも同じであります。同じように、係長でも同様な現象が起きているということで、この管理職手当の算入を仮に行ったとしたら、最高、最低については、どのような金額が出るのか、もし今おわかりであれば、後でも結構なんですが、教えていただきたいと思いますが、御回答できればお願いをいたします。

○副議長（米沢照男君）　総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　最高と最低は今持っておりませんですが、ここで今持っておりますのは、１人当たり管理職手当、部長、課長、それから課長補佐９１人を平均いたしました数字でございますが、今１２月期で平均で１３万7,４１８円という数字でございます。

○副議長（米沢照男君）　お諮りいたします。１２月１１日の会議は、議事の都合により特に午前零時に繰り上げて開くことにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（米沢照男君）　御異議ないものと認めます。よって１２月１１日の開議時間は、午前零時に繰り上げることに決定いたしました。

本日の未了日程は明日の日程といたします。

本日はこれにて延会いたします。

午後１１時５７分延会

12月11日　水曜日　（第3日）

昭和60年
第4回定例会

日野市議会会議録　（第36号）

12月11日　水曜日　（第3日）

出席議員（27名）

1番	橋本文子君	2番	福島敏雄君
3番	小俣昭光君	5番	谷　長一君
6番	古谷太郎君	7番	馬場繁夫君
8番	馬場弘融君	9番	高橋徳次君
10番	旗野行雄君	11番	一ノ瀬　隆君
12番	板垣正男君	13番	鈴木美奈子君
14番	川嶋　博君	15番	飯山　茂君
16番	夏井明男君	17番	黒川重憲君
18番	古賀俊昭君	19番	市川資信君
20番	藤林理一郎君	21番	名古屋史郎君
22番	竹ノ上武俊君	23番	米沢照男君
24番	中山基昭君	25番	大柄　保君
26番	秦　正一君	27番	奥住芳雄君
28番	石坂勝雄君		

欠席議員（1名）

30番　高橋通夫君

欠員

4番　29番

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君		
助役	赤松行雄君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	前田雅夫君	総務部長	山崎彰君
市民部長	佐藤智春君	生活環境部長	坂本金雄君
清掃部長	藤浪竜徳君	都市整備部長	結城邦夫君
建設部長	伊藤正吉君	福祉部長	高野隆君
水道部長	永原照雄君	病院事務長	大貫松雄君
教育長	長沢三郎君	教育次長	小山哲夫君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	岩沢代吉君	次長	馬場守君
書記	田中正美君	書記	土方留春君
書記	串田平和君	書記	佐々木茂晴君
書記	小林章雄君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3

立川速記者養成所　所長　関根福次

速記者　浜田文子君

速記者　田辺雅子君

議事日程

昭和60年12月11日（水）

午前0時開議

（議案上程）

日程第1　議案第89号　昭和60年度日野市一般会計補正予算について（第3号）

日程第2　議案第90号　昭和60年度日野市国民健康保険特別会計補正予算について

（第２号）

日程第３　議案第　９１号　昭和６０年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算について（第２号）

日程第４　議案第　９２号　昭和６０年度日野市立総合病院事業会計補正予算について（第３号）

日程第５　議案第　９３号　昭和６０年度日野市受託水道事業特別会計補正予算について（第２号）

日程第６　議案第　９４号　昭和６０年度日野市農業共済事業特別会計補正予算について（第１号）

日程第７　議案第　９５号　昭和６０年度日野市老人保健特別会計補正予算について（第２号）

日程第８　議案第　９６号　昭和６０年度日野市仲田緑地用地特別会計補正予算について（第１号）

日程第９　議案第　９７号　市道路線の廃止について

日程第１０　議案第　９８号　市道路線の認定について

日程第１１　議案第　９９号　日野市立日野第二中学校給食室建築工事請負契約の締結について

日程第１２　議案第１００号　日野市立日野第二中学校給食室給排水衛生空気調和設備工事請負契約の締結について

日程第１３　議案第１０１号　町区域の設定について

日程第１４　議案第１０２号　万願寺土地区画整理事業施行地区内の土地区画整理事業用地の権利放棄について

日程第１５　議案第１０３号　農業共済無事戻金の交付について

日程第１６　議案第１０４号　東京都市公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市公平委員会共同設置規約の変更について

（請願上程）

日程第１７　請願第６０－１６号　住宅・都市整備公団の「縮小・民営化」の動向を抑止し、国民のための公団住宅の建設促進を要望する意見書提出を求め

る請願

日程第１８　請願第６０－１７号　母子保健法改定に関する陳情

日程第１９　一般質問

本日の会議に付した事件

日程第１から第１８まで

午前０時０分開議

○副議長（米沢照男君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員２６名であります。

議案第１０５号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定の件についての質疑に入ります。古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　今回管理職手当が算入をされるだろうと思います。今回の給与条例の改正によって部長、課長の皆さんに対する管理職手当の算入が行われ、いわゆるボーナスの逆転現象というのは解消すると思いますが、先ほどお話のありました現在の制度のままでいきますと、御承知のように最高、最低を見てまいりますと、まだ一般職の方よりも支給金額が少ない部長さんもいらっしゃるということであります。根本的な解決には給与制度の改革、つまり通し号俸制度を改めるということで対応していただきたいと思うわけであります。なお、支給率についてでありますが、今回はやはり条例よりも削られたといいますか、支給率が下がっているということで、職員の皆さんのいわゆる心理的な不満というものは、かなりあるのではないかと思います。そこで、もちろん国や東京都並みに近づけていく努力は、私は当然なくてはならないと思いますが、この期末手当の支給の条例のやはり見直しというものも同時にこうして特例によって１回１回改めるというやり方が果たしていいのかどうか、大変疑問に思います。この2.7カ月という１２月期の期末手当の支給の条例について、いわゆる恒久的に国並みに近づけるためのやはり見直しということを行って、少なくとも心理的な何かこう値切られた、また低く抑えられたというような、そうした不満が残らないような工夫というものも理事者において行うべきではないかと思います。もちろん東京都、国、こうしたいわゆる同じ公務に携わる公務員、労働者と申しますか、働いていらっしゃる皆さんのやはり気持ちというのは、非常に大切なことだと思いますので、今後のこういう期末手当の支給率の見直しについて理事者のお考えを最後に聞いておきたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　東京都、それから国におきましては、１２月期は2.5カ月、こういうふうなことになっておるわけでございます。これは昭和５４年からそういうふうな―昭和５４年には、東京都が要するに財政再建ということで、各２６市等につきましても、財政再建というふうなことで、強い指導があったわけでございます。そのときのやり方といいます

のは、ちょうど東村山が熊木市長が市長会の会長をやっておりまして、東村山がチャンピオン的なリーダーシップをとって条例を国並み都並みにする、ということをやったわけでございますけれども、大変な抵抗でございます。やはり条例だけを国並み都並みに一挙にするということについては、職員のやはり反発も多いわけでございます。これからの支給が一遍に2.5になっちゃうのか、2.97というふうな支給率が一遍に2.5になっちゃうのか、というふうな不安等もあるわけでございます。そういうふうな状況もございますので、ある程度、毎年実額を保障して3年なり4年なりの軟着陸という手法で今日まできたわけでございます。今後のあり方につきましては、やはり、そういう実際に引き下げる、あるいは国並みに軟着陸させるという実態に応じて条例の方も要するに軟着陸していきたい。一遍に2.5に条例だけを先行させる、それで支給率は、また特別支給率を設けてそれに多少プラスするというふうなことではなしに、実態の支給に応じて支給率を2.5に近づけていく、2.5に対する要するに数値も大分接近してきておりますので、そういう状況で各市いく、ということになろうかと思います。

○　議長（米沢照男君）　古賀俊昭君。

○18番（古賀俊昭君）　最後に私の個人の意見ですが、当然国並み都並みを私たちが議会でこうやって議論をして求めるということであれば、当然議員の支給率についてはどうだということが、反論といいますか、意見として当然職員の皆さん等からもあろうかとは思います。やはり条例を定めていく議会の私一員として、議員の期末手当等につきましても、その支給率はやはり国並みを目指すべきだ、このように私は強く個人としては考えているところでありますので、この場で意見を表明しておきたいと思います。以上です。

○副議長（米沢照男君）　古谷太郎君。

○6番（古谷太郎君）　全員協議会のとき、私は84号議案、これが同時に105号議案と一緒に可決されるだろう、こういう想定でお聞きしておりました。ところが、これは分かれてしまった。そこで、お聞きしたいんですが、84号議案が制定されると、総額幾らのお金が必要なのか。それは補正予算3号に組まれているのか、いないのかこの点をお答え願います。まずそれをお聞きします。

○副議長（米沢照男君）　総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　お答えを申し上げます。

1点目のこの84号議案が支給された場合、総額幾らですか、ということでございますが、

先ほど申し上げましたように、部長職１７人、それから課長職５８人、課長補佐が16人、91人が対象になります。それで１２月の総金額が、1,２５０万5,０００円でございます。この数字は予算に組まれているかどうかということでありますが、これは既に既決されております予算の中でやっておりますので、補正ということは考えておりません。

○副議長（米沢照男君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（米沢照男君）　御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（米沢照男君）　御異議ないものと認めます。よって議案第１０５号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。議事の都合により午前１０時まで休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（米沢照男君）　御異議ないものと認めます。よって午前１０時まで休憩いたします。

午前　0時１１分休憩

午前１０時２４分再開

○副議長（米沢照男君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第８９号、昭和６０年度日野市一般会計補正予算（第３号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第８９号、昭和６０年度日野市一般会計補正予算（第３号）について提案の理由を申し上げます。

本議案は、昭和６０年度日野市一般会計補正予算第３号であります。補正額は、歳入歳出それぞれ１７億2,８０４万6,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を３３２億5,４２１万4,０００円とするものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○副議長（米沢照男君）　歳入歳出全般及び第２表債務負担行為補正の説明を関係部長から求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　御説明申し上げます。

毎度のことで大変恐縮をしておるわけでございますけれども、すでに机上配付をしたように、この予算書３号におきましてミスプリントがございました。大変恐縮でございますけれども、御訂正をいただきたいと思います。

それでは議案第８９号、昭和６０年度日野市一般会計補正予算第３号につきまして御説明を申し上げます。

まず予算書の第１条でございますけれども、ただいま市長が申し上げましたように、歳入歳出それぞれ１７億2,８０４万6,０００円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３３２億5,４２１万4,０００円とするものでございます。

第１条の第２項でございますけれども、「第１表歳入歳出予算補正」、この内容につきましては、事項別明細書によりまして御説明を申し上げます。

第２条、債務負担行為の補正でございますけれども、第２表におきまして御説明を申し上げます。

それでは順を追って御説明申し上げます。

まず７ページをお開きをいただきたいと思います。

今回の補正の特徴をまず申し上げますと、まず歳入でございますけれども、市税のうち法人市民税の伸びが大幅にあったことが一つ第１番目でございます。２番目といたしましては、60年度決算におきまして繰越金が決定をいたしました。その残りを全部この予算で開いたという

ものでございます。３番目には、財政調整基金でございますが、当初予算では３億円を基金から一般会計に繰り入れをする予算でございましたが、先ほど申し上げましたように、税の増収がございましたので、これにつきましては全額減額をするものでございます。

歳出におきましての特徴でございますが、補正額の金額を見ていただければおわかりのように、第１番目といたしましては、国及び都の補助金の歳入に関係するところの支出の増、２番目といたしましては、生活保健センターの設計費の計上、次が、高幡区画整理事業の進捗に伴い、用地の先行取得をするための繰出金の計上、最後に４番目といたしまして、公債費の繰り上げ償還に６億 7,０００万円を計上した、というのが主なものでございます。

それでは次のページから御説明申し上げます。見やすいようにできるだけ説明欄を中心にいたしまして御説明をしてまいりたいと思います。

まず９ページでございますけれども、歳入のうち市税の市民税の個人でございますけれども、均等割が1,５００円から２０００円に改正をされました。この差額分の計上でございます。

次が所得割でございますけれども、これは、当初見込みより伸びがございましたので、その伸びの計上ということでございます。

次が法人税の法人税割でございますが、総額では、ここに書いてございますように９億5,520万円の伸びでございます。これは、市内の優良企業が昨年市外に転出をいたしました。本社、工場でございますけれども転出をいたしまして、６０年度につきましては、かなりの減収が見込まれるということで当初予算を計上いたしました。幸いに地方税法の規定によりまして、本年度に限り大幅な減額が免れたということでございます。その補正でございます。来年度につきましては減額はもちろん予想されるわけでございます。

次が１１ページでございます。固定資産税の土地でございますけれども、これは、地目変更等にかかる増収分でございます。平たく申し上げますと、水田あるいは畑から宅地に地目変更いたしますと、当然評価が変わってまいりますので、そういうものでございます。

それから、家屋につきましては前から全棟調査を実施しておりまして、全棟調査の増並びに市内の企業の設備投資、いわゆる建物の建設がございましたので、これらが対象になりましての増でございます。

次が１５ページでございます。これは都市計画税でございますけれども、土地家屋が補正されておりますけれども、理由は固定資産税と同様なものでございます。

次が１７ページ、分担金及び負担金でございます。民生費の負担金でございますが、老人措置費負担金でございます。本人負担分として４９０万円の計上でございますが、これは特養の措置人数の増と、それから、徴収基準が改正されまして本人負担が上昇したわけでございます。これらを含めた補正でございます。

次は２１ページでございます。国庫支出金の民生費国庫負担金でございます。老人保護措置費でございます。これは、入所者の増による補正でございます。これは、支出の面では５７ページ、扶助費に関連をする補助金でございます。

次が２３ページでございます。総務費の国庫補助金、（仮称）生活・保健センター新築でございます。これは、保健センターを防衛庁の防音の補助金の対象にし、生活センターにつきましては、東京都のコミュニティーの補助金をもらうということで現在努力をしております。この補助金につきましては、保健センターの防音補助でございます。歳出に設計費が出てまいりますけれども、この設計費に係る国の補助分でございます。

次のページ、２５ページでございます。これは、先ほどちょっとミスプリを申し上げましたけれども、説明欄の中段、２の老人福祉補助金の中で、説明欄に「老人家庭奉仕員等派遣事業費家事援助者」が、「家事授助者」としてありますが、この「授」が「援」に訂正をいただくわけでございます。

それから、あと最後の東京都優良集団農地保全育成事業の関係でございますが、当初予算では７ヘクタールの予算を計上しておりました。一応実施といたしましては9.５２になりましたので、その差額の都の補助金を計上したというものでございます。

それから、次のページ２７ページでございますが、これもミスプリが一つございます。正誤表にもございますけれども、最下段の６の「教育費委託金」とございまして、この行につきましては全部削除をお願いをするものでございます。よろしくお願いをいたします。それから、その最下段の補正額の合計及び合計額が変更になるわけでございます。参考までに申し上げますと、補正額の合計が５７万5,０００円。それから、合計が３億6,００８万7,０００円ということになります。大変恐縮でございます。

それから、３１ページでございます。寄附金でございますが、これは、まちづくりの要綱に基づくところの公共公益施設の一般寄附金でございます。７件分の寄附金を計上してございます。これは、４１ページの積立金に関連をするものでございます。

次が３３ページでございますが、老人保健特別会計繰入金でございます。これは、特別会計の中で詳細説明をいたしたいと思いますので省略をいたします。

それから、仲田緑地用地特別会計繰入金でございますが、これは９万円でわずかではございますが、これは、仲田緑地用地特別会計の中で、今度特別会計で起債を仰ぎまして土地を取得して、これを４カ年で毎年度一般会計で引き取るわけでございます。そのときに一般会計から引き取った期日、それから、借金を返した期日、その差が若干生じまして９万円の金利が特別会計で生まれまして、その金利を一般会計に戻すというものでございます。

次が３５ページでございます。財政調整基金繰入金でございますが、先ほど申し上げましたように、法人税の伸びがございましたので、今回の補正では繰り入れを取りやめるものでございます。

それから、次が市民会館建設基金繰入金でございますが、これも昨日の条例の廃止の中で申し上げましたけれども、事業が完了をいたしましたので、この基金の全部を一般会計に繰り入れるというものの補正でございます。

次が３７ページでございます。繰越金でございますが、前年度繰越金といたしまして、これは決算書にもございますように総額１０億3,８６３万8,０００円でございますが、この全額を開いたわけでございます。

以上が歳入で、次に歳出でございます。

３９ページの議会費でございますが、交際費の２０万円でございますが、人口急増過密都市問題協議会副会長市に日野市が当たりまして、その経費の増ということで２０万円追加補正をしたというものでございます。

次が４１ページでございます。一般管理費のうち8.報償費１８万円で、地域の教育力を考える懇談会。これは助言者の謝礼というふうに御理解をいただきたいと思います。すでに広報で市民に参加を呼びかけまして、この懇談会をいま準備をしているわけでございます。その懇談会に助言者として出席をしていただく方の謝礼というものでございます。

それから、財産管理費の7.賃金でございます。わずかな金額ではございますが、用地課経費ということで登記事務臨時職員雇上というものがございます。これは第二武蔵野台 ―― 明星大学の前の団地でございます。かねてから、いま私道になっておりますのを公道化するということで、市が一部経費を持ちまして準備を進めております。その道路用地を嘱託登記で市に所有権

移転をするというものの事務費でございます。大体本年度完了する、ということの見通しでやっているわけでございます。

次が１５の工事請負費の第二庁舎解体工事でございます。これは、生活保健センターを６１、６２年度建設をするということに際しまして、遺跡調査をやはりしなきゃいけないということで、現在の第二庁舎を今年度中に解体をいたしまして調査をしたいというものでございます。そのための解体費でございます。いま高齢者事業団がこの中に入っておりますけれども、現在事務所につきましては、休日準夜で使っております旧消防署の２階の一室に高齢者事業団の事務所を移すということで、いま事務を進めております。

それから、次が４３ページでございます。企画調整費の行財政調査会委員謝礼の２００万円でございますが、これは、第１回目の補正予算で１２回分を計上いたしましたけれども、審議の内容からいたしまして、かなり回数がふえてまいりました。一部予備費を充当して、今回つないできたわけでございますけれども、さらに、ここに書いてございますように、全体会議で８回、それから、小委員会で５回必要でございますので、この補正でございます。

それから、１３の委託料の（仮称）生活・保健センター設計でございます。これは歳入でも申し上げましたけれども、国の補助金をいただきまして、当初は、６１年度に設計をし工事２分の１を行い、６２年度に完成という予定を持っておりましたけれども、防衛庁等への折衝の結果、設計期間かなり短いわけでございますけれども、設計を今年度にというような交渉がかなり進んでまいりまして、今年度実施設計を行うという経費でございます。建設は６１、６２年度でございます。現在計画しております面積は約5,０００平方メートルの床面積でございます。

次が４９ページでございます。市議会議員選挙費の需用費、委託料でございますが、これは特に、初めに需用費の印刷製本費でございますけれども、電算化を住民基本台帳はしたわけでございます。それで、本文については普通の印刷をしまして、あて名はコンピューターで書くわけでございます。その書く費用は下の委託料に一部入っておるわけでございます。その委託料の１２３万1,０００円は選挙人名簿ほか作成。その「ほか作成」の中にいわゆる入場券のあて名書きが入っているという意味でございます。ちょっとくどくなりましたけれども御理解いただきたいと思います。

次が５５ページでございます。社会福祉総務費の貸付金２００万円でございますけれども、

住宅改良資金融資預託金。これは減額しておりますけれども、前年度の実績によりまして預託をするということでございますので、当初５００万円を計上いたしましたけれども、３００万円で足りるということで２００万円の減額というものでございます。

次が５７ページでございます。老人福祉費でございますが、特に２０の扶助費3,１２０万3,０００円でございますが、これは、老人委託措置費、特養老人ホーム措置分でございます。約１２人分を予定をしております。

それから、繰出金でございますが、老人保健特別会計に１億7,１２３万6,０００円を繰り出すわけでございます。内容につきましては、この特別会計の中で御説明を申し上げます。

それから、この最下段の国民健康保険事業費でございますが、これも、国民健康保険特別会計に繰り出しをするものでございます。これも、この特別会計予算の中で詳しく御説明を申し上げます。

次に５９ページでございます。4.保育園の１８節、備品購入費でございます。電子レンジ4台分の計上がございますが、現在保育所で生後６カ月の子供から保育を、いわゆる措置をしておるわけでございますけれども、来年度からこれを生後３カ月の子供から措置をしよう、ということの準備の備品でございます。

次が６３ページでございます。環境衛生費の１９.負担金補助及び交付金の南多摩斎場組合負担金でございます。このうち特に建設費の1,２５９万9,０００円でございますが、これは、市が負担するところの待合棟の水道の工事費でございます。当初起債で賄うということで算定をしていたわけでございますけれども、起債に該当しないということで、本年度一括これを払うというものでございます。当初予算の負担金といたしましては、すでに建設費の7,９５６万3,０００円がございまして、これにこの1,２５９万9,０００円が加わるわけでございます。

次が６５ページでございます。し尿処理費の工事請負費でございます。ここに書いてございますように、攪拌ブロアの取替、これは、原因は老朽化によるものでございます。

次が６７ページでございます。勤労者福祉対策費でございます。需用費、役務費及び備品購入費でございますが、（仮称）勤労・青年会館開設消耗品、電話架設料、それから、開設備品ということでございます。これは、多摩平一丁目住宅――都営住宅でございますけれども、現在８２戸の建設がされております。それで、地域のいわゆる関連施設ということで、都の要綱に基づきまして３５１平方メートルの、いわゆる集会室のようなそういう形態でございますけ

れども、いま施設を建設しております。上に4戸住宅が乗っかるわけでございますけれども、この３５１平方メートルの施設を勤労・青年会館という位置づけにするその費用でございます。

次が６９ページでございます。農業振興費でございますけれども、この最下段の優良集団農地保全育成事業でございますが、これは歳入で申し上げましたとおり、７ヘクタールから9.52になったものでございます。４分の３の補助でございます。

次が７５ページでございます。区画整理費、繰出金でございますが、５億6,９１７万4,０００円。これは歳入で申し上げましたけれども、高幡区画整理事業の用地の先行取得というものでございます。詳細につきましては特別会計の中で申し上げます。

次が７９ページ、消防施設整理費でございます。公有財産購入費で、消防機具置場及び団員詰所用地と書いてございますが、これは第一分団第三部――場所で言いますと東町の分団でございます。この施設の建てかえをするのに、現位置での建てかえが不可能でございますので、立日橋の南詰西側に市の公社が先行取得をしておきまして、大部分２・２・１０用地として東京都に売った残りの残地が約７９平方メートルございますので、ここに移設しようということでの用地の取得分でございます。

８３ページでございます。教育振興費の備品購入費でございますが、天体望遠鏡９台でございます。これは、当初から考えておけばよかったわけでございますけれども、ハレーすい星がやってくるというようなことで、小学校の９校分に天体望遠鏡が備えてないということで、急遽未設置の学校に購入しようというものでございます。

それから、学校建設費でございますけれども、工事請負費で９１７万ございます。これは、第一小学校ほか1校バスケットゴール設置ということで、第一小学校と滝合小学校でございます。

それから、８５ページでございますが、中学校の学校管理費の備品購入費でございます。これは、生徒用机、椅子ということでございますが、来年度の新入生の増加に伴う補充でございます。

次が８９ページでございます。社会教育費の図書館費でございますが、需用費で印刷製本費９５万9,０００円でございますが、これは、日野の文化と歴史ということで日野市絵図をつくったわけでございます。かなり好評で、在庫がもうすぐにないということでの増刷分でございます。

９３ページでございます。公債費でございますが、説明欄にございますように、教育債ほか６億7,２２９万9,０００円でございます。これは繰り上げ償還の費用でございます。参考までに申し上げますと、当初予算並びに、それから、今回の補正を含めますと、繰り上げ償還分につきましては１０億2,７００万円になるわけでございます。５９年度につきましては、参考までに申し上げますと、繰り上げ償還１２億4,８００万円ということでございます。

大変恐縮ですが、またもとへ戻りまして４ページでございます。債務負担行為の補正でございます。事項といたしましては（仮称）東部会館新築事業。期間、６０年から６３年。限度額といたしまして１２億2,３２０万円ということでございます。これは、浅川流域の処理場が新井地域にできるわけでございまして、その周辺の環境整備費でございます。この費用の内容といたしましては、用地買収費及び建物の建設費でございます。

どうしてここで債務負担をしなければならないかということでございますけれども、６１年度に関係する八王子、それから、東京都から負担をいただくわけでございますけれども、その協定を本年度中に締結をしたいということでございます。その締結をするに当たっては、事業を実施するという、いわゆる担保がやはり必要でございますので、この債務負担行為を補正したわけでございます。

以上で説明を終わります。

○副議長（米沢照男君）　これより質疑に入ります。中山基昭君。

○２４番（中山基昭君）　それでは１点だけひとつお聞きをしておきたいと思うんですけれども、６７ページの勤労者福祉対策費の関係でございます。いま大変りっぱな名前の勤労・青年会館というような初めてお名前をお聞きしました。私も、従来から勤労者、あるいは青年等のこういった施設の積極的な新設等を提唱、あるいは指摘もしてきておるところでございます。ただ、先ほど説明ですと、多摩平の都営住宅と併設をした形で、この施設が、一応、仮称であるけれどもできると、こういうことですけれども、この活用運営という面からは、勤労者あるいは青年というふうな面を主体に考えるときに、たとえば勤務が終わった後の夜間であるとか、あるいは休日の余暇であるとか、こういう活用が大体中心になろうかというふうに思いますし、そういう面から、住宅と併設をしておるという関連で、騒音、そうした面の制約がやっぱり出るんじゃないかという気がします。したがって、これらの管理運営等について、やはり勤労青年を中心にした施設という面の考え方と単なる住宅との関係、こういう面を含めて

この管理運営についてどのような考え方を持たれているかということでございます。

○副議長（米沢照男君）　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　お答えいたします。

多摩平一丁目に建設中の都営住宅の敷地の中に（仮称）勤労・青年会館がオープンを来年3月末ころの予定でいたします。この上に4戸の住宅がついているということは、先ほどの企画財政部長の説明のとおりでございまして、こういった集会施設の上には住宅を必ず乗っけなければいけないという東京都の住宅局の内規があるようでございます。それに従いまして、住宅が上に乗っかっているわけでございますが、せんだって、月日まではちょっと覚えておりませんけれども、建設中の会館の中へ市長などとともに入ってみました。そのときに都の建設技術担当の方からいろいろお話を伺いまして、上の住宅あるいは周辺に音であるとか光であるとか、そういった迷惑が及ばないかどうか、そういうことを聞きただしたんでございますけれども、音については全く心配がない。こういうお話でございました。勤労・青年会館でございますので、使用時間なども、従来の公共施設9時半という線から、さらにもう少し遅くまでということも現在考えておりますが、そういうことから近隣への迷惑については私どもも十分配慮をいたしまして、今後も地元の自治会、あるいは商店街などとも話を詰めまして、迷惑施設にならないように努めてまいりたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　夏井明男君。

○16番（夏井明男君）　それでは2点ほどお尋ねいたします。

57ページの老人福祉費の扶助費の中で、老人委託措置費として特養関係で12人分の確保があったということで出されておりますけれども、私も、高齢化社会に向けて、特養の対象で、しかし、その対応策がおくれていて入れない方の人数等お聞きしたことも再三あるわけですが、新たに12人分のベッド数を確保したといいますか、そういうふうな考え方でよろしいのかどうか。さらに、来年、再来年に向けてどういうふうな考えがおありなのか。その辺第1点としてお尋ねしたいと思います。

第2点としては、いま中山議員からのお話の場所なんですが、いわゆる勤労・青年会館のことですけれども、これたしか私は、前の新政会の馬場弘融議員の地区センターの話の中で、ひょっこり顔を出したような感じの印象を受けたわけですけれども、特に勤労・青年会館の必要性といいますか、かなり行政の方の情報の中で必要性が高かったということで、こういうふう

なものをつくられたんだろうと思いますけれども、一歩広げまして、一応勤労・青年会館というふうな形ですけれども、一般的に窓口を広げて、たとえば御婦人の集まりでもいいでしょうけれども、その辺の対象者を広げていくような考え方があってもいいんではないかと思いますが、あえてここで勤労・青年会館というふうに言われた趣旨、それから、さらにこういうふうな具体的な勤労・青年会館というふうなものですと、老人いこいの家でありませんけれども、規則等もつくられるような特別なものかどうかを、お尋ねしたいと思います。

以上です。

○副議長（米沢照男君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　それでは第１点の５７ページの老人福祉費のうちの扶助費の老人委託措置費の１２人分とはどういうものかということでございますが、これは、特養老人ホームに入りたくて待機している御老人が、たまたま特養老人ホームが空きましたので、そこへ措置するというような内容のものでございます。新しく確保したということではございません。

それで、御質問のありました今後に新しく特養老人ホームは当然確保しなきゃならん、とこういうような状況にございますので、私どもも、いろいろ努力はいたしております。それで、現在八王子のアザレア会の方との折衝を続けておりまして、これが順調にいきますと２０ベッドほどの特養老人ホームの確保ができるんじゃないか。これに、今後新しくできる施設でございますので、これは恐らく入れるのは６２年以降、こういうことになろうかと思いますけれども、現在、話を前向きに進めておるということで、御理解願いたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　お答え申し上げます。

以前、馬場弘融議員さんから地区センターについての数々の御提言の中で、特色ある地区センターづくり、ということが言われました。私ども事務局といたしましても、画一的な地区センターの中に、いろいろな特徴を持った地区センターを建てる、こういう方向で検討してまいりました。たまたま多摩平一丁目の都営団地の中にできますこの集会施設は、面積も約１００坪、３００平米を超える規模でございまして、一般の地区センターよりもかなり大規模なものでございます。そういう大規模な施設であると同時に、また、あそこの場所柄が大きな工場を控えて駅への途中にございます。大工場などで働く勤労者、あるいは青年階層の方々に利用を

願うべく、利用時間も従来のものよりも1時間ほど繰り下げて遅くまで使えるような構想を持っているわけでございます。名前は、「勤労」の次に「・」が打ってありまして「青年会館」でございますので、勤労者も青年も自由に使える、こういうものでございます。勤労青年という幅の狭いものではありませんで、勤労者、そして青年もどうぞいらっしゃい、そういう意味合いの仮称の施設でございます。もちろん余裕がございますれば、御婦人、お年寄りの使用にも供したいと思います。そして、これは従来の地区センター条例の中にはめ込むものではなくて、新しい規則なり条例なりを起こすべくただいま準備をしております。

○副議長（米沢照男君）　谷　長一君。

○5番（谷　長一君）　債務負担行為の補正についてお伺いしたいんですけれども、この東部会館というのは、これはただいま部長が説明なさってたんですけれども、流域下水道関係ということで、これは東部の地区にできる会館ではあるということはよくわかっているんです。それで、非常に用地買収または取得費等につきましては、１２億2,３００万ということになりますと、非常にわれわれにとっては大きな額になるわけですけれども、これらの設置する場所とか、または、その規模等はどのような規模と、さらに内容ですか、どのようになるのか、それらがわかりましたら、ひとつ答えていただきたいと思います。

それで、いわゆるいま地区センターの話が出ましたけれども、東部会館とこういうふうになると、非常に東部または日野市全体の上から使用できるというふうになるんじゃないかと思うんです。従来の、たとえば例をとりますと市立谷仲山地区センターということになると、非常に狭義で地区の中で使用するセンターというようになるんじゃないかと思うんです。そういうことを考えてみますると、やはり将来地区センター等建てる場合――ただいま５１ありますけれども、この５１というのは、近くの地区センターが空いているということになって行っても、うちの方で使う計画がないにもかかわらず、あるんだと言って排除される場合が往々にしてあるわけなんです。そうなると、これからのあと計画では５５ですから、残された4館については、もっと広域的な行政の中で、しかも日野市全体の人が使えるような、いわゆる部長がおっしゃられた特徴のあるセンターということになると、どうしても地区センターではあるけれども、地域の名称をつけてしまうと、非常に狭い利用範囲ということになるのではないかと思うんです。そういうことになりますと当然――何回となく神明上等にも地区センターをつくれというような請願がなされ、または通告質問もなされておりました。そういうことを考えますと、

やはりどうしてもこれからの地区センターということになると「東部会館」とこういうようなひとついい名称をつけてもらうとか ── これは仮称でありますけれども、やはりそのあたりにつきましての配慮というのは必要じゃないか、ということもあわせまして、それらもお願いしまして、東部会館の施設、さらには施設の規模、内容等について答えてもらいたいと、こういうことです。

○副議長（米沢照男君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　債務負担行為の東部会館の新築に絡みます御質問でございます。これは、御承知のとおり、浅川の処理場の周辺の環境整備の一環として、東京都、八王子市、日野市がそれぞれ負担金を出しまして、周辺環境のためにつくる施設でございます。場所といたしましては、高幡から立川に抜ける２・２・１１号線の新井橋のたものでございます。面積として約1,２００平米程度の土地を、区画整理事業の中で保留地として現在計画してございますが、それを買い取ってここに建てるというものでございます。規模としては鉄筋コンクリート建ての地上３階地下１階の施設でございます。ここに入る内容でございますが、地域の住民とこれまで十分協議してまいりました結果、温水プール、あるいは図書館などがこの中に含まれるものでございます。したがいまして、これは地域はもちろんのこと、日野市全域の住民も利用できるような形で建設するものでございます。

以上でございます。

○副議長（米沢照男君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御承知のとおりでございますが、流域下水道浅川処理場をつくる際には、地域から当初は非常な反応運動並びに、それに対する説得のお願い、こういうことがあったわけであります。これはどこでも同様で、あり得ることでございまして、それには環境整備ということで地域の要望にこたえる、とこういうことで対応し、御理解を最終的にいただくということがどこでもその例であります。地域からグラウンドを求められる場合もあると思いますし、あるいはこういう会館的なものを求められることもあるわけでありますが、今回、地域の方は、対策協議会という組織も持たれまして、あちこちの視察もされたようでありますけれども、結論として、地域の多数の人間が ── 地域に限らない。もちろん東部会館という名前も地域から、つまり自分たちは自分たちの狭い範囲にはこだわらないんだと、そういう寛大な気持ちもございまして、地域からそういう名称を、あるいはこういう内容を、ということ

を求められておるものであります。なるべくそれに誠意をもっておこたえをする、ということが地域に対する、また市全体の態度でもならなければならないということで、いま担当者が申しております。たとえば温水プールでありますとか、図書館でありますかというのは、かなり管理上にも問題があることではございますけれども、これからの課題として対応していこう、ということでございます。したがって、債務負担という形で3年間の事業をお願いをしよう、ということでございます。よろしくお願いいたします。

○副議長（米沢照男君）　古賀俊昭君。

○18番（古賀俊昭君）　補正予算が提出をされました。私、当初から――当初といいますか、補正予算が最初に出されましたときに、まず要求をしてお願いしておりましたことに、今回給与の6カ月延伸が行われたわけです。その延伸分を予算には全く出ておりまもんでしたので、組み替えて補正予算として提出すべきではないか、ということをお願いをし、その考え方を披瀝してきたわけですが、今回もまた、延伸分全くこの補正予算には出ておりません。助役は一度、多分6月議会だったと思いますが、当然それは考えるという御答弁もあったんですが、今回の補正予算には、人件費の補正がなされておりません。全く予算の中には延伸というものを、いわゆる計上して、その裏づけとなされることを放棄されたのかどうか、その点を確認をいたします。お聞きをいたします。

それから、41ページの繰出金、土地開発基金利子、この説明が、いま企画財政部長から全くございませんでした。1,200万円のこの内容について、細かく御説明をお願いをいたします。

以上です。

○副議長（米沢照男君）　総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　お答えいたします。

1点目の件でございますが、給与の6カ月延伸ということで6月のときに、たしかお答えしてあるんですが……。その数字は6カ月延伸――今年度の予算といたしましては8,600万ということで、これが6カ月延伸の総額であるというふうに一般会計ですがやりました。しかし、ここで補正を組んでないということ、それから、あるいはそれらの減額というものをどうしたか、ということでございますが、今回この12月補正で給与費3,461万円ばかり――これは94ページをお開き願いたいと思いますが、94ページで給与費の一番上の総括の欄のところ

で△で出ております3,４６１万、これでございますが、この数字を一応減額をいたしました。そうしますと5,１３９万円ばかり残りますが、これらにつきましては、御承知のように今後ベア改定5.７４が実施されるであろうというようなときでございますので、これらを含めまして、一応それに充てる、充当したいという見込みでいまおります。それで、現在5.７４が実施された場合、どのくらいの金額になるかと申しますと、総額 ── これは一般、特別会計合わせまして３億1,８００万ばかりの金額になる予定でおります。そうした中での対応の仕方を考えさせてもらいたいと思いまして、補正計上を見送ったわけでございます。

○副議長（米沢照男君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　２点目の土地関発基金利子の件でございますけれども、この件につきましては、昭和６０年度の監査委員の報告の中で ── ４９ページにございますけれども、土地開発基金の５９年度末の残高５億8,７９２万3,０００円ございます。このうち現金で運用している部分がもちろんあるわけでございます。その運用の利益が歳入で入ってきまして、その利子分をこの基金に、いわゆる繰り出しをするというものでございます。

以上でございます。

○副議長（米沢照男君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　まず給与のことですが、今回減額をされております3,４００万の減額の補正については、延伸による減額分が考慮されているというふうに解釈していいのかどうか、それをもう一度確認をいたします。いまおっしゃいましたように、６カ月昇給の延伸に伴う全職員の皆さんの減額分というのは、前にお聞きをいたしましたが9,５００万くらいになるということであります。そのうちに６０年度予算にかかわるものが、いまおっしゃいましたように8,６００万。あとは６１年度にまたがる分もあるようでありますが、今回ベアの改定も間もなく行われるでありましょうから、その財源といいますか、ベア分のことも考えて3,４００万の延伸に伴う給料の減額が行われた、というふうに解釈をしていいのかどうか、もう一度確認をいたします。

なお、給与費の明細の説明を見てみますと、増減額の理由という説明の欄に「職員の変動による増額」というのが多いように思うんですが、いまの御説明では昇給の延伸に伴うものだ、という御説で矛盾しないかどうか、確認をここでしておきたいと思います。

それから、繰出金。土地開発基金のうち現金で運用しておられるものの利子がここで入ったとのことだという御説明で、現金で運用されている基金は、５億程度のうち幾らくらいなのか、もう一度教えていただきたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　お答えいたします。

先ほど申し上げましたように、3,４６１万円というのは、この減額は給料の減額でございまして、給料の中で減額ということは、６月で申し上げました６カ月延伸の8,６００万を含めておりますので、そこから3,４６１万を減額いたしました。それで、その残り――先ほど申し上げました5,１３９万円というのが６カ月延伸分の残りというふうに御判断願いたいと思います。それが１点。

それから、説明欄で、これは「職員の変動による増減」ということになっております。総括の一番上のところで、職員数におきましては補正前が1,１１９で、現在この補正では1,１１８ということでマイナス１でございますが、この内訳は、その間に採用あるいは退職等がありまして、増減分で申しますと１２人の増加がありまして、さらに減員になりました――退職等したものが減員になってマイナス１という、結果的にはマイナス１ですが、その内容たるものそういうふうな増員が１２.減員が１３.というふうな形でございますので、この説明欄におきます「職員の変動による増額」ということは、このようなことで御理解を願いたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　収入役。

○収入役（加藤一郎君）　それでは２点目につきましてお答え申し上げます。

土地開発基金利子1,２００万円。これは当初予算におきまして1,５４５万1,０００円。これは元金、いわゆる４億2,２００万円――これは現金でございます。これが６０年度へ繰り越された額でございますけれども、これを当初見込みまして――ただいま申し上げた額を当初に見込んだわけでございますけれども、その後、土地の取得等特にございませんで、この現金を有効に活用といいますか、運用を行ったということでございまして、現在この見込みにおきまして2,７４５万1,０００円。これが私どもが見込みました利子の合計になるだろうということで、先ほど申し上げました1,５００万円をただいま申し上げた額から引きまして1,２００万円。これをここで補正をお願いするということでございます。なお、この歳入につきましては、４１ページの繰出金――これに見合う額が２９ページにございます。歳入です。これは基金条例に

よりまして、これは必ず歳入として掲げ、その同額を歳出として計上すると、こういうことになっております。そのような条例に基づきまして、ここに計上したわけでございます。

以上です。

○副議長（米沢照男君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　給与の関係なんですが、私いまの説明でよく――皆さんおわかりになるのかもわかりませんが、ちょっとよくわかりません。減員と増員、つまり職員数の変動があったということは、１２名と１３名ということで、その差１人というのはわかるんですが、8,６００万円のうちの3,４００万を今回の減額補正で削ったということになるわけですが、残り5,１００万円についてはどのように考えればいいのか。

それから、給料の職員の変動による増額というところを見ますと、これまた3,４００万で、その金額は、わずか1人の増減でこれだけの大きな額になるのかと思うんですが、これはどういうふうに考えればいいのでしょうか。もう一度お尋ねいたします。

それから、繰出金。土地開発基金の運用について、今回利子が入ってきたわけですが、それは大変いいことだと思います。どのような運用方法をおとりになったのか。いろいろいま証券会社、銀行等自治体の資金の活用ということでさまざまなＰＲがなされておりますが、どうした資金運用をなさったのか、その種類のようなものがおわかりになれば教えていただきたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　お答えいたします。

残りの5,１００万につきましては、いま申し上げましたように、今後出てきます議会にお願いする予定でおりまするベア関係、そうしたものも含めますので、先ほどベア関係――いままだ決まっておりませんが、5.７４という人事院勧告がございます。これを想定いたしますと、先ほど申しましたように3億というような大きなお金が必要になってまいります。そうした中での――言葉としては保留と言ってはちょっと失礼でございますが、そうしたものに充てていきたいというふうに思っております。それが1点。

それから、職員の変動。これは説明不十分でもございますが、確かにプラス・マイナスの増減においては1ということになりますが、年間で二度の大きな異動をやっております。といたしますと、同じ人でございますが、その人がほかの科目へ入りますと高い給料になる場合もあ

りますし、現在も４月１日の時点で給料をやっておりますから、たとえば失礼ですが２０万の方がほかの課へ移ったといった場合に、そのときに相手の方が１８万で本俸持っておられますと、２万という差が出てまいります。そうした細かい数字も出てまいります。異動によりまする変動というのは、ただ人の数だけではありませんので、それらの給与の変動が出てまいりますので、御了承願いたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　収入役。

○収入役（加藤一郎君）　資金の活用どんな方法でやっておられるか、ということでございますけれども、土地開発基金の場合は譲渡性預金、いわゆるＣＤという方法で行っております。御承知のとおり金融の自由化といいますか、こういうような中で最近の短期の金利、こういったものが上昇しております。先ほどの当初予算よりも多くなったという理由は、そういう金利の上昇、こういうようなことに関係しているわけでございます。

○副議長（米沢照男君）　簏野行雄君。

○１０番（簏野行雄君）　８ページの市税についてですが、市民税のうちの法人税。先ほどの部長の説明によると、何か法人税法の規定によって、当初予定されたほどの減額はことしは免れたと。こういうことで９億5,５２０万の増額補正をしたんだということで、いまちょっとその辺の、どういう規定によってこういうふうになったのかということを説明願いたい。これがまず第１点ということ。

計算等が、ほぼほかの条件が同じだったら、これはことし限りの規定だということで、先ほども、来年度は相当な減額になるんだということですが、他の条件が同じだったら来年度はどのくらいの減額になるんであろうか。その辺がわかりましたら説明願いたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　市民部長。

○市民部長（佐藤智春君）　それではただいまの御質問に対しまして私の方から御説明をいたします。

企画財政部長の説明のとおりでございまして、今回の市民税の法人税９億5,５２０万円の補正でございます。内容といたしましては、この補正額のほとんどが、先ほど申し上げました市内企業の１社の分がほとんどでございます。それで、法律の内容ということでございますけれども、これは、地方税法の３２１条の１３というところに規定がございまして、いわゆる二つ以上の市町村において事務所または事業所を有する法人の市町村税の申告という内容がござい

ます。これは、簡単にこの内容を申し上げますと、事業の１年間の期間中を通じて、かつ各月末現在の従業員の数に著しい変動、要するに最も多い月と最も少ない月、このときの従業員の数が倍以上になったときのことを云々ということなんです。ということで、今回の場合には従業員の数が倍以上になった、こういうときには１年間の月末の従業員の平均値を出せ、こういう規定になっておるわけです。ですから、仮に1,０００人のところが５００人でしたら半分ですけれども、５００人以下になったときには毎月、月末の従業員の数の平均で計算せよ、こういう規定がございます。たまたま幸いにいたしまして半分以下になったということで、ことしの場合には率直な話申し上げますと、月末の平均が６２７名ということでございますので、半数以下になりましたけれども、必ずしも半数以下の人数で計算するということではございませんので、これだけ収入があったということの、内容でございます。

それで、来年度につきましては、どうかということでございますけれども、来年度につきましては、恐らくこの半数以下という差が大きくなるということはまず考えられないだろうということで、実数の数でいくということが考えられますので、そういうことになった場合には、今年度より６億から７億くらい減収になってくるだろう、とこのように私どもは見込んでおります。

以上でございます。

○副議長（米沢照男君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第８９号、昭和６０年度日野市一般会計補正予算（第３号）の件は、歳入全般及び歳出のうち議会費、総務費、公債費、諸支出金、第二表債務負担行為補正を総務委員会へ、歳出のうち民生費、衛生費、労働費、消防費を厚生委員会へ、歳出のうち農業費、土木費を建設委員会へ、歳出のうち教育費を文教委員会へそれぞれ付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（米沢照男君）　御異議ないものと認め、それぞれの委員会へ付託いたします。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（米沢照男君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前１１時３５分休憩

午後　１時　５分再開

○副議長（米沢照男君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第９０号、昭和６０年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第９０号、昭和６０年度日野市国民健康保険特別会計補正予算第２号について提案理由を申し上げます。

本議案は、昭和６０年度日野市国民健康保険特別会計補正予算第２号であります。補正額は、歳入歳出それぞれ３８８万4,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を３０億4,６６６万1,０００円とするものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○副議長（米沢照男君）　関係部長から詳細説明を求めます。市民部長。

○市民部長（佐藤智春君）　それでは議案第９０号、国民健康保険特別会計補正予算第２号につきまして御説明申し上げます。

今回の補正は、ただいま提案の理由にもございましたように歳入歳出ともそれぞれ３８８万4,０００円お願いするものでございます。恐縮でございますけれども、特別会計の予算説明書の６、７ページをお開きいただきたいと存じます。

まず歳入でございます。国庫支出金の財政調整交付金4,６４０万円の減でございますけれども、これは、御承知のとおり退職者の医療制度の実施に伴いまして、国庫補助率の引き下げが行われました関係で、減額となっておるわけでございます。

次のページの都の補助金でございますが、これも都の算定基準に基づきまして調整された額の補助でございまして、6,３１４万4,０００円の減額となっております。なお、本年度の補助といたしましては、東京都といたしましては前年度の実績の７０％の補助ということでございます。

次の繰入金の関係でございますけれども、これは財源不足分の補てんを、一般会計から9,452万

5,000円国保会計といたしましてはお願いしたい、というものでございます。次の１２、１３ページにつきましては、５９年度からの繰越金の残額を今回計上させていただいた、というものでございます。

次に１４、１５ページの歳出でございます。まず総務費の一般管理費委託料の６５万4,000円につきましては、実態調査あるいは基礎調査の資料といたしまして、退職者の被保険者年齢別のリスト等の打ち出しを行いたい、というものでございます。

次の運営協議会費の報酬でございますけれども、これは、条例改正に伴いましての協議会委員の報酬の不足分を計上させていただいたものでございます。

次ページの保険給付費の負担金、補助及び交付金の３００万円でございますけれども、これは、一般被保険者の療養費が実績により不足をしてまいりましたので、補正を今回お願いするというものでございます。

次の高額療養費でございますけれども、退職者分に不足を生じてまいりました。一般分につきましては、余裕があるような感じがいたしますので、今回項内での組みかえをお願いしたいというものでございます。

次の疾病予防費の報償費でございますけれども、健康家庭への記念品代の追加分不足してまいりましたので、２万円でございますけれどもお願いをいたしたい。

それから、需用費、役務費の補正につきましては、ともに被保険者に対する医療費の通知を行う費用でございまして、当初6,000世帯を予定いたしましたけれども、今回全世帯を対象といたしますので、その不足分の計上をさせていただいた、という内容でございます。

以上でございます。よろしくお願いを申し上げます。

○副議長（米沢照男君）　これより質疑に入ります。旗野行雄君。

○１０番（旗野行雄君）　２点ばかりお伺いしたいと思います。

まず、最近の新聞報道なんですが、医療費の伸びということです。報道によりますと、被用者保険については、相当医療費の抑制の効果があって減ってきた。昨年の１０月に健康保険法の改正があったわけですが、それ以後の１１カ月をとってみますと、平均で前年比で3.3％減っているという数字が出ております。また、本人に限って言えば、約１０％医療費が減っているそうであります。これに対して国保の医療費が急激に伸びているということが問題視されております。平均で約１０％、３月から８月までをとってみますと伸びているそうであります。日野市の国保関係で医療費の伸びはどうなっているかわかりましたらお知らせ願いたい、これ

がまず第１点であります。

次に、一般会計からの繰入金が補正後３億９,０００万という数字になっております。５９年度の決算を見てみますと、１億９,６００万ですから、約繰入金が倍になっているわけです。この辺が問題かと思います。ということは、国保の加入者が低所得者が多いということで、いわば福祉費とも言えないことはないわけです。そういう論拠から言えば、それはそれなりの理由はあるわけですが、市民で全部が国保の加入者じゃもちろんないわけです。その率は私はよく数字的にわかりませんけれども、被用者保険の加入者が相当いるわけで、それとの行政の公平ということもあるわけです。果たして一般財源からの繰入金が、こんなに多くていいのかという問題も当然言われていいわけだと思います。その辺のバランスですね。将来この繰入金を減らすには、これは当然国保の保険税を上げるより仕方がないわけです、医療費が減らない以上。また、多少今年度に限っていえば、退職者医療制度の見込み違いということはありますけれども、長期的に言えば、そういうことになると思います。その辺、基本的に市長どう考えていられるか、この２点を質問いたします。

○副議長（米沢照男君）　市民部長。

○市民部長（佐藤智春君）　それじゃあ私から御説明を申し上げます。お答えいたします。

確かに医療費の伸び、一般的には９％ですか、８％から９％くらいということで言われておりますけれども、日野市の場合には、今回の行政報告にも昨年度との比較の医療費の伸びが出ております。たとえば一般の医療費につきましては3.7、老健につきましては昨年と比較しまして5.2と、どうも日野の場合には老健の方が少し若干多いような気がいたします。そんなようなことで、医療費につきましては、やはり７％から８％常に伸びていくような感じでございます。

それから、おっしゃるように今回退職者の医療制度というものが昨年の１０月に導入されまして、補助金の関係 ── 国庫の補助金が医療費ベースから給付費ベースに切りかわった、いわゆる補助金の仕組みが変わってきたというようなことで、いわゆる国保財政が非常に切迫してきているということは各市共通の悩みでございます。そんなことで、一般会計からの補助金を今回もお願いするわけでございますけれども、議員さんのおっしゃいますように、一般会計からの補助金をただいただいていりゃあいいのか、ということになりますと、私ども事務当局と

いたしましても、その辺は慎重に考えていかなきゃならないだろうと、このように考えております。

それから、ちなみに申し上げますと、国の関係で退職者のいわゆる加入率の見込み違いということでございますけれども、国の場合には、約６５％の加入しかなかった、というようなことを言われております。当市におきましては、比較的見積もりがよかったせいでございましょうか、わりと８５から９０％くらいの加入率が当初の考えからあった、というように私どもは聞いております。そんなことで、国と比較いたしますと、日野市の場合には比較的退職者の関係につきましては、そう大きな狂いはなかったんだろう、とこのように考えております。

お答えになりますかどうか、私の方からは以上でございます。

○副議長（米沢照男君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　特別会計になっております国保の財政環境と申しましょうか、国の負担も後退をする。それから、見込み違いもあったというふうなことで、確かにバランスから言いますと、少し変状を来しているというふうな認識でおります。いずれ小刻みにせよ、何らかの是正措置は必要だ、とこのように考えております。

○副議長（米沢照男君）　石坂勝雄君。

○２８番（石坂勝雄君）　いま関連のような感じがするんですが、一言だけ聞きたいと思うんですが……。いまの市長の答弁なんですが、国が、いわゆる国保に対する国庫負担というのを殺減をしたという。また一面、近々の報道によると、これ以上国保を受益者の負担を余り過重にするということは、国保の財政等のことを考えても問題があるんではなかろうか、というようなことも多少出ている中で、いわゆる根本となすものは、いわゆる保険税を増加をしていって賄うのが筋なのか、さもなくば、財源さえ許すんなら、いわゆる篠野議員もおっしゃられたように、国保には全部を私、何て言うか、層が弱いということは申し上げませんが、そういう層の多い、いわゆるバラエティーに富んでいるというか、そういう層の多い人が国保に加入されている立場から見れば、どの辺のところまでが、いわゆる一般財源から繰り入れていくことがどうなのか、ということを、長期の展望に立ってお立てになるべき時期に来ているんではなかろうかとこう思うんですが、恐らく率直に言えば保険税との兼ね合いの問題になると思うんですが、そういう指導なり何か方針があったらひとつお答え願いたい、とこう思うんです。

○副議長（米沢照男君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　国保の財政環境ということでちょっと考えを触れたわけでございますが、当市の場合、これまで過去数年間は被保険者１人に対し5,０００円程度が妥当だろう、とこういった考え方を持っておりましたが、その事情がずいぶん変わってまいっております。それから、他市との比較も一つの参考になると思っておるわけでございますが、とりわけわが市の場合は、最高限度額がかなり低くなっておりますので、これらの点の是正を要するということは、東京都の当局からも多少のペナルティー的な手段も込めて指導を受けておる、とこういうことがございます。

○副議長（米沢照男君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第９０号、昭和６０年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）の件は、厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（米沢照男君）　御異議ないものと認め、厚生委員会に付託いたします。

これより議案第９１号、昭和６０年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第２号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第９１号、昭和６０年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算第２号について提案の理由を申し上げます。

本議案は、昭和６０年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算第２号であります。補正額は、歳入歳出それぞれ7億8,４９５万6,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を２０億1,２４８万5,０００円とするものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○副議長（米沢照男君）　関係部長から詳細説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　それでは私から議案第９１号の昭和６０年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算第２号につきまして詳細を御説明を申し上げます。事項別説明書に基づきまして御説明をいたしたいと思います。

今回の補正額は、ただいま提案がございましたように、歳入歳出とも７億8,495万6,000円でございます。

３０、３１ページをお開きいただきたいと思います。まず歳入関係でございますが、国庫負担金でございます。万願寺区画整理事業の中の１・３・１号線の建設省からの公共施設管理者負担金といたしまして、当初予算計上いたしました額は２億であったわけですが、これが最終的に５億に増額をされてきたものでございます。この負担金は、用地相当分として管理者が負担するものでございまして、今回のこの５億に対します面積は4,966.82平米が該当をいたします。

次は３２、３３ページでございます。繰入金でございますが、まことに恐縮でございますけれども、一般会計の説明欄の上の欄、一般会計の繰入金のところで補正後・補正前の数字にミスがございますので、御訂正をお願いしたいと思います。すでに配付してございますが、補正後の数字でございますが、これを７億8,800万1,000円でございます。次の補正前でございますが、１億8,915万円に御訂正をお願いしたいと思います。

この繰入金は、一般会計からの区画整理事業に充てます事業費としての繰入金でございます。

次が３４、３５ページでございます。これは、前年度からの繰越金でございます。

次が３６、３７ページでございますが、諸収入のうちの保留地処分金でございます。万願寺区画整理事業につきましては、事業が進捗いたしまして保留地の処分ができる状況が一部できてまいりました。したがいまして、今年度当初に事業費に充てるために一部の保留地を売却する予定でございましたが、先ほど申し上げました国の負担金、あるいは東京都、国の補助金が大幅に増額されてまいりましたので、今年度は保留地の処分を行わず、次年度以降に回すためにここで減額をいたすものでございます。

次が３８、３９ページの歳出に入らせていただきます。

まず一般管理費の委託料でございますが、これは、高幡、豊田南の区画整理事業、来年度認可を取るための測量あるいは調査を、新都市建設公社に委託いたすものでございます。

次の２の用地取得費でございますが、高幡の土地区画整理事業の事業用地に充てるために、

ここに記載してありますように3,７７８平米をすでに開発公社において買収をしておりますものを、事業用地として事業費で買い入れるものでございます。当初予算では５０８平米を計上してございましたが、3,７７８平米を加えまして合計で4,２８６平米を年度内で買収いたすものでございます。

次が神明上でございますが、特に拝説明はございません。

４２、４３ページをお開きいただきたいと思います。万願寺の区画整理事業の中の３の事業費でございます。

１３の委託料は、これは万願寺の区画整理事業の中の工事を１工事追加いたすものでございまして、上田樋管の上流の水路の設置を行うものでございます。新都市建設公社の方に委託をして実施をいたします。

１５の工事請負費でございますが、これは減になっておりますが、安養寺の付近の区画街路１４号工事が、家屋移転がややおくれたために、来年度にこの工事を回すということで、この費用を落としたものでございます。

以上説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○副議長（米沢照男君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第９１号、昭和６０年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第２号）の件は、建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありません。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（米沢照男君）　御異議ないものと認め、建設委員会に付託いたします。

これより議案第９２号、昭和６０年度日野市総合病院事業会計補正予算（第３号）、議案第９３号、昭和６０年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第２号）の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（米沢照男君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第９２号、昭和６０年度日野市立総合病院事業会計補正予算第３号について提案の理由を申し上げます。

本議案は、昭和６０年度日野市立総合病院事業会計補正予算第３号であります。補正予算額は収益的収入及び支出それぞれ1,１４０万円を追加し、収益的収支及び資本的収支の予定額を２３億2,７６４万2,０００円とするものであります。

次いで議案第９３号、昭和60年度日野市受託水道事業特別会計補正予算第２号について提案理由を申し上げます。

本議案は、昭和６０年度日野市受託水道事業特別会計補正予算第２号であります。補正額は、歳入歳出それぞれ１億1,４７２万7,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を１２億3,６７５万2,０００円とするものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○副議長（米沢照男君）　関係部長から詳細説明を求めます。病院事務長。

○病院事務長（大貫松雄君）　まず御説明に入る前に、大変恐縮でございますけれども予算書の５４ページ総括の中の区分の「堪定」という字を、「勘定」というふうに、これは御訂正をお願いしたいと思います。申しわけございません。

それでは議案第９２号の、昭和６０年度日野市総合病院事業会計補正予算の第３号の御説明をいたします。それでは予算書の５２、５３ページをお開き願います。

収益的収入及び支出のうち、まず収入でございますけれども、２項の医業外収益の中の預金利息３３０万でございます。それから、その３目の都補助金の８１０万でございますけれども、これは、１ベットに対して昨年まで６０万の都の補助でございました。それが、６０年度５万円、１床当たり増額になりましたので、５万円の１６２床分。昨年６０万だったのが６５万円になったわけです。そういうことで１床当たり５万円の増額でございますので、１６２床分８１０万円の補正をお願いするものでございます。

それから、支出でございます。６月の議会に定数の改定をお願いいたしまして、医師の３名分をここでお願いをするものでございます。現在医師が２３名おります。それから、それに伴って常勤医師が増員になりましたので、賃金の中の医師給３０４万円の減でございますけれど

も、これはパート医師にいままで支払っていたものでございますけれども、常勤医師が増員になりましたので、これを減額するものでございます。

それから、一番下段の報酬でございますけれども、委員報酬の中で病院運営委員報酬、これが7,０００円のものが7,７００円ということで改定になりました。そういうことで９人分の３回ということでお願いをするものでございます。

以上御説明を終わりにいたします。

○副議長（米沢照男君）　水道部長。

○水道部長（永原照雄君）　議案第９３号、昭和６０年度日野市受託水道事業特別会計第２号の補正について御説明申し上げます。総額につきましては市長から御提案のときに説明がございましたように、６０ページをお開き願いたいと思うわけでございますけれども、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ１億1,４７２万7,０００円を追加いたしまして、歳入歳出の予算総額を１２億3,６７５万2,０００円にいたすものでございます。

まず歳入でございますが、６４、６５ページをお開き願いたいと思います。歳入総額が１億1,４７２万7,０００円で、このうち都からの委託金は１億1,３４９万1,０００円でございます。

諸収入でございますが、これは６６、６７ページをお願いしたいと思います。１２３万6,０００円の追加でございますが、これは説明にもございますように諸収入でございまして、下水道の使用料の徴集事務の委託金でございまして、昭和５９年の決算の結果――都の決算でございますけれども、１２３万6,０００円の不足を生じましたので、これを補正を願うものでございます。

次に歳出でございますが６８、６９ページをお開き願いたいと思います。目の配水費でございますが、１億４３７万2,０００円の追加でございます。

職員手当等１２５万8,０００円でございますが、これは制度なんかの改正がございましたので、追加をお願いするものでございます。

次に、委託料の２２３万5,０００円でございますが、これは、都道の漏水が多く発生したこと。それと、都道改修に伴う私どもで専用さしていただいております空気弁、制水弁等の渠――「渠」といって箱がございます。あれの調整が必要になってまいりましたので、増加をお願いするものでございます。

主なものといたしましては工事請負費でございます。１億８７万9,０００円の追加でござい

まして、その内訳は道路関係といたしまして2,８３６万7,０００円。それから、下水関連といたしましては3,８４７万7,０００円。それから、区画整理事業関連といたしまして７９３万円。それと、管種が――多摩平の中が主でございますけれども、管種変更工事2,５１０万円の請負工事の追加の主な内訳でございます。

次に目３の給水費でございますが、1,４４８万5,０００円の減額でございます。この理由は、メーターをいままではすべて購入いたしておりましたけれども、修理をして使うということでございまして、引き揚げてまいりましたところが約1,２００個近いものが修理をしても使えないという状況でございまして、そのような理由で減額するものでございます。

目４の受託事業費でございますが、委託料、これも同じく都道における漏水が非常に多うございまして、１２万5,０００円の追加をお願いするものでございます。

目５の業務費でございますが、３８５万8,０００円の追加でございます。これは役務費が８４万9,０００円。これは郵送料等が主なものでございます。それから、手数料４２万4,000円の追加でございまして、これは、口座の振り替えの件数がだんだん上回ってまいりました。その関係で追加をお願いするものでございます。それから、保険料でございますが7万5,000円、これは自動車の強制保険の改定がございましたので、それに伴って追加をお願いするものでございます。

それから、委託料の３００万9,０００円の追加でございますが、これは、検針の件数が増加いたしましたので、これに対処するために委託検針の費用でございます。これは委託したいと思っております。

次に７０、７１ページをお開き願いたいと思います。目１の水道改良費は、2,075万4,000円の追加でございます。説明にもありましたように、前説明いたしたことがございますが、多摩平のポンプ室並びに庁舎が老朽化いたしましたので、これの改造をいたす。正式の名称を多摩平浄水場改造工事というぐあいに申しております。これに対しましての実施設計の費用でございます。1,３２０万お願いするものでございます。

それから、備品購入でございますが、修理が不可能であったということもございまして、ここで改めて購入しなければなりません。それの費用が７５５万4,０００円でございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いします。

○副議長（米沢照男君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって終結いた

します。

本２件について御意見があれば承ります。なければこれをもって終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第９２号、昭和６０年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第３号）、議案第９３号、昭和６０年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第２号）の件は、厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（米沢照男君）　御異議ないものと認め、厚生委員会に付託いたします。

これより議案第９４号、昭和６０年度日野市農業共済事業特別会計補正予算（第１号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第９４号、昭和６０年度日野市農業共済事業特別会計補正予算第１号について提案理由を申し上げます。

本議案は、昭和６０年度日野市農業共済事業特別会計補正予算第１号であります。補正予定額は、収益的収入及び支出それぞれ１４万5,０００円を追加し、収益的収入及び支出の総額を2,４８４万5,０００円とするものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○副議長（米沢照男君）　関係部長から詳細説明を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　議案第９４号、昭和６０年度日野市農業共済事業特別会計補正予算第１号について御説明を申し上げます。

恐れ入ります。８０、８１ページをお開き願いたいと思います。今回お願いいたします補正の理由は、農作物共済勘定、園芸施設共済勘定ともに、この後に出てまいります１０３号の無事戻しをするための財源確保の予算措置でございます。

８０ページの農作物共済勘定につきましては、上欄の収入、下段の収出それぞれ１４万3,０００円の補正をお願いするものでございます。

園芸施設共済勘定につきましては、８１ページにございますように、収入支出ともに2,０００円の補正をお願いするものでございます。

いずれも資本勘定から事業勘定への戻し入れでございまして、一般会計とのかかわりはございません。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○副議長（米沢照男君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第９４号、昭和６０年度日野市農業共済事業特別会計補正予算（第１号）の件は、建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（米沢照男君）　御異議ないものと認め、建設委員会に付託いたします。

これより議案第９５号、昭和６０年度日野市老人保健特別会計補正予算（第２号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第９５号、昭和６０年度日野市老人保健特別会計補正予算第２号について提案理由を申し上げます。

本議案は、昭和６０年度日野市老人保健特別会計補正予算第２号であります。補正額は、歳入歳出それぞれ９７７万5,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を２８億7,４５９万7,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○副議長（米沢照男君）　関係部長から詳細説明を求めます。福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　それでは昭和６０年度日野市老人保健特別会計補正予算第２号について御説明申し上げます。

今回の補正予算についてでございますけれども、昭和６０年３月から７月までの実績が出ておりますので、その実績に沿った補正を今回いたすという内容のものでございます。まず発生主義に基づいての予算計上しておりますので、歳出から御説明申し上げたいと思います。

９８、９９ページをお開き願いたいと思います。今回の補正の中身は１款１項２目の医療費

支給費、これは、現金給付をする内容のものでございますけれども、これは、現金給付をする内容のものでございますけれども、これの医療費を5,040万減額するということでございます。これにつきましては、昭和60年4月から10月の平均876万円の12カ月分を積算いたしまして1億512万円と計上いたしました。その当初予算との差をこの際5,040万減額するという内容でございます。

また、3目の審査支払手数料につきましてでございますけれども、これにつきましては60年4月1日に支払手数料の単価が増額いたしました。それぞれ国保が1件72円10銭から75円70銭、社保が7.4円70銭から78円30銭、国鉄分が72円10銭から75円70銭とそれぞれ単価アップしてありましたので、それに伴う増額のお願いでございます。36万1,000円の補正をお願いするものでございます。

また、2款2項1目の一般会計繰出金でございますけれども、これにつきましては、一般会計繰出金を5,981万4,000円ということでお願いをするものでございます。これは、一般会計への繰出金の中身といたしましては、国庫からの59年度の精算が337万132円、都からの59年度精算分が84万3,032円、また、59年度決算で繰越額として確定いたしましたものが5,560万1,020円、合計いたしましてこの金額になるということでございます。

次に歳入について御説明申し上げます。

歳入につきましては、まず88ページ、89ページをお開き願いたいと思います。医療費交付金でございますが、これは基金から来るものでございます。基金の60年度分の医療費として積算されたものが、今回18億3,803万7,000円ということでございますので、補正前との差額1億6,031万7,000円を減額するものでございます。

また、2目の審査支払手数料の交付金でございますが、これも、先ほど申し上げました単価アップの内容を補正するということでございます。それぞれ国保、社保、国鉄分を計上したものでございます。

また、90ページ、91ページの国庫支出金のうち医療費負担金でございますが、1節の現年度分といたしましては、60年の3月から7月までの実績に基づきまして、今回はじき出しました5億2,222万2,000円と、当初予算額との差額を今回補正をいたしまして、4,873万6,000円を減額いたすものでございます。また、過年度分といたしましても、ここに差額を計上いたしまして336万9,000円の増を、お願いするものでございます。

また、９２、９３ページの民生費の都負担金でございますけれども、これは、先ほどの医療費の５％分をここに計上いたします関係上、当初予算との差額1,０８６万5,０００円を減額する、という内容でございます。また、過年度分といたしましては、８４万2,０００円の増額をお願いをするという内容でございます。

９４、９５ページには一般会計からの繰入金をお願いをするものでございますが、総体的に１億7,１２３万6,０００円をお願いをする、という内容でございます。

９６、９７ページの繰越金でございますが、これにつきましては、前年度の繰越金が5,560万1,０００円と確定いたしましたので、補正前の額１７１万6,０００円との差額5,３８８万5,０００円をこの際増額をお願いするという内容になっております。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○副議長（米沢照男君）　これより質疑に入ります。簏野行雄君。

○１０番（簏野行雄君）　ちょっとお伺いしたいんですけれども、国保のところでも聞いたんですけれども、一般会計の繰入金が当初予算が１億4,３００万、補正が１億7,１００万ですか、補正額の方が多いんです。組み方としてはずいぶんおかしなような感じがしますが、何が原因でこういうことになるんだか教えてもらいたいんですが。

○副議長（米沢照男君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　この問題につきましては、歳出との差額をここに計上しているものでございますから、若干この点では実質的にはふえておりますけれども、その中身といたしましては、かなりの額が、先ほど御説明しましたように１００ページ、１０１ページに一般会計の繰出金の中には国庫の立てかえ分、あるいは東京都の立てかえ分というようなものもかなり出てきておりますので、この分が後ほどまた６１年度の際には入ってくる、とこういうことでの差し引き勘定もあろうかと思うんです。実際には、３億というような額をさらに下回ってくる、ということになろうかと思っております。

○副議長（米沢照男君）　簏野行雄君。

○１０番（簏野行雄君）　もちろん部長の言われるように、これは歳入と歳出の差額が一般会計の繰り入れというのは、これはあたりまえの話なんです。だから、どうしてその差額が出たかということなんです。

○副議長（米沢照男君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　現実の市からの持ち出し分が、これは確かに御指摘のように老健法の仕組みでございますように、総医療費の５％分が大体一般会計からの持ち出し、とこういうような仕組みになっておりますけれども、実際には運用上ではやはり基金なり、あるいは国なり東京都なりが、年度のいまごろにおいては、それぞれの見通しの中での医療費の積算をして、私どもの方に支出してまいります。その額の差額というのは、若干やはり市の当初現実に立てました数字よりも下回った額が現実には積算されてくる。こういうようなものもありますので、現実に市の一時的な立てかえ分というようなものは、若干当初見込みました額よりもふえてくる。こういうのが現実ではないかというぐあいに考えております。

○副議長（米沢照男君）　旗野行雄君。

○１０番（旗野行雄君）　いま、立てかえ分という言葉が出ましたが、そうすると最終的な５９年度の決算見ますと、１億7,８００万となっているわけです。そうしますと、最終的には相当数字が動くであろうということが言えるわけですか。

○副議長（米沢照男君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　御案内のとおり、そのように承知しております。

○副議長（米沢照男君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第９５号、昭和６０年度日野市老人保健特別会計補正予算（第２号）の件は、厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（米沢照男君）　御異議ないものと認め、厚生委員会に付託いたします。

これより議案第９６号、昭和６０年度日野市仲田緑地用地特別会計補正予算（第１号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第９６号、昭和６０年度日野市仲田緑地用地特別会計補

正予算第１号について提案理由を申し上げます。

本議案は、昭和６０年度日野市仲田緑地用地特別会計補正予算第１号であります。

本補正予算は、預金利子の９万円を追加補正するもので、歳入歳出予算の総額を7億2,３２１万8,０００円とするものであります。

詳細につさましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○副議長（米沢照男君）　関係部長から詳細説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　それでは議案第９６号、昭和６０年度日野市仲田緑地用特別会計補正予算（第１号）につきまして御説明を申し上げます。

ただいま御提案がございましたとおり、今回の補正額は歳入歳出とも９万円でございます。この９万円は預金利子でございまして、仲田緑地の用地を買収するに当たりまして、起債を起こしたわけでございます。この起債の償還に当たりまして、３日間の預金利子分が発生したものでございまして、予算明細書の１０９ページにもございますように、歳入で預金利子を受け入れ、次の歳出で一般会計の方に繰り出すものでございます。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○副議長（米沢照男君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第９６号、昭和６０年度日野市仲田緑地用地特別会計正予算（第1号）の件は、建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（米沢照男君）　御異議ないものと認め、建設委員会に付託いたします。

これより議案第９７号、市道路線の廃止、議案第９８号、市道路線の認定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（米沢照男君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第９７号、市道路線の廃止について提案の理由を申し上げます。

本議案は、市道下河原線の現況が廃滅し、公共の用に供されていたいため、道路法第１０条第3項の規定に基づき廃止するものであります。

議案第９８号、市道路線の認定について提案の理由を申し上げます。

本議案は、落川２９号線ほか3路線を道路法第８条第２項の規定に基づき、新たに市道に認定するものであります。

以上の2議案につきまして担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○副議長（米沢照男君）　関係部長から詳細説明を求めます。建設部長。

○建設部長（伊藤正吉君）　議案第９７号の内容につきまして御説明申し上げます。

いま提案理由にもございましたように、この下河原線を廃止するわけでございますけれども、２ページに議案の説明図がございます。そこにございます凡例にございますように、四角に囲った中で点線のところでございますが、これが、現状が廃滅しておりまして、今回道路の廃止をお願いするものでございます。

次に、議案第９８号でございますけれども、市道路線の認定でございます。まず1番の落川２９号線でございますが、これは、説明図の1ページにございますように、落川の１５２７番地の6から１４６７番地の間の市道の路線の認定でございます。

それから、2、3、4につきましては、いずれも自転車歩行者専用道路の認定をお願いするものでございます。

まず整理番号の2でございますけれども、これにつきましては3ページに説明図がかいてございますけれども、浅川の新井橋のたもとから落川の堤防の終わりまでと。

それから、次に専用道路の5号線でございますけれども、これは、4ページにかいてございますけれども、一番橋から平山橋に至る道路でございます。

それから、4番の多摩川自転車歩行者専用道路1号線でございますけれども、それは説明図が5ページに詳細にかいてございます。多摩市の行政界から程久保川の放流口まで、いずれも市道路線で認定をお願いするものでございます。

よろしく御審議をいただきたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　　これより質疑に入ります。馬場繁夫君。

○7番（馬場繁夫君）　　ちょっと1点お聞きいたします。

浅川自転車歩行者専用道路の5号線でございますけれども、これは一番橋から平山橋に至るまでの件でございますけれども、特にこの分につきましては一般の住宅が数軒ありまして、建設省より占用許可を受けまして、一部この道路を利用しているところでございますけれども、今度市道といたしまして、自転車歩行者専用道路という形で認定された場合は、この取り扱いについてはどのような形になるのか、それについての御説明をよろしくお願いします。

○副議長（米沢照男君）　　建設部長。

○建設部長（伊藤正吉君）　　御質問にお答えしたいと思います。浅川自転車歩行者専用道路の5号線の件でございますけれども、これは認定をお願いしております。現在は途中まで一応市道の形でやっているわけでございますけれども、それとの絡みにつきましては、並行してこれが運用できるということでございます。

以上です。

○副議長（米沢照男君）　　馬場繁夫君。

○7番（馬場繁夫君）　　いまの答弁ですと、並行して利用できるということは、いままでどおりに居住者がその線を利用することに差し支えないということであるわけですね。現在この浅川の左岸の道路につきまして、特に季節によりましては、浅川に利用される方が車で参りまして、この部分に車を駐車して浅川で川遊びをするということで、地域の方が自動車を移動する場合、なかなかそこで道路幅というか、土手の部分が狭い関係がありまして歩行が非常にむずかしいということもありまして、時には非常にけんか的な部分もあると伺っておりますので、市道としての認定をされた以上は、基本的には自転車並びに歩行者ということが優先される部分がありますので、居住者は当然いままで現状どおりに利用させていただく中で、ほかの方が利用するについては、何らかの基準になり、また、御遠慮をしていただくような趣旨の標識なり、また、その旨を明確にしていただければ、非常に今後とも地域　方としてはありがたいということでありますので、この辺を特段の御配慮のほどをひとつよろしくお願いいたします。

○副議長（米沢照男君）　　建設部長。

○建設部長（伊藤正吉君）　　御質問の御趣旨をよく体しまして、これについての対応をしていきたいと考えます。

○副議長（米沢照男君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本２件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第９７号、市道路線の廃止、議案第９８号、市道路線のの認定の件は、建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（米沢照男君）　御異議ないものと認め、建設委員会に付託いたします。

これより議案第９９号、日野市立日野第二中学校給食室建築工事請負契約の締結、議案第１００号、日野市立日野第二中学校給食室給排水衛生空気調和設備工事請負契約の締結の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

○副議長（米沢照男君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第９９号、日野市立日野第二中学校給食室建築工事請負契約の締結について提案の理由を申し上げます。

本議案は、日野市立日野第二中学校給食室建築工事の請負契約を締結するもので、地方自治法第９６条第１項第５号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により提案をするものであります。入札の結果、２億5,２００万円で大木・桜建設共同体が落札いたしました。

なお議案第１００号、日野市立日野第二中学校給食室給排水衛生空気調和設備工事請負契約の締結について提案の理由を申し上げます。

本議案は、日野市立日野第二中学校給食室給排水衛生空気調和設備工事の請負契約を締結するもので、地方自治法第９６条第１項第５号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により提案するものであります。入札の結果、１億3,９５０万円で八重洲工業株式会社が落札いたしております。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○副議長（米沢照男君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　御説明申し上げます。

最初の議案第９９号、日野市立日野第二学校給食室建築工事請負契約締結につきまして、この工事は給食棟を建設するもので、その後に図面も出ておりますが、鉄筋コンクリートづくりの３階建て一部鉄骨造でございます。既存の校舎の一部を改修、さらに、既存の一部の校舎を改修するものでございます。

工事概要につきましては３ページに出ております。そのようなものでございます。敷地面積、それから、建築面積、総タートルいたしまして延べ1,０８３,６９２平米でございます。１階部分が調理室、休憩室、配膳室、ボイラー室。２階部分に食堂を持ってまいりました。そして、便所、機械室。３階部分は配膳室というふうな構造でございます。

この契約につきましては、過日、共同企業体方式をとりまして、１０月２８日に指名委員会、１０月３０日に業者への予備指名の連絡をいたしまして、１０月３０日、予備指名の説明会を持ちました。そして、１１月７日、８建設共同企業体の提出がありまして、これに基づきまして１１月１３日現場説明を行い、１１月２６日入札の結果、提案のとおり大木・桜建設共同企業体が２億5,２００万円で落札した経過でございます。落札につきましては、２ページに出ておりますので御参照願います。

以上、簡単ですが御説明にかえさせていただきます。

続きまして議案第１００号でございます。日野市立日野第二中学校給食室給排水衛生空気調和設備工事請負契約の締結でございます。これにつきましては、次の３ページに工事概要が出ておりますように、給排水設備の工事でございます。給水設備、排水設備、消火栓設備、ガス設備、空気調和設備、それから、既存校舎の一部改修というものでございます。

これらの契約につきましても、同じ――業者指名につきましては１０月２８日の業者指名委員会を開きまして、１０社を指名決定いたし、１１月２６日入札を執行いたしたわけでございます。入札につきましては２ページに入札の結果が出ております。そのような結果でございます。そして、ここで表題のとおり契約の相手方、東京都立川市柴崎町二丁目２５番地の３の八重洲工業株式会社が落札をいたしましたので、ここに締結を上程したわけでございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○副議長（米沢照男君）　これより質疑に入ります。馬場弘融君。

○８番（馬場弘融君）　給食室の建築の関係をお伺いいたします。図面を見ますと食堂方式といいますか、食堂部分が2階にあるわけですが、どの程度の生徒が一遍に食事をできる広さなのか、ということを教えてもらいたい。たとえば3年生だけが利用するとか、その辺の利用の方法なんかどのようになっているのか、ということも含めて教えていただきたいと思います。

以上です。

○副議長（米沢照男君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　お答えいたします。

2階部分が食堂ということで、いままでやってまいりました各中学校の場合と同じように、大体学年単位で食事がとれる。こういうことで、二中の場合には３６０程度の生徒が一斉に先生と一緒に食事がとれるような規模でつくられております。

○副議長（米沢照男君）　ほかに御質疑はありませんか、なければこれをもって質疑を終結いたします。

本2件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第９９号、日野市立日野第二中学校給食室建築工事請負契約の締結、議案第１００号、日野市立日野第二中学校給食室給排水衛生空気調和設備工事請負契約の締結の件は、総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（米沢照男君）　御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。

これより議案第１０１号、町区域の設定、議案第１０２号、万願寺土地区画整理事業施行地区内の土地区画整理事業用地の権利放棄、議案第１０３号、農業共済無事戻金の交付の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（米沢照男君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第１０１号、町区域の設定についての提案理由を申し上げます。

本議案は、町名地番整理事業計画に基づいて程久保地域の町名地番を整理し、新たに町区域を設定するものであります。

議案第１０２号、万願寺土地区画整理事業施行地区内の土地区画整理事業用地の権利放棄についての提案理由を申し上げます。

本議案は、万願寺土地区画整理事業の換地計画に基づき取得した市有地の処分及び権利放棄について、地方自治法第９６条第１項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案第１０３号、農業共済無事戻金の交付についての提案理由を申し上げます。

本議案は、日野市農業共済条例第３６条第１項第１号及び第２号並びに第８８条の２３第１項第１号及び第２号の規定に基づく無事戻金の交付で、昭和５７年度から昭和５９年度の３カ年にわたり農作物に被害がなかった共済加入者に支払うものであります。

本件も詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○副議長（米沢照男君）　関係部長から詳細説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　それではまず議案第１０１号の町区域の設定について御説明を申し上げます。

この町区域の設定は、程久保地区の町名地番の整理を行うものでございます。都道の２・２・１１号線に沿いました程久保地区を今回整理を行うものでございまして、面積は１９９.２ヘクタールでございます。今回この地域を整理いたしますと、すでに整理を行っております面積と合わせまして、全体で６４％の地域の整理が行われることになるわけでございます。

内容について御説明を申し上げますと、今回の町名地番の整理に伴いまして丁目を一丁目から八丁目、地名を程久保といたします。これの整理に当たりましては、すでに６０年のことしの１１月の１３日に町各地番審議会におきまして同意を得ておるところでございます。また、今回議決をいただきました後は、来年の２月に都知事あて届け出を行い、６月に東京都の告示をいただく予定でございまして、６１年の７月１日から施行をする予定で現在諸作業を進めておるところでございます。３ページに町区域設定調書がございますが、これは、新たに丁目をふります現在の町名と地番を記載いたしたものでございます。

以上で本議案の説明を終わらせていただきます。

次に議案第１０２号でございます。万願寺土地区画整理事業施行地区内の土地区画整理事業用

地の権利放棄でございます。現在万願寺の区画整理事業を進めておるところでございますが、すでに９５％の仮換地の指定を行ったところでございます。この中で、市ですでに買収をしております事業用地のうち3,２９６.９１平方メートルを区画整理法の９０条に基づきまして、換地不交付の手続をとるものでございます。これは、小宅地等の減歩充当用地に充てる目的で換地を不交付ということになるわけでございます。この土地の従前の土地につきましては次の２ページに詳細が記載してございますので御参考にしていただきたいと思います。

以上、２議案の御説明を終わります。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○副議長（米沢照男君）　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　議案第１０３号、農業共済無事戻金の交付について御説明申し上げます。

昭和５７年度から５９年度にわたりまして農作物共済及び園芸施設共済の加入者であって、３年間にわたりまして被害がなく、そして、２年間無事戻金も支払われなかったものが該当になります。無事戻しの金額につきましては、３年間市に納入いたしました掛金の合計額の２分の１を限度といたします。また、被害を受けて共済金の支払いを受けたもの、さらには、無事戻金の支払われなかったもののうち、その額が共済掛金合計額の２分の１に満たない場合にも、その満たなかった額を該当者に無事戻金として交付するものでございます。農作物共済（水稲、陸稲、麦）、それから、園芸施設共済それぞれの交付対象年度、交付対象者、交付金額、交付の時期はここに記載をしてあるとおりでございます。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○副議長（米沢照男君）　これより質疑に入ります。夏井明男君。

○１６番（夏井明男君）　議案の１０２号の権利放棄の件なんですけれども、いまの部長のお話をもう少し詳しくお聞きしたいんですが、いま部長のお話ですと、区画整理法の90条に基づいて市がすでに買収している土地を換地ですか、仮換地のために充当するというふうなちょっとお話を聞いたんですけれども、もう少し詳しく御説明願いたいんですが。

○副議長（米沢照男君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答え申し上げます。

土地区画整理法の９０条で規定がございますが、本来ですと、そこに土地を持っている場合には必ず仮換地あるいは換地でもって新たな土地を指定するわけでございますが、その仮換

地処分をしない。したがいまして、土地がいかない、そういうことになるわけでございます。消えてなくなるわけでございます。じゃあ、その土地はどこへ行くかということでございますが、これは、区画整理事業を円滑に推進するために、市では現在小宅地につきましては減歩緩和を行っているところでございます。この減歩緩和に充てるために市がこの土地を充当していくということになりまして、市が現在土地を持っているわけですが、市の名義で仮換地あるいは換地の処分を行わない、ということでございます。

以上です。

○副議長（米沢照男君）　夏井明男君。

○１６番（夏井明男君）　全くその辺私はわからないんですけれども、ちょっと簡単な言葉で言っても ――その土地を市がすでに持っている。それを権利放棄をするということは、単純に考えて権利を取得する人がいるだろう。ですから、買収したものを単に権利放棄をしたらもったいないじゃないか、ということになるんですが、要するに、もう一度、市が持っているその土地について、減歩をするときに取り過ぎているということではなくて、すでに整理をしてきた段階で、この図面にあるところの土地をもう一回戻すということとは違うんですか。

○副議長（米沢照男君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答え申し上げます。

簡単に申し上げますと、小宅地と申しますのは、大体３０坪から４０坪くらいの土地でございますが、そこに家が建っているわけです。それらの方から、減歩として皆さんと同じように減歩でいただきますと、その土地に建っている家が、減歩によって面積が縮まることによって、違法建築になる、という問題も生じてくるかと思います。そういうのを避けるために、また、小宅地の方々のそういう減歩というものを、ある程度救済していくという面から、市でその方にかわって、この土地をその方に充当するということを行っているわけです。その方が本来出すべきものを、市がかわって出す。それが最終的に清算の段階でそれを清算金としてお金でいただくという手続をとっているわけです。この土地に充てる、いわゆる減歩充当に充てる土地をここで権利放棄をする、ということでございます。

○副議長（米沢照男君）　谷　長一君。

○５番（谷　長一君）　これに関連しているんですけれども、この減歩緩和の件です。減歩緩和の対象家屋 ―― 宅地といいますか、家屋、これはどのくらいあるんでしょうか。それ

と、あと一つは、いわゆる清算金で当然戻ってくるであろうと思われる3,２９６平米ですね、約。これは評価はどのくらいになっているか、ちょっとお尋ねいたします。２点です。

○副議長（米沢照男君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　対象家屋でございますが、対象家屋はいまちょっと私は細かい資料持ち合わせないんですが、全体として減歩充当に必要な土地というのは、これだけでは足りないわけでございます。あと足りない分については、また、新都市建設公社の方にもお願いして、万願寺と同じようにある程度の土地は提供していただくということで進めていきたいと思っております。詳しく調べまして、後で件数等については御連絡したいと思います。

それから、この価格でございますけれども、この価格はそれぞれ従前の土地、あるいは整理後の土地の評価というものを評価委員会において決定することになります。まだその価格が幾らになるかということは、評価委員会を開催しておりませんのでわかりません。

以上です

○副議長（米沢照男君）　谷　長一君。

○６番（谷　長一君）　これは、どうしても区画整理は過小宅地の方の球済というのは私は非常に大切なことではないかと思うんです。区画整理をスムーズに進める上には、減歩緩和ということがなされねばならぬことであると同時に、やはり土地区画整理法にも、これは１００平米以下の過小宅地はつくってはいけない、というふうになっていると思うんです。それですから、やはり市がこのような措置を講ずるということは当然のことであり、また、新都市建設公社等にも、やはり土地の提供を願いまして、ぜひ万願寺区画整理がスムーズに進むようにお願いしたいというふうに、ひとつ意見として申しておきます。

以上です。

○副議長（米沢照男君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　町名地番整理のことについてお尋ねをいたします。今回の程久保地域、特に多摩動物園駅、動物公園周辺は、これで大変程久保一丁目から八丁目までに整理をされてわかりやすくなったわけでありますが、日野市内まだこの周辺では高幡、三沢の方にも町名地番未整理の地域がありますが、今後の日野市内の町名地番整理の計画等について、御答弁をお願いしたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答え申し上げます。

今後の予定といたしましては、あと残っております面積が９７８ヘクタールあるわけでございます。全体の３６％でございますが、その中には高幡、三沢、百草、落川、万願寺、それから、日野の一部でございますが残っておるわけでございます。程久保の町名地番、来年度の７月の１日で施行するわけでございますが、その後の予定といたしましては高幡、あるいは三沢の地区を考えておるわけでございまして、高幡については、また、三沢の一部については区画整理事業がここで実施されることに決まってまいりました。したがいまして、区画整理事業の終了前に合わせまして実施をしたい、というふうに考えております。そのほか百草、それから落川の地区がございます。百草を中心とした地区につきましては、自治会の方からも要望がここで出てきておりますので、地元住民の方々と十分話し合いながら実施をしていきたい、というふうに考えております。それから、日野の残っておる地域は、現在万願寺の区画整理事業あるいは今後予定をしております万願寺の区画整理の２期の事業実施に合わせまして、町名の整理を行っていきたい、というふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（米沢照男君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　残りが大体市内の面積の３６％。町名地番整理が今後必要だということで、面積は９７８ヘクタールということがいま御答弁ありましたが、大体見通しといたしまして、今後いろいろ地域の考え方、また、意見等も聴取しながら進められるわけですが、完了の年度は大体どのくらいにお考えになっているか。もし御答弁が可能でしたらお願いをいたします。

○副議長（米沢照男君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答え申し上げます。

全部の整理がいつ終わるか、という点でございますが、先ほど申し上げましたように、区画整理の関連がございます。区画整理の前に整理をいたしますと、また、終了の時点で整理を行わなきゃならない、というような問題が出てまいりますので、区画整理事業と整合させてやっていきたい、というふうに考えております。したがいまして、全体の今後予定しております区画整理がいつ終了するかにかかってくるかと思います。いま何年ごろということは、はっきり言えないと思います。

以上です。

○副議長（米沢照男君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本３件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第１０１号、町区域の設定、議案第１０２号、万願寺土地区画整理事業施行地区内の土地区画整理事業用地の権利放棄、議案第１０３号、農業共済無事戻金の交付の件は、建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（米沢照男君）　御異議ないものと認め、建設委員会に付託いたします。

これより議案第１０４号、東京都市公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市公平委員会共同設置規約の変更の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第１０４号、東京都市公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市公平委員会共同設置規約の変更についての提案理由を申し上げます。

本議案は、東京都市公平委員会に立川、昭島、国立火葬場組合を加入させるため、東京都市公平委員会共同設置規約を変更するものであります。

よろしく御審議のほどお願いをいたします。

○副議長（米沢照男君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　御説明申し上げます。

それでは、議案第１０４号の２ページにありますとおり、ただいま提案いたしましたように、別表中の一番最後が南多摩斎場組合になっております。その後に、いま言われましたように、立川、昭島、国立火葬場組合、この組合を――一部事務組合ですが、これを挿入するというものであります。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○副議長（米沢照男君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結

いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（米沢照男君）　御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（米沢照男君）　御異議ないものと認めます。よって議案第１０４号、東京都市公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市公平委員会共同設置規約の変更の件は、原案のとおり可決されました。

これより請願第６０－１６号、住宅・都市整備公団の「縮小・民営化」の動向を抑止し、国民のための公団住宅の建設促進を要望する意見書提出を求める請願の件を議題といたします。

請願の要旨はお手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第６０－１６号の常任委員会への付託は、会議規則第１３８条の規定により、議長において総務委員会に付託いたします。

これより請願第６０－１７号（「議長、議事進行」と呼ぶ者あり）飯山　茂君。

○１５番（飯山　茂君）　いま中途で申しわけないんですけれども、この議会もきのうから大変遅くまでやっていまして、あしたからすっきりしたところで一般質問をするようにやりたい。そういうことで、議会運営委員会の日程の調整もございましょうから、ぜひともそういう配慮をお願いしたいということ。あしたから。

○副議長（米沢照男君）　わかりました。（「休憩」と呼ぶ者あり）

これより請願第６０－１７号、母子保健法改定に関する陳情の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第６０－１７号の常任委員会への付託は、会議規則第１３８条の規定により、議長において厚生委員会に付託いたします。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議あり

ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（米沢照男君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後２時３９分休憩

午後３時３２分再開

○副議長（米沢照男君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩時間中に議会運営委員会が開かれましたので、議会運営委員長の報告を求めます。

〔議会運営委員長登壇〕

○議会運営委員長（中山基昭君）　ただいま議長さんの方からお話がございましたように、休憩中に議会運営委員会を開催をしてまいりました。その中で、特にこれからの日程等につきまして協議を行ってまいりました。特に、本日は大変早朝から会議が続いておるところでございます。したがいまして、本日予定をされております一般質問につきましては、明日から実施をしてまいりたい、というふうに変更を行いたいということでございます。

したがいまして、今後のこれからの明日以降の日程は、１２日、１３日、１６日、１７日、さらに１８日というふうに一般質問を予定をしてまいりたい、ということでございます。以降につきましては、それぞれこれまでの日程を１日ずつ繰り下げを行ってまいりたいと思います。したがって、特に２３日につきましては、特別委員会等と、さらには、いろいろの各委員会等の整理等もございますけれども、ぜひひとつ御協力をいただいてまいりたいというふうに思います。

以上日程の変更につきまして御報告を行い、議員皆様の御協力をいただいてまいりたい。よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○副議長（米沢照男君）　ただいま議会運営委員長から報告のあったとおりの日程で今後進めたいと思いますので、御確認をいただきたいと思います。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（米沢照男君）　御異議ないものと認めます。よって本日は、これにて延会す

ることに決しました。

本日の未了日程は、あすの日程といたします。

本日はこれにて延会いたします。

午後3時35分延会

12月12日　木曜日　（第4日）

昭和60年
第4回定例会

日野市議会会議録　（第37号）

12月12日　木曜日　（第4日）

出席議員（26名）

1番	橋本文子君	2番	福島敏雄君
3番	小俣昭光君	5番	谷　長一君
6番	古谷太郎君	7番	馬場繁夫君
8番	馬場弘融君	9番	高橋徳次君
10番	旗野行雄君	11番	一ノ瀬　隆君
12番	板垣正男君	13番	鈴木美奈子君
14番	川嶋　博君	15番	飯山　茂君
16番	夏井明男君	17番	黒川重憲君
18番	古賀俊昭君	19番	市川資信君
20番	藤林理一郎君	21番	名古屋史郎君
22番	竹ノ上武俊君	23番	米沢照男君
24番	中山基昭君	25番	大柄　保君
26番	秦　正一君	28番	石坂勝雄君

欠席議員（2名）

27番	奥住芳雄君	30番	高橋通夫君

欠員

4番　29番

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君		
助役	赤松行雄君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	前田雅夫君	総務部長	山崎彰君
市民部長	佐藤智春君	生活環境部長	坂本金雄君
清掃部長	藤浪竜徳君	都市整備部長	結城城邦夫君
建設部長	伊藤正吉君	福祉部長	高野隆君
水道部長	永原照雄君	病院事務長	大貫松雄君
教育長	長沢三郎君	教育次長	小山哲夫君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	岩沢代吉君	次長	馬場守君
書記	田中正美君	書記	土方留春君
書記	串田平和君	書記	佐々木茂晴君
書記	小林章雄君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目１０の3

立川速記者養成所　所長　関根福次

速記者　小野口純子君

議事日程

昭和６０年１２月１２日（木）

午前１０時開議

日程第1　一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1

午前１０時１２分開議

○副議長（米沢照男君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員１７名であります。

これより日程第１、一般質問を行います。１の１、身障学級の生徒の家族の身になって考えようについての通告質問者、一ノ瀬　隆君の質問を許します。

〔１１番議員登壇〕

○１１番（一ノ瀬　隆君）　おはようございます。４６回目の一般質問で、３度目のトップバッターを当てていただきました。平素の怠慢に加えて、トップということで、十分調査する時間がありませんでした。簡単に質問することになりますが、十分時間をかけた丁寧な、そして前向きな答弁をお願いします。

１１月２７日に、大坂上中学校の身障学級の生徒の父母や、卒業生の父母が集まって、議員に話を聞いてほしいという、懇談会が開かれました。各会派の代表に来てくれ、ということだったようですが、出席した議員は、公明党の夏井議員と、私だけでした。

ここで、身障児を抱えた父母の悩みを聞くことができました。身障学級にいるときはいいが、そこを出てからが大変なのです。市の力で何とかしてほしいと、家族は願っているということです。中学校の身障学級を卒業した場合、四つの方向があります。

一つは、養護高等学校、これは立川と八王子にあるようです。この身障学級の卒業生も、相当数行っているようですけれども、受け入れ態制が十分でないようであります。

二つ目は、就職です。身障者が就職した場合、９０％はＵターンをしてしまうという、非常に問題があるわけですけれども、二つ目が、この就職。

三つ目は、施設入所。日野市には、昨年度、つばさ学園が開設されましたが、こういった施設へ入る施設入所。これが三つ目です。

四つ目は、在宅。家にそのままいるということで、これは親にとって、父母にとって、一番不安に感じるものだと、把握しているところであります。

この四つのケースがあるということですが、いずれにしても、身障児を持った御両親の悩みは、深刻であります。

このときの懇談会の話、父母の市に対する要求を、私なりにそしゃくいたしまして、この質問を通告いたしました。通告質問書の要旨どおり、六つの質問をいたしますので、十分なお答

えをお願いいたします。

まず、１点目として、身障者向けの仕事を提供する企業が市外のみだが、市内でそのような企業があらわれるよう、市で努力できないか、ということであります。現在、身障学級の卒業生の何人かが働いていますが、小平とか、昭島とか、いずれも市外のみです。日野市内の南北の交通網がまだまだの現状では、場所によっては、市外に行くのはとても大変なのです。市内に働かせてくれるところがあればいいのですが、という希望が強いようであります。

２番目として、市の清掃などの委託業者に、身障者を使うよう要請することはできると思うが、どうか。かつて市役所の清掃を委託している業者が、身障者を働かせていたら、市の職員からクレームがついたということを聞きました。とんでもないことだと思います。委託業者を選択するときに、それを条件にすれば、身障者を雇ってもらえることができるのではないか、と思うのですが、どうでしょうか。

３番目の質問は、つばさ学園を、限定された人だけでなく、多くの身障者に拡大して利用させることはできないのか、ということであります。つばさ学園の身障者の定数は、４０人だと思いますが、これがいっぱいになればそのまま動かなくなり、後から入れなくなる。それでは不公平だ。交代するなり、配転するなりして、すべての希望する身障者が使えないか、というものであります。

４番目の質問といたしまして、一般の人が大学に行くことを考えれば、中学だけでなく、もっと時間をかけて、仕事のできるような教育をするのがいいという考えが出されていますが、これについてどう思うか。普通の人よりも、教育ないし訓練が余計に必要だとされる人なのだと、考えるべきだと思うのです。職業訓練学校と呼ばれているようなものも、考えられるわけでありますけれども、どうでしょうか。

５番目として、障害者の働く場として、市の補助によって小規模なものを、市内各所につくりたいという意向が出されていますが、これについてどう考えるか。いわゆる公設民営でもよいし、民間からの出資に市の補助が加わって、働く場所をつくり、これを自主的に運営することなどが、考えられるところですが、どうでしょうか。

６番目として、働く場所としての機能を含めた身障学級の延長である、身障者技能養成所なるものを建設していく考えはないか。話し合いの場で、身障者の働く場所が欲しいという願いと、身障学級の延長が必要だという希望がありました。それを折衷して、このように考えたと

ころでありますけれども、どうでしょうか。これが6点目の質問であります。

以上6点、身障児の家族の悩みが吹き飛ぶような、いい答弁をお願いいたします。

○副議長（米沢照男君）　一ノ瀬　隆君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　それでは、お答えをいたします。

まず、御質問にありました、障害者の雇用の、就労の制度につきましては、労働省と、それから厚生省、両省にまたがっております。労働行政の方は、心身障害者雇用促進法、これは51年に制定されたわけでございますけれども、これを中心として、雇用促進をしております。

一方、厚生省は、心身障害者福祉法、または精薄者福祉法――精神薄弱者福祉法でございますが、この法に基づきまして、正規雇用以外の障害者就労の場を、通所授産施設、共同作業所などを場として、拡大に努めていくということでございます。

まず、身体障害者の雇用促進法の関係でございますけれども、昭和５１年に全面改正されまして、精薄者も含めて適用になる、ということになりましたが、これは事業主に雇用の法的な義務が強要されて、雇用率が決定されたわけでございます。

行政機関においては、1.8％から1.9％、民間におきましては、1.5％、特殊法人においては1.8％、このような雇用義務を課しておるわけでございますけれども、この雇用義務を怠っているところには、不足数１人について３万円のペナルティーが科せられる、こういうようなことでございます。また、１００％雇用した事業主に対しては、雇用される障害者に対して、資金的な援助もする、こういうことでございます。

これについては、市の直接管轄するところじゃございませんので、都道府県の勧奨する事務ということで、直接私どもとしては、この問題に携わることができませんが、したがって、先ほどの御質問のありましたような、市内の事業主に要請するようなことは、なかなかできません。

しかしながら、就労の状況につきましては、現在、この法律ができてから、１０年を経過するわけでございますけれども、民間企業にありましては、法定雇用率というのが1.5％に対して、実雇用率が1.11％。それから、前年度で1.09％でございますので、大して伸びが示されてない、上向きになっていない状況でございます。

そういう状況でございますので、私どもといたしましては、この辺のところをカバーするということでの、厚生行政の中での、我々福祉行政の中では、授産施設等をつくって、努力をし

ておるわけでございます。

私どもの福祉部におきましては、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、言語障害、その他、極めて多岐にわたる障害のすべてを包括して、事業を進めておるわけでございますけれども、とりわけ精神障害を持つ家族の立場は、大変なところであると、認識しているわけでございます。

親亡き後、どうする、あるいは、精神薄弱者自身の高齢化の問題、また、雇用対策、特に中学校、養護学校の、これは義務化されたのは、東京都におきましては、昭和５４年でございますけれども、この卒業後の問題は、御指摘のとおりと痛感しております。

特殊学級の生徒が卒業後の進路は、先ほども御指摘のありましたように、就職、進学、施設入所、在宅というような、さまざまな道に分かれるわけでございますけれども、この辺のところにつきましては、大変現実的に厳しい実情にございます。各企業とも、競争に明け暮れるという状況でございます。私企業への障害者の就労は、大変困難がございます。

また、このような今日、こうした仕事を見つけ出すことが、困難な状況でございますけれども、実際には、先ほどの御指摘にもありましたように、教育や訓練による障害者の能力の開発、また、労働条件の整備、これは、障害者が働きやすいような、やはり条件をつくるという努力、また、企業自身が、正しい障害者に対する理解を深めていただいて、要するに障害者の欠点が主として目につくということではなくて、失われた、欠損した能力が比較的少ないと。障害者の状態というのは、多くの残された部分がある　ということでの認識に立っていただいて、その残された能力をどう活用するか、という点での御理解を、積極的に進めていただきたい、というぐあいに考えているところでございます。

続いて、第２の御質問でございますけれども、市の清掃委託についてでございますが、これについては、今までも市の清掃にどうか、という話もありましたけれども、今後、この辺のところは、委託業者とも積極的に話し合って、障害者の立場に立って、このような方を雇用していただくように、十分に検討させていただきたいと考えております。

しかしながら、現実には、就職しても定着率が低いということも事実でございますし、また、その他高齢者事業団との仕事の競合の問題も、やはり出てこようかと思いますけれども、我々としては、積極的にこの点については改革をしていきたい。

また、３点にわたりますけれども、第３点の、つばさ学園の問題が御指摘がありましたけれども、この点につきましては、つばさ学園の定員が４０名、こういうことで、つばさ学園の精

薄者授産を、私どもは抱えておるわけでございますが、これは厚生省の認可施設ということでの４０名でございます。その意味では、限定されているということでございますので、これをさらに広げるという点については、かなり無理のある問題ではないかと思います。これは、措置ということでの入所ということでございますので、これを広げるということについては、困難がございます。

しかしながら、まだ現状では、人員に余裕がございますので、来年度以降につきましても、積極的に市内の子弟の受け入れについては、考えていくつもりでございます。

また、来年度におきましては、日野の共同作業所の改築予定がございます。定員が２５名ということで、厚生省の認可施設として、目下事務的に進めているところでございます。この施設は、社会法人日野市福祉事業団が、二つ目の施設として、運営していくところでございますけれども、この施設は、どちらかといえば、卒業後、重度のお子さんを中心とした生活指導をしながら、そのお子さんの能力、適性に会った職業訓練をしていく所存でございます。

つばさ学園につきましては、職業指導を中心に、生活指導をしているわけでございますが、この両施設の力を合わせまして、当分の間は受け入れ態勢としては十分ではないか、というぐあいに考えておるところでございます。

また、第４点の、教育、または訓練が必要ではないか、こういう点での御指摘もございますが、私ども所轄をしております福祉部といたしましては、単に技術的な教育というふうにとどまらず、人間としての全人的な教育、社会人として立派に生活できるような教育、この辺のところは必要ではないか。今後とも、やはり国の教育の中での全人教育の必要さを痛感しております。

また、５番目に御質問になりました、働く場所の、小規模の施設の御質問がございましたけれども、これにつきましては、共同作業所というふうな形で、全国で、いろいろな形でつくられてきているのも、承知しております。現在、民間の施設として、青い鳥の作業所、これができておりますし、その他、もう一つございます。二つございますが、さらに三つ目も、現在、いろいろと努力されているようでございますので、このような公的施設、受け入れ態勢とあわせまして、積極的に援助をしていきたい、こういうぐあいに考えております。

６番目の、障害者の技能養成所でございますけれども、これは、先ほどの４点目の御質問とも、若干絡むと思いますけれども、今後、検討していく必要があろうか、というぐあいに、考

えているところでございます。

○副議長（米沢照男君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　ただいま、一ノ瀬議員さんの方から御質問のありました問題につきまして、特に、身障学級を持っております教育委員会の立場から、お答えしていきたいと思います。

現在、中学校の身障学級の卒業生の大部分は、都立の養護学校高等部、こちらの方へ進学をいたしまして、教育並びに機能訓練等を受けている、というのが現状でございます。ちなみに、昨年度の大坂上中学、並びに七生中学に併設されております身障学級の卒業生８名のうち、７名が養護学校の高等部へ進学している。１名が各種学校、これは洋裁関係の、八王子にございます大竹学園、こちらの方へ、一応進学しているわけでございますけれど、そういうような状況で、ほとんどが都立養護学校の高等部の方へ進学をしている。

本年度の卒業生、これも、大坂上中と七生中で合計９名いるわけでございますけれど、９名が全員、やはり都立の養護学校への進学を希望している、そういうのが現状でございます。

確かに、都立の養護学校へ進学するという現状の中には、なかなか、今、福祉部長の方から話がございましたように、就職が困難であると。特に、最近のように、手作業的な作業というのが、だんだん機械に取ってかわられてきている、そういうような状況の中で、就職をする機会というものが、さらに狭められていると。そんなような状況もあって、都立養護の高等部の方へ、大部分の卒業生が進学しているというのが、現状ではないかと思います。

ちなみに、都立の養護学校の方とも連絡をとって、いわゆる身障学級から都立の養護学校へ進んでいった子供たちが、都立養護学校の高等部を卒業した、その次の段階では、どういう状況にあるのかということを、養護学校の方に問いただしてみますと、約、高等部の卒業生の35％ぐらいが、いろいろ企業関係に就職をしていると。

と申しましても、例えば、食品製造関係の工場だとか、あるいは、ダンボールをつくっている工場、あるいは、板金のプレス工場、こんなようなところ、あるいは、食堂の調理のお手伝いというふうな状況が、大部分でございますけれど、そういう関係の企業関係に就職しているのが、約３５％、５５％というのが、立川の福祉作業所とか、あるいは、先ほどもお話がございました、日野の共同作業所とか、こういうところで一応訓練を受けているというのが、５５％、残りの１０％というのが、これは重度のお子さんで、施設へ入所しているというような、

これは、都立の高等部を今度は卒業した、その後の身障者の状況というのが、都立学校から問いただしてみますと、今申し上げたような状況でございまして、確かに就職関係の問題というのは、年々厳しくなっていると。

五十四、五年当時は、都立養護学校の高等部を卒業した者の４０数％は、就職が張りついたわけですけれど、最近では、都立養護学校の高等部を卒業した者の３５％程度、今申し上げましたように、その程度が、企業の方に就職ができるような現状で、約１０％程度、ここ数年の間に、就職の状況というのがダウンしているということを、大変、やっぱり都立の養護学校の方でも気にしている、そんなような状況でございます。

○副議長（米沢照男君）　一ノ瀬　隆君。

○１１番（一ノ瀬　隆君）　どうもありがとうございました。期待したとおりの、懇切丁寧な答弁であったと把握いたしました。

以上、福祉部長と、教育長にお答えいただきましたが、市長でなければ答えられないような、前に出たお答え、１歩進んだ答えを、市長に期待します。市長に答弁をいただければ、幸いであります。

○副議長（米沢照男君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私も、障害を持つ方の、何らかの対応を、幾つか重ねてまいっておるわけでありますが、なお期待されるところが大きいという認識は、同感でございます。

そして、１歩１歩、いろいろ対応を進めてきておるわけでありますけれど、なお、これらを一つの足場といたしまして、例えば、つばさ学園、あるいは共同作業所方式、あるいは、もっとそれのブランチに属する地域地域の、小規模な集団の場、こういう形で、生きた社会に対応できる、そのような能力開発と、それから具体的な事業を進めることではなかろうかと。また、その方向が、今後取り組む道だというふうに、考えております。

そうして、今の、就職ももちろん重要でございますし、各事業にも理解を求めてまいらなければなりませんが、生産性とか、コスト性というふうなことが追求される分野では、なかなか難しい。

そこで、行政のいろいろな仕事の中に、期してもらえるような分野を探しまして、そして、とにかく生きがいというものを持たせるようにしていく。こういうことは、かなり分野があるように思っておりますので、今後も、当事者の方々、あるいは当事者を取り巻く方々の、具体

的な御意見を直に承りつつ、開発をし、満たしていきたい、このように考えております。

幸いに、福祉事業団が直接管理する障害者施策の分野と、それから、自主的にグループ、グループがつくられて、努力を、自分らで広めていこうという傾向が、今、幾つも生まれつつありますので、それらの方々を十分に活動できる、そういう場所でありますとか、あるいは方式であります、システムでありますとか、そういうことを一層開発をしていき、障害者の方々の生きる喜びを、地域社会でつくっていく、このように努力はいたしたいと、こう考えております。以上です。

○副議長（米沢照男君）　一ノ瀬　隆君。

○１１番（一ノ瀬　隆君）　ありがとうございました。よろしくお願いいたしまして、この質問を終わります。

○副議長（米沢照男君）　これをもって１の１、身障学級の生徒の家族の身になって考えように関する質問を終わります。

１の２、公図がない、地番がつけられない、これをどうして放置しているのかについての通告質問者、一ノ瀬　隆君の質問を許します。

○１１番（一ノ瀬　隆君）　続いて質問をさせていただきます。これも、同様に、簡単にすることになります。

議案１０１号で、程久保一丁目から程久保八丁目の設定が提案されています。８年もかかって、やっと程久保の町名地番整理ができることになるわけです。

しかし、この中の程久保一丁目は、地番が新しくつくれないということです。以前から、公図がないのだ、と聞いている一丁目の中の、金久団地というのが、そうであると思われます。

このほか、三沢の梅ケ丘団地も、これと同じような問題がつきまとっている、というふうに聞いております。

このような地域が市内にあり、長年にわたってそのままになっていることは、大きな問題であると考え、この質問を取り上げました。

きのうの朝の読売新聞に、このことが載っていました。その記事に惑わされることなく、通告書どおりの質問をいたしますので、答弁をよろしくお願いいたします。新聞よりも詳しく、丁寧にお答えいただきたいと思います。

１番目の質問は、こんな地域はどことどこなのか。住宅は何軒ぐらいあるのか。

2番目は、この原因は何なのか。何がこの地域をそうさせたのかということです。

3番目、現状は、このことによってどんな支障を来たしているのか。

4番目の質問、この事態の解消の方法は、どうすればいいのか。

5番目、今まで市が手をつけなかった理由は、何なのか。

6番目、今後の解決をどう考えるか。いつから始めるか。いつまでに正常な状態に持っていけるのか。可能な限り、早く市民の希望する方向へ持っていってほしいと思いますが、どうでしょうか。

7番目、これらの不良開発業者による造成された団地の、その他の結果について、どう考えるか。多分、よくない開発会社がやったのではないかと考えるものですが、だとしたら、地番以外にも欠陥があるのではないかと思います。私が把握しているものでは、金久団地、梅ケ丘団地ともに、一方からの出入り口で、他方に抜ける道が満足にない。特に、梅ケ丘の場合は、防災上も必要性は高いと思われるものです。

金久団地については、京王線の下のトンネルがありますが、これが狭く、不自由である。こんな点を把握していますが、これらは、市として、今後どのように考えているのか。ぜひ改善してほしいと思いますが、どうでしょかというのが、7番目の質問であります。

以上、よろしくお願いいたします。

○副議長（米沢照男君）　一ノ瀬　隆君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　それでは、ただいまの御質問について、私からお答えを申し上げます。

まず、第1点の、いわゆる地図、公図が混乱しているという地域はどこなのか、という御質問でございます。地図混乱を起こしておる区域は、法務局が公図閲覧を禁止しておるという個所でございますが、市内では程久保地区、これは程久保地区の一部の２０３ヘクタール、世帯といたしましては、１２１世帯が、一応該当いたします。（「2.3」と呼ぶ者あり）失礼しました。2.3ヘクタールでございまして、世帯は１２１世帯でございます。それと、梅ケ丘地区3.3ヘクタール。世帯数としては、２２０世帯が該当いたします。

2番目の御質問で、このような原因になったのは何か、という御質問でございますが、一般的に言っております地図混乱というのは、先ほど申し上げましたように、公図と現況が著しく

違うという状況が起きておるわけでございますが、このようになってきた原因として考えられますのは、昭和３０年代におきまして、非常に宅地造成ブームというものが、起きてきたわけでございます。

当時、宅地造成等規制法が制定されておらなかったということから、その指導というものが、十分でなかったということ、このことによりまして、道路、あるいは水路等の帰属手続が行われないままに、開発が進んでいったということが、まず考えられます。

それと、造成後の区域に対応いたします土地の分合筆の登記が、１筆ごとに順次行われていったわけでございますが、形状的に公図と合わないものについては、分合筆の地番の表示のみを行ったということ。

また、登記上、分合筆がなされていたにもかかわらず、区画が現地で特定されておらなかったということから、土地の取得者が希望をいたしますと、適宜区画を定めていったというようなことも、混乱の大きな原因である、というふうに考えております。

３番目の御質問でございますが、どんな支障がこのことによって起きているか、ということですが、公図と現地が整合しないということから、土地の権利関係が明確にされておらないということが、非常に大きな問題であろうかと考えます。

４点目の、下程久保地区の区域でございますが、ここを解決するための、一つの手段といたしまして、現在、この周辺に隣接した地域で、開発行為が行われております。これに基づきまして、これに隣接するような地域については、その際、開発行為の指導を行いながら、部分的な修正を行っていっている。

しかし、これは、あくまでも周辺の関連するとこでございまして、混乱地域の中心部分、中心部におきましては、まだ手がつけられない状況にございます。非常に民民の境界の関係でございますので、今後も十分、お互いが理解をしながら、修正をしていくという方法も、とらえていかなければならないというふうに考えます。

しかし、全体のこの区域を、一遍に整理をしていくという方法でございますが、土地所有者の宅地境界に対する共同和解、これを前提といたしまして、国土調査法の活用を用いまして、解決を図っていくというような方法もございます。

次の、５点目の御質問でございますが、今まで、市がこれらの混乱している地域に手をつけなかったのはどういうわけなのか、という御質問でございますが、この地域のすべての住民の方々の権

利関係にかかわる大きな問題でございます。したがいまして、地番設定や分合筆の関係につきましては、法務局の権限に、現在、属しております。

したがいまして、市が、これを整理に当たって、指導的な立場で整理をするということは、非常に難しかったという点がございます。そういうことで、放置をしておったというよりも、むしろ法務局等の関係で、なかなか整理に入れなかった、というのが実態でございます。

6点目の、今後の解決の方法は、ということでございますが、この状況を放置しておるということは、必ずしも望ましいことではないということから、地図混乱地域の土地の所有者、事態が、皆さんが自覚をしていただく―― 混乱しているということを自覚していただいて、お互いに理解をしていただかなければならない、これが一つの解決方法だというふうに考えます。

しかし、住民だけでは、なかなか難しいということから、法務局、あるいは市、都が指導を行い、あるいは協力をしていって、初めて解決ができる、ということでございます。

したがいまして、現在、私ども市の方といたしましては、東京都の関連いたします局であります、労働経済局の地籍調査係に出向きまして、国土調査法に基づいて整理をするということで、協議に入っております。

また、住民の方々にも、この点、市の方もこれからこの整理に当たって、積極的に乗り出していくということを、意思を表明しておるところでございます。

7点目の、これらの地域において、現在、いろんな欠陥がある、これについてどう対応していくのか、という点でございますが、確かに道路、水路の準公共施設でございますが、これらを整理していく必要があるわけでございます。

例えば、水路が宅地内を走っていると。あるいは、公図上の水路、道路の位置が、現在の家屋の下にあるというような、非常に大きな混乱が起きております。したがいまして、これらについては、建設部と協力しながら、それらの整理に当たっていくということで、建設部の方においても、測量等を実施をする段階に至っておるわけでございます。

そのほかの防災上の問題、確かに、道路は抜けておらないというような点も、従来あったわけでございますが、特に金久団地につきましては、周辺の開発行為とあわせまして、この道路が通行可能な状況にする。要するに、通り抜けができるような状況にしていきたいということで、開発行為の中で、現在、整理を行っているところでございます。

また、金久団地に入りますトンネルについても、非常に狭いわけでございますが、これも開

発行為の中で整理をするということで、現在、業者と京王電鉄との間で、話が進んでおるところでございます。その中に市も加わりまして、協議を進めているところでございます。

そのように、いろいろな問題点があるわけでございますが、一遍にはなかなか解決できない問題が、非常に大きな問題として残っておるわけでございまして、逐次、開発行為等の中で、整理をしていくことにいたしております。

以上でございます。

○副議長（米沢照男君）　一ノ瀬　隆君。

○１１番（一ノ瀬　隆君）　部長の今のお答えの中で、混乱地域はどことどこなのか、１点目の質問ですけれども、新聞にも書いてありますように、金久団地と梅ケ丘団地のお答えだったと思うんですけれども、それ以外に、ないのか。私は、小範囲ではあるけれども、あるというふうに聞いているとこなんですけれども、その辺をはっきりお答えいただきたいと思います。

それから、３点目の質問で、どんな支障を来しているのか、ということに対するお答えは、極めて抽象的だったと思うんですけれども、もう少し具体的にお答えいただけないものかと思います。

例えば、自分で持っている土地を売って、ほかに行きたいというふうな希望だって、出てくるわけですけれども、そういう場合に、売れないとしたら大きな問題、大きな支障でありますけれども、その辺はどうなのか。もう少し具体的にお答えいただければ、幸いであります。

○副議長（米沢照男君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答え申し上げます。

先ほど申し上げました二つの地域以外に、あるのかどうかという点でございます。

一つは、これは、これほど大きな混乱ということではございません。南平一丁目のところに、これは民民の境界で争っているところはございます。地図が混乱しているというよりも、むしろ民民の問題であろうというふうに考えております。

したがいまして、多くの権利者がいて、それが現地と公図とが合わないというようなところは、この２カ所でございます。そのほか、小さいところはあるんですが、地図混乱といえるような状況ではない、というふうに考えます。

それから、２点目の再質問でございますが、どんな支障があるかというのを、もっと具体的

にということでございます。御指摘のように、ここに住んでおる方々が、現在住んでいる土地、家屋を売却しようとする場合には、そこで支障が出てまいります。

具体的に申し上げますと、買い主が地図混乱のような地域が、買い取らないというふうな契約が進んでおっても、それがはっきりした時点では、そういう問題が起きてこようかと思います。したがって、最終的には契約は不成立に終わる、というようなことも考えられます。

また、そのために土地の単価というものが、そのことによって落ちるということも、考えられることでございます。具体的にそういう事例が起きたということは、直接私どもは耳にしておりませんけれども、やはり住んでいらっしゃる方々は、そういう危機感、危惧を持っております。そういう支障があろうかと思います。

○副議長（米沢照男君）　一ノ瀬　隆君。

○１１番（一ノ瀬　隆君）　この地域に住む日野市民は、既に２０数年ここに住み、住民税も固定資産税も、市に納めています。長年の懸案を、一日でも早く解決してほしい。そのために、市当局の最大限の努力をお願いしたいと考えます。このことに関し、市長からの発言がありましたら、お願いします。

○副議長（米沢照男君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　過去、乱開発とも言うべき無法な、つまり行政指導のない期間があったわけでありますが、その当時、今、挙げられていますような、下程久保の一部の地域、金久もそうでありますし、それから、梅ケ丘がまさにそのとおりであります。

そのほかにも、まだ東南開発、鈴木某という人がやった、松風の自治会の地域、いろいろと、その不法のために、私有財産が明確に立証できない、あるいは、法務局の閲覧が禁止されると、非常な不利益をこうむっている、住民の居住地があるわけであります。ようやく、それぞれの住民自治会の、自分たちで解決を図っていこう、後世にこの状況を送っていくということのないようにしたいという意欲が、生まれてまいりました。

私も、専門知識ということではありませんが、なにか通常で行う区画整理でありますとか、方法はないものかと考えておりましたら、一つ、よりどころになる国土調査法、こういう法律が適用できるということでありまして、今、そこの住民の、特に梅ケ丘では、その作業に住民自身も入っておられます。そこで、我々の行政側からも支援をしようということで、取り組みを進めつつあります。

多分、町村合併前の、七生村当時の不幸な出来事かもしれませんが、要するに、法規制のないところに、都市化が進み、需要があるものですから、あるいは需用に当てて、無法な開発を行なったと。この後始末を今日になって、住民自身、大変、不便ないし大きい損を持っておられたと思いますが、何とか市民全体の同情の中で、このことを解決をし、明朗な状態にやっていきたい、このように考えております。

○副議長（米沢照男君）　一ノ瀬　隆君。

○１１番（一ノ瀬　隆君）　どうもありがとうございました。

以上で終わります。

○副議長（米沢照男君）　これをもって１の２、公図がない、地番がつけられない、これをどうして放置しているのかに関する質問を終わります。

２の１、市民とともに平和な日野市をについての通告質問者、小俣昭光君の質問を許します。

〔３番議員登壇〕

○３番（小俣昭光君）　２の１、市民とともに平和な日野市を。通告質問に従いまして、質問をさせていただきます。

首都に外国の軍事基地があるのは、先進国の中では日本だけという、恥ずべき状態に、東京は置かれています。その根源が、日米安保条約です。しかも、東京にある米軍基地は９カ所、１,５８５ヘクタール、ほぼ中野区の面積に匹敵いたします。

これが、自衛隊基地約１５カ所と結んで、アメリカの核戦争計画、中曽根内閣の浮沈空母路線のもとで、ますます危険な役割を果たしていることは、横田基地が核戦争の指揮、管制通信の中枢基地とされ、核センター緊急戦争作戦ＥＷＯが設置されているなどの事実によって、一層明瞭となっております。

米軍横田基地は、広さ7.2平方キロ、都内最大の米軍基地であります。また、極東全域への米軍の輸送、中継補給センター、核戦争の指揮、通信センターとして、強大な核戦争基地になっています。この横田基地が、東京を核戦争の戦場に、１,２００万都民を死滅させる、不法きわまる存在であり、この点からも、核兵器廃絶への首都東京の取り組みは、重大です。

横田基地を不法なものと宣言し、撤去を図るとともに、これ以上の強化を阻止し、また、横田基地を中継拠点にした米韓合同軍事演習、チームスピリット、自衛隊立川基地でのＣ１離着陸訓練、硫黄島のシーレーン防衛、軍事要塞化、超水平線ＯＴＨレーダー基地に、基地化を中

止させることが重要となっております。横田基地、立川基地の現状について、どのように認識しているか、まず、お聞きいたします。

今、日野市では、航空機騒音調査は、旭が丘の地区センターで行っております。これらは、年間３５日間測定しております。これを、１カ所でなく、日野市西の方は横田基地、東の方は立川の基地がありますので、そういう点では、全域で測定するとか、実態を調査する必要があると思います。その結果を市民に報告する。百草地域や万願寺地域、多摩平や旭が丘、平山地域はこんなにうるさいのだと、日野広報でお知らせするとか、できないものかと思います。ここについては、具体的に、今の年間を通しての測定をするかどうかを、お聞きしたいと思います。

それで、２番目としては、測定個所をふやす、そして、その内容を日野広報などでお知らせする、この３点をここではお聞きいたします。

ことしは、人類史上初めて広島、長崎に原爆を落とされて、ちょうど４０周年、終戦４０周年の年であります。ＮＨＫテレビでも、核戦争後の地球を見た人は、余りにも悲惨な光景に、世界じゅうで大きな反響を呼びました。この映画の最後で、バーナビー博士は、この３０年間、核兵器の競争を終わらせようと、政治家はいろいろやってきたが失敗した、と言っております。今、それをやめさせるためには、世界の人々が強く主張するしかありません、こう言っております。

今、戦争を知らない世代が、国民の５０％以上になり、戦争の恐ろしさを若い人たちに知らせるためにも、今、市民団体が行っている戦争資料展を、恒常的に展示する資料館を、ぜひ実現させていただきたい。この点を、まずお聞きいたします。

○副議長（米沢照男君）　小俣昭光君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　お答えいたします。

まず、１点目の、横田、立川基地の現状をということでございますけれども、公表された範囲内での資料しか、持ち合わせないわけでございますけれども、その概要につきまして、申し上げたいと思います。

まず、米軍の横田基地でございますけれども、所在地といたしましては、立川、昭島、福生、武蔵村山、羽村、瑞穂町に属しております。土地面積といたしましては、７１７ヘクタールでございます。使用部隊は、在日米軍指令部、第５空軍指令部、第４７５航空団指令部、第３１６

戦術空輸軍指令部、第３４５戦術空輸飛行隊でございます。

軍人及び軍属でございますが、軍人といたしましては約4,０００人、軍属が約８００人でございます。

基地従業員でございますが、約2,０００人ということでございます。

施設といたしましては、滑走路、幅員６０メーター、延長が3,３５０メーターでございます。それぞれオーバーランとして、南北に各３００メートルの滑走路があるということでございます。

その他の施設といたしまして、誘導路、格納庫、駐機場、整備工場、通信施設、住宅、病院、学校、教会、レクリェーション等の施設ということになっております。

常駐機でございますけれども、Ｃ－１３０ハーキュリーズ輸送機１７機、Ｃ－２１Ａ輸送機2機、それからＵＨ１、ヘリコプターでございますけれども、２機ということでございます。

飛来機につきましては、Ｃ５外２１機種ということでございます。

次が、立川基地でございますけれども、立川基地につきましては、所在地は立川と、昭島に一部またがっているのではないかと思いますけれども、正式な名称といたしましては、陸上自衛隊立川駐屯地ということでございます。

基地の面積が８４.5ヘクタールでございます。隊員数６００人。

飛行機の内容でございますけれども、固定翼機、いわゆる普通の飛行機でございますけれども、３機でございます。それから、回転翼機、いわゆるヘリコプターでございますけれども、３０機、合計３３機が存在をしているということでございます。

機能といたしましては、当然のことながら、自衛隊法に基づく、いわゆる第３条の任務ということになるわけでございます。この第３条の内容といいますのは、もう御承知かと思いますけれども、我が国の防衛を主たる任務、それから、必要に応じ公共の秩序の維持を図るということで、立川基地につきましては、かなり第２の、公共の秩序の維持を図るというところに、重点が置かれているというものでございます。言いかえますと、広域災害救助の機能を多く持った基地ということでございます。

そのほかに、御承知のように、Ｃ１ジェット輸送機の発着訓練が、月１回行われているという状況でございます。

それから、３番目の平和資料館の件でございますけれども、これは、昨年のやはり第４回の

定例市議会でも、一ノ瀬議員さんですか、提案があったわけでございますけれども、今、日野市は、ふるさと博物館を計画をしておりまして、順調にまいりますれば、昭和６３年に建設をしたいということで、準備をしております。

博物館の内容につきましては、博物館法の内容で―― 法律の内容では、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等の収集、保管、展示ということでございまして、当面はこの博物館で対応できるのではないか、というふうに考えております。専用の平和資料館の建設につきましては、貴重な提言といたしまして、承っておきたい。今後の課題として、考えていく予定でございます。

私の方からは、以上でございます。

○副議長（米沢照男君）　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　２点目の、航空機騒音関係について、お答えをさせていただきます。

航空機騒音につきましては、毎年の環境週間に合わせまして、御質問の中にもございましたように、旭が丘地区センターを拠点にいたしまして、連続３５日間の測定を行っております。最近、3年間、５８年、５９年、６０年につきまして、それぞれ飛来回数１日平均の機数について、お答えいたします。

５８年度は、年間を通しまして1,２６６回、飛来回数がございました。１日平均に直しますと、３６機でございます。

５９年になりますと、それが1,１１４回。１日平均が３１.8機でございます。

６０年、1,１０６回。３１.6機の平均でございます。

そして、航空機が出します音の高さでございますが、９０ホン以上の音を出したのが、3.2機。それから、８０から９０までが１５.6機。７０ホンから６０ホンまでが、１２.8機であります。

さらに、これらのデータをもとにいたしまして、航空機騒音のWECPNLという騒音の単位がございますけれども、これに換算をいたしますと、５８年度が７８.1という数値が出てまいります。５９年度が、７７.9でございます。６０年が７８.2という数値でございまして、この３年間に限って申しますと、大体での数値も、横ばいの状態でございます。

その次に、騒音調査の地点をふやすことはできないか、こういう御質問でございますけれど

も、航空機騒音は、先ほども申しましたとおり、環境週間に合わせまして、公害防災課の専門職員が直営でやっております。それらの職員は、そのほかの公害関係の測定などにも携わっている関係上、これを大幅にふやすことは、現状、困難でございますけれども、例えば、今年度中に市立病院の裏手の住宅の方から、航空機騒音について測定をしてくれ、こういう要望がございまして、これにこたえるべく、今、準備をしております。

航空機騒音の測定につきましては、短い期間の測定でございますと、かなり偶然性に左右されますので、比較的ほかの調査よりも長期間にわたって、継続して測定をする必要がございます。そういうことから、市立病院の裏に拠点を設けまして、測定を行い、その測定の結果は、防音工事対象区域の拡大の要望につけて、関係機関に提出をしたい、このように考えております。

したがいまして、防音地域の拡大ということを抜きにいたしまして、この地点をふやすことについても、６１年度以降、前向きに部内で考えさせていただきたいと思います。

なお、その結果につきましては、測定の数値を広報課へ提出したい、このように考えております。

○副議長（米沢照男君）　小俣昭光君。

○３番（小俣昭光君）　簡単な方から、今の２点目の実態調査ということについてから行いたいと思います。

３５日間、環境週間のときだけやる、これは、職員が少ないから大変だということですけれど、実際には、例えば、大韓航空機が墜落したとき、たまたま平山住宅自治会から、やはり調査の依頼をしていたときであります。これが、偶然にその時期に当たりました。このときには、明らかに、異常に飛行回数がふえたんです。今までの倍の飛行回数になっている。８月３０日までは、３０回ぐらい。それが、７０回ぐらいにふえているという結果が出てきています。

また、ミッドウエイが横須賀に入る。そうすると、厚木基地にふえるということが言われております。横田基地でも、そういう関係は必ずありますので、そういう点では、通年測定がどうしても必要と思います。ぜひ、その辺やっていただきたい。

もう一つは、先ほども言いましたように、日野の場合は、横田基地と立川基地、二つの基地に飛来する、あるいは飛び立つ飛行機が、日野市の上空を飛んでいるわけですので、ぜひそういう点では、数カ所で測定をしていただきたい、こういうことを強くお願い申し上げます。

それと、それによって防音工事の拡大、防音工事をやれば飛んでいいということではありませんので、その辺ははっきり、当面の問題としてやっていただきたい、というように思います。

それで、この調査の結果を、やはり広報でお知らせすることは、どうしても必要と思います。そういうことです。よろしくお願いしたい、というように思っております。

第１点目の、横田基地の問題でありますが、横田基地などの航空機騒音や、墜落事故の危険から、市民を守るため、横田基地を中継点とした米、韓、日、台、合同軍事演習や、立川基地のＣ１離発着陸訓練の中止、早朝、深夜飛行の中止を求めるために、横田基地に出向いて、司令官に、核兵器廃絶平和都市宣言を行っている、日野市の上空は飛ばないよう要求するなど、積極的に働きかけていただきたい。この点について、市長から積極的な答弁を求めたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　日野市が、横田基地、ないしは立川基地に、地理的に近くて、そして航空機等の影響下にあるということは、一面には不幸な事実とも言えるわけであります。

測定でありますとか、あるいは、航空回数の記録でありますとか、こういうことは可能でありますが、これは、日野市だけでなくても、資料はたくさん、福生でも行われている住民運動の記録もある。こういうことでありますから、なにか日野市だけに限局して行わなければ、資料不足だということは、言えないというふうに思います。

今、積極的に日野市の上空の航空を停止せよとか、期待としては言えるわけでありますが、現実に手の届く課題でもないと。特に、核戦略のバランス、いわゆるそのバランスによって戦争抑止力になるということに、我々は全く迷惑を受けるわけでありますが、現実、やむを得ない面もある、こういう状況ではなかろうかと思います。

世の中は、決して同じ状況でとどまることはない、というふうに思いますので、やっぱりいろいろな国民的な努力、運動等によって、世界に平和を求めていく。日本の大きな指導力がそこにあってよろしいと、このように考えます。

地域の自治体としてなし得る限度ということもございますので、しかも、市民の声をなるべく広く届けるようにいたしたい、そういう考えは持っておるところでございます。

以上です。

○副議長（米沢照男君）　小俣昭光君。

○3番（小俣昭光君）　最後に、1点申し上げたいと思います。

昭和57年10月8日、日野市では、日野市核兵器廃絶平和都市宣言をした日であります。この平和都市宣言、今、日野市内にあちこちで立っておりますが、平和都市宣言の啓発塔、あるいはステッカー、こういうのをもっとつくって、小さいのでもいいですから、各戸の家庭に張れるように、そういうような希望のある家庭には、そういうのが配れるよう、あるいは、それだけではなく、宣言文も刷り込んだ、このようなものを各家庭に、希望のある家庭には配れるよう、そういうような運動を、日野市全体で、市民がこぞって平和な日野市をつくるために、あるいは日本をつくるために、日野市でも積極的にそういう啓発をするために、できないかというように思います。

以上のことを申し上げまして、この私の一般質問、市民とともに平和な日野市をの一般質問を終わらせていただきます。

○副議長（米沢照男君）　これをもって2の1、市民とともに平和な日野市をに関する質問を終わります。

2の2、落川都営住宅建て替えにともない環境整備をについての通告質問者、小俣昭光君の質問を許します。

○3番（小俣昭光君）　落川都営住宅建て替えにともない環境整備を。通告質問に従いまして、質問させていただきたいと思います。

御存じのように、落川都営住宅の建てかえのための取り壊しや、整地まで、今、されております。これから、この建設が始まりますと、大型車両も大量に出入りされます。この地域、区画整理もされてなく、道路も大変狭くなっております。また、大型車両も通り抜けできない地域でもあります。この地域の道路整備について、どのような計画があるか、お聞かせいただきたいと思います。

また、第二関戸橋との関係も、あわせてお聞かせいただきたいと思います。

都営住宅建てかえにおいて、今度のこの落川の都営住宅の建てかえについて、関連施設は、どのような施設が考えられているか。わかりましたら、この点もお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○副議長（米沢照男君）　小俣昭光君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　　お答えをいたします。

御質問の内容は、建設に当たりまして、このかかる道路の整備はどうなっているか、ということが第１点のようでございます。

建設にかかわる車両の進入路といたしましては、現在、第二落川団地、仮称でございますけれども、遺跡調査をしている部分がございます。これは、京王線と立体交差をしておりまして、地下道で通ることになっております。その道路を使いまして、市道に突き当たるわけでございますので、その市道をさらに北に曲がり、それから一部右折をし、建設現場に入るということになろうかと思います。地元の住民、市民の方につきましては、計画の概要を説明いたしまして、了解を得ているわけでございます。

特に、申し上げておきたいことは、この周辺の道路の整備ですが、今、話し合いがついて、可能なところを申し上げますと、この団地の西側に、今、約４メーターの道路がございますけれども、この４メーターの部分を６メーターに拡幅すると。それから、橋がございますけれども、この橋を６メーターにかけかえるということでございます。

さらに、地元等から、多摩川の堤防まで６メーターで抜いてほしい、という要望もあったわけでございますけれども、関係地主の了解が得られず、現状のままということでございます。

それから、関連する公共施設がどうなっているか、ということでございますが、落川第二都営住宅の建てかえにつきましては、既存の住宅が４８戸でございます。この４８戸を建てかえした後の戸数が、５０戸。４８が、総計５０になるわけでございますので、非常に環境としてはよくなるのではないか、というふうに考えております。

付帯施設といたしましては、集会所７５平方メートル、それから児童の遊び場用地３７０平方メートル、それから緑地並びに植樹帯が、1,９５２平方メートルでございます。

以上でございます。

○副議長（米沢照男君）　小俣昭光君。

○３番（小俣昭光君）　　第１点目の、道路の整備の問題ですが、地主と、先ほど言いました、多摩川に突き当たる、あの道ですが、東邦歯科がかかっていると思いますけれど、東邦歯科では、住民がこの道を必要ならば協力してもよい、という話も聞いておりますけれど、ただ、住民が通り抜けできる道ができちゃうと困る、というようなことを言っている。どちらが本当かわかりませんけれど、その辺を、ぜひ東邦歯科にも協力をしていただきまして、そして

道を整備していただきたい、というように思います。

また、東邦歯科から東側、住宅があります。この住宅は、百草園の駅に行くよりは、むしろ桜ケ丘の駅に近いといわれております。ですが、この住宅については、東邦歯科のところまで出てきて、そしてまた桜ケ丘の方へ行くというような道しかありません。ですから、あすこの、今、少年野球などで使われているグラウンド、あるいはその近くを1本、多摩市側に道路をつけていただきたい、という住民の要望があります。ぜひ、これらについても、実現をさせていただきたいと思います。

それと、先ほど第二関戸橋の問題、関連が、お話しいただいていませんので、この問題についてもお聞かせいただきたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　お答えをいたします。

多摩市の方へ通ずる道路の要望でございますけれども、ちょっと、具体的に、今のお話ではわかりませんので、後ほど伺いまして、都の方に交渉してみたい、そういうふうに考えております。

今まで、地元から出てきた問題、それから、市の行政側から要望する問題、これらはすべてまとめて東京都の方にお願いをし、努力をしてもらっているわけでございます。ですから、当初からあれば、俎上にのったわけでございますけれども、多摩市の方への新規道路につきましては、ちょっと私も初耳でございますので、調べさせていただきたいというふうに思います。

それから、東邦歯科の問題でございますけれども、東邦歯科の関係につきましては、東京都の方から、東邦歯科並びにその反対側の住民の方に、協力要請を再三したわけでございますけれども、了解が得られないということでございます。

2番目の、第二関戸橋との問題でございますが、これは、一部東側が三角に出っ張っておりまして、この部分は、当然のことながら、できるだけ建物を西に寄せまして、建設をするような配置になっております。

○副議長（米沢照男君）　小俣昭光君。

○3番（小俣昭光君）　ぜひ、住民要望を積極的に取り入れていただきまして、この質問を終わらせていただきます。

○副議長（米沢照男君）　これをもって2の2、落川都営住宅建て替えにともない環境

整備をに関する質問を終わります。

２の３、浅川河川敷内でのスポーツサークルの活動存続のためにについての通告質問者、小俣昭光君の質問を許します。

○３番（小俣昭光君）　浅川河川敷内でのスポーツサークルの活動の存続のためにを、通告質問に従いまして、行いたいと思います。

浅川の長沼橋から滝合橋の間を、建設省は、河床を下げる工事を１１月から行う、このように言ってきております。

御承知のように、この区間は、河川敷を利用しての自主的スポーツ愛好者や、また、子供たちが野球やサッカーなど、子供たちの健全育成のためから、また、みずからの手で野球やサッカーなどが、不十分ながらも練習ができるように、整備をしてきております。

この場所が、今度の工事で大幅に削り取られるといわれております。どのような基準で、今回の工事が進められるのか、また、多摩川の合流点まで、この問題、河床を下げることが進められていくのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　小俣昭光君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（伊藤正吉君）　２点にわたります御質問につきまして、お答え申し上げます。

まず、第１点目でございますけれども、建設省の方では、長沼橋の６０メートル下流から、約５００メートルの下流まで、ここで工事を行いたい、こういうことでございます。

さらに、平山橋から下流５００メートル、これの河床を掘削したい、こういう計画がございます。

工事の概要でございますけれども、今申し上げた個所でございますが、現在は５０メートルほどの幅の土砂があるわけでございますけれども、これにつきまして、１０メートルほど北側のところを残しまして、あと1.5メートル掘削する、こういう計画でございます。掘削量といたしましては、約３万立米ぐらい出るだろう、こういうことでございます。

それから、６０年度以降につきましては、今申し上げました平山橋から、河床を５００メートルぐらい削っていく、こういう計画がございます。そういう意味からいきまして、先ほど申し上げましたサッカーとか、野球につきましては、水面になりますので、この場所ではできないことになるわけでございます。

以上でございます。

○副議長（米沢照男君）　小俣昭光君。

○3番（小俣昭光君）　再質問をさせていただきます。

このまま浅川の、多摩川の合流まで進めていくということになりますと、日野市が進めている浅川自然公園の問題など、大変に影響を受けることになります。

もちろん私は、今行われようとしている滝合橋の南側の河川敷を利用しての、スポーツ愛好者や少年野球の人たち、そういう人たちが自主的に、ある人に言わせると、１００万円以上、この整備のためにお金をつぎ込んできている。それが、たった一遍で崩されてしまう。どうしても納得できない。もちろん建設省に、使用の許可のお願いも行っておりますが、許可がどうしてもおりない。黙認という形で、今まで使わせていただいてきておりますが、何としても（「サッカー場とか野球場は、行政がつくらなくちゃいけない。河川敷を借りてやっているというのは、仮の状態だ」と呼ぶ者あり）この場所、近いですので、どうしても守っていきたい、こういうような要望が寄せられております。

河床を下げるということであるならば、今の水が流れているところ、ここの河床を下げる、あるいは、子供たちが使っている場所、ここを除いてやることはできないのか。そういう形で、この整備をやっていただきたいと思いますが、ぜひ実現させていただきたいと思います。（「この発言の要旨を覚えておくぞ、水害があったときに」「忘れるまいぞ」「河川の改修は必要だよ」と呼ぶ者あり）

○副議長（米沢照男君）　建設部長。

○建設部長（伊藤正吉君）　再質問でございますけれども、これにつきましては、河川法の第２６条、並びに第２７条ということの制約の中で、政令で定める軽易な行為によってはこの限りでない、こういうことで、公文化されております。

その政令を調べますと、軽易なものとは、草刈りとか、障害物の除去とか、その他、これらに類する小規模な移動については黙認されると。こういうことで、解釈をしているわけでございますけれども、それに伴いまして、現在、河川敷について、御指摘のような場所につきまして、いろいろのクラブ、あるいは団体等でお使いになっているわけでございます。これは、あくまでも黙認というような形になるわけでございますけれども、市の方といたしましても、やはりここで、スポーツサークルで使っている現状を、よく訴えたところでございますけれども、

洪水、あすこの地域につきましては、非常に川幅が狭くなっているということがございますし、また、土砂が堆積していると。一番堆積している場所だそうでございます。

そういたしますと、それらの場合に、一たん水がふえますと、民家等に影響が出るんではないか、というような国の計画もございますので、それらにつきましての考えをもとに、これにつきまして、工事の担当の京浜事務所の方と、それから私どもの方の水路清流課長が、サッカーの監督あるいは野球の監督をなさっている方に、いろいろこの実態を訴えて、御理解を賜る、こういうことで進めておるところでございます。

以上でございます。

○副議長（米沢照男君）　小俣昭光君。

○３番（小俣昭光君）　スポーツサークルの自主的な活動を、こういう形でなくすということは、（「市民の生命と財産を守るためには必要だ」と呼ぶ者あり）どうしても私たちは納得できないわけであります。ですので、ぜひスポーツサークルの愛好者の人たちと積極的に話し合いをしていただき、そして、場所をどこか一緒に探していただくことを、ぜひ要望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○副議長（米沢照男君）　これをもって２の３、浅川河川敷内でのスポーツサークルの活動存続のためにに関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（米沢照男君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前１１時５３分休憩

午後　１時　５分再開

○副議長（米沢照男君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問３の１、京王線平山城址公園駅、南平駅の自転車対策について問うについての通告質問者、馬場繁夫君の質問を許します。

〔７番議員登壇〕

○７番（馬場繁夫君）　それでは、京王線平山城址公園駅、南平駅の自転車対策につきま

して、一般質問をさせていただきます。

日本では、自転車利用は、推定保有台数約5,０００万台を超え、保有率にいたしましても、国民2.3人に1台という数字になっております。国民生活に、極めて密着したものとなっているところでございます。

世界の国々と比較いたしましても、保有台数では、アメリカ、中国に次ぎまして、保有率ではオランダ、西ドイツに次ぐ位置にあります。しかも、年間６００万台を超える自転車の生産台数は、アメリカに次ぎまして、世界2位の実績を示しております。輸出産業としても、重要な役割を果たしているところでございます。今後も、都市の過密化、省エネルギー、さらに健康的な日常生活の要求などからも、近隣交通手段としての自転車の重要性は、ますます増大していくことであることは、周知のとおりでございます。

しかしながら、その一面では、駅周辺等におきましての無秩序な自転車の大量放置などの現象が、社会問題化しておるところであります。放置自転車問題に対処するために、昭和５３年1月に、自転車駐車場対策の推進についての、交通対策本部が決定され、関係省庁が中心となりまして、具体的な対策が講ぜられるようになってまいりました。

さらに、昭和５６年５月、自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律が、施行されました。自転車問題の潜在化した、各地方自治体でも、問題解決のため、さまざまな行政処置を講ぜられるようになってまいりましたが、駐車場不足の中で、規制強化をいたしましても、利用者は混乱するばかりであります。

例えば、禁止区域の放置自転車の撤去という、罰則的な処置を用意しております横浜市では、市営駐輪場の定期利用ステッカー購入のため、数百人の行列ができたり、ステッカーを盗んだ高校生が補導される事件も発生したり、混乱も生じております。受け皿の不十分のままの規制強化にも、問題が多いとされております。地方自治体では、駐輪場の確保に、四苦八苦の状況であります。

当日野市におきましても、昭和５８年４月１日に、日野市自転車等の駐車秩序の確保に関する条例が、施行されました。市内6駅の、放置禁止区域の指定がされておるところであります。

今回は、京王沿線の状況について、数点質問をさせていただきます。

平山城址公園の駅につきましては、昭和５９年7月3日の午前9時から午後4時までの、自転車とバイクの台数調査によりますと、総数で７５２台、そのうち４４４台、全体の５９％が

放置されているというふうに、市のデータから言われます。特に、平山駅北口の状況といたしましては、現在、平山城址公園北自転車駐車場がございますけれど、利用者の皆さんの利用の流れから外れている部分もありまして、利用には非常に厳しい部分もあります。その関係上、現在、平山用水の上に一部を、歩行者用通路として確保されていますが、その部分に自転車が放置されておりまして、通行が非常に難しい、困難な状況となっております。

さらに、京王線の地下道入り口付近におきましても、自転車が駐車されている状況の中で、通勤、通学の人たちが通過するのに、支障が来すことも出ております。また、時には自転車と接触したりしてのけがをされたというお話も、伺っておるところでございます。

また、平山城址公園駅の南口につきましても、南自転車駐車場がありまして、この部分につきましては、概ね６０ないし７０％、利用されているような感じを受ける次第でございます。

ところが、平山城址公園の南側のところに、西側方面から来る方の自転車の駐車場の確保ができておりませんので、平山駅のロータリー付近、特に平山の地区センター等の北側には、歩道にたくさん自転車が駐車され、また、ロータリーにもはみ出している状況で、通行に非常に支障が来しているところであります。

さらに、図書館の西側におきましても、自転車等が駐車されていまして、通行をしにくい、また、非常に危険な部分もあります。

このような平山駅の状況につきまして、平山駅の自転車対策は、現在、どのように考えられているか、また、今後どのようにされていくお考えがあるのか、第１点の質問といたします。

さらに、南平駅の北口でございますけれど、現在、南平駅北自転車等駐車場がありますが、この駐車場につきましては、利用者の通行の流れから、大きく奥まった部分にありますので、ほとんど使われていない、全く使われていないといってもいいような状況になっております。そのために、駅の北口の料亭「天城」の南側の路上に、自転車が散乱されておりまして、通行上、支障が出てきております。

さらに、南平南口につきましては、中央大学の北側の駐車場が設置されておりますが、駐車場が狭いために、用水と中央大学の寮との間に、自転車も数多く駐車されて、非常に危険な状態となっております。

また、南平駅の周辺の道路にも、数多くの自転車が駐車されております。日野市のデータによりますと、南平駅では、自転車の総数が７３０台。そのうちに放置台数として、５５２台、

７５.６％の自転車が放置されている、という状況になっております。

そこで、質問といたしましては、南平駅北駐車場の利用がされていない状況でありますので、その改善なり、利用できる何か方法をお考えになっておりますか、お伺いいたします。

３点目といたしましては、中央大学の寮の北側の駐車場でございますが、用水と中央大学寮との間に、自転車が駐車されている関係上、増水したときには、非常に危険なことも出てきますので、できればガードレール等の設置をすることによって、危険防止の対策をとれるように、お願いいたします。

４点目といたしましては、基本的には南平駅周辺におきましても、土地を購入いたしまして、駐車場をつくるしかありませんので、これにつきまして、どのような施策をお持ちになっておりますか、お考えをお聞きいたします。

さらに、百草駅につきましても、百草の周辺は、道路が極めて狭く、交通上も非常に危険な地域でもありますし、この地域に自転車がかなり放置されておる状況であります。また、この場所につきましても、日野市の調査状況によりますと、２２２台がありまして、そのうちの132台、全体の５８.１％が放置の割合とされているところでございます。この百草駅の駐車場の整備について、どのような施策で今後の対策をとられるか、これについての質問を５点目といたします。

それと、質問６点目といたしましては、通勤、通学時間帯におきまして、各、平山城址公園を初め京王線沿線の駅における自転車の整備、並びに後片づけにつきまして、実際どのような時間帯で、どのような人数の方が整備をされているか、その辺の状況と、今後、その辺につきましてさらに強化をしていくお考えがあるかどうかについて、御質問をいたします。

以上、６点について、答弁をよろしくお願いします。

○副議長（米沢照男君）　馬場繁夫君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（伊藤正吉君）　お答えしてまいりたいと思います。

まず、１点目の、平山の対策につきましてでございますけれど、現在、民営と市営におきまして、三百何台の収容能力を持つ駐車場があるわけでございますけれども、今、御指摘のような場所に、約、きょう現在は３２０台程度の放置がされている、こういう実態でございます。

この実態を図面上で見てまいりますと、西側地域につきましては、駐車場があると。こういうことでございます。東側の方につきましては、現在のところ、市営の駐車場がありませんし、

また、民営の方のあれもございません。こういうことで、東側の方に重点を置きまして、駐輪場の用地の確保に努めてまいりたい、かように考えます。

２点目の、南平の駅の関係でございますけれども、南平につきましても、市営では、３９５台収容できる駐車場があるわけでございますけれども、この、やはりきょう調べてまいりました放置状況によりますと、東側方面が多いわけでございます。約３３０台ぐらいが放置されていると。こういう実態でございます。これらにつきましても、やはり西側の方につきましては、こういう市営の駐車場がありますので、東側の方について、これからは用地の確保を図っていきたい、かように考えるわけでございます。

それから、中大の寮の北側の、用水路のガードレールの設置の件でございますが、早速現地を調べまして、善処してまいりたいと思います。

それから、百草の関係でございますけれども、百草園につきましては、現在、市営の駐車場がございません。幸い、百草の――失礼しました。京王線の、いわゆる線路が、今までカーブがきつかったところが、緩やかになるということで、そこに、約７００平米ぐらいの用地があるわけでございますけれども、これらにつきまして、京王当局に借用方の申し入れをいたしまして、そこに駐車場を設置していきたいと、かように考えておるわけでございます。

それから、現在、放置自転車の整備員の関係でございますが、高齢者事業団等に委託しまして、整備をしているところでございますけれども、とても追いつかない実態でございます。この辺につきましては、さらに私どもの方ではＰＲをして、やはり市民の皆さんのモラルに訴えてまいりたい、かように考えております。

なおまた、整備についても、実態を踏まえまして強化してまいりたい、かように考えております。

以上でございます。

○副議長（米沢照男君）　馬場繁夫君。

○７番（馬場繁夫君）　今の御答弁の中で、平山城址公園の駅につきましては、東側についての用地の確保に努めていきたいということでございますが、現在、平山城址公園の駅の北口の地域は、非常に混雑の激しい部分がありまして、もう少し北自転車駐車場の利用できる方法の、何か対策がとれれば、非常にありがたいと思うんですけれど。例えば、滝合橋からスロープで、北口自転車駐車場の近くに、直接下りていける、その流れの中で――流れが、駅の

流れの方向にとれるようにすることができれば、今まで以上に利用がふえてくるんじゃないかと。これについて、対策を講じられるように、お願いいたしたいところでございます。

さらに、用地の確保を、早急にやっていただきたいんですけれど、その中で、なかなか難しい地域でもありますので、場合によれば、現在、平山用水がありまして、この平山用水を暗渠にいたすれば、自転車の駐輪場の設置もかなり可能な部分もなってこようと思いますので、用地の管理されている方とも十分打ち合わせ等を行い、その辺の部分ができるんであれば、早急に対策をしていただきたい。

そして、南平につきましても、南平の駅の整備を京王側がやっているところでありますので、この時期に合わせて、付近の土地の確保を早急に進めていただきたい。

特に、また、百草駅につきましては、７００平米の用地に、駐車場を設置していくという御答弁でございますが、利用者の利便性ということも、十分考えた上で設置をしていきませんと、せっかくつくりましても、利用が非常に厳しいという結果にもなりますので、十分その辺の部分につきましても、対策をとりながら、駐車場の設置をお願いしたいと思います。

南平駅と、平山につきましての、これは再質問ということで、ひとつよろしくおねがいします。

○副議長（米沢照男君）　建設部長。

○建設部長（伊藤正吉君）　１点目の、滝合橋のところからスロープをつくって、北側の市営の駐車場へ渡る、という案でございますけれども、これらにつきましては、橋のいろいろ構造上の問題もあろうかと思いますけれども、技術的な見地で、検討を進めさせていただきたいと思います。

平山用水の上のふたかけの件でございますが、既に西側については、半分ぐらいふたかけをしまして、その上に歩行者ということで、設置してございますので、これらの点につきましては、用水組合の方とも十分協議をいたしまして、進めてまいりたい、かように考えます。

南平の駅につきましては、いま現在改修中ということでございますので、この辺につきましても、京王側の意向も踏まえまして、私の方からも要望してまいりたい、かように考えます。

以上です。

○副議長（米沢照男君）　馬場繁夫君。

○７番（馬場繁夫君）　それでは、市長にお尋ねいたします。

日野市自転車等の駐車秩序の確保に関する条例が、５８年４月１日から施行されているわけですけれど、このうちに、６駅につきまして、駐車の禁止地域を指定されております。それから２年も経過しておりますけれど、京王線の平山城址公園の駅、南平駅、百草駅等につきましては、その後、土地の確保等により、その地域の自転車が確保できる用地を確保できていないのが、現状であります。

その関係上、禁止地域に、さらに標識の設置等の対策もとれず、現在は混乱しておりますので、本当に市長が、この地域の自転車場の整備ということに、力を入れてやるという施策があるのか、非常に懸念もしておるところでございます。それの市長の決意なり、また、本当にやる意思があるかについて、市長にお尋ねいたします。

○副議長（米沢照男君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　駅周辺の放置自転車のことにつきましては、なかなか解決に至らないので、苦慮いたしております。自転車の秩序につきましての条例を定めて以来、もっと解決の方法をということを、常々考えておるわけであります。

一応成功し得ているのは、高幡のかいわいではなかろうかと、こんなふうに思っていますが、他の駅につきましては、まだ、解決とかなりほど遠いという感がいたしております。

そこで、今お話のありました平山城址駅の、浅川沿い、浅川側ということになりますと、既に建設省等にも一度お願いをして、だめだったということでありますが、もう一遍お願いをしようということが一つあります。それができれば、ほとんど解決ができる。

それは、ちょうどあの駅の用水を隔てて、堤防兼道路があるわけでありまして、あのガードレールから河川側の間に、相当のまだ用地があります。もし、あそこに駐輪設備をつくることを許されますならば、ほとんどの台数を納めることができる、こんなふうに考えていまして、部長も交代いたしましたので、またそれに先般指示を行って、もう一遍河川当局にお願いに行こうということも、予定をいたしておるところであります。

それから、南平の駅周辺につきましては、確かに公設の置き場が、ちょっと距離が遠いと。それから、台数を収容するだけの能力に至っていないということでありますので、今、部長がお答えをいたしました、京王電鉄側の用地が、何とかお願いができそうだということもございますので、このことに集中努力を払ってみたい、このように思いついたところでございます。

百草におきましても、確かに公設の置き場がないわけでございますから、多少、これまで、

全くあてがないということでもございませんので、もう一遍交渉を新たに試みて、何か解決の方途を具体化していきたい、このように考えておるところでございます。

その他の、例えば豊田の北口でありますとか、本当にこうすればと思って、歯がゆいばかりの数面があるわけでございますけれど、もう少し、私も陣頭指揮をするつもりで、一つ当局、並びに関係の方々にお願いをしていこうと、こう思っております。

以上です。

○副議長（米沢照男君）　馬場繁夫君。

○７番（馬場繁夫君）　今、市長の方から答弁がありました、平山城址公園の駅につきましても、河川の利用ということは結構でございますが、十分利用者の交通の流れというものを考えていただき、その上でつくりませんと、せっかくつくっても利用の方が非常に難しいということにもなり得る可能性が大きいので、これは十分考慮に入れながら、設置を考えていただきたいと思います。

また、南平につきましても、現在あります駐輪場は、せっかく市でつくりましても、利用されていないという、非常に厳しい部分がありますので、二度とこのようなことにならないように、十分注意を払いながら、自転車の駐輪場の確保ということに、市長みずから、陣頭指揮をするつもりで、ということじゃなく、陣頭指揮に立って、対策を立てていただきたいと思います。

具体的に、いつまでにつくるんだという、その年次目標を明確にしてつくりませんと、やはり時間の経過が先行してしまい、なかなか現実に沿わないということもありますので、いつまでにつくるんだという目標年次を、みずから課して、取り組んでいただきたい。

また、自転車の安全利用の促進、及び自転車駐車場の整備に関する法律が、５５年１１月に法制化されております。その中におきましても、鉄道の用地の取得とか、貸し付けその他の処置を講ずることにより、ともかく自転車、駐車場の設置に積極的に努力しなければならないということで、鉄道の事業者に対しての義務づけなり、努力ということを、ここで明確にうたわれていますので、当然、京王線につきましても、より強力に用地の利用を、市側が強く要望を出して、一日も早く駐輪場の確保をして、駅周辺が自転車公害から解放されるよう、鋭意努力をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上で質問を終わります。

○副議長（米沢照男君）　これをもって３の１、京王線平山城址公園駅、南平駅の自転車対策について問うに関する質問を終わります。

３の２、南平五丁目の生活環境整備についての通告質問者、馬場繁夫君の質問を許します。

○７番（馬場繁夫君）　５５年３月、浅川利用計画報告書が出されております。浅川の現在及び将来にわたる位置づけと、浅川の保全と活用を基本方針といたしました、浅川利用計画が制定しておるところでございますが、段丘、浅川丘陵を結ぶ緑と水のネットワーク、さらに緑と水による歴史的、文化的要素を含んだネットワークは、景観的、郷土風景から見ても、浅川水系の保全が必要であり、浅川周辺の保全も重要であり、その観点より、向川原市営住宅の建てかえの計画の際、段丘、浅川丘陵を結ぶ緑のネットワーク上から、十分建物の高さ、デザイン、緑化、桜並木等に関連いたしまして、５９年の一般質問をさせていただきました。今回は、その別の観点から、若干、南平五丁目の生活環境整備についての御質問をいたします。

向川原市営住宅の建設工事の計画につきまして、工事の計画、工程、規模、構造、階数、また何世帯入られるか。さらに、計画人口等につきまして、まず第１点の質問をいたします。

第２点といたしましては、５９年の９月の第３回定例会上、南平３４号線の認定が行われました。これは、南平五丁目１６番地から、１６の２５に至るまで、幅員６メーター、延長６４.４１メーターの道路の認定でございますが、この認定は、向川原市営住宅の建設に伴い、南平２０号線から市営住宅に至る道路をつくられたことによるものでございます。

質問２点目といたしましては、南平２０号線の拡張計画、特に南平３４号線から都市計画道路２・２・５号線に至るまでの地域は、工事に伴いまして、工事車両が出入りする部分であります。現在、道路幅も極めて狭く、非常に危険な状況もあります中で、工事車両が出入りするようになりますれば、さらに危険が増大してくる部分でありますので、この周辺地域の道路の拡幅、並びに整備計画はどのようにお考えになっているか、お聞きいたします。

さらに、南平２０号線の、先ほどとは方向が逆の、東側に至る部分でございますけれど、南平３４号線から２０号線の交差点より約１９０メーター東に、約２００メーターにわたりまして、水路が現在流れております。この水路の流れている部分は、道路幅がまた一段と狭くなっておりますので、将来、市営住宅９棟が完成した時点では、かなりの地域の人口の増加に伴い、車両の通行が、現在以上多くなることは、当然予測できるところでございます。その関係上、早急に水路を整備し、歩道ないし道路の拡幅ができないか、３点目の質問といたします。

４点目といたしましては、南平地域は平坦地でありまして、かつて水田地帯でありました関係から、水路が大変発達してまいりました地域であります。その後、この地域の発展に伴いまして、住宅地域として急速に変貌した関係上、生活排水等の諸問題も、大変大きい地域であります。

今回の質問の範囲におきましては、北は浅川の右岸、南は市道南平２０号線、東は向川原市営住宅の間に囲まれています地域は、非常に土地の部分が低い関係上、また、排水施設がありませんので、各家庭ではシートマストを利用されながら使っておる状況で、常に水の利用につきましては関心を持ち、注意を払いながら生活しているという、大変な地域であります。

この地域は、雨が降りますと、従来は先に桑畑がありまして、桑畑が遊水池の役目をいたしておりましたが、最近、この桑畑を造成いたしまして、土砂を排出することによりまして、かなり従来よりも高くなりましたので、遊水池としての機能を果たさなくなりましたので、雨が降りますと、地域に雨水がたまりまして、非常に地域の方が大変な思いをしている地域でございます。何か、この地域の雨水対策に、対策をとれる方法がないか、その辺の考え方をお聞きいたします。

以上について、まず、御答弁をお願いいたします。

○副議長（米沢照男君）　馬場繁夫君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　それでは、１点目の、向川原市営住宅の計画につきまして、総務部長の方から御説明しておきます。

この建てかえは、現在１３３戸でございますが、前に２４戸空き家を解体しておりますので、実際には、あすこには１５７戸の建物でございます。これを、５カ年計画に基づきまして、来年度からでございますが、実施していきたいということで、その数は、２６４戸ということになりまして、大体１０７戸ふえる予定でございます。

それで、今、実施設計に入ったところでございまして、これは建築の方にお願いして、今やっておりますが、第１期目にいたしまして、６１年度に２棟４８戸、それから６２年度に、やはり２棟で６４戸。それから、６３年度に２棟で６４。それから６４年度で８８戸、３棟ですが、こういうふうな計画で、今取り組みました。そして、そのスケジュールで動いております。

ここの建物は、御承知のように、一種住専でありますので、４０の８０ということでございますが、最大限度にとりまして、４階建てを、今、一応計画しております。

以上、雑駁ですが終わります。

○副議長（米沢照男君）　　建設部長。

○建設部長（伊藤正吉君）　　２点目以降につきましてのお答えをいたします。

今、総務部長の方から計画が発表されたわけでございますけれども、確かに、七生中の東側の通りから東へ入りまして、市営住宅の工事のために道路を新設したところを通りまして、敷地に入るわけでございますけれども、この間につきましては、非常に幅員が狭いところもございます。そういうことで、非常に心配なところもあるわけでございますけれども、家がいっぱいに立て込んでおりまして、拡張というのは非常に難しい個所もあるわけでございます。

そういう意味合いにおきまして、今度の市営住宅につきましては、ＰＣ工法という工法を使っていきたいと考えます。といいますのは、搬入車両を少しでも少なくしてやりたい、こういう工法でございます。

それから、この道が狭いわけで、その上に工事の車両が出入りするわけでございますので、十分交通安全対策につきましては、地元の方にも御説明し、また協力していただき、また、施工者としても万全な構えをもちまして、建築を進めてまいりたいと、かように考えているところでございます。

それから、市営住宅の進入路、東側の方でございますが、水路のふたかけという御質問でございます。この水路につきましては、管理者が東京都でございますので、これにつきましても、今後、東京都と協議してまいりたいと思います。

４点目の、南平の排水の関係でございますが、これは下水道計画によりまして、南平排水区の整備の一環といたしまして、市営住宅の東側一帯につきましては、排水を完備したわけでございますが、今御指摘の西側につきましては、まだ、いわゆる管は布設できるような形にはなっているわけでございますけれども、その辺がまだ、排水の方が、布設が完備していない、こういうことでございます。

南平の地区の五丁目の地区の、生活排水のことにつきましては、過去に何回か話題が出まして、一応関係地主ともいろいろ協議をしたわけでございますけれども、権利者の方の意見が一致いたしておりませんので、少し中断した形になっておりますけれども、今後、やはり機会を持ちまして、この調整に向けて、排水施設ができるような実現方につきまして努力してまいりたい、かように考えます。

以上です。

○副議長（米沢照男君）　馬場繁夫君。

○７番（馬場繁夫君）　なかなか厳しい答弁の中で、特に、市営住宅の建設に伴いまして、非常に狭い道路状況でございますので、なかなかこの現状から見ますと、難しい部分もありますけれど、鋭意努力をして、少しでも早く安全対策がとれるように、強く御要望をしておきます。

また、水路の整備につきましても、東京都と協議の上、実際、用水としての機能は、当時と比べてほとんど皆無に近い状況になっておりますので、現在までは悪臭がしたり、また、交通の障害等にもなっておるところでございますので、十分この現状を、東京都の方にも理解を深めていただいて、早急にこの改善をお願いいたします。

さらに、五丁目の雨水の対策でございますけれど、現状としては、非常に厳しい部分がありますので、鋭意努力ということでは、なかなか納得しにくい部分でありまして、もう七、八年前ですか、当時、佐々木議員、また、市川芳太郎議員も、この問題をいろんな角度から、市の方に御要望なりしてきたというお話は、伺っているところではございますけれど、当時、市営住宅から都道の２・２・５号線に至るまで、幅５メートルの土地を、一部地主さんが提供いたしまして、私道とつなぎまして、道路をつくり、それを市に移管して、その中で雨水対策もしていこう、というようなお話になっていたと伺っております。

なかなかそれも、市の条例上、市に道路を移管する場合、幅員が最低４メーター未満で公道から公道までつながっているという、一つの原則がある関係上、なかなかそれが進んでいかないという中で、延び延びになってきて、今は非常に厳しい、最悪に近い状況になってきておるところでございます。

そういうふうな状況の中で、何とかそういう――条例を盾にいたしますと、この地域は、本格的に雨水対策ができないのが現状であります。また、近い将来、下水道事業が進行していく中で、道路整備がされていない地域でありますと、この地域も、新たに日野市が土地を買収して、道路をつくらなきゃいけないということも、出てくるのでありますので、地主さんが土地を提供していただくという、そのような部分を大いに活用しながら、確かに市長さんのお考えでいきますと、それは日野市の利益にもつながるというお考えも、確かに一部であろうかと思いますけれど、それを超越した形で、付近の皆さんが生活上、非常に苦慮をしているという観

点も踏まえながら、また、将来の下水道事業ということも踏まえて、地主さんが土地を提供していただけるというものを、大いに活用しながら、現在の私道と、つなげることにより、十分雨水対策をできますし、また、災害等におきまして、緊急車両の進入ということが、十分可能なことになります。

また、市営住宅の建設に伴い、市営住宅の御利用の皆様が、南平の駅に至るコースの、非常に最短距離にもなりますし、現在の南平の３４号線は、道路も狭い関係上、非常に道路、交通事故の危険性もかなりありますので、そういう連帯感に立って、市長の英断を期待しているところでございますので、南平五丁目の排水対策、並びに道路問題について、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　向川原市営住宅が、何とか建てかえをしたいということを、いろいろな形で検討いたしました結果、ようやく１本の道路を、幅の整ったということではございませんが、建物をつくることができる、という根拠ができまして、あの地域の表層を少し、少しというよりも、大きく変えることになるわけであります。

そして、あのかいわいの、特に排水、雨水排水がほとんど不可能である。家庭の排水も、穴を掘って、浸透式で、辛うじて過ごしておられるというようなことも、多少存じておるわけであります。

前議員の市川芳太郎さんが、特にいろいろとあの地域のことにつきまして、御指導をいただいておりましたし、何か方途があれば、ということを考えたわけでありますが、当時、なかなかうまくまいりませんでした。

今伺いますと、地主さんが開発と合わせて、一定の基準の道路を提供していただけるように伺いますので、もし、そういうことが一つのきっかけになりますならば、英断といわれればなおさらありがたいわけでありますが、それらのことは、ひとつ、何とか可能にさせていきたいものだというふうに伺いました。（「市長、開発は違います。提供だけ」と呼ぶ者あり）はい、提供です。まあ、提供でございますから、有償か無償か、そのあたり、これからまた、よく状況を教えていただきたいと思っております。

それで、一番橋通り、向川原側の以東の地域は、恐らく過去には浅川の洪水等で、河川敷になったり、あるいは外れたり、というようなことがあっただろうと思いますし、そういうこと

に基づいて、地形も低いという、雨水、それから生活排水の排水が、極めて条件が悪いわけでございますけれど、いずれは下水道も敷き、また、雨水、排水に対します南平用水の下流からの工事も進んでおるわけでございますので、何か落差をつくることによって、解決をしなければならない。

なお、そのことが不可能であれば、ポンプアップの方法でも講じて、やっぱり解決はしなきゃならない。こういうことに、いずれなると思っておりますので、現地を十分私どもも頭の中に入れて、そうして具体策を取り組んでいく、地域の方々にも、御協力をいただく、議員さんにも御指導いただく、こういうことで、ぜひ解決を図りたいと思っておりますので、何分とも、ひとつ適切なお知恵、御支援をお願いいたしたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　馬場繁夫君。

○７番（馬場繁夫君）　南平五丁目の排水対策につきましては、今後、前向きな行政の施策で解決できるよう、ひとつよろしくお願いいたします。

続きまして、市営住宅の建設に伴いまして、２６４世帯が、最終的には完成した時点では、２６４世帯になるということでございます。

この地域は、すぐ目の前に南平小学校を臨みながら、一番橋を渡って二小に行くという地域でございます。現在、日野市の学区検討委員会の答申によりますと、日野の第二小学校は、今後、５９年から６９年度を見ても、児童数の減少が見込まれない状況だということで、南平小学校、平山小学校を含みながら、十分検討する必要があるというような趣旨で、答申がされているところでございます。

その関係上、南平の市営住宅が建設しまして、小学生の児童数が増加することは、十分予測できますので、将来のためにも、京王線を横断する地下道を建設をすることにより、将来、この地域を南平小学校の学区変更ということも、十分考えていただきたいという、地域の方々の多くの意見もあるところでございますので、教育長といたしましては、この学区問題を含み、さらに京王線の地下道の建設と余分について、どのような施策をお持ちになっているか、お尋ねいたします。

時間が余りありませんので、簡単に、ひとつよろしくお願いします。

○副議長（米沢照男君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　お答えいたします。

今、御指摘のとおり、現在の南平五丁目の児童、日野二小へ一番橋を渡って通っている、線路をまたげば、南平小学校があると。こういうことで、早くから、何とか南平小学校に学区区域を変えていただけないかと。こういう要望は、地元から出ていたわけでございますけれど、昨年度の学区検討委員会の中で、確かに浅川以南の第二小学校へ通っている児童生徒の措置、これにつきましては、第二小学校が、現在、小学校の中で一番児童数の多い小学校で、グラウンドの保有面積、その他等からいきまして、できれば、将来、学区域の全面的な見直しの中で、南平小学校の方へ移したい、こういう考え方は持っております。

確かに、南平小学校の方は、この後、児童生徒数が相当落ちていきまして、６６年ごろになりますと、５００名前後の１４学級規模ぐらいの学校に、南平小学校はなっていくと。そういう状況等も絡んで、第二小学校の学区域の見直し、これをやってまいりたいと考えています。

ただ、御指摘のように、あの場所につきましては、京王線をまたいで、南平小学校に隣接しているという状況でございますので、児童生徒の通学路の問題、この問題については、何とか知恵を絞って、そういう問題が解決できるような方向、こういうものもあわせて検討していきたい。

まして、今お話がございましたように、現在の向川原市営住宅、その戸数が倍増するような状況になってくれば、当然その地域の学童の数もふえてくるわけでございますので、その辺の問題等ともあわせながら対応していきたい、こう考えています。

○副議長（米沢照男君）　馬場繁夫君。

○７番（馬場繁夫君）　早急に、この学区問題についても、地下道の建設についても、将来のことを踏まえながら、早い時点に決断し、対策がとれるように、強く要望をしておきます。

以上で終わります。

○副議長（米沢照男君）　これをもって３の２、南平五丁目の生活環境整備に関する質問を終わります。

３の３、市民要望の早期実現についての通告質問者、馬場繁夫君の質問を許します。

○７番（馬場繁夫君）　地域の皆さんより、常日ごろより、行政に対する強い御要望がありまして、今回、非常に細かい問題もありますが、数件質問をさせていただきます。

まず、１点目は、信号機の設置でございます。これは、南平三丁目の２２番地の地域であり

まして、都道北野街道に面する部分で、現在、工藤整形外科、福本小児科、また、セブンイレブンができることにより、当時の生活環境が大きく変化することにより、多くの方が利用していくことが出てきていますので、非常に危険な地域とされております。

付近の皆様も、大変に信号機の設置については強い要望がありまして、ＰＴＡの皆さん、または自治会の皆さんも、いろんな角度で働きかけをしている地域であります。なかなか信号設置は、難しい部分もあるでしょうが、前向きの対策を講じられるように、お願いいたします。

第２点目といたしましては、滝合小学校の北側の道路に、信号の設置ということでございます。これも、特に朝の通学の時間帯に、通勤の車両がかなり多く通過する関係上、通学の生徒も非常に危険であるということで、ＰＴＡの方も、日野市の警察署にもお願いされていると。

また、５８年当時、私も当時の管理課長に、地域の住民の皆さんと要望をしておる経緯もあります。また、日野警察署にもお願いをしているところでございますが、非常に危険も増大しているので、一日も早く信号の設置を、強く要望いたします。

それから、第３点目でございますが、これは北野街道と、市道７号線が交差する平山６丁目の交差点でございますが、これは、現在、信号が設置されておりますが、信号の交差点の部分の長さが、通常よりも長い関係上、北野街道沿いで、八王子方面に至る方向で、滝合橋の方面に行かれる方が、右折をしておると。その後に、八王子方面に行く方が、後ろに接しておりまして、信号が変わりますと、右折する車が進行した後、その後ろの車が直進いたしますと、そのときには歩行者の信号が、既に青に変わってしまうということで、歩行者との接触ということが、非常に危険であります。

また、最近の傾向として、信号が青から黄色に変化して車両が入ってくると、その車両が交差点を抜けるまでの間に、歩行者用の信号が青に変わってしまうという関係上、非常にこの交差点は危険が伴うという状況であります。日野警察署にも要望を出しているところでございますが、日野市におきましても、強く警察に要望、または東京都に対して御要望を出して、一日も早く交差点の危険防止の調整、並びに整備をお願いいたすところでございます。

さらに、質問４点目といたしましては、これは東平山三丁目の、国鉄東平山アパートの南側でございます。これは、市道平山８号線でございますが、滝合橋から来ます市道７号線と交差する地域であります。これは、国鉄アパートないし東平山三丁目の小学生が通学する際、手押し信号を渡りまして、さらに７号線の横断歩道を渡りまして、市道８号線の既存のガードレー

ルの整備されている通学路を歩行する場合、信号を渡りまして、７号線を渡るときに、ちょうど朝の時間帯で、通勤の車両との交差いたしまして、渋滞する。非常にまた危険な地域で、ＰＴＡの方からも、いろんな要望が出されているところであります。

この地域に、現在の８号線の既存のガードレールの反対側に、ガードレールを設置していただくことにより、信号を渡らず、８号線を、学校に向かって通学できるということであります。そうすれば、７号線と交差いたしませんので、安心して通学ができるということでありますので、ガードレール設置については、前々から強く要望をしているところでございますので、その後の進捗状況について、また、予定について、お聞きしたいと思います。

質問の５点目といたしまして、西平山一丁目の、浅川の左岸で、滝合橋の上流の部分でございます。この場所につきましては、危険なこともありますので、５８年に赤色回転灯も設置していただいたところでございますが、その後、事故もかなりあります。特に、夜間、滝合橋方面から車が進行してきました場合、その反対、滝合橋に向かう車が、ヘッドライトに目がくらみまして、歩行者と車道との分離帯でありますコンクリートのブロック塀に乗り上げてしまうという事故が、多発しております。

また、非常にこの一部の部分は、カーブしている部分は、道路が狭くなっておりますので、非常に危険である地域であります。この対策といたしましては、コンクリートブロックに、まず反射鏡を設置していただくという部分でございます。

さらに、この地域を大幅に拡幅するということが、基本的な交通対策、安全対策になろうかと思います。特に、ここの部分は、新しく左岸の堤防が新設されたことにもよりますので、何とか左岸の堤防沿いに、歩行者の専用道路として、御利用できれば、このコンクリートブロックも撤去することができますし、多少道幅も有利になる、そういう部分があります。

また、できれば、この部分を少し買収等によってでも、道路の一部拡幅することにより、安全度がかなり増してまいりますので、交通安全対策も十分考えていただきたいところでございます。

第６点目といたしまして、これは、南平一丁目３９番地でございますが、これは高幡橋南交差点でございます。この交差点から、鹿島団地に向かっての道路でございます。これは、非常に急カーブもありまして、また、上り勾配の関係上、民家に突っ込んだり、また、カーブを曲がり切れず、石垣等に接触する事故が、頻繁に起こっておるところでございます。

１２月に入りましても、乗用車が1台、民家に飛び込んだ事故も、起きております。標識も設置しておるんですけれど、石垣等もありまして、なかなかドライバーの目にとまりにくい場所でもありますので、この地域の安全対策の標識等も、現状に合わせて、ドライバーの視覚に十分入る位置に、標識等の設置、また安全対策を講じられるよう、強くお願いするものであります。

質問７点目といたしましては、南平二丁目の地域でございまして、これはみなみが丘住宅、南平台団地のメイン通りの、整備ということでございます。これは、七生１４２号線で、認定が昭和４０年4月１５日、供用開始が４０年１１月４日、供用開始されておりまして、延長が７０６メーターの道路でございます。

使用後、もう２０年もたっている関係上、路面もかなり傷んでおりまして、危険な部分もあるところであります。また、雨が降りますと、みなみが丘、または南平住宅等の道路の雨水が流れまして、都道北野街道に流れていくという現象が起きていますので、この舗装の整備、並びに雨水対策も、一緒に考えていただきたいということでございます。

それと、あとは8点目としましては、南平周辺の用水の整備、これは前回簇野議員も、行政報告の中で質問されているところでございます。非常にこの地域につきましては、住宅の皆さんが、雨が降るたびに大変な思いをしておるところでございます。確かに、いろんな難しい問題も数多くあるとは伺っておりますけれど、住民のことを十分踏まえて、市長みずから地主さん等にも会いながら、早期解決を図っていただきたいことを、強くお願い申し上げます。

第９点目といたしましては、地区センターのことでございます。地区センターの建設は、最終目標数として、55 館とされている中で、平山六丁目の平山苑の住民の方々から、強く要望も出されていることは、市の関係の皆様も御承知の部分でございます。その後の進捗状況並びに、いつごろこの予定をされているか、お聞きいたします。

さらに、地区センターの件につきまして、南平二丁目の地域に、現在、みなみが丘住宅と、それから南平住宅の二つがありまして、今１カ所地区センターがあるんですけれど、地域の形態上、ここに生活の環境も著しく違う部分もありまして、なかなか両方の方がスムーズに使いにくいという状況も、出ております。何とかこういう地域に、当初５５館という目標でありますが、今後、十分この地域につきましても、御検討をいただくよう、期待をしているところでございます。

以上９点につきまして、御答弁をよろしくお願いいたします。

○副議長（米沢照男君）　馬場繁夫君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（伊藤正吉君）　私どもの方の所管事項につきまして、お答えしてまいりたいと思います。

まず、１点目の、南平三丁目地番先の信号機の設置についてでございますけれども、これにつきましては、日野警察署の方に、設置方の要望をしてまいりたいと思います。

２点目の、滝合小の入り口の信号の設置の御質問でございますが、これは先ほど質問者の方から御説明がございましたように、既に日野警察署を経由しまして、上申はしてございます。これは、今、上申してあるわけでございますけれども、ちなみに、ことしの信号機の関係でございますが、市内では１６カ所要望しておるんですけれども、日野管内では４カ所しか割り当てが来ないというふうなことの、厳しい現状の中で、なお一層私どもの方では、設置方について努力していきたい、かように考えます。

それから、平山六丁目の信号機の件でございますけれども、一時日野警察でも、実態を踏まえまして、改良について実際に現地に行きまして、いろいろ協議した実績もございますので、なおその御協議について進めていただくように、強く私の方から申し入れをしていきたいと思います。

４点目でございますけれども、ガードレールの設置の件につきましては、私どもの方でも現地を見ておりますので、再三の御要望等もあるということでございますので、何とか今年度予算で実施していきたいと、かように考えます。

５点目の件につきましては、よく私どもの方で現地を調査させていただきまして、しかるべき対応をとりたいと、かように考えます。

６点目の、南平一丁目３９番地先の、交通標識の関係でございますけれども、交通の専門家でございます日野警察署員と同道いたしまして、実際に現地を見て、安全対策に万全を期していきたいと、かように考えます。

それから、南平の団地の進入路の、七生１４２号線の関連でございますが、これにつきましては、非常に舗装等がはげているというような形の中で、いろいろ舗装面についても、これから取り組んでいきたい。それから、排水等につきましても、効率的な、よい工法を、土木予算の方から検討しまして、何とか排水の効率を上げるように、努力してまいりたいと思います。

8点目でございますけれども、南平用水の排水の関係でございますが、これは非常に厳しい情勢なわけでございますけれども、やはりそういう情勢を踏まえまして、私の方でも積極的に地主さんとも交渉いたしまして、何とか早く排水の関係ができますように、一段の努力をしてまいりたいと、かように考えております。

私どもの方の担当は、以上かと思います。

○副議長（米沢照男君）　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　地区センター2件についてのお尋ねでございます。

初めは、平山苑の地区センターの件でございます。これは、あすこの分譲地は、恐らく、宅造等規制法の施行以前の分譲地ではないかと思っております。急な傾斜の坂道で、カーブも多く、道幅も狭い。後からできました宅地と比べますと、環境はやや劣る感じを受けます。そういう環境でございますので、私どもは、あそこに何とか地区センターを建てたいと、最も必要なランクに位置づけているところでございます。

地元の方々も、大変熱心に土地探しの活動をしていただきまして、これまでに2回ほど、土地の候補を持ってまいりました。しかし、いずれも最終的にはそれが不調に終わっております。しかし、今後とも、土地の解決がつきますれば建物を建てたい、このような考えでおります。

もう一つ、南平二丁目の地区センターでございますが、現在、この二丁目のほぼ中心に、みなみが丘地区センターというセンターがございます。半径３００メートルの範囲で、二丁目一帯のほとんどをカバーしております。

さらに、周辺には、直線距離にして４００から７００メートルの範囲になりますけれども、田中地区センター、鹿島台地区センター、南平地区センター、南平西部地区センター、南平東地区センターなどがございます。当面、こういった周辺の地区センターを、御使用いただきたいと思います。近い将来の計画は、今のところ持っておりません。せっかく御質問ですが、よいお答えでなくて恐縮に存じますが、御理解をいただきたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　馬場繁夫君。

○７番（馬場繁夫君）　大変厳しい御答弁でございましたが、確かに周辺には地区センターが数館ありますけれど、地域の土地の利用上、また、土地の形態上を考えますと、半径３００メートルという一つの基準のラインから見ますと、難しい部分もあろうかと思いますけれど、地域の生活状況から見ますと、1館あってもおかしくないという地域と考えております

し、地元の人々も、強い御要望をお持ちになっている地域でありますので、今後、その辺も踏まえながら、検討をしていただきたいと思います。

それと、南平用水の整備の件でございますが、なかなか難しい部分もありますので、市長の気持ちというか、市長がどのようなお考えを持って臨んでおりますか、市長にお聞きいたしたいと思います。

以上、お願いします。

○副議長（米沢照男君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　南平用水を、ずっと上流まで改修することによって、南平地域に、一帯の治水対策を完成させたいという念願は、高校を建てましたこととともあわせて、地域とも了解事項になっておりますし、かつ必要であると。しかも、その緊要度は高い、こう認識をし、予算計上等もやってまいっておるわけであります。全く地主さんの、ちょっと我々の理解のできない、個人的立場で、了承が得られないというのが、今の現状でございます。

したがって、公共事業には積極的に協力をしていただくという崇高な精神を、ぜひ持っていただきたいものだと、こう考えております。

行政というのは、何といいましょうか、業者が何かおっしゃる場合には、その事業の遂行のためには、多少の変則もやむを得ないというようなことが、私的立場ではあるかもしれませんが、公的立場ではあり得ないということが、一番隘路になっております。しかし、積極的にお願いをして、立派な人格の方でもございますので、ぜひ了解をしていただこう、このように考えております。

○副議長（米沢照男君）　馬場繁夫君。

○7番（馬場繁夫君）　なかなか厳しいものでありまして、市長も大変なことだとは思いますが、みずからまた足を運び、鋭意努力をしていただきたい。

また、市長の裁量から見ますれば、いろんな人を介しながらでも、できる部分もあろうかと思いますので、十分、早く南平用水の整備ができるよう、ひとつよろしくお願いします。

以上で終わります。

○副議長（米沢照男君）　これをもって3の3、市民要望の早期実現に関する質問を終わります。

4の1、市営火葬場の問題についての通告質問者、飯山　茂君の質問を許します。

〔１５番議員登壇〕

○１５番（飯山　茂君）　議長のお許しが出ましたので、日野市市営火葬場の問題についてということで、御質問をさせていただきます。

質問の内容といたしましては、まず、使用料金の問題、そして使用状況の問題、火葬場の将来構想と跡地の利用、火葬場の敷地面積、そして、現在の設備の耐久年数、最後に、跡地の利用の提言をいたして、質問にさせていただきます。

市営火葬場は、昭和２８年、有限会社マハヤナ協会から、日野町へ移管されて、現在に至っております。移管当時の施設周辺は、山林でしたが、その後、都市化の進展に伴い、住宅地となりました。火葬場の敷地は、昭和４８年は都市計画法上、第１種住宅専用地域の指定を受けております。

しかし、建物基準法上の用途地域の指定がされていないため、不適当建物となっております。今後の増改築に、もちろん新築は不可能となってまいります。このままの状態で推移すれば、いかに施設設備に良好な設備を加えても、耐久年数が過ぎれば、火葬場のない市になる、将来的に不安を抱えることになります。議会側でも、この点に注目をし、委員会などの場を通じて、再三にわたって指摘したところであります。

しかしながら、市内に火葬場を建設することは、用地問題、周辺住民の了解を得るなど、極めて難しい問題が残されております。南多摩斎場組合への加入について、ニュータウン関連４市が、一つずつ不快設備を引き受けておる状況でございます。

八王子市が墓地を、町田市が斎場を、多摩市がごみ焼却場を、稲城市が下水道処理施設を持っている関係で、過去において、日野市の加入が断られた経過があり、これまた難しい問題でございます。

このような情勢のもとで、市側は、火葬場問題に積極的に取り組み、５８年１０月、斎場組合と折衝を持って以来、本年４月１日、加入が実施することができ、１年半の経過を経ました。議員各位が御承知のとおり、この問題、特に前議長の石坂議長、そして高橋議長、お二方の、各市の議会対策に熱意を持って当たられたことを、感謝いたします。

森田市政には、多くの立派な施設がありますが、南多摩斎場組合加入により、火葬場問題の基本的解決は、行政の、まず、私は、先取りだろうと思います。このことを高く評価するものであります。以下、火葬場にかかわる問題について、二、三質問をいたします。

その第１点は、料金の問題であります。私は、４月から新政会の馬場弘融議員とともに、南多摩斎場議員の一部組合の議員にさせていただきました。７月１０日、１１日、両日、議員視察研修会に、仙台市の葛岡火葬場を視察してまいりました。

仙台市の火葬場におきましては、市内、市外とも、料金を徴収しております。同行の馬場議員さんも、全く（「同感」と呼ぶ者あり）同感であるということであります。原稿に書いてあるんですよ。── 徴収していいのではないかとのことでございます。私も、適正な料金であるならば、応分の負担もやむを得ないのではないかと思っております。

市営火葬場の料金問題についてでございますが、さらに、市外の使用状況について、ただいまの申し上げたことを、御答弁をいただきたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　飯山　茂君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　お答えいたします。

御質問の中にございました、仙台市の火葬場の使用料金は、当市と同じように、市民の場合と、それから市外の利用者の場合と、二通りに分けられておりまして、市民の場合、６歳未満3,２５０円を徴収してございます。６歳以上は、6,５００円を徴収しております。

さらに、市外の方の利用は、それぞれこの価格の１０割増し、倍になっておるわけでございます。

私どもは、使用条例の第５条によりまして、市民の利用については無料となっております。

さらに、市外のものにつきましては、本年第１回定例会で、この料金の改正をお願いをいたしまして、１０歳以上１万円を２万円、１０歳未満5,０００円を１万円に、それから改葬につきましては、5,０００円を１万円に、それぞれ引き上げてございます。

今後、市外の方の使用料金につきましては、南多摩斎場の加入市以外の料金に連動させまして、その都度、議会に御提案を申し上げたい、こういう方針でおるわけでございます。

市内の方を有料にできないかという、御提言でございます。近隣の八王子でございますとか、青梅、立川、こういった火葬場を見てまいりますと、全部、日野と同じように、無料の扱いになっております。

御指摘の御意見、あるいは御趣旨につきましては、理解する面もございますが、こういった現状の中で、当市だけが有料化することにつきましては、近隣市が無料扱いになっておりますので、アンバランスが生ずる。足並みがそろわないことは、余りよくないんじゃないか。

こういうような観点から、しかもなお、日野市が加入をいたしております南多摩斎場につきましても、加入市以外からは、有料で料金を取っております。加入市については無料でございますので、均衡を失って、足並みが乱れる、こういうことから、ひとつ今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

５９年度におきます市外の利用状況でございますけれども、５９年度は、総数で５３２件、市営火葬場で扱っております。そのうち、市民が４３６件でございまして、７６％に当たります。市外の利用者の方は１２９件、２４％でございます。

それでは、市外はどこからたくさん来るのか、こういうことでございますけれども、昭島市から２６件参っております。八王子から２５件、立川が５件、国立４件、多摩２件、稲城１件、その他が６６件、こういう市外の利用の状況でございます。

○副議長（米沢照男君）　飯山　茂君。

○１５番（飯山　茂君）　ありがとうございました。

それでは、第２点目の火葬場の質問に入らせていただきます。

第２点といたしましては、将来構想、跡地利用であります。まず、現在の火葬場の敷地面積は、どのくらいあるのかをお伺いいたします。

さらに、設備は、毎年良好な設備をしておりますが、何年ぐらい使用できるのか、このことをさらに質問をさせていただきます。

○副議長（米沢照男君）　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　お答えいたします。

火葬場の敷地面積でございますが、1,425.86平方メートルであります。

既存の設備につきまして、これから先の耐用年数について、お話をいたします。この資料は、南多摩斎場へ加入をさせていただくための、日野市営火葬場の耐用年数について、説明資料として、高砂炉材という株式会社、現在、日野市営の火葬場炉の整備に当たっている会社でございますが、この会社に、火葬場の施設の耐用年数について、科学的に集めておられた材料から、お答えをさせていただきます。

火葬棟につきましては、これは昭和２４年の建設でございます。簡易耐火構造でありまして、４７年に一部増築をしながら、改修をいたしましたが、老朽化は避けられません。ホールの床面は、亀裂が生じておりまして、作業室の床面も、全面補修を要するような状態でございます。

待合棟につきましては、木造平家建てでございまして、昭和４３年に改修されました。これは、あと七、八年は大丈夫だろう、こういう診断でございます。

それから、もう１棟待合棟がございます。プレハブづくりでございますけれども、昭和５１年に建設をいたしたものでございまして、この方は、あと四、五年ぐらいの耐用年数ではないだろうか、こういうようなことでございます。

それから、火葬炉の設備でございますが、火葬炉本体は、昭和７５年ぐらいまでは保全できる。しかし、炉内の耐火材の補修は、毎年１回必要であると。こういう条件が満たされれば、７５年ぐらいまでは保全できる、こういう診断であります。

再燃炉設備につきましては、昭和６５年ぐらいまで、毎年の保全、補修は必要だけれども、昭和６５年ぐらいまでしか見通しがない、こういうことでございます。

それから、燃焼機器類につきましては、常時点検部品の交換等の整備がなされていれば、炉の耐用年度に対応できる。したがいまして、７５年ぐらいまでは何とか使えそうだ、こういうような診断が出ております。

以上でございます。

○副議長（米沢照男君）　飯山　茂君。

○１５番（飯山　茂君）　ありがとうございました。

ただいま、部長に、懇切丁寧な説明をいただきました。

次に、日野市のように、第１種専用住宅の密集地に火葬場施設があることは、まれであり、これに増改築の計画が提案されても、地域住民の意向を得ることは、かなり私は、難しいんではないか、こう思います。

そこで、施設の維持管理に努め、部分的な補修による整備の保全を図り、寿命もそう長くはないんじゃないか。また、そのことによって、かなり市民の皆様にも支障があるんではないかと。ただいまの、また部長の答弁によりますと、プレハブ、待合室で、あと四、五年と。燃料の炉についても、６５年ぐらいまでだ、こういう答弁でございますが、保全のできる限りにも、やっぱり限度があると私は思います。

相手が、やはり機械の器具でありますので、いかに良好な管理のもとにあっても、あるとき、突然また、機械ですから、故障をしないとも限りません。そのことが十分考えられますので、考えなければいけないんじゃないかと、こう思います。

使用不可能になれば、これまでの市営火葬場は、南多摩斎場の機能という形が崩れて、南多摩斎場に一本化されなけりゃならないんじゃないか。そのような状況になれば、当然、市営火葬場は廃止せざるを得ないのではないかと、私はそう思うわけであります。

その場合、跡地は、一体どのような活用をされるのか、ということでございます。このことにつきましては、冒頭に私がお聞きをしたいという跡地のことについて、市長からひとつお聞きしたい、こういうことでございます。

○副議長（米沢照男君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　火葬場は、これは一個の自治体の、必ず持たなければならない公共施設、あるいは、それが仮に民営で行われても、とにかく解決のできる状態を、常に維持しなければならない、という施設であります。

したがって、今日まで、日野市の場合、合併後、あるいは都市化の中で、一応従来の施設が機能してきたということで、余り、政策的な検討が不十分だったというふうに、言わざるを得ないと思っております。

そこで、辛うじて、南多摩斎場組合に加入することによって、将来の憂慮は一応回避できる、こういう目安は持ち得ておるわけでありますが、今日の施設につきましては、なるべく現状維持を長期に維持していきたい、このように考えてまいっておるところでございます。

今、予測を我々がなし得なかった、将来にわたる事柄につきましても、御提言をいただこうとしているような感じがするわけでございますが、今お答えができますのは、なるべく法規にも―― 用途地域の用途性にも違背しない形で、存続できる状態を、なるべく長期に維持していきたいと、やはりこういうふうにお答えをしておく以外には、ないように思います。

また、これは行政側だけの意思判断というわけにもまいりませんし、従来の住民感情のこともあると思いますが、一たび何か変化をつくります際には、もちろん地域でも、必ずしも歓迎される施設ということは、言えないと思いますので、よほど慎重に取り組んだ上で、納得のできる方法をつくり出していく、ということではなかろうかと思っております。ぜひ、これからの一つの自治体として、地域社会として、また、市民生活に不便を来さない、あらゆる施設の中の大切な一つでございますので、十分検討させていただきたい、こう思っております。

○副議長（米沢照男君）　飯山　茂君。

○１５番（飯山　茂君）　今、市長から御答弁をいただきましたけれども、跡地利用に

ついては、私といたしましては、かなり先のこと── 先ほど部長から、お答えの中で、かなり先のことでしょうけれども、この斎場の、南多摩斎場に入ったということは、私は森田市長の行政の全く先取りであると、こう先ほど申し上げましたけれども、これもまた、私といたしましては、その跡地を市営斎場にしてほしいということを、強くここで提言をしておきますが、住宅環境に恵まれない方が、たくさん今いるわけです。団地住まいの方とか、そういう方にも、跡地を、ひとつ、お通夜や告別式ができるような施設をつくっていただいたら、非常にありがたいんじゃないか、こういうことでございます。

この点に目をつけて、特に最近、市内の斎場があちこちに見えられます。そういうことで、この跡地利用は、公設の斎場にぜひともお考えいただけたら、大変私はありがたい。また、市民の要望でもあるんじゃないかと、こう思います。

南多摩斎場には、日野市加入による特別負担金で、現在、鉄筋２階建てが、立派な待合室が建てられているようでございます。そこで身内の方がお通夜ができるように、今、南多摩斎場もやっておられるようですが、ぜひとも公設の斎場をつくっていただいて、そして、そこで安心して日野市民の人たちができるような、こういう施設をつくっていただきたい。

いろいろと申し述べましたけれども、跡地利用につきましては、公設の斎場第一にお考えいただくことを提言いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○副議長（米沢照男君）　これをもって４の１、市営火葬場の問題に関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（米沢照男君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後２時４８分休憩

午後３時３３分再開

○副議長（米沢照男君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問５の１、養護老人ホーム（特養、軽費）の建設について、市としても努力してほしいについての通告質問者、秦　正一君の質問を許します。

〔２６番議員登壇〕

○２６番（秦　正一君）　養護老人ホームの建設について、質問します。このことについては、過去何人かの議員さんが、質問して取りあげております。さらに促進をする意味で、質問したいと思います。

現在、高齢化社会の進む中で、老人福祉の施策をさらに拡充していかなければならないということは、明らかであります。現行の老人福祉法に規定されております。老人の福祉施設といたしましては、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センターの四つに分かれていますが、特に、今回は、二番目の特別養護老人ホームを取り上げてみたいと思います。

臥床老人を対象とする特養老人ホームが少ないために、また、寝たきり老人がふえてきているために、施設に入所できず、希望していながら、入所待機者が多くなっております。

私が知っている方でも、何人かおります。１人は、病院に入っていて、適当な施設があれば移りたいというようですが、たまたまお金も持っているので、今のところそのままな状態にしております。１人は、府中の方の病院から退院して、長期になるので出されたのではないかと思いますが、御主人が、おじいちゃんが下の始末までして、面倒を見ております。まだ、面倒を見ている方がおられる方は、よい方であります。そうでない方は、大変なわけです。

そこで、お聞きしますが、現在、日野市で何人の臥床老人がいるのか。養護老人ホームに希望されている方は何人か。入所している方、市として契約をしている至誠ホームは２２人と聞いていますが、周辺の市のホームには、何人ぐらいお世話になっているのか、その実態をお伺いしたいと思います。

特養老人ホームに入所されている方は、寝たきり老人、要するに、病人でないけれども、欠陥を持つ老人が対象になります。寝たきり老人がふえるに従って、待機者がふえるということで、市としても適当な場所に、何とか思い切って、老人ホーム建設をすべきではないかと思いますが、その点どうお考えですか、お聞きします。

また、経営希望者、民間人でもおられるなら、国や都としても援助をしてくださることは知っていますが、市としても積極的何らかの手を差し伸べていただきたいと思います。都としても、かなりの援助がなされております。

以上の点で、考えがあれば、お聞かせ願いたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　秦　正一君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（高野　隆）　それでは、お答えをいたします。

現在、寝たきりなど、日常生活の介助が必要な老人のための、老人ホームとしましては、特養老人ホームがございます。都内には８３カ所ほどございます。定員としては、約8,０００人。しかしながら、これでは不足しておりまして、約1,８５０人の方が施設の空くのを、東京都では待っているということでございます。日野市におきましても、今日現在で、２８名の待機者があるという状況でございます。

また、在宅で介護をしておられる、されている寝たきり老人は、１７６人ということでございまして、これらの方も、家族の介護の疲れなどから、老人ホームへの入所の潜在的な予定者ということで、私どもは考えておるところでございます。

しかしながら、老人にとりましては、可能な限り、できるだけ家族の介護、または自宅で生活されるということが、また本人の希望でもあるわけでございますので、こうしたホームへの入所につきましては、必要最小限度の方を入れていくという状況でございます。

これにつきましては、入所につきましては、御本人の承諾が必要であり、例えば、家族の方が入所を希望されても、御本人の承諾なしには入れない、こういうことでございます。また、痴呆性老人の場合には、医師の診断書によって、入所措置をしております。

こうした状況でございますので、今後の特養老人ホームの建設については、日野市としても真剣に考えなきゃならぬ、こういうことでございます。

そこで、今後日野市で特養老人ホームの建設についてはどうかと、こういう御質問でございますので、まず、その解決策としては、私どもとしては、二通りのことを考えております。

まず、一つとしては、民間資金の活用ということではございますけれども、民間の方が老人ホームを建設する際に、その建設費の一部を市から助成するということによって、日野市民の優先確保をしていくという仕組みでございます。

このことにつきましては、現実に、目下のところ、事務的な段階での打ち合わせを進めておるところでございます。来年度予算に、助成費の計上を予定しております。これによりまして、約、新しく２０ベッドの確保が考えられております。その内訳といたしましては、一般の方が１５名、痴呆性の方が５名ということでの内容で、話を進めている。これは、八王子にございますアザレア会でございます。

これに対する条例を、３月議会に提案したいということで、準備を進めているところでございます。

もう一つの方策といたしましては、みずからの建設ということでございますけれども、まず、この土地、面積、また設備、それから職員配置、それ等を考えまして、さらに運用効率を考えますと、約、定数としては１００名、または１１０名ぐらいが適切ではないか、こういうぐあいに考えられます。

それに対しまして、需要── 入所希望という方が、今後、どの程度日野市としては出てくるだろう、この辺のところも、今後の問題でございます。１１０名、つくって即座に埋まるかどうか、この辺のところも問題でございますし、また、埋めるということになりますと、他市からの方が入ってくる。日野市としては、できるだけ日野市の御老人のための施設として対応していきたい、こういうことでございます。今後とも、その辺のところも含めて、若干のやはり空きベッドも考えながら、やはり対応していく必要もあろうかということでの、検討をしておるところでございます。

以上でございます。

○副議長（米沢照男君）　秦　正一君。

○２６番（秦　正一君）　ただいまの部長の答弁で、とりあえず来年度の予算で、２０ベッドということで計上されていると。まあ人員の不足はありますけれど、民間の特養老人ホームを活用すれば、一時的には何とか間に合うにしても、将来的には、やはりみずからの建設を考えていかなければならないんじゃないかと思います。何とかその点を、積極的に取り組んでほしいと思います。都からの補助、国、あらゆる面の方策を講じてお願いしたい、こんなふうに思います。

最後に、市長に、この点について考えがあれば、お聞かせ願いたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　いろいろと、老人問題に対しますニードが、ふえてまいるわけでございますから、それなりの対応を進めてまいらなければなりません。

したがいまして、今、民間の社会福祉団体に依存する方法と、それから直営に近い方法と、考えられるわけでありますので、とりあえず、民間団体が日野市の出資を受け入れてやっていただくという方に、事務的な準備を進めております。

それから、市内の老人ホームを、法人格を持って経営しておられる団体にも、ひとつ日野市が優先して使用させていただけるような経営のものを、増築といいますか、一施設を、別の場所だと聞いていますけれど、つくっていただけないかということを、おすすめ申し上げておりまして、いろいろ検討してみたいということでございますので、そちらの方にまた力をかけていこうと。このような状況がございます。

直接、市が経営をしていくということは、なかなか、いろいろな問題で、難しい面もございますが、とにかく、またケースもいろいろありますので、なるべく現実に沿える方法をとっていきたいと、このように考えておるところでございます。実現をするということにウエートを置いて、取り組んでまいります。

○副議長（米沢照男君）　秦　正一君。

○２６番（秦　正一君）　積極的な、この施策の推進をお願いいたしまして、この質問を終わります。

○副議長（米沢照男君）　これをもって５の１、養護老人ホーム（特養、軽費）の建設について、市としても努力してほしいに関する質問を終わります。

５の２、旭が丘６４ブロックの残された最後の用地にコミュニティーセンターの建設をはかれについての通告質問者、秦　正一君の質問を許します。

○２６番（秦　正一君）　旭が丘６４ブロックにコミュニティーセンターの建設をはかれ、についての質問をいたします。

申すまでもなく、６４ブロックは、市の区画整理事業で生んだ、貴重な公有地であります。長山市営住宅の南、四中の裏側、水道部の浄水場とか、希望の家、また旭が丘保育園、それから第七幼稚園、身体障害者の施設、老人のかしの木荘等々設置され、さらに、これから児童館の建設が予定されております。まさしく市長の言う、福祉ゾーンの名にふさわしい、幼児を初め、身障者から老人というように、広範囲にわたって、利用されています。

ただ、それだけでは片手落ちだと思います。青少年の健全育成を図るためにも、特にまた、御婦人の健康増進をする上にも、プールや体育施設等、建設を、地域の住民は強く要望しているのであります。

また、６４ブロックの中央部から、かなりの空き地が残されております。そこを活用して、今言いました市民のコミュニティーセンターを建設すべきだと思うのですが、その点について、

考えがあればお伺いします。

日野市の将来計画の中で、南は南平体育館、東は東部複合施設、日野の本町には、保健健康センターなどが考えられますが、西部地区には、一般市民を対象とした施設は、今のところ予定がないわけでございます。

特に、婦人層にとって、昼間、子供たちを幼稚園等に、学校に出して、その間、健康増進をする上にも、施設が必要となってきているのであります。今はテニスをやったりしている方が、かなり多いわけですが、さらにバスケットとか、バレーボール、バドミントン、夏は水泳等の運動を希望している方が多いことも、忘れてはならないと思います。

先ほど言いましたとおり、６４ブロックは幼児から身体障害者、御老人というように、利用された施設になっているわけでございまして、一般市民の利用できることを、考えるべきだと思うのでございます。

ただ一つ残された公有地を画期的に使うためにも、このようにコミュニティーセンター、名称はともかくとして、市民が運動できる、また、集会ができる、このような施設をお願いするものでございます。これに対する市の考え方をお伺いしたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　秦　正一君の質問について答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　お答えをいたします。

ただいま御質問のございました、６４ブロックの土地利用の件でございますけれども、今、秦議員さんからもお話がありましたように、既に第四中学校、それから旭が丘保育園、第七幼稚園、それから身障者のための生きがい作業所、それから一番北側には市営住宅、西にまいりまして、水道の浄水場、希望の家、そういったものが、今、できております。そのほか、老人の憩いの家、それから、今後計画しております児童館、こういったものがあるわけでございます。

これらをつくるに当たりまして、昭和５４年でございますけれども、この土地利用についての研究調査を、委託をしたわけでございます。その中で、この土地利用といたしまして、文化福祉ゾーンという位置づけをして活用するのが一番望ましい、という報告がありまして、その報告に基づきまして、市も施設の整備をしてきたわけでございます。

ただいまの質問の中で、未利用地がというお話がございましたが、議員さんがおっしゃった未利用地といいますのは、2,８６９平方メートルでございます。この施設の真ん中に位置して

いるわけでございます。

この未利用地につきましては、文化福祉ゾーンの位置づけといたしましては、いわゆる周辺施設の空間領域として活用することが望ましいということで、多目的広場、言いかえれば、プラザとして活用をすべきであろう、というふうな方向が出ているわけでございます。

現在、未整備ではございますけれども、今後、その方向に向かって整備をしていきたいというふうに考えております。

○副議長（米沢照男君）　秦　正一君。

○２６番（秦　正一君）　部長からの答弁で、わからないことはないんですが、空間を使っても、やはり広場ということになるでしょうがね。要するに、このような施設をつくる場合においても、日照権とか、また、いろいろな騒音とか、いろんな目的が伴うとは思いますが、例えば、外から見ても余り目立たない、要するに、地下方式でやれば、そういう体育館にしても、プールにしても、文化福祉ゾーンにふさわしい状態が生まれるんではないかと思うんです。

今、各所で、そのような施設が随所にできております。そのような、今、部長がおっしゃったような計画というならば、やむを得ませんが、今後の検討課題としてお願いしたい、このように申し上げて、この質問を終わります。

○副議長（米沢照男君）　これをもって５の２、旭が丘６４ブロックの残された最後の用地にコミュニティーセンターの建設をはかれに関する質問を終わります。

５の３、東光寺の河川敷に市営球場の建設について再度問うについての通告質問者、秦　正一君の質問を許します。

○２６番（秦　正一君）　東光寺の河川敷を利用して、野球場の設置についての質問をいたします。

日野市は、新興都市なので、文化、体育等の公共施設の建設は割におくれてまいっております。近年、ようやっと整いつつあるわけで、七生公会堂を初め、南平体育館、市民会館、今やっている総合グラウンド場となっております。

あとは、大きな施設といたしましては、野球場の建設が残されているわけでございます。昭和５６年の第３回の定例会で、東光寺の河川敷を利用して、野球場の専用の場としたらどうかというふうに、質問しており、少なくても３面ぐらいはできると。そこで、その中の一つを、スタンドを設けて、公式の球場として使用できるようにし、また、プロの二軍や高校野球ぐら

いの試合は開催できるようにして、もちろん軟式も兼ねたもので、議員の親善野球等もそこでできるようにしたい。── この前、惜しくも破れましたが── このような問題を提起した経過がございます。

まず、第１点として、河川敷の堤防の築造の計画は、どこまで進んだか。当時、６０年度ぐらいには見通しができ完了する、というふうには聞いておりますが、その状況をお聞かせ願いたいと思います。

その堤防の工事が完了すると、面積といたしまして、約8,０００坪と予定されていますが、要するに、廃川処分をした場合であって、河川敷のままで借りるということならば、大きな構築物、こういったものを設けるのは無理であるにしても、事が進まない場合には、考え方を変えざるを得ないんではないか、このようにも思うわけでございます。

今後の経過について、また、過去の建設省との折衝、谷地川の関係、八王子との境界等の問題、この点についてお伺いしたいと思います。

さらに、将来の見通しについても、わかればお聞かせ願いたいと思います。

大分、当初の予定よりもかなりおくれているもので、問題として取り上げた次第であります。よろしくお願いします。

○副議長（米沢照男君）　秦　正一君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　お答えをいたします。

まず、第１点目の、堤防の計画でございますけれども、現在、建設省が施工する部分、それから東京都が施工する部分が残っております。この施工の区域につきましては、都と建設省が協議をしまして、この区分が、ようやく確定をいたしました。

それで、この堤防の進捗状況でございますけれども、東京都の方につきましては、ちょっとつかんでおりませんけれども、国の施工区についての計画を申し上げますと、昭和６０年度施工分が５５メーター、現在、着手をしてございます。残るのは、９５メーターでございます。

今までの予算の内容からいきますと、まだ２カ年はかかるのではないか、というふうに考えております。東京都も、それに整合するような形で、堤防の築造をされるというふうに、見ておるわけでございます。

今までの経過でございますけれども、今まで、たびたび申し上げておりますけれども、この土地の利用につきましては、旧谷地川の稼働の処理の問題、これは言いかえますと、下堰とし

て用水を取水をしていたわけでございますから、その取水堰の処理の問題、それから旧地主の存在の問題、３番目が行政界、それから堤防の築造、こういう、それ以外にも小さな問題がございますけれども、大きくは四つあるわけでございます。

そのうち、一番目の旧谷地川の問題につきましては、昨年、東京都の施工によりまして、上堰から東光寺の成就院のわきを、旧下堰の用水路に落とすということで、解決をしたわけでございます。残る、旧地主との問題、行政界の問題、それから堤防等の問題があるわけでございます。

これらの処理の方向でございますけれども、でき得れば、この問題を一挙に解決をして、全部占用するという方法、それから、どうしてもこれが不可能な場合には、いわゆる旧地主の問題は、時間をかけるような形で、占用できるところから、占用許可をいただき活用すると。そういう二段構えを、今考えまして、鋭意建設省と協議をしている段階でございます。

せんだっても、建設省に、京浜工事事務所から現地調査をしていただいたり、あるいは、京浜工事事務所から関東地建への協議をしたり、そういう、今、動きをしている最中でございます。できる限り早い時点で、方向づけをしたいというふうに考えておるわけでございます。

○副議長（米沢照男君）　秦　正一君。

○２６番（秦　正一君）　この前取り上げてから、約４年は経過しております。その後においても、何人かの方は質問しているかもしれませんが、余り進捗はしていないというふうに思います。

ただ、いろいろと廃川地にした場合の地主の所有権というのか、そういったものが浮上してきている。なかなかやりにくい点もあるとは思いますが、今、部長がお
法があるということで、最悪の場合には、占用できるところから始めていきたいということならば、その方法でも結構だと思います。

いずれにしても、京浜工事事務所との接触を積極的にやって、当初の念願がかなうようにお願いしたい、このように思っております。その点、市長の方から、特に考えがあれば、お聞かせ願いたいと思います。

市長は、たびたび京浜事務所には赴いて、お願いしていると思いますが、その点をお聞かせ願いたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　東光寺、谷地川流末の、可能性のある約２万5,０００平米ほどの用地のことにつきまして、長い期待を、今まで注いでまいっております。１０年ぐらいかかるほど、いろんなことから進めているわけでございますが、今なお完成できていない。大変私も遺憾に思っております。

最近では、１０日ほど前になりますけれど、京浜工事事務所に出向いて、所長にも直接日野市内の河川に関することを、お願いをしてまいりました。谷地川の件につきましても、御理解を、今、進めつつあるところであります。多少、見通しが明るくなっておりますので、御指摘のことも、これまで重々感じておるところでございますので、ぜひ市民の広場、野球場として活用できることを期して取り組んでおる、こういう状況でございます。

堤防は、あと２年ぐらいかかるということでございますので、何とか日野市で、かわってでもやりましょうかと言いましたけれど、とても経費がかかりますので、簡単には、そうはまいりませんし、旧地主の問題も、これは多少当たっているわけでありますが、そういう状況になってこないと判断ができないとおっしゃいますと、もうそれ以上のことは言いにくいということになります。

むしろ、行政サイドから、市の責任において必ず処理をいたします、という約束も申し上げて、京浜の、特に所長、並びに河川管理の建設省当局に、英断をお願いをしておるというところでございます。見通しは、悪くないと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（米沢照男君）　秦　正一君。

○２６番（秦　正一君）　年々野球人口もふえて、また、野球のチーム、連盟、こういった面の数もふえまして――チームもふえまして、本当に野球場を確保に大変なわけです。

要するに、数が少ないから、取りっこをしています。そういう中で、早く市営球場、この建設を今後積極的に進めてもらって、実現できることを願っているわけでございます。その点の積極的な努力をお願いして、質問を終わります。

○副議長（米沢照男君）　これをもって５の３、東光寺の河川敷に市営球場の建設について再度問うに関する質問を終わります。

６の１、西平山五丁目地内に都市計画道路整備について問うについての通告質問者、藤林理一郎君の質問を許します。

〔２０番議員登壇〕

○２０番（藤林理一郎君）　今、議長さんから一般質問のお許しをいただきましたので、質問させていただきます。西平山五丁目地内に都市計画道路として、整備について問うという題名でございます。

昭和３８年ごろに、現在の西平山五丁目、宅地開発が行われたようでございます。その時点では、畑だったということでございました。その後、各自によって建設をなされて、昭和４０年ごろ入居され、その当時の世帯数２４３世帯であったようでございます。最近、周辺に世帯数が増加しつつあります。宅地内中央に、空地となっているところ、１・３・１道路、河川道路として、大和田１６、１７号線都市計画道路用地として、住宅内に、南北に道路用地として空地となって、残されている現在でございます。

空地の整備をしてほしいとの、住民の要望でございます。その要望としては、空地の両側に面している住民側の方々の要望でございます。住民側の話によりますと、都市計画道路として、空地となっている場所に、土木工事の際、材料置き場として、そしてその中には飯場、使用する建築業者もあったように言われております。

その中で、砂利、砂等を、工事のために置くわけでございますけれども、その砂、砂利について、非常に御迷惑をかけているという、住民側の要望でございます。

または、防犯関係についても、風紀上の問題、だれの車かわからないような車が、夜になると何台もふえ、車が駐車場がわりとして使用しているような実態でございます。夜になると、車のエンジンをかけ、かけっ放しで若い男女のいかがわしい行為も行っている現状であるそうでございます。場所としては、ふさわしくないようでございます。これからの、寒くなってくると、朝晩、早くから、駐車している車のエンジンの音、排気ガス等の悩みで、両側の住民が、今申し上げましたことについて、毎日悩みと、不愉快に思い、暮らしている現状でございます。

そこで、質問いたします。住宅内の空地に対して、環境と基盤整備、都市計画道路として、先ほど申し上げました問題に、空地の両側の住民の悩み、不愉快の解消に対して、市当局の考え方をお尋ねいたしたいと思います。

この１点について、お伺いいたします。

○副議長（米沢照男君）　藤林理一郎君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（伊藤正吉君）　お答えしたいと思います。

今御指摘の道路につきましては、西平山五丁目の豊田団地の自治会内にございます都計街路

の２・２・８号線の予定地だと思います。現況は計画道路で、幅員が１６メーター。中央に８メーターの空地を残しまして、両側に４メーターの舗装された道路になっているということでございます。

この道路につきましては、ことしの補正予算、６月の補正で、この舗装工事につきましての、補正予算を組んだわけでございます。それに基づきまして、関係課で試案をつくりまして、自治会の方に説明に行ったわけでございますけれども、自治会側の内諾が得られなかった、こういう実態もございます。それで、逆に自治会側の案も、提案されてきているわけでございます。

そういうことで、今、御指摘のような形でございますけれども、そういう形の中で、自治会が、意見がまだ統一されていないという段階になりましたので、私どもの方も、非常にこの対応につきましては、苦慮しているところでございます。

それと同時に、工期も切迫してまいります。こういうことで、今の現段階では、少し冷却期間を置きまして、それで改めてまた住民の皆さんと御相談をいたしまして、そしてこの道路のことにつきまして、計画舗装、あるいはそういうものにつきまして、着工していきたい、かように考えております。ただ、現段階では、ちょっと冷却期間を置かせていただきたい、こういうことでございます。

○副議長（米沢照男君）　藤林理一郎君。

○２０番（藤林理一郎君）　今、建設部長さんの方から答弁がございましたけれども、なにか私が申し上げました１・３・１の河川道路として、大和田１６号、１７号線じゃないかなというふうに思うんですが、２・２・８路線とか、今、言っていましたですね。まあ、それは、場所が違っているのが、私かもわかりませんですね。２・２・８ですか、間違いないですか。

○副議長（米沢照男君）　建設部長。

○建設部長（伊藤正吉君）　今、私が、都市計画街路の２・２・８号線の予定地ということでございますけれども、現在の位置づけは、確かに大和田１６号、１７号線と、こういう形で呼んでおります。

以上です。

○副議長（米沢照男君）　藤林理一郎君。

○２０番（藤林理一郎君）　それと、今、部長さんが答弁なされた中で、その用地について、整備しようという考え方があるんだけれども、自治会内で統一されていない、住民側の

方で。そういうことによって、この整備ができない、という答弁でございますけれども、これは私の方で、住民２４３世帯のことを考えて、自治会の方たちは、逆にそのものはそのようにおっしゃっておられると思いますけれども、この道路に面した１６、１７号線の予定地、この道路の両わきに住んでいる方たちが、一番空地に対して御迷惑をかかっているということが、市の方でも、御存じだと思います。

そういうような、両サイドの方たちの要望を、なぜ市当局では、この要望にこたえていかれないのか、ということです。それを、私は問うているわけですから、このことについて、市側の考え方を答弁していただきたいということなんです。

自治会全体ということじゃなしに、この地域の両サイドの方たちの、住んでいる方たちの要望について、私、質問しているんですから、それに答えていただければ結構じゃないか、ということです。

○副議長（米沢照男君）　建設部長。

○建設部長（伊藤正吉君）　お答えいたします。

確かに、道路サイドに住んでいる住民の方につきましては、現状については非常に御不満があろうと思います。

ただ、今、私の方で申し上げましたように、住民の方についての意見が、やはり道路を施工するには十分協力していただかない面もございます。ですから、今申し上げておりますように、少し冷却期間を置かせていただきまして、この工事を施工していきたい、こういう基本的な考え方を持っておるわけでございます。

そういう意味で、やめるということじゃございませんけれども、もう少し自治会と、道路サイドの住民の方々のやはりコンセンサスを得て、それで施工していきたいと、かように考えているわけでございます。

○副議長（米沢照男君）　藤林理一郎君。

○２０番（藤林理一郎君）　今の答弁の中で、自治会の調節が必要だというように、私は受け取っています。それでは、冷却期間を置いて、そしてできるだけ早く調節をして、そしてやっていただくようにお願いしたいと思います。

もう一点だけ、これ、聞いておきますけれども、もしか、あの空地内で事故でもあった場合に、それはどこの責任になるかということを、ひとつお伺いしておきます。

例えば、空地内で車庫がわりにしている、そして、無断でそこを使用して、どこから来るかわからない若者がたむろしている、夏場です。冬場でも同じことだと思うんですよ。車の中で、いろいろな風紀上あってはいけないようなことをしてです。そういうときに、そこで事故があったときに、その責任が市側にあるのか、都側にあるのか、それをはっきりとしておかないと、時々、これは違いますけれども、裁判ざたになったりして、責任を問われて、市側で裁判し、そしてそれについて賠償金を払ったりなにかするというような、理事者が払ったりするとか、こういうことがあった場合に、その責任がどちらの方で問われて、どのようになるかという、その責任問題を住民側も心配しているようでございます。それも、ひとつお聞きしたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　建設部長。

○建設部長（伊藤正吉君）　市道上におきました問題、交通事故等につきましては、道路管理者の責任があるわけでございますけれども、この場合については、現在のところ、空地という形になっております。

なお、事故等の責任が懸念される、こういうことにつきましては、警察の方の所管にかかわる問題でもございますので、実態を警察の方に、もし連絡しまして、パトロールを厳重にやっていただくように、うちの方で手配したいと思います。

○副議長（米沢照男君）　藤林理一郎君。

○２０番（藤林理一郎君）　これは了解いたしました。そのように、ひとつ積極的に取り組んでいただきたいと思います。

もう１点、この場所に、工事がなされる、その地域内で工事じゃなしに、ほかから工事がなされるときに、その場所に機材とか、それから材料です、工事中の、そういうものがあそこに置いてあるということなんですが、そういうものもついて、非常に目ざわりで困るというようなことも、おっしゃっています。

そこで、住民側の言い分としては、できるだけそういうものも避けていただき、そして、仮に駐車している人たちに、ある一定の人たちの利益のために、車の駐車場がわりにしているということを、できるだけ取り締まってもらいたい、というようなことです。（「そんな事実はないだろうね」と呼ぶ者あり）あるわけです。

そういうようなことも、やっぱり市側で積極的に取り組んであげて、駐車場にならないよう

な、立て看板をするとかいうふうにして、やっぱり環境的に、みんなが住んでいても不愉快にならないようなことを、市側で積極的に取り組んで、私、いただいた方がよろしいんじゃないか、こういうふうに考えます。その辺、最後の１点だけ、駐車場に対してです。（「水道管だよ、あすこに置いてあるのは」と呼ぶ者あり）――いかがでしょうか、そういう取り組み方を。

○副議長（米沢照男君）　建設部長。

○建設部長（伊藤正吉君）　今の御指摘の件につきましては、道路標識以外は道路管理者、あるいは市長、市で、いろいろ看板は立てられるわけでございますので、その辺の意味を踏まえまして、周知徹底を図っていきたい、かように考えます。

○副議長（米沢照男君）　藤林理一郎君。

○２０番（藤林理一郎君）　今、建設部長が積極的に取り組んでまいる、というようなことでございますから、これ以上、私は申し上げません。だから、できるだけ住民側に納得のいくような方法を、市側の方でやっていただきたいと要望いたしまして、この質問を終わらせていただきます。

○副議長（米沢照男君）　これをもって６の１、西平山五丁目地内に都市計画道路整備について問うに関する質問を終わります。

６の２、日野台二丁目自治会館を地区センター建設取扱いについて問うについての通告質問者、藤林理一郎君の質問を許します。

○２０番（藤林理一郎君）　日野台二丁目自治会館を地区センター取り扱いについての質問でございます。

今現在、日野台二丁目に、自治会館として使用しております自治会館は、所在地は日野市日野台二丁目緑ケ丘自治会館でございます。

昨年の６月に、定例市議会議長あてに請願を提出いたしまして、そして、その後、総務委員会より９月ですか、委員会で全員一致の採択をいただいております。その後、自治会館として使用しておりますけれども、雨が降れば雨漏りがするし、そして、自治会館は非常に地元の有志の方たちが、使用率が非常に多いということでございます。

そういう中で、第三小学校の元陸軍高射砲部隊の兵舎の残廃というんですか、古材というんですか、それを利用して、自治会館をつくったものでございます。そういうようなことから、非常にこの建物が、最近になって古びたし、そして、利用者も多くなり、そうして危険度がな

にかあるように、住民が、私の家の方に、要望されております。そういうような中から、自治会としても、今、修理することもできなく、ということでございます。

そういうような中から、ことしの６月から、飯山議員を窓口といたしまして、日野自動車株式会社より、土地の、市に移管することを積極的に取り組んでいただきまして、そしてことしの８月ですか、飯山議員によって、市当局に土地の移管をなされたということでございます。その後、この件について、どのようになっているのか、それを１点お聞きしたい。

そして、この土地も市に移管された後、自治会館は地区センターにしていただけるのかどうか、これもお尋ねしたいと思います。２点目です。

３点目に入ります。この自治会館を、いつごろ地区センターに建設していただけるのか、これを三点お聞きさせていただきたいと思います。

以上、三点。

○副議長（米沢照男君）　藤林理一郎君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　お答えをいたします。

緑ケ丘自治会館につきまして、これを地区センターにしてほしいという請願は、昨年の６月２２日に、中田栄松氏という方外９０５名から出されておりまして、それが５９年９月１３日に採択になっております。

私ども事務局といたしましては、請願の趣旨に沿いまして、前向きに対処してまいったのでございますけれども、何分にも既存の自治会館がそこにございまして、それを取り壊して新たに施設をつくるという、特殊な状況でございます。したがいまして、他の地区センターの新設計画がある場合は、そちらを優先させなければならない、こういう事情があるわけでございます。

この自治会館を取り壊した後、市で建てる建物は地区センターにするかどうか、という御質問でございますけれども、自治会館を取り壊した後に建てる建物は、地区センターの位置づけで私どもは考えております。

建てる時期でございますけれども、今のところ、何年度という明言はできかねますので、御了承いただきたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　藤林理一郎君。

○２０番（藤林理一郎君）　今、部長さんの方から答弁がございましたけれども、３点目の、自治会館を取り壊しして地区センターにする場合には、時間がかかるというような、今、答弁がございましたでしょうけれども、これは、やっぱり何ですか、壊して、その後、建てかえしするときには、地区センターとして建てかえはしていただくわけですけれども、この日程についてはわからないと。今のところは、予定はないという御返事のようでございますけれども、どうも私が聞いたものじゃございませんけれども、市長が、老人会なんかの、よく新年会、そして健康祝賀会のように、年に大体２回ないし３回ぐらいは、老人会の席上に参りまして、そして飯山議員が土地を日野自動車の方から市に移管してくれると。移管がなされた後、建てかえいたしましょうと。こういうような口約束もしてあるようには、聞いております。

そこで、老人会の会長さん、役員の方たち、実は私も、１２月の５日だったと思います、実は呼ばれまして、この自治会館をいつ建築――地区センターに新築するのか、それを藤林に、市長さんの方からとりあえず聞いていただきたい。それをはっきりできるものならしてもらいたいと、こういうような要望もございましたものですから、私、急遽、地区センターのことについて、質問させていただいたわけですけれども。

その窓口は、飯山議員が、土地の方についてはおれが責任持ってやるから、あとは市長と話し合いの上で、地区センターにできるだけ早くやってもらうように話し合いを持てと。こういうような話、再三ございましたけれども、市長と会う機会がなかったものですから、今になったんです。

そういうような中でございますから、どうやら市長さんと老人会の人たちと、口約束はしてあるような、ないようなことで、はっきり私がわからないものですから、この席で、はっきりとひとつおっしゃっていただけるなら、おっしゃっていただいて、そして、老人会の方たちに持ち帰ってみたい。このように考えております。

それによって、市長さんの考え方をお聞かせしていただきたい。

○副議長（米沢照男君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　今、日野台二丁目、緑ケ丘地区の自治会館を地区センターに建てかえる、この地元の要望が極めて真摯に、冷静に行われてまいったことは、よく承知しております。

何分にも、日野自動車の用地の上に、自治会館として、つまり地元の財産として建物がある

ということでございましたので、多少修理、あるいは改造の支援は、規定の範囲でやってきたわけでありますが、老朽化し、また、近代的ではないということも、これも事実であります。

そこで、まず、用地を市の公有地に移管をしていただく、この手続が前提だということが、当然ございますので、そのことにつきましては、飯山議員さんの御尽力によりまして、移管がえが行われました。したがって、順序としては公有地になったという、一歩大きな前進がございました。

そこで、建っている建物は、現状、まだ自治会館の慣例的な使用になっているわけでございまして、恐らく違法建築であり、無記名、つまり存在しない建物になっているかもしれません。そういうことをとやかく言うわけではありませんが、少なくとも、現在、とにかく使われているということもございますので、なるべく早く建てるように努力をいたします。こういう地元に対するお話は、いたしてまいっております。

なるべく早い機会に、建物を建てる際に撤去をするということにならざるを得ないと思っておりますので、そういう順序でなるべく早く実現できるようにいたしたい、こう考えております。

毎年1館ずつほど、地区センターの建設費を予算計上しておりまして、ことしの予算はどこにどういう形でということを、いろいろと検討をしておりましたが、多摩平七丁目に用地がありまして、使えることになりまして、当時、多摩平陸橋を建てる際に、地元との、用地を探して地区センターを建てるというような約束もございました。それが履行できたということに、今、ほっとしておるところでございまして、決して緑ケ丘のことを忘れておるわけではございませんので、できるだけ早く実現をいたしたい、このように考えております。

よろしくお願いいたします。

○副議長（米沢照男君）　藤林理一郎君。

○20番（藤林理一郎君）　市長さんが、今、予算があったけれども、緑ケ丘にやってみようかな、という気持ちもあったようですね。ところが、急遽、建物がまだないところに建てるのが先決じゃないか、というような気持ちで動いて、多摩平七丁目に地所があったから、そこに建てていこうと。これは、私はよろしいと思います。ないところに建てていくということは、いいことだと思います。

ただし、老人会の人たちに、多少なりと喜ばせたようなところもあったように、私は聞いて

おりますものですから、できれば一日も早く、できれば来年度の予算でも取っていただきまして、そして建てていただくように。年寄りを喜ばすということはいいことですからね。年寄りにいやがられるということは、よくないことですから、できましたら、ひとつ喜ばしてもらえるように、よろしくお願いしたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○副議長（米沢照男君）　これをもって６の２、日野台二丁目自治会館を地区センター建設取扱いについて問うに関する質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれにて散会いたします。

午後４時３８分散会

12月13日　金曜日　（第5日）

昭和６０年
第４回定例会

日野市議会会議録　（第38号）

１２月１３日　金曜日　（第５日）

出席議員（２７名）

１番	橋本文子君	２番	福島敏雄君
３番	小俣昭光君	５番	谷　長一君
６番	古谷太郎君	７番	馬場繁夫君
８番	馬場弘融君	９番	高橋徳次君
１０番	旗野行雄君	１１番	一ノ瀬　隆君
１２番	板垣正男君	１３番	鈴木美奈子君
１４番	川嶋　博君	１５番	飯山　茂君
１６番	夏井明男君	１７番	黒川重憲君
１８番	古賀俊昭君	１９番	市川資信君
２０番	藤林理一郎君	２１番	名古屋史郎君
２２番	竹ノ上武俊君	２３番	米沢照男君
２４番	中山基昭君	２５番	大柄　保君
２６番	秦　正一君	２７番	奥住芳雄君
２８番	石坂勝雄君		

欠席議員（１名）

３０番　高橋通夫君

欠　員

４番　２９番

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君		
助役	赤松行雄君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	前田雅夫君	総務部長	山崎彰君
市民部長	佐藤智春君	生活環境部長	坂本金雄君
清掃部長	藤浪竜徳君	都市整備部長	結城邦夫君
建設部長	伊藤正吉君	福祉部長	高野隆君
水道部長	永原照雄君	病院事務長	大貫松雄君
教育長	長沢三郎君	教育次長	小山哲夫君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	岩沢代吉君	次長	馬場守君
書記	田中正美君	書記	土方留春君
書記	串田平和君	書記	佐々木茂晴君
書記	小林章雄君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3

立川速記者養成所　所長　関根福次

速記者　保木シゲル君

議事日程

昭和60年12月13日（金）

午前10時開議

日程第1　一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1

午前１０時１９分開議

○副議長（米沢照男君）　おはようございます。

本日、助役所用のため午前中欠席したい旨、連絡を受けましたので報告いたします。

本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員１６名であります。

これより日程第１、一般質問を行います。

７の１、第五小学校全面改築についての通告質問者、夏井明男君の質問を許します。

〔１６番議員登壇〕

○１６番（夏井明男君）　それでは議長のお許しを得ましたので、第五小学校全面改築についてお尋ねをいたします。この第五小学校の全面改築につきましては、過日の一般質問でも、さらには前定例会におきましても委員の方から質問のあったところであり、また詳しい御答弁もあったわけであります。

ここで取り上げます理由は、実は１２月１日の「広報ひの」で、「市長室から」ということで、森田市長が、第五小学校の改築は６３年ごろより着手の見込みということでお話しなさっているわけであります。それを踏まえますと、かなり急展開でこの問題が解決に向けて進行しているのではないかというふうに、市民の方も期待をしておるところであります。したがいまして、ここであえて、この問題について一歩突っ込んだ質問をしたいと思うわけであります。

まず第１点目としましては、この第五小学校の全面改築については昔から取り上げられてきたわけですけれども、この全面改築の運動の流れを概略お話をしていただければありがたいと思います。

私の記憶ですと、前回の文教委員会でも全面改築についての請願が全会一致で採択をされた経過があったと思いますけれども、その辺を中心にお話をしていただきたいと思います。さらに、６３年より着手の見込みという市長の話の背景には、恐らく来年の予算の中にも何らかの調査費等がつくやにお聞きしておりますけれども、その辺の財政的な裏づけ等あると思いますので、お話を承りたいと思います。さらに見通しについては、どういうふうなことになるのか、市長のお話ですと改築とございますけれども、これは部分改築を意味するのか、または全面改築を意味するのか、いま一歩不明な点もございますので、本会議で御答弁いただける範囲で結構でございますので御答弁いただきたいと思います。

以上です。

○副議長（米沢照男君）　　夏井明男君の質問についての答弁を求めます。教育長。

○教育長（長沢三郎君）　　お答え申し上げます。

第１点目に、第五小学校の改築の流れと申しますか、この点についての御質問でございますけれども、６月議会の際にもちょっと申し上げましたけれども、第五小学校につきましては、昭和３４年に開校いたしまして２６年間経過している。で、開校当時の第五小学校というのは１１クラス、５３５名規模で出発したわけでございますけれども、多摩平地区の開発の中で児童生徒数が急増した学校でございまして、昭和４６年には３７クラス、1,391名というような非常に大規模な学校になっております。

そういう関係で、第五小学校につきましては毎年のように増築に次ぐ増築という形の中で経過したわけでございますけれども、そういう状況の中で校舎の形態、これが非常に複雑になりまして、現在ではほかの学校と異なりまして非常に児童の指導上、あるいは管理上、困難性を増している学校である。例えば給食一つとりましても、リフトもなければ２階の方は運んで持ち上げると、こういうような状況でございまして、非常に校舎としては管理しにくい学校になってきております。ただ、鉄筋校舎という関係で、このままでいきますと現在の規則の上では耐用年数６０年ということになっておりまして、その６０年を経過しなければ国の方の補助等を受けながら改築することができないという状況でいきますと、昭和９４年にならなければ改築できないと、こんなような状況になるわけです。

で、今までも第五小学校につきましては昭和５０年代に入って以降、部分的な改修工事、これは教育委員会サイドでも毎年のように、相当の予算を第五小学校には、つけまして施工してきたわけでございますけれども、これを修理予算関係だけでも累積しますと１億数千万のお金を第五小学校に注ぎ込んできた、そういう状況でございますけれども、相変わらず抜本的な解決には至らないで、今まで２回にわたりまして、この第五小学校の問題につきましては何とかしてほしいということでの議会への請願等も出されている、こういう状況でございます。

で、小学校の児童数が、ある程度、落ち着いてきているという状況の中で、特に昨年は再度、第五小学校の父母の方からも新しい校舎を建ててほしいと、こういうことでの請願が出されまして、昨年の９月の文教委員会で採択をされ、本会議でも採択されたわけでございますけれども、この第五小学校の問題につきましては現在、日野市の教育委員会が抱えている、やはり一番大きな問題であることは当然でございまして、教育委員会としても何とか、この時点で、第五小学校については全面的な改築を手だてしない限り、部分的な補修程度ではどうにもならな

いんじゃないかと、こういうところに立ち至っているわけでございます。

で、市長の文教施策の中でも一つの大きな柱として、この第五小学校の改築問題が訴えられておりまして、特にことしの5月以降、精力的な形で第五小学校の大規模改修という関係につきましては、関係官庁との折衝を詰めてきたわけでございます。6月の13日の日には都教委の施設部の方から5名ほどの関係職員が直接、第五小学校の方に参りまして、第五小学校の現地調査を実施しているわけでございます。この辺のところまでは、流れとして前回の6月の議会の際にもお話をしてきたわけでございますけれども、特に9月以降の点について、今、現在、御報告できる範囲でお話ししておきたいと思います。

9月以降は、今度は都教委と一緒に――文部省の教育助成局というのがあるわけですけれども、その中の施設助成課に対しまして、何とか、この第五小学校につきまして補助事業として、文部省の補助事業としての改築、これを実施していただきたいという形での協議を詰めてきている次第でございます。で、文部省の方も一応、必要書類ということで当時の建築の設計図面あるいは五小の学校沿革史、こういうものを提出を求め、今の法規の中で取り得るぎりぎりの状況の中で鉄筋校舎の25年経過した建物、これにつきまして何とか、この補助事業の対象として検討したいと、そういうような形の回答を得ているところでございます。

で、建築後25年経過した建物ということになりますと、第五小学校の場合、先ほど申し上げましたように増築に次ぐ増築ということで5回ほどにわたって工事をしているわけでございますけれども、その中で昭和34年、いわゆる開校当時の建物、並びに、その後増築しました35年、36年の1期工事から3期工事、H型の部分を中心とする1期から3期までの工事、これは現在の第五小学校の建物の総面積が5,284平米あるわけでございますけれども、そのうちの3,147平米、これにつきましては既に25年を経過している建物という形で、補助対象事業として今の制度の中で取り得るぎりぎりの内容として検討していきたいと、こういう回答を得ているわけでございます。この回答に基づきまして10月の24日の日に文部省の施設助成課、それから都教委の施設計画課、この関係担当者が集まりまして会議を開いて、まず、この第五小学校を建てかえるには二つの方法があるわけでございますけれども、一つは、危険校舎――第五小学校を危険校舎として認定する場合と、それからもう一つが不適格の校舎という形で認定する場合があるわけでございますけれども、とちあえず危険校舎という形での対応、このためには日野第五小学校の耐力度調査、これを実施してもらいたい。で、今、耐力度調査の結果

5,０００点以上の数値が出ますと対象にならないのでございますけれども、第五小学校については耐力度調査の結果が5,０００点以上というような状況であっても一応、対象にしていこうと、こういう状況でございまして、この際の改築に伴う補助としては、３分の１補助という形の制度がとられるような形になってくると、こんなことが言えるわけです。

で、ただ、補助事業という形で実施いたしましても、当然相当の一般財源、これを要するわけでございまして、この辺の問題につきましては今後、財政当局とも内容をずって詰めていかなくてはならないわけでございますけれども、いずれにいたしましても先ほどの御質問のように、２番目の来年度予算につきまして教育委員会の方では、文部省、都教委の方からの指示もあって、まず耐力度調査の調査費を計上する。それとあわせてでき得れば、その耐力度調査の結果、対象校ということの結論が出る時点の中で、何とか基本設計費、こういうものを６１年度に向けて手だてしていきたいという気持ちを持っておりまして、その辺の一応、６１年度に向けて予算要求をやっていく形で現在、財政の方に提出してあるというような状況でございます。

それから、なお、見通しという形で今後、部分改築なのか、それとも全面改築なのか、これにつきましても教育委員会の事務局の方では、今、二つの案をつくりながら対応しているわけでございますけれども、文部省の補助を受けるという観点からいきますと、全面改築という形でないと補助が受けられないという面もございまして、部分改築、全面改築、いずれをとりましても予算上では、ほとんど相違がない。第五小学校の改築に伴う総予算の上では、そう、とにかく市の一般財源の上では、そう大きな開きがないという状況の中で、できれば国の方の補助を取りつけて全面改築と、こういう方向に持っていきたいと、こんなように考えている次第でございます。

以上です。

○副議長（米沢照男君）　夏井明男君。

○１６番（夏井明男君）　今、急展開をしてきている内容を具体的な日付を追って、今、御報告をいただいたわけですが、その中で危険校舎としての認定のためには耐力度調査というのを行って5,０００点以下であれば、その対象になるというお話がありました。さらに部分改築にしても全面改築にしても、それほど予算的な違いはないというお話もあったわけであります。

私も大勢の文教委員の方と一緒に、この第五小学校には具体的に校舎を視察させていただいたわけですが、個人的な考え方としても部分改築では、今、第五小学校が抱えている問題は解決がつかないのではないかという実感を持って、全面改築についての請願に賛成をしたわけですけれども、そこで最終的には、今、教育長の御答弁にありましたとおり、日野市の方でもかなり大きな部分で財政的な備えをしなければ対応できない、財政当局とも交渉していきたいというお話があったわけですけれども、恐らく１０億前後のお金がかかるんではないかというふうにお聞きしているわけですが、この辺、最後に市長に、この辺の財政的な裏づけをも踏まえて御答弁いただければありがたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　第五小学校の、何といいますか、教育施設として校舎全体がいろいろな支障がある、建てて、そう年次の経過したわけでもありませんので、どういうことであろうかと今まで考えあぐんでまいっております。

私も学校に出向いて、かなりいろいろと見せてもらいままた校長、教頭のお話なども聞きまして、当初は非常にユニークな教育環境を特色としたわけでありますが、その後の急激な人口増に対応して増築に増築を重ねた、その結果、非常に整然としない教育環境になってしまった、このことを認めざるを得ないわけであります。

そこで、今、教育長がいろいろ努力をされまして都、あるいは文部省とだんだんと理解を広げつつあるわけでございます。最大限の援助をいただきながら、しかも、こそくな手段では解決できないということでありますし、教育現場でございますから学校を休んで取り組むというわけにもまいりません。そうなりますと、グラウンド部分に新しい校舎をつくり、後で現在の校舎部分をグラウンドにすると、こういうような大きな入れかえで取り組む以外にはないと、このように今のところ判断をしております。できるだけ制度に乗った国、都の援助も積極的にお願いをし求めながら、とにかく子供のための教育の場でございますので、放任できないということは早くやった方がいいという考え方におるわけであります。

まず、調査から具体的に入っていこうと、こういうことで進んでおります。財政的に裏づけがあるとか余裕があるとかということは一概には言えませんけれども、やっぱりやらなければならない教育のことでございますから、それだけのまた、努力を裏づけていかなければならない、このように考えております。

○副議長（米沢照男君）　夏井明男君。

○１６番（夏井明男君）　それでは、この問題について最後に要望しておきたいと思います。

地方自治体の大きな仕事の内容としては、義務教育の環境整備というのが非常に大きな比重を占めていると思います。

第五小学校周辺では、やはり、まだまだ就学されるお子さんの人口が、そのまま満杯といいますか、急激な減少を迎えるような地域ではないというふうにお聞きしておりますし、また親御さんの立場としても安心して学校へ行かせるということが非常に大事でもありますし、また教育に携わっている人たちも事故があってはならないということで、長期的に見ればこの問題は重要な課題であると思いますので、今後とも精力的に進めて、よい結果を出していただきたいと要望いたしたいと思います。

この問題については以上です。

○副議長（米沢照男君）　これをもって７の1.　第五小学校全面改築に関する質問を終わります。

７の2.　浄化槽の管理と清流問題についての通告質問者、夏井明男君の質問を許します。

○１６番（夏井明男君）　私も過去に下水道事業に関係しまして浄化槽のことについては質問は、してまいりませんでしたけれども、過去に将来の下水道計画のあり方、その裏づけになる財政計画の見通し、ほかの制度――例えば高齢化社会に向けて、また教育制度の充実に向けて福祉政策との兼ね合いはどうかという点もお尋ねしました。また、受益者負担金の導入を考えているかどうか等もお尋ねをしたわけであります。

今回、この浄化槽の問題を取り上げますのは、日野市は下水道の対策が遅れていると言われて久しいわけですけれども、最近、下水処理場の用地買収も進んで急速に急展開を見るような気配も――気配といいますか、具体的に進んでいるわけですけれども、当分は、この浄化槽の処理方式の利用が大半を占めていくであろうということは言えると思うわけであります。

過日の行政報告の中に４３ページにも、浄化槽の放流承認ということで１３６件の承認事項があったわけであります。

そこで第１点としてお尋ねしたいのは、この下水処理の方式に、大きく分けて三つあるそうですけれども、最近の３カ年の処理方式の構成比率を世帯数または人口数で、どういうふうに

推移しているのか、その点、第1点としてお尋ねをしたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　夏井明男君の質問についての答弁を求めます。清掃部長。

○清掃部長（藤浪竜徳君）　清掃部長でございます。ただいまの御質問にお答えしたいと存じます。

過去3年間の下水処理方式の世帯構成比率ということでございますけれども、手持ちの資料は人口比率でございますので人口比率でお答えしたいと存じます。

５７年の４月――各年度とも4月1日の人口で押さえております。５７年でございますけれども、公共下水道は１１％、それから、くみ取り家庭が２８％、それから浄化槽が６１％でございます。５８年につきましては、公共下水道が１１％、くみ取りが２３％、浄化槽が６６％。５９年度の４月１日でございますけれども、公共下水道は１１％、くみ取り家庭が２２％、それから浄化槽が６７％と、こうなっております。

以上です。

○副議長（米沢照男君）　夏井明男君。

○１６番（夏井明男君）　今の部長の御答弁をいただいたわけですが、その答弁の中でも明らかなように、浄化槽方式が年々、その比率を高めているということは統計的にも言えるかと思うわけであります。そうしますと、浄化槽のつくられた後の維持管理等が、いわゆる日野市が、市長が掲げております清流という標語と結びついてくるわけであります。終末処理場がきちっとできるまでは、恐らく１０年、２０年の歳月がかかるわけで、この浄化槽の管理がうまくいくかどうかということが清流問題と密接にかかわってくるわけであります。それで、この問題についてお尋ねをしたいわけであります。

最近におきましても一、二の――二、三の例ですけれども、近所で浄化槽が有効に機能していないんではないかというような苦情もあったわけですけれども、この辺、日野市の広報におきましても、清掃部の方より浄化槽の扱い、また定期点検につきましても、さまざまに広報でお話が出ているわけですが、清掃部の担当の方に、いわゆる浄化槽をめぐる苦情相談と言いますか、そういうのが年間どのくらい来ているのか、また苦情の内容としては、どういうものが挙げられているのか、その辺のお話を承りたいと思います。

さらに先般の決算委員会のときにも、私は市民の方から、東京都の民間の浄化槽の定期点検を行っているあり方が適正なのかどうかということを財団法人で調べる調査の通知が来ている、

その通知を見ると自分の費用で浄化槽が機能しているかどうかということを調べるんだということでした。それで、過日の決算委員会でも私がお尋ねをしますと、民間業者が浄化槽の定期点検をやっているのが適正かどうかという調査のために、いわゆる一般家庭が、その調査費を出すというのは、少し筋として、いかがなものかということをお尋ねをしたわけであります。

その点を踏まえまして――浄化槽の一般家庭利用者が多いわけですけれども、いざ、つくった後でどういうことが必要になってくるのか、体系的にわからない点も出てきているわけであります。そこで浄化槽の利用者という立場に立って考えたときに、いわゆる法令の体系上からどういうふうに義務づけられてきているのか、国のレベルの段階ではどうなのか、また東京都の段階の指導としてはどうなのか、市ではどういうふうに指導しているのか、この辺の浄化槽の維持管理をめぐる体系をわかりやすく教えていただきたいと思うわけであります。

その上で、先ほどの決算委員会でも私、質問しましたけれども、そういう民間業者の清掃管理についての調査等の問題はどの辺に位置づけられるのか……。この間の課長さんの答弁ですと、それは義務づけられているものではない、応ずる方には応じていただきたいというお話でした。で、ちなみに稲城、多摩等での調査依頼に応じられたパーセンテージもいただいたわけですけれども、私の記憶ですと3割は満たなかったという状態であったかと思います。さらに市の方でも、この問題については補助を出される態勢であるとか民間業者に対する指導等も行っているわけですけれども、その辺の内容をお尋ねしたいと思うわけであります。

以上です。

○副議長（米沢照男君）　清掃部長。

○清掃部長（藤浪竜徳君）　清掃部長でございます。

それでは順次、お答えしたいと存じます。

まず、浄化槽をめぐる苦情相談でございます。清掃部に寄せられました苦情は、昨年の8月からことしの8月にかけてでございますけれども、38件ございました。このほとんどは、放流水質、それから悪臭というものがほとんどでございます。特にひどい悪臭が6件ということでございます。

それから、その原因でございますけれども、清掃の未実施――清掃してないというところでございます。それから保守点検の不徹底というものがほとんどでございます。

なお、清掃の未実施につきましては無届けの浄化槽が多かったということがございます。そ

れは、ほとんど清掃するということを知らなかったというのもございました。これの処置でございますけれども、都の清掃局と連絡を取りまして清掃の実施、保守点検の徹底をお願いしたところでございます。

それから、浄化槽の管理体系はどうなっているかという御質問でございますけれども、まず法的な体系でございますけれども、浄化槽につきましては、昭和４５年１２月に制定されております清掃関係全般の規定をしております廃棄物の処理及び清掃に関する法律というものがございます。この中の一部に規定されておりましたけれども、増加する浄化槽に的確に対応するという必要があるということから、今回、新たに単独法といたしまして浄化槽法が本年１０月１日から施行になっております。

この浄化槽法でございますけれども、浄化槽の製造から設置、それから維持管理に至るまで、建築基準法による施設設置基準の規定を除いて一貫した規程、規則が設けられたものでございます。主な、強化された点を申し上げますと、浄化槽の製造業者でございますけれども浄化槽の形式、認定について建設大臣の認可を受けなければならないということになっております。

それから設置業者でございますけれども、これは事業者でございますけれども、今まで専門家でない工事業者でも設置できたわけでございますけれども、これからは知事に登録し、しかも国家資格でございます浄化槽設備技術士――浄化槽設備士を置くことになっております。

それから保守点検業者につきましては、今まで、その業者については市では、ほとんど把握しておりませんでしたけれども、今回の浄化槽法によりまして、浄化槽の、浄化槽管理士という、これも国家資格でございますけれども、これを必要とし、しかも知事に登録するという制度が新たに設けられております。このように製造業者、それから工事業者、それから保守点検業者、いずれも責任と義務の明確化、それから身分、資格の確立が図られたものでございます。

それから、設置者についての義務でございますけれども、清掃基準というものが、年に１回の清掃、この義務が明文化されてきたものでございます。

それから保守点検基準、これも厚生省の通知だったものが浄化槽の施行規則の中に明文化されたというものがございます。

それで指導、監督という立場から申し上げますと、浄化槽につきましては次のように指導監督するようになっております。

まず、浄化槽の構造等の機種につきましては、建設大臣の指導監督にございます。それから

浄化槽の改善命令等の設置上の指導監督は知事でございます。それから清掃業者の許可については市長となっております。

現在、市が直接、浄化槽にかかっておりますことは、いわゆる市の公共団体の責務として清掃思想の普及ということがございます。この観点から浄化槽の知識、普及を図るということで先ほど御質問がございましたけれども、広報にＰＲ、それからパンフレットの配布ということを行っております。そのほか清掃費の約2分の1、平均家庭で５３％の補助等を行っております。

それから浄化槽のみではございませんけれども、家庭雑排水の放流などにつきましては清流フィルター等の設置指導を行っているところでございます。

以上でございます。

○副議長（米沢照男君）　夏井明男君。

○１６番（夏井明男君）　今、浄化槽法という単独法ができて、それが本年１０月１日から施行されたということでございますが、新聞の報道によりますと、かなり見出し的に出たのは民間資格者のあり方が変わったというふうな大きい見出しであったわけであります。

先ほどの苦情処理の話につきましても、悪臭等が一番多かったということで、原因的には清掃する義務を市民の方で知らなかった方もいらっしゃるというお話でもありました。で、市民感情としましては早く下水処理場をつくってほしい、そのための過渡的なものとして浄化槽を使っているんだという意識が、非常に、下水処理場が進捗しつつある状況を見ますと、そういう思いがしてくるわけですけれども、当面は、この状態が続くわけであります。

そこで最後に、お金の問題をお尋ねしたいんですが、これは比較として非常に、できるのかどうか困難だと思いますけれども、例えば下水処理方式で普及しているところの標準世帯の年間の下水道料金と、それから、いわゆる浄化槽をお使いの平均世帯の浄化槽を維持管理する費用との比較なんですが、比較ができればそのデータを教えていただきたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　清掃部長。

○清掃部長（藤浪竜徳君）　清掃部長でございます。

下水道と、それから単独浄化槽の料金の比較でございますけれども、一般家庭の平均で申し上げたいと存じます。

まず、下水道でございますが、月３０立方の場合でございます。年間――今度１２月１日から改正になっておりますけれども、それを含めますと２万1,８４０円、月額にいたしまして

1,820円でございます。

それから浄化槽でございます。これも一般家庭の1.5立米のものでございますけれども、清掃費、それから保守点検、それから市の補助等を差っ引きまして年間1万8,600円、月額にいたしまして1,549円となっております。これにつきましては電気料、水道料は含んでおりませんけれども、以上の数字でございます。

以上です。

○副議長（米沢照男君）　夏井明男君。

○16番（夏井明男君）　それでは、最後に要望して終わりたいと思います。

日野市の下水が遅れて久しいと言われておりますけれども、さらに1日も早く下水道事業をスムースに図られて市民の皆様の期待に沿えるようお願いをして、この質問を終わりたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　これをもって7の2.　浄化槽の管理と清流問題に関する質問を終わります。

7の3.　歳入予算に占める法人市民税の高比率のメリットについて問うについての通告質問者、夏井明男君の質問を許します。

○16番（夏井明男君）　歳入予算に占める法人市民税のあり方について、過日、59年度の一般会計決算の認定の中で私も少し触れさせていただきましたけれども、私は高比率ということを出したわけですが、実際にはどうかということであります。ここに資料をいただいておりますが、周辺各市の年度別法人市民税額等の推移、収入決算額の内容ですけれども、日野市におきましては56年に歳入予算に占める法人市民税のパーセンテージですけれども、これが56年には14.04％、57年が15.15％、58年は――例の問題になりましたけれども10.94％、下がりましたが、59年が13.27％という数字であります。これをちなみに市税にかえてパーセンテージを出しますと、56年が21.24％、57年が23.18％、58年が16.87％、59年が22.10％であります。平均しますと歳入予算の比率の中で13％から14％台の比率を持っているわけであります。

ちなみに八王子におきましては、58年の比較ですと、歳入予算に占める、総予算に占める比率が5.37％、日野市と比較しますと、その差は約5.6％ほど日野市が高いわけであります。市税の割合を比較しましても、八王子の58年の収支決算額のパーセンテージは10.29％で

日野市は１６.８７％、その差は6.6％ほど高いわけであります。立川においてもしかりであります。

こう見てまいりますと、立川、町田、昭島、多摩、稲城等々を比較しましても、日野市は法人市民税の一般歳入予算に占める比率が高いということが言えるわけであります。

そこで当然、お尋ねをしたいのは、この豊かな法人市民税が、どのように日野市にお住まいの具体的な市民の方に還元されているのか、潤っているのかという問題なのであります。当然この前提には財政だけがひとり歩きするわけでもありませんし、その背後には、それの根拠になります法令に基づくということが、当然必要なわけでありますから、裏を返せば地方自治体の権限がどこまで持っているのかという問題にも帰着するかと思いますけれども、その範囲の中でどのように、この豊かさが反映をしているのか、お尋ねをしたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　夏井明男君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　企画財政部長お答えをいたします。

大変、難しい問題で、かなり細かい面につきまして分析をしないと正確なお答えはできないわけでございますけれども、大変、恐縮でございますけれども、ちょっと前段に、この法人市民税がどういうものであるかという、どういう特性を持っているかということを、私どもの方から前段でちょっと計算させていただきまして、法人市民税の市民への還元といいますか、反映がどうなっているかということに触れていきたいというふうに考えます。

まず、税の配分といたしまして、国税、それから地方税があるわけでございます。

で、国税につきましては、おおむね所得税、法人税、それから間接税、この三つが主体になっておりまして、おのおの約3分の1ぐらいを占めているわけでございます。

所得税につきましては、御承知のように個人の、いわゆる所得に対して課税をされる、いわゆる、これは所得ですから個人の総収入に対しまして必要な経費を控除いたしまして、それに対して一定の税率をかける。

法人税につきましては、これは企業の活動に際して利益にかかる税でございます。赤字になればかからないという、そういう性質でございます。

で、じゃ地方税についてはどうかということでございますけれども、市税には市民税、それから固定資産税、都市計画税等あるわけでございますけれども、税の国と都のいわゆる市町村との配分の考え方があるわけでございます。端的に申し上げますと、末端の地方公共団体の業

務といいますのは、御承知のように市民生活に密着した業務をやるというのが地方自治法上、規定されているわけでございまして、その施策をやる。そうしますと財源といたしましては、できるだけ安定的に入るような財源を充当しようというのが基本的な考え方でございます。

今、申し上げました地方税の中で、市税の中で、市民税、固定資産税、都市計画税、これは総体的に言いますと安定的に入る税ではございますけれども、特にこの中で、いわゆる市民税でございますが、市民税は個人の、いわゆる市民税と、それから法人の市民税に分かれるわけでございます。個人の市民税につきましては均等割と所得割ということで課税されるわけでございますが、課税の考え方は大体、所得税に類似している。問題は法人税、法人割、いわゆる法人税が納める、いわゆる市民税ということになるわけでございますが、これも均等割と法人税割ということになっております。

で、この法人税割といいますのは、法人税でも同じですが、企業の利益に対して課税ができるものでございます。したがって企業の活動の状況によりまして、この法人市民税がかなり増減をするという、安定税源の中では、ひとつ、かなり不安定な要素を持った財源が入っているということでございます。これは、税をいろいろ検討した中で問題になったようでございますけれども、やはり法人が地方自治体の中で企業活動をする上で、やはり自治体とのかかわり合い、いわゆる受益を受けるわけでございますので、その負担が必要であろうということで、不安定ではありますけれども法人市民税の均等割、及び法人税割を認めているというものでございます。

さらに、ちょっと申し上げますと、市民税の、いわゆる個人の市民税でございますけれども、かなり大きな特性といたしましては総収入から、総所得から必要経費を除きまして、それに一定の税率をかけるわけでございます。で、この税率が累進課税になっている、累進課税になっているということは経済の変動に――経済の成長より税収が伸びるような、そういう特性があるわけでございます。したがって地方自治体で財政運営をする場合に、法人より、いわゆる個人の市民税がたくさんある方が計画的な財政運営ができる。所得水準が高ければ、さらにまた、いいわけでございます。

そういうことを考えますと、この法人市民税を財政の運用の中でどう考えていくかということになるわけでございます。今まで夏井議員さんから日野市の現状、それから他市との比較が出ましたけれども、今、申し上げましたような法人税の特性がございますので、いわゆる法人

税がたくさん入ったから、その年度に執行してしまう、支出してしまうということは非常に危険なわけでございます。やはり長期的な展望に立ちまして予算の執行をしなきゃいけない。これは使い方といたしましては一般の行政経費、これは事業も含めましてそういう使い方……。あと1つ、やはり配慮を要するところは財政調整基金に積み立てとか、あるいは起債の償還に充てるとか、そういう使い方をしていかないと円滑な、将来に向かっての行政運営はできないのではなかろうかと、そういう基本姿勢に立っているわけでございます。

それを前提にいたしまして、ただいま夏井議員さんの方から市民への潤い、豊かさがどう反映しているかということになりますと、なかなか端的に、この法人税がここにいっているということは言いにくいわけでございますけれども、強いて言いますれば、日野市が他市に比べて行政的な水準が高いこと、こういったことが特徴になるんではないかなというふうに考えます。

例えば、中学校の給食でございますけれども、単独方式を行っている。これに給食室をつける、これはかなり先進的な事業でもございます。それから健康管理手当の支給でありますとか、市立の幼稚園、7園を保有しているとかあるいは今、都市基盤整備をやっておりますけれども、区画整理法上からいきますと、組合施行の考え方からいけば、市の持ち出しがなくて区画整理ができるようになっておりますけれども、実際にはそうもいきませんので、市がかなりの財政負担をして都市基盤整備ができるという、そういうところに、やはりほかの市とかわって、この法人税 ── 別に色がついているわけじゃ ── 目的税じゃございませんから、はっきり数字的には出ませんけれども、そういう貢献がなされているというふうに考えているわけでございます。

で、今後の問題でございますけれども、やはり企業の収益に対するところの税でございますので、構造的な不況の問題、あるいは、その企業の経営の方針等によりまして、税収に大きく変わるわけでございますので、この辺の問題につきましては慎重に、現状なり将来の見通しを把握した中で財源を、いわゆる調整といいますか、歳出の面で配慮していきたいというふうに考えております。

○副議長（米沢照男君）　夏井明男君。

○16番（夏井明男君）　今、企画財政部長より詳しい御答弁をいただいたわけですけれども、法人市民税は非常に変動の激しいもので、その辺のあり方を踏まえると経常的な経費として使う、当てにするといいますか、そういう部分の幅が少ないというような御答弁もあったかと思います。また、単年度の中でそれを使うのは、どうかというお話もありました。した

がいまして、それを起債を償還する部分に充てるとか、または積み立てて弾力的に運用するとかというお話もあったわけであります。

しかし、平均的なトータルを見てきますと確かに、５８年、５９年と約２３％も歳入総額予算の中で変動がありますので、その御指摘もわかるわけでありますけれども、全般的な、平均的な期待をしていい税の枠というものがおのずから財政の方でもお考えになっているんだろうと思います。

今、財政部長のお話ですと、やはり財政的なものは長期的に考えなければいけないというお話でありました。そうしますと、そこで、この豊かさという意味を非常にある意味で　乱暴ないき方をしたわけですけれども、具体的に市民の方に、どういうふうに市税が展開をされてくるのか、これは法人市民税だけの問題ではなくて、総合的な問題になるかと思いますけれども……。そうしますと、やはり財政計画の必要が当然、これ、出てくるだろうと思うわけです。

で、各課、部によりましても、例えば教育の方ですと、次の年度は学校給食をどこへつくろう、次の年度には計画をしてこうだということで、非常にその辺の計画性を具体的な例として見るわけですけれども、各部、課によって、おのおのそのような計画をお持ちだと思うわけです。その中で、法人市民税の具体的な枠の中で、どういうふうにそれを展開できるかということも、やはり長期的に立てば十分、可能になってくるだろうと思います。

それで、最後に市長にお尋ねをしたいんですけれども、この豊かさを効率よく、市民の方の必要性の度合いに応じて、長期的に市民の方から厚く支持をされるような使い方ということが、どうしても長期的には出てくるわけですので、それにはやはり、財政計画に基づく方途しか、いい方法はないんではないかというふうに私は、今、結論を持っているわけですが、その辺、市長のお考えをお尋ねしたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　日野市の場合、歴史的な発展経過、それから地理的な環境条件、これらにかなり恵まれたものがあったと思うわけでありますが、そのことによって戦中、あるいは戦前から優良企業が進出をして来られた、大変な特色だと言えるわけであります。そして、その後も国の経済の伸長に伴って優良企業数社が立地をされるようになり、ますます日野の特徴を高めた、こういうふうに言えると思っております。それも地域の社会性との相互持ち合いといいましょうか、つまり、それが、いわゆる集積の利益という形で企業に利子、企業

に有利にする面、あるいは従業員の方々に対する教育、福祉、文化、環境、いろいろなサービスが、また還元されるということでありますから、日野市の場合は、ひとつのいい例として感謝する面と、また評価する面とあってよろしいと、こう思っております。

私の考えの中で、特に日野市として特色的に考えますのは ── 施策ができたというふうに考えますのは、約１０年間、この農地課税を宅地並みにということを非常に強いられた時期にも、それを行わないで農家に、あるいは農地として保持できるような還元を行った、それが大まかに言って十数億円、それから、その財源が ── 財源がといって特に結ばれているということじゃございませんが、不均一課税の課税政策をとらしていただきまして、プラスする財源が、また相見合う関係になったように思っております。つまり、町づくりに相互に有益な持ち合いができたということになるわけでありまして、これが考えようによりまして、農地が、時の情勢に維持できないで宅地化という変貌を急激にやったならば、教育施設におきましても、その他の住民の福祉事業におきましても、なかなか、そのバランスを維持することができなくなって大変混乱をする可能性が考えられるわけでありますけれども、それらを適切に、その時期をくぐっていくことができた……。

なお、これからも区画整理事業が行えるとか、いい生活環境をつくることができる、そういう余裕を持ち得ておるということは日野市の発展のために大変、特色でもあり有益でもある、そういう評価が成り立つものである、このように思っております。

両々相まって、いい町をつくる相互の努力、これは日野市を、また非常に特色をあらしめている。勤労者の方々の企業に属される、つまり納税法人の属される従業員の方々も日野市の文化、あるいは市民生活、地方自治に非常に貢献されるところも多かったと、このように思っておりますから、この特色をますます発揮させることが日野市の発展のために大変、有益である、こういう認識に立って将来の日野市の特色のある発展を期することができると、このように考えております。

○副議長（米沢照男君）　夏井明男君。

○１６番（夏井明男君）　ちょっと御答弁が抽象的に聞こえましたので、もう一度 ── もう一度といいますか、再度お尋ねをしたいと思いますが、御答弁がなかった点は後で御答弁いただきたいと思いますが、ひとつ、財政計画的なものをつくった方がいいんではないかというお話をしたわけですけれども、その辺のお話はちょっと聞けなかったわけです。と申します

のは、これもやはり少々、乱暴な議論になるかもしれませんが、要するにほかの市に比べて財政的に豊かであるということを言われるわけですが、その豊かな中身を見ますと、一つは法人市民税の比率が高いということが指摘されるわけで、そうしますと、ほかの市で制度的に導入してやっている制度がいろいろあります。しかし、日野市においては、やっていないものがあります。

例えば、この間も教育行制懇談会のときにも要望として出ていましたけれども、いわゆる義務教育課程の小・中学校の、いわゆる移動教室の補助というものが要望として出ておりましたけれども、私は、この移動教室というのは、かなり必要だろう、義務教育課程の中で必要性が増している以上、これに対しての父兄の負担は憲法上から見ても、やはり負担を軽くしていくというのが主として大事なんではないか……。ほかの市を見ますと、かなり、この部分をやっております。そうしますと、日野市は非常に豊かだけれども、どうしてこういうことをやらないのだろうかなというふうにも思うわけです。

また、これも少々、乱暴な議論になるかもしれませんが、国民健康保険の税金の増税の料金の改定、値上げの問題も出てきている。やはり市税が豊かであれば、その部分の手当てもほかの市と比較をして軽くても別に問題はないんではないか。下水道料金しかりと、こういうふうな発想が生まれてくるわけです。で、その辺がどの辺の程度なのか、限界なのかということが当然、問題になってくるわけです。

ちょっと恐縮ですけれども、前にも市長に陳情で黒川地区広場をつくってくださいということで、かなりの方の署名があったわけですけれども、市長も御存じだと思います。で、企画財政部長のお話によりますと、財政の法人市民税の使い方としては起債の償還に充てるとか、さらには例えば単年度で短期的に実施できるものをするとかというお話がありましたけれども、その一つの工夫としては、今の地区広場の考え方としては土地を借りてそこに建てるという方法ですけれども、それを買ってですね、土地を買って、やる。この買うというのが、やはり法人市民税が予想以上に上がったときに、その財源を使って短期的に土地を購入するとか、そういうふうな方法を考えれば、こういう問題もいくんではないかというふうに考えが発展してくるわけです。

その辺を踏まえますと、やはり、こちらの提案につきましてもどの辺の程度の問題なのか、市民の方の要望の強さ、強弱等、さまざま、ありますけれども、財政計画的なものがあれば、

その辺でどの辺に導入できるのかということも、私にしても非常に質問もしやすいですし見通しもつきやすいということでお尋ねしているわけですけれども、その辺は、いかがでしょうか。

○副議長（米沢照男君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　二つ、例を挙げられました。一つは小中学校の移動教室の負担をもっと拡大できるのではないかという例、あるいは黒川に、住民要望があるわけだから地区広場を用地を買って設けてあげることも可能ではないかという、一つ一つは成り立ち得る論理だと思っております。

移動教室にも相当な援助もいたしております。それから吹上の地域の区画整理に当たりまして相当な支出もしてあるわけであります。都市計画的に必要な広場等は区画整理の際に何とか取得可能なように公園でも結構ですし、あるいはほかの方法で取得可能なようになればいいんですが、そういうことがないわけでありますし、また、あわせて全市的に見ますと、全市的な公平な施策ということになりますと、一つのところに、なお集中的にというわけには、いかないわけでありまして、やっぱり可能なところを全市的に、まんべんなく潤しながら水準を高めていくということが、私は財政的にも、とるべき負担だと思っております。

確かに財政計画を持ち、その財政計画を裏づけとする、中・長期計画もなるべくつくりたいということで今、努力もやっております。

しかし、今、先ほどの例に出すごとく第五小学校をどうしても建てかえなきゃならないんだ、これはかなり優先度の高い事業でありますから、財政計画としては思いがけなくというふうにも言えてしまうわけでありまして、それが可能ならしむるというところは、やっぱり財政力の豊かさの、ひとつの運用の大きな可能性の問題だと、このように思いますので、そのあたりは、ひとつ御理解をお願いしたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　夏井明男君。

○１６番（夏井明男君）　それでは、最後に要望して終わりたいと思います。

今、第五小学校の全面改築の話というのは、財政的な計画の中では思わぬ話に入るのではないか、それに対応できるのも、やはり市の豊かさということで対応できるのではないかというお話がありました。財政計画についても、これからつくっていきたいというお話もありましたけれども、そのさまざまな市民の方から出てくる要望をどういうふうに合理的に秩序づけて、財政計画の中に入れていくか、その基準があれば、その揺れといいますか、合理性というのが

より探訪されると思うわけです。

したがいまして、その基準になる財政計画を１日も早くつくっていただいて、それを中心にした議論の展開ができればありがたいと思うわけであります。

以上で終わります。

○副議長（米沢照男君）　これをもって７の3.歳入予算に占める法人市民税の高比率のメリットについて問うに関する質問を終わります。

お諮りをいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（米沢照男君）　御異議ないものと認め、暫時休憩いたします。

午前１１時３４分休憩

午後　１時　５分再開

○副議長（米沢照男君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問８の1,　高齢化社会をむかえ、老人福祉の一層の発展のために緊急５カ年計画をつくり、施策を前進させよについての通告質問者、鈴木美奈子君の質問を許します。

〔１３番議員登壇〕

○１３番（鈴木美奈子君）　それでは一般質問をただいまより行わせていただきます。

高齢化社会を迎え、老人福祉の一層の発展のために緊急５カ年計画をつくり、施策を前進させよ、これがまず、第１番目の質問でございます。

厚生省は医療や福祉に民間活力を導入する、そういう研究を、この８月から実施に踏み切りました。これは本来、国や自治体が責任を持って行うべき社会福祉を民間や企業にゆだねるものであり、国の福祉や医療の政策が非常に後退する。そしてさらには民間活力を導入することによって、社会保険制度の全般的な切り下げにつながることになると思います。今、いろんなところから、これに対する不安な声が出ておりますが、私は、この中で１９８４年の１０月１４日に赤旗に載っておりました「ある日、突然、親が寝たきりになったら」――老人保健法施行１年半で病院ではどういうことが起こっているかということが、新聞記者がみずからの体験をもとに取材したことが載っております。これを少し皆様にお伝えしたいと思いますが、全文は省略させていただきまして、その一部だけ述べますと「一歩、病室に入ると、おむつの臭気が

漂い、ベットで老人患者たちは息をひそめて生きている。ほとんどの患者が一律におむつをあてがわれており定刻までそれをかえることができない。そして人手不足のために、ベッドに多くの患者は両足や両手を縛りつけられている。落ちくぼんだ眼窩、だれ一人笑顔を見せない。実際、入院患者の多くが短期間で死亡していく。人間は誇りと目標を見失うと急速に生への意欲を喪失する。老人病院の多くが文字通り都会のうば捨て山であった」――でも、この後にも触れられておりますけれども、その中でも良心的な病院がお年寄りの看護に当たっている医師や看護婦の状況も述べられております。

そういう中で、渡辺美智雄元大蔵大臣の言葉が載っておりますが、これは岩佐恵美前衆議院議員も何回か発言の中で取り上げ、私も聞いたことがありますけれども「牛は乳が出なくなったら屠殺場へ送る。人間も働けなくなったら死んでいただくと大蔵省は大変、助かる、死んでもらうか金を出すか、どっちかだよ」――こういうことを言っております。事実、言っております。国会の議事録を見ていただければおわかりかと思いますけれども、こういうことで本当にお年寄りが切り捨てられる、これが今の自民党政治のあり方なんです。

そういう意味で私は、ぜひ日野市の中でも、こうした実態が起こらないように、きょうの質問の中身としては、これからの日野市の老人施策を一層前進させていく立場から、私は何回も老人問題を取り上げてまいりましたが、医療、文化、スポーツ、就労、住宅――医療の問題では、老人医療費の無料化があります。文化では、今、お年寄りの健康な方がゲートボールなどもやっておりますし――これはスポーツになりますけれども……。文化でも、もっと生きがい対策としてのいろんな文化の要求があります。また、仕事も高齢者事業団などにも参加していらっしゃる方もおりますし、また住宅問題では老人アパート制度、これは私が4期目、初めて出てきたときに取り上げた問題ですけれども、4年たっても、まだ実現していない、こういう問題もあります。

老人が安心して暮らせる施策を進めるために、具体的に申し上げますと老人医療費の無料化制度をぜひ――国がこれをやめたわけですから、日野市でも具体的にこの問題に取り組んでいただきたいと思います。さらには老人保育所、今、託老所とも言われておりますけれども、昔は、かつてはポストの数ほど保育所をと、こういう声があって、私ども随分、保育所運動をやりましたけれども、今では、ポストの数ほど老人保育所、こういうことが多くの皆さんから挙がっております。

さらには老人ホーム、老人アパート、老人憩いの家の増設、そういうことや、また訪問看護制度などについても私は一般質問で取り上げて、初めて日野市でも訪問看護制度を実現いたしましたけれども、さらには、ホームヘルパーの増員、デイケアセンター、給食サービス、ゲートボールコートの増設など、まだ、たくさん老人福祉にかかわる問題はありますけれども、5カ年計画 ── 非常に長いですけれども、私は本来ならば森田喜美男市長の任期中にこれをやっていただきたいと思いますが、5カ年計画として緊急に確立して老人施策を進めよ、こういうことで質問してまいりますので、この点についての、具体的に今、申し上げましたけれども、一つ一つでなくても結構ですけれども、5カ年計画をつくるかどうかということをまず、お尋ねいたします。

○副議長（米沢照男君）　鈴木美奈子君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　福祉部長でございます。

それでは御質問にお答えいたします。

私どもも高齢化社会が確実にやってくるというぐあいに考えておりますし、我が国におきましても厚生省の人口動態によりますと、６５歳以上の人口は現在、昭和６０年においては10.14％、それが来たるべき西暦２０００年では１５.５７％というような急速な高齢化が進むということでございます。また、我が国におきましては、１９４７年から４９年度においてベビーブームの時期に出生した方が、現在１９８５年で３７歳から３９歳になっておられる。この方がさらに西暦２０２０年、このころに高齢者のピークが来るということでございますので、このころには７０歳代になられるということでございます。したがって、高齢者のピーク時における問題というのは現実に、もう既に、ひしひしとやってきているということでございますので、特に日本の場合の高齢化のテンポは早いということを言われております状況でございますし、出生率も急速に低迷してきている。こういう中でのいろいろな問題、これについて早急に取り組まなきゃならん状況であるということについては、よく理解をしているつもりでございます。

しかしながら国も都も、高齢化社会に対する枠組みはできてきたけれども、中身はまだできていない、こういう状況も若干ございますし、また試行錯誤の問題を私ども繰り返している状況でございます。また日野市といたしましても高齢化施策の計画的執行ということを考える、これも重要な問題だと思っております。しかしながら、行政の末端機関としての日野市といたしましては、市民に密着する、しのばれた福祉施策の実践というためには余り長い計画も、な

かなか立てることが困難な状況にございます。

現在、日野市の福祉施策は緊急な課題から一つ一つ手をつけているという状況でございます。日野市は施設面では、公共施設3カ年計画を立てて取り組んでおりますけれども、今度とも施設の点につきましては3カ年計画の中で計画的に進めていきたいというぐあいに考えておりますし、また必要なものは、この中で取り組んでいきたいというぐあいに考えております。

また、老人実態意識調査を実施いたしました中でも、これによりますと、御老人のニーズの高いものは健康の問題、また、医療の問題、福祉施策の問題、また就労の問題というような幾つかの問題が把握されてきております。私どもといたしましては、このようなニーズの高いものを逐次、取り組んでいきたい。また、その中での計画も立てていきたいということでございます。

当面の問題といたしましては、来年度につきましては、まず老人給食、あるいは特養老人ホームの契約、またはディホームに対する契約、このようなものを確実にいたしまして、特養老人ホームのベッドの確保、またディホーム、これは先ほど御質問のありました――私どもは、老人保育所ですか、老人保育所というぐあいに内容を思っておりますが、このようなものをもう少し拡充していく。このような施策も来年度からは具体的に進めていく所存でございます。

また、先ほど御指摘のありました具体的な老人アパートの問題、その問題についても、あるいはその他の問題についても、ゲートボールコートの拡充につきましても、今後とも積極的に取り組んでまいりたいと思っておりますので、今後とも、たゆまず前向きの努力を続けていく所存でございますのでよろしく御鞭撻のほどをお願いしたいと思います。

以上でございます。

○副議長（米沢照男君）　鈴木美奈子君。

○13番（鈴木美奈子君）　今の部長の答弁をお聞きいたしまして、細かな点では非常によくやっているということも言えるわけですけれども、長期の五ケ年計画が無理であれば、今、3カ年計画で取り組んでいきたいということですけれども、この3カ年計画の具体的な中身が、もしも、お出になっているようでしたら、それをお尋ねします。

それから、日野市高齢者対策協議会設置要綱というのがありまして、これは具体的に動き始めておりますけれども、この方たちの審議した中身、どういうことを今までやってきたか、それがおわかりかと思いますので、その点をお尋ねいたします。まず、そこから……。

○副議長（米沢照男君）　再質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（ 高野　隆君）　福祉部長でございます。

まず、計画立案の問題はどうかということでございますが、現在私どもは、先ほど申しましたような試行錯誤の中での高齢化社会に向けての施策を一つ一つ具体的に進めていくという観点でやっておりますが、今後ともこれについては、長期的な計画については難しいと申し上げたわけでございますけれども、できるだけ公共施設整備計画等の関連の中で考えていきたいというぐあいに考えております。

また、御質問の高齢者対策協議会でございますけれども、これは昭和５７年１２月１日に設置いたしまして、現在まで何回かの会議を開いております。この委員の方につきましては１２名の方でお願いしております。どのような会議をやってきたかという御質問でございますけれども、その内容といたしましては老人医療の無料化の問題とか、あるいは健康管理手当の問題、また、老人憩いの家の運営の問題、その他福祉予算等についての、市長からの諮問に対するいろいろな論議をしていただいているということでございます。

先般、開きました会議では、ひとり暮らし老人給食サービスについてということで、来年度から実施する予定になっております老人給食について、いろいろな角度から御意見を賜った次第でございます。

○副議長（ 米沢照男君）　鈴木美奈子君。

○１３番（ 鈴木美奈子君）　それでは再質問いたします。

それでは、ぜひ、日野市の高齢者対策協議会の中では老人問題、特にお年寄りの方たちは医療費の無料化、このことが今、非常に日野市の中のお年寄りの切実な願いでもあるわけです。国が、せっかくやってきたこういう制度を有料にしたために病院に入ってもすぐに出てこなければならない。こういう中では非常にお年寄りの皆さんが、日野市がどういう方向を打ち出してくれるかということで期待を持っておりますので、来年度、特に６１年度の３月の議会では何らかの新しい提案がされるように、私は、この点、要望したいと思います。

それから老人憩いの家の問題も、今、旭が丘にありますけれども、ぜひ南平の方向にも、こういう老人憩いの家をつくっていただきたいと思います。

それから福祉の予算についても、もっとお年寄りの福祉を充実させるための予算もぜひ、国がカットする方向の中では、もっとふやしていっていただきたいと思うわけです。

で、私は、ぜひ、今、新しい老人保育所ということで、ディホームのことですけれども、こ

のことが脚光を浴びて、日野市でも、立川にあります至誠ディホーム、ここでも日野市の方たちが行っておりますけれども、非常に人数が少ないわけですね。そういう中では、この施設に通うお年寄りをもっと人数をふやす、この必要があると思います。質問としては、このディホームに、もっと日野市のお年寄りがたくさん行けるようにすることが、まず1点と、それから、さらには、ぜひこれを、今、ほかの市とも一緒にこれをやっているわけですけれども、日野市の中でこれができる、そういう老人病院とも契約しながら、これがやれないかどうかということです。中野区がやっておりますけれども、これは在宅の痴呆老人に、契約の病院が昼間お世話をするということで、中野区でも御婦人の区へのお手紙、要望、それが発展いたしまして、中野区でもできないかということの検討の中で、区の中の私的諮問機関、高齢者福祉調査会議、この中で緊急提言を受けてやったわけです。

ですから私は、今の日野市の高齢者対策協議会の中で、こういう問題も、ひとつ、質問の項の中に入れていただいて、これからの痴呆老人をどうするかということは非常に日野市民の、これを抱える家庭は主婦が中心で、こういう痴呆老人をお世話するわけですから、ぜひ、このことを高齢者対策協議会の中で諮問できるような形で提案していただきたいと思います。その質問が2点目でございます。

小松市でもやっておりますし、それから中野区でもやっておりますので、日野市でも私は、やれると思うんです。

それから訪問看護制度の中で、非常にこれも喜ばれている制度ですけれども、三鷹市では寝たきり老人のこういうところに、今度はリハビリ専門家を派遣している。訪問看護制度の中で今まで全く家庭の中で、今まで全く家庭の中で寝たきりだった方たちが、訪問看護をする中で看護婦さんのいろんな指導で起きてトイレへ行けるとか、洗面所に通えるということで、かなり生活ができるようになっておりますけれども、今度は家庭の中でリハビリの専門家が派遣されていきますと、これがさらに発展するわけです。ですから、この点もぜひ、これからの日野市の施策の中で考えていっていただきたいと思います。

その3点について再質問いたします。

○副議長（米沢照男君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　まず、第1点の老人医療の無料化の問題でございますけれども、これにつきましては私どもも、たびたび御質問を受け、あるいは内部的な検討をいたし

まして、現在、健康管理手当という形で御老人の年間の医療費に見合うものを予算計上いたしまして差し上げている、こういうことでございますけれども、今後とも私どもとしては、国の医療費の改正というような問題も目前にしておりますし、入院料というようなものを今後とも十分に検討して、前向きに進めていきたいというように考えているところでございます。

また、２番目の中野区での病院でのディホームサービスというようなことでございますけれども、これは私どもは、現在、日野としてはそのような病院というのは、ちょっと考え当たりませんけれども、ともかく先々、老化し、あるいは不活発になってくる御老人のための１つの施策として、ディホームサービス、これも必要になってくるだろうと思いますし、これについてもいろんな角度から、今の、ある既存の施設なりを有効に活用するというようなことも考えながら前向きに進めていきたいというぐあいに考えております。

３番目については、生活環境部長、よろしいですか。

○副議長（米沢照男君）　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　生活環境部長、お答えをいたします。

訪問看護制度につきましては本年４月１日から福祉部より生活環境部健康課に所管がえがしてございます。これは老健法の、いわゆる六つの保健事業の中に位置づけられている関係上、健康課の仕事としていただいたわけでございます。

健康課に、この訪問看護を持ってきて以来、チーフになりましたのがそれまで病院の総婦長をやっておりました上野主幹がチーフになりまして、パートの保健婦、看護婦約１３名ほどによりまして訪問看護の仕事に当たっております。

健康課に移りましたのを機に、この制度につきまして見直しをし、さらには今月の１０日から１７日にわたりまして日社協を通して東大医学部の御協力を得ながら、訪問看護制度、それから、その指導の内容、お年寄りのニーズ、そういったものを内容にした調査を行いまして、１７日に、その調査が終わる予定になっております。

で、私どもは、この調査がまとまりましたその結果を踏まえて年次計画を立てたいと思いますけれども、その年次計画の中に、ただいま御質問のありましたリハビリと訪問看護のドッキングも十分考えて、年次計画のまとめに当たりたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　鈴木美奈子君。

○１３番（鈴木美奈子君）　それでは市長にお尋ねしたいと思いますが、日野市では本

当に、このパンフレットも私たちもいただいたわけですけれども、この中に日野市民憲章、これが５８年の１月１日にできて、子供からお年寄り、それから自然、文化、平和、こういうものも盛り込まれて、また老人憲章、立派なものができておりますし、毎年、敬老の集いには、市長は、これを必ず、もう読み上げるのではなくて頭の中に入っているのを――私どもは見ないと、まだ言えませんけれども、市長は、いつもこの５項目にある老人憲章を市民の皆さんにお話しなさるわけですけれども……。

こういう立派な老人憲章があり、そしてまた、５９年度には日社協によって高齢化社会に対する市民の意識調査、こういう中で老人問題に対するこれからのいろんな要望なども出ておりますし、また５９年の１２月には、市がやりました日野市市民意識調査、この中でも福祉の問題、老人問題が非常に多く要望として出されているわけです。

このことなども踏まえながら私が先ほどから質問いたしました日野市の老人の施策の点で、どうしても緊急にやらなければならない５カ年計画、これを確立していくことが必要だというふうに私は考えておりますが、個々につなげれば、それは５カ年計画にもなるかもしれませんけれども、やはり行政を進める上では、特に国がなかなか――国も都も枠はできても中身ができないという、そういう中では、私は日野市独自のものでもつくって、その中に国がもし入ってきたら、そこの同じ中に国が入れていく、そういう方向でもいいというふうに考えるわけです。ぜひ、これからの日野市の高齢化人口を迎える中では、子供たちの問題と同時に私は老人問題も――今まで本当に、この人生を長く生きていらっしゃったお年寄りが、この日野市の革新市政の中で生きていてよかったという、そういうためにも私は緊急に５カ年計画を一つにまとめたものが必要だというふうに考えております。

そういう意味で市長のお考えをお聞かせいただきたい。よろしくお願いいたします。

○副議長（米沢照男君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　人口の高齢化、あるいは構造の変化ということは、これはもう、はっきりわかっているわけですが、未知の問題もたくさんあるわけでありまして、経験をしながら正しくニーズにこたえるとともに、新しい老人福祉の構造を具体化していく、こういうことであると思います。

日野市は比較的これまで、数々の仕事を施策として実施してきておりますが、以前に質問にお答えしたことがあると思うんですけれども、老人をすべて弱者として考えるということでは

なくて、むしろ人格として立派な経験を持たれた、そしてまた、元気に生きたいという、その意欲に激励という形でこたえられる、そういう面と、それからもう一つ、本当にひとり暮らしになられたとか、寝たきりになられたとか、あるいは痴呆になられたとか、健康がすぐれない、そういう方との二面的老人施策がなければならない、こう思っております。

したがいまして、今そういう見解に立って、例えばひとり暮らしのお年寄りで、なかなか動静は一々把握しがたい。栄養的にも心配だというような、いわゆる寝たきのひとり暮らしの方に給食をしよう、1日1回、お昼の相当栄養的な配慮をした、そういう給食をしてみたい、これは有料という考え方でいるわけでございますが、新しい、ひとつの施策になり得ると思っております。

それから居住に困っておられる、あるいは介助者が不十分だという方もあるわけでございますので、ホームのこと、あるいはヘルパーのこと、そういうこともだんだんと現実に沿った拡充をしていかなければならないと思っております。そういう ── 日野市が老人憲章を持っているというひとつの理念に立ちまして、そして今日、行うべきこと、またこれから必ずニードとして持ち上がってくること、これらをいろんな英知を集めて体系づけていきたい、このように考えます。そのことが、また言われるところの5カ年計画という形に相応できるようにも思っております。

高齢者対策協議会、あるいは地域保健協議会 ── 高齢者対策協議会には今、在宅老人の方の日常的な健康管理、こういうことからホームドクター制が何とかつくり出せないだろうかということで、医師会の御意見も聞かなければなりませんので、意見を今、皆さんにお伺いをしようとしております。

それから地域保健協議会には、58年ですか、老健法の制定に伴いまして大急ぎで健康手帳が配られてあります。しかし、この健康手帳は、ほとんど引き出しにしまい込まれて役割を果たしてないんではないかとこのようにも考えられますので、この健康手帳を生かすにはどうすればいいかということを、これはむしろ、医師会に問いかけておる、こういう状況があります。

あわせて、かつて福祉の施策の1つの大きな目玉とされておりました老人医療の無料化、つまり個人負担がなくても医療に、制度として十分な対応があり得た。それに一部負担という形が今日の老健法制定以来の国の施策の変化になっておりますので、初診料は400円、1科目400円、月々、初診料400円。それから入院の個人負担分が1日300円の2カ月間と、

こういうことが個人負担にもなっておるわけでありまして、我が市といたしましては一応、健康管理手当を活用していただければ初診料の経費には対応できる、そういう考え方も持っております。

それから入院費につきましては、特に所得の少ない方に対しまして見舞金制度というものを考案したらいかがだろうかということで、今、検討をやっております。

散漫的な施策というのは、確かに計画的に体系的に行う必要が当然、起こってまいりますので健康 ── 生活保健センターなどの機能もだんだん整うわけでございますから、それらを対象の方に十分、均てんできるように、そういった配慮のもとで、つまり背景には調査 ── 意識調査、あるいは実態調査、これらの状況の上に組み上げていきたい、このように考えておるところでございます。なるべく御趣旨に沿うように努力してまいります。

以上です。

○副議長（米沢照男君）　鈴木美奈子君。

○１３番（鈴木美奈子君）　どうもありがとうございました。

私が老人問題をいろいろと話をするときに、沢内村のことがよく話題になるわけです。長崎の香焼と、岩手ですか、沢内村……。この二つが非常に対照的に ── 両方とも非常に福祉、それから医療の面でも全国に誇れる施策をやっているということで評価されるわけですけれども、全国からもこの二つの自治体には多くの方たちが視察に行く。私たちも、まだ沢内村は行っていませんけれども、香焼には行ってまいりましたけれども、本当に憲法をその中にしっかりと根づかせているというのが精神なんです。で、太田村長は老人医療の無料化をやっていることについて「国の方針に盾突きたいわけではない。ただ村長として村民たちの命と暮らしと意思を尊重したいだけです」というふうに言っているわけです。

私、日野市も革新市政として憲法を市政に生かそうという、こういう垂れ幕が庁舎のところに流されていることは、非常に誇りに思っておりますし、今、憲法改悪の動きなどもあります。さらには軍事費をふやす中で、福祉の中にも民間活力を導入していこう、日本型社会福祉をつくっていこうという、そういう動きの中で、大企業などもこの福祉を今度は仕事としてやっていく、そういう方向も出ているわけです。

ぜひ、私は、老人福祉法第２条にあります「老人は多年にわたり社会の進展に寄与してきたものとして敬愛され、かつ、健全で安らかな生活を保障されるものとする」という、これをぜ

ひ生かしていただき、また老人保健法第2条 ── これは、それに真っ向から対決するものですけれども、「自助と連帯の精神に基づき」ということで、この方針をかえて政府の責務を具体的な措置として、国庫負担を福祉、医療の分野で全面的に廃止や削除をしていく、こういう方向が今、出されておりますけれども、私は、ぜひ、こういうことについては香焼や沢内村、こういう所にも学びながら日野市の老人福祉が、ぜひ、前進していくように要望いたしまして、この質問を終わりといたします。

○副議長（米沢照男君）　これをもって8の1. 高齢化社会をむかえ、老人福祉の一層の発展のために緊急5カ年計画をつくり、施策を前進させよに関する質問を終わります。

8の2. 第一幼稚園の4歳児クラスの増設についての通告質問者、鈴木美奈子君の質問を許します。

○13番（鈴木美奈子君）　それでは、引き続き2番目の質問に入らせていただきます。

第一幼稚園の4歳児クラスの増設についてでございます。この質問は、私は初めて議会に出していただいたのが昭和45年ですけれども、45年の第4回目に第一幼稚園の2年保育について、この質問を行い、49年の4回議会では第一幼稚園のプレハブ園舎を改修しよう、こういう質問をやり、50年の第4回議会では幼稚園浪人を出さない対策について……。この質問では多摩平地域にあります公立の幼稚園や保育園、ここに入れない子供たちが浪人になるということで非常に大きな問題となって議会で取り上げ、多くのお母様方も傍聴に見えたわけですけれども、これに引き続いて、今、幼児人口が減っている中でも多摩平の第一幼稚園では4歳児がなかなか入れない、こういう状況があるわけです。

第一幼稚園は昭和40年の4月1日に設置されまして、当時は7クラス、定員280名でした。それから、プレハブ園舎を40年の6月1日に ── プレハブ園舎、ベランダなどを増設工事に入り、50年には、この新しいプレハブが改修されまして園舎が増築され、保育室が三つでき、いろんな付随した施設もできたわけです。57年の4月1日には幼児数の減少によって5学級の編成となっております。そして、日野市では5歳児を優先させるということで、今まで、2年保育 ── 4歳児の入園は、させなかったわけですけれども、最近、いろんな、第一から第七まで4歳児募集を行うようになり、それは非常に評価されるわけですけれども、多摩平では、第一幼稚園と、それから団地の中にあります民間の幼稚園、さらには多摩平自治会が管理して運営しております幼児教室、これがあるわけです。

多摩平の第一幼稚園と幼児教室との関係は、非常に密接な関係があるわけです。この幼児教室も、多摩平に３３年に初めて団地ができたときに、幼稚園も保育園もない、こういう中でお母さんたち自治会が中心になりまして運動が起き、多摩平保育園、そしてまた第一幼稚園の開園、こういう運動にと発展していったわけです。４０年には、多摩平自治会に保育の会というものがありまして、その意思を継いで3歳児の幼児教室が誕生し、3歳児の８０名が団地内の集会施設で2クラスから保育が始まりました。そして４３年には、第一幼稚園の4歳児に入園を希望しても入園できない子供たち３５名のお母さんが、自治会に協力を要請し、4歳児の入園希望者が全員入れるようにという、こういう交渉を市と行っております。そしてやむを得ず4歳児の保育も、ここから始まっております。いつも東集会所であるとか、南集会所など、子供たちが曜日によっては動く、そういう中では雨が降った中、風が吹いたり、いろいろと困難な中でも、公立で入れない、そういう子供たちを幼児教室が教育をしてきたわけです。４４年には、市立幼稚園に4歳児が全員希望するまで、入れるようにということで、地区センターを使用して、やることを市の方にも認めさせております。

また、いつも幼児教室のお母さんたちは市に対する要求運動を毎年、毎年、発展させてまいりましたけれども、４５年には4,５２９名の署名を持って市議会に請願を出しました。「市立幼稚園で2年保育を実施する運動を推進する会」こういうものができまして、ぜひ、2年保育をやってほしい、こういう請願が、もう既に４５年のときから始まっているわけです。そして４８年には、東京都に対して無認可の幼児教育施設として認めさせ、幼児教室の父母にも補助金が出るようになりました。また、４９年には第一幼稚園のプレハブ園舎を改修をするようにということで運動する中で、3月の議会では、プレハブ教室を本建築の教室に予算化することが承認され、非常にお母さんたちも喜んだわけです。また、長い間のいろんな運動、なかなか2年保育はできないという中では、常時、「市立幼稚園で2年保育を実施する運動を推進する会」こういうものを５２年からずっと行い現在まで続いているわけです。

特に最近 ── ことしは募集が終わりましたけれども、この募集の中では入れない子供たちが、６０年の4月には第一幼稚園では定員が６０名に対して応募人口が１３４人、７４人が入れなかったわけです。で、ことしはどうかといいますと、3歳児が受けたわけですけれども、第一幼稚園３９名応募に対して合格は１８名、不合格が２１名です。第七幼稚園もできましたので、ことしは少しは不合格の方が減るのではないかしらと思ったわけですけれども、第七幼稚園で

も１０名の応募に対して合格者が６名で不合格が４名、両方に多摩平の幼児教室からも行っているわけですので、不合格の方が２５名も出てしまったわけです。

こういう状況の中では、ぜひ、１クラス増設し、入園希望の幼児が全員ここに入れること、そして団地内にあります私立幼稚園の入所状況なども調べてみますと、ある程度、私立にも団地や、また近辺の子供たちが入っているという中では、私は、ぜひ、公立の幼稚園で心配しないで増設をしてもいいんじゃないかというふうに思いますので、４歳児クラスの増設を行い、入園希望者の幼児の全員入園を図ること、こういうことで、まず最初に質問をいたします。

○副議長（米沢照男君）　鈴木美奈子君の質問についての答弁を求めます。教育長。

○教育長（長沢三郎君）　教育長でございます。

ただいまの鈴木議員さんからの御質問に対してお答えさせていただきます。

ちょっと私、今、歯のぐあいが悪くて歯医者に通っているものでお聞き取りにくいと思いますけれども、御勘弁願いたいと思います。

今、鈴木議員さんの方から第一幼稚園の今までの長い年月にわたっての歴史、おっしゃられたとおりでございまして、昨年からまた、第一幼稚園も４～５歳児の２年保育ということで再出発するということで、ことし７月から４歳児の方も受け入れるような方向をとったわけでございますけれども、今、お話が出ましたように昨年度、６０名、２クラス募集したのに対して１３４名の応募者があった。ことしの場合も同じように６０名の募集に対しまして第一幼稚園では１３５名ですか、応募があるということで競争率が約2.2倍になっている。で、この傾向は第一幼稚園だけでなくて第七幼稚園についても同じような状況でございまして、第七幼稚園も３０名、ことし募集したわけでございますけれども、それに対しまして７３名の応募者というようなことで、第七幼稚園では2.4倍の競争率になっている。ただ、公立幼稚園の場合、これは今、鈴木議員さんの方からお話がありましたように、幼児教室で３歳の子女大変、努力されてきたお子さん、そういう方を優先入園するという形であれば当然、今の６０名、３０名で十分、収容可能なんですけれども、これは、当然、公立幼稚園ですから、公募という形をとります。公募という形をとれば私立の幼稚園を希望している御父兄の方も一緒に応募されてくると、こういうことで、なかなか１クラスふやして４歳児の完全就園というもの、これを果たすことができるかどうかということになりますと、これは公立幼稚園で５歳児については責任を持ちます、という方向を打ち出しているわけでございますけれども、４歳児全員を完全に公立

幼稚園で受け入れる態勢をつくるという状況になりますと、とてもとても、１クラスや２クラスの、クラスの増設で賄い切れる状況ではない。

一方、私立の幼稚園の状況はどうかということになりますと、日野市に１１園、私立の幼稚園があるんですけれども、ことし、私立の幼稚園の方では４歳児を約1,０００名募集しているわけです。それに対して応募者が日野市全体で約６７０名ほど、私立の幼稚園の４歳児の応募者が出ている。したがって、私立の場合ですと、なおかつ３００名を超える収容能力はあるわけでございますけれども、一応、公立の幼稚園の場合には、今、鈴木議員さんの方からお話があったように第一幼稚園でも第七幼稚園でも２倍以上の競争率が出てくる、こういうことで、なかなかその辺の状況については難しい問題を含んでいるわけでございますけれども、今回の議会で市長の方から千代田自動車の跡地の問題等をめぐって、ハイテクノロジーの工場と住宅建設が、あの場所に考えられているというお話もございました。

で、もし、あの場所に相当、大規模な住宅建設が行われるということになりますと、入居される方の年齢層にもよると思いますけれども、旭が丘地区の幼児数というのは、さらに激増する可能性というのは出てくるわけです。そういう問題で京王線沿線と、それから多摩平地区とは若干、児童、生徒数の推移や何かにも違いがございますので、この辺の問題につきましては第七幼稚園の問題等とも絡めながら、十分、教育委員会としても検討していきたい。

さらに、先ほども申し上げましたけれども、私立の幼稚園も、やはり、同じ幼児教育というものを取り組んでいるわけですから、その辺の問題については、日野市の状況、こういうものをお互いにしっかり把握した上で京王線沿線の対応、多摩平地区の対応、そういうものを的確に判断しながら、今、議員さんの御要望のあるような方向も含めて検討していきたい。ただ、全員入園、４歳児を全部、責任を持って公立の幼稚園で受け入れてほしいという、この問題に関しては、ちょっと今の時点では５歳児と違いまして問題が大きくて、なかなかそういう方向には進んでいくのが難しいんじゃないか。ただ、４歳児の定数を多摩平地区についてふやしていく方向ですね、この方向については地域幼稚園協会等とも十分、話し合いながら問題解決に努めてまいりたい、こう考えております。

○副議長（米沢照男君）　鈴木美奈子君。

○１３番（鈴木美奈子君）　それでは再質問いたします。

教育長の答弁の中で、幼児教室の子供たちをすべて最優先させれば、優先の入園をさせれば

いいんだということでしたけれども、私はそういう意味でなくて、そういう、全部が、必ず入れるというそういう意味じゃないんです。その点、ちょっと誤解のないようにしていただきたいと思います。そうでないと、ほかから受ける子供もいるわけですから、幼児教室のお母さんたちは自分の子供だけが全部入ればいいという、そういう思いで受けているわけではないですから、その点は、ぜひ、誤解のないようにお願いしたいと思います。

幼児教室でも、先生方も必らず、公立の方を受けたり、そして落ちたら私立にということは、本当に口を酸っぱくするほど指導していますし、それでもなお、落ちた子供たちが幼児教室がいいから幼児教室に残りたいという、そういう切実な願いがあるわけです。

私は今、いろいろと答弁を聞く中で第七幼稚園、これは増設する必要はあるというふうに思っているわけです。それは第七幼稚園が建設されるときに文教委員会の中の審議の中で、千代田自動車の跡に住宅が建てられるので人口がふえるから、第七幼稚園を建てさせてほしいというそういう説明がありました。それが最近、非常に具体的になってきましたので第七幼稚園を増設することは必要であるので、これをぜひ、進めていただきたいというふうに思うわけです。それと同時に、じゃ第一幼稚園が ―― 第七ができたから、それでいいかというと、そうは、いかないわけですね。第一幼稚園の中には幼児教育センターというものがあります。これが２クラス、この中でいろんな事情があって、議会のいろんな事情があって、なかなか、これが旭が丘に建てられなかったという、こういうことがあるわけですから、今度は、この幼児教育センターもいろいろと広報を通じたり、また、いろんな中身、審議したことなども１冊の本にまとめて、私も手元に持っておりますけれども、実践記録があるわけです。ですから私は、これを自信を持って旭が丘の地域に幼児教育センターを移すという、特に６４ブロック公共施設があるわけですから、本来、そこに建てるべき施設を第一幼稚園にということだったわけですから、ぜひ、これは、私は英断を持って幼児教育センターを旭が丘に移してもらいたいと思うわけです。その質問が第１点……。

それから第七幼稚園の増設も非常に大事なことですので、それもやっていただきたい、その二つの質問、そのことを質問いたします。

○副議長（米沢照男君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　お答え申し上げます。

今、鈴木議員さんの方からお話がありましたように、本年度も多摩平地区のお母さんが大勢、

署名をされて、９月中旬に教育委員会の方に、ぜひ来年度の募集に対しては第一幼稚園を１クラス、クラスをふやしてほしいと、こういう陳情に見えられました。教育委員会でもいろいろ検討したわけですけれども、今、鈴木議員さんの方でおっしゃられるように、あの第一幼稚園には現在、日野市の幼児教育センターという形で幼児教育の研究をしていただいている機関が、２クラス相当分の部屋を使って、地道な研究を進めている、そういう状況の中で、物理的にも来年４月に入園される第一幼稚園の園児の方をふやすということはできないという状況の中で、教育委員会では本年どおりの募集ということで、来年入園するお子さんの定数についても第一幼稚園は４歳児６０名という形で決定してきたわけです。で、確かにおっしゃられるように今の研究施設そのものも手狭な面もありますし、将来、教育センターを第七幼稚園の方へ移したいという構想、これは当初から持っていたわけでございますし、実際問題として、まだ具体的な形で、いつ、どんな手順でというところまでは至っておりませんけれども、いずれにしても第一幼稚園の今の状況の中で、さらに４歳児のクラス、１クラスなり何なりふやすということを目指すならば、今の幼児教育センターの移設ということ、これも考えていかなければならない。

先ほど申し上げました第七幼稚園の問題ですね、この第七幼稚園の問題と絡めながら、この問題については、やはり当然、いろんな形で俎上に上がってくる問題でございますし、先ほど申し上げました七幼の幼児数の激増、こういう問題と絡めながら、この問題等についても十分、検討しながら方向づけをやってまいりたいと、こう考えております。

それから、２番目の第七幼稚園の問題につきましては、これは今、１クラス３０名という応募の状況でございますけれども、本年度募集した中では、一番応募者の多い地区である、あの地区に公立も、私立も幼稚園が現在ないという、そういう状況とも絡みながら、その問題の中で何とか解決の方向を見出していきたいと、こう考えております。

○副議長（米沢照男君）　鈴木美奈子君。

○１３番（鈴木美奈子君）　私は、お母さんたちが夏休みも返上して――多分、生まれて初めてだと思うんです、署名を集めたのは……。日野市長あてに、7,６４２名、教育委員会あてに7,５９４名、こういう署名を集めまして、本当に、若いお母さんたちが多いわけですから、赤ちゃんを連れたり、いろいろと苦労しながら、また、先生もそれを指導しながら議員の皆さんのところもお伺いして、ぜひ、協力をお願いしたいということで、この署名の重みを本

当にわかっていただきたいというふうに思います。で、教育委員会も傍聴もしたり、今までなかったような運動をやって、日野の市議会でも7,０００を超える署名というのは最近、非常に少ないのではないかというふうに思います。

そういう意味で私は、ぜひ、この7,０００を超える署名の背後にある熱意、こういうものをぜひ、酌み取っていただきたいと思うんです。

それから、私立と公立との関係が、いつも言われるわけですけれども、５４年の日野市の統計を見ますと、５４年に公立が総数で７４０名だったものが今では４８１名というふうになっておりますし、非常に減っている。それから私立の方は総数が2,７４６名に対して2,２４８名ということで、その学校によって、学校法人、宗教法人、個人、この三つに分かれてふえているところもありますし、少ししか減ってないところもあるという中では、これを数で比べてみますと、その減り方については、そんなにも、公立の方がうんと減っているんじゃないかなというふうに思うわけです。ですから私は、ぜひ、何か公立がやろうと思うわけです。ですから私は、ぜひ、何か公立がやろうと思いますと、私立幼稚園との関係が出てきて、そこでネックになると思いますので、ぜひ、日野市の子供たち、どの子も私はみんなかわいいと思うんです。そういう意味では、ぜひ公立と私立と、それから幼児教室、この存続も含めながら進めていっていただきたいと思うんです。

で、もう一つだけ質問いたしますけれども、ことしも先ほど言いましたように、多摩平で第一と第七幼稚園２５名、入れなかった子供たちが出て、それから私立に申し込んだ方もいらっしゃるわけです。そういう中では、もし、万一、幼児教室が存続するようなことがあった場合には今までどおり ── 東京都が無認可施設として補助金を出しておりましたけれども、この補助金を今までどおり市としても存続をしていくかどうか、特に4歳児の場合……。3歳児は、もう継続してやっておりますけれども、4歳児の場合、存続してやっていくかどうか、その点をお尋ねいたします。

○副議長（米沢照男君）　総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　総務部長でございます。

ただいまの御質問にお答えいたします。

この施設は、御承知のように類似施設でございます。それで現在、3歳児と4歳児が入園されておるわけでございます。それでそのまま、これも東京都から、3歳児につきましては

2,５００円、それから４歳児につきましては3,０００円という補助を受けまして、総計、市が５００円を持ち出しまして、３歳児が3,０００円、それから４歳児が6,０００円というような補助でやっておりますので、そのまま存続は、なればそのまま補助していきたいというふうに思っております。

よろしくお願いします。

○副議長（米沢照男君）　鈴木美奈子君。

○１３番（鈴木美奈子君）　それでは最後に、ぜひ、市長に、私が今まで質問いたしました第一幼稚園の４歳児クラスの増設について、これに関して幼児教育センターのことやら第七幼稚園のこと、幼児教室のこと、いろいろと関連して出してまいりましたけれども、総括的に、この質問に対して御答弁をお願いしたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　幼児教育に、これまで取り組んでまいりました日野市の情熱は、これは御承知のとおりであります。公立、全く、なるべく格差のないようにということを願いつつ、恐らく、すべての適齢幼児には幼稚園教育を、あるいは幼児教育を適用することができる、そういう意味では問題は解決済みである、このように言えると思います。

そしてまた、地域的に、なお、特に近ごろ公立幼稚園におきまして、２歳、つまり４歳、５歳の２年保育を実施することになりましたから、また新しい問題が少し吹き出してきている、こういう事実がございます。これも、今、教育長からも答えましたとおり七幼を増築したり、それから特に幼保一元という大きなもくろみ、目標を抱いております。幼児教育センター、これも拡充をしていきたいと、こう考えております。

それらの中で、日野市の幼児教育を、ともすれば幼稚園の公、私立のみならず、保育園の幼児たちもあわせて、人間形成の大切な時期に十分、対応ができるように、今、子供のために日夜、苦心をされております家庭の方々の安心ができるように、我々は十分やってまいるつもりでございます。どうぞ安心してください。

○副議長（米沢照男君）　鈴木美奈子君。

○１３番（鈴木美奈子君）　ただいま、市長の方から安心してくださいという最後の締めの言葉がありましたので、私は本当に幼児教育――一番大事な、これから人間が形成されていく大事な時期の子供たちを、やっぱり日野の行政――私がさっき言いましたように、お年寄

りと一緒に大事にしていかなければならないと思いますので、ぜひ、多くの方々の希望にかなうようなそういう方向をお願いいたしまして、この質問を終わりといたします。

○副議長（米沢照男君）　これをもって８の２．第一幼稚園の４歳児クラスの増設に関する質問を終わります。

次に、８の３．多摩平に住民要求に基づく総合文化、福祉施設をつくれ、についての通告質問者、鈴木美奈子君の質問を許します。

○１３番（鈴木美奈子君）　多摩平に住民要求に基づく総合文化、福祉施設をつくれということで、これは題のとおりでありますが、多摩平の地域には、いろんな団体があります。特に、ことしの９月２９日に多摩平団地の中だけのお年寄りの皆さん７０歳以上の方を自治会が御招待して、１００名を超える方々が集まって敬老の集いが開かれました。そして、このときに社会教育センターの御協力をも得たり、それから、そこの若い人たちと御一緒に運営していったわけですけれども、お年寄りの皆さんから、この若いお孫さんのような方たちのおもてなしが非常に喜ばれまして、またお会いしたいという、そういう中から自主的な運営として、これが発展いたしまして、「多摩平憩いの会」というものができて、ここでも憩いの会が体操したり、それから、おしゃべりをしたりという、そして、また、落ち葉を取ってきてそれをはがきに押し葉をする。そういうところまで、非常に楽しい趣味のサークルにまで発展しているわけです。

そういうものや、また幼児教室もありますし、学童クラブ、それから図書館が、子供の図書館ですけれども、図書館がある。それから子供会もありますけれども、集まるところがないということで地区センターを使ったりということで、それから八千代会というお年寄りの老人クラブは社会教育センターを使っておりますけれども、さまざまな、こういう子供からお年寄りまでの集まりがあるわけです。そういう意味で、ぜひ、私は多摩平地域に、こういう子供からお年寄りまで集まれる文化、福祉施設、こういうものができたら非常にいいんじゃないかというふうに思うわけです。

それでぜひ、このことを要望するわけですけれども、お考えをぜひ、お聞かせいただきたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　鈴木美奈子君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（前田雄夫君）　企画財政部長、お答えをいたします。

率直に言わせてもらいますと、多摩平の団地につきましては昭和３３年ごろから区画整理事業を行いまして、道路、公園、その他下水を含めまして都市基盤整備が完了しております。で、生活基盤といたしましては、私立病院でありますとか、民間ではございますけれども社会教育センター、それから多摩平地区内には図書館が２館、豊田ギャラリー、それから今回の議会でも補正をお願いしておりますけれども、勤労青年会館が予定をされているわけでございます。他の地域に比較いたしますと、大げさに言いますれば社会資本がかなり充実した地域というふうに私ども理解をしている次第でございます。

市民要望につきましては、もちろん私ども理解をするわけでございます。

将来の課題として、現在、支所がございますけれども、これは多摩平支所と称しておりますけれども、事務の内容といたしましては住民基本台帳、それから印鑑証明、それから収納事務、その他の取り次ぎというようなことで、法律上は出張所のような形態のものでございます。

１・３・２の開通の問題、それからバス路線の開通、それから現在、税金等につきましては、郵便局をも含めまして各種金融機関が収納事務を代理しておりますし、また市からの給付につきましては口座振替というような方法もとられているわけでございます。その辺を含めまして多摩平支所の存廃を考慮しながら、あの地域の何か市民施設を検討したらどうかなと、そういう内部構想は、ございます。まだ具体的なものに固まっておりませんけれども、いずれはそういう課題の提起になるんではないかなというふうに考えております。

○副議長（米沢照男君）　鈴木美奈子君。

○１３番（鈴木美奈子君）　それでは最後に市長から ── 企画財政部長から御答弁をいただきましたけれども、市長の最後のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私は最近、多摩平の第五小学校、第六小学校、本来、それに付設されるべき学童クラブ、さくら学童、第一、第二と言われていますが、つまり五小関係の側の方がことし ── 現在も支所の２階を使って相当過密な状態でやっておるわけでありますが、なお、ことしは収容し切れないと、こういうことを情報として伺いました。

それで社会教育センターの付随施設として老人室、それから学童クラブ室、それぞれの多少のスペースがあるわけでありますが、あれらのことをもう一辺検討し直して、第六小学校に相

当、空き教室がありますので、あるいは学童クラブを六小の生徒に対しては、新設をするという必要が生じてくるのではなかろうかと、こんなふうに思っていたり考えをめぐらしております。

で、本来の今の支所の存在します場所というのは、多摩平団地の開発に伴って地域施設をつくる場所として用意されたと、こういうふうに思うわけであります。したがいまして今、企画財政部長が、いつのことかは別といたしまして、一応のあの地域におきます児童施設が、やっぱりほしいというふうに――私も地域としては、そういうことではなかろうかと思います。そのほかの福祉、文化、それらに関しましては社会教育センターがかなりの役割も果たしてもらってありますから、地域として、だんだんと児童施設、こういうことが考えるべき課題ではないだろうかということを考えておりますことだけをお答えの一部にいたしておきます。

○副議長（米沢照男君）　鈴木美奈子君。

○１３番（鈴木美奈子君）　それでは、ぜひ、そういう方向でやる場合には、地域住民の方たちの御意見も聞きながら進めていっていただきたいと思います。

これで私の質問は終わります。

○副議長（米沢照男君）　これをもって８の3. 多摩平に住民要求に基づく総合文化、福祉施設をつくれ、に関する質問を終わります。

お諮りをいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（米沢照男君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後２時２４分休憩

午後３時　６分再開

○副議長（米沢照男君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問９の1. いつまで続く、革新・森田市長の反「行革」姿勢についての通告質問者、古賀俊昭君の質問を許します。

〔１８番議員登壇〕

○１８番（古賀俊昭君）　一般質問を行います。

去る９月議会、私の質問時間終了直前に質問を終えまして、森田市長の答弁が所要の質問時

間内に終わらなかったために大変、混乱をいたしました。今回は冷静に市長にもお答えをいただきまして副議長にまで類が及ばないように御注意をいただきたいと思います。

ことしの夏の８月の２８日、自治省は昭和６１年度地方行財政重点施策を発表いたしました。この重点施策に基づいて予算概算要求も編成をされており、明年度に実施を行おうとする、特に重要な施策の基本的な方向と内容を明示したものであります。

昭和６１年度地方行財政重点施策は五つの柱から成っております。

まず最初に、地方行政刷新の行政改革の推進、これを挙げ、２番目に地方財政の健全化、３番目が地域社会の活性化、４番目に住民生活の安全確保、そして最後５番目に選挙制度の改革という構成になっております。

市長もおわかりのように、この重点施策のトップに書かれているのが、いわゆる行革でありまして、さらに内容を見てみますと次のように書かれております。「地方公共団体において、これまで国に先駆けて行政改革の推進に努めてきているものの、さらに強力に行革に取り組む必要があることから、当面、地方公共団体における行政改革大綱の策定を指導するとともに、さらに各地方公共団体が、その策定した行政改革大綱に基づいて積極的に行政改革を進めるよう指導するなど、地方行革大綱に即した地方公共団体の自主的総合的な行革を一層推進していくこと」と述べているわけであります。

また、この重点施策が出される約１カ月前の７月の２２日、臨時行政改革推進審議会の行政改革の推進方策に関する答申が土光会長より中曽根総理大臣に提出をされております。答申は、その序論で、行政改革の現状と課題について活力ある福祉社会の建設と国際社会に対する積極的な貢献を今後の行政の二大目標とする今回の行政改革は、国民の大きな支持を得て今日まで推移している、しかし、臨時行政調査会答申の指摘した具体的改革の進行は、ようやく、その道の半ばに達したところであり、今後、なお、改革方策の着実な努力が必要、と現状を述べ、今後、残された課題として、財政再建、国鉄の改革、民間活力の活用など、国と、車の両輪の関係にある地方行財政の改革を進めることである。我が国全体としての行政改革の実効を上げるためには地方行革の推進が不可決である、と指摘をして、そして地方行革は、地方公共団体の行政を時代の変化に即し、簡素、効率的なものにすること、と地方公共団体の自主性、自立性を強化することの両面から進めることの必要性が強張されております。

こうした国民世論を背景とした自治省を初めとする国の方針や指導とは、日野市はかかわり

がありませんというのが森田市長の意向のようであります。しかしながら肝要なことは、大切なことは、少なくとも市政に、また市の機構などに、市民の非難や批判を浴びるような問題があれば、これを速やかに解消する、そして市民の多様な行政需要にも迅速に、柔軟に対応できる、市民に真に信頼される市役所であることに絶えず努力を払い続ける意思が森田市長にあるか否かでありますから、行革は市民に向かって行うという、格好をおつけになるのも結構でありますが、まず、論よりも実効を上げていただきたいと思うわけであります。

以下、今まで一般質問を通して、私が市長、理事者当局に是正を働きかけてまいりました、市民の、また批判もあります幾つかの事項について７点ほど質問をいたします。

まず、その第１は、いわゆる有給夏休み、ことしは9.5日が労使間によって約束をされ実施をされたようであります。昭和６０年度の、国等にはございません有給夏休み、この消化状況はどうなっているか、まず、お尋ねをいたします。

次に、この有給休暇の――夏休みの休暇と関連をいたしますが、年次休暇、この消化状況もあわせて、６０年度の資料を持ってお答えをいただきたいと思います。

３つ目は、いわゆる組合活動休暇、有給職免を適用されて組合活動に当たり、休暇をとったにもかかわらず給与が支給されている。こうした休暇については昭和５９年度、どういう数字がまとめられているのか、延べ人数、時間数等を御答弁願います。

４点目は、給与退職金の是正計画の内容についてであります。ことしの7月の２５日付、自治省は通知を各自治体に出しました。「地方公務員の給与に関する個別の指導、助言について」というものであります。特に是正を要する２５３の団体が指定をされ、第２次の個別指導を受けたわけであります。日野市は、もちろん、第１次の個別指導も受けておりました。この253団体の中で、給与、退職金両方にわたって是正の指摘を受けたのが、この日野市であります。ちなみに給与、退職手当両面の要指導団体というのは、全国で３７市、全自治体の5.6％にしか過ぎないわけですが、その中に日野市も名を連ねているわけであります。この給与、退職金の是正計画、これが先月の２２日、２６市の中では１番最後に提出をされたようでありますが、その内容について御答弁をお願いをいたします。また、遅れた理由等についても、あわせて御回答をお願いしたいと思います。

次に、行財政調査会、この開催状況、また、どのような内容が現在、検討をされているのか、その点についてお尋ねをいたします。

なお、９月議会では、１２月中、年内には答申を ―― 中間答申ですか、１次答申に当たるようなものを得て来年度の予算編成に反映をさせたいというような意向が述べられておりましたが、いまだに私どもの手元には１次答申が出されたという報告書なり通知というものは来ておりません。現在、どのような段階にあるのか、あわせて御回答をお願いいたします。

次に、定年退職等の昭和６０年の支給月数についてお聞きをいたします。御承知のように昭和５９年度は、８９カ月の支給を行ったわけであります。定年退職等、つまり勧奨長期勤続を入れた、いわゆる勧奨的扱いの退職者に支払われます支給月数について、現在、どのくらいの月数を考えて当局は作業を煮詰めておられるのか、その点もお尋ねをいたします。

あわせて、昭和６０年の定年退職等の退職予定者、どのくらいの数の方が、今、いらっしゃるのか、御回答をお願いいたします。

次に、この定年退職とも関係をしてまいりますが、定年条例が施行されまして、６０歳で一般職員の方はおやめになるわけでありますが、引き続き特別な理由がある場合には、勤務を続けるということができるようになっております。何人かの方が、１０人ほど昭和５９年度はいらっしゃったと思いますが、来年度については、どのような取り扱いになるのか、予定の人数等わかりましたら、あわせて教えていただきたいと思います。

もう一つは、昭和６０年度のベアについてであります。

御承知のように、今、職員組合と当局の間で話し合いが詰つめられていると思いますが、市役所の庁舎内には、いつものことながら違法なビラが、また数をなして張り出されております。これもベアの実施をめぐっての労使間の底から、こういうものが出てきているものと思いますが、日野市では、現在、当局はどのような考えをもって市側は交渉を行っているのか、このベアの問題についてお尋ねをいたします。

以上、御回答をいただいて後は、再質問を行います。お願いいたします。

○副議長（米沢照男君）　古賀俊昭君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　それでは、５点目を除きまして順序を追いまして御説明をしていきます。

１点目の有給休暇の消化状況でございますが、これは昭和６０年度で、先ほど古賀議員さんからも言われていますように、６０年度におきましては9.5日ということでございます。そして、それの消化率は、９５.７が全体の消化率でございまして、１人当たり、大体、9.1日を消

化したということでございます。

それから、２番目の年休消化状況でございますが、御承知のように年休は、１人２０日であります。これにつきまして１人平均、１３.８日で消化率は６９.３％でございます。

それから、３番目の職員組合の職免件数等でございますが、これは御指定の１年間の人数と時間数でございます。これにつきましては３項目ばかりございますが、まず、大きく分けまして組合交渉等の職免ということで、職免及び給与減額条例の別表によりまする１３項のところを適用いたしまして、職免付与回数は８６の延べ時間にいたしまして3,２１４.３ということでございます。

それから共済組合関係、これは１７条関係でございます。付与回数が１８回で延べ時間数が1,２２８.５時間ということでございます。

それから、さらに１５号関係、これは福利厚生の方でございますが、互助会関係でございます。互助会関係の職免につきましては３４日で、延べ時間数が1,１２６.５時間というような数字でございます。

次に、給与退職金の是正計画内容でございますが、御承知のように１２月末までの是正計画ということでございました。それで、私ども日野市におきましては、御承知のように６０年４月から６カ月延伸というような給与是正をやりまして、それに基づく給与の是正ということでなく、みずから、先ほども古賀議員さんが言っておりますように、自主的な積極的な改定というものは、国が行うから、都が行うからでなくして、やはり任せられました地方団体においてみずから襟を正していくというような形から改定計画というような形で、是正ではなく、みずからの日野市の独自の改定計画というような形で提出をさせてもらっています。

そうした中で、２番目に、遅れた理由ということでございますが、これらにつきまして内部で検討、それから対組合ともありまして、そうした中で独自計画を打ち出すために時間もとりまして、最終的に最後のときに間に合ったというような形でございます。

それでは、内容につきましてでございますが、まず、給与関係におきましては、既に６カ月延伸をやっておりますのでこれらのラス効果というものがどのくらいあるか。それから初任給基準、これもことしの４月より１号俸下げております。これらの効果はどのくらいあかというような形……。それから高齢者対策といたしまして、５８歳に達したものに対しましての昇給停止、これらの昇給停止の効果。

それから、その次に、さらにその他の給与制度ということで給与制度の中に３カ年で ── これは計画でございますが、等級の新設をやっていきたいというような計画を持っております。

そして後は特殊勤務手当、これは毎回、議会でも指摘を受けております３３項目の特殊勤務手当につきましての見直しということで、その中には、使われてない特殊勤務手当もありますので、それらの是正をこれからやっていきたいというような形の給与計画を出しました。

それから退職金の方でございますが、これもやはり独自の退職金制度ということで、現在、８９カ月でございますが、これらも国、都というものをにらんでの、それらの、今後、下げる努力というものを年次計画的に計画を立てました。

それから、特別昇給、そうしたものがありますが、それらの、２０年以上、今まで２号俸というものがありました。そういうものを改めていくというようなことです。

あと、普通退職につきましては現在、３７年で６５カ月でありますので、これらについての国の基準に基づきますと、６３年で大体、６０カ月に持っていくというような形でこれらの努力を一応、のせてあります。これが、給与退職金にかかわる是正計画の内容でございます。

一つ、とびまして、６の、６０年度は退職手当は、これはどうなっているかという御質問でございますが、御承知のように退職手当につきましては、今、申し上げましたように８９カ月ということでありますので、今年度は、さらに折衝を重ねて、徐々に下げていく方向で、今、取り組みつつあります。勧奨につきましてもこれらの率がまだ定まっておりませんが、早急に決定を見て勧奨を実施していきたいというふうに、これも近々、そうしたものを行っていきたいと思っております。

次に、７番目の再任用の件でございますが、その前に本年度の退職者数は、今、どのくらいかということでございますが、一応、定年退職では８人を予定しております。それから勧奨はさらに５９、５８歳の人ということで７人ばかりを一応予定はしております。そして、この定年制度に基づきまして再任用の制度が発足したわけでございます。

それでことしから、６０年の４月から１０人の方の再任用をお願いして現在、行っておるわけでございますが、これらの来年度の再任用というものにつきましては、このうち、再任用する方が１０人のうち５人ほど退職いたしますので、５人の方のさらに延長が見込まれまして、さらに１人新しく再任用というような形で６人になる可能性でございます。これの、御承知のように再任用制度も３カ年を限度として行っております。そういう制度でございます。

それから最後に、もう1点でございますが、ベアの交渉につきましては現在、積極的に、今、行っておりますが、今議会の１８日に議案上程をお願いしてありますそのところで、ベアの条例を何とかまとめて上程できるよう、今、努力をしております。そういう状況でございます。

雑駁でございますが、以上でございます。

○副議長（米沢照男君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　企画財政部長、５点目の行財政調査会の開催状況等についてお答え申し上げます。

全体会といたしまして１４回、小委員会が４回でございます。それで全体会では現状の把握が主たる業務でございました。特に申し上げますと、財政、組織、機構、給与制度 ── これは、退職金あるいはその他の手当を含むものでございます。それから教育委員会関係の事務、それから給食関係の現状、福祉関係の現状、それから国民健康保険事業、電算化の問題、それから、現在行っております事務事業の外部委託状況、こういったものについての現状を把握をしたわけでございます。

で、現在、今年末を目途に中間答申をすべく、小委員会を開催をしているという状況でございます。今年末を目途に中間答申をするように、今、小委員会等を開いている状況でございます。本答申につきましては予定通り来年度末を予定しております。

以上でございます。

○副議長（米沢照男君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　再質問いたします。

まず最初の、夏休みと年休のことに関してですが、今、消化状況をお聞きしますと、問題の夏休みの場合、ことしも昨年同様9.５日でした。昨年が消化率が９８.３％でしたが、ことし９５.７％、ほとんど横ばいであります。１人当たりの平均日数も昨年と同様9.１日ということになっておりますので、夏休みは比較的、皆さん方、多くおとりになっているということがわかります。しかし、これも問題の多い、いろいろ指摘の、今まで数、重ねてされてきておるのでありますので、あわせて今後の来年の日数等については、今まで私がお聞きした段階では東京都並みに近づけていきたいと、助役の御回答が過去にあったわけですが、今は、どういうおつもりで臨まれるつもりなのか、お尋ねをいたします。

また、年休につきましては２０日間、ことしの１月１日からことしの１１月３０日までの数

字だと思いますが、全体の消化率が６９.３％、昨年が７０.３％でありますから１％ダウンをしております。全体では大体、１％の消化率はダウンですが、私が先に資料をいただきましたものによれば、部長職の方、前回、昨年が５５.５％、ことしが４９.５％という数字になっております。日数で9.9日、約１０日……。それから課長職の方は４７.５％、昨年が５２.０％ですから、これも4.5％ほどダウンをしております。全体は約７０％、しかしながら管理職の方については、年休の消化が非常に率が低いということがわかります。昨年は何とか半分は、５０％以上の消化率がございましたが、ことしについては２０日のうちの半分もいっておりません管理職については……。

こういうことを考えますと、一つの考え方として、いろいろ批判もあります夏休み、これはやはり、国はないわけですから、東京都並みに、まず近づける。それと同時に年休の消化の率を上げていく、そうした努力をやはり市としても職員の方に指導していくべきではなかろうかと思います。その点についてのお考えをお聞きをいたします。

次に、組合活動に伴います有給職免の実態についてであります。

これは私が以前、５８年１年間の組合活動休暇について、さきに質問したことがありましたので、５９年度 ── 前年度の分と比較をして、この組合活動休暇の状況について細かく少し見て、また、再質問を行います。

職免規定の適用を受ける、そしてなおかつ、給与条例によって給与の減額は受けないという形で、二つの休暇が大きく分けてございます。

１つは、職員の給与に関する条例施行規則の１３に該当する、いわゆる適法な労使交渉を行う場合の、市長からその都度、必要と認められる時間について与えられているものであります。これは御承知のように、ながら条例を根拠としております。これが一体、どのくらいあったのか、細かく、その内容等について念のため申し上げますと、四つほどあります。一つは自治労等の上部団体の定期大会、及び臨時大会に出席する場合、また同じように自治労の会議等に組合代表として出席する場合、また、自治労の研修等に組合代表として参加する場合、もう一つは、庁内で行われる執行委員会及び各種部会に出席する場合となっております。こうしたことに、どのくらい職免規定が適用されて有給で付与されているかということであります。

昭和５８年延べ人数で６７６人であります。ところが昭和５９年度になりますと、今、お話がありましたように９１８人、時間にいたしまして2,８５９.７時間から3,２１４時間にふえて

おります。率にして、人数で３５.８％の増加、時間数にして１２.４％の増加となっております。

次に給与に関する条例の施行規則、この２５に該当するものとして市長が承認をしたもの、具体的には組合の選挙、会計監査等……。

次に、組合主体による行事の準備、総会とか納涼祭り、こういったものも、これに該当することに約束が取り交わされております。

もう一つは、メーデーに参加をする場合……。最後に原水禁大会に参加の場合……。

これらは、いずれも職免が与えられた上に給与もカットをしないということで取り扱いがなされております。

これに関しては、昭和５８年が人数で延べが２７４人、５９年度は３１１人、１３.５％増加をしております。時間数にして５８年が1,８７４.２５時間、５９年度が2,０１５.1時間、７.５％ふえております。特にこのうち、２５と、この１３を給与に関する施行規則の双方を足してみますと、人数においては３５％増加をし、時間につきましても２２.７％増加をしております。トータルの時間数は5,０６１時間になるわけであります。大体、1人の職員の方が3年間、全く仕事に、職務に携わらずに組合活動だけを行って給与を受けていたという計算になろうかと思います。大幅にふえてきているわけであります。この実態について市長は、どのようにお考えになるのか、この程度は仕方ないだろうというふうにお考えなのか、見直しをおやりになるお考えはないかどうか、お尋ねをいたします。

次に、給与退職金の是正計画の内容についてであります。

御承知のようにラスパイレス指数が今回の指導では１１２以上の自治体、退職金につきましては７６カ月以上の公共団体、これらが指導を受け、日野市は、その両方に今、顔を出したわけであります。今、御回答をお聞きしますと、ラスを下げるために、いろいろ市は、既に取り組んでいるということで6カ月延伸から、いろいろお話がございました。等級の新設、また、特殊勤務手当の見直しというのも、この中に含まれているようであります。細かいことは組合との間で、何か公にはしないということになっているようであります。職員組合のビラには、そう書いてありますので、もし―いろいろ触れることがあるのかもわかりませんが、差し支えなければ等級の新設というのは、現在の等級表のどこに入ってくるのか、特殊勤務手当については、現在のものの、いかなるものが該当するというふうに是正計画には書かれているのか、お尋ねをいたします。

次に、退職金についてであります。

私どもに先般 ── 先般といいましても、かなり前になりますが、配付をされた「退職手当ての改正計画」というものがあります。市長から議会に対して配付をされました。これによりますと、昭和６０年には勤続３５年で８０カ月とする、とこういうふうに書かれております。今のお話ですと、徐々に下げるということで非常に抽象的なお話でありました。具体的には、ことしは、この８０カ月については放棄をするのか、この線でなおかつ、交渉を進めようとなさっているのか、いずれかをお尋ねをいたします。

次に、行財政調査会の開催状況であります。

年内に中間答申が出されるということでございますが、ことしも年の瀬を控えて、日数等も余り、ないわけであります。中間答申の提出が、企画財政部長は、年内、大丈夫だというようなお話でございましたが、間違いなく、来年に年を越すことなく、提出可能な状況に来ているのかどうか、その点もう一度、確認をいたします。

なお、この中間答申の予想される内容については、私どもいろいろ考えられるわけでありますが、今、企画財政部長がおっしゃいました、いろいろ、制度、機構等、見直しているということで、全般的に電算化、外部委託、福祉、給食、いろいろお挙げになりました。

この中で一つ、お聞きをいたしますが、給与の制度の改正、是正、見直し、つまり通し号俸制について改めていくという考え方で、現在、この行財政調査会、来年度に向けて、この中間答申で盛り込んで、まず着手をしようということは、この中間答申に入るのかどうか、もし── まだ出ておりませんが、答弁が可能でしたら、この給与制度、大変、大切な問題ですのでお聞かせをいただきたいと思います。

次に、定年退職、この予定者の方の数が大体、８人というふうにお聞きをいたしました。もし、退職金の是正が８９カ月のまま、８０カ月に是正をされないとすれば、最高の方は、もし、幾らになるかおわかりになれば、お聞かせをいただきたいと思います。

それから次に、再任用についてお聞きをいたします。

これは私、ある方から聞いたんですが、３月の３１日で退職になるということで、全員で職場を挙げて送別会をやった、そしたら、１日、間を置いて翌日からまた職場に来ておられる、一体、どうなっているんだということをおっしゃっておられる方がおられました。職場の内部においても、その点の意思の確認といいますか、統一、理解というものが得られていないから、

こうした疑問が出てくるのだろうと思います。年金の支給について、いろいろ配慮するということで再任用の制度は活用されるということだと思いますが、こうした職場の中にお互いが不信を持つようなことが現に――今年度、初めての定年制の実施でございましたが、あったということが事実のようであります。こういう点について、いま少し配慮をされた方がいいと思いますが、御承知をなさっておればお考えをお聞きをしたい、このように思います。

最後にベアのことですが、国は、御承知のように5.74、これを人事院が勧告をし、東京都は前年度に、たしか昭和58年だったと思いますが、国を大幅に上回って給与の引き上げを行いました。給料の引き上げです。で、今年度は人事委員会が、3.88%を引き上げを勧告しているようであります。具体的には日野市の場合、どの辺の数値をお考えになっているのか、いろいろ交渉の途中で微妙な段階かと思いますが、もし、数字等が、また、実施時期等が御回答になれるのであれば、お聞かせをいただきたいと思います。

以上です。

○副議長（米沢照男君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　私の方から、お答えできる範囲の中でお答えをし、詳細な面につきましては総務部長に補足をしていただきたいと、こう思うわけであります。

まず第1点の夏休みでございます。9.5という現状でございます、それで御意見があったような形の中で、我々も60年度、さらに都並みに向けまして、年を追って夏休みという制度を縮少していきたいと、こういうふうな考え方を持っておりまして交渉等も始めたわけでございますけれども、26市の他市で、数カ所の市が夏休みの件につきまして積極的な交渉を展開したわけでございますけれども、前年並みというふうなことで他市が収束している、こういう状況でございまして、日野の場合にも9.5を、60年度において、さらに切り込むということは、ちょっと難しい状態になってきたわけでございまして、9.5の現状のままでおるわけでございます。61年、あるいは62年に向けまして、給与制度の一端とも言えるものでございますので改革していきたい。都並みに、従来どおり、やはり議会を経た中で、あるいは、おっしゃるとおり年休の方は6割程度の、毎年、消化率でございます。そちらの方に、やはり消化を振り向けるというふうな方向づけ等も、おっしゃるとおりの一つの大きな解決点かと思います。これらの各市の状況が進展しない背景には、日本の労働時間というのは、2,015時間だとか、あるいは2,020時間というふうな、先進国の労働事情と比較しますと、先進国は2,000時

間をみんな切っておるわけでございます。それから夏休みのレジャーだとかいうふうなことで、海外旅行をするとか、そういう労働条件の問題、あるいは、要するに貿易 ── 外貨を使うというふうな意味では、やはりひとつの、貿易面の問題としても、西ドイツ等は海外へ出て、要するに、ある程度のレジャーを楽しむと、こういう問題があるわけでございます。日本の場合には、まだまだ、労働時間が非常に長い、こういうふうな世界的な批判等もあるわけでございまして、それらのものが背景にありましてなかなか、コンセンサスを得られないと、こういうふうな状況でございますので、その状況を御報告申し上げ、おっしゃるとおり年休の方へ ── まだ、4割が未消化でございますので、振り向けるような方向づけで組合交渉を要するに進めていきたいと、こう思うわけでございます。

それから2点目の、組合活動でございますけれども、組合とじかに接して、職員課、総務部というものが大変な苦労をしながら、ある程度の範囲内で、要するに組合活動に対する職免というものをなるべく、要するに広範囲に及ばない、あるいは多人数に及ばない、こういうふうな努力をしておるわけでございますけれども、一方において民主的な労働組合を育成するという面から、ある程度の、こういう取り計らいというものが民間においても広く行われているところでございます。

それから東京都におきましては、はっきり、都議会の超党派で、「ながら条例」というものをつくっております。給与を受けながら組合活動ができる。これは、あくまでも平和的な組合活動でございまして、自治労大会だとか、都労連だとか、中央委員会だとか、それから執行委員会だとか、あるいは、いろんな分科会、そういうものの、正規の会議時間、これは日野市は、職免という形で有給になっておるわけでございますけれども、東京都の場合には形は同じですけれども、「ながら条例」というもので許可している、こういうふうなことでございます。東京都の「ながら条例」というものは非常に広範なものでございます。大変な人数を抱えていますので、ある程度のものを許していきませんと、途中からエスケープすると、こういう底抜けのところがあるわけでございますので、ある程度、大きな網で、要するに規制を保っていると、そういう面の作用も我々の組合の方にございますので、現状の方向で組合との、要するに良好な関係は保っていきたい。おっしゃるとおり、これ以上ふやさないという形の中で努力していきたいと、こう思っておるわけでございます。

それから給与の是正の中で等級をふやそうと、こういうことについては国家公務員の、今度

の人事院勧告の中でも、要するに大学卒が非常に多くなってきているということで、中間管理職の等級をふやすようでございます。それから、東京都も同様に1号俸ふやすようでございます。そういうふうなことで日野市におきましても、できたら補佐、新たに中間管理職の、要するに管理職として日野市の事務を指揮していくという面で補佐というものを重要視しているわけでございます。そのような人事異動も11月の1日、行ったわけでございます。その補佐のところの等級をふやしていくという考え方を一応、持っておるわけでございます。

それから、退職金の考え方でございますけれども、これにつきましては、国の方では3年内に、昭和62年までに62.7カ月、国並みにしなさいと、こういうことでございますけれども、現状、どこの市を見ましても3年間でこれをクリアするということは非常に無理でございます。東京都の68カ月でございますか、それを第一目標として各市、現在、協議を進めておるところでございます。その中から日野市の今後の退職金に対する対応、あるいは目的とする月数、最終的には62.7カ月という、大体5年間ぐらいのうちに国並みにしていくという方向づけは、各市、同じでございますけれども、各年度をどういうふうにしていくかということは、現在、各市の総務部長さんがお集まりになって、方向づけ、月数をガードラインを決めていくというふうな過程にございますので、そういう点で御理解いただきたいと、こう思うわけでございます。

それから、行財政調査会のことは、企画財政部長の方からお答えしていただくとしまして、通し号俸についてはどうなんだと、こういうことでございます。これにつきましては、給与是正の考え方の骨子というものがございます。その骨子といいますのは、まず給与水準でございます。これはラスを尺度にしまして、ラス100が国並みでございますけれども、東京都下の対応としては110にしていこう、都並みにしていこうと、こういう考え方、給与の水準の問題がございます。

それから是正の――一つはそれでございます。二つ目は給与の形態、形態もかえなさいと、こういうふうな考え方が地方課等の指導でございます。その形態というのは、どうなのかというと、一つは渡りという制度もございます、形態の中には……。通し号俸制という形態もあるわけでございます。そういうふうな是正の、要するに形態という中で、通し号俸、是正しなさいという形態の問題として浮かび上がってまいるわけでございますので、そういうつもりで我々の方も対応していると、こういうふうにお考えいただきたいと思います。

それから再任用でございますけれども、これは、ちょうど２０年に満たない方が何人かおります。去年だと１０人ぐらいいたんですか、１３人いたか、そういう人の、２０年に――一生懸命、仕事をやれる方なんですけれども、なおかつ、１９年だとか１８年だとかということで、年金の取り扱いが２０年を境にして大きく違うもんですから、国の方からも再任用という制度を許されておるものでございますので、一たん、退職しても、再任用でまた次の日から出てくる。１年か２年ですね、２年ぐらいでございますけれども、そういう人が出てくるわけでございまして、それはそれとして御認識を、御理解をいただきたい。

ベアにつきましては、5.74というふうなことについての、各市、いろいろな考え方があろうかと思いますけれども、日野市におきましては、ことしの４月から６カ月延伸ということで大きな手術なりあるいは組合との間での協調というか、譲り合いというか、要するに給与是正の大なたを振るっておりますので、方向としては、ことしはベアの率という面については、今のところ、そのままでいきたいという考え方を、５９年の給与是正の事実の上に立って、そのように考えておるわけでございます。

○副議長（米沢照男君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　行財政調査会の関係につきまして御答弁申し上げます。

年内の答申はどうかということでございますけれども、現在、成蹊大学の教授でございます肥後教授が座長になりまして、鋭意、取りまとめに努力をしているということでございます。

それから２点目は、その中間答申の内容はどうかということでございますが、何せ、まだ理事者の中で審議をしているものでございますので、答弁は控えさせていただきたい。御容赦のほどをお願いいたします。

以上でございます。

○副議長（米沢照男君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　私がお聞きした中で、ちょっと御回答がなかったものが一つ、あるんですが、要するに退職金の支給の月数について８０カ月が、私どもの議会に渡された計画書の中には書かれているわけですが、いろいろ今、事情をお話しになりました。それを目指すという大局の方向というのは、わかりますが、具体的に今年度、この８０カ月については、もう当局では、こだわっていないのかどうか……。もっと厳しく言えば放棄をしたのかという

ことで、もう1点、お尋ねをいたします。

それから、これは市長にお聞きをしたいのですが、今の助役のお話では、通し号俸、この問題の多い……。現に市役所で働いておられる職員の方の中でも、この通し号俸については、いろいろ批判が強いわけです。見直しの再考をしていくという考え方は、もちろん私ども承知をしておりますし、また、それをやらざるを得ない状況に来てしまっている。よその、他の自治体等では既に給与表を改めて通し号俸を廃したところもあるわけです。この中間答申に、例えば、これが含まれるかどうかは別にいたしまして、もはや、緊急の課題として市長は、この制度の見直し、これに来年度、着手をするような考えはないのかどうか……。助役から、ひとつの方向性については、もう何度もお聞きをしておりますので、ここで市長に、この点はお尋ねをいたします。つまり、一般行政職、単純労務職、こういう職務の違いをきちんと、適用すべき給与表を別にして、仕事の内容とか責任に応じて等級を分けていく、そうした根本的な是正に、来年度、取り組む意思があるかどうか、この点、市長にお尋ねをいたします。

それから、組合の活動休暇なんですが、これは、もちろん、それぞれ根拠があって、規則なり条例があって与えられております。ところが、大変、今回５９年度はふえているということなんですね。献血とか、市との共済事業、合成洗剤追放と、こういうものを除いても２５という、市長が認めれば、どんなことでもまかり通るという事項については、時間数についても、先ほど申しましたように２０％以上、２割以上ふえてきている。対象人員については３５％、大幅にふえてきております。細かい内容については先ほど申し上げましたが、これほどたくさん与えるということが果たして適切なのかどうか、他市の状況等がよくわからないものですから、私も断言はできませんが、これだけ大きく時間数が延びてきているということについては、やはり厳しく、ある程度対応する、見直しを行っていくことも必要ではなかろうかと思います。例えば、ことし――前回も私、質問をいたしましたが、市長とソ連旅行する職員についても突然、有給職免でこれが――他の海外旅行をする方については、そういう扱いはなされないのに、とられたというようなことがあって、全く市長の指示によって、いかようにも、この２５という項目を使えば休みが与えられる。しかも、要するに職免で給料は支払われているということであります。この点について、これも市長から考え方についてお答えをいただきたいと思います。

それから行財政調査会は、今、中間答申――努力を、各大学の先生方が、していただいて、

年内の提出は大丈夫だというようなお話でありますが、本来であれば、行財政調査会は独自の一つの組織でありますから、別に議会等の動きを考慮する必要はないわけですが、少なくとも年内に答申ということであれば、やはり１２月の中旬ぐらいまでには、本来出すのが、私は妥当ではなかろうかと思うわけであります。

ちなみに、これもさきの議会で私が言いましたが、学者を代表して入っておられる委員の方が４人いらっしゃる。しかしながら、そのうちの３人の方は、いわゆる行革反対の学者さんであります。こういったことで、取りまとめが難航しているのではないかということも考えられるわけですが、そうした事実はないのか、改めてお聞きをしておきます。

それから再任用のことについては、これは私は再任用の是否を言っているのではなくて、職場の中の職員の方が退職なさるということで、全員で送別会をやって、１日置いて４月の２日から、また来ておられる。びっくりしたということをおっしゃっておりました。こうした面で、やはり、職場の中の融和ということもあるわけですから、やはり市当局としては、そうした趣旨のきちんとした徹底というのも図っておかれた方がいいのではないかと思います。ことしもまた、５人、延長の方がお１人いらっしゃるそうですから、再び、びっくりする方が出ないように、そうした面の配慮をしていただきたいということで、これは答弁は結構でございます。

以上です。

○副議長（米沢照男君）　助役。

○助役（赤松役雄君）　御指摘のように、５７年から退職金の問題が武蔵野をピークにしまして、いろいろと是正の努力をしてきておるわけでございます。その結果、６０年の３月、８９カ月でございます。それから、東京都を目指しておりますので、おっしゃるとおり、６１年の来年の春、３月には市のめどとしましては、３５年勤続で８０カ月と、こういうふうな方向づけでおるわけでございます。

それで第１次給与是正が５９年で終わりまして、６０年から第２次給与是正というものに移ったわけでございます。これは７月の２５日の自治省の事務次官の通達等でスタートしておるわけでございますけれども、第２次の給与是正の中には退職金も是正の対象に入ったわけでございます。そういうふうなことで２６市で――それから２６市の中に９市が、退職手当組合というのを一部事務組合で組織しております。こういう中で、要するに対応を今、検討中でございます。

それで、助役会の中でガイドラインを生み出して、それで最終的な――当面は東京都の６８カ月というものを施行しますけれども、最終的には６２.７カ月という国並みに持っていくということで、２６市の中で総務部長が集まりまして協議中でございます。日野でもって８０カ月を放棄したわけではございません。来年の３月に向けて、暦がめくりますれば組合と交渉していきまして、６１年の３月の定年退職の、要するに新しい退職金の率を定めるというふうなことになっております。日野市が目指しました８０カ月ということは、かわりはございません。それに向かって努力するわけでございますし、それから２６市全体としてのガイドライン、それから横並びというものが新しく出てまいります。これについては、やはり組合の方も自治労ということで２３市で横断的な結合をしていますので、やはり、それも、要するに大きな交渉上の参考になるわけでございますので、そのつもりで総務部長が参加もしておりますし、これからの交渉にも対応していきたいと、こういうふうなことで、前に御報告申し上げました８０カ月を放棄したわけではございません。

そういうことでございます。

○副議長（米沢照男君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　質問の中で、特に私からお答えをする部分について見解、それから現況を報告いたしたいと思います。

いわゆる通し号俸制度、このことについて、かねがね、今日、矛盾をはらんでおるということについては、一定の見解を申し述べてきております。先ほどのお答えの中に申しております日野市独自の給与改定計画というものをつくり、それから組合にも提示をいたしております。その中で、この通し号俸制、すなわち通し号俸制の見直し、すなわち給料表の分離という事柄につきましては、６０年、６１年、６２年、今回の３年計画の３年時に具体的にそういう状況を目指す、こういう内容を持っております。既に、その内容も提示してございますし、話題として検討課題に鋭意、真剣に努めておる、こういう状況がございますので、漸次、そういう状態に入っていると、このようにお答えをしておきたいと思っております。

それから、職免に関しまして、市長が恣意的に許せば幾らでも拡大できるのかということでございますが、もちろん、これは法規に基づき限界もあるわけであります。できるだけ指摘をされるようなことに誤解がないような、そういう取り組みで、その限度をおのずからわきまえたいと、このように考えております。

○副議長（米沢照男君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　企画財政部長、お答えをいたします。

中間答申が遅れている、本来なら１２月半ばぐらいには出すべきだろうというお話でございます。確かに私ども、当初は１１月ぐらいには中間答申をいただきたいということで、お願いをしたわけでございますけれども、審議期間が、やはり、ちょっと短いのではないかということで、当初から年内を目標にしたというようなことでございます。

一般論でございますけれども、審査会、いわゆる調査会なりその他の附属機関につきましては、いゆる各委員の理念とか立場とか、そういうものが、おのおの、みんな違うわけでございます。また違うものが、いろんな意見を出すことによって、より完全なといいますか、まとまったものになるわけでございまして、その委員会の中では、いろんな意見が出ているということは事実でございます。ただ、今、御指摘がありましたような理由で遅れているというわけでは全くございません。

○副議長（米沢照男君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　もう一度、ちょっと確認をしておきますが、今度１１月の２２日に東京都から自治省の方に提出をしました給与の是正計画の中に、今、市長のおっしゃった６３年度には、この通し号俸制を改めていこうという考えが、計画として、是正計画の中には含まれているのか、それと是正計画には、全く給与体系には触れてないのか、ただ、先ほどのお話じゃありませんが、ラスの水準を、ただ下げるだけのさまざまな工夫、努力というものをうたっているだけなのか、この点をもう一度確認をしておきます。

なお、中間管理職の課長補佐として等級を一つふやしていくということは、これは、いいことだと思いますが、通し号俸のままであれば、また、これも逆に不満を引き続き残すという結果にもなってくるわけです。議会で通し号俸是正の年度が示されたというのは初めてだと思いますが、６３年度を目指すという市長のお考え、これは是正計画とは別に組合に提示しているものの中に入っているのか、それとも３カ年計画で今回、１１月の２２日に提出をした、いわゆる是正計画の中に含まれているのか、いずれかをもう一度、御答弁をお願いいたします。

○副議長（米沢照男君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私どもは、ひとつの見解といたしまして、行政改革というも

のは、もちろん、絶えず真剣に対応していかなければならないという認識の中で今日の行政の中から、そのような計画を、改定計画を定めてまいっております。

したがって、その計画の中に内容として込めておるということでございます。

○副議長（米沢照男君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　わかりました。市職ニュースを見ますと是正計画の内容は、何か外に発表しないなどということが書いてありましたものですから、もう一度、念のためと思いましてお聞きをしました。アウトラインについて、今、差し支えない範囲ということで答弁があったのだと思いますが、しかし、一番、諸悪の元凶とも言われる通し号俸制の見直しを６３年度を目標にやるということが表明されたのは、大変、大きな前進ではないかと思います。

しかしながら、現在、非常にラスを下げるためのいろいろな荒療治のために、特にまた、部長、課長職の管理職の方については他市の水準から、２６市の状況を見ると、かなり低いということもあります。ひとつ、できれば今度、行財政推進本部も設置をされ、市長が本部長として来年からは日野市の行政大綱を定めて、本格的にさまざまな事務事業の見直し、また、こういう制度の改革、多方面にわたって取り組んでいくわけでありますので、できれば６３年という年度にこだわらず繰り上げて実施をされても、だれも文句を言う人はいない。むしろ、そうすることによって、今まで市長に対して不信、また、いろいろな不満というものが増幅してきたそのことを清算する道でもなかろうか。今まで行革に取り組む姿勢として、欠落をしていた、ひとつの取り組みの姿勢が、ここで表明をされたということは、一応、評価をしていいのではないかと、このように思います。

いずれにしましても、今回の私がお聞きをしました点については、いろいろ、市民、また世論等の批判、厳しい世論が寄せられているものばかりでありまして、そうした取り組みの動向は常に注目をされているわけであります。このまま、夏休みの問題も含めて、いろいろ、退職金、給与についても、やはり、職員の皆さんが、まず納得をする、そして市民からも理解をされる、そうした、ある面では難しい作業かもわかりませんが、やはり、市の、あるべき責任を果たしていく、そうしたことから今回、いろいろ取り組みの姿勢も示されました。すべての自治体が、退職金や給与、また制度でルーズな運営をしているわけではないんです。ごく一部の公共団体において見られるルーズな行政の運営、こういうものが市民に、すべての自治体があたかも、そのような実態にあるのではないかという印象を与えて、本当にまじめに、日夜、勤

務に励んでおられる、住民のために働いておられる地方公務員の方にまで迷惑をかけているという実態があるわけでありますので、どうか一生懸命、そうして働いておられる皆さんに迷惑がかからないような取り組みというものを、ひとつ、心がけていただきたいと思います。

そして最終的に、これらの改革の成否、つまり成功するか、不成功に終わるかということは、これは議会にも、またひとつ、責任があると思います。議会が十分にその機能を発揮することを今、市民は求めている、こういう面もあるわけです。議会側の責任の重さも強く自覚すると同時に、私は市長の熱心な、そしてまじめな取り組みをお願いをして、この質問を終わりにいたします。

以上です。

○副議長（米沢照男君）　これをもって９の1.　いつまで続く革新・森田市長の反「行革」姿勢に関する質問を終わります。

９の2.　市立総合病院の機能強化に積極的に取り組め、についての通告質問者、古賀俊昭君の質問を許します。

○１８番（古賀俊昭君）　市立総合病院、これは昭和３６年に町立国民健康保険病院としてスタートしております。ベッド数は当時、２０床という大変、小さな病院で、診療科目も５科目だったそうでありますが、今は１６２床を持つ大きな病院となりました。開設以来、やがて四半世紀が経過をしようとしているわけであります。

先般、新政会のお２人の議員の方からも現在の市立病院について、いろいろな多角的な検討がなされておりました。先般の議会では、公立病院比較経営診断の方法という手法で、病院事業の経営状況を示す手法を駆使をいたしまして、市立総合病院の現状を総合的に細かく分析をし、現在、市立病院が抱えている非常に難しい問題を指摘されたわけであります。

しかしながら、開設以来、歴代の市長、または関係者の方が、大変努力をされて今日まで来た。そして近代的な病院としての一面は、確かに備えてきた、このことは評価をしてもいいと思います。しかしながら、今日、市立病院が日野市の地域の中核病院として、本来、果たすべき役割を十分に担っているかどうか、この点については、いろいろ議論があると思います。

で、私は最近、身近に聞きました一つの事例を持って市立病院の機能を強化するために、近代化のために一生懸命、熱心に取り組んでもらいたいということで、これを市長にお願いをしたいと思いまして、この質問を行います。

それは、まず一つは、市立病院に今回、今年度、多年の懸案でありました、議会でも再三にわたって多くの議員から要望が出ておりました、市民の熱い願望もあったわけですが、いわゆるＣＴスキャナ、コンピュータ断層撮影装置が入りました。こういうことで、徐々にではありますが、優秀な医療器械というものが導入されてきております。しかしながら、まだまだ、市立病院が本格的な中核 ── 日野市の病院として、その責を全うするには、今後、多くの医療機器の導入を図っていかなければならないと思うわけであります。

そこで、今後、市立病院が導入を予定しておられる高度医療機器、こういうものには、どういうものがあるのか、幾つか病院の方で、現在、病院長もかわられて、いろいろな検討もなされてきていると思います。来年度、また再来年、何年度にわたるかわかりませんが、現在、導入を予定しておられる高度な医療機器、こういうものにはどうしたものが予定をされているか、お答えをいただきたいと思います。

なお、一つ例をとってみますと、先般、脳死についての厚生省の見解が示されました。脳死の判定指針及び判定基準という大変難しい題になっております。いわゆる臓器の人工移植、これに道を開くかどうかということで注目をされていたわけであります。日本人の死生観、また、医の倫理というような面からも、今後、まだ煮詰めていかなければならない問題がたくさんあろうかと思いますが、こうした脳死の判定のひとつの基準を心待ちにしておられる人たちがいらっしゃるわけであります。それは腎臓の疾患で、現在、人工透析を受けておられる患者の皆さんだろうと思います。新聞を見ますと、全国に、人工透析を受けておられる方は約６万人、そのうちの半数の約３万人が腎臓の移植を希望しておられるという記事が出ておりました。この臓器の移植問題は別にしまして、この人工透析の患者さんが心待ちにしておられるのが、市立病院に人工透析装置を導入をするということであります。

現在、日野市内にどのくらいの、腎臓の疾患によって、人工透析を行っておられる患者さんがいらっしゃるのか、もし、おわかりになったら教えていただきたいと思いますが、聞くところによりますと、立川まで行ったり八王子まで出かけたり、難儀をしておられるようであります。市立病院に人工透析の器械は入らないのですか、ということを先般、聞かれました。もし、導入を予定をされております高度医療機器の中に腎臓の人工透析の装置が入っているかどうか、気になるところでありますが、予定があれば、お考えがあれば、あわせてこの点に触れていただきたいと思います。

次に、市立病院の、病院としての機能を充実させるために、前から言われておりますパートの医師の解消ということであります。幸い、６月議会で定数の是正が行われて、４名の方がさらに増員をされました。現在、パートの医師の方は減ってきているとは思いますが、耳鼻科に通っておられる患者の方から、いつも行くたびに担当の医師の方が違うと、そういうお話を聞いたことがあります。できるだけ正規の医師の方に見ていただけるように、こうした面の今後のパートの医師をできるだけ減らしていくということで、お考えを示していただきたいと思います

今の、三田院長にかわりまして、さまざまな努力をされているというのは、先般の新政会の議員の方の一般質問等でもよくわかりました。こうした医師のやりくりというのも大変だろうと思いますが、以上、医療機器の導入計画並びにパート医師の問題について質問をいたします。

○副議長（米沢照男君）　古賀俊昭君の質問についての答弁を求めます。

古賀俊昭君の質問時間は４時３７分までですので、念頭に置きながら要領よく答弁を願います。病院事務長。

○病院事務長（大貫松雄君）　病院事務長でございます。

それでは１番の、今後の機器導入の計画ということでございます。

まず、公立病院として、市内の中核的病院の存在として民間では設備が困難であるものは、ある程度、市立病院として整備が必要だというふうに考えています。

それでは、来年度の、病院として機種を考えていますのが糖尿病性の網膜症、それから急性緑内症、発作等による……。有効と言われておりますレーザー光凝固装置、これは増大しつつある高齢化社会の治療用の眼科の器械でございます。そういうことで、この機種を計画してございます。

それから将来的には、現在、病院そのものの施設が問題がありますけれども、問題が解決されれば人工透析の装置の導入をお願いをしたいということでございます。それから今後は、やはり、Ｉ・Ｃ・Ｕ、Ｃ・Ｃ・Ｕ―一般的には集中治療室でございます。こういうふうなものの確保に力を入れていきたいという考えでございます。

それから、ちなみに市内の人工透析の患者の方は７８名でございます。

それから２について、パートの解消でございますけれども、現在、パート医師による耳鼻科等の一部の診療を行っていますが、これらの解消については院長が日ごろ、努力している次第

でございます。その他の診療科においては前々回の定例会で定数の改定をお認めをいただきまして、現在、正規医師が４名増員をされてございます。このため、５９年１０月には５４名のパート医師をお願いしてございましたけれども、ことしの１０月には３７名と大幅に減少してございます。特に患者サイドからも常勤医師の診察の希望が強いものでありまして正規医師の確保については、医師の待遇等の面を考慮しながら、有能な医師を採用することによって病院の経営上からも、よい面が出ると思いますので、そういうふうな努力を一層、図っていきたいと思います。

反面、当院の医師の技術の向上、それから新しい技術導入のために不定期的なパートの医師も、あわせて進めるべきだというふうに考えられます。

以上でございます。

○副議長（米沢照男君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　今、来年、まとめておられる病院としての高度医療機器がありました。レーザ光凝固何とかという難しい名前だったんですが、何か、目の治療だということで、市立病院の中で内部検討されて、どうしてもこれを入れようという結論に達したものだと思います。来年度、この導入について、市長の方から高度医療機器の導入について、どういうお気持ちでお取り組みになるのか、来年度に限ってでも結構ですので御答弁をお願いしたいと思います。

なお、人工透析のことにつきましては、場所が今、足りないということでございました。やはり建てかえ、いろいろ工夫をして、こうした要望も大変強いように聞いております。ぜひ、導入に努力をしていただきたいと思います。

パートの医師の方については、いろいろ、別の見方もあるようでありますが、とにかく、今、不足をしておられる医師の確保にも務めていただければと思います。

市長にお願いいたします。

○副議長（米沢照男君）　市長答弁。残り２分です。

○市長（森田喜美男君）　病院長の要請を極力支持し、可能ならしめたいと思っております。

○副議長（米沢照男君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　地域の中核病院として、その機能を十分に果たしていないというのが先般の御指摘でありました。こういう医療機器が導入を、次々されますと、日野市に、

いつでもだれでも最高の医療が受けられるということに道を開くものだと思います。

ぜひ、市長の取り組みを、理解をお願いをして、この質問を終わりにいたします。

○副議長（米沢照男君）　これをもって９の２．市立総合病院の機能強化に積極的に取り組め、に関する質問を終わります。

本日の日程は、すべて終わりました。

本日は、これにて散会いたします。

午後４時３６分散会

12月16日　月曜日　（第6日）

昭和６０年
第４回定例会

日野市議会会議録　（第３９号）

１２月１６日　月曜日　（第６日）

出席議員　（２７名）

１番	橋本文子君	２番	福島敏雄君
３番	小俣昭光君	５番	谷　長一君
６番	古谷太郎君	７番	馬場繁夫君
８番	馬場弘融君	９番	高橋徳次君
１０番	旗野行雄君	１１番	一ノ瀬　隆君
１２番	板垣正男君	１３番	鈴木美奈子君
１４番	川嶋　博君	１５番	飯山　茂君
１６番	夏井明男君	１７番	黒川重憲君
１８番	古賀俊昭君	１９番	市川資信君
２０番	藤林理一郎君	２１番	名古屋史郎君
２２番	竹ノ上武俊君	２３番	米沢照男君
２４番	中山基昭君	２５番	大柄　保君
２６番	秦　正一君	２７番	奥住芳雄君
２８番	石坂勝雄君		

欠席議員　（１名）

３０番　高橋通夫君

欠　員

４番　２９番

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君		
助役	赤松行雄君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	前田雅夫君	総務部長	山崎彰君
市民部長	佐藤智春君	生活環境部長	坂本金雄君
清掃部長	藤浪竜徳君	都市整備部長	結城邦夫君
建設部長	伊藤正吉君	福祉部長	高野隆君
水道部長	永原照雄君	病院事務長	大貫松雄君
教育長	長沢三郎君	教育次長	小山哲夫君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	岩沢代吉君	次長	馬場守君
書記	田中正美君	書記	土方留春君
書記	串田平和君	書記	佐々木茂晴君
書記	小林章雄君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3

立川速記者養成所　所長　関根福次

速記者　田辺雅子君

議事日程

昭和60年12月16日(月)

午前10時開議

日程第1　一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1

午前１０時１６分開議

○副議長（米沢照男君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員２０名であります。

これより日程第１、一般質問を行います。

１０の１、市税収入２００億円突破を記念して、市民に感謝の意を示せについての通告質問者、古谷太郎君の質問を許します。

〔６番議員登壇〕

○６番（古谷太郎君）　質問に入ります前に一言皆様方に御礼を申し上げることをお許し願いたいと思います。

先日、愚妻光子の葬儀の際には日野市からも生花を賜りました。また、議会からも御丁重な御香料を賜りました。ありがとうございます。また、議員の皆様方、そして、理事者の皆様方には冷雨の非常に激しい中を御焼香を賜り、御厚情のほど深く感謝を申し上げます。この場をおかりいたしまして皆様に厚く御礼申し上げます。ありがとうございます。

それでは１０の１から質問に入らしていただきます。

先般の補正予算の中で、６０年度の歳入予定額が２０５億3,８８４万円となったのであります。この２０５億円という非常に大きい大台に乗ることができました。これを考えてみますと、私ども市民の皆様方の非常な努力が、このような大きい収入として市役所に入ってくるということを感謝せざるを得ないのであります。

ちなみに１０年間の市税の状況、日野市の財政を見ますと――これは「統計日野」からとったのであります。昭和５１年には人口が１２万6,４５６人。そのときの市税収入は７１億2,５１８万6,０００円であります。そして、そのときの決算における収入は６９億3,８８８万7,０００円でありました。当時の市の積立金は７億1,０２４万円、財政力指数は0.８９。いわゆる交付団体であったのであります。５年後の昭和５５年、市税の決算における収入済み額は１２９億2,３５２万6,０００円となりました。これは、財政力指数でいきますと0.９９。いわゆる不交付団体へのすれすれの線まで昭和５６年にこぎつけたのであります。当時の積立金は２９億2,５１９万2,０００円でありました。これを、人口が１４万2,２４４人ですから、１人当たりの税金の納付額は９万円であります。ところが、昭和５９年人口が１５万２６６人。そのときの市税の収入済み額、いわゆる決算額は１９４億8,８１６万となったのであります。これは、

財政力指数は1.116。非常に豊かな日野市の状態をこの決算は示しております。５９年度末の積立金は６５億5,８１６万円であります。

これを考えてみるとき、昭和５１年の税収においては２倍半、積立金においては約１０倍。しかも、ことしはさらに財政状況がよくなっております。予算におきまして歳入予定額、調定額が約２１０億円、予定額が２０５億3,８８４万円。財政力指数は驚くなかれ1.１８。全国６５１の市の中でも、これだけの豊かな収入を持ち、財政力を持っている市はほとんどないのであります。これは、ひとえに市民各位の努力の結晶なのであります。一生懸命働き、そして、利益を上げ、日野市へ税金を納めているのであります。このような状況を見るとき、私は今回の２００億円突破という大きな目安の中で、何らかの形で市民の努力に、市民の納税意欲、納税者の方々に感謝の意を表すべきではなかろうかと思うのであります。

私は町長のときに、昭和３３年－４年に勤労者の方々の税金を１割減額いたしました。非常にうるさかったんですが、当時日野市は交付団体でありました。減額するならば交付税を削減するというおどしがございました。やむなく３５年から勤労者への税金の減額はやめたのでありますけれども、しかし、現在昭和５６年以降、日野市は不交付団体であります。市は自治体であります。税を減額しようとしまいと自由であります。しかし、減額という措置はなかなかむづかしいかもしれない。しからば、何らかの形で過去５年間に完全に、いわゆる５６年、７年、８年、９年、……この５年間に税金を完納している市民各位に対して感謝状を贈るとか、あるいはまた、何らかの記念品を差し上げる。そして、感謝の意を示すというのは当然ではなかろうかと思うのであります。この点、市長の御意見をお聞きしたいとともに、５年間連続完納している市民の方々に対して、どのように市長はお考えになっていらっしゃるか御説明願いたい。

○副議長（米沢照男君）　古谷太郎君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　日野市の財政が、納税者の努力によりまして、年々という刻み方ではないにいたしましても、たんたんと市の力をつけていただいておるということにつきましては、申すまでもないありがたいことだと思っております。自治体の経営といたしまして、いろいろとそれなりの努力もあるわけでありますが、日野市の場合も、過去あるいは現在にわたりまして、市の置かれたいろいろな条件――これには経済成長の中で特に恵まれた事情もございまして、また、今後も大きい発展の見通しを持てると。こういうことでございますので、

自治の立場といたしまして、われわれの町の発展にお互いが貢献をし合い、努力をし合っておるということだというふうに感謝をいたしております。

さればといいまして、いまの制度の中でおのおの財源のもとになります税を分担をしていただいておるわけでございますので、これを直接的に還元をするということではなく、むしろ町づくりの実績の上で生活条件をよくしていく。あるいは福祉や教育の環境を整えていくと。大きくまた当市が取り組んでおります都市基盤の整備ということが、何より将来の発展のために大切でございますので、それらを着実に実現をさしていくということで、それぞれの努力にまた還元ができると。このように理解をいたしておるところでございます。

何かもっとそれを具体的に表明をする手段が考えられるとするならば、検討してそのようなことも市民の共通の喜びという方法で表現をすることもよろしいんではないかと、こう思っております。

○副議長（米沢照男君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　ただいま市長から、何らかの形でその手段方法については検討したい。こういう意見がございました。ぜひひとつ、お金のかかることじゃない――感謝状１枚でもいいんです。それこそわずかな費用で、市民の方々に謝意を伝えることができるわけですから、いま市長が検討されるという御意見がございましたので、ぜひひとつお願いしたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　これをもって１０の１、市税収入２００億円突破を記念して、市民に感謝の意を示せに関する質問を終わります。

１０の２、生活保健センターの建設促進と温水プールの併設についての通告質問者、古谷太郎君の質問を許します。

○６番（古谷太郎君）　この２の問題は、また死んだ女房のことになるんですが、昨年９月に骨を折ったわけです。パキスタンのギルギットの奥地で。それで、１月から医者のお勧めでプールに行って泳ぎなさいと。リハビリはプールが一番いいんだ。それで、いわゆる東京都の昭島にあるプールへ通い始めました。そうしましたら、日野からずいぶん行っている人が多いんです、泳ぎに。そこで私は、車でもある人は別ですが、何とか日野にも温水プールをつくるわけにいかないのかなと。幸い生活保健センターの設計費が3,８００万今回の予算に計上されました。当然3,８００万という設計費は生活保健センターの坪数、また、保健センターの

設備等が、もうすでに明らかに３年間にわたるプロジェクトチームによってつくられていると私は信じております。その点で、ひとつ生活保健センターの具体的な内容――今度設計する、及び面積、機能、それについて部長の説明をお願いしたいのであります。

○副議長（米沢照男君）　古谷太郎君の説明についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　ちょうどきょう行財政調査会をやっていまして、企画財政部長がちょっとこの議場に失礼しておりました。ただいま出向いてまいりましたので、御質問の趣旨に沿ってお答えをするようにさしていただきます。

○副議長（米沢照男君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　大変おくれて恐縮でございます。生活保健センターのプールの必要性ということだろうと思いますけれども……（「じゃあ、もう一度言います」と呼ぶ者あり）

○副議長（米沢照男君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　実は企画部長がいらっしゃると思って申し上げておりました。やっぱり後ろへ目がないので大変申しわけないことをしました。

じゃあ言いますが、今度3,８００万円予算が――設計費が計上された。そういうことは、すでに保健センターの具体的な内容――面積とか設備とか、具体的な内容があるからこそ3,８００万という数字が出たんだと私は思うんです。だから、その具体的な状態。いわゆるプロジェクトチームで３年間も検討されたんですから、具体的な内容をひとつ御説明願いたい。こういう質問したわけです。

○副議長（米沢照男君）　古谷太郎君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　お答えをいたします。

生活保健センターにつきましては、まず位置でございますけれども、旧庁舎の跡地を利用して建設をしたいということでございます。土地面積は3,６４０平方メートルでございます。現在この土地の用途地域は近隣商業地域という位置づけがされております。この土地に生活センター、保健センター、この二つの機能を持った施設を建設したいということで考えております。いわゆる複合施設ということでございます。

まず保健センターでございますけれども、保健センターの基本的な考え方といたしましては診療行為、それから、総合健康審査――いわゆる人間ドックでございます。こういったものに

ついて、この施設外で行うと。要するに人間ドックにつきましては、市内の総合病院、それから、私立の病院で将来対応してもらうと。それから、現在休日準夜の診療を旧消防署の庁舎の建物を使いまして運営をしておりますけれども、こういった機能につきましては、将来この施設を建てかえをして、そこで事業を継続をしていきたいというふうに考えております。したがって、保健センターにつきましては健康管理、それから、健康機能の維持増進。こういったものに重点を置くセンターというふうに考えております。それから、生活センターでございますけれども、これは、区内ではほとんどできておりますけれども、いわゆる市民生活に係る諸問題の、いわゆる研修とか啓発とか、そういったものを行うという場としての位置づけを考えております。

それから、ちょっと申しおくれましたけれども、保健センターの機能の中に、機能回復訓練施設、それから、さらには温水プールを計画しております。特に温水プールの考え方でございますけれども、一般的にプールといいますと、まず両極でお話をしますと、総合体育館の中に温水プールをつくりまして、一般の利用者の方に使ってもらう。そういう使い方のプールと、それから、医療的な見地に立って行うところの、いわゆるリハビリを行うプール、こういうものに両極に分かれるわけでございます。今回考えております保健センターのプールは、その中間的な施設というふうに考えております。現在老健法が制定され、いわゆる中高齢者の健康の保持等が重要視されているわけでございます。要するに、できるだけ病気にならないで健康の保持を継続をさせるというのが大きなねらいでございますので、特に中高齢者を中心にして自主的に健康を維持増進ができるような使い方をする。そういうプールにいまポイントを置いていると。ただ、リハビリという観点もこのプールには含んでおりますので、リハビリ専用の施設という設備はいたしませんけれども、可能な施設もそういう整備は中に組み込むという考えでおります。

この建物の規模でございますけれども、現在考えておりますのは地上4階建てでございます。真ん中に玄関、エレベーター、それから、踊り場等を設けまして、両サイドに生活保健センターと健康センターを別棟といいますか、両サイドに分けるようなそういう建物の構造でございます。延べ床面積が現時点では約5,０００平方メートル前後というふうに考えております。

建設の年次でございますけれども、当初予算ではちょっと申し上げましたけれども、本年度に実施設計を終えまして、６１年、６２年2カ年で完成をさせたいというふうに考えておりま

す。

この財源といたしましては、保健センターについては防衛庁の補助金。それから、生活センターにおいては東京都の補助金を充てたいと。そのほかにつきましては起債その他一般財源ということになるわけでございます。

さらに、先ほど温水プールの件で触れましたけれども、できるだけ将来のメンテナンスがかからないように設備面での考慮をしたいということで、いま通産省でソーラシステムの施設補助を――これは２分の１でございますけれどもやっておりますので、そういったものを活用して、将来の維持管理がスムーズにいくように考えている次第でございます。

かなり大ざっぱでございますけれども、以上でございます。

○副議長（米沢照男君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　いま、さすがに前田部長であります。私がこの質問をしなくて済むように、もう温水プールはつくりますと。こういうふうなお答えでありました。大変ありがたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　これをもって１０の２、生活保健センターの建設促進と温水プールの併設に関する質問を終わります。

１０の３、工事用大型トラックの激増に対し、児童・生徒（特に仲田小学校）の安全対策を強化せよについての通告質問者、古谷太郎君の質問を許します。

○６番（古谷太郎君）　これは、質問は実はもう余りしなくて済むような状態になってきたわけです。東京都の建設局が非常に骨を折られた。地元の方々が陳情に行かれ、いま工事をやっておりますが、一つ非常に私心配なのは、いわゆる２・２・１１号線といいますか、普門寺のお寺のところから仲田小学校へ向かう道路、あの道路と２・２・１１号線が交差するわけです。先般雨水管の埋設をしておりましたが、子供と一緒に仲田小学校へ私も行きましたが、なかなか子供平気なんですね。ブルドーザーのそば通っても何でも。そこで、いわゆる都道――昔の甲州街道の方は、とにかく東京都のお力で何とか交通安全はできそうな感じがするんですけれども、日野市道の方は、これはやっぱり日野市がやらざるを得ないんじゃなかろうか。そこで、２・２・１１号線と、いま日野市道との交差点について、今後工事が大きくなりますと、もうちょっと見当ができないんじゃないかと思うんですが、この点、教育長さんの方で何らかの検討されたことがあるかどうか。私は、孫と一緒にあそこ行くんですが、私の孫だけじ

ゃなくて、ちょこちょこちょこちょこ小学校１年というのはしまして、機械のそばへ行くのが楽しいみたいに行くので危なくてしょうがない。あの２・２・１１号線の工事が本格的になりますと、市道との交差の状況は非常にむずかしいんじゃないかと思いますんで、ひとつお答えを願いたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　古谷太郎君の質問についての答弁を求めます。教育次長。

○教育次長（小山哲夫君）　それでは私の方からお答えをさしていただきます。

ただいまの御質問でございますけれども、いわゆる立日橋の工事に伴いましての、仲田小学校のいわゆる通学の安全対策の問題でございますけれども、この工事につきましては、すでに１１月２５日から工事が始まっているやに伺っております。私どもといたしましては、学校当局、ＰＴＡ、並びに先ほども出ましたけれども、直接工事を担当しております南多摩西部建設事務所と十分に連絡をとりながら、児童の安全対策を講じているところでございます。

一応対策といたしまして、大きな問題点といたしましては、まず第１点目といたしましては通学路の変更でございます。特に高木歯医者から、いわゆる多摩川の方の堤防へ移ります道路でございますけれども、そこは多いときですとダンプカー、あるいはコンクリートミキサー車が７０台も往復するやに聞いております。そういった意味で通学路のまず第１点目の変更をさせていただきました。つまり今朝ヶ島あるいは東町下、あるいは下町下河原の児童につきましては、特に通学路を若干迂回いたしまして、遠回りになりますけれども、仲田小学校の方へ通学できるような形で一部通学路の変更を行っております。それから、特に車の運行でございますけれども、児童が登校する後、つまり８時半以降に車の運行するように、南多摩西部建設事務所の方にお願いをしてございます。それから、各要所要所には西部建設事務所の方のガードマンを４名ほど登下校中に立たせまして、児童の安全対策を行っております。また、車のスピード制限につきましても、特に交通事故が起こらないような形の中で、その辺の配慮をしているところでございます。いろいろとＰＴＡの方にも、それから、西部建設事務所の方にも、そして、父母の方にも、学校の方からも校長から直接通知を出しておりますし、学校通信等によりまして、これらの事故が起こらないような万全の措置を講じているところでございます。

以上でございます。

○副議長（米沢照男君）　古谷太郎君。

○６番（古谷太郎君）　いま次長の方から、十分これからもやるというお話でございま

した。ひとつけがが出ないようにお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○副議長（米沢照男君）　これをもって１０の３、工事用大型トラックの激増に対し、児童・生徒（特に仲田小学校）の安全対策を強化せよに関する質問を終わります。

１１の１、消防車両についての通告質問者、大柄保君の質問を許します。

〔２５番議員登壇〕

○２５番（大柄　保君）　ただいま議長から御指名がありまして、市民クラブの大柄でございますが、１１の１番、消防車両についてということで質問をさせていただきますが、この間、教育長もちょっと歯の修理というようなことでお話ございましたけれども、私もいま歯の修理中でございますから、ぜひその点を皆さんで御理解をいただきまして、昔から言うように話し下手の聞き上手というふうなところでひとつ聞いていただきたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

皆さんも御案内のとおり、当日野市には消防団――これは、字に書いてしまうと６文字でおしまいになってしまう文字でありますけれども、この陰には大変常備消防は常備消防として、これはもう当然のことでありますけれども、消防団――非常備消防。この団員の皆さん方は、団に入るときには消防規約によりまして、いろいろな厳しい宣誓書を書き、判こを押して、そして消防団の団員として任務をつかさどっているところでありますけれども、この消防団の皆さん方は、それぞれ自分の生業を持ち、家業のかたわら訓練に、あるいは出動に、それぞれ家の中の皆さんの御協力も当然あることとは存じますけれども、生業の余暇に消防団活動を行っているわけであります。このことについては皆さん方も当然御案内のとおりだと思います。そこで水害、あるいはまた火災、これらに備えているのでありますが、消防団の皆さん方のおかげをもちまして、私ども市民は当然安全な日常生活を送れるというふうに私は考えておりますので、今後消防団の皆さんにも一層精を出して犠牲的精神を払って、１４万市民の安全確保のために、これからも尽力をしていただきたいということを切にお願いをするわけであります。本当に団員の皆さん方には、ご苦労さま、ありがとうございますということで頭の下がる思いであります。

そこで、当然消防を充実していくには、それぞれいろいろな装備その他をもって――健全なる日野市消防団の装備その他についても、市側としては当然考えてはおられると。このように

私は考えておりますけれども、そこで何点か質問をさせていただきますと、まず装備についてですが、装備の中でも私は消防車両についてということで何点か質問をさせていただきたいと思います。

まず第１点といたしましては、ただいま各分団に消防車両が当然配置されて、いざというときの備えは当然できていると思いますけれども、消防車両の耐用の年限、これらについておわかりだと思いますので、どのくらいの耐用年限で消防車両の取りかえを行っているのか、これが第１点であります。

次に、第２点としては、それぞれ日野市内に各分団が配置をしておりますけれども、いろいろ消防団の車両には当然燃料の補給給油というようなことも、これは当然なことでありますけれども、燃料を補給の場合の給油その他については、日野市内に何カ所くらいの業者といいますか、給油場所があるのか。これについて第２点としてお伺いをいたしておきたいと思います。

次に第３点目といたしましては、消防車両が当然市内の各消防団に配置をされておりますけれども、この間の決算委員会での私は質問で、消防団本部に指揮車がどうしてないのか。これはまた、とにかく日野市消防団本部というふうな銘を打っての消防団車両が、どうしてないのかなあというふうなことを常々に思っておりましたので、過日の決算委員会でお聞きをいたしまして資料を提出していただきましたけれども、この資料については、後で皆さんにお目に入れたい。このように考えております。当然消防団の各車両分団は、これは当然ありますけれども、そこにこぞってやはり消防団の日野消防団本部車というふうなものがあれば、なおさらに消防団の皆さんも意気に燃え、当然「やあ、やっと日野市にも消防団本部の車が入ったよ」というふうなことで、各２６市の中の方がそろうんではないかなあと、こんなふうに感じておりますので、消防本部車を今後購入していく考えがあるかどうかというふうなことを率直に質問をさせていただきます。

以上３点でありますが、私の質問をぜひお答えいただきたい。このように思っております。以上です。

○副議長（米沢照男君）　大柄　保君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　お答え申し上げます。

第１点目の消防車両の耐用年数でございますが、現在おおむね１０年で新しい新車にかえるべく予算化をいたしております。耐用年数はおおむね１０年、一つの目安として持っておりま

す。御承知のように、日野市の消防団は８分団２４部ございまして、それぞれの部に車両が配属してございます。したがいまして、２台ずつこれを更新してまいりますと１２年間かかりますし、１年３台ずつの更新でございますと８年を要するわけでございます。私どもは、３点の御質問とちょっと関連ございますけれども、確かに消防団の指揮車――本部車も、これが大切なことでございますけれども、優先順位から申し上げますと直接火を消すポンプ自動車、あるいはポンプ、あるいは積載車、こういったものに優先順位を与えております。

さらに、これらの車両の給油ガソリンスタンドの数でございますけれども、スタンドは現在管財課が指定をしております業者１１社で給油をしておりまして、各分団とも複数、あるいは特定のスタンドで給油を行っております。

さらに、３点目の消防団指揮車・本部車の購入の考えでございますけれども、第１点目とからめてお答えを申し上げたとおり、優先的には実際に火を消すポンプ自動車を優先させる。しかし、御質問の中にございましたように、２６市形がそろうというような御質問もございました。将来的にはポンプ車と同じようにそろえなければいけないものと思っておりますが、ここ二、三年の間にこれを購入するという考えは、その他のポンプ車などの更新もございまして、ちょっと無理でございます。現在は防災行政で専用的に使っております公害車両を緊急時の出動、それから、連絡、こういったことに並行して使っておりますけれども、この車につきましては、天井に赤ランプもございません。したがいまして、いわゆる緊急時の緊急自動車の指定も受けられません。こういうような現状でございますけれども、無線による情報伝達、そういった必要性もございます。

今後の課題として十分に考えてまいりたい。このようにお答えをさせていただきます。

以上です。

○副議長（米沢照男君）　　大柄　保君。

○２５番（大柄　保君）　　ただいま担当の生活環境部長の方から私に対する１点、２点、３点というふうなことで答弁がありましたんですけれども、第１点の消防車両の耐用年数、これについてはわかりました。第２点として、各分団に配置されている燃料補給の場、これは１１社というふうなことで了解をいたしました。第３点として、消防本部車を今後購入していく考えがあるかというふうなことで、大体２年間程度は買えないというふうなことなのかなあと、こういうふうに思ったわけですけれども、過日の決算委員会の中でこの質問をいたし、また、

その資料を提出をさせていただきました。各２６市の中の状況を皆さんに聞いていただいておいたらよろしいのかなと、こんなふうに考えますので、ちょっと聞いておいていただきたいと思いますが、八王子市の場合は本部車・指揮車があります。立川市もあり、武蔵野市にもあり、三鷹市にもあり、青梅市にもあり、府中市にあり、昭島市にあり、調布市にあり、町田市がなし、小金井市があり、小平市があり、日野市がなし、東村山市があり、国分寺市があり、国立市があり、田無市があり、保谷市があり、福生市があり、狛江市があり、東大和市があり、清瀬市があり、東久留米市があり、武蔵村山市があり、多摩市あり、各防災としてありますが、稲城市になし、秋川市があり、羽村町あり、瑞穂町あり、日の出町があり、五日市町があり、檜原村がなし、奥多摩町にあり、このような決算委員会での資料を出していただいてありますので、先ほど私が申しましたけれども――申しましたということは、こんなに２６市の中で各消防団本部に指揮車なるもの、「消防団本部」というふうな銘を打った車があるんだから、当然ない方が肩身の狭い思いを消防団の皆さんもするんじゃないかなあと、こんなふうに考えまして、私もぜひともこれは、必要な直接火を消す車じゃないけれども、ぜひやはり大日野市の組織の中としては、やはりこのくらいの配置をしていくのが、消防団に対する励ましとなるんではないかなと、こんなふうに、また考えております。この中で町田がなくて、日野がなくて、稲城がないということは、各部門別に見てみると、俗に南消連――南多摩消防の連合といいますか、この南消連の市にだけにないというふうな、ここへ数字が出てきておるんですけれども、いままで各市の消防団とこれらの問題等についてお話し合いがなされたことがあるのかどうなのか。この点について質問をさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（米沢照男君）　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　お答えを申し上げます。

ただいま御質問者から、２６市の中では町田と日野市が指揮車がないと。稲城は消防庁に、これは常備消防を委託をしておりません。自前で自治体消防でやっております。そういう関係もございまして、ちょっと日野と事情を異にするわけでございますけれども、南消連の団長会議その他の会議では、指揮車の件につきまして積極的な議題としてでなく、話題に出たことはございます。ただ、日野の属しております南消連、町田、日野、稲城３市が持ってないので、指揮車の購入について積極的な考えがなかったのではないかと思います。そういうことも一つの理由として挙げられますが、もう一つ、来年度予算の編成につきましても、すでに５０年度

に購入いたしまして耐用年数が参っている車が５台ございまして、この５台の更新について予算要求をするべく手続を進めております。５台という数は、大変１年度では大きい数でございますので、６１年度につきましては指揮車について見送りをさしていただきたい。こういうことでお願いしたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　大柄　保君。

○２５番（大柄　保君）　最後要望になりますけれども、こういう本当に火災現場に行って、やはり直接に水を放水し、そして、直接に消火作業に当たるというふうな車の方が、当然大事なのかどうかということは私にもわかっておりますけれども、そのことはそのことで当然やらなきゃならないことであり、また、消防指揮車というものも、あればあったでもって、やはり消防団の皆さんの士気にも当然影響をしてくるというふうなことでありますので、何千万の予算では当然ございませんので、ぜひ理事者の皆さん方でこのこと等についても検討をなされまして、やはり消防団としての同じような他の市町村との肩のレベルを、やはり同じにしてやらないことには士気にも影響してくるだろうと、このように考えまして質問をし、また、要望を最後にするわけですけれども、ぜひこれら等についても消防団関係、当然消防委員会も日野市の中にはございますし、また、議員の中からも消防委員会の中に出ております行政委員会もございますので、これら等につきまして、今後とも検討をしていただいて、ぜひ消防団の士気をこれからも高めていっていただくというふうなことを最後に要望いたしまして終わります。

○副議長（米沢照男君）　これをもって１１の１、消防車両に関する質問を終わります。

１１の２、中央公民館施設の整備についての通告質問者、大柄　保君の質問を許します。

○２５番（大柄　保君）　引き続きまして１１の２番ということで、タイトルは中央公民館施設の整備についてということであります。

御案内のとおり中央公民館は昭和４１年の７月に開館をいたしまして、現在まで数々の市民の皆さん方の集会集まりに利用されておって、聞くところによりますと、来年は開館２０周年の記念式典等をも計画をされているやに聞いておるところでありますが、この中でいろいろな集会をしておりますけれども、調理室の利用――これにしぼって私は質問をしたいと思いますけれども、質問は２点あります。

調理室の利用は年間どのくらいの数値をもって利用されているのか。これが第１点でありま

す。

第２点として具体的にお聞きをいたしますが、公民館の玄関を入り階段を上がる２階に、右側のところに調理講習実習室がありますけれども、この調理講習室を、数々の料理の講習などのときに大ぜいの皆さん方が使用し、あるいは特定の講師の方を呼んで受講されておりますけれども、余り男性の方はどのくらいというあれにはございませんけれども、当然主婦の皆さん方を対象として、あるいは女性の方を対象としてというふうに私は考えておりますが、受講をなさるときにかなり大ぜいの人数で受講をされると、講師の先生の手元が後ろの方にいる受講者には、どうも見えないというふうな不便があるそうであります。このことについては、前々からもお話がありましたけれども、きょうは、このことについて取り上げたわけであります。

この設備については、日野保健所の調理室を参考にしていただければすぐにわかると思いますけれども、御婦人の皆さんならおわかりかなと思うんだけれども、何か天井に鏡がついておるそうです。そして、講師の方が向こうでやっている。受講者の大ぜいの方は後ろの方でもって先生の手元が見えないので、この鏡を見て一目瞭然にやっていることがわかるというふうなことが――私は行ったことがないんですけれども、料理の講習でもって参加したことがないからわかりませんけれども、大変御無礼ですが、また聞きでお伝えをいたしますけれども、そういうことの設備があるそうですが――これを第２点の質問といたしまして、今後そういうふうな設備を備えていくお考えがあるかどうか質問します。

○副議長（米沢照男君）　大柄　保君の質問についての答弁を求めます。教育次長。

○教育次長（小山哲夫君）　それでは御質問の２点につきましてお答えをさせていただきます。

第１点目の料理実習室の年間の利用状況はどうかという御質問でございますけれども、料理実習室の平米は８１平米。定員数につきましては３５名でございます。利用状況でございますけれども、毎月１回は公民館の主催によります、いわゆる料理実習教室を１回毎月開いております。そのほかの日におきましては、料理実習室で学んだ方々が、自主グループというもので料理実習室で料理を行っております。あるいはまた、ＰＴＡ、消費者団体の婦人グループ、そうした方たちがこの料理実習室を使っておるわけでございます。昭和５９年度の実績を申し上げますと――料理実習室の利用回数でございますけれども、１７０回でございます。利用者につきましては2,８６２名でございます。公民館の年間の５９年度の利用数が３万9,０００名で

ございますので、料理実習室の利用の率でございますけれども、１５.９％ということでございます。第１点目の質問は以上でございます。

それから、第２点目の、いわゆる料理実習室の調理を行う場合に、天井に鏡をつけたら後ろの方の方々がよく見えるんじゃなかろうかという御質問に対するお答えでございます。料理実習室につきましては、御承知のとおり前後に黒板が設置されております。前方には講師のための机が用意されてございます。そして、料理実習室には4台の料理実習のための机が配置されております。大体使う場合には３５名程度の方々が利用されるわけでございますけれども、御指摘のとおり後ろの方で立っている方々、あるいは、そこで実習される方々につきましては、確かに前の方の講師の方々がお話ししている状況、あるいは実習の状況、そういったものが見えないというふうなことも伺っております。したがいまして、鏡を講師の上の天井のところへ設置することによって、料理実習の効果が上がるということであれば、講師あるいはそこで実際に使っております婦人の方々――そういった方々の御意見、あるいは御要望等も伺った中で、より効果が上がるということであれば、昭和６０年度の予算の中に、たまたま料理実習室の天井の張りかえ、あるいは両壁の塗装工事等の予算が約３５０万ほど予算計上されておりますので、これから工事にかかるわけでございますので、講師の方々、あるいは利用者の方々の御意見等を伺い、また、建築専門の方々の御意見等も伺いながら、もし効果が上がり、予算の範囲でそれができることならば、６０年度予算で実施をしたいと思っておりますし、また、６０年度予算で仮にこれが施行できなければ――効果が上がるということであれば、６１年度予算の中で設置の方向で検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（米沢照男君）　　大柄　保君。

○２５番（大柄　保君）　　中央公民館施設の整備についてということ、第１点、第２点ともよく了解をいたしましたし、また、今後検討をしていただけるというふうなことでございますので、私の一般質問はこれで終わらせていただきたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　　これをもって１１の２、中央公民館施設の整備に関する質問を終わります。

１２の１、社会ニードに沿った高齢者への真の福祉事業を（特に弱い立場の高齢者）についての通告質問者、高橋徳次君の質問を許します。

〔９番議員登壇〕

○９番（高橋徳次君）　それでは通告に従いまして、社会ニードに沿った高齢者への真の福祉事業を（特に弱い立場の高齢者）につき質問させていただきます。

制度というものは、つくることは比較的期間的に短期間でつくることができます。しかし、施設となるとなかなかいろいろな問題が出てきまして長い月日と、また、資本的なものも勘案されてまいります。高齢化社会に伴って増加する寝たきり老人のお年寄りなどに、どのような施設で受け入れていくかということを検討している厚生省の「中間施設に関する懇談会の中間報告書」によると、介護を必要とする老人の対策として、地域に根ざした在宅型中間施設と、入所型中間施設の整備を求め、将来的には養護老人ホーム、入所型中間施設、それに、老人病院の三つの施設を体系化して、一元化を図るべきだと提言しています。この報告書の題名は「要介護老人対策の基本的な考え方と中間施設のあり方について」というものでございます。報告書は、家庭内で看護介護できるような在宅サービスを用意し、そこで処置し切れない場合、安心して入所できる施設をつくってほしいという国民的の要望に対応していくかが、高齢化社会のこれからの政治行政の最大の課題だと規定しています。中間施設を、医療と福祉の中間的な役割りを果たす施設、あるいは医療福祉と家庭の中間にある施設にと位置づけています。在宅老人に対して、１日のうち一定時間介護の必要なお年寄りを受け入れ、入浴や食事など日常生活援助やリハビリ、生活訓練などサービスを中心とする。また、家族の病気、休養の必要など、家庭機能が低下した場合、短期間入所させるショート・スティも行う。すでに特養ホームも実施はしていますが、この拡充を図るとともに、病院や老人福祉センターなどで既存施設を活用し、きめ細かな体制をつくり上げていくことが求められています。

私が今回この問題を取り上げましたのも、私の知っている一、二の例を申し上げますと、８０歳の老人の方と７５歳のおばあさん。これが６年もともに寝たきりというような状態で、めんどうを見るのはお嫁さん。そして、孫が男の子が２人いらっしゃるというような中で、とうとうお嫁さんも倒れて２回の切開手術を受けるために入院してしまって、そのまんま現在も完全に回復していないというような状態もございます。現在は、病院へ２人とも入って生活しておりますけれども、今度はそのお嫁さんが、またそこへ行ってめんどうを見なければならないというふうな非常に悲惨な例もございます。また、ボランティアの側としても、一生懸命ボランティアを老人の方たちを３人も４人も引き取ってめんどう見たために、自分自身が倒れてし

まって現在入院しているというようなことでございます。

そういうことを考えまして、今回この問題を取り上げてみたんですけれども、前回特養ホームを日野市内に、そして、在宅介護の方々のために中間サービスシステムをということをお願いいたしました。あれから1年以上経過しておりますけれども、日を追うごとに高齢化社会の老人福祉の問題が、ことに臥床老人ですか――これの問題が現在目まぐるしく飛び交わっております。

いままでどちらかと言いますと、健康な方、恵まれた方、丈夫な方、こういった高齢者に対する福祉の制度、これは次々と打ち出されております。その結果、いいか悪いかわかりませんけれども、福祉のばらまきという言葉まで生まれています。そんな中で、自分の意思に反し、どうしても人の手を借りなくてはならい、生活できないという方々のために、国または自治体、また、各分野の市民グループですか――これらの方々が各方面から臥床問題に対し、また、それに対する制度面を検討し、いままで老人ホームの種別さえ知らなかった人も、特養ホームとか等の存在を知り、また、その運営活用が、現況では社会の必要に立ちおくれているという問題点も、一般の人でも知るようになっておりますし、また、これを勉強をされています。

もう御存じのとおり、臥床老人の施設が、いままでは施設中心型から最近は非常に在宅型福祉、それとともに受益者負担へと動向が変わってまいっております。また、地域コミュニティー中心型へと方向を転換してまいっております。そこでお伺いしたいんですけれども、ぜひこの地域内――日野市内ですね。ここに特養ホームの成立ということでお願いしたいと思います。各市の老人ホームの施設関係者、また、施設のボランティアの活動家の方々よりも次の3点が強く指摘されております。

まずその第1点は、要するに適正配置ということです。老人の願望は、生まれて、そして、育って、そして老いたその場所において晩年を快適に過ごしたいと。そのためには地域の中に病院や学校、保育園等があるように、地域の中にもまた老人ホームのようなものがあってよろしいんではないかということでございます。

次に、その適正規模です、これらに対する。大きな老人ホームですと施設の運営が官僚的にともするとなりがちでございます。職員と老人方が親しく触れ合うことによって、心の通った仕事で老人に安らぎが得られるような規模であってほしいというものでございます。

3番目としては、それの総合機能でございます。これなら安心して生活できるところだと思

って入所してみたら、病気になれば入院――それも３カ月以上になりますとホームには籍がなくなってしまう。また病気でなくても体の変化、たとえばぼけ等によって違う施設に移されると。絶えずそこにいても不安な気持ちがぬぐい去れないということでございます。日野市の日赤の高齢者の意識調査ですか――これにおいて見ましても、年金の増額等で、年齢の増加とともに年金恩給に頼る人が多くなっている昨今でございます。それでまた、子供たちの仕送りには頼らないで、なるべく生きていきたいというような要望が多い現在でございます。しかし、健康なうちなら、それはそれでよいと思います。しかし、一たび臥床になりまして、長期臥床ということになりますと、どうしても現在施設の不足ということで最終的には家族や子供に頼らざるを得ないというのが現状です。また、養護老人ホーム、老人専門病院、リハビリ施設、在宅福祉サービス、低額のつき添いのボランティアがほしいというような要望も多く出ております。

東京都の生活環境――５８年度のこれは調査ですけれども、寝たきり老人の介護者の実態調査。この中から２５４件ですか、これを拾ってみますと、臥床年比を見ますと、１年未満の臥床の方が４２件、１年ないし２年未満が２９件、２年ないし３年未満の方が３５件、３年ないし５年の方が６４件、４年ないし５年臥床されている方が７６件と、高齢化するにしたがってその数はふえております。寝ておられる方の状態ですけれども、ほとんどが半分以上が入浴排せつがほとんど自由にできないということと、また、寝ていられる方の本人の希望としては、一応在宅が希望だというのが約４割ございます。

また、一方今度は介護するめんどう見る方の方の希望といいますと、気軽に入退院できる施設を望むと。介護者の病気（めんどう見る方です）その他のときに入れる施設。また、買い物あるいは自分の時間もとれない等の要望が出ております。

厚生省の情報部の調査によりましても、昭和４５年から５８年の間の推移を見ますと、６５歳ないし６９歳が3.1倍とふえております。また、７０歳ないし７４歳が約２倍、７５歳ないし７９歳が約４倍、８０歳以上は約６倍というふうにふえております。

そういうような状態の中で、せんだって秦議員ないしは鈴木議員からも同じような質問がございましたけれども、重複する点があるかもしれませんけれども、その点は御容赦いただくとして、いずれにしましても、そういったどうにもならない臥床老人の方、これらを入所させるということは福祉事務所の方でも非常に大変だということでございます。私も、現実にお願い

してみたけれども、なかなか空きがないということでございます。このように急速に高齢化が伸びている時代に、いま老人に限らず介護する世代にも、やがては高齢化の社会に入っていく人たちでございます。ともにこれは、これから先非常に重要な課題となっていくということで、福祉のあり方も時代の要望に沿ったあり方でなければならないと思います。

次に、質問の２番目としては中間サービスのシステム化の必要性です。臥床している方のみならず高齢化の対策としては、市では老人医療でも老化に向けて努力をされているということもございます。また、臥床老人に対する訪問看護の指導、また、生活保健センターも計画等、複合施設で日常生活に関係する内容のものを、老齢化に伴う機能障害に対し、機能回復訓練を行う等の施設も入れることが必要ではないかと、このように思うわけでございます。また、ホームヘルパーの無料派遣制度の現状と、今後これらの制度の実行、また、これらが検討されているか。現在地域ケアとして中間サービスシステムが非常に重要視されています。これからの特養ホーム入所は、どうしても入所しなくては生活できない人だけが利用して、在宅介護の老人は、中間サービスシステムがしっかり組み込まれた地域ケアの中によって施設の専門サービスを受け、家族が老人の生活の世話をしても、お互いに安心して介護生活が続けられる中間サービスシステム。これは地域サービスの中心であります。また、地域を結ぶ接点でもあります。現在日野市では立川に――至誠ホームに委託して、デイ・ケアセンターのサービス事業を受けています。この利用者も、いまこれを利用している老人の中では――平均をとりますと2,６０９人ですか。ところが、日野市の場合は4,６３０人という数字が出ております。４９年度都の調査資料によりましても、三多摩の各市の中でパーセントは上位を占めています。

次に、３番目として在宅看護に対する福祉サービスの充実ということでございます。特養ホームの必要性はどの自治体も認めているところでございますが、土地の問題等で一朝一夕にはむずかしいとは思われます。今日あすにも確実に臥床の数はふえている現在、まず先に述べたように、どうしても入所必要な方以外の方は、在宅介護が安心してできるような地域ケア施設等が必要になってくると思います。こういう意味におきましても、ぜひ日野市内に中間施設の必要性があると思います。これは、要するに考慮中ということではなくて、早急に実施に向けて検討していただきたいということでございます。また、そのことによって地域の中でボランティア活動も受ける側と奉仕する側――これは、同じ市民として心の交流をもって地域への愛情が進み、何よりも市民としてリハビリ、また、介助を受ける老人たちにも生きがいが助長さ

れることではないかと思います。

次に、有料ホームヘルパー制度についてでございますけれども、これもまた、新しい在宅福祉サービスということにつながってまいりますけれども、幸いにして臥床にならなくてもひとり暮らし老人の家庭のふえている現在でございます。一様に不安に思っているのが軽度の老齢化による機能障害、または病気による日常生活の介助を必要とすることであります。デイ・ケアサービスを含めた中間サービスシステムとともに必要度の迫られている事業まで、現在各市の民間団体が、行政の実施を待たずしてボランティア事業として活動を始めているのも現状です。

経済企画庁国民生活局実態調査概要によります。これは５９年７月のものでございますけれども、その定義としては――地域住民の自主的参加によるグループで、メンバーにより食事、洗濯、掃除、買い物、育児、介護等の有料サービスを提供する団体の必要性、また、行政の対応を見ますと、現段階ではどちらとも言えないというのが５９.２％ですか、積極的に賛成して取り入れていきたいというのは少なくて4.８％、前向きに取り組みたいというのが１５.３％ですか、特に賛成する気はないというのが２０.６という結果になっております。

この有料ホームヘルパー制度ですが、この発足の時期は昭和４８年ころからぽつぽつ発足し出しました。そして、５６年、５７年と急増して、いま全国では約４０以上の数の団体がございます。これらの発足の契機については、任意の団体など個人や小規模のグループが自発的にやっているのが、約3分の２を占めています。社協、地域婦人団体等の民間団体及び行政の呼びかけでやっているのもございます。また、これらの行政とのつながりは、ほとんどが市から補助金を支給されていると。これも事務費等の二、三割ということになっております。それで、有料制の内容をちょっと申し上げてみますと、ほとんどが会員制で、サービスをする方も受ける方も会員制ということでございます。これのサービスを一応金額としますと、入会金が1,０００円ないし2,０００円。会費が５００円以下という形のものが多いようでございます。

以上申し述べてまいりましたけれども、これらに伴って当然必要が生じてきますのがボランティアの活動でございます。高齢者の福祉事業を行うことによって、今後ますます地域のボランティアの必要性は増加をたどってくると思います。現在、こういった活動をしていられる方々の中には、個人で目立たずに自分の良心に従って活動を続けていっておられる方々も非常に多いということでございます。先ほどもお話ししましたとおり、その結果、自分の体も壊してしまうというような例もなくはありません。しかし、福祉ケア、在宅ケアが進みますと、どうし

てもボランティアの必要度はふえてまいります。このボランティアをいかに強化するかということも今後の課題になってくると思います。

いま、日野の日社協に登録されているボランティアの活動家は１６０名ばかりと伺っております。しかし、この中、本当に実働できる方というと１割強の方で、ほとんどの方が登録されて、そのままになってしまうというような状態でございます。地道に隠れてみずからの良心に従って活動をしていられる方々を中心として、今後ボランティア活動を幅広く広げていく必要があるのではないかと思います。

以上申し述べましたように、これからの高齢化社会に向けての一般質問でございますけれども、以上の５点を御回答をお願いいたします。

○副議長（米沢照男君）　高橋徳次君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　それでは御質問にお答えいたします。

御質問にありましたように、日野市におきましても、高齢者の増加率は年々ふえてきておりますし、また、御指摘にありましたように高年齢のもの、たとえば６５から６９と比較しまして８０歳以上の増加率も、日野でも同様に５倍を超える増加率でふえてきている。高齢化の中身というのは、御指摘のような次第だと理解しております。そういう中で、高齢化についての御質問でございますが、先般秦議員の方にもお答えをいたしました内容と重複しないようにお答えを申し上げたいと思います。

現在日野市におきましては、特養老人ホームの入所待機者が１２月１日現在で２８名となっております。さらに、今後急速な高齢化社会への移行ということに伴いまして、寝たきり老人の数がますますふえてくると。また、老人ホーム入所希望者もふえてくるということが予想される次第でございます。また、痴呆性の老人も増加してまいりますので、この対策もあわせて考えていかなきゃならんということでございます。先般ＮＨＫの放送でも、やはり安心してぼけられる、または安心して寝たきりになれる地域社会というようなことも言っておりましたけれども、日野市におきましては、できるだけ可能な限り長く家庭において安心した老後が暮らせるような状況が大切ではないか。また、福祉施設ケアにつきましても、最小限度のものは今後はつくっていく必要があろうかというぐあいに考えておる次第でございます。こうした中で、現在所管の福祉事務所におきましては、老人ホームの空きベッドが少ないので、それを探す業務がかなりの重要な課題になってきていると。それについては並々ならぬ努力をいたしており

ます。やむを得ず遠隔市町の施設に入所をされると。また、老人の地元から離れたところでの生活を余儀なくされるということにつきましては御指摘のとおりでございます。したがいまして、私どもにおきましては、地域の中に老人ホームの必要は理解しているつもりでございます。今後の考え方といたしましては、民間の法人が地元に建設する場合に市が協力する方法と、また、みずから建設する方法とが考えられるということで検討している次第でございます。

次に、適正規模についてでございますけれども、一般的には定員は１００名ないし１１０名ということが適正な経営規模だと。また、効率がいいと言われております。もとより老人ホームにつきましては、収容というような場所ではなくて生活の場でありますので、経営効率等も重要なことには違いありませんが、御指摘のように生き生きと豊かな老後生活を送れる施設としての建設が重要なことであろうと思っておりますし、また、その中に働く職員の取り組み方、また、積極的な姿勢、こういうようなものが大切であるというぐあいに考えております。

次に、施設が転々とする点についての不安感があるという点でございますけれども、確かに老人の健康が変わるにしたがって施設が変わるということは事実でございます。養護老人ホームの７５％のものが民間に依存すると。また、その行き先は特別養護老人ホームであり、また、老人病院であると。こういうような状況でございますので、老人ホームの特養老人ホーム化ということが現在総合的に言われている、　養護老人ホーム、軽費老人ホームを特養ホーム化してきている、　寝たきり老人の対応を迫られている、　こういうようなことで、転々とやはり施設を歩くということが老人の実態として報告されております。この問題についても今後慢性病の老人の治療、また、精神障害の老人の対応、　これがそれぞれホームの中での職員確保の問題、また、その中での課題と対応すべき問題として残されているところでございます。

次に中間サービスシステムについての御質問でございますけれども、この必要については、私ども強く感じているところでございます。つまり都市型特別養護老人ホームと申しますと、やはりそのようなケアサービスを伴う施設としての機能が必要であると。ケアサービスの中身といたしましては、ショート・スティ、デイ・ホームサービス、入浴サービス等があるわけでございますけれども、このようなものができる附属施設を完備した施設の建設が、今後は重要な課題になろうかというぐあいに考えておりますし、また、東京都におきましても特養老人ホームについては、ケアセンターに補助金を出すという制度を発足させておりますので、これについては同時にやはり考えていくことが必要かと思っております。

次に３番目になりますが、在宅介護に対する福祉サービスのことでございますけれども、老人福祉サービスにつきましては、大別して在宅の老人と、それから、収容施設サービスと二つに分かれると思いますけれども、御質問の在宅について申し上げますと、現在日野市で行っています事業は老人の健康診査、また、家庭奉仕員事業、訪問看護制度、ひとり暮らし老人に対するサービスとショート・スティ、デイ・ホーム事業、そして、入浴サービス等が挙げられるわけでございます。それらの事業が進められているわけでございますし、さらに、最近はつばさ学園におきましても機能訓練室が設けられまして、この中には理学療法士がおりまして、ほとんど老人の方ですけれども、さまざまなリハビリテーション指導、また、アドバイスをしており、大いに効果を上げてきております。今後、御指摘にありましたように、在宅福祉等対応としてのホームヘルパーの制度も強化していく必要がある。これについても努力をしてまいりたいと思っております。

４番目に、有料福祉についてはどうか。また、ヘルパーについてもどうかというようなことを御質問ございましたけれども、遂次最近は有償福祉、あるいは有料福祉についての問題も議論され、または実施されているかに伺っておりますけれども、武蔵野市における福祉公社活動についてもその一環でございますけれども、そのようなものについては今後検討していく必要があろうかと思いますが、ボランティアにつきましては全社協から――これはボランティア制度の基本は無料であるということが出ております。つまり、ボランティアとは、1.自発性、2.奉仕性、3.無報酬性と、こういうことが出ておりますので、この点については基本的にはどうかと思いますけれども、最近は若干実費弁償はやむを得ないというような考え方も、一般的に定着してきているように伺っております。今後については十分に検討していきたいと考えておるところでございます。

最後に、日野のボランティア活動についての御質問がございました。ボランティア活動につきましては、昭和４５年に日本における先導的なボランティア活動が行われたということでございますし、また、先導したのは青年層であったと。また、この底辺を広げたのは婦人層であるとこう言われております。１９８１年国際障害者年には、障害者もボランティアとして参加をいたしましたし、また、昭和５８年総理府の統計によりますと、老人のボランティア活動への参加率が最近高まってきていると、こういうことでございます。また、最近新しく注目されておりますのは、青少年の社会参加ということでございます。青少年のボランティア活動への

参加というものも目立ってきております。日野市におきましても、ボランティアセンターの中で青少年のボランティア参加が最近は関心をもって見られておるところでございます。

現在、御指摘のように日野市のボランティアは１６９名。グループといたしましては１４グループ。グループ参加者は1,８４２人でございますので、今後、日野市ボランティアセンターの強化の問題もかなり大きな問題として考えております。６１年度の事業といたしまして、東京都もボランティア町づくり推進事業に積極的に取り組むつもりでおりますし、これにつきましては、ボランティア活動を地域活動で永続的かつ自主的に展開されるように、人的物的に両面の条件整備を図り、また、国・都の補助事業としても積極的に御支援いただきたいと、こういうぐあいに考えているところでございます。

今後の課題といたしましては、ボランティアのネットワーク化、また、福祉教育の普及。これにつきましては学校における福祉教育は大分進んできたようでございますけれども、地域における福祉教育の普及の問題。また、３番目には青少年の参加の問題をどう受けとめるか。ボランティア・プログラム化の問題とあわせて考えていく必要があろうと思っております。先ほど申し上げましたように、最終的にはボランティアセンターの強化が、今後の課題であろうかというぐあいに考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（米沢照男君）　　高橋徳次君。

○９番（高橋徳次君）　　いま福祉部長の方からつぶさにいろいろと御回答いただきました。いずれにつきましても福祉社会において老人の高齢化は非常な重要な問題として急速に進んでいるということで、いろいろ事務所の方でも苦労もされ、また、将来に向けて考えられて検討しているということでございますけれども、これは、検討をするだけではなくて、ぜひそれぞれを早期実現に向けてお願いしたいということでございます。また、ボランティアに関しては青少年も活用したいと。これは非常に結構なことだと思いますけれども、それと同時に丈夫な御老人方、これも、お互いに自分たちのお年寄りをめんどうを見るという――ゲートボールも結構、また、慰安のための旅行も結構。しかし、そういう面の指導と申しますか、そういったことも必要じゃないかとこのように思います。そういったことで、最後に全部総括して市長の御意見を伺いたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　今議会におきましては、何名かの議員の方から、高齢化社会に向かう地域の対応という観点から質問をいただいております。

これまでも考え方としてお答えしてまいりましたのは、健康増進、それから、生きがいをより高くするための施策と、それから、健康が衰えて寝たきりになりましたり、あるいは事情によって独居の状態にある。この方々に対する、また別の観点からの福祉施策と。なおもっと積極的面では、再び社会参加をしていただく手だて――つまり高齢者事業団のような活動の、より高度な展開と。こういう多方面にわたる取り組みが大切だと、このように考えます。そして、それらを体系づける基本的な考え方も持ちたいと、このように考えておるところでございます。

老人に対します特養、あるいは中間システム、あるいはそれに、より内容を高めるためのボランティア活動。並びにボランティアのシステム化ということも大切だと、このように思っております。ただ、ボランティアの場合、一定の行政システムの上にボランティア活動をすることによって精神面並びに充実面について手の行き届く――そういうことはなお必要だと思いますし、また、地域社会にそういう風土ができるということは大変ありがたいことでございますが、ボランティアの方に無理な期待を持ってはいけないと。こういう感じもいたすわけであります。より一種の啓発等も大切だと思っておりますので、あわせて今後の福祉事業の大きな課題ということで、すでに行っておるもの、あるいはこれから行うべきもの体系化を図っていきたいと、このように考えております。

○副議長（米沢照男君）　高橋徳次君。

○９番（高橋徳次君）　それでは最後に要望しまして、先ほども申し上げましたとおり、厚生省の中間施設に関する懇談会でも、国民の要望にいかに対応していくかが今後の行政の最大の課題であるというふうに指摘しております。この問題に関しては行政も、また病院も、地域も、家族も全体で考えるべきことであるとは思いますけれども、やはりその核になるのは行政であると思います。今後の行政の積極的な対応を期待してこの質問を終わらせていただきます。

○副議長（米沢照男君）　これをもって１２の１、社会ニードに沿った高齢者への真の福祉事業を（特に弱い立場の高齢者）に関する質問を終わります。

お諮りいたします。　議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（米沢照男君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前１１時５８分休憩

午後　１時１１分再開

○副議長（米沢照男君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

１２の２、西平山地区の区画整理と豊田－八王子間の西平山地区に中央線新駅誘致の推進をについての通告質問者、高橋徳次君の質問を許します。

〔９番議員登壇〕

○９番（高橋徳次君）　それでは通告に従いまして１２の２の西平山地区の区画整理と豊田－八王子間の西平山地区に中央線の新駅誘致の推進をということで質問させていただきます。

これは、前に一ノ瀬議員からも質問がございました。その後を受け継いでやるわけでございますけれども、西平山――特に一丁目から四丁目までですか。これは、前にも申し上げましたように、市民の日常生活を営む上において基礎的な生活環境条件である下水道、道路、交通等整備されぬまま、現在でも至るところに昔のままの1.8メートルという農道が残っております。区画整理の話も過去において３回ほど、この１０年間のうちに出ております。そういう中において、この地域は家庭の雑排水の流れる側溝すらなく、穴を掘って吸い込みのままで過ごしているという状態のところが多々あります。また、狭い道路という道路には、どんどんうちが新築されていってしまっている現状でございます。また、交通に至ってもバス路線は１本もございません。また、鉄道はそばを通りながら駅がない。駅に行くのには２０分以上かかるというようなことで、毎回この定例会の一般質問の中で、多くの議員の方から強く指摘されているとおり、結局駅前の違法駐車、違法駐輪ということにつながっていきます。この地域の狭い道路という道路は、朝晩平山工業団地へ向かっていく他市からの乗用車――これが非常に通行が激しいということで、路上においてのトラブル、また、交通事故、そういった危険性を多分にはらんでいます。また一方、家庭の雑排水は吸い込みが多いので、これは、結局地下水の汚染にもつながっていくと。また、周囲にはまだ簡易水道を利用しているところもございます。そういった状態にあります。日野市は、９月定例議会においても、下水道の条例の全面改正をして、これから本格的な下水道時代に入っていくわけでございますけれども、下水道を埋設するとい

っても、道路が整わない以上はなかなか順調には進みません。

こういうへんぴなところですから、やはり女のお子さんをお持ちの家庭の方では、夜ですか

帰宅される場合には家族の方がそこまで迎えにいかなければならないというような状態で、ついせんだっても、この地域を重点的に日野警察の方からも、痴漢対策ということで特別の回覧を各自治会へ依頼されております。また、道路がそのような状態なので、市役所へ行くとりっぱな市民会館もでき、病院もでき、もろもろの施設ができてまいります。しかし、ここへ行くのにも、なかなかこの地域の方々は足がないので、車を利用できる方はよろしいんですけれども、お年寄りは歩いていかなければならないというのが、この地域の現実でございます。その方が健康のためによろしいんだということになれば、それはそうかもしれませんけれども、お年寄りが頻繁に行かれるところというと、やはり市立病院ということになると思います。

最近になって用水路の改修、側溝の整備、また、防犯の整備等はされてまいりましたが、けれども生活環境整備の基礎的な点は十年一日で、まだまだとても解決はされていません。非常にむずかしい地域で、先ほども申し上げましたとおり、過去3回区画整理の話が出ましたけれども壊れております。しかし、この地域を何とかするのには区画整理以外にないと思います。市の方でも、毎年当初予算で調査費として予算化はしてもらっていますけれども、区画整理に対するその後の状態と、進展があるのかどうか。まずこの点を伺いたいと思います。そして、いつごろの大体目安にされているか。この点もお伺いします。

また、もう1点。区画整理ということはなかなか時間と金のかかることでございます。そういったことで、一朝一夕に区画整理ができるわけのものではありません。区画整理ができるまで、そこに居住する人たち――この人たちに現状のままがまんせいということなのかどうか。その点もお伺いします。お願いします。

○副議長（米沢照男君）　高橋徳次君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　それではただいまの御質問についてお答え申し上げます。

西平山の区画整理事業につきましては、４８年に東京都の住宅局、それと、５６年から住宅都市整備公団がそれぞれこの地域を開発して、区画整理を実施しようということで手がけたわけでございますが、地元の権利者の方々とのお話し合い等も行った結果としては御同意が得られなかったということで、事業に踏み込むことができなかったわけでございます。もし、これ

については市の方も共同して実施をしようということで、それらの説明会等にもお話し合いに入ったわけでございますが、結果的には成立をしなかったという経過がございます。その後、５９年の７月に市施行でこの地域を区画整理するということで、地元の権利者の方々に通知を申し上げたところでございます。これを受けまして、５９年－６０年の今年度にかけまして、地域の現況測量をもとにして事業計画書を作成をいたしました。これをもって関係機関と協議をこれまで行ってきたところでございますけれども、基本的にこの内容について関係機関との間で合意ができております。したがいまして、現在は地元権利者の方々に、この内容について御説明をするという資料を作成を行っているところでございます。６１年・来年度のもし４月か５月にかけまして、説明会を地元に行いたいという考え方でございます。説明会が一応終わりますと、その後で東京都の環境影響評価条例に基づきましたアセスメントの調査を２カ年かけて実施をする予定でございます。６３年度に都市計画の決定を取っていきたいというふうにいま計画を進めているところでございます。これに基づきまして、６１年度はこの関連の経費も一応計上させていただくようなことになろうかと思います。

以上、現状と今後の見通しにつきましてはいま申し上げたとおりでございますが、３点目の、区画整理事業が完了するまでどのようにこの地域を対応していくかという点でございますが、この点については建設部の方で今後道路関係、あるいは水路関係の整備を必要な個所から行っていく必要があろうか考えております。したがいまして、今後建設部と共同しながら、ここらの地域の整備を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（米沢照男君）　　高橋徳次君。

○９番（高橋徳次君）　この問題につきましては、この地域の、ことに３点目の地域の生活基準の環境整備ですか。これは、再三担当部の方へもお願いし、やってはいただいてはおりますけれども、まだまだなかなか十分というわけにはまいりません。非常に住んでいる周辺の方たちは困っていますので、その点を今後鋭意進めていただきたいと思います。

それでは、引き続き国鉄駅の件でお伺いしたいと思います。さっきなぜ区画整理をお伺いしたかと申しますと、国鉄の駅、これは、先ほども申し上げましたとおり一ノ瀬議員からも話が出ておりますとおり、これは地元としても、もう２０年前からの要望でございまして、ことに豊田団地が開発されましたときに、日本住宅公団が駅ができるからというふうなことで販売し

た。また、帝人の中央研究所があそこにできましたときにも、当時の帝人の社長の大屋晋三さんですか、この方が政府の方へかなり働きかけたという経過がございますけれども、まず何と申しましても駅をつくるということは大変ですし、また、第一番に大変なのは用地の確保でございます。これが非常にむずかしいと。そこに駅ができるということになると、どうしても将来値上がりするであろうということで、駅の用地だけを買収するということは非常に困難だと思います。そういった面では前回の市長の方からの答弁も、区画整理の中から進めていきたいというふうな話がございました。いまここで私どもの方の地域で中央線の浅川の鉄橋ですか——これが、国鉄の方としては老朽化している、１００年近くたって老朽化しているということと、建設省の方では、浅川の中に橋脚が５本もあるというのは治水上まずいというようなことで、ここでかけかえたいというふうな申し入れが、市の方から自治会の方へ話がございました。これによりまして、国鉄に、説明会を開いて十分に地域の対策を立てた上で工事にかかってほしいということで、再三国鉄の方へは説明会を開くように申し入れてございました。その要望に従って国鉄もようやくここで中込と、豊田団地と大和田と、この３自治会に対して合同の説明会を行いましたけれども、そのときに、いずれにしても中央線をとめるわけにはいかないというようなことで、新たに現在通っている路線の南側ですか、ここに新たに１本線を別に通したいということで、用地買収を始めております。この用地買収も、現在ほぼ終わったようでございます。それで、一部工事にも着工し出しましたが、説明会のときにも一番問題になって出てきましたのは、やはり駅をつくってほしいという住民の要望が強くございまして、とりあえずとにかく国鉄の上層部の方へ、駅設置の要望が強いんだということを具申してほしいということで、強くこれは申し入れてあります。

いずれにしましても、駅をつくるということはなかなか大変なことですし、また、区画整理をするということも、これもなかなか年月のかかることでございます。そういった中で、しかし要望は日一日と強くなってまいりますので、いまから区画整理と国鉄の駅の誘致と、この両方を兼ね合わせて具体的に進めていきたいというふうに考えて一般質問をいたします。この点に関して御答弁をお願いします。

○副議長（米沢照男君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私から、西平山川北地域に関します都市整備構想につきましてお答えをしておきたいと思います。

過去、西平山方面の都市整備につきましては、早期には東京都住宅局による都営住宅を建てる計画とあわせて区画整理をしたいと。そのことが相当具体的に地元に進んだわけでありますが、遺憾ながら都の事情等もございまして、そのときは成就いたしませんでした。次いで、日野市といたしましては、神明上区画整理に次いで万願寺区画整理、また、高幡の区画整理、豊田南の区画整理と立て続けに幾つかの事業を進めるわけでございますので、西平山に取りつける時期は相当先に送らざるを得ないと、こういう判断に立ちまして、住宅都市整備公団が——これも同様ですが、やはり住宅をつくることによって地域の開発ができないかということを積極的にゆだねた、また、要請もしてみた時期がございます。この際にも、地元の地主層の協力が得られませんでした。したがって、そういうよそに依存をした——ある程度の住宅を建てることにあわせての地域の環境整備ということは、いずれもついえ去った経過があります。

そこで、やはり放置はできませんので、市施行でもやらなければなるまいという決意に立ち至ったわけでありますが、これもなかなかそう簡単にはまいりません。地域の事情は、いままでの調査の中で、むしろ住居しておられる小宅地の方々は進んで環境整備をやってほしい。地主さんは必ずしもまた——もう土地がそう十分ありませんから、できるだけ自分の土地も保有しながら区画整理には応じていこうとこう考えたわけでありますが、相当な量の面積を住宅政策のために進んで提供しようというところにはならなかったというのが、事の成就しなかった大きな理由であります。

重なる部分もあるわけでありますけれども、そこで、市が施行するにいたしましても、やはり相当な時期が先にあることを、これもまたやむを得ない事情があり、また、理由があるわけであります。新たに市施行で事を組みます場合に、従来どおりの都市計画は、ないしは環境整備という範囲では、あの地域に新たな魅力をつけることがなかなかできないということになりますので、そこで、私は今回の市長選挙に当たりまして、大きな地域に対する政策として西豊田駅の建設構想とあわせて区画整理ができないものだろうかということをいま考え、また、進めつつある状況であります。

過去にもそういう話もあった次第もよく承知していますし、いま国鉄当局に正式に協議を申し入れていると——こういう段階でございます。このことの対応が国鉄の方でどのように応じてもらえるかと。請願駅という駅のつくり方は本来あるわけでありますから、地域で相当な駅前広場でありますとか、あるいは駅に関する施設等も含めて用地を提供する、ないしは資金を

もって積極的に要請をするということがかなうなということの確認のもとで話は進むだろうと、このように思っております。したがって、駅前広場等の用地を含めた区画整理の中の、また、換地計画も定めていかなければならないと。こういうことでございますので、なかなか一気かせいにというわけにはまいりません。時間をかけて十分な対応も進めなければなりませんが、区画整理事業がずいぶん重なりますので、やっぱり大きな問題だなという感は避けられないわけであります。しかし、いずれはやらなければ１・３・１関係のバイパスにいたしましても、あるいは下水道の布設にいたしましても完了できないことでありますから、やはりある程度の時間はかかりますが、積極的に取り組んでいくということにならざるを得ないと。これが現在のわれわれの立場でありますし、また、そういう決意をだんだん具体化しつつあると、このように御理解をいただいておきたいと思います。

以上です。

○副議長（米沢照男君）　高橋徳次君。

○９番（高橋徳次君）　いずれにいたしましても、区画整理といい、国鉄の駅誘致と申しましても、どちらもいま市長のおっしゃられたとおり一朝一夕にいかないということはよく承知しております。しかし、現状でよろしいんだということでいつまでもほうっておかれますと、やはりまた２０年後に、何だ２０年前と同じだったという結論のないように、やはりそこに住んでおられる方――これは八王子の市民でなく、また、立川市民でなく日野市民でございます。そういった意味で、ぜひ今後これを積極的に進めていただきたいというふうに強く要望しましてこの質問を終わらせていただきます。

○副議長（米沢照男君）　これをもって１２の２、西平山地区の区画整理と豊田～八王子間の西平山地区に中央線新駅誘致の推進をに関する質問を終わります。

１３の１、中曽根内閣の臨調「行革」攻撃から市民のくらしを守り、市財政を確保せよについての通告質問者、板垣正男君の質問を許します。

〔１２番議員登壇〕

○１２番（板垣正男君）　質問を行います。

けさの新聞に来年度の国家予算一般会計が５４兆円程度になるという記事が伝えられております。伸び率は2.9％。記事によりますと「一般歳出をマイナスゼロにするのは５８年度以来４年連続になる」こういうふうに述べております。来年度の予算が相当窮屈なものになってく

るということは、こうしたことからもうかがい知ることができるわけでありますけれども、地方自治体・住民に対するさまざまなしわ寄せが一段と強まるものと私たちは判断せざるを得ないのであります。全国の市議会旬報が配られておりますけれども、全国の議長会においても来年度の予算の確保、特に、国の地方自治体に対する補助金の削減の回避を中心といたしまして、さまざまな運動を展開していることを伝えております。第８７８号には「補助率一律カットに反対を」という見出しで、政府の地方自治体に対する補助率のカットに反対する動きを伝えておりますし、さらには、議長会での各分野、各専門部会での負担の転嫁を回避するように、要望書をまとめて政府に提出しております。また、国民健康保険の財政危機を打開するためにも、国の負担増補てんを求める決議や運動が紹介されております。そして、１１月の２６日開かれました第３９回の全国市議会議長会評議員会では、国庫補助金負担率の一律引き下げによる地方への負担転嫁の回避に関する決議を決めております。あわせて国民健康保険財政の健全化に関する決議も決めまして、全国の市議会一丸となって財政確保、国の地方自治体への補助金のカットに反対する意思をあらわしてまいっているものであります。私は、こうした国の動きに対する地方自治体の運動とあわせまして、来年度どのように地方自治体に対する補助金がカットされ、特に日野市における財政へのしわ寄せがあらわれてくるのか、明らかにしてまいりたいと思うわけであります。

先ほど新聞記事でも御紹介いたしましたように、連続４年間一般歳出のマイナスゼロということになってまいりまして、福祉や教育、生活環境にかかわる財政の切り詰め、補助金の削減などが行われてまいりまして、直接地方自治体の財政にも大きなしわ寄せがかけられてまいってきているわけでありますが、臨調路線の方向が敷かれましてからことしで４年目、来年で５年目を迎えるわけであります。

中曽根内閣が臨調路線に基づきまして、年々国民生活に直接関係する部門の歳出の削減を行ってまいりましたが、この臨調路線がどのような性格を持っているものか。これまで議会でも繰り返して共産党市議団が明らかにし、指摘してまいりました。もう一回この点を明らかにしておく必要があろうかと思うわけでありますが――この臨調路線は、自民党政府が財政危機の中で大企業の利益の擁護と軍備の拡大という二つの大きな目標を進める上で、これまで長期にわたる国民的な運動や闘いによってかち取られた、あるいは、それによって再現された各分野の民主的なさまざまな諸制度を、一挙に覆してしまうというそういうものであります。そして、

反動的な計画を安心して遂行できるような財政上行政上の基盤をつくり上げようという、こういう意図を持ったものだということを指摘してまいりました。

一般歳出のマイナスゼロということをもっと詳しく見てまいりますと、たとえば１９８１年を基点といたしまして主要な経費の伸びのぐあいを見てまいりますと、軍事費では今年度８５年までに３０.７％の増加、経済協力費では３７.８％、エネルギー対策費などは２６.４％と大幅に突出しているのであります。これは、一般会計の総額の伸びが１２.２％でありますから、いかに大きな伸びを見せているかということがうかがえると思うわけであります。その一方で社会保障費は8.3％、文教関係が2.1％の微増にとどめられている上に、食糧管理費の３０.１％減、中小企業関係費には２３.５％という大幅な減少が進められてまいったわけであります。そして、この間老人医療の有料化が行われました。健康保険の本人負担制度が導入されてまいりました。さらには、電電・専売両公社の民営化が進んでまいりましたし、国鉄の分割民営化も、多くの国民の反対を押し切って強行されつつあるわけであります。こうしたことが来年度の予算の中にも、具体的に一層厳しくあらわれてくるものと思うわけであります。

最近の新聞の伝えるところによりますと、予算編成を進める大蔵省が、地方向けの補助率削減案を発表してまいりました。この中で、生活保護は３分の２にするという国庫の負担割合を大幅に削ってまいることも明らかにしてまいりました。保育所の運営費補助、これも２分の１にするというこういうものであります。さらに、失対事業の補助割合を、これもまた切り込んでくるということでございまして、今年度の国家予算の中で、補助率が２分の１を超える高率の補助金が削減の対象となりました。１年限りの措置として原則１０％カットをされたということになっていたのでありますけれども、今回の大蔵省の発表では、削減率を今年度以上に厳しくすることとともに、削減の範囲を、これまで手をつけていなかった補助率２分の１の補助金にまで広げているのが特徴だと伝えているのであります。物価高や、その他生活苦が進む中で、生活保護世帯に対する国の補助金割合を大幅に削り込んでくる、こういうことが進められようとしているわけであります。

さらに、厚生省は来年度の概算要求の中で、すでに老人保健制度の再改悪を行うというもとに、国庫負担の1,９００億円の削減を行いまして、患者の自己負担を９５０億円ふやすという、こういう前提のもとで予算の要求を行っております。現在外来１カ月４００円を1,０００円に引き上げます。入院は１日３００円を５００円に引き上げまして、入院時の自己負担２カ月間

とする制限を取り払うというこういう内容になっております。これらの内容が、今年度内、国家予算の案が決まる段階で一層明確になってくるでありましょうし、補助金の削減によるさまざまな分野でのしわ寄せなどが、一層明確になってくるものと思うわけであります。

地方自治体に対する補助金の削減は、一体どういうふうに進んでまいるでありましょうか。まだ明確ではないのでありますけれども、たとえば時事通信社の発行しております「官庁速報」によりますと、１年限りの今年度の１０％カットの補助金は、来年復活するという見通しは何の保障もないということもすでに明らかでありますが、この補助金カットが継続されるという恐れを伝えております。大蔵省は、カットの措置をただ単に継続するというだけではなくて、その他あらゆる補助金にも手をつけるとともに、自治体や財政力に応じた補助率に差をつけるなどの制度改悪まで検討しているというふうに伝えております。先ほどの新聞の記事とほぼ同じような内容でございますだけに、６１年度の地方自治体への補助金、その切り込み、一層厳しくなることは、こうしたことなどにも裏打ちされてくるんではないかと考えるわけでございます。

そこで、まだ確定という段階には至ってはいないでしょうけれども、新聞等で伝えられるこうした補助金のカット切り込みが、どういう影響を日野市の財政の中にあらわしてくるのか。現在までの推測できる範囲での状況をひとつ教えていただきたいと思うわけであります。できるだけ各分野、そして、累計、今年度との比較等を明らかにしていただきたいと思います。

２点目の質問に入りますが、これは、先般国民健康保険の特別会計の補正予算提案がございました。これから委員会でも審議されていくわけでありますが、国民健康保険の財政が全国的な規模で大変な悪化をたどっているということが伝えられております。新聞でも全国の国民健康保険財政の危機が叫ばれておりますし、先ほど紹介いたしましたように、全国の市議会議長会決議を挙げて国の負担の増額を要望してまいっているわけであります。これは、財政が厳しいために国保料の値上げが行われるということが、相次いで行われているわけであります。そのため、住民の負担が大幅にふえて滞納が増加する。こういう悪循環を生んでまいるわけであります。５９年度と６０年度合わせまして政府が見込んだ退職者数等の見込み違いによって、その影響額2,０８０億円に達しているものであります。地方自治体の強い要望によりまして、政府もようやくその財政補てんを行ったのでありますけれども、それは1,３６７億円を計上したというふうに伝えられております。しかし、これも厚生省試算による影響額との比較では3

分の２にすぎないために、十分な補てんが行われたというふうには言えないと思うわけであります。一層の努力が望まれるわけでありますし、政府の一方的なこうした見込み違いによる地方自治体に対する国保財政の危機を、政府の責任において解決していかなければならないと思うわけであります。

加えて、東京都が今年度補助金の大幅なカットを行ってきたということも重大な問題であります。先ほど提案いたされました国民健康保険の特別会計補正予算。当初計上いたしました国の補助金は１億3,０００万円余りであります。ところが、補正ではマイナス4,６００万円余りとなりました。都の補助金も、当初予算では１億7,７００万円余りを計上したものの、6,３００万円余りの補助金のカットが行われまして、国・東京都合わせて１億円以上の補助金が減額されたわけであります。そのために市の一般会計からの繰出金が累計で今年度３億9,０００万円余り、４億円にも達しようという額に上ってまいりました。東京都が補助金を削減したその理由は一体どういうところにあるのか。補助金等の交付要綱をつくりまして、調整という名のもとに補助金の減額を行ってまいりました。この東京都の理由。そして、それに対する三多摩市町村の対応、日野市の対応はどう展開されてまいってきているか。御答弁をいただきたいと思います。

３点目に、起債のカットの動きがあるというふうにも聞いているわけでありますけれども、この動きの具体的な内容、そして、市側の対応等お聞かせいただきたいと思います。

４点目に、日野市は下水道事業をいま進めております。そして、これまで森田市長たびたび議会でも説明されておりますように、受益者負担なしの下水道事業を進めるという方向を明らかにいたしまして、現在事業が進められております。これなどは、考えようによっては国のこうした臨調行革路線から住民の暮らしを守る、あるいは一層の負担を最低限に食いとどめる。課税強化の方向がとられていることに対する日野市独自の一つの施策として、住民の暮らしを守る観点からの措置を講じたというふうにも考えられるわけでございます。表題にもありますように「市民の暮らしを守り、市財政を確保せよ」というそういうところにもこの施策が及ぶというふうにも考えられるわけであります。こういう観点から、私も受益者負担なしの下水道事業の促進には同調するものではありますし、一層この方向を強めていっていただきたいと考えるわけであります。

そこで、４点目の質問でございますが、受益者負担なしの下水道事業の促進が、三多摩の２

6市の中で日野市以外どこが行っているのかということと、仮に、受益者負担が行われた場合、どの程度の負担になるのか。一例を示していただきたいと思います。

さて、5点目に入りたいと思いますが、先ほどもちょっと触れましたように、電信電話公社が民営化されました。それに伴う日野市の財政面でのかかわりも当然出てまいるわけであります。民営化になれば施設に対する固定資産税等の徴収、電話柱の道路占用料というものが当然話題になってまいりますし、これは、数年前から国家、地方議会問わず論議が行われてまいりました。ことしの初めからでございますが、建設省は電電の民営化に伴って経過措置なるものを通達出しまして、地方自治体の徴収——道路占用料その他課税の徴収を漸増する措置を講じるという意味の指導を行ってまいってきているようであります。これは、正しい行政指導に基づくものかどうか疑問の点があるのでありますけれども、現在どういう課税の仕方、占用料の徴収の仕方が行われているか、また、今後の見通し、どのような方法になっているか明らかにしていただきたいと思うわけであります。電電の民営化に伴うこうした税の徴収が行われ、市財政を確保するという点でも重要な課題であり、また、問題点でもあると思うわけであります。市側の考え、そして、現在の徴収方法ひとつお聞かせしていただきたいと思います。

以上。

○副議長（米沢照男君）　板垣正男君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　お答えをいたします。

まず第1点目の、来年度におきますところの国・都の補助金の削減額は幾らか。また、今年度との比較で項目別に資料をもとに説明をせよということでございます。

まず総論的に申し上げますと、昭和60年度につきましては、国の補助金の一律カットということで、時限立法でされたわけでございます。今後どうするかということにつきましては、現在国の段階で補助金問題検討委員会を設置されまして検討しているというということでございます。いま議員さんからのお話もありましたように、国の予算編成はかなり進んできております。その編成の中での情報から推察をいたしますと、いわゆる補助率2分の1を超えるものについては2分の1にしたい、それから、生活保護費については、59年度は8割補助だったものが7割になり、それをさらに3分の2にする、そういう内容でございます。これらを考慮いたしまして、昭和60年度の当初予算をベースに考えますと、来年度で1億6,600万円の補助金が減額されるということになるわけでございます。また、東京都の問題でございま

すけれども、東京都につきましては、現在一般会計の中では削減の情報はつかんでおりません。それから、最後にこれらの国の動きに対しまして、私ども市長会・全国市長会を通じまして、国に対してこの削減の反対の申し入れ等の運動を行っているという状況でございます。

それでは具体的な内容について御説明申し上げますと、特に福祉関係を中心にいたしまして御説明申し上げます。国庫支出金の削減の対象となるものが生活保護費、それから、児童措置費――この中には保育所と助産施設というものが含んでおります。3番目といたしまして老人保護措置費、4番目が身体障害者福祉費――この中には施設の委託費、厚生医療費、補装具給付費と三つに分かれております。5番目が精神薄弱者福祉費、6番目が福祉手当ということになるわけでございます。これを、６０年度の一般会計の予算を基本額にして５９年度の制度――これは、いま申し上げました費目全部国の負担は１０分の８でございます。６０年度につきましては、生活保護費が１０分の７で、すべて１０分の８が１０分の７に変わったということでございます。それから、６１年度につきましては、先ほど概括的に申し上げましたように、生活保護費につきましては3分の２、それから、児童措置費以下福祉手当まで、これが２分の１になるということでございます。

それで、じゃあどういう各年度減額になるかということを申し上げますと、項目別に申し上げますとかなり複雑になりますので、いま申し上げました1の生活保護費から６番目の福祉手当の総額で申し上げますと、本来なら６０年度の基本額をもとにいたしますと、５９年度の補助率１０分の８で申し上げますと、総額１５億1,７００万円が市に補助される、これが、６０年度につきましては、すべて１０分の７になっておりますので、これが１３億2,７００万円でございます。さらに、６１年度はさっき申し上げましたように、生活保護費が3分の２になり、児童福祉費以下全部が１０分の７から２分の１になるわけでございます。それで試算をいたしますと１１億6,０００万円ということになるわけでございます。それで、５９年度の制度で６０年度の当初予算を基本額にして補助金をもらうと幾らになるかということなんですが――失礼しました。まず６０年度の基本額に比べて、６０年度が幾ら減ったかと。１０分の８から１０分の７に減ったというその総額が1億8,９００万円でございます。それから、さらに６０年度の１０分の７から、生活保護費3分の２、その他２分の１に減りますと、６０年度に比較して1億6,６００万円の減になる。合計で、２カ年で3億5,６００万円の減収になる、そういうことでございます。

それから、３番目の起債カットの問題でございますけれども、これは、前々から申し上げておりますように、給与が国より高いということは市の財源に余裕がある、そういう観点に立ちまして、５８年度から起債制限が、いわゆる加わってきたわけでございます。今年度の一般会計の予算におきましては３８億1,５１０万円の起債を予定しております。現時点で許可されておりますのは１２億1,０００万円でございます。残りはどうかということになるわけでございますけれども、これは例年のとおり事業に対する起債でございますので、事業の進捗状況に合わせまして起債の割り当て許可が来るようになっております。おおむね年度末に来るというのが常識でございます。本年度は、じゃあどうかということでございますけれども、昨年同様私どもの市は――先般の一般の質疑の中にございましたように、給与是正勧告団体になっておりますので、その辺の是正の内容によりまして国といいますか、都の方からの動きがあるんではないかなと、そういう感じを持っている状況でございます。

○副議長（米沢照男君）　市民部長。

○市民部長（佐藤智春君）　それでは、私の方に対しまする御質問は２点であっただろうと思います。

まず１点目の国保に対する国・都の削減額と、これらの対応という内容でございますけれども、ただいま御質問にございましたように、国民健康保険の国・都の支出につきましては、本年度非常に厳しいものがございます。おっしゃるように昨年の１０月の退職者の医療制度の実施に伴いまして、従来の医療費ベース――これは１００分の４０でございましたけれども、これが給付費のベースに変わりまして、現実には１００分の３０.８ということでございます。要するに補助率が大幅に減額されたということでございまして、これらはたびたび新聞紙上等に報道されております。この要因といたしましては、先ほど御質問にございましたように、国の退職者の数の見込み違いというようなことが大きな原因だということに言われております。さらに、老人医療費の上昇と、これらの要因が重なりまして、非常に国保財政が苦しくなっているということでございます。

さらに加えまして、先ほどもお話がございましたように、東京都におきましても従来は財源不足額の半額を補助をするということになっておりましたけれども、今秋に至りまして都の補助金につきましては、２３区の国保税を基準といたしまして、補助金を調整して交付するという方針を示してまいりました。したがいまして、都の補助金につきましても削減の方向という

ことで、今年度は昨年度の実績の７０％を補助するという形になっております。

それで、削減額でございますけれども、国の財政調整交付金でございますけれども、本年度不足額は――あくまでもこれは、現時点での概算でございますけれども、約１億8,０００万円程度見込んでおります。このうちの３分の１の6,０００万円につきましては都の調整交付金で補助がされるという予定でございますので、実質１億2,０００万円程度が削減されるであろうと。それから、東京都の削減額につきましては、約6,８００万円程度ではなかろうかと。このように私ども事務的に見込んでございます。以上が現時点でおきますところの削減額の見込みでございます。

それで、市の対応でございますけれども、先ほども議員の方からお話がございましたように、予算的にはすでに補正予算でお願いを申し上げるところでございます。この財源といたしましては、一般会計からの繰り入れをお願いしているというところでございます。市といたしましても、２６市の都の市長会もちろんでございますけれども、現在全国市長会を初めといたしまして国保団体、各保険者全組織を結集いたしまして一本化いたしまして、国保財政危機突破対策本部というものを設けまして、当面する国保の財政危機を打開するということで、国あるいは都に強力な運動を展開しているという状況でございます。

先ほども議員から話がございましたけれども、一部新聞紙上に――これ１２月４日でございましたか、国保財政危機のために1,３６０万円ばかりの市町村の負担軽減のために、厚生省が大蔵省の方との関係で補正予算を見込んだという話がございますけれども、これも報道の限りでございます。まだ私どもの方へは正式には通知が来ておりませんので、念のために申し添えておきます。

以上が国保の関係でございます。

それから、２点目の電電の関係でございますけれども、電電の関係につきましては、本年の４月１日から電信電話公社――これが会社組織になりまして、当然固定資産につきましては通常の課税方式によりまして課税をすることになるわけでございますけれども、これは、来年の４月１日からということになっております。今年度につきましては、従来どおり納付金といたしまして6,５５９万円、すでに納付されておりまして、課税につきましては来年新年度の４月１日からの課税ということになると、こういうことでございます。以上でございます。

○副議長（米沢照男君）　　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　それでは４点目の下水道の受益者負担に関連する御質問にお答え申し上げます。

まず１点目でございますが、２６市中、負担制度をとっておらない市はどこかという御質問でございます。日野市のほかに立川、東久留米、多摩市が徴収をしておりません。そのほかに町といたしましては羽村町、それと、東京都の区部全域にわたる整備についても徴収をしておらない現状でございます。

それから、もし徴収をした場合にどのくらいの負担額になるかという御質問でございます。この徴収の方法には、考え方として二通りございます。まず建設省方式と呼ばれるものでございますが、汚水の総事業費の３分の１から５分の１を徴収する。また、２点目の方式としては、下水道財政調査会が提言しております方式でございまして、管の末端管渠――いわゆる枝管の一番細い管に当たるものでございますが、末端管渠の整備費相当額というふうに提言がされております。これに基づきまして計算をしてまいりますと、建設省方式におきましては１平米当たり４６０円、それから、財政調査会の方でいきますと、平米当たり1,０００円でございます。これを、５０坪の平均家庭に置きかえてまいりますと、建設省方式の場合は７万6,０００円、財政調査会の方でいきますと１６万5,０００円が負担金としてかかってまいります。

以上でございます。

○副議長（米沢照男君）　建設部長。

○建設部長（伊藤正吉君）　５点目の道路占用料に関します御質問にお答えしたいと思います。

確かに６０年の４月１日に電電公社の経営形態が民間の会社になったと、こういうことでございます。これに伴いまして、国あるいは都につきましては経過措置が講じられております。２６市でも、そういう形の中で、やはり経過措置に準じた形で各市とも対応しているのが実態でございます。それの内容でございますけれども、６０年度を初年度といたしまして、５カ年間で１００％にいこうと、こういうことで、本年度につきましては５０％徴収し、６１年度には６０％と、こういう形で漸次５カ年に向かいまして１００％を徴収していこうと、こういう内容でございます。

こういう意味で占用料の総額を御参考までに申し上げますと、４月１日現在で占用料の徴収の、これが額を１００％といたしますと、９１０万円程度になります。今回の補正をお願いし

てございますのは、その５０％分でございまして、４５５万円を今回の補正でお願いして御審議をお願いしたいと、こういう内容で補正予算を組んでございます。それから、これにつきましては、あくまでも６０年の４月１日以前のものでございます。６０年の４月１日以降の新規分につきましては、全額占用料を取ると、こういう内容でございます。

以上です。

○副議長（米沢照男君）　板垣正男君。

○１２番（板垣正男君）　国の補助金の１割カット、それで、来年度６１年度まで見込まれるという、こういう情勢に入ってきているわけでありますが、ただいまの部長の説明によりますと、６０年度、６１年度合計いたしまして３億5,６００万円に上る補助金がカットされるということになるわけであります。しかも、これらは生活保護、児童関係、老人関係、あるいは身障関係等福祉に対するカットであるだけに、一層私たちは納得できる内容ではないわけであります。国の財政危機を理由にいたしまして、地方自治体への、また、住民へのしわ寄せを、こういう形で連続して来年度も行ってくるということは、私たちは強く反対の意を表明しておきたいと思います。今後市側にも一層の努力を行って、この補助金カットが継続されないように御奮闘いただきたいと思うわけであります。

国民健康保険の問題でありますけれども、国の退職者医療制度の見込み違いもろに地方自治体の国保財政にかかってまいりました。十分な補てんがなされないままにきておりますし、また、来年度を迎えようとしているわけであります。それに加えて、東京都の補助金の方式が変わって、２３区の保険料を基準にして、そして、補助金の額を調整するという、　こういう方法をとってまいったわけであります。市長も御承知のように、三多摩の国民健康保険の財政は、決して楽な内容ではなかった経過をたどってまいりました。私が議員になって今日まで、国民健康保険の財政――特に、以前は２３区内の保険料より三多摩の２６市各市町村の保険料の方が高いことがございました。その際には、２３区との比較において東京都の補助金をいかに多く引き出すかという論議が議会でも行われてまいったわけであります。ところが、最近になって東京都の保険料がどんどん値上げされて、来年度さらに限度額を３５万円に引き上げるという、　こういう提案まで都議会に提出されております。高い２３区の保険料を基準にして、それより低い三多摩の各市町村の保険料を引き上げなさいという意味の補助金のカットが行われるということは、どうしても承服できない措置ではないかと思うわけであります。補助金をカ

ットするということは、結局は保険料の引き上げにつながっていくということにもなっていくわけでありますから、一層の都側への働きかけを強めていただきたいと強く要望したいわけであります。

新聞で都の市長会の動きが伝えられておりますが、国保の補助金の増額修正を求め、東京都へ申し入れを決めるというものであります。市長会での動き、論議、東京都への要望など詳しく市長も知っておることと思うわけでありますけれども、東京都の新しい補助金要綱に基づく補助の仕方を、市長会で了承するというようなことは、よもやなかっただろうと思うわけでありますけれども、市長会の一定の受けとめ方というのは、どういう内容であったかということを市長にお伺いしておきたいと思います。

さらに、起債カットの動きなどもまだ予想されるような説明でございました。もともと一方的な国の基準に基づいて、地方自治体に至るこうした一種の制裁とも思える起債のカットを、いつまでも続けさせるということは、とうてい承服できないものであるわけでございます。今後あらゆる機会を通じて、こうした起債カットをしないよう要望を行っていく必要があろうかと思うわけであります。こういう国や東京都の動きに対しまして、日野市の一つの住民負担軽減の施策としての下水道事業の促進は、市民から一定の評価を受けているものと判断するものであります。部長の説明によりますと二通りあるというわけであります。５０坪の宅地の場合、近くに下水道工事が行われるということになりますと、そのための負担を７万6,０００円、ないしは１６万5,０００円徴収されるということになるわけであります。この多額の負担金を徴収しないで下水道事業を進めようとするわけでありますから、森田市長の決断、あるいは下水道事業に対する市民の負担の軽減、こういうことが行われているものと考えるものであります。三多摩でも日野を含めて五つの市町が実施しているにすぎないそうでありますけれども、これらの施策が、下水道事業がより前進するという方向で一層努力を行っていただきたいと思うわけであります。

電電の民営化に伴う固定資産税の徴収説明がありました。来年度からということになっておるようであります。道路占用料の問題でありますが、部長の説明ありましたように、５年間の経過措置をとるようにとの国・東京都の指導があったようであります。しかし、これも地方自治体の課税権といいますか、　占用料の徴収権に対する一つの国の干渉ではないかと疑いが持たれているわけであります。これは、自治省の方の書いたものによってもその点などが明らか

にされているのでありますけれども、国会でこの問題が取り上げられまして、国務大臣の答弁によっても、占用料の徴収は地方自治体の自主的な判断によって徴収できる。こういう答弁がなされております。日本共産党の神谷参議院議員が国会で質問を行っておりますけれども、こういうやりとりがございます。神谷議員がこういうふうに質問を行ったのでありますが、建設省の通達による指導は自治の条例制定権、ひいては自治権にかかわる大事な問題であり、自治体に不当な介入をしないようにすべきであるというふうに質問を行いました。そして、国務大臣が答弁しているには「地方団体において自主的に決定して徴収することができる。国の措置は参考程度と、こんな方向で進みたいと思っております」こういうふうに答弁しているんです。ですから、国において5年間にわたる経過措置を講じられたとしても、地方公共団体は必ずしもこのとおりの経過措置でなければならないものではなく、従来からの当該地方公共団体における経過措置等を勘案の上、自主的かつ適正に決定すべきものである。こういうふうに述べておるものであります。

東電の電柱は年間1本につき８２０円徴収されておりますが、電話柱の場合は1本について３１０円徴収できることになっております。１００％徴収すれば、部長の説明のあったように9,０００万円以上、1億円近い収入になるわけであります。しかし、今年度4,５５０万円にとどまる。いわゆる５０％の徴収になっているものであります。この徴収の方法について三多摩の市長会で統一的に徴収を申し合わせ等を行ったものか。それとも、日野市独自の判断でこのような徴収方法になったのか。このところをお聞かせいただきたいと思います。

以上、先ほどの国保の問題、いまの電電の占用料経過措置の問題について市長からお伺いしておきたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　近ごろ国の財政逼迫からだんだんと行政改革の姿が地方自治体にしわ寄せの形で押し寄せてくるということは大変不本意であり、承認しがたいということでございます。そこで、全国市長会、あるいは地方団体、また都に対しましては東京都市長会というふうな立場から、それぞれ国に対して施策の適当でないことを唱え、再考されることを求める、そういう運動を、いろいろな手だてを用いて行ってまいっております。

それで、いま具体的に質問をされました事柄でございますが、要するに国の考え方は多少牽強付会というべきことだと思いますけれども、地方財政富有論という観点に立って、たとえば

給与の是正指導でありますとか、あるいは、このような福祉や教育、具体的な本来の国の施策であるべきものに対してまで、事務事業の見直しを行わないままで行ってきておるというところに不当性があると、　こういうふうに反論の根拠があると思っております。そこで、国保に対しましての部分はお答えをしたとおりでございますが、特に日野市の場合は、最高限度額が基準からかなり開きがあるということで、何て言いましょうか、手直しを求められ、また、私も先般の質問にその必要があるということをお答えをしたところでございます。しかしながら、全体から言いますと、すでに東京都の６０年度――本年度の予算は市町村に対しまして６２億円という予算が計上されておりますので、それの適正な配分ということから、その予算を全額使えばそういうことでなくていいはずでありますので、そのようなことを具体的に反論をいたしておる　　これが市長会の態度でございます。

それから、起債のカット、あるいはその他の補助金の減額。それぞれ地方自治の財政計画といたしましてはきわめて困ることでございますので、できるだけそういうことのないようにということが、今後の運動の骨子でなければならないとこのように考えております。わが市の独自の施策として、下水道の受益者負担を徴収しないと。これは、もちろん市民生活を守るという重要な面もございますし、また、受益者負担を課することの根拠がかなり薄弱になり、あわせて不公平を生み出す、　そのようなことも一つございまして、英断と言われるに値することだとは思っておりますが、日野市の下水道は、これまで都市計画税、あるいは競争事業等の財政収入を本来充てたいという考え方を持っておりますので、そのような措置をとっておると、こういうことでございます。

道路占用料。電電が民営化に対します道路占用料の問題は、確かに課税自主権ということはあるわけでありますが、何事にも、また激変緩和というような措置もとらなければならない一般的な情勢もあるわけでございますので、本市の場合も国から特に指導されたということではありません。議論をすれば、課税自主権は自治体に属するわけでありますが、先ほど述べましたような激変緩和措置――つまり５カ年間で限度額を徴収すると、こういう方向で行きたいと考えておる、　これがお答えのできる内容でございます。

○副議長（米沢照男君）　　板垣正男君。

○１２番（板垣正男君）　　最後に一つつけ加えてこの質問を終わりたいと思いますが、先般御承知のように、建設省は、水源税流水占用料なるものを新たに設けようとしております。

農林水産省、林野庁は、水源税を設けて新たな税収を図る、こういう動きが出てまいっているわけであります。いずれも、これらの目的は、荒廃した山林等の確保に努め、治水事業の財源に充てる、こういう名目になっております。しかし、これは余りにも国民に対する無責任な言い分ではないかと思うわけであります。近年わが国の森林の荒廃というのは、際立って深刻になっているわけであります。毎年のように死傷者を出すような水害や災害が発生しておりますし、あるいは水飢饉も深刻になっているわけであります。このように国民の生活を脅かす事態が進んでいるわけでありますけれども、こういうことを逆手にとって、国民に対する水使用へ課税をかけるというのは本末転倒ではないかと考えるわけであります。長年の自民党政府の林業林政に対する政策の怠慢、あるいは後退、こういうことから今日の山林の荒廃がもたらされてまいっていることは、多くを言うまでもないことでございます。国民に等しく、しかもすべての国民が飲料水として利用する等、水を利用している実態にかんがみ、課税を設けるなどということになってまいりますと、一層国民の生活に対するしわ寄せとなってくるものであります。

三鷹市が試算を行った例が新聞で伝えられておりますが、三鷹市の場合、水道原水の４０％を都からの河川水に頼っているというわけであります。この新しい税が実施されますと、一般家庭では年平均３４８円の負担増になると、こういうふうに試算を行っております。いまでも東京都の水道料金が高いと言われているのに、さらに大幅な負担増というふうになってまいりますと、私たちの暮らしに直撃する新しい税の強化と、こういうことになっていくと思います。

この水源税設置にきっぱりとした反対の態度をとって、市民生活を守るためにも今後も努力していただきたいことを最後に申し上げまして、この質問を終わりたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　これをもって１３の１、中曽根内閣の臨調「行革」攻撃から市民の暮らしを守り、市財政を確保せよに関する質問を終わります。

１３の２、次の住民要求には早期にこたえよ。１）新町地区センターを設置せよ。２）大久保団地西側の空地の利用を図れ。３）神明上都市下水路の建設促進を図れについての通告質問者、板垣正男君の質問を許します。

○１２番（板垣正男君）　地域の住民要望につきまして質問を行います。いずれもそうむずかしくない質問というふうに私は考えておりますので、ぜひ前向きの姿勢で答弁を行っていただきたいと思います。質問は簡潔に行うようにしていきたいと思います。

1点目、新町地区に地区センターを設置してほしいという要望は、住民から久しく出されておりました。特に新町一丁目、三丁目地区に該当する住民からでございます。この地域にぜひ地区センターを設置してほしいというわけでございますので、市側の今後の計画等についてお聞かせいただきたいと思います。

2点目でございますが、大久保団地西側に新都市建設公社が持っております用地がございます。この用地を地域の住民の皆さんの御要望にこたえて、市側で公社と協議を行って、借り受けその他方法を講じて、住民の利用に供するという、こういう要望を実現していただきたいというわけでございます。

3点目は、神明上都市下水路の建設の促進にかかわることでありますが、今年度2・2・11の桑園跡地の部分の下水路の建設が行われました。東京都の2・2・10にかかわる計画道路の用地買収もかなり進んでいるんではないかと思われるものでございます。この用地買収、道路の建設にあわせて下水路の建設を進めて、排水をよくして水害をなくしていく、こういうことになってくるものでございます。神明上からの建設の促進などとあわせまして、来年度以降どういう見通しを持っておられるのかお聞きをしておきたいと思います。

以上3点についての答弁をお願いします。

○副議長（米沢照男君）　板垣正男君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　お答え申し上げます。

新町地区に地区センターを設置せよという御質問でございます。御案内のとおり、新町は一丁目から五丁目までございまして、四丁目と五丁目につきましては、優良集団農地の広がりがございまして住宅の数はほとんどございません。特に四丁目につきましては1軒もございません。御質問の中にございましたように、問題は一丁目と三丁目の地域にぜひともほしいと私どもも、このように考えておるところでございます。現在ございます西ケ丘の地区センター――これは、三小の南側運動場のところから急な坂道をおりてきまして、おり切ったところにございます。これも、二丁目から申しますと、地理的に大分西の端の方に位置しております。したがいまして、一丁目、二丁目、三丁目どこからも等間隔で行けるような地点に土地を物色いたしまして、私どももぜひほしい地域でございますので、御質問の趣旨の沿って努力をしてまいりたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　　お答えをいたします。

住宅都市整備公団が持っております大久保団地の西側に、新都市建設公社の土地がございまして、その土地を住民利用に供するようにということの御質問でございます。住民の利用に供するという意味は、公園とか、あるいは地区広場、遊び場と、　そういうものに開放しろということだろうと思います。

御承知のように区画整理区域内でございまして、公園等につきましては近隣公園、あるいは児童公園等が一応整備されております。現在日野市が公園、地区広場、遊び場の整備を進めているわけでございますけれども、かなり全市的に見ますと区画整理の区域外におきましては整備がおくれているわけでございます。そういう地点から整備を進めてまいりたいという基本方針で現在おる次第でございます。

○副議長（米沢照男君）　　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　　神明上都市下水路の件についてお答え申し上げます。本年度実施設計を行っておりまして、これが完了次第、６１年度に事業の認可を受ける予定でございます。２・２・１０号線の用地買収、工事に先行いたしまして管の埋設を行っていきたいというふうに考えております。６１年度では下流部分約１００メートルを実施する予定でございまして、６４年度において完了させる計画でございます。

以上です。

○副議長（米沢照男君）　　板垣正男君。

○１２番（板垣正男君）　　２点目の大久保団地西側の空き地の利用でありますけれども、住民の方や私も伺ったことがありますけれども、公社は、市から話があれば協議に応じてもよいと、こういうふうに申しております。利用の方法は、住民の要望などよく踏まえて市側でも協議を行ってもよろしいんではないかとこのように考えておりますので、ぜひそういう方向で一度公社とも話し合っていただきたいと思います。

そのことを最後に要望いたしまして、私の質問を終わります。

○副議長（米沢照男君）　　これをもって１３の２、次の住民要求には早期にこたえよ。１）新町地区に地区センターを設置せよ。２）大久保団地西側の空地の利用を図れ。３）神明上都市下水路の建設促進を図れに関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議あり

ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（米沢照男君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後２時５０分休憩

午後３時１９分再開

○副議長（米沢照男君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問１４の１、立ち退きを求められている七小学童クラブの用地取得と神明地区、地区センター用地取得をあわせ考えよについての通告質問者、谷　長一君の質問を許します。

〔５番議員登壇〕

○５番（谷　長一君）　それでは通告に基づきまして質問をさせていただきます。第1点よりさせていただきます。この「立ち退きを求められている」という「立ち退き」は、「立ち退き」ではなくて「更新」ということでひとつお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

いま更新を求められている土地というのは、これは児童館なんです。児童館の設置というのを、どのような形で児童館はつくられているかということを考えてみますると同時に、また、条例によりますと、児童館の設置の目的は、児童の健全育成を図るという児童福祉法に基づきまして「すべての児童はこれを放任してはならない」というふうになっているのであります。また、児童憲章を見ましても、すべての児童はこれを放任しないで、親の、または親権者の手厚い保護のもとに養育されなければならないというふうになっておるのであります。児童の健全育成は、現在小中学校の生徒等非行、すなわちいじめ等の問題にも大きく影響し、かつまた重要視されていまいる現在であるということは申すまでもないのであります。

そこで、児童館の事業というものを見てみますると、児童福祉関係の資料等を収集して展示をしたりする。

二つとして、視聴覚活動。３として、各種児童クラブ等の開設、活動に関すること。四つとして、児童の絵画等の展示、健全な遊び等の指導、その他各種の活動を行うため一般児童に公開するということになっているのであります。また、休館日は、日曜、国民の祝日１月の２日、３日、１２月２９日――３１日というふうになっておりまして、料金は徴収しないというふうになっております。

また、地区センターに関しましては、市民及び市民の関係する各種団体、社会福祉活動、文化教養の向上等の諸活動を行うことであると。また、手近な活動とは一体何かということを考えてみますると、自治会、子供会、婦人会、老人会、その他の趣味等を同じくする各種の団体等が諸活動を行う場所であるというふうになっておるのであります。

現在日野市には、よく多くの議員が申されるように５１館各地に設置されているということは周知の事実であり、また、自治会館を地区センターを使用する場合には、使用許可申請書を出せば、まず貸し出しを受けることができるというふうになっており、多くの諸活動の場として市民に貢献をしているというふうに私は考えております。

そこで、現在の児童館を見ますと――これは７小児童館です。これはプレハブ建築であり、耐用年数等も、これは非常に少ないのではないかと考えております。また、耐用年数と申しましても、やはり児童を収容して多くの活動を、養育をする場所ということになりますと、先生たるものは徳育というのを旨としていなければいけないというふうになりますと、やはり安全度というのも、これは非常に重要なことになり、耐用年数もわりあいにプレハブというのは、これは少ないではないかと。または、建築等によれば、プレハブというのは建築ではないというふうに言われており、建築確認等は取らなくともつくれるというようなのが、プレハブ建築の簡単なものでありますけれども……。七小学童クラブを見ますと、これはかなりのものであるけれども、私にはよくわかりませんので、この耐用年数等についてお伺いするわけであります。

また、市民と児童とのコミュニケーションを図るというような場合にも、施設というのを考えてみますると、地区センターと児童館を併設してつくる、いわゆる複合施設というのが私は望まれるのではないかと考えております。どうしてかと申し上げますと、複合施設ということになりますと、予算上経費の節減というのが図られるということは確実であります。何日か前にも建築課の方へ行きまして職員に伺いましたら、必ず１０％から１５％の経費の節減はできるということを申しておりましたので、これは確実ではないかと思うので、ここで児童館と地区センターとの複合施設をつくれということで市当局にお願いするわけであります。そこで、次の７点についてお伺いいたすわけであります。

第１点としまして、七小学童クラブ敷地の契約の更新は一体いつなのか。

二つ目としまして、現在の構造はプレハブづくりであります。使用に耐える年数はあと何年

くらいなのか。

三つとして、将来建設が予定されている神明地区センターを他の施設――これは、七小学童クラブと併設設置することを考えているかどうかということであります。

さらには、地区センターが併設使用となっている例が、日野市に幾つくらいあるかどうかということであります。

それから、先ほど申しました複合施設ということになると、　　建築課の職員の言い分によりますと、確かに安くなるということは言っておりましたけれども、単独施設を併用したとしてのメリットとデメリットの差はどのようになるものなのかについてお伺いいたすわけであります。

それから、神明上に地区センターを建てるという要求は、多くの方々から出され、また、地区住民も要望されていたわけであります。住民全部ができるような地区センターというのは、これは、確かに行政上多くの問題で、また、できない場合もあろうかと思いますけれども、一部の住民が利用できるということがなされてもいいのじゃないかと。また、そのようなことができるということになると、適地ということになると、過日の答弁ではよくわかりませんでしたけれども、場所がどこなのかなということに私はひとりで考えておったわけであります。これは、１２月１２日の本会議に市長が答弁をなされておりました。多摩平七丁目地区センターの構想はどのようなもので、使用者の範囲というのはどの範囲になるかということをお伺いいたします。

それから、このようなことを発表なされた以上は、建設のスケジュール等はどのようになっているのか。これは、もうすでに決定されているのではないかと思いますので、その点につきましてもお伺いいたすわけであります。

それですから、第１点から第７点まで順を追って説明していただければ、また、答えていただければ幸いであると思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○副議長（米沢照男君）　谷　長一君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　それでは、１点、２点及び３点についてお答えをいたします。

まず第１点の敷地の契約更新時はいつかということでございますけれども、七小の学童クラブは、東京都新都市建設公社の所有地５０６平米を借用して現在に至っております。この敷地

を借りましたのは昭和５６年１０月１日から５カ年ということで借用しておりますが、昭和６１年９月３０日で借用期限が切れるため、東京都新都市建設公社から、取得してもらえるか、

借用期限を延ばすか態度を明らかにしてほしい旨の申し入れがございました。市として現在検討しておりますけれども、当面は借用延期ということで交渉を進めております。

また、プレハブの耐用年数は何年かということでございましたが、これにつきましては、プレハブでございますので、建ててから１０年間ということでございます。建てましたのが昭和５７年４月１日でございますので、それから、１０年間ということは、あと５年間の耐用年数があるわけでございます。

また、併設のところがあるかということでございますけれども、児童館が他の施設と併設ということでは――現在４館ございますけれども、現在のところは一つもないという状態でございます。

○副議長（米沢照男君）　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　お答えをいたします。

神明上地区センター――将来建てるであろう地区センターと他の施設との複合施設について、どのような考えを持っているか。３点目の後段の御質問でございますけれども、私ども基本的には単独の施設として考えております。

それから、４点目の複合施設は幾つあるかというお話でございますが、地区センターとの複合施設は３館ございます。一つは大久保地区センターでございまして、１階に保育園を構えて２階が地区センターになっております。それから、二つ目が吹上の区画整理地内に建てました吹上地区センターでございますけれども、これは１階に店舗が入っておりまして、２階に住宅がございます。３階が地区センターになっている複合の施設でございます。それから、三つ目に七生台の地区センターがございます。これは、１階に児童館が入っておりまして、２階に地区センターが入っております。この３館の複合施設がございますけれども、単独施設と複合施設のメリット、デメリットというお尋ねにつきましては、音の問題が解決いたしますと、確かに複合施設の方がいろいろなむだな面が省けますし、費用の面でかなり節約ができる面もあろうかと思います。しかし、音の問題が何とも困る問題でございまして、たとえば大久保の保育園で午睡の時間に、上の地区センターで民謡踊りなどをやるとか、　そういったことで大変使う方も気がねして使わなければならないし、また、目的の違った使い方をして、その音が漏

れて大変迷惑をするということがあって、お互いにうまくいかない。こういう点が一つ問題点でございます。

その次、６点目。神明上一部住民の利用に供する七丁目地区センターの構想とはどういうものかという御質問でございますけれども、神明上に地区センターを建設してほしいという要望は、すでに５８年の３月ころから出されまして、高山の自治会から署名請願が出されまして、また、多くの議員さん方から建設促進に対する一般質問もいただいております。私どもも、この地区に地区センターの必要性は認めてはいたものの、かっこうの土地がないということで、市役所１階の１０１会議室などを一般開放してこれに対応してきたところでございます。

今般市長答弁のございました多摩平七丁目の地区センターの構想というのは、敷地は正確に申し上げますと東豊田三丁目３０の１８でございます。１・３・２の道路が中央線をまたぎまして延長されまして、あの道路の延長について地元の住民との約束事でもございましたし、あの地区に神明上の住民の一部の方が御使用いただける地区センターがあれば何％かは問題が解決される、　このように私どもは思っております。木造モルタルづくりでございまして、付近の緑地帯との景観によくマッチいたしますように平屋建てを考えております。延べ床面積が４９.５７６平米でございまして、集会室のほかにトイレ、湯沸かし室、こういったものも備えてございます。利用の範囲は私ども、多摩平七丁目、神明二丁目、さらには東豊田三丁目、東豊田四丁目、こういったところを利用の範囲として考えてございます。この範囲に1,９５３世帯がございまして、3,１１３人の方がお住まいになっております。さらに、建設のスケジュールでございますけれども、１月中旬に工事に着工いたしまして、完成は３月末日をめどにいたしております。使用の開始は４月。こういうスケジュールに沿いまして、現在建設に努力しているところでございます。

以上でございます。

○副議長（米沢照男君）　谷　長一君。

○５番（谷　長一君）　そうしますと、この問題――七小学童クラブと地区センターの併設は、いまのところ考えていないというようなことであります。がしかし、経費の節減等につきましてはお認め願っているようであります。それと同時に、確かに複合施設ということになりますと、認めている以上は、これからもしそのような建物を建てるというような場合には、ぜひとも経費の節減を図る。または、先ほども古谷議員の質問にも市長が答えていられたよう

に、いかにして多くの市民に、税金というのは公平に還元しなければならないかというようなこともおっしゃっておりましたので、そのようなことも考慮に入れて、これから複合施設というのも考えていただければ、非常に幸いではないかと私は考えております。また、建設の場所とかスケジュール等につきましては、確かにいろいろ行政上の及ぼす範囲、または地区センターを使用する範囲等ということになりますと、この所在は東豊田三丁目の３０の１８。それから、使用範囲ということになると東豊田の三丁目、四丁目、多摩平の七丁目、神明上の二丁目ということになりまして、この世帯は1,９５３、使用人員ということになると、その世帯に含まれた人員、これが3,１１３人。平屋建て木造だということですね。それで、１月の中旬に工事にかかって、３月の末に完成。使用は６１年４月ということになっております。

話によりますと、先ほど部長の答弁によって記憶がよみがえったのでありますけれども約束ということになりますと、東豊田三丁目もいたし方ないというふうに私は理解しております。そのようなことを考えてみますると、確かに一部住民とはいえ、神明上の住民が使用できる地区センターということになりますと、私は非常によかったと喜んでおります。

複合施設もこれから考えて、柔軟な姿勢でひとついろいろな面におきまして検討していただくと同時に、これからぜひ神明上の中心地に早期に地区センターを建設されるよう要望をいたしまして、この質問は終わります。

○副議長（米沢照男君）　これをもって１４の１、更新を求められている七小学童クラブの用地取得と神明地区、地区センター用地取得をあわせ考えよに関する質問を終わります。

１４の２、万願寺区画整理第２期事業はいつごろになるか、事業開始前の調査費は６１年予算計上する考えはあるかについての通告質問者、谷　長一君の質問を許します。

○５番（谷　長一君）　問題の２といたしまして質問をさせていただきます。

都市基盤整備を行うには、どうしても区画整理事業を避けて通ることはできないといっても私は過言ではないかと思うのであります。がしかし、区画整理を行うに当たって大きな問題点ということになりますと、現在の宅地から、さらにその先の宅地に換地がなされるというようなこと。または、公共減歩を中心に多くの問題点というのがあるのであります。所有権者の移転先、土地面積の減少、これらはきわめて重大な苦痛であるということを、私は身をもって体験してまいったのであります。それでありますので、区画整理の区域内の所有権者は施行者に対しまして、すなわち市長に対しまして、公共減歩を少しでも減ぜよという要求を強くいたす

と同時に、また、その反面、この要求が入れられないような場合には、反対も出るというようになるのであります。それで、土地区画整理法にも、これは問題は私はあると思いますけれども、従前の土地と事後の土地との評価ということになりますと、環境の向上等に対する地価の上昇によって、これは償われるであろうというふうに考え、すなわち現在の社会と同じように量から質の問題ということで、環境の質の向上と理解すれば納得できないものでもないのではないかと考えますけれども、これはおのおのの所有権者によって、非常に大きな差があるということはいたし方ないと私は考えております。しかし、公共減歩を少しでも緩和する方策――これは私は特に大切ではないかと思いますので、これから区画整理を行う施行者、特に市長はこの点に留意しなければならないと――私は神明上の区画整理の審議委員をしていまして感じた次第でありますので、まずもってこれらを市長にお願いしまして質問をさせていただくわけであります。

そこで、第１点として万願寺区画整理事業第２期工事に着手する事前調査はいつ行うのか。６１年度予算に計上されるかどうかを、これは部長で結構ですからお伺いいたします。

それから、第２点といたしまして、万願寺区画整理内を通過する１・３・１路線と１・３・２――これは、神明上の区画整理の地区境までの１・３・２です。この９００メートルの工事はいつごろ行えるかどうか。または、もし行えないとしたならば、その考え方を示してほしいのであります。

以上の２点です、質問は。

○副議長（米沢照男君）　谷　長一君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　それではただいまの２点につきましてお答え申し上げます。

まず万願寺の区画整理事業、２期の事業でございますが、いつごろ着手をするかという点でございます。御承知のように万願寺の区画整理事業については、昭和４０年に都市計画決定をいたしまして、そのときの面積としては２５６ヘクタールでございます。このうちの１２７ヘクタールを第１期工事として現在事業を進めているところでございます。しかし、１期工事だけでは幹線主要道路というものが、すべて行きどまりになってしまうという――都市計画上、また、その機能上から見て、必ずしもいい効果が生まれないということで、２期分の残りの工事をできるだけ早く着手をするという必要性に、いま迫られてきているわけでございます。こ

のことから、６０年度・今年度におきまして、図上の調査等をいま実施しておりまして、６１年度から事業認可を受けるための調査関係に入ってまいりたいというふうに考えております。そのための予算も来年度計上させていただきたいというふうに私ども考えておるわけでございます。

それから、２点目の１・３・１、１・３・２の開通はいつごろになるかという御質問でございますが、万願寺の区画整理事業につきましては、現在国の交換金を得まして用地を空けているところでございます。また、万願寺の２期が着手されれば同じように国の方の交換金を得まして用地を空けることになります。すでに事業が完了しております神明上につきましては――１・３・２号線でございますが、この点については建設省の相武国道の方で、事業実施にできるだけ早く入りたいということで、用地の測量等について地元の住民の方々にお話を申し上げたわけでございますが、いまだにまだ御理解は得られておらない状況でございます。今後、万願寺の１期・２期の事業に整合させながら、１・３・２の９００メートルの未施行分については、国の方で直接事業を実施したいということで、国の方は計画を立てております。したがいまして、今後万願寺の２期の事業に着手し、その進捗状況に合わせて整備がされるということでございます。

以上でございます。

○副議長（米沢照男君）　　谷　長一君。

○５番（谷　長一君）　　ただいまの部長の答弁によりますと、第１期の万願寺区画整理の事業では、この主要幹線は行きどまりになってしまうと。２期の工事は早期に着工しなければならないということで、６０年度は図上の調査がなされ、６１年度に事業認可に向けての調査費を取るということでありますけれども、この点につきましては、どのくらい取れということは私はわかりませんので言いませんけれども、必ず取っていただくようにお願いいたします。

それから、１・３・１と１・３・２の９００メートルの工事については、国の交換金が万願寺の区画整理の場合はもらえると。また、もらえたと。第２期工事に入れば、当然これもまたもらえるということであります。また、神明上の１・３・２の路線については、事業に入ったんだけれども――事業というのは測量か何かですか――入ったんだけれども、地元との話し合いがつかなかったということで、いま留保されているということでありますけれども、ぜひこれらの点につきましても鋭意努力をして早期に着工するなり、または事業に入るということを

要望して、この点についても終わりたいと思いますけれども、第２期万願寺区画整理におきまして、特に留意する点ということになりますと、万願寺の区画整理におきましても、不換地ということで3,２９６平米が過日の議案にものってありまして、提出されたわけです。特に市長に、第２期区画整理事業におきまして、不換地なる土地等は、必ず市が買収をしまして持っていまして、宅地等の特別宅地の減歩緩和に充ててもらいたいということでありますけれども、これらのことを、実際に市長が現在やる気があるかどうかについて、市長にお答えを願いたいと思います。

以上です。

○副議長（米沢照男君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　日野市では、いま区画整理ラッシュとも言える――次々と事業に取り組んでおることは、よく御承知のとおりでございます。そして、万願寺区画整理は昭和４０年に２５０ヘクタールという広い面積で認可を得ておるわけでありますが、とりあえず中央道を境として南北の２地区に分けたと。いまやっていますのが南の方の地域１２７ヘクタール――こういうことになっております。その一方の、つまり中央道から北側に位置します範囲は、課題ではございますが、そういつ着手するかということは、まだはっきりさせておりませんでした。万願寺区画整理の進行に伴いまして――中央道に、いわゆる道路用の穴あけがしてあるわけでありますが、その道路を道路としてそれぞれ機能を果たすには、やはり第２期というべき万願寺区画整理の実施が必要となってまいりました。とりわけモノレールのために区画整理をするということでは、ちょっと本末転倒だと思いますけれども、モノレールのことも大変緊要性がある課題でございますので、あわせて――同時施行といいましょうか。そういう形をとるということが、いま今日の課題になってまいっております。

いま御指摘の、区画整理をやる必要があると。こういうことは、もう申すまでもないわけでありますが、かなり住宅も混在をしているところでもありますし、新しい道を開いていくには区画整理方式以外にはないというところから、いろいろな難題もあるわけでありますけれども、一方、取り組みを進めていこうと、こういうのが今日の日野市の置かれておる大きな事業上の立場でございます。区画整理をやるとなりますと、いま御指摘のとおり、ある程度の事業を実施しよくするための手持ちの土地が必要だということになるわけでございますので、それらについても今後できるだけ努力をして、一定の確保は図っていかなければならないというふうに

感じておるところでございます。

以上でございます。

○副議長（米沢照男君）　谷　長一君。

○５番（谷　長一君）　いま市長の答弁によりますと、不換地――市が買収しまして一定の努力はしなければならないと――これは減歩緩和ですね。これは、私は当然だと思うのであります。どうしてかと申しますと、これは、いわゆる市が、いかに道路の整備、街区の整備をしようと思っても、区画整理以外にはできないとなると、市が相当の財政投資をしても、これはよろしいんじゃないかというような点につきましてお伺いしたのであります。特に万願寺区画整理区域等におきましては現在区画整理が進行しておりまして、将来この土地の人口というのは２万人以上というふうに想定されているわけであります。特に、この地域にはモノレールも通る市内で最も良好な最良の住宅地に変更されるということが明らかであります。このような観点に立って考えてみますると、どうしても区画整理はやらなければならないという点につきまして、私は力点を置きまして、これらをまた要望してこの質問は終わります。

○副議長（米沢照男君）　これをもって１４の２、万願寺区画整理第２期事業はいつごろになるか。事業開始前の調査費は６１年予算計上する考えはあるかに関する質問を終わります。

１４の３、高幡不動駅への近道二番橋はいつ架橋するのか。住民要望、交通安全の上からも必要だについての通告質問者、谷　長一君の質問を許します。

○５番（谷　長一君）　それでは第３番目の通告質問に従って質問をさせていただきます。

実は、二番橋ということにつきましては、昭和５８年の６月、突然補正予算に５６０万円の調査費が計上されたということであります。そして、昭和５９年1,２６０万の実施設計費が計上されたけれども、不用額――これは流れてしまったと。使わなかったということであります。この点につきましては、私は非常に強い不満を持っているものの１人であります。そのような観点に立ってこの質問をさせていただくわけでありますけれども、これは、いわゆる道路網の上からいきましても、ぜひとも必要ではないかと考えております。先ほど申しましたように、万願寺の区画整理区域の中の人口は２万にもなるということが計画では想定されているのであります。そのような観点に立ちまして、この道路網の整備――日野市の道路網を考えてみます

ると、非常に甲州街道が渋滞している。また、川崎街道もそうであり、交通の問題等を解決することができないんだったならば、いかに市長さんが多くのことを語っても、これはむだになるのじゃないかというような考えを私はいたします。このような観点に立って、どのようにして橋をつくられるかということでありますけれども、私は、万願寺区画整理――これが完成しますと、再三申し上げますけれども、２万人の人口が住むわけであります。生活に最も必要な橋――これは、現在の宮、上田、万願寺、さらには、その周辺に住んでいらっしゃる住民の方々も、できてくだされればよいということを強く要望すると同時に、高幡不動駅に近い二番橋の完成を願っているわけです。また、通勤通学の上からも非常に至近距離であるというのと同時に、車の通らない橋――約４メートルくらいじゃないですか。これができれば交通安全の上からも非常に必要であるということを皆さんがおっしゃっておるわけであります。そのような観点に立ちまして、二番橋というのは、いまでは予算の上からもついには消え去ったということになっておりますけれども、６１年度には、ぜひ予算に――調査費は、もうすでに５６０万は使ってありますので、実施設計費を組んでいただきたいことを要望するわけであります。

以上の点につきまして質問をいたします。

○副議長（米沢照男君）　谷　長一君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（伊藤正吉君）　御質問につきましてお答えしたいと思います。

確かに調査費５８０万円を５８年６月にてお願いしたわけでございます。その場合の位置づけといたしましては、自転車、歩行者専用橋と、こういうことの位置づけでございます。その考えをもとにいたしまして、浅川利用計画との関連とか、あるいは万願寺・高幡地区の将来に向けての都市整備の面、あるいは市民生活の条件整備の面、あるいは交通の利便性の面、あるいは高幡橋と新井橋は1,２３０メートルあるそうでございますけれども、その辺の利便性の面とか、こういうことを考えていきますと、ぜひとも必要であると、こういう認識の中に立ちまして現在検討をしている段階でございます。

以上です。

○副議長（米沢照男君）　谷　長一君。

○５番（谷　長一君）　現在検討しているということでありますけれども、５９年の決算委員会のときに、委員が質問をしておったのを私は聞いておりました。そのときに市長は、必ずこの橋は日の目を見る橋であるということを申されていたと私は記憶いたしております。

その点につきまして市長にお伺いしたいのであります。

○副議長（米沢照男君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　日野市の東部の将来像を描きます場合に、私が提唱した二番橋の必要性ということは揺るぎない必要性があると、このように思っております。当時の意気込みといたしましては、歩道橋という形でぜひ早期に完成させたいと思っていたわけでございますが、高幡側の区画整理範囲が――範囲といいましょうか、高幡側でなかなか地域の賛成が得られず、つまり高幡側と、それから、万願寺側――万願寺側では、これはもうもちろん異存がないことだと思っております。したがいまして、車を通さない歩道橋として実現を図りたい、こういうふうに考えております。（「車も通せ」と呼ぶ者あり）車も通せという意見もあるわけでございますが、そのあたりの調整もしなければならないわけであります。

当時、京浜事務所には私も出向きまして御指導をいただき、当時の状況でございますが、約4億円の財源があれば可能だというところまではこぎ着けておりました。資料もりっぱにございますし、なるべく近い機会に、それこそ日の目を見たいものだという気持ちは私も切なるものがございます。多少時間がかかるかもしれませんが、橋台一つでも着手できるようなそういう気持ちで事業に着手したいものだとこう考えております。

○副議長（米沢照男君）　谷　長一君。

○5番（谷　長一君）　確かにこれは市長の心境もわからないわけではありませんけれども、これは一つの契約であると思うんです。契約は、これは破ってはいけないということはどなたもよく承知していると思いますので、ぜひとも日の目を見るように早い機会にやっていただければ私はいたし方ないとここで考えておりますけれども、やはり実施ということについてはなさねばならぬ事業であると思いますので、実施を強く要望して終わります。

○副議長（米沢照男君）　これをもって14の3、高幡不動駅への近道二番橋は、いつ架橋するのか。住民要望、交通安全の上からも必要だに関する質問を終わります。

15の1、生活保健センター（旧庁舎）についての通告質問者、馬場弘融君の質問を許します。

〔8番議員登壇〕

○8番（馬場弘融君）　議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問をいたします。先ほどの古谷議員の質問とも大いにダブるわけでございますけれども、しばら

くおつき合いをいただきたいと思います。

私どもが議員になりましたころから歌われておりました生活保健センター、ようやく実現の運びになったということをまず喜びたいと思います。これまでの経緯をたどってみますと、この計画が最初に日の目を見ましたのが昭和５６年３月の日野市地域保健協議会の答申の中で、日野市総合保健センターを設ける必要があると、こういう構想が打ち上げられております。しかしながら、その後いろいろ旧庁舎の違法性といいますか――いろんなものに使うについて問題がある等のことがありまして旧庁舎が取り壊しをされ、それ以後、旧庁舎跡地検討委員会なるものがつくられて、少し内容の違う保健センター構想に変わってきております。

つまり当初の総合保健センターというものではなくて、複合施設化をして生活センター・保健センターをあわせ持つ生活保健センターとしてつくろうという案になってきているわけでございまして、旧庁舎跡地利用検討委員会の内部の資料でございましょうけれども――案が５９年の８月に出されております。さらに、この案を踏まえまして、昨年度、昭和５９年度の予算の中に２７０万円の予算――つまり基本調査費といいますか、調査費が計上されておったわけでございますけれども、これは、さきの決算委員会でも出されておりましたけれども、そっくり６０年度に繰越明許をされまして、実はつい先ごろ、その２７０万円を多分使ったものだと思うんですけれども、内容の２次案といいますか、原案がつくられております。それを私ちょっとよそからお借りをしてきたんですけれども、「（仮称）日野市生活保健センター基本計画書」とありまして、昭和６０年の９月になっているわけです――この案ができております。さらに、今回の補正予算の中でも実施設計の委託料として3,７８０万円の補正額が計上をされておりまして、先日の提案理由の説明、あるいは先ほどの質疑によりましても、６１年、６２年の２カ年で建設をし、内容的には４階建て、温水プールつきということでございました。なるたけダブらないように質問いたしますけれども、よりよいものをつくってもらいたいという意味から施設の面、それから、事業費の面、３番目に運営面、この三つについてそれぞれ伺いたいと思います。

まず初めに施設の面なんですけれども、この点について最初のといいますか、検討委員会がおつくりになった第１案といいますか、それでは生活センターと保健センターの複合施設だということはありますけれども、１階２階を健康センター、３階４階の部分を生活センター。つまり縦割り構想の――階層割りといいますか――案であったんですけれども、この９月につく

られました内部資料ですね、第２案といいますか、それによりますと左側の部分を健康センター、右側の部分を生活センターというふうな形に左右に分ける構造になっております。この構造変更が、あとほかの部分にもいろいろあるわけですけれども、どういう理由で、こういうふうな構造になったかということも含めて、さらに詳しく構造及び内容についてお伺いをしたい。これが第１点目。

次に、２点目として温水プールがあるということなんですけれども、先ほどの企画財政部長の御説明によりますと、リハビリ用、あるいはスポーツ用といいますか、両方の中間的なものとして温水プールを考えたいというふうな御説明でございましたが、私ちょっと中途半端な感じがするわけです。つまり医療用とスポーツ用の中間ということになりますと、両方の方が、お使いになれるわけです。そうすると、その管理運営上危険なことがありはしないかということです。やっとおふろに入れる。あるいはだれかの介助を得て初めておふろといいますか、機能回復訓練ができるような人と一般の方と一緒にプールを利用するといいますか、そういうことが起きはしないかという意味で――多分医師会等からでも、かなりこの辺は問題があるんじゃないかなというふうな意向が伝えられているのではないかと思いますので、その辺の医師会等の意向も踏まえて温水プールの考え方――危険性はないかということについてお伺いをしたいと思います。これが施設面の質問。

二つ目の事業費ですけれども、検討委員会の第１次案といいますか、それによりますと、総額１２億5,０００万円となっておりますけれども、ことしの９月につくられた２次案では、私の手元にお借りしましたものの中には、費用面のところはカットされているんですけれども、実際どの程度の費用がかかるとお考えでしょうか。さらに、具体的な費用の財源の内訳です。先ほどの説明でも、国の防衛庁の補助金とか、都のコミュニティー施設の補助金、あるいは、もう一つ何かありましたね。各種の補助金を考えているというふうなお話もありましたけれども、さらに具体的にそれらの金額等、あるいは自己財源をどのくらい、起債をどのくらい使われるのかということを教えていただきたいと思います。

それから、第３点目の大きな三つ目ですけれども、運営の面ですけれども、この２次案を見ますと、１階部分に、それぞれ生活センター部分にも保健センター部分にも事務室があるんです。かなり広めの事務室が設置をされる予定になっているんです。ということは、この建物は市の職員が運営をしていくのかなあという気もするわけです。つまり公設公営という形でやる

おつもりなのか。あるいは事務室を使って一般の方といいますか、　公設民営のような形でどなたかお願いをして運営を頼むのかということです。その辺をお伺いをしたいと思います。もし公設民営という形をとるのならば、いまの庁内の機構でいきますと、生活課・健康課は全機能を本庁舎からセンターの方に移動する考えがあるのかどうかということ、これが二つ目。

それから、３点目として、施設にかかわる１年間――年間の運営維持費、これがどのくらいだとお考えになっているか。

以上をお伺いしたいと思います。大きく施設面、事業費の面、運営面、さらに細かく伺いました。一応以上で質問を終わりまして、あとはお答えに応じて再質問をいたします。

○副議長（米沢照男君）　馬場弘融君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　お答えをいたします。

まず１点目の施設の内容でございますけれども、建物が横割りから縦割りに変わった理由ということでございます。当初の職員が中心になりましたプロジェクトチームの報告は、１～２階が保健センター、３～４階が生活センターということでございました。５９年６０年にかけまして、基本調査を業者に依頼をいたしまして、専門的な面からさらに検討をしていただいたわけでございます。その結果、やはり中心に玄関入口を設けまして、階段、エレベーターを配置しまして、左右に――左側に生活センター、それから、右側に保健センターを配置することが望ましいであろうと。それから、二つに分けた理由は、いま申し上げました機能的な面と、それから、一つは防衛補助を保健センターでもらうという、そういう施工上の面、こういったものも関係をしているわけでございます。

それから、プールの問題でございますけれども、利用上問題があるのではないかということでございますが、先ほども私申し上げましたけれども、普通の総合体育館の中にある温水プール、それから、リハビリ専用のプール。リハビリ専用のプールといいますのは、リハビリの目的によりまして水温を上げたり下げたり、それから、その他附属施設が必要だと。ハードな面ではそういうことでございます。それから、今度は使う面におきましては、医師の処方に基づきまして、理学療養士がその処方に基づいて指導をすると。そういうことになるわけでございます。したがって、保健センターの目的は、これから――さっきも申し上げましたけれども、中高齢者の健康の保持増進ということを考えますと、余りリハビリ中心ということになってしまいますと、その目的が薄れるのではないかと。いわゆる医者の指導がなくても、たと

えば４０歳以上の方であれば、泳ぎたいという人であればプール教室を開くなり、一定の日時を定めて開放するなり、そういう使い方ができるのではないかと。さらに、リハビリで使う場合には完全なリハビリができないまでも、このプールに適合するようなリハビリができないだろうかと。その最小限度の施設を設け、ソフト面の対応をしていきたいというふうに考えております。現在考えておりますプールの長さは１５メートルでございます。敷地構造その他の関係で、いま少し長くしたいという気持ちではおりますけれども、基本計画の内容ではそういう状況でございます。

それから、事業費の関係でございます。当初内部のプロジェクトで考えていたときの面積はもっと少なかったわけでございます。それで、単価もちょっと低く抑えておりましたので、１２億5,０００万という数字が出たわけでございます。基本計画の結果では、約5,０００平米どうしても必要だということになりまして、いろんな設備面を考えますと、やはり平米３３万円くらいかかるということになるわけでございます。そうすると、直接の工事費だけでも、建物の建設の建物の建設費だけでも約１６億8,０００万くらいかかると。それ以外に設計管理その他備品が加わるということになるわけでございます。

財源でございますけれども、現在国の補助金でございますが、これは防衛庁の関係で1億6,５００万、それから、生活保健センターの補助――コミュニティーの補助ということで都の補助金を5,０００万予定をしております。したがって、国・都の補助金が約2億1,５００万円でございます。それから、あとの残りの財源でございますけれども、地方債を7億6,９００万、一般財源を7億6,９００万、それぞれ大体同じ金額になりますけれども予定をしている次第でございます。地方債が比較的少ないというのは、地方債の対象基準額というのがございまして、充当率７５％なんですが、基準額が下がるためにこういう数字になるというものでございます。その他といたしまして、温水プールにつきましては、やはり建設後の維持管理の経費の低減といいますか、　そういうものが必要でございますので、さっきも申し上げましたように、通産省が行っておりますソーラーシステムの補助金、　これは建設費の約2分の1の補助金でございますけれども、それをいただきまして経費の節減に努めていきたいというふうに考えております。

それから、大きな3ですが運営上の問題でございます。プロジェクトチームの報告書と、それから、基本調査の報告書の図面の中で事務所が変わっているではないかと。当初計画には事

務所があり、基本調査には事務所がなくなっているというその辺の理由でございますけれども、この辺の問題については今後さらに詰めなきゃいけないわけでございますけれども、本来の行政の立場からしますと、やはり健康課は本庁の中にあって、いわゆる保健行政の中枢をなさなければいけないというふうに考えております。他方、たとえば近隣の市でいいますと、府中でありますとか、立川でありますとか、八王子等の例を見ますと、庁舎のスペースの問題もあろうかと思いますけれども、保健センターの中に入って行政と、それから、管理運営を行っているというそういう例があるわけでございます。ちょっとくどいようでございますけれども、筋としては、健康課がこの中に入るというのはおかしいわけでございます。この辺の問題につきましては、いま少し広く深く検討した上で、結論づけをいたしたいというふうに考えております。

維持費でございますけれども、いま生活課及び健康課で具体的な事業の内容について、さらに詰めているわけでございます。ですから、この建物を維持管理する、いわゆる最小限度の経費と、それから、この施設を使って運営する事業費、この二通りあるわけでございます。後者の方は、まだこれからでございますけれども、最低の維持管理費につきましては、先ほど申し上げましたように、できるだけランニングコストが少くて済むような、そういう建物の設計を考える予定でございます。やはり建設費の５％くらいは出るんではないかというふうに考えております。

○副議長（米沢照男君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　旧庁舎の跡に、だんだんと具体化をしてまいっております生活保健センターの建物の施設でありますが、これは、もちろん行政施設ではありますけれども、むしろ市民施設として、行政と住民との健康あるいは生活運動等の出会いの場にしたいとこう考えております。したがいまして、行政の現場ではないと。運営はなるべく職員が――職員がかかわらないわけにはいきませんが、そのための人員をふやすとかいうことでなくて、運営の可能な方法をこれから検討していきたいと、こう考えております。

○副議長（米沢照男君）　馬場弘融君。

○８番（馬場弘融君）　温水プールの考え方なんですが、多分施設の運営の際に医師会の方々ともかなり相談をしなければ、うまくできない面が出てくると思うんで、そういう点で医師会の方々の意向がどのような意向であるかということを聞きたいと同時に、それを踏まえ

てのいまの企画財政部長のお考えといいますか、お答えなのかということを再度質問をいたしたいのと、もう一つ、市長が最後にお答えいただきましたけれども、市の職員が行かないわけにはいかんけれども、職員をふやして職員だけで運営をするというのではなくて、住民主体といいますか、多少公設民営的な意味合いを持たせた運営をしていくということかと思うんですけれども、その辺をもう少しはっきりとお答えいただければと思うんですけれども、以上2点お願いします。

○副議長（米沢照男君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　お答えします。答弁漏れをいたしまして大変恐縮でございます。

1番目の医師会側の意見でございますけれども、医師会とは、市の、いわゆる庁内の課長を中心にしたプロジェクトチームをつくった段階で、その報告書をもちまして医師会と協議をしてございます。そのときの内容につきましては、さっき出ましたけれども、建物は約4,500くらいだったと思います。それから、いわゆる1～2階に保健センター、3～4階に生活センターということでございます。プールの計画も、もちろんお話ししてございます。基本事項については了解をいただきまして、基本調査に入ったということでございます。

先般、基本調査につきまして医師会と協議をいたしました。医師会が、このプールに対するところの意見は、使い方によっては非常に危険ですよと。要するに、お年寄りをここで泳がせるのは、かなり気をつけないと危ないんだと。そういう注告をいただきました。このプールについては否定的な意見というわけではございません。管理運営に十分注意をして、事故が起きないようなそういう設備なり方策、いわゆるソフト面の配慮をすべきだと、そういうことでございます。

○副議長（米沢照男君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　内容が明確になって資料的に答えるという段階ではございませんが、医師会の従来の　地域の保健行政に対しましては自分たちが責任を大きく持つんだという、そういう御意向が当然あるわけでありまして、この建物の中に医師会も事業としてかかわりたいといいますか、参加したいと、これは当然でございます。医師会には――いまの道路を隔てた、もと消防庁舎だったところですが、あそこを改造をして、そうして、医師会としての医療の本拠をあそこにつくっていただくと。いまの休日準夜のみならず、もっと広げた仕

事をしていただくということはお願いしようと思っています。そしてまた、この保健センターで、たとえば集団検診でありますとか、あるいは健康教育でありますとか、それから、小児あるいは学童それぞれ対象した衛生の仕事をやる際には、もちろん医師会としてかかわっていただき、また、大いにお役をお願いをしたいとこう思っております。

その他の一般運営でありますが、これは、いまの情勢でもございますから、公設民営というふうなことではありませんが、何か一切市の行政がやるということではなくて、部分部分の行事あるいは事業に対しまして、それぞれ専門の契約においての参加をしていただくというような方法が成り立つだろうと、こう思っております。

○副議長（米沢照男君）　馬場弘融君。

○８番（馬場弘融君）　まだこれからつくり始めようという段階でございますので、これ以上お聞きしましても、具体的なお話にはならないかと思いますが、いずれにせよ関係をされるであろう医師会を初めとする各種団体といいますか、関係者と十分協議をされて、より運営のしやすい市民にとって役に立つ施設になるようにお願いをいたしまして、この件の質問を終わります。

○副議長（米沢照男君）　これをもって１５の１、生活保健センター（旧庁舎跡）に関する質問を終わります。

１５の２、万願寺地域の複合施設（仮称東部会館）についての通告質問者、馬場弘融君の質問を許します。

○８番（馬場弘融君）　今回の補正予算の中に、債務負担行為補正が追加をされ、（仮称）東部会館新築に伴う６３年度までの、１２億円を超える額が計上をされております。議案上程の際の説明では、流域下水道浅川処理場の周辺住民の対策、つまり迷惑料がわりといいますか、こういった意味でつくられる施設だということであります。前から申し上げておりますけれども、長期計画を持たないわが市におきましては、こういった新規施策が突然公にされるという場合が非常に多いわけでございまして、しかも、今回のように補正予算の中で新規なものが飛び出してくるということが非常に多いわけでございまして、われわれにとっては――地域の方々にとりましては、前からわかっていたことだよと言われるかもしれないけれども、客観的に見まして突然出てきたなという感じは否めないわけでございまして、まだ具体的な、あるいは明確な図面は引かれていないかもしれませんけれども、ぜひよくわかるように教えてい

ただきたいと思います。４点に分けて伺います。

１点目は、この建物の建設に当たっての、これまでの地元との話し合いの経過及び東部会館（仮称）がついておりますけれども、東部会館という名前がつけられたいきさつを教えていただきたいと思います。

２点目。建設場所及び敷地の面積を教えていただきたい。具体的に、さらに駐車場等のスペースもあるような敷地なのかどうかということも含めて教えていただきたいと思います。

３点目。建築規模及び施設の具体的な内容。どういった内容が盛られているかということも教えていただきたいと思います。

４点目が財源計画。東京都や八王子市も応分の負担をするというふうなことでございますけれども、具体的にお教えをいただきたいと思います。

以上４点よろしくお願いします。

○副議長（米沢照男君）　馬場弘融君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　それではただいま御質問の（仮称）東部会館の御質問についてお答えを申し上げます。

東部会館は、御指摘のように浅川処理場の周辺の環境整備の一環として建設を行うものでございまして、建設を行うということにつきましては、当初浅川処理場の計画の時点から、私ども地元の住民の方々、あるいは内部で検討をしてきたものでございます。この根拠となりますのは、処理場建設に当たりまして、周辺の環境整備を行うための環境整備要綱というものを東京都で持っておるわけでございます。この要綱に基づいて処理場の設置費に、関連市または東京都が費用を負担して、住民のための環境整備の建物、あるいは道路整備等の事業を行うというものでございます。これに基づきまして、日野市におきましても、浅川処理場の周辺の環境を整備しようということで、地元の５自治会の方々――これは、地域といたしましては石田、新井、下田、万願寺、下田住宅の各自治会、５自治会と協議を行いまして、浅川処理場周辺環境整備連絡協議会というものを、５９年の６月にこの協議会を発足させたところでございます。

これに基づいて、これまで計画の内容等につきまして十数回にわたる会合、あるいはアンケート調査、または周辺の処理場の見学会等を行いまして、内容について話し合いを行う中で、（仮称）東部会館というものを建設してほしいという地元の強い要望が出てきたわけでございます。それに基づいて、市の方としては東京都、あるいは関連市でございます八王子市と、こ

の内容について協議を行いまして、了解を関係機関としては得たものでございます。同時に、地元におきましても、この内容については地元の切なる要望に基づいて内容をつくっていったということから、地元もこの内容については賛同をしておるところでございます。名称につきましては、これも地区の５自治会のアンケート調査の結果、東部会館というのが最も望ましいという結論が出てきたわけでございまして、現在（仮称）として東部会館という名称を使わせていただいているところでございます。

それから、２点目でございますが、この場所でございます。場所は、万願寺の区画整理区域内で、高幡に向かいます２・２・１１号線の新井橋の北詰でございます。北詰の東側と、それから、西側に一部を計画をしております。東部会館は東側でございますが、全体の整備計画の中では、西側に消防団の詰め所というものをこちらの方に移築していきたいと。これも地元の強い要望でございますので、この事業の一環として整備をしていこうという計画でございます。場所としては以上でございます。

面積でございますが、（仮称）東部会館の方は1,２２３平米でございます。それと、詰め所の方でございますが、これは、詰め所だけじゃなくて、将来そこを一部公園化もしていきたいという計画でございますが、面積は４９７平米でございます。

東部会館の方に駐車場の施設はということでございますが、建物等の構造からいきまして、駐車場のスペースを大きくとることは不可能でございます。現在区画整理事業の中の保留地として、この面積を確保してあるわけでございますが、これを、この事業の中で買収を図っていこうということで、面積に制限がございますので、なかなか大きな駐車場を取るということは不可能かと思います。しかし、連絡用等の駐車場スペースは一部この中で考えていく予定でございます。

それから、３点目の建設の建物の規模内容でございます。（仮称）東部会館につきましては、建築面積としては７２０平米、延べ床面積で2,４００平米でございます。この内容でございますが、地下に温水プール、これは、２５メートルのものを予定してございます。コースとしては５コースないし６コース、可能な範囲内で取りたいというふうに考えております。そのほか図書館、あるいはホール、会議室、音楽室、あるいはコミュニティー施設としての機能を果たすためのいろいろな二、三のそういった内容の部屋も考えておるところでございます。消防施設につきましては、２階建ての建物で７２平米のものを計画をしているところでございます。

それから、４点目の財政計画でございますが、この資金は、まず先ほど申し上げました東京都の整備要綱に基づきまして、処理場予定地の民地の買収価格の１０％をこれに充てるということになっております。日野市の浅川処理場の用地の中で、民地が現在買収に入っているところでございますが、それを換算していきますと、総額で１０５億円になります。それの１０％が対象になりますので、総額として負担金の総額は１０億5,０００万円でございます。１０億5,０００万円では、やはりこれらの施設というものは完全な施設はできない面もございます。一部日野市の方で持ち出しまして、総額で１２億2,３２０万を予定しておるところでございます。たとえば八王子市におきましても、こういった施設を検討しておりますが、八王子市は約１５億を予定しておりますが、そのほかに八王子市で約５億以上持ち出すと。それで環境整備に当たっていこうという計画は八王子市で持っております。これについても日野市は負担分については一応支払いをしているところでございます。

以上でございます。

○副議長（米沢照男君）　馬場弘融君。

○８番（馬場弘融君）　後ほど黒川議員も同じ質問があるそうでございますので、私はこの程度で終わります。

○副議長（米沢照男君）　これをもって１５の２、万願寺地域の複合施設（仮称、東部会館）に関する質問を終わります。

１５の３、４年間の任期を振り返り、市政全般について要望するについての通告質問者、馬場弘融君の質問を許します。

○８番（馬場弘融君）　いまから４年前に初めてこの議会に出させていただいたころは、日野市政について全く知らない議員であったわけでございますけれども、先輩及び同期の議員各位、並びに市長以下の理事者各位の御指導によりまして、何とか４年間の任期を全うすることができました。初めにお礼を申し上げておきたいと思います。

この間、私は１５回質問の通告をいたしまして、合わせて２５件。きょうの質問を加えますと、２６件の質問を取り上げてまいりました。任期の最後ということになりますので、４年前の市川先輩の例にならいまして、私の１期目の任期を振り返りまして、かつて一般質問に取り上げた題材を中心にして、９点にわたっての要望をしてまいりたいと思います。それぞれかつて申し上げたことばかりかと思いますけれども、現状及び今後に対する考え方、取り組み姿勢

について丁寧なお答えをいただければと思います。

第１点目です。長期計画が日野市にはないということです。これは、前々から申し上げておるところでございますけれども、現在の行政というのは非常に複雑多岐にわたっております。また、財政的にもあれもやろう、これもやろうということができない状況にありますので、どうしても計画は必要だなという感じがするわけです。先般も、鈴木議員がある施策について、緊急５カ年計画をおつくりなさいという要望まで出されている状況でございまして、確かにいま日野市には、内部で公共施設整備３カ年計画でしょうか、そういうものをお持ちだと伺いますが、それはそれで結構ですが、それらの根本にある土台としての、町はこういう方向を今後１０年間くらいは目指すんですよというものがほしいなあというふうに、私はいまでも思っております。

市長も恐らくこの３年間の任期で御引退ではないかと思いますので、そういう状況の市長に対していま計画をつくれというところまで要求するのはどうかと思いますけれども、前段で、かつて昭和５４年に、長期計画基本計画資料集ですか――というものをおつくりになられたことがあります。やはり計画をつくるには、まず現状がどうなっているかということをトータルに把握する資料が必要ですから、ひとまず市長、新しい現況を知らせる資料集ですね――この辺から着手をされて、次のステップとして新たな長期計画がつくれるような下地づくりを、ぜひこの３年間の任期の間にやっていただきたい。そうしませんと、私ども議員はもとより、市民も日野市の方向がわかりませんし、さらに申し上げれば多くの職員ですら、次に一体日野市長は何をやろうとしているのかということが明確になってこないと思うんです。多少のローリングはもちろんあっていいわけですけれども、根本的な町づくりの計画――これは、いまの日野市にとりましては絶対必要かと思いますので、その前段階の資料集でもいいですから着手にかかっていただきたい。これがまず第１点目でございます。

それから、第２点目は、これは、さきに古賀議員の質問で具体的な質疑がなされたわけでございますけれども、給与制度の改善ということであります。私は、たとえばラスパイレスの指数、これは、よく私も明確には把握できませんけれども、この指数で市町村の職員の給与の指数が１００以下になってはいけないと思うんです。はっきり申し上げまして私は、市町村の職員の給与というのは、ラスで言えば１０６から１０８あっていいと思うんです。つまり国家公務員にはステータスとしての社会的な評価があります。ですから、給料は多少安くても私は優

秀な人材を集めるのが何とかできると思うんです。実際地方公務員といいますのは、国家公務員ほどのステータスはない。さらには地域の住民と日々接しなければいけない非常に大変な仕事です。そういう意味で、たとえばラスで言えば１０６から１０８くらいの給与指数ですね。このくらいは常にあってもいいと思うんです。しかしながら、現況はやはりまだ高過ぎるわけです。高過ぎる給与を何とかいま私が申し上げたような１０８、あるいは１０６、この程度に下げるには、古賀議員もおっしゃっておりましたけれども、通し号俸制という現在の給与制度を、これを何とか改善をしなければいけない。職務給、能率給にかえていかなければいけないという感じがするわけでございまして、さきの質問とダブるかもしれませんけれども、この給与制度の根本を一体いつお変えになるつもりか、あるいはその気がないのか、どちらかをお答えいただきたいと思います。

それから、次に、やはり高過ぎると言われております退職手当でございます。これも、さきの、　一昨年でしたか、助役会等のガイドラインがあるわけです。このガイドラインに沿った減額といいますか、　これができるかどうか。都並み国並みへの今後の段取りを、さらに教えていただきたいと思います。これが２点目。給与制度の改善についての実施といいますか、要望でございます。

それから、３点目。これも給与も関連をしてきますけれども、もう少し行政自体をスリムにしなければいけないということなんです。つまり行政の守備範囲を明確にする。これ以上のことは、市民の皆さん幾ら市に要望されても無理でございますよということを、はっきり物を申すことのできる行政である必要があると思うんです。そういう意味で、スリムな行政を目指すために、まずその一番手として学校給食の問題があるわけです。学校給食――いまはいろいろ財政等の税収等もよくて、余り大きな問題にはならないようでありますが、いずれ私は大きな問題になってくるだろうなあということを危惧します。ですから、早目にいいときのうちに、財政状態がよいときのうちに学校給食等についてのパート化、これは、全面パートとは私まだ申し上げません。少しでもいいです。パートをだんだん入れていくと。こういう施策をそろそろおとりになった方がいいと思いますし、さらに、学校給食を離れましても、いわゆる現業職といいますか、こういうものは今後余りおふやしにならないで、現在の情勢のままで推移していくと。そして、そういった具体的な現業職に値するものは、市の職員が上で監督をしている中で民間の方々におやりいただくと、そういう制度をだんだん確立していく必要があるだろう

というふうに思うわけでございます。さらに、先ほどの生活保健センターにも関係をいたしますが、今後の市がおつくりになる施設につきましては、市がおつくりになってもいいから、なるたけ民間の人の活力といいますか　いろんな団体にお願いをして、余り市の公の経費がかからないで運営ができるような方法を考えていただきたい。大体この辺が今後のスリムな行政を求めたいという面での要望でございます。これが第3点目。

それから、第4点目は、これも姉妹都市の関連でございますけれども、これまでにも再三申し上げてまいりました。自治体ももっと国際交流という面に積極的になってもいいのではないかというふうに感じておりまして、前々から申し上げておりますように、せっかく姉妹都市というものがあるわけでございますから、特に若い人の交流を制度化してほしいと思うんです。近隣の各市でも、立川、青梅等やっております。学生の交流、生徒の交流、この辺はぜひやっていただきたいというふうに思いますし、さらに、そこまでの第1段階として、いま図書館等は二つくらい　サンスフィールドというミシガン州の図書館と、あるいは中国のどことかの図書館とも交流を始めようかというような話もありますし、レッドランズにも非常にりっぱな図書館もございました。交流計画もありますけれども、たとえばそういった本の交換ですとか、いま学校で使っている教科書の交換とか、これは非常におもしろいと思うんです。

先般、実は私ども昨年レッドランズに行きましたけれども、その後、向こうから教科書を――向こうで使っている最近の歴史の教科書です――を贈っていただいたんですけれども、日本の教科書と全く扱い方が違うんです。日本の教科書は、どちらかというとわりと暗い面を強調しています。人類がとても悪いことしてきたんですよ。日本人も悪いことをしてきたんですよという面を、とみに強調する社会科の教科書が多いように思います――歴史の教科書にそうです。ところがアメリカの教科書を見ますと、とても明るいというとおかしいですけれども、人間というのは、こんなにすばらしいことをかつてやってきたんですよという面を強調しています。いい面ばかりを多く強調するような形で――もちろん原爆のことも書いてあります書いてあるけれども、ナチスのことも書いてあるけれども、とてもいい面、人間が持っているすばらしい面を子供たちに教えようという面ですぐれている教科書だなと思いました。さらに子供たちに、この問題についてよく考えてみましょうね、というふうな設問がその都度出ているんです。日本の教科書とは大分違っておりまして、大いに私見まして、こういうふうな教育というものが、いろんな国の教育を比べてみないとなかなかわからんなあということを感じたわ

けでございますけれども、そういう意味で、そういった本の交換、いろんな教科書の交換、そういうものもぜひやっていただきたいし、さらには、子供に関連をすれば絵画の交流とか、そういうものもできるかと思うんです。ぜひそういった姉妹都市を中心とした国際的な交流、特に子供たち――児童生徒の交流、学生の交流。そういうものに積極的に第一歩を踏み出してほしいというふうに思います。これが第４点目の要望であります。

それから、５点目。これは、市立病院の充実。むしろ私は建てかえと申し上げたいんですけれども、先般も、やはり古賀議員の質問に対するお答えの中では、人工透析とか、あるいは何かむずかしい名前の目の方の検査をする施設が、今後入れる予定だというようなお話がありましたけれども、恐らくその辺のものを入れるには、いまの病院施設では狭くてしようがないと思うんです。全面的な僕は建てかえをするべき時期に市立病院は来ている。全面的建てかえと同時に、さらに高度医療化を図るべきだと思います。その可能性がどうかということも、ちょっとお答えをいただきたいと思います。

それから、第６点目。これは、すべていろんな方の質問に関連をしてくるんですが、都市計画道路の促進ということなんです。これも、いまの谷議員の質問とも関連をいたしますが、市内が非常に数多くの都市計画道路が引かれております。ところがいずれもなかなか、なかなか進まない。ようやく立日橋とか２・２・１０、２・２・１１の一部が少し具体化をしたとか、先般１・３・２の中央線の橋かけができた。あるいは２・２・６の平山橋改修及び京王線の上のオーバーブリッジができたと。こういったものができておりますけれども、全体としての都市計画図を見ますと、まだまだ全然手つかずのところが非常に多いんです。森田市長になって、すでに１３年目になっているわけでございますので、そろそろ根本的に道路をつくりませんと、どうしようもないんです。

先ほども谷議員がおっしゃっておりましたけれども、私、一番のネックがいまの甲州街道だと思うんです。甲州街道――市長ずっと東京の方から八王子までずっと走ってみればわかります。日野だけです、片側１車線というのは。日野橋もありますけれども、あとの部分は全部片側２車線になっています。日野部分だけが狭いわけです。それにかわるべき道路がどこかと言えば、先ほど言った１・３・１、１・３・２です。これが多摩平までは――多摩平から中央線の橋かけが終わってそこまでは来ているわけですけれども、それから先が全く進まないという状況です。甲州街道のバイパスにもなる１・３・１、１・３・２ですね。この辺を中心に、

さらにはまた、一番橋、南平につながります２・２・５、この辺がどうなるかということを、この辺を中心にしまして都市計画道路全般について、今後日野市はどのように積極的に取り組んでいくのか、どのような可能性があるのかということを、ここでひとつお答えをいただきたいと思います。

それから第７点目。公民館を中心に社会教育というものを充実をさせてほしいという要望でございます。これも、ずっと申し上げてきておりますけれども、学校建設が一段落をしていると。教育費を学校教育の方から社会教育の方にシフトするといいますか、　移す。社会教育あるいは社会体育です。そういう面をもっと充実をさせてほしいということでございまして、公民館――先ほどの大柄議員の質問ですと２０周年を来年迎えるという。すでに２０年たったわけです。中央公民館という名前はありますけれども、あれも中央という名前があるには少しお粗末過ぎる。内容的にもかなりもう古くもなっておりますし、これも大幅改修の必要があるかと思います。

さらにソフト面でいいますと、最近公民館事業がようやく具体化をしまして、社会教育からようやく公民館というものが独立をして、自分なりの事業をやり始めました。まだまだ弱いと思います。もっともっと公民館事業を充実をさして――たとえば学校教育の施設といいますか、運営する現場は学校だと。それを後ろで支える事務局が教育委員会の庶務課であったり学務課であったり、指導室であると。そういう形に社会教育課が後ろに下がって事務局というような形になって、公民館自体が表に出て、もっと内容のある事業をするような、そういう公民館であってほしいと思うんです。施設面、ソフト面、両方からそろそろ公民館というものを根本的に考え直して、いい公民館にしてほしいという願いでございます。

それから、いま社会体育のことを言わなかったんですけれども、体育施設も全く同様でございます。

それから、８点目、９点目は、今度はいよいよ市長の姿勢の問題になるんですけれども、これも前々から申し上げておりますが、市長は、たったひとりの市長だと。１５万4,０００市民の中の、たったひとりの市長ですと。御自分の主義主張はともかくとして、行政を進める際、市民にいろんな文書を発表する際には公正中立な立場をもってやっていただきたい。政治的な偏向性をぜひなくしてほしいということでございます。たとえば各種講演会の講師の選定の仕方。いろいろな市長の各種団体といいますか、いろんな場での発言が常に自由民主党批判、中

曽根内閣批判というふうになるわけです。結局それでいいという方が非常に多いわけでしょう。そういう市民全体の意向といいますか、そういうものを踏まえた御発言でなければいけないと思うんです。共産党の方々、社会党の方々が、そういった批判をどんどん申し述べると。これは自由でございまして、それはいいんですけれども、市長になりましたら、そういう気持ちが心の中にあろうとも一歩抑えて、やはり公正な市民の立場で行政を進めていただきたいということ、これが第8点目。

9点目。これは役所の内部の問題なんです。

○副議長（米沢照男君）　お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（米沢照男君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。馬場弘融君。

○8番（馬場弘融君）　市政を内部的に活性化するために、私は職員の自主性といいますか――私はこれをやりたい。市長、私はこれをやりたいんですよ。こうしたらどうですかという職員の自主的な行為をぜひ大いに尊重していただきたいと思うんです。そして、有能な職員がたくさんいらっしゃいます。ですから、適在適所をお願いをしたいと思います。具体的に余り申し上げるとあれになるんですけれども、ともかく優秀だな、よくやっているなという職員でありながら、なかなかしかるべき役職につけない方がいらっしゃいます。そういうことがないように、有能な職員はどんなに市長にとって厳しい言葉を言う職員であろうとも、15万4,000日野市民のためには必要だと思われるならば、十分に登用して、よく意見を聞いて、自主的に職員を使っていただきたいというふうに思います。

大体権力者というものは、自分ではガラス張りの部屋にいるつもりなんです。ガラス張りの部屋にいるということは周りが見えるつもりなんです。ところがいつの間にか周りは鏡になってしまうんです。周りじゅうが鏡になる。自分がいい顔をしていれば、おれはいいことをやっているんだというになりがちでございます。市長も、あと3年間の任期の中でもう一回――いまガラスだかな鏡かな私よくわかりませんが、どうも半分曇りガラスだか鏡のような気がいたしますので、よくかえていただいて、きれいなガラス張りの素通しのガラス張りの行政ができるようにやっていただきたいというふうに思います。

以上、９点にわたって要望やら質問やら申し上げました。おおむねこれまでの私の取り上げてきた質問に重なることでございますけれども、今期の私の最後の質問ということで、簡単で結構でございますけれども、それぞれお答えをいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○副議長（米沢照男君）　馬場弘融君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　お答えをいたします。

まず１点目の基本計画の問題でございますけれども、６１年度の予算の編成方針の中に、具体的な項目といたしまして、来年度取り組みたいというふうに文言化してございます。実際にどういう形で予算化されるかわかりませんけれども、いま前向きに取り組んでいる最中でございます。

それから、４番目の、いわゆる若い人の外国との交流の問題でございますけれども、これは、学校関係につきましては、後ほど教育長からあろうかと思いますけれども、私ども交換学生までいかなくても、まず日野市の小中学生、それから、向こうの小中学生、高校生等が、ある作品なり資料を交換して、お互いの、いわゆる相互理解を深めようという立場に立って、いまいろいろ検討しております。６０年度の予算におきましては、わずかではございますけれども１３万2,０００円ですか。市内の、いわゆる状況をビデオに撮りまして、向こうに送ろうという計画もいま進めている最中でございます。さらに、来年度に向けても、何か実効性のあるものを考えていきたいというふうに考えております。

私どもの方からは以上でございます。

○副議長（米沢照男君）　総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　それでは２点目の件につきまして私の方からお答えいたします。

２点目は給与制度の改善ということで、ラスパイレスが１０６から１０８というような御提言がございました。その中で、やはり通し号俸制についての根本の制度を見直す考えというようなことでございますが、これは、過日古賀議員さんの質問にありましたように、市長がお答えしておりますので、６３年度を目安にひとつ改善をやっていきたいという気持ちでございます。そして、さらに退職金制度につきましては、これも助役会の方で検討しているというようなことで、助役の方でお答えしておりますが、いまのガイドラインといたしまして、６４年度

に68カ月の予定、これは東京都でございますが、それに近づけるようどういうふうにしていくかということで、いま人事担当部長会でも、これを諮問を受けまして検討しているというような状況でございます。

以上でございます。

○副議長（米沢照男君）　病院事務長。

○病院事務長（大貫松雄君）　それでは私の方から5点目の病院の充実ということでお答えいたします。

先日、古賀議員さんからの御質問もありましたように公立病院のあり方として、市民のニーズにこたえた診療を心がけるということで、ある程度の採算診療、または高度医療の導入を心がけています。それから、計画しても必ず施設の問題にぶつかりますけれども、佐藤前事務長時代から建設の方法を検討してまいりましたので、それらを踏襲して今後行きたいと思っております。

○副議長（米沢照男君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　それでは都市計画道路につきまして私の方からお答え申し上げます。

お話がございました1・3・1、1・3・2号線につきましては国の建設いたします道路でございますけれども、万願寺区画整理事業1期・2期の中、あるいは豊田南の区画整理事業、さらに西平山を予定しております区画整理事業の中で整備を行っていく予定でございます。それとあわせまして、まだここの中では区画整理事業に入っておらない一部地域がございます。川辺堀之内地域でございますが、ここにつきましては国の方は、もし区画整理事業が実施されない場合には、単独でも実施をしたいということで計画を立てております。

次は2・2・5号線でございますけれども、現在用地買収を進めておりまして、こちらの方も順調にいま進んでいるところでございます。したがいまして、来年度から工事に入ってまいりたいと。来年度工事といたしましては、橋台部分を実施したいと。次年度におきまして橋梁部分をやって実施いたしまして、計画どおりの執行を行っていきたいというふうに考えています。この点も現在は順調に進んでいるところでございます。

そのほかの事業といたしまして今後予定しておりますのは、豊田南の区画整理事業の中の1・3・1号線1,400メートル、2・1・2号線が410メートル、2・2・3号線1,290メ

ートルなどがございます。そのほかに、高幡の区画整理事業としては２・２・１１号線５７０メートル。この中には高幡の踏み切りの立体化も含めております。そのほかでは２・２・１２号線１８０メートル、あるいは駅前の広場から２・２・１２号線に抜けます新たな道路２・２・１３号線でございますが、これを１４０メートルなど、これから区画整理とあわせまして施行をしていきたいというふうに考えております。これらの事業を実施いたしますと、全体の日野市の中の整備率、いわゆる道路の整理率は５３％になります。これらの事業のほかに、今後は区画整理事業、あるいは単独事業――都の単独、あるいは国の単独、そういう中で都市計画道路を整備していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（米沢照男君）　教育次長。

○教育次長（小山哲夫君）　第７点目の公民館の施設設備の充実、事業内容の充実、体育施設の整備充実につきましての御質問に対しましてお答えをいたします。

まず公民館の施設の充実の点でございますけれども、御承知のとおり公民館は昭和４１年７月に開館いたしました。開館いたしまして来年は２０年を迎えるわけでございますけれども、２０年を経過した今日、非常に公民館の施設が傷んでおります。老朽化が進んでおります。そこで、ここ数年来は公民館の施設の改修補修――そういった面に予算を計上いたしまして、公民館の補修等の面、あるいはまた施設設備の現在の施設にそぐわない備品等の買いかえ等を行っているところでございます。今後ともできるだけ公民館の施設につきましては、内容充実に努めてまいりたいというふうに考えております。

それから、公民館の事業の内容のことについての充実の問題でございます。公民館につきましては、４１年の開館以来、主として公民館の事業につきましては社会教育課で担当してまいりました。公民館の事業の内容といたしましては、書道、あるいはまたペン習字、あるいは着つけ教室、料理教室等、社会教育課で行えない事業の補習的な機能のところでやってまいりましたけれども、特にこれからの社会構造の変化する中におきましての公民館の事業は、非常に重要な事業であるというふうに私どもは認識をいたしております。

そこで、昭和５８年度に公民館と社会教育行政のあり方につきまして社会教育委員会の方に諮問いたしまして、やはり公民館というのは、本来の公民館の事業に基づく事業を起こすべきじゃなかろうかというふうな答申をいただいておりますので、５９年度からは従来社会教育課

で担当してまいりました公民館の事業を公民館の方に移してまいります。なお、公民館の館長でございますけれども、従来は社会教育課長が兼務してまいりましたけれども、昭和５８年５月からは専用の公民館長を配しております。また、５９年度に公民館の事業を社会教育から移してまいりましたので、公民館の主事も１名配置をいたしております。さらにまた、本年６０年６月１日でございますけれども、公民館に副館長を一応配しております。なお専門職等につきましては、今後あらゆる面に公民館の事業を拡充していく意味から、それらの配置につきましても考慮してまいりたいというふうに考えております。

それから、体育施設の充実の問題でございますけれども、御指摘のとおり、確かに現在日野市におきますところの体育施設は必ずしも十分とは言えません。そういった意味におきまして、御案内のとおり現在仲田緑地におきましての総合陸上競技場の建設、あるいは将来に向かっての問題でございますけれども、総合体育館の建設の問題等が控えております。なお、現在こういう体育施設のない現状を踏まえまして、昭和４６年度から一番住民の身近な施設であります学校施設の開放等を行っておりますけれども、今後できるだけそういった施設の開放等を含めまして、体育の振興、市民スポーツの振興を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（米沢照男君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　一つ３番目の問題を落としましたので、私の方から御説明申し上げます。

３番目の件につきましては、スリムな行政ということで、学校給食の将来にかかる財政負担が心配されると。いわゆるパート化がどうか、それから、現業職員の定数のあり方、それから、３番目は施設管理の民営化といいますか、いわゆる公設民営化の問題、この３点につきましては、現在行財政調査会で検討をしているものでございます。調査会の報告を踏まえて取り組みたいというふうに考えております。

○副議長（米沢照男君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私の行政姿勢は、すでに御理解をいただいておりますとおり、公正で清潔で機能的な仕事をすることによって、市民の信頼をいただくという考え方に尽きるわけであります。幸いに今回もその任務を託されておりますので、誠心誠意、アドバイスにご

ざいますような政治姿勢でお務めをしたいとこう考えております。

○副議長（米沢照男君）　馬場弘融君。

○８番（馬場弘融君）　最後に、男の美学ということで申し上げますけれども、男の美学は何かと言って、別れの美学であると言った男がいるんですけれども、なすべき仕事をその男なりにやって、何も言わないで静かに去っていくと、それが男の美学だと、こういうことなんですけれども……。西部劇とかいろいろな芝居の最後に、よくこういう場面が出てくるわけでございますが、私は、別れの美学というのは――男の美学というのはこれだけでは完成をしないと思うんです。やはりまた出会うと、再会するということが、また男の美学の完成には必要であろうというふうに思うんです。

私どもの前には、これから非常に厳しい冬将軍が待っているわけでございますけれども、これまでもいろいろ御指導をいただきましたけれども、皆さんそれぞれ努力をされて、ぜひまたこの場で再会をしたいということを申し上げまして、私の任期の最後の質問を終わります。

○副議長（米沢照男君）　これをもって１５の３、４年間の任期を振り返り、市政全般について要望するに関する質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれにて散会いたします。

午後５時１４分散会

12月17日　火曜日　（第7日）

昭和 60 年
第4回定例会

日野市議会会議録　（第40号）

12月17日　火曜日　（第7日）

出席議員（27名）

1番	橋本文子君	2番	福島敏雄君
3番	小俣昭光君	5番	谷　長一君
6番	古谷太郎君	7番	馬場繁夫君
8番	馬場弘融君	9番	高橋徳次君
10番	旗野行雄君	11番	一ノ瀬　隆君
12番	板垣正男君	13番	鈴木美奈子君
14番	川嶋　博君	15番	飯山　茂君
16番	夏井明男君	17番	黒川重憲君
18番	古賀俊昭君	19番	市川資信君
20番	藤林理一郎君	21番	名古屋史郎君
22番	竹ノ上武俊君	23番	米沢照男君
24番	中山基昭君	25番	大柄　保君
26番	秦　正一君	27番	奥住芳雄君
28番	石坂勝雄君		

欠席議員（1名）

30番　高橋通夫君

欠　員

4番　29番

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君		
助役	赤松行雄君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	前田雅夫君	総務部長	山崎彰君
市民部長	佐藤智春君	生活環境部長	坂本金雄君
清掃部長	藤浪竜徳君	都市整備部長	結城邦夫君
建設部長	伊藤正吉君	福祉部長	高野隆君
水道部長	永原照雄君	病院事務長	大貫松雄君
教育長	長沢三郎君	教育次長	小山哲夫君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	岩沢代吉君	次長	馬場守君
書記	田中正美君	書記	土方留春君
書記	串田平和君	書記	佐々木茂晴君
書記	小林章雄君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3

立川速記者養成所　所長　関根福次

速記者　小野口純子君

議事日程

昭和60年12月17日(火)

午前10時会議

日程第一　一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1

午前１０時１３分開議

○副議長（米沢照男君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員２１名であります。

これより日程第１、一般質問を行います。

１６の１、南部東部地域の基盤整備と公共施設の建設計画を問うについての通告質問者、石坂勝雄君の質問を許します。

〔２８番議員登壇〕

○２８番（石坂勝雄君）　議長のお許しが出ましたので、南部東部地域の基盤整備と公共施設の建設計画を問うについて、通告質問をいたしたいと思います。本題に入る前に、思いをはせるというか、回顧したいと思います。

私も、はからずも４９年に議席の末席を汚させていただいて、１２年間を終わろうとしております。その間に、改選のたびごとの５２年、５６年、こういう第４回の必ずの定例会には、市長に対する明年度の予算について問うという形で、質問をしてまいりました。

しかし、私も、はからずも皆さんの御支持によって、５７年、５８年に議長という重職につけさせていただいて、自分の市民サイドに立っての考え方でなく、非常に至らなかった点を、深く反省している次第であります。その点を踏まえまして、私も、今回、こういう市民生活に即した質問にさせていただく、こういう考えに至った次第であります。

現在の森田市長は、４８年に、前の市長であられた、大物市長であられる古谷　栄市長と争われまして、見事当選をされて、はや、私もその明くる年の４９年に、議席の末席を汚したんでありますが、森田革新市政は、４期目に入っていると。

こういう中で、私は、思えば旧庁舎で、あの議場の中で、そして特に控室というのは、いわゆる与野党呉越同舟の中でやっていたことを思えば、この立派な庁舎が５２年に完成して、私も１期生のときでありましたが、そのときにこの庁舎に移っていただいて、議場の完備している姿、そして、控室の完備しているものの中で、恐らくだれしも一番喜んだのは、市の職員であるとともに、議員ではなかろうかと思います。

本当は、市民が願望の庁舎でなければならないと思うけですが、その点では、庁舎が、動くときのその条件には、交通の利便を図るバス計画の問題、いわゆる下の地帯に対する排水の問題、こういう問題が、庁舎をここに移すのを条件だということを、１２年前の私は、思いをは

せているのであります。

そういう点を踏まえると、ようやく日野も人口が１５万4,０００にもなりまして、いわゆる昭和４０年代の人口急増の時代に、終わりを告げたといいますか、人口は、伸びるのは沈静化しております。

こういう中で、４０年代から５０年代の中ごろまでは、理事者としては学校建設、こういうことの、いわゆる教育事業の学校建設に忙殺された、というのが現状だと思います。そういう中で、この庁舎がその前につくられたり、特に、今年の７月には、市民待望の市民会館ができたということは、１５万市民の願望であったと、私は思います。

ただ、思いをいたすときに、まだまだ日野は新しい町のために、基盤の整備というのがおくれているのではなかろうか。これは、一面によれば、理事者の長期計画、いわゆる短期計画がないという点も申し上げられると思いますが、時代は時代の仕事をしなければならぬということであれば、私は、私なりに見れば、いわゆる外見的な整備は、森田市長の３期の間でできたと評価をいたさざるを得ないというのが、私の実感であります。

表面は、しかし、今後に残されている問題が、下水道の問題であり、基盤整備の問題ではなかろうかと思います。

ただ、よく言われますが、基盤整備とは、そういうものをやると、案外、政治家としての票には結びつかない、いわゆる福祉の「物くれ政策」というんですか、ばらまき福祉というような言葉が、一時使われたんですが、そういうことの方が云々ということを言われますが、しかし、日野の老人に対する理美容券の問題、夏行われる市民プールに行く渡し舟の問題、福祉タクシーの問題、難病対策の問題というのは、これは他市に見て、私は功罪云々ということは申し上げませんが、やはり先駆けた、森田市政の中の顕著な市政ではなかったかということを、今つくづく私は振り返っております。

ただ、私が思うのは、市の基盤整備、日野の基盤整備ができているのは、町名で言えば、旭が丘、多摩平、神明上、そして日野駅の甲州街道の南側の地帯、これだけが基盤整備が完備しているという。あとは、特に浅川以南の地帯というのは、民間の開発なり、公団、公社の開発以外には、平山の組合施行の区画整理、金田の小規模の、いわゆる組合施行の区画整理以外は、いまだ全く手をつけられていない。

また、この地帯には、旧都道以外には、都市計画路線も、最初から設定されていなかったと。

こういう中で、今後、本当の意味の、全市にわたっての基盤整備をすることこそ、最重点課題であるとともに、市民要望ではなかろうかと、私は考えるのであります。

そういう点を踏まえて、今回の質問、私もはっきり申し上げます。来年の改選を控えての、意識をしている御質問でありますので、率直な意見で、できないことはできない、それから、計画をこれからするということは、計画されるということで、私は結構だと思います。

それでは、前段はこのくらいにいたしまして、質問に入らせていただきたいと思います。

一番先に、日野市の下水道は全市に何年に、一部、多摩ニュータウンの１１ヘクタール分は、供用開始になったということでございますが、日野全体の下水道の供用開始が始まるのは、例えば、浅川処理区なり、秋川処理区の供用が開始になるのはいつなのか。それで、全体から見れば、全施設に言われていますが、３０年もかかるんではなかろうか。そうなると、ことし供用開始になった人と、３０年後だというのは、余りにも差が大きいので、大まかでいいんですが、何年ごろに終了のめどをされているのかを、お聞きしたいと思います。それが第１点であります。

そうでないと、例えば、南多摩処理場に行くところの、八小のあの道路を境にして、余りにも西側と東側が、供用開始が差ができるようなことがあると、非常に市民感情としても、よろしくないんではなかろうかと。こういうことで、開始の時期なり、最終の年度をお知らせ願いたいと思います。

次に、２番目が、杉野学園、東電学園付近の水路、下水道、道路及び杉野学園の今後の計画と、整備計画についてでございますが、御存じのように、杉野学園の約２万坪、２万坪以上あるかもしれませんが、現在できているのは、幼稚園、それから１棟のマンションですか、それとプールができている以外に、あと約１万8,０００坪ぐらいの学園用地が、３９年、―― ３８年ですね、買収されて、整備されたのが４３年、４年だったと思います。造成をされて以後、ずっとあの現状のままで置かれているんで、聞き及ぶところによると、大学の急増年度は、いわゆる新増設年度は昭和６６年だと。６６年までが大学の新設なり、増設を、いわゆる今の小学校５年生以上が、大体高校生なり、大学に入るころまでの年代が、大学のいわゆる新設なり、急増の時代というので、もうそろそろ杉野学園でも、そういう計画がなされているんで、市にそういうことが、どういう計画が示されているのか、どうなのか。

それから、この地帯―― あの杉野の地帯を、恐らく外周の道路にしても、杉野敷地内の、も

との赤道といいますか、山道の、公道のいわゆる廃止なり、つけかえ道路をまだ決定されていないんではなかろうかと思うんですが、そういう指導はどうされるのか。

それから、いま一つは、多摩市に、あの地帯は万蔵院平を通りますとすぐ多摩市の十二社というお宮がありまして、和田の区画整理地帯に接続されます。こういう点の道路をつくることが、住民の生活基盤からいっても、最重要ではなかろうかと思うんですが、万蔵院平は、遺跡の室庫といわれていますが、こういうものを勘案の中で、市が、杉野の外周道路とは、杉野の計画と合わせて、こういう考え方もお持ちになるかどうか、ひとつお答え願いたいと思います。

次が、東電学園の問題は、東電学園の北側に水路があります。いわゆる百草園から行く雨水が、その北側の水路を通って、大栗川に放流されているんですが、その水路を改修されるお考え方があるかどうか。また、日野市の下水道―― 南多摩へ行く下水道計画の中で、その水道のそばへ道路をつくるなり、また、道路をつくらないで下水道を布設するやに聞いておるんですが、その辺のところをお示し願いたいと思います。

先般、９月の議会で、東電の入り口の道路が、いわゆるつけかえのための公道に移管になったのが一部分でありますが、いま少し東電学園の中まで入って、市が東電のつけかえ道路に基づく、何と言うか、東電から市が私有地をいただいた地点あたりに対する道路計画というものを、お考えになるかどうか。

いわゆる、通称百草の道路というのは、狭かったり、水路のそばを通っておって、非常に学童の通学等にも危険だということを聞いているんで、東電学園の進入道路も利用して、百草園等に入ってくる、いわゆる下水道計画を加味した中の道路計画が考えられるかどうか、その点をお伺いしたいと思います。

次の３点目は、南百草自治会、通称日本信販の住宅地でございますが、ここは恐らく市に、昨年の６月か何かに、あ、今年の６月か何か、臨時総会の中で、信販の中に、先般９月の議会の質問の方がおられましたが、特に、今議会に、百草観音堂地区広場という、この整備計画をどのような点でお考えになっているかが１点。

いま一つは、百草団地の東側の通称１６メーターという道路は、コミュニティー道路というか、遊歩道路的なものにして、車道の幅員が７メートル５０ですか、このぐらい狭まって、遊歩道的な道路が整備されたので、それに接続している日本信販の道路の方が、歩道も狭く、車道が９メートルぐらいある。こういうことは、なにか理に合わないというか、美観上からいっ

ても、景観的にいっても思わしくないということの中で、この遊歩道の道路をやってもらいたい、という要望が出ていると思うんですが、その辺の、市にお考えがあるかどうか。

その次は、西武団地も含むんですが、いわゆる町名地番の問題なんですが、非常に百草という――特に百草というところは、いわゆる百草団地、日本信販にしても百草、百草駅の北側に行っても百草という、非常に広範囲なところが、名所古跡のせいかもしれませんが、実際問題に、百草の1番というのは、落川の1番から接しているような感じで、どうしても町名地番を早くやってもらいたい、こういう要望が強うございます。

そういう点で、ただ、私は、程久保の町名地番の点で、地名というか、町名の問題で、大変時間がかかりました。そういう点では、百草なり、三沢なり、落川なりの町名地番をつくるには、どうしてもある程度市民との、特に古くからいた人のコンセンサスが必要ではなかろうかと思うんで、その地域の大別する町名を、あらかじめ早く自治会長さんなり、そういうリーダーのような人に、市民感情を考えての、示していくことが必要ではなかろうか。

こういう中で、百草地域の町名地番はいつごろおやりになる考えか。また、程久保が終わったら、この間のお話では、順次高幡なり、三沢だというようなお考えもあるようですが、広範囲から見ると、百草の町名地番というのは、急務ではなかろうかと、こう思いますので、その辺のお答えをお願いしたいと思います。

次は、百草園付近の整備計画と公共建設についてでありますが、百草の駅周辺の地域は、2年ほど前に、百草駅の都道寄りのところを、商業地域に変更してもらいたいという請願が、採択になっております。今までは、都でもそういう、国勢調査の明くる年というんですか、明年に、目的地域の変更ですか、そういう商業地域にするとか、調整区域を市街化区域にするというのは、国勢調査年の明くる年に行われたということでありますが、先般、私も、市の部長さんに御足労いただきまして、都の都市計画局の用地計画課という課長さんにお会いしましたところ、かなり、やはり具体的な整備計画というんですか、そういう計画を示さないと、用途地域の変更というのが難しいと。

こういうことの中で、特に百草駅周辺というのは、北側を含んで、公園もなければ、何というか、道路条件も非常に悪うございます。こういう中で、市が市施行の区画整理を考えるのか。あの周辺だけを何かの形で、民間に指導をしておやりになる計画があるのか。

それから、いま一つは、程久保川の利用計画の中で、公園とか、いろんな遊歩道的な、廃河

川を利用しての計画を、この前見たんですが、現実に廃河川を利用するのは可能だと思うんですが、土地単価の高騰の中で、なかなか私有地を買収するというのは、難しいんではなかろうか。こういう中で、むしろそういう点では、電源開発等の線下の下を、いわゆる家が建たない線下の下等を、市が所有権者と話し合ったり、指導して、何かそういうお考えがあるかどうか、その辺のことをお聞きしたいと思います。

次に、５番目として、仮称第二関戸橋建設と、市道の接続と整備計画についてですが、第二関戸橋というのが、ここで急激に関戸橋の交通渋滞、日野橋の交通渋滞、こういう中で、ニュータウン計画の中で、急に建設が浮上しております。

しかし、この間、環境アセスメントの説明会が、１１月の５日にあったんですが、実際、今後の実施計画を見ると、６２年から買収に入って、いろんなことをやって、完成するのは、早期にいっても七、八年、約１０年かかるんではなかろうかという計画なんですが、ただ、日野市としても、この1・3・4、通称第二関戸橋に通ずる道路なり、これにどう接続する道路ということを、今、恐らく森田市長のもとで、一つの計画を示しておかないと、なかなか、後で、なにか接続させるというのは、大変ではなかろうか、こういうような感じもするんで、少し私の思い上がりかもしれませんが、その辺の、市にお考えなり、特にまだこの地帯も―― 百草駅の北側から、いわゆる聖蹟桜ケ丘に行くという生活道路というのは、重要の度をきわめております。

先般、小俣議員もいろんなことを申されていた、全く私も同感なので、ぜひ、少なくとも東邦歯科学園の、今、東邦女子高校ですか、使っている運動場の辺から、一の宮を通って、聖蹟桜ケ丘へ抜ける生活道路というのは、落川の３３０番、３３８番、農協の組合長朝倉巌氏の自宅の辺から、一の宮用水を通っていけば、そう今でも人家の移転等はしなくても、できるんではないか。今、計画を建てることが必要ではなかろうか。こういうことで、そういう踏まえた計画ができるかどうか、ひとつお聞きしたいと思います。

次に、６番目に、百草園付近というのは、公園に指定されておりまして、当然、私もその近くに住んでおりますので、あの地帯の緑地を保全するというのは、我々に課せられた使命感だと思います。

そういう点で、あの地帯の緑地を、市が、いわゆる日野の庁舎の付近のように、斜面を市の緑地として買収されているような形の中で、あの緑地を市が、今後、年次計画の中で買収をし

て保存するのか、地主に、一応市街化区域に設定されているんですが、地主の良識にまって緑の保全をされるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

それから、緑の小公園と建設と緑化、いわゆる下の地帯の、百草園の地帯のことですが、先ほど申し上げたように、私、金田の区画整理は非常に感謝をして、また、あの掌に当たられた組合施行の方々に対しては、深く感謝をしているんですが、非常に、ああいう地帯になると、共同住宅と申しますか、アパートというんですか、こういうものが多くでき上がって、よほど緑化を市が責任を持って進めないと、家だけできて緑が消えていく。

こういうことで、なにかやっぱり市が道路計画のもとの中で、いわゆる道路に木を植えるとか、何かそういうことを考えないと、日野の緑と清流というんですか、緑の、いわゆる緑化の推進には、大変ではなかろうかと思うんで、その辺のお考えがあるかどうか、お聞きしたいと思います。

7番目に、浅川と程久保川の合流点に、先般、9月議会だったと思うんですが、お年寄りのゲートボールなり、地域の皆さんの運動の場といいますか、ソフトボールぐらいできる、河川敷を利用しての運動計画の中で、市で測量調査費というものを１２２万計上されたんですが、あとのこれを、建設省に対して、正式な許可というんですか、お願いをして、よろしいということになった点で、地域から持ち上がった問題なので、あくまでも地域のボランティアというんですか、奉仕によって、ある程度の整備をして、市は地域に任せるのか、ある程度の予算をお考えになっていただけるのか、その点をお聞きしたいと思います。

8番目が、児童数の減少によって、非常に学校にゆとりが出てきたといっては申しわけないんですが、その反面、非常にお勤めの人にしても、日本人は働き過ぎるということで、週休2日制だと。こういう中で、子供ばかりでなくて、いわゆる働きになるお父さん、お母さん方も、ストレスの解消、そういう中で、どうしても運動をする施設が必要ではなかろうか、こう思うんで、積極的な、特に私、土曜日、日曜日の積極的な校庭開放と、それから、特に住宅地内の学校の教室も、人口の減少の中で、空き教室になるんで、先般市長も、コミュニティー、いわゆる学校を地域住民のコミュニティーの場にするんだ、こういうようなことを申されておりましたが、そういう具体的な学校の利用計画というんですか、校庭も含んだ、教室も――多少学校管理上の問題があると思うんですが、そういう御計画があればお示し願いたい、こう思います。

９番目が、これは特に名を挙げれば、私の近くに住んでいる日本信販なり、西武団地の住宅の御年輩の人が申されるには、これからは非常に高齢の社会に行くと。また、こういう地帯は、道路なり、いろいろな生活環境というのは、下水道が流域下水道になれば、そう、市のお手を煩わすことがないんで、一番心配なのは、自分が勤めなり、高齢、いわゆる７０歳ぐらいになったときの、そういう憩いの場というんですか、例えば、一例を挙げれば、碁なり、将棋をやったり、マージャンをやったりするような、そういう娯楽、いわゆる憩いと、それからある程度手先を使ったそういう場が、この地帯に、旭が丘にかしの木荘なり、そういうお年寄りの憩いの場ができているんですが、あれだけでなくて、なにか、いま少しあの上に複合したような施設をつくってもらいたい、こういうことを、私も申し上げております。

そういう点で、これはまあ計画があるかないか、今後どうお考えになるか、ということで結構なので、この点の担当者なり、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

それから１０番目として、最後なんですが、高幡の区画整理以外の、新井、三沢地区の、この区画整理に入らない時代の道路というのは、非常にまだ、特に南北道路がありません。こういうところの道路は、市が区画整理以外の地帯は、年次計画の中で、お考えになるのかどうか。その点が、御計画なり、実施の予算化の考えがありましたらお示し願いたい、こう思います。

以上、１０点でございます。簡単にお答えをいただければ、結構だと思います。

以上です。

○副議長（米沢照男君）　石坂勝雄君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　ただいまの御質問について、順次お答えを申し上げていきます。

まず、１点目の、下水道の全市に普及する時期はいつか、という点でございますが、現在、私どもの方としては、下水道の整備に当たって、最重点事業として進めているところでございまして、当初の目標では、最終年度目標年次を、昭和７０年度に置いておったところでございます。

しかし、その後の流域下水道の整合性、あるいは国の財政の悪化といった問題、あるいは、浅川処理場、秋川処理場の着工のおくれという点と、それに加えまして、現在、私どもの方で進めております区画整理事業との整合性を図っていくということから、これらの関係で、７０年度の目標年次を見直さなければならない時期に来ております。

これを見直すためには、やはりその前段として、全市の施設設計が完了をしておかなければならない。この施設設計につきましては、今年度いっぱいで実施が終了いたします。

したがいまして、来年度におきまして、全市の事業実施計画、それと、財政計画を策定をしてまいります。その中で、最終目標年次をはっきりと定めていきたい、というふうに考えております。できることなら、私どもとしては、１５年後の７５年までに何とか整備をしていきたい、という考え方を持っております。

２点目の、杉野学園、あるいは東電学園の周辺の下水道関係でございますが、南多摩処理区につきましては、公共下水道の整備が完了いたしますのは、倉沢、あるいは百草を含めまして、昭和６３年度末までに全域を供用開始していくことで、現在、事業を進めているところでございます。この地区の中で、日本信販、あるいは百草団地の４５ヘクタールにつきましては、既にコミプラとして整備が済んでおります。

したがいまして、これらの地域のところに迎えに行く公共下水道の幹線としての後堂幹線の整備を行うことによりまして、これらの地区は、幹線が完了し次第、供用の開始が可能になってまいります。これも、６３年までには実施をする予定でございます。

それと、日本信販の下から、多摩市の和田区画整理区域内に至ります後堂幹線、これは延長として５１０メーターございますが、この現地と公図に大きな差がありまして、非常に、その整合性を図るということが困難であったわけでございますが、関係地主さんの御理解が得られまして、大部分の公共用地の確定が、今年度中に終わるという見込みが立ってございます。

したがいまして、本年度中に建設部と連携を図りながら、道路、水路、あるいは下水道の抜本的な工事を行っていくというようなことで、実施設計に入る準備が、もう既にできておりますので、これに基づきまして整備を行っていきたいというふうに考えております。

また、東電学園の入り口から百草園に至ります百草園幹線でございますが、延長として400メーターございます。これにつきましては、一部の地域で、幹線より、幹線になかなか取れない低い地域がございます。

したがいまして、それらの地域を、公共下水道として整備するためには、また新たなルートを検討しなきゃならないということで、現在、測量を行っているところでございます。それに基づきまして、道路整備等もあわせまして下水道の整備を図っていきたい、というふうに考えております。

3点目の、日本信販の、いろいろ市の方に要望が出ている内容でございますが、その中で、日本信販が開発を行った時点で、市の方に緑地を寄付をすることになっておったわけでございます。そのA緑地、最初に残ったA緑地につきましては、ここで移管を正式に受けました。このA緑地につきましては、市の地区広場として使用をしていきたい。広場として、幼児から老年に至る方々の、幅広い利用がされるような広場として、御使用をいただきたいというふうに考えておるわけでございます。

それから、幹線道路と申しますか、この地域の中で一番広い道路、いわゆるコミュニティー道路へという希望も、地域の方々から出されております。このコミュニティー道路にするためには、建設部の方と、十分協議をしていかなけりゃならない。また、建設部の、場合によっては所管になる事項でございますので、今後、十分検討をしていきたい。また、地元の方とも話し合いをしていきたいというふうに考えております。

それから、町名地番の関係でございますが、町名地番につきましては、現在、程久保を来年の7月に完了をさせる予定でございまして、その後、どこを整備をするかということで、百草地区、あるいは三沢地区を現在検討をしておりまして、来年度にこれらの地域をどこにするかを決めていきたい。その中で、日本信販の周辺の町名地番をできるだけ早くやりたいということで、現在、区域の区域割りを検討を行っているところでございます。

その点については、今後、地元の方々と、この区域割りが完了した時点で、直ちに協議に入ってまいりたい、というふうに考えております。

4点目の、百草駅周辺の整備でございます。御指摘のございましたように、地元の方々から58年5月16日に、用途地域の一部変更ということで、請願が出されております。同年の9月16日に、これは採択されております。これに基づきまして、私ども、都の方と、用途地域の変更について、協議に入ったわけでございますが、都としては、そのところだけじゃなくて、周辺も含めた地区計画というものを策定して、その中で、ここの地域をどう位置づけるか、商業地域、あるいは近隣商業地域というような形で、その中で位置づけてもらいたいというような要望も、都の方から出されております。

したがいまして、私どもは、現在、地区計画というものをまず検討をしているところでございまして、この計画は、ある程度まとまってきた時点で、地元の方々と協議に入り、あるいは東京都とも十分協議をして、実現を図ってまいりたいというふうに考えております。

５点目の、第二関戸橋の関係で、１・３・４号線の説明会が、東京都におきまして１２月５日、市の方もこれに参画いたしましたが、環境影響評価の説明会が持たれました。この、今後の予定としては、６１年に現況調査、あるいは測量、それから道路の実施設計というふうな順序で入ってまいりますが、この実施計画に当たりまして、１・３・４号線と市道との取りつけの関係、あるいはその周辺の市道の整備というものについて、当然、東京都の方と協議をする必要があるわけでございます。

この協議に入るということは、既に東京都と確認、確約済みでございまして、やはり市道の関係では、建設部の方ともよく連絡を取りながら、整合性を図っていく。また、新たな市道のルートというものが検討されるんであれば、その中で整備を図っていきたい、かように考えているわけでございます。

それから、６点目の、百草園周辺の緑地の保全でございます。百草園の周辺は、現在、非常にいい樹林があるわけでございますが、これは、できるだけ、私どもとしては残していきたい、というふうに考えているわけでございますが、この土地はほとんどが、全部といっていいほど、個人の所有地でございます。

したがいまして、緑の保全を図るということには、この所有者の方々の協力が、ぜひ必要なわけでございます。市の方では、緑の保護、育成に関する条例に基づきます要綱によって、樹林の登録などの対策が講じられているところでございますが、今後、この地域に、開発事業として事業が起きた場合には、できるだけ樹林を残すということで、指導をしていきたいというふうに考えております。これによって、できるだけ多くの緑地を残し確保していきたい、というふうに考えているわけでございます。

それから、百草園の北側の一帯でございますが、道路整備等によりまして、できるだけ緑化を図っていくということと、今後、この地域に開発が行われるようなことがあれば、その中で、小公園等も設置をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上、私の関係では、ただいま御説明を申し上げたとおりでございます。

以上でございます。

○副議長（米沢照男君）　建設部長。

○建設部長（伊藤正吉君）　御質問に、順次お答えしてまいりたいと思います。

まず、第１点目の、東電学園、あるいは杉野学園内の水路、あるいは道路の関連でございま

すけれども、これにつきましては、杉野学園につきましては、まだ道路部については、財産処理がしてございません。一部、公道の未査定の個所がございまして、それがちょっと時間を食っていると。こういうことで、これにつきましても早急に着手していきたい、かように考えます。

水路の関係につきましては、今、都市整備の方からもお話がございましたように、これにつきましては、公共下水道の南多摩処理区に入っていると。こういうことで、水路を汚水幹線に使用するという計画でございますので、都市整備の方で改修していくような計画があるわけでございます。

それから、１０点目に入ると思いますけれども、高幡区画整理区域以外の三沢、新井地区の地域の整備という御質問でございます。これにつきましては、確かにおっしゃるとおり、都市計画が区画整理の対象外になっております。

まず、新井１号線でございますが、通称中島通り、中島道といっておりますけれども、あれの北部と南部につきましては、今申し上げたように、区画整理外となっておりますので、来年度あたりから拡幅整備も十分に着手していきたい、かように考えます。

それから、三沢地区と新井地区を結びます新しい道路といたしまして、新井７１号線の名称で、第八小学校の東側から浅川沿いまで、延長約４００メートル、幅、幅員の８メートルの計画をいたしまして、現在、地主さんと買収交渉を進めている、こういう段階でございます。

以上が、建設部所管の関係の、御質問に対しますお答えといたします。終わります。

○副議長（米沢照男君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　お答えをいたします。

まず、２点目でございますが、杉野学園の土地利用計画はどうなっているかということでございます。杉野学園の用地につきましては、約７万7,０００平方メートルでございます。

現在、土地利用といたしましては、幼稚園、アパート、それからリトルリーグへの貸している土地、それからグラウンド、プール、陶芸施設、その他道路ということになっております。

私ども、この土地につきまして、本年でございますけれども、文書をもちまして、この土地の利用計画、それから当面、あいているわけでございますので、市へスポーツ施設として開放してほしい、という申し入れを文書でいたしまして、再三交渉しております。現時点では、利用計画の年次、並びに運動場としての開放の計画の回答をもらえない、という状況でございま

す。

今後、一層、かなりあの地域での土地利用――まちづくりから見まして、土地利用が重要でございますので、強く、土地利用計画についての杉野側の意向を確認したい、というふうに考えております。

次が、４番目の百草園付近の整備の中で、河川敷の整備ということがございました。これは、落川周辺では、また後で出ますけれども、浅川では一部ございますけれども、多摩川につきましては、ちょうど多摩川の流れの瀬が、何といいますか、多摩市と日野市の行政界の部分にぶつかっておりまして、洪水のごとに河川敷が縮小されている、そんな状況でございますので、現時点での整備は不可能というふうに考えております。

７番目の、浅川の下流、河口でございますけれども、占用の状況はどうかということでございますけれども、９月の補正で予算計上いたしまして、近日中に占用の許可申請を提出する予定でございます。当面、整備につきましては、地元でやってもらう計画であります。

それから、９番目でございますが、高齢者に対応する複合施設の建設についてということでございますが、現在、通称第二落川と称しておりますけれども、遺跡調査をしております。この土地につきましては、総戸数１９２戸の都営住宅を建設するわけでございまして、基本的な協定は既に結んでおりますけれども、かなり日時を経ておりますので、内容の見直しをいたしたいということで、考えております。できるだけ地元周辺の皆さんの使えるような施設も含めるような、そういう姿勢で、今後も交渉してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（米沢照男君）　教育次長。

○教育次長（小山哲夫君）　それでは、御質問の第８点目の、児童数の減少に伴いましての、学校開放につきましての御質問につきまして、私の方からお答えをさせていただきます。

御質問は、２点あったと思いますけれども、第１点目の、いわゆる校庭等のスポーツ開放についての、御質問に対してのお答えでございますけれども、日野市の場合は、他市に先駆けまして、昭和４６年度から校庭、体育館、テニスコート、プール等を、学校の行事に支障のない範囲内におきまして、積極的に開放しているのが現状でございます。

現在、校庭開放につきましては、小中合わせまして１９校、そして体育館につきましては、１６校、テニスコートにつきましては、３校、ナイターにつきましては、２校を開放いたして

おります。

特に、東部、南部地域におきましては、小学校が６校、中学校は４校該当すると思いますけれども、本年４月から１０月までの利用状況は、約４万人に達しております。地域住民の要望に、ほぼこたえているというふうに、私どもは理解をいたしております。

この中で、特に触れておきたい点は、三沢台小学校の校庭開放でございますけれども、これにつきましては、現在、御承知のとおり開放いたしておりません。地域住民からの要望等がございますので、ぜひこれにつきましては支障がないような形で、学校を開放してもらいたいというふうな要望がございますので、これにつきましては、今後の課題といたしまして、住民の了解を得ながら、できるだけ開放に向かって努力してまいりたいというふうに考えております。

高幡台小学校につきましては、現在、体育館は開放されておりませんけれども、この点につきましても、今後、開放に向けて努力してまいりたいと考えております。

第八小学校につきましても、校庭は開放していますけれども、体育館は開放しておりません。現在、これらの点につきまして、開放に向かって、鋭意検討中でございます。

それから、ナイター施設につきましては、東部地域には、現在、設定されておりません。今後、東部計画の中では、第三中学校にナイター施設を建設するように、現在、教育委員会といたしまして、検討をしているところでございます。

２点目の質問は、いわゆる児童数の減少に伴いましての、空き教室の住民への開放についてでございます。

御承知のとおり、日野市内の児童につきましては、昭和５４年度をピークといたしまして、５５年度から減少の傾向にございます。中学校につきましては、６１年度までふえ、６２年度から減っていくというような傾向でございます。

そういった意味で、特に小学校の場合には、空き教室がふえております。この空き教室の利用につきましては、普通教室はあいておりますけれども、いわゆる特別教室が、現在、不足しております。文部省並びに東京都の教育庁の方の指導によりますと、できるだけ教育財産でありますので、特別教室に利用するように、というふうな指導も来ておりますので、現在は、特に特別教室が足らない学校におきましては、第二特別教室という形の中で、転用を図っております。

あわせまして、昭和６１年度から小学校の４５人学級を４０人学級にするという計画がござ

います。また、中学校につきましては、５４年度から、学年方式によります４０人学級の移行等もございます。そういった面での、空き教室の利用も考えなければなりません。

したがって、これらの対策を講じながら、なおかつ空き教室があいており、地域住民からの空き教室の利用等が、強い要望がございますならば、教育委員会といたしましては、これらの開放に向けて、今後とも努力をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（米沢照男君）　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　３点目の、南百草自治会の要望のうち、地区広場に関して、お答えを申し上げます。

百草観音地区広場につきましては、今議会におきまして、議案８５号といたしまして上程され、厚生委員会に付託をされてございます。

所在は、百草８１９番地の４でございまして、実測面積2,３９０.９６平米でございます。この土地は、かつて分譲業者が、分譲のための事務所として、プレハブを建ててございましたけれども、これが老朽化して、大変危険な状態でございまして、これを撤去いたし、さらにごみ捨て場のような形になっておりました土地を、一部整地し、草を刈り、使用にたえるような状況にしてございます。

本格的な工事につきましては、６１年度当初予算に、具体化をする予定でございます。広場の整備計画につきましては、ついせんだって、ここの自治会長さん、土屋さんという方とお話を交わしまして、市の方の植栽の計画、あるいはフェンスの整備、そういうものにつきましてお話をし、自治会長さん個人としては、了解をしていただいておるわけでございます。

以上でございます。

○副議長（米沢照男君）　石坂勝雄君。

○２８番（石坂勝雄君）　１０点に及ぶお答え、丁寧なお答えをいただきまして、感謝申し上げます。

１点、最後に市長に、基盤整備に必要なのは、やはり早くから計画をされることと、それから、この計画を実施するというのは、特に土地の買収というものが伴うには、どうしても所有権者の理解が必要だということで、先般来、南平の用水路の整備等が云々されておりますが、私は、少なくとも公共用地の確保というのは、用地確保というのは非常に大変ではなかろうか

という、いわゆる土地の、今、高騰しているわけじゃない。現実に、もう高い土地単価になって、限られた土地になっておるので、そういう点を踏まえた場合には、どこのところを一番先に、重要度、最重点的な利用度なり、市民からのニーズにこたえるかということの設定をする、順位を設定することも大事であるが、その次に来るものは、用地買収に、ある程度地域なり――その地域の議員なり、そういう有識者が協力体制ができるということで、初めて可能ではなかろうか。こういう中で、今後というのはやらなければならないんじゃないかと思います。

次に、馬場議員からも出たんですが、4年に一度の市長選、こういうものの中の論戦というのは、このときで、やむを得ない事情があると思うんですが、少なくとも戦いが終われば、恐らく市長は全市民的、全市を考えての施策に移られているんだと思うんですが、そういう点では、やはり議員も、私も深く、先ほど申し上げたように深く反省しているというのは、やはり是は是、非は非という形の中で、ある程度理事者の方をバックアップしていかないと、地域の問題解決というのはなかなか難しいんではなかろうか、こういうふうに考えております。

それからいま一つは、私、振り返っている問題は、私が議長のときに出た、遺跡調査にまつわる不明金問題が、相手方の、告訴した柳下氏が亡くなられたこと。こういう中の報告が、先般の行政報告でありましたんですが、この問題は、私は、少なくとも市長は、きちっとした処理の仕方を議会に、きちっとした形の中で、全協なり、そういう形の中に報告されることは必要だし、私もそれを強く要望しておきます。

それから、最後に要望なんですが、立派な、先ほど申し上げたように、庁舎なり、市民会館なり、こういうものができても、まだまだこういうものを利用したくもできなかったり、これに来ることもできないという市民も、いられると思うんです。そういう人をどう、日の当たらないところにいる者をどう救っていくかというか、救うという言葉はいけないんです、どう市の施策の中でカバーしていくということが、これからの、特に今の日本のひずみの中で、解決してやらなきゃならぬし、また、国なり、都ができないことを、末端の市政がやっておられるし、今後、さらにやるべきではなかろうかと思います。

そういう点を踏まえて、何か私の、今、最後の申し上げる点として、再質問ではないんですが、市長が何か御感想があったら、一言お願いしたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　質問をしていただきました各項目に対しまして、感じますこ

とは、特に七生地域の浅川以南は、確たる都市計画を持たないままに、いろいろな開発が民間の企業によって行われ、あるいは、百草の地域には、住宅公団、あるいは日本信販、それから杉野学園の校地の設定等が行われてしまって、その後の、いわゆる本来の部落との関連において、なお整合を要するいろいろな問題がある、ということを感じるわけであります。

地域としましては、いろいろとお感じがあると思っておりますので、それらを具体的に御意見を聞き、御協議を申し上げながら、今後の整理と整備に努めていきたい、このように考える次第でございます。

それから、基盤整備に当たりまして、特に土地の確保が大切なので、地域の指導者の御協力を得たい。これにつきましても、全く同感でございますので、具体的に今後もまた御指導をお願いしたい、このように思っております。

私の、日野市政に臨んでおります気持ちは、全く全市民的に、みずからを持し仕えるかということ、あるいは、まあ全市民をなるべく公平に、大事にしていくということに尽きるわけでございます。そのようなつもりで、今後も大任を果たしていきたいと考えております。

遺跡調査会にかかわりまして、この間、当事者の方が亡くなられて、刑事事件としても存在しなくなる、あるいは、損失補償の民事においても、権利を完全に放棄されて、お願いをする手だてがないということになりましたので、裁判所の勧告に沿って、それらの請求権の提起を辞退しよう、こういうことになると思っております。なるべく近い機会に御報告を申し上げ、また、みずからの立場についても、心境を報告させていただきたい、このように思っております。今後とも、よろしくお願いいたします。

○副議長（米沢照男君）　これをもって１６の１、南部東部地域の基盤整備と公共施設の建設計画を問うに関する質問を終わります。

１６の２、市税納税者に不公平課税はないか、市の行財政改革の答申はいつされるのかについての通告質問者、石坂勝雄君の質問を許します。

○２８番（石坂勝雄君）　１６の２の問題は、市税納税者に不公平課税はないか、市の行財政改革の答申はいつされるのかですが、私が、決して、今、市税の、例えば市民税なり、固定資産税なり、都市計画税が、不公平に行われているということを、言っているんではございません。あくまでも私がそう考えているという、そういうことがあるんではなかろうかなということを、強く感じたのは、１１月１２日からの読売新聞の、ずっと５日間にわたる「これ

でいいのか地方税」というのを読んで、なるほど、私は、矛盾があるなあということで、まだ私もなかなか、個人の住民税、それから法人市民税、それから固定資産税、それから都市計画税、こういうものの、なかなか税の仕組みというのは、取り方によっては、非常なとらえ方があるんで、なかなか私なんかの頭の判断だけではできないことが多い。

ただ、言えることは、所得税は大蔵省が管轄だと。地方税である住民税とか、固定資産税というのは、自治省の管轄だと。そういう中で、標準課税の限度額というのは、むしろ住民税の方は、いわゆる地域の問題を解決するというために行われている税金だということで、所得税が低いんです。そういう点では、見方によれば、取りやすいところから取れるということの中なので、特にまた都市計画税というのは目的税なんだと。こういうことで、きちっと使い道をそろそろ明記すべきではなかろうか。

ただ、一概に、じゃ都市計画税を取らないというと、起債等に、いわゆるペナルティーを科すと。こういう自治省なり、上の方はやってくるというふうに、非常に矛盾点があるんですが、そういう中で、私、特に感ずるのは、前段の一番の方は何かと、簡単に申し上げますが、１点だけお聞きしたいのは、固定資産税を見た場合に、一例を挙げると、昔から、親の代から持ってきている土地を、造成協力で、例えば日本信販なら日本信販なんかも取得している固定資産の評価価格と、例えば、昭和４７年なり、４８年、日本信販から取得した人の評価価格と、私は違うんではなかろうか、こういうふうな、評価が、いわゆる違うんではなかろうかとも思います。

それから、一つ、民間業者を、私、決してカバーする気はないんですが、例えば、日本信販なり、西武不動産が１回取得すると、その評価が、斜面であろうと公園であろうと、市は非常に、現実とかけ離れた固定資産税等が課税されているやに、私は見るんですが、そういう点の現実に即した課税方法は、できないものかどうなのか。

それからまた、いま一つ、今の取得税とまつわる申告納税制度の中で、自由業の人が、いわゆる青色申告なり、それから、法人の人でいけば、会社組織なり、有限にしておけば、交際費というのが、必要経費が認められると。我々というか、一般勤労者という人は、なかなか経費というものは、教育経費を見るとか、いろんな問題は出ているが、そういう経費の見方というのはされていないが、なにか住民税の中で、そういうことの、何というか、住民税を取るのはいいけれど、何か還元するような、特に日野のような、今の財政のいいときに、こういうもの

を、どこかへ蓄えるということも必要かも知らぬけれど、どう有効に市民に還元するかというようなことの、お考えがあれば、示してもらいたい。

その２点をお聞きして、特に、この５日間にわたるのを読んでみますと、実に地方税という、市民税、いわゆる固定資産税、都市計画税を含むんですが、こういうものが取りやすい体制に、今、法律ができていて、取れるから地方公務員の給与なり、退職金が高くていられるんだというような、これは私が言っているんじゃないんですが、こういうふうな説が出ているんですが、先般来、助役さんの今年度の退職金が８９で、年次計画の中で、日野の行革というのは、市長も言われているように、日野独自な、労使を交えた中の行政改革をおやりになるんだと。

こういう中で、先般の質疑の中でも、企画財政部長からも、この答申の出てくるところが重複するんで、お答えは結構なんですが、そういう、少しでも矛盾点を直していくことを、これは法律で決まっているんですが、国なり税制調査会であり、上の方だけで何かやるんでなくて、下から市長会なり、また、我々議員の意見書等で、上に何か上げていくことを市長会等がリードすべきではなかろうかと思うんですが、その辺に対するお答えをお願いしたいと思います。

以上です。

○副議長（米沢照男君）　石坂勝雄君の質問についての答弁を求めます。市民部長。

○市民部長（佐藤智春君）　それでは、大変難しい問題でございますけれども、私どもの事務的な話になろうかと思いますけれども、御回答申し上げたいと思います。

まず、市民税の、いわゆる不公平の課税の件でございますけれども、御承知のとおり、最近、給与所得者の場合の納税者、最も多いといわれておりますのが、収入金額が４００万円から７００万円、このあたりの方々の層が非常に厚いんだということでございます。それで、この方々の重税感が非常に強いというようなことは、不公平であろうというような不満が生じることは、一般論として言われております。

また、その反面、逆に給与所得額に対する不公平感を述べる自営、自由業者の方たちも多いということでございまして、いわゆる税の感覚につきましては、その人の置かれている立場で、考え方がいろいろと千差万別あるようなことでございます。

なお、法人市民税につきましては、法人税が課税標準額となる関係で、法人税の内容を無視して考えるわけにはいきません。法３１２条、法人等の均等割り額の税率及び法３１４条の６と。法人税額の税率の規定するところによりまして、資本力、従業員数、及び法人税額により

まして課税されておりますので、現在、公平であろうというふうに、私どもは考えておるわけでございます。

それから、固定資産税の評価が適正かということでございますけれども、固定資産税の評価につきましては、地方税法の第３８８条の規定、これは自治大臣が定めました評価基準によって行われておるということでございまして、日野市の場合におきましても、当然のことでございますけれども、評価基準によりまして、課税を行っておるということでございます。

それから、議員さんがおっしゃいます、いわゆる土地の評価、いろいろな関係がございますけれども、この関係につきまして、ちょっと御説明を申し上げたいと思います。

宅地の評価方法につきましては、市街地宅地評価法、いわゆる通常、路線化方式と申しておるわけでございますけれども、そういう場合１点と。それから、その他の宅地評価法、これは通称基準評価方式といっているわけでございます。この二つの方法によりまして、土地の評価をしておるわけでございます。

つまり、宅地造成地域内の宅地につきましては、市街地宅地評価法を適用し、これに隣接する宅地造成地以外の宅地につきましては、宅地評価法を適用しているということでございます。

そういうようなことでございまして、一般的な評価方法でございますけれども、評価方法といたしましては、いずれも標準値を選定して、取り引き事例を収集し、地価公示価格、あるいは土地精通者の調査などから、適正な時価を求めるということになっております。

このようにして求めました標準値の価格をもとに、それぞれの方法を、法別に定められた方式によりまして、宅地の評価額を求めるわけでございます。実際の取り引き事例の価格は、道路が整備され、あるいは区画造成され、生活に必要な各種設備が整った区域と、そうでない区域とでは、いろいろな要素が異なってまいってくる、ということになっております。

したがいまして、宅地区域内と区域外では、取り引き事例等から評価いたしまして、両者間では、実勢に差異が生じてくるということになっております。

最後になりますけれども、先ほども議員さんのおっしゃいましたように、税制の不公平について、最近、税制改革につきましては、論議が非常に活発になっております。国におきましても、調査会等の設置を行いまして、この検討を進めているというような中でございまして、改革の主な内容といたしましては、所得税、住民税の累進との緩和策、税負担の軽減、あるいは法人税も、最高税率の引き下げ、これらの検討をしているということでございます。

現行法制上の不公平、不均衡法なことは、専門家の考えているところでございますけれども、政府におきましても、今申し上げましたように、税制調査会等を行いまして、行く行くは税法の改正もあろうかと思います。現在は、市といたしましても、地方税法を受けますところの市条例に基づきまして、適正、公平な課税を行っているということが実情でございます。

以上でございます。

○副議長（米沢照男君）　石坂勝雄君。

○２８番（石坂勝雄君）　１点、市長にお考えをお聞きしたいことで、再質問させていただきたいんですが、固定資産の評価というのは、今、市民部長がおっしゃられたように、評価がえの年の2年前までの3年間、今回で、例えば、やれば、５６年、５７年、５８年の3年間を対照して、その値上がりをしたものに、3年間、見直ししていくということだと。今みたいな、いわゆる土地の上昇が沈静化しているときには、実際にはそんなに上がっていない。もっと前の、一番土地が上がっていた時代の比較を見て、されるというふうに、矛盾点があるんではなかろうか、こういう指摘が、読売新聞のここに出ているんですが、そういう中。

それからいま一つ、過小住宅地に対しては、多少あれなんですが、住宅用地と市街化への農地の、農地は宅地並みの課税、市街化区域内での農地に対しては、なにか保護されているというんですが、そういう住宅地で、例えば、住宅地だけきりに使用していない、住宅用地にだけしている宅地というのは、いま少し何か考えてもいいんではないか、こういう論議が出ているんですが、市長、その点で何かお考えがあれば、一言お聞きしたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私も、税制上の知識を、何といいますか、十分に持っているということではございませんが、御質問に対して、感じた点をお答えをしたいと思います。

固定資産税の税制と申しますのは、究極は時価に近づける、こういうことで、見直しが絶えず行われておるように思います。

そして、非常に、いわゆる地価の上がった時期、それから、今日のような地価の余り上がらない時期、余りそれの差別なしに、つまり、余りまた無理はできないということから、毎年非常な価額が上がったときにも、せいぜい２０％以内というような抑え方だったと思うんであります。

そうしてまた、今日も、3年1回の見直しの都度、やはり２０％近く評価の見直しが抑えら

れている。こんな感じがするわけであります。

これは、一自治体独自の評価とか、あるいは評価員の考えとかいうことよりも、やはりこれは調整機関があるわけでありまして、東京とか、そのような東京都の税を指導する当局が、そのような指導をなされておる。

したがって、すべて拠点拠点を抑えながら、その整合性の中で、また、近隣市同士も、何とか整合するようにでき上がっておる、こういう感じでございます。

私は、日野市の場合、余り急激な評価の見直しということも、望ましいということには思いませんので、いつでも５％程度低い形で、原案を作成し、それの指導にも、それをなるべく主張するように挙げておる、こんな感じでございまして、その意味では、多少近隣市よりは評価は安いといってもよろしいんではなかろうか、このようには思っております。

○副議長（米沢照男君）　石坂勝雄君。

○２８番（石坂勝雄君）　以上で、私の質問を終わらせていただきます。御協力ありがとうございました。

○副議長（米沢照男君）　これをもって１６の２、市税納税者に不公平課税はないか、市の行財政改革の答申はいつされるのかに関する質問を終わります。

１７の１、下水道事業の推進に全力を尽くせについての通告質問者、福島敏雄君の質問を許します。

〔２番議員登壇〕

○２番（福島敏雄君）　それでは、通告の１点目の質問でございます。下水道事業の推進に全力を尽くせという題で、質問をいたします。

私は、議員として、１期４年間が過ぎようとしているわけでございまして、この間、市民の皆さんから寄せられました要望で、一番多かったものが、何といっても排水にかかわるものではなかったかな、というふうに感じております。

一つは、やはり吸い込みの穴を幾つも掘っても、もう掘るスペースがありませんよと。この吸い込みをどうにかしてくださいよ、というような話。

二つ目は、側溝に排水を流しているんですけれども、勾配がなくて、もう雑排水が流れない、どうにか流すようにしていただけないでしょうか、というような要望。

さらには、側溝、あるいは用水路に汚物が流れ出ているんで、この対策を何とかしてくださ

いよ、というような内容が、この排水にかかわる話でございました。

このことは、昨年の市民意識調査の結果からも、明らかでありまして、日野に住んでよかった、これからも日野に住みたいと、こう８５％の人が答えているわけでありますが、改善してほしい内容の１位は、こういった排水対策、特に下水道の建設と答えているわけであります。

それで、行政側、議会側とも、認識は一致をしておりまして、予算も年々増額しているというようなことで、一定の評価をしているわけでありますけれども、市民の毎日の生活から見ますと、さらに一層の努力を、住民の皆さんは望んでいるということを忘れてはならない、というふうに感じるわけであります。

私は、下水道対策特別委員会の委員長という立場で、１１月１３日には建設省のお役人、それから、１１月２１日には、東京都に対しまして、三多摩各市町村の同じような立場の議員さんと一緒に、三多摩地域の下水道事業促進に対する要望を、夏にしてありまして、その回答を聞くという機会を得たわけでございまして、日野市民を、僭越でございますけれども、代表をする立場で、代弁をさせていただいてまいりました。

国、及び東京都の御説明によれば、国の公共下水道の普及率は、今３６％でありますと。三多摩地域は６１％普及をしている、こういうことでございまして、うち、流域下水道は５７％の普及率だそうでございます。御存じのように、日野市の普及率１１％の実情から見ますと、日野市民が要望することは、よく理解できるわけでございます。

この１１％の普及率を引き上げる、このことがどうしても必要なわけでありますけれども、何といいましても、二つの終末処理場を早く建設するということ、それから、流域下水道幹線を早く埋設する、こういうことがどうしても必要だと、私は思うわけであります。

先ほどの石坂議員の質問に対しまして、まあ来年度に施設設計を完了後―― あ、今年度施設設計が完了するんですか―― それで、６１年度以降、財政計画も含めて、全市内のその計画について煮詰めていきたいという、市側の答弁がございまして、目標といたしましては、７５年までに何とか日野市全域の下水道を普及させたい、こういう答弁がございました。

そういうことからいきますと、やはり終末処理場、二つの終末処理場、あるいは下水道幹線、あるいは公共下水道の管渠埋設、こういったようなものが、かなり急ピッチで進まなければ、７５年に対しても、非常に難しいような感じがいたしますので、そういった観点から、質問をさせていただきたいと思うわけです。

東京都からの回答を聞きましたところ、特に、浅川、秋川処理場とも、昭和５９年度から用地買収に入っていると。浅川処理場は、５９年3.4ヘクタール買収、昭和６０年度は、3.5ヘクタールの予定であると。秋川処理場は、５９年4.2ヘクタール買収したと。両終末処理場とも、工事の着工は昭和６２年以降になるであろうと。こういうのが、東京都の流域下水道課長さんの話でございました。

そして、さらに工事着工は、土木工事から始まりますので、供用開始になるには、最近、国からの財政も厳しいので、四、五年かかるのではないか、というような話でございました。したがって、６２年から始まったとしても、六十六、七年に供用開始ができるのかな、という感じの答弁でございました。

そういうことで、質問でございますけれども、浅川処理場につきまして、日野市として、どういうように把握をしておられるのか。特に、用地全体の面積と、買収した面積、それに着工の年次について、あるいは供用開始の年次について、東京都とどのような詰めた話がされているのか、この辺について、１点目をお聞かせをいただきたいと思います。

２点目は、秋川処理場の用地買収計画と建設計画に対する、これまた東京都の話し合いの内容を教えてほしい、ということでございます。

３点目が、処理場建設が昭和６６年ないし６７年とすれば、この五、六年の間に、流域幹線、あるいは公共下水道の管渠埋設、これを積極的に進める必要があると思うわけですけれども、これについては、先ほどの答弁ですと、来年計画をつくるということになるのかも知れませんけれども、特に、考え方の基本的なことでもあれば、お聞かせをいただきたいと思います。

４点目は、若干質問の性格が変わりますけれども、今回の議会でも、夏井議員の質問がありましたけれども、下水道ができるまでの間の、浄化槽の管理についてでございます。先ほど、用水、あるいは側溝に汚物が流れ出るという話がたびたびあります、ということとの関連でございますけれども、清掃部長は、答弁の中で、大体その話はわかったんですけれども、質問をしたいのは、要するに設置者の義務として、個人が設置をしているわけです、設置者の義務として年１回清掃することになるが、指導、監督、改善命令は知事の権限であり、日野市としては、清掃費補助と、清掃の必要性をＰＲすることぐらいだというような意味の答弁を、行ったと思うんでありますけれども、これでは大変消極的な感じがいたしますので、市は、もう少し前向きに、チェック機能というものについて、強化していかなければならないと思うんですけ

れども、その辺についてのみ、このことは夏井議員がよく聞いておりますので、このところだけ質問をいたします。

以上、４点について御回答いただきたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　福島敏雄君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　それでは、私の方から、下水道関係につきましてお答え申し上げます。

まず、１点目の、浅川処理場の、都と現在どのような話し合いになっておるか、こういう点でございます。

まず、浅川処理場につきましては、この処理場の面積は、現在１６ヘクタールが計画されておるわけでございますが、そのうち買収をいたします民地が、１２.２ヘクタールございます。５９年度から東京都で買収に入りまして、３カ年計画で買収を完了させる予定で、現在、進めているところでございます。

今年度につきましても、買収計画約3.5ヘクタールを目標に進めておりますが、現在は順調にいっているというふうに聞いております。

このように、処理場の用地買収関係については、地元の周辺の５自治会の方々、あるいは、直接の権利者の方々の御理解を得ておりまして、むしろ現在では、早く買収を進めて、処理場の建設に一日も早くかかってほしいという、強い地元の要望もあるわけでございます。

それとあわせまして、私どもの方で、周辺の環境整備で、仮称の東部会館を建築するということで、この方からも協力をお願いしているわけでございます。現在、浅川処理場につきましては、用地買収等については、順調に進んでおるところでございます。買収計画としては、来年度をもって買収を完了させる予定になっております。

施設の建設につきましては、まず、処理場の中で、本管、あるいは第１系列の必要とする面積が買収できますと、直ちに、買収が完了する前であっても着工をするということで、この点については、東京都と確認をしております。

ここの第１系列につきましては、現在、前田道路という企業があるわけでございますが、こちらの企業は、既に移転先ということも決まっております。移転先で、プラントを持っている八王子市内の中で、国鉄用地の買収があるわけでございますが、この買収については、国鉄の方とも了解済みでございまして、移転をする企業についても、そこに行くということで、既に

了解を取りつけてございます。

それから、もう一つは、この企業が持っております機械部門でございますが、機械部門約１ヘクタールの土地が必要であるわけですが、それについては、瑞穂町の方に、既に用地を会社の方で確保してございます。プラントの移設と同時に、機械部門も移設をするということで、こちら側の方の企業関係も、現在は順調に進んでおるところでございます。

それで、工事が、一応予定としては、６２年から施設の建設に入っていくと。

処理場の建設については、大体４年から５年かかるということがございますが、最近の国の方の財政悪化という観点から、非常に予算的には、東京都の流域下水道においても、非常にきつくなってきております。そういう関係で、予定どおり進めるためには、やはり市、あるいは東京都と協力しながら、国の方に、この予算カット分についてのアピールをしていかなきゃならない。また、陳情、請願等も行っていかなきゃならない、という点もございます。

こういうことで、東京都と一体になりながら、浅川処理場の建設に当たっていく。年次計画どおりに進めるように、市としても努力をしているということで、臨んでおります。

また、次の八王子処理場、当初は秋川処理場といっておりましたが、現在、八王子処理場ということで、名称を変えております。ここについても、八王子市と東京都で協力しながら、地元の住民の方々の協力を得るためのいろいろな話し合いが持たれているわけでございますが、八王子処理場の方は、住民関係では日野とはちょっと違いまして、一歩おくれているような状況にございます。

まだ、具体的な用地買収等の事務折衝には入っておらないんですが、今、その前段の、権利者の方々、あるいは周辺の住民の方との話し合いが持たれているところでございます。

建設としては、日野の浅川処理場と大体同じ６２年に建設をしたいということで、それに向かって、今、都と八王子市が努力をしているところでございます。

次は、流域幹線の建設と、市が行います公共下水道の建設でございますが、八王子の方の関係につきましては、５９年から秋川幹線の着工に、一部入っております。

浅川処理場の関連についての幹線でございますが、用地買収が順調に進んでまいりましたので、来年度、６１年から浅川の横断の部分から着手をしていきたい。処理場が稼働する時点までには、北野街道を通りまして、八王子の境まで、すべて完了させるということで、この点についても、確認をしております。

それから、市が施工します公共下水道関係でございますが、この幹線の計画に合わせまして、また、処理場の稼働時期に合わせまして、整備を行っていく必要があるわけでございまして、来年度から、浅川右岸の地域全般についての事業認可を、来年度、取る予定でございます。

したがいまして、来年度からは重点的に浅川右岸の地域、高幡、百草を中心にして、南平の方を重点的に整備を図っていきたい。

あわせまして、万願寺区画整理区域内の整備も図っていきたい、というふうに考えておるわけでございます。

以上でございます。

○副議長（米沢照男君）　清掃部長。

○清掃部長（藤浪竜徳君）　４点目の御質問にお答えいたします。

浄化槽のこと、市の取り組みが非常に消極的ではないか、という御指摘をいただきました。これにつきましては、浄化槽の維持管理ということが、非常に用水等、それから河川等の汚れに、非常に影響を与えているということは、私ども認識しております。

そこで、浄化槽の管理でございますけれども、これはあくまでも専門家による保守点検と、清掃の実施が、まず不可欠であろう、このように考えております。

浄化槽の維持管理につきましては、指導、監督は都知事にございますけれども、市といたしましても、東京都と密接な関係をとりながら、市民に対しましては、浄化槽に対する知識の普及を図るということでございます。まず、関心を持っていただくということで、広報などのＰＲのほか、パンフレットの各戸配布などを行っているところでございます。

さらに、清掃の実施につきましては、現在、電算の処理で行っております。その関係で、個別に把握しておりますので、清掃の時期に回りますときは、個別に実施を呼びかけていきたい、このように考えております。

それから、保守点検でございますけれども、新たに制定されました浄化槽法によりまして、保守点検業者も、都知事に登録するということになっております。都知事から市の方へ、登録業者の連絡がございます。これは、１０月施行されましたので、１２月いっぱいまでに登録することになっております。

したがいまして、市では、登録業者を把握することができますので、これらの業者と連絡を、資料を取り寄せながら、保守点検につきましても、各戸に実施を呼びかけていきたい、このよ

うに考えているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○副議長（米沢照男君）　福島敏雄君。

○２番（福島敏雄君）　ありがとうございました。若干の要望をして、この質問を終わりにしたいと思いますが、一つは、何といいましても秋川処理場、あるいは浅川処理場建設につきまして、国の方の予算もだんだん減ってきているという状況の中で、やっぱり大きな声を出すということが、建設促進につながるというふうに感じましたので、ぜひ市側からも、今までやってこられたとは思いますけれども、東京都なり、国なりに、実情をよく説明しながら、陳情のほどお願いを申し上げたいと思います。

２点目は、処理場建設の予定が、六十六、七年ということのようでございますけれども、それにあわせて、都市整備部長から答弁もありましたけれども、要するに、それまでに必要な幹線、あるいは公共下水道の管渠、こういったものが、できるだけ最大限に、事前に工事をしていくというようなことについて、関係各方面の御努力をお願いしたい、ということが２点目です。

３点目が、ただいまの浄化槽の管理でございますけれども、市の意欲的な見解からいたしましても、昭和７５年ということになりますと、恐らく栄町の方が、その後ろの方に来るような感じがしてならないわけでありまして、そういうことになりますと、やはり用水をきれいに保っていく、というようなことから考えますと、浄化槽の管理は、まだここ当分、相当続けなければいけない、という感じがするわけでございます。

清掃部長の方からは、電算処理をしておりますので、各家庭の浄化槽は把握をしています、ということでございますので、ぜひ年１回の清掃について、補助金も出すということでございますので、市側で浄化槽の維持管理についてのチェックもできると思いますので、その辺について、できるだけの努力をお願いをいたしまして、この質問を終わりにいたします。

○副議長（米沢照男君）　これをもって１７の１、下水道事業の推進に全力を尽くせに関する質問を終わります。（「休憩」と呼ぶ者あり）

１７の２、豊田南口の（「議事進行」と呼ぶ者あり）　黒川重憲君。

○１７番（黒川重憲君）　何ゆえに、この時間帯に急いで２問をするのか、議長のお考えをお伺いしたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　お答えをいたします。

実は、あと６人残っています。あすのこと、それから、あした全員協議会も、ちょっと追加議案の関係で、セットしなければなりませんので、そういう点でいきますと、できればきょう、これは皆さんとの御相談ですが、（「今やったって、同じでしょう。何でお昼過ぎてやる必要があるの」「あした３問残しゃいいんだよ、議長」と呼ぶ者あり）　わかりました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（米沢照男君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前１１時５１分休憩

午後　１　時１０分再開

○副議長（米沢照男君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問１７の２、豊田南口の区画整理は住民と一緒に行えについての通告質問者、福島敏雄君の質問を許します。

〔２番議員登壇〕

○２番（福島敏雄君）　それでは、２点目の質問をさせていただきます。

本定例会冒頭の行政報告で、市長から１０月２５日の東京都都市計画審議会で、高幡と豊田南口の区画整理について、１１月１２日、都市計画の決定がなされたと。さらに、事業認可については、高幡が６１年４月、豊田南口は６１年８月に取れるように進めたい、という報告を受けたところであります。

日野市内の面的整備といたしまして、これまで区画整理が幾つか行われておりました、高幡、豊田南口の区画整理は、住宅が既に密集しているということ。特に、豊田南口につきましては、駅前再開発を並行して検討が進められているということから、地域の住民の理解と協力を最大限得ることが必要な要素であるというふうに、私は考えるわけでございます。

そこで、過日の特別会計決算特別委員会で、特に豊田南口について、住民の皆さんの理解度について、市側の見解を求めましたところ、回答といたしましては、特に問題がないという趣旨の回答を、いただいているわけでございます。特別問題があるというふうに、私も認識しているわけではありませんけれども、最近、南口の人の、何人かの人に接触をいたしますと、区

画整理はどういうふうになっているんだろうか、というような質問が、幾つか出るわけでございます。

そこで、何点か質問をいたしますので、お答えをいただきたいと思います。

質問の１点目は、豊田南口の区画整理につきまして、来年の８月に向けて事業認可を取っていく、という報告を受けているわけでありますけれども、おおよその日程につきまして、その計画を示していただきたいというふうに思います。これが、第１点目でございます。

２点目は、区画整理と並行いたします、駅前の再開発についてでありますが、昨年、再開発の構想が打ち出されておりますけれども、その後、再開発について、進展しているところがあれば、お聞かせをしていただきたいということと、さらには、再開発については、地元の商店街の皆さんとの話し合いというものが、必要なふうに感じられますけれども、これらについて、今までどのような会合、あるいは話し合いが持たれてきたのか、この辺について、２点目にお聞きをいたします。

それから、質問の３点目ですけれども、事業認可を取るという予定が、６１年８月に向けて進んでいるわけですけれども、この間、地域住民への説明、あるいは理解を得る方法として、どのような手段を考えておられるか、お聞かせをいただきたいと思います。

４点目でございますけれども、特に、住民に対しますＰＲといたしまして、ニュースの発行、あるいは、あそこに地区センターがあるわけですけれども、地区センターに、毎日というわけにはいかないでしょうけれども、定期的な相談日を決めて、こちらから担当の人が出向いて、質問を受け付けるというようなことも、これからの進展によっては、必要なように感じますけれども、そうしたものについて、今どういうようなお考えがあるか、お聞かせをいただきたいと思います。

以上、４点について御答弁をいただきたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　福島敏雄君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　それでは、ただいまの４点の御質問について、お答えを申し上げます。

まず、１点目でございますけれども、豊田南の区画整理事業、今後の日程についてということでございます。１０月２５日、都の審議会の議決を経て、１１月１２日に、都市計画事業として、正式に告示がなされたところでございます。その後、市としては、この決定に基づきまして、事業認可を取るための作業に、着手をしております。すなわち、地区界の測量、権利調

査の補足等を行っているところでございます。

今後の予定といたしましては、６１年の３月から６月にかけまして、地元で説明会を開催していく予定でございまして、８月には、事業認可まで持っていきたいというふうに、計画を立て、進めているところでございます。

次に、南口の再開発の点でございますが、その後、どのように進展しているかという御質問でございます。再開発につきましては、区画整理と同時に行うことが最も望ましい。また、再開発としては、非常にやりやすくなってくるわけでございます。

区画整理事業の仮換地の処分の時期までに、再開発の方の組合の設立まで持っていきたいという計画で、地元には既に商店会、あるいは商工会に、その内容についてパンフレットを配り、あるいは説明を行って、理解を得るための努力をしてきているところでございます。

ことしになりましても、特に商店会の方々に、２回にわたって、この内容について説明をいたしました。今月の上旬に、商店会の方々と、商工会の担当の方々とで、今後の進め方について説明をし、協議を行ったところでございます。

その内容としては、私どもの方から、区画整理と並行して進めていきたいので、組合の設立準備をしていただきたいと。それで、将来はこの組合を法人格を持たせて、組合施行で実施をしていっていただく。すなわち、商店会、あるいは住民の方々が主体となった再開発事業を行っていただきたい。

また、これについては、市なり都が、積極的に協力を図っていく。そのための検討会をここで持っていただきたい、という要請を行いました。今後、商店会を中心として、私どもと準備の作業に入っていきたい、というふうに考えておるところでございます。

次は、来年の８月の事業の認可に向けて、地域の住民の方々にどのような説明会を持つか、また、理解を深めるための方法ということで、どのようなことが考えられるかという点でございます。

区画整理事業の説明会というのは、権利者が一番知りたがっております換地の位置だとか、形状、それらのことについて、具体的に説明ができないという、現時点では、問題があるわけでございます。そのために、なかなか区画整理事業の理解が得にくい、という面があるわけでございますが、今後、私どもがやってまいります説明会をできるだけ地区、あるいは自治会ごとの小単位で行っていく必要があるということで、細分化した説明会を行う予定でございます。

さらに、理解を深めるために、個別の面談を行いながら、懇談形式で、事業の内容を十分説明をしていきたい、それによって理解を得たい、というふうに考えているところでございます。

4点目の、ニュース等の発行、あるいは定期相談日の開催という点でございますが、ニュースについては、もう既に「豊田南区画整理だより」というものを、定期的に発行をしてきております。今後、状況の変化、あるいは説明――区画整理事業の内容等の説明について、引き続きこのニュースを発行していきたい、というふうに考えております。

定期的な相談日でございますが、先ほど申し上げましたように、一番理解を得るのは、個別、個々にいろいろと御相談をしていく、懇談をしていくということが、非常に大事であるわけでございます。それによって、御理解が非常に得られるという面がございますので、この点を、私ども今後の事業の重点として進めていきたい。

そのためには、来年の6月まで行う説明会の中でも、こういった懇談会形式のものを開催し、また、常時、個別に窓口にいらしていただいても、私どもその御説明をその都度行いますし、あるいは、来てほしいという御要望があれば、戸別にでも、御報告しながら理解を得ていきたい、かように考えているわけでございます。

以上でございます。

○副議長（米沢照男君）　福島敏雄君。

○2番（福島敏雄君）　ありがとうございました。

えてして、何と申しましょうか、市側の担当の方から言わせれば、よく説明をしております、こういうことになるんでしょうけれども、地域の住民からしてみますと、それほど聞いていない、こういうような感じじゃないかなというふうに思います。

したがいまして、ぜひ地域の住民の皆さんに理解をしていただくということについて、最大限の努力をするということが、事業をスムーズに進める基本だというふうに考えますので、御努力をお願いしたいと思います。

特に、説明の方法といたしまして、今、部長の方から小単位、あるいは細分化をして説明をしていきます、あるいは、個別の面談を中心にしていきます、こういう話でございますけれども、このことは非常に重要だと思いますので、できる限りそうした、ひざを交える形で、相談をしていただきたいというふうに思います。

区画整理の進展によって、質問の内容も違うんですよと。住民は今思っていることを質問し

しても、市側は答えられないんですよ、というような話が多いんでしょうけれども、そういう話になりますと、なかなか理解ができにくいという話があります。

例えば、換地をするときに、今、外からは見えませんけれども、私の家には庭に大きな井戸があって、それがふたをしただけであるんですよと。そういったようなのは、換地先にも全部、例えばあるかもしれないと。黙って行っちゃって、その上へ家が建つようなことがあったらどうなんでしょうね、とか、非常に細かい話なんですけれども、言ってみれば細かい話なんですけれども、そういったようなことが、当事者からしてみれば、かなり大きな課題、宿題みたいに見えているわけです。

ですから、非常にオーソドックスなやりとりですと、大ぜい集まってやる相談では、なかなか声が出にくいような話を、実は市の担当の方に聞きたいというのが、住民の、私は、かなりの希望じゃないかなというふうに思いますので、ぜひ細かい相談をしてもらいたい。

定期相談日の開催などについては、やらないような御返事だったんですけれども、できれば時期を見て、何曜日のいつは、あすこに行けば市の担当の人がいてくれる、というふうなことがあってもいいんじゃないかな。わかんないことがあったら、市役所の窓口に来いというのが、やっぱりサービスとして、非常に欠ける面があるんではないかなと。

都市計画の中の、特に区画整理については、これは住んでいる地域の人たちがよくなるんですよという、むしろ、住民がよくなるんですよというふうに、行政側は進めるところがありますけれども、住民から見ても、そのことはよく理解できるんですけれども、たとえ１０％でも、土地を減歩をして出すということは、金額に換算すれば、かなりの負担になるわけでして、必ずしも市側が、住民がよくなりますよということのほかに、住民もかなり負担をしていただく事業なんだということは、頭にありませんと、そこの地域住民との皆さんとの理解の中で、若干食い違いが生じてくるんではないかな、という気がしますので、私といたしましては、出向いていく、それで相談を待つ、何かわかんないことがあったら役所の窓口に来い、ということを、一歩変えて、前へ出ていくという意味で、私は、地区センターに定期的な相談日でも設けた方がいいんではないか、という提言をさせていただきますので、今後、御検討をしていただきたいと思います。

以上、要望を申し上げまして、この質問を終わります。

○副議長（米沢照男君）　これをもって１７の２、豊田南口の区画整理は住民と一緒に

行えに関する質問を終わります。

１７の３、市内循環バスの拡充を問うについての通告質問者、福島敏雄君の質問を許します。

○２番（福島敏雄君）　３点目は、市内循環バスの拡充につきまして、要望をし、御見解を賜りたいと思います。

既に、市内循環バスの充実ということにつきましては、行政側、議会側とも、これまた共通の認識でありますので、早速、具体的質問に入りたいと思います。質問は、４点用意してありますので、御回答いただきたいと思います。

１点目は、１２月１日の広報ひのの中で、「市政の歩み、公約実現に向かって」の欄で、市内バス計画は一部に実現が進みます、というふうに記載がされておりますが、その内容について教えていただきたいと思います。これが１点目です。

２点目は、これも１２月１５日、行政報告の中で話題にもなりましたけれども、立７３が廃止されると。今まで、都バス、京王を合わせて５９本だったものが、市側の努力にもかかわらず、京王の１５本に減少する、ということのようであります。

これにつきまして、住民の反応をどういうふうな形で予測をしているのか。私自身、その住民のところへ入って聞けばいいんでしょうけれども、そういう準備もできませんでしたので、お聞かせをいただきたいと思います。

そういうことになりますと、これに対する対策を聞きたい。企画財政部長からは、今後、状況を見て、さらに対応したいという答弁もありましたので、この辺のところにつきまして、２点目の質問をさせていただきたいと思います。

３点目は、これも藤林議員が前々から指摘をしておりますし、その他の議員さんからも出ておりますけれども、実際に歩いてみますと、日野台二丁目の方々のところの交通事情は、かなり悪いわけでございまして、あそこにバスを通すという地域住民、二丁目の皆さん方の要望は、相当強いわけでありますけれども、バス交通対策検討委員会の中で、いろいろ議論はあったと思いますけれども、この中での、この地域へのバスの開通の計画と、論議内容と、展望をお聞かせをいただきたいと思います。

４点目は、これも秦議員さん初め、多くの議員さんから提言されている内容でありますけれども、特に旭が丘五丁目、六丁目、それから西平山の一部になりましょうか、の人たちは、せめて旭が丘小学校ぐらいまでのところまで、バスが来てくれないか、こういうふうに前々から

言われているわけでありますけれども、これにつきまして、今までの検討経過と、開通の展望についてお聞きをしたいと思います。

以上でございます。

○副議長（米沢照男君）　福島敏雄君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　お答え申し上げます。

まず、第１番目の、市の広報におきますところの、市内バス計画の一部実現ということでございますけれども、これは、現在、バス交通対策検討委員会を設置いたしまして、検討しているということで、市長が表明をされたというふうに、理解をしております。

２番目の、立７３でございますけれども、今お話にありましたように、５９本から１５本に、約４分の１に減回されたわけでございます。事実、サービスの低下は、いなめないことでございます。

この１５本でございますけれども、立７３が走っている中で、今申し上げておりますけれども、利用者が、立川市域が４２、日野市域が４０、八王子が１８と、そういう割合で利用されていたわけでございます。この京王の１５という数字につきましては、かなり自力での運行も、マキシムではないかというふうに、理解をしております。

御質問の趣旨は、住民の反応といいますか、利用状況、その他どういう把握をするか、ということでございますけれども、都バスの廃止につきましては、この沿線、特に日野警察から日野橋南詰の周辺の自治会長さんに、経過報告をしておるわけでございます。いずれ、この自治会長さんを通じて、何か反応があるのではないか、というふうに考えております。

さっき申し上げましたように、東京都は、年間7,５００万円の赤字を抱えての廃止でございまして、それに京王帝都が１５本の増発ということになったわけでございますので、今後、対応は積極的にいたしたい、というふうには考えておりますけれども、かなり難しい問題を抱えているというのは、事実でございます。

３番目の、日野台二丁目の関係でございますが、バス交通対策検討委員会での論議内容はどうか、ということでございますが、これも、やはり市長の諮問機関といたしまして設置いたしまして、現在、諮問中でございます。答申の内容がまとまれば、公表するわけでございますけれども、何せまだ審議の途中でございますので、内容については控えさせていただきたいというふうに考えております。

ごく骨組みだけ申し上げますと、循環バスの問題、それから現在ございます市内の路線バスの問題、大きくはこの二つがあるわけでございまして、循環バスの問題について深く、今、突っ込んでやっている、そのような状況でございます。

４番目の、旭が丘の問題でございますが、これは、いろいろ旭が丘小学校からの折り返しの問題、それから、八王子駅の方への延伸の件、それから、第四中学校、それから八王子東高校、その辺の周辺を迂回する問題、いろいろあるわけでございます。その他、川崎街道の問題とか、百草地区の問題とか、路線バスの問題はかなり多く抱えておりまして、今、総括的に京王帝都と協議をしている。今、御質問のございました旭が丘の問題については、まだ具体的なめどはついていないという状況でございます。

○副議長（米沢照男君）　福島敏雄君。

○２番（福島敏雄君）　特に市内循環バスにつきましては、バス交通対策検討委員会というようなところで検討中、その結果を報告をいたします、こういう大綱的な御答弁でございますけれども、そういう答弁でありますれば、ぜひ、市内各所にいろんな要望事項があると思いますけれども、お金の問題もあろうかと思いますけれども、特に市内交通という面で、路線バス、あるいは循環バス、いろいろな組み合わせの方法があるんでしょうけれども、この辺につきましての、市民の要望をぜひ理解をしていただきまして、市内バスの一層の拡充を図っていただきますように、これは要望するよりほかありませんので、要望をいたしまして、この質問を終わります。

○副議長（米沢照男君）　これをもって１７の３、市内循環バスの拡充を問うに関する質問を終わります。

１７の４、新町、栄町地区の住民要望について再び問うについての通告質問者、福島敏雄君の質問を許します。

○２番（福島敏雄君）　それでは、新町、栄町地区の住民要望について再び問うということで、質問をさせていただきたいと思います。

午前中の石坂議員の質疑の中でも、ありましたけれども、私は、やはり公平といいますか、あるいは公正というか、言葉をかえて言えば、アンバランスの解消と、こういうことになるんでしょうか、こういう理念というか、考え方は、行政に携わる者、さらには、議会を構成する者にとっては、非常に大事なものであろう、というふうに思うわけであります。

幼児からお年寄りの公共施設の配置計画などは、まさに公平で、バランスのとれたものを、市民は望んでいるはずであります。

市内には、幾つかの地域に、これからこうした公共施設の建設を必要としている地域があると思いますけれども、ここでは新町、栄町地域について、住民の要望を再度お伝えをし、御回答をいただきたいと存じます。

質問の1点目は、さきの議会でも、板垣議員の方から質問がされておりますけれども、若干情勢の変化もあったように思いますので、再度お聞かせをいただきたいのは、日野駅及びその周辺に対する要望でございます。今回、新町、栄町地区の住民の皆さん方との話をする中でも、やはり駅に関する要望がかなりあったので、お伝えをしたいわけであります。

一つは、やはり、前にも提言をさせていただきましたけれども、西口の改札口といいますか、要するに新町、栄町寄りに、どうしても国鉄の改札口を開設してほしいという話。それから、これも大ぜいの人が、もう既に言い尽くしているわけですけれども、ガード下の歩道が何といっても狭い。これを、どうにか向こうへ抜ける、歩くための道、これが欲しい。これが2点目であります。

それから、これも藤林議員さん初め、いろんな方から話が出ておりますけれども、駅の向こう側に回らなければ、トイレがないということで、トイレに関する設置の話。

最近では、特に日野駅のトイレが―― 日野市の正面玄関の、日野駅のトイレが悪臭がして、どうも非常に日野市としてのイメージダウンにつながっている、というような話も、細かい話ですけれども、含めて、あの辺のトイレの話などであります。

こういった、これらに対する御回答を再度いただきたいということと、このたびの行政報告でしたか、市長の方からでしたか、お聞きをいたしましたけれども、社員を配置されて、日野駅と西豊田駅ですか、ここのところの検討を始めるというんですか、そういった責任体制を持たせて、新たに社員という人を配置した、こういう報告もいただいているわけでございますけれども、そうしたことになりますと、日野駅の将来的な構想についても、かなり、市長の方には構想があるんではないか、という感じもいたしますので、この辺につきましては、市長の方からも御答弁をいただきたいというふうに思います。

2点目は、新町、栄町地区に、集会所、それから児童館、遊び場、こういったものを備えた、いわゆる複合的な施設、文化施設が欲しいというのが、住民の、もう何年来の要望でございま

す。東光寺小、三小地区に文化施設をという、住民の要望する会ができて、もう久しいわけでございますけれども、これらの要望に対して、市側で、どのように取り組んでこられたか。

特に、ことしの夏、あの地域で、特に御婦人のサークル活動を中心にいたしまして、細かいことはちょっとわかりませんけれど、パッチワークとか、パンフラワーといったような、さらにいろんな趣味の発表の催し物が、豊田市民ギャラリーで開催をされました。

私も、その反省会なるものに出させていただいたんですけれども、何といっても、豊田市民ギャラリー、豊田の駅からは近いんですけれども、新町、栄町地区の人に来てもらうには、大変遠いという指摘でございました。そこでも、身近なところに、こういった展示ができる場所、あるいは会合ができる場所、こういったようなものがぜひ欲しいという話を、再度聞いたわけでございます。

したがいまして、こうした住民要望について、具体的な用地が問題になっているわけでありますけれども、今、市の遺跡調査の方の御努力によりまして、遺跡調査がなにか順調に進んでいるように伝えられております。神鋼電機社宅跡地、これについて、ここにそうした施設をつくるのが、一番用地的にも早いんではないか、という感じがいたしますので、多摩平一丁目に勤労青年会館ができるというお話で、もうできつつあるわけですけれども、これに、さらに児童館的な要素も含めた、あるいは、お年寄りも使えるような施設、こういったような施設を、都営住宅と併設していただきたいというのが、近隣自治会の要望でもありますので、この辺について、展望をぜひ聞かせてほしいというのが、２点目の質問であります。

それから、質問の３点目は、今議会におきましても、秦議員の方から取り上げられました、東光寺グラウンドの早期建設でございます。

さきの秦議員の質問にお答えになって、市長は、京浜工事事務所に出向いた結果、多少見通しが明るくなってきている、こういうお話がありました。占用できるところから、できるだけ早い時期に実施をしたいと。堤防工事は、日野市で肩がわりしてもやりたいと思ったが、どうも費用が高いということで、それも難しい、という答弁のように、私は理解をいたしました。

これは、市長にお聞きをいたしますけれども、建設省の受け持つ堤防工事は、あと残り９５メートルというのが、企画財政部長からの答弁でございまして、あと２年はかかるでしょう、というお話でございました。

そこで、お金がかかって非常に大変だという話ですけれども、聞くところによりますと、な

にか八王子の方の堤防は、八王子市が負担したんですか、あるいは、かなりお金を出したという話も聞いておりますけれども、あと残っているところを、市がかなり負担をして１年で完成させる、というようなお考え方はないかどうかを、お聞きをしたいと思います。

さらに、あの地域への進入路、あるいは、八王子市との境界の話し合い、こういったようなことにつきまして、決意のほどをお聞かせをいただきたいというふうに思います。これが、３点目でございます。

それから、質問の４点目は、用水路の活性化ということで、お聞きをいたします。特に、下堰の活性化について、要望をいたしまして、見解をお聞きをしたいと思います。

御存じのように、谷地川の改修、あるいは東京都の用水の取水の仕方の変更によりまして、下堰の下の方を流れます用水路の水量も、大変減少いたしました。数年前、用水の改修を、わきだけやっていただきましたが、中の方が水がないということで、非常に草が繁茂しておる状況でございます。

私は、過日といいますか、ことしの２月ごろになると思いますけれども、下水道特別委員会で、野火止用水を視察をした。そのときに、野火止用水は、昭島の多摩川上流処理場から、その処理水を１０キロ以上引いて、野火止用水に清流を復活させたという現場を、市長も同行されて、一緒に見てきたわけであります。そして、その後の新聞報道によりますと、そこには、魚を放流して、子供の遊び場として、清流復活と同時に、非常に市民に喜ばれているという記事があったわけでございます。

そうした話と関連をいたしまして、谷地川との立体交差も完了をいたしまして、日野用水には、上流から非常に清流が流れ込んできております。したがいまして、改修をしていただきました下堰の河床、川底を一部改修をいたしますと、市民の憩いの場として、非常に生まれ変わるというか、一変するというような可能性があるような気がいたします。

したがいまして、この辺にそうした用水の活性化、子供のための施設、清流、あるいは、魚もそこに来るというようなことを考えますと、非常に価値のあることじゃないかなと、考えますけれども、これについての市側の見解をお聞きいたしたいと思います。

新町、栄町地区の住民要望について、細かいことを言えば、さらにあるわけですけれども、以上、４点を質問をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○副議長（米沢照男君）　福島敏雄君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　お答えをいたします。

まず、１点目の、日野駅及びその周辺に対する要望の中の、西口改札口の開設でございます。これは、もうかなり以前から、市民から要望されていたことでございます。

ただ、国鉄は、一つ改札口を別につくることによりまして、相当の職員数の増加が見込まれると。職員数の増につながる施設の改良といいますか、改善はできないということで、現在に至っているということでございます。

現在は、区画整理をいたしまして、周辺もあのように変わってきております。前々から市長が言いますように、周辺を、いわゆる森町の一部を含めた再開発等を考えて、抜本的な駅の改良をする以外に、方法はないんではないか、というふうに考えております。

これは、先ほどお話がありましたように、現在、五、六名の部長クラスの参与を置きまして、今後、重点的に進めていこう、というものの一つにもなっているわけでございます。

ガード下の歩道の件でございますけれども、この件につきましても、国鉄及び建設省の相武国道事務所に、拡幅の改善方の要請をしております。現在、事務的な、いわゆる協議を持とうというような段階に来ているわけでございます。

３番目の、トイレの設置と悪臭でございますけれども、トイレは確かに外から使えるもの、それから、今、中から使えるトイレでございますけれども、外から使うトイレは別問題といたしまして、現在のトイレが非常に悪臭があるということでございます。これは、国鉄当局の方に早急に改善するよう、私の方から要望する予定でございます。

２番目の、新町、栄町地区の、いわゆるコミュニティー施設の要望でございます。これは、栄町都営といたしまして、土地の面積が、実測で２万2,０００平米、１８９戸の都営を建設しようという計画がございます。現在、遺跡調査に着手しておりまして、これが順調にいけば２年、ずれれば２年少々かかるわけでございます。そうしますと、建物の着工が６２年の終わりないし６３年になるということでございます。

この件につきましては、既に基本的な事項として、東京都と交わした文書では、用地４００平方メートルを確保するようになっております。これは、地域の市民の利便施設という目的でございます。

しかしながら、これをベースにいたしまして、かなり年月も経過しておりますし、それから、

現在、東京都が持っております都営住宅に関しますところの地域開発要綱、この辺を、私どもよく研究いたしまして、協議をし直したいというふうに考えております。どこまで住民の皆さんの御期待に沿えるか、現時点では申し上げられませんけれども、努力をいたしたいというふうに考えております。

３番目の、東光寺のグラウンドの件でございますけれども、市が堤防の工事を、一部負担をして、いわゆる占用の促進を図ったらどうか、ということが第１点でございます。

私ども、八王子でやったからということではございませんけれども、市が負担できる金額であれば、負担をして、占用したいということで、検討してみました。試算の結果、約、９５メーターで６億円かかるということでございます。

それでは、どうして八王子はあれだけのことをやったかといいますと、八王子がやったときの、あの堤防の構造と、現在、東光寺に施工しております建設省の堤防、この堤防の構造は、もう全く違います。そういうことで、現在、東光寺で延伸をしている堤防の内容からすると、そういう金額がかかるということで、とても市では負担できない、という結論に達したわけでございます。

そのほかに、このグラウンドを進める上で、八王子市との境界の問題、それから進入路の問題、あるわけでございます。

進入路の件につきましては、あの地域が占有できるということになりますれば、東西から入ることを考えております。谷地川の方面からの進入は、側道の４メーターございます。４メーターが使えれば、それが一番いいわけでございますけれども、それが不可能であれば、民地を買収して、進入路をつけると。

それから、東からの進入路でございますけれども、現在、１本は、東光寺の市営住宅の裏側に、ちょうど新堤防と、いわゆる旧河川との間に、少し土地があいておりまして、そこから出入りがまず可能でございます。さらには、下堰を、昨年閉鎖をいたしましたので、下堰の用水路の、いわゆる跡地があるわけでございます。これを、一部排水機能を地下に持たせ、埋め立てをして、進入路に使えるのではないか、というふうに考えております。

それから、八王子との境界の問題でございますけれども、これは、地方自治法の２４４条の３の３項でございますけれども、公の施設を他の地方自治体につくる場合には、議会の同意が必要だということで、その同意をとる場合には、前から言っておりますところの旧地主の区域

が決まらないと、同意がとれないということでございます。

現在、先般も、二つの方法といいましたけれども、権利者も、全部了解をとって、全面積占有する方法、それから、当面、それを、問題を先に送りまして、そういう権利者のいないところの河川敷を、まず占用して利用する方法、二つあるわけでございますので、その辺のめどを早急に立てたい、そういうことでございます。

市長が、京浜工事事務所に行って云々というのは、そういうものを指しての意味だろうというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（米沢照男君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　日野駅の改良につきましては、東京西鉄道管理局企画室に、文書をもって協議を申し入れ、当局の意見も伺っておるところであります。日野市の熱意によって、可能性があるというふうに受けとめております。

そのことに伴いまして、付随する駅の入り口のこと、あるいは、周辺の都市整備のことが、前進することによって、その中に、新町や栄町方面の方々に対する公共サービスの場も可能になる、こういう、今のところは構想でございますけれど、当然、それらの考えを申したい、こう思っております。

それから、東光寺の、いわゆる河川敷グラウンド、もうこれは、多年にわたって、本当にらちの明かない状況でございますけれど、ある程度の具体性は、今、企画部長がお答えをいたしております。

私は、もっと積極的に、ひとつ当局を動かして、使用可能な部分から、地域の、グラウンドのような使用を、ぜひ具体化していこう、このように考えておりますので、その意味で、所長にもお会いしまして、所長は、事務的な検討を経た上で回答すると。日野市の意思は承知している、このように答えられておりますので、やや明るいというふうに感じておるところでございます。

もう一つ、これは、下堰の使用開始、いわゆる水を上堰から落としまして、随分状況が変わってまいっております。水路清流課長と同行して、私もあのあたりを見ておりますが、おっしゃるような、この水路をもっと活用した、魚も住むし、子供も喜ぶというような構造を、既に予定をしておりますので、なるべく早く実施をするということで、御了解をいただきたいと思

います。

○副議長（米沢照男君）　福島敏雄君。

○２番（福島敏雄君）　大綱的な答弁をいただいて、いろんな方からも質問を受けて、答弁をされている内容でございますので、私といたしましては、これ以上申し上げるあれはありませんけれども、特に日野駅につきましては、当局の方に文書で申し入れをしてある、可能性がある、こういうことでございますので、後は、いかに早くそういった事業を進めていくか、というところにかかるんではないかな、という気がいたしますので、市側の精いっぱいの努力をお願いをしたいと思います。

特に、あの駅のところがよくなれば、栄町、新町だけじゃなく、日野台の地域の方々も、大変利便性がよくなるということになろうと思いますので、日野の表玄関といったらおかしいですけれども、立川の方から来て、まず一つ目の駅、周辺の環境整備について、絶大なる御努力を、精いっぱいの御努力を、重ねて要請をしておきたいと思います。

それから、神鋼電機の社宅跡地に対する、公共施設の建設ですけれども、話の様子ですと、なにか既に４００平米については、確保してあるような当初の話があるけれども、もう１回再確認をしたい、というような答弁でございました。できるだけそういった再確認ということ、文章も残っているんだと思いますので、ぜひ、あの地域に、地元向けの施設の用地を確保していただいて、遺跡調査をやっている方に聞いてみますと、かなり順調です、というような答弁も聞こえますので、お話も伺えますので、準備は進めていただく方が――一日も早く進めていただくのがよろしいかと思いますので、ぜひこの辺につきましても、東京都との話し合いを前向きに進めていただくように、要望をしておきたいと思います。

さらに、東光寺グラウンドの建設につきましても、いろいろ難しい状況のあることはわかりますけれども、堤防工事、残り９５メートルが６億円かかるとは、ちょっとわかりませんでしたけれども、それにいたしましても、そのくらいの、まあ試算をしていただいたということだけでも、かなりの熱意だというふうに感じますので、今までとさらに違うなという感じもいたしますので、一層のこれに対する進展を、期待をしておきたいと思います。

さらに、用水路の活性化につきましては、既に計画に入っているというような、市長からのお話がありました。ぜひ一日も早い実現を期待をいたしまして、以上をもちまして、この質問を終わりにさせていただきたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　　これをもって１７の４、新町、栄町地区の住民要望について再び問うに関する質問を終わります。

１８の１、地域の諸問題についての通告質問者、旗野行雄君の質問を許します。

〔１０番議員登壇〕

○１０番（旗野行雄君）　それでは、通告に従いまして、地域の諸問題についてということで、一般質問に入らせていただきます。

私、考えるんですが、議員の仕事として、一つは、日野行政の全般について責任を持つということ。言わば、議会なり、議員としてチェック機能という責任があると思います。これが、まず第１点。

いま一つは、市民なり、あるいは地域と行政とのパイプ役を果たす、これが一つの仕事であると思うわけであります。今回の一般質問を出した皆さん、この二つの立場から、いろいろ質問をなされておるわけであります。

私も、過去一般質問で、市政全般について、いろいろ、過去質問をしてまいりました。今回は、二つ目の観点から、地域の問題について、質問させていただきたいと思います。実は、昭和５７年３月議会で、これは当選直後ですが、地域の問題について、幾つか質問させていただいております。

まず、取り上げました問題が、平山小の校地拡張の問題でありました。これは、二幼の移転問題と関連しまして、下耕地区画整理によって二幼の移転も実現しましたし、校地の拡張もなされたわけで、他校並みの運動場が確保されました。一応の目標は、達成されたわけであります。校地の整備という、運動場の整備という問題は、まだ残っておりますが、解決済みと見ていいわけであります。

次に、２・２・６号線の早期実現という観点から、質問したわけでありますけれども、これも、御存じのように、計画よりも早く実現し、既に京王帝都の手で、豊田の駅からニュータウンまでということで、路線バスも通っております。

いま一つ、問題として取り上げましたのは、たしか西平山の区画整理の問題であります。これは、昨日、高橋議員からも質問が出たわけでありますけれども、５７年の３月議会の時点では、住宅都市整備公団による区画整理という話が、進展していた最中でありました。

昨日、都市整備部長からの答弁の中にもありましたように、西平山の区画整理の問題は、か

なり前から話題になっていたわけであります。昭和４８年には、都営住宅関連の区画整理の話がありました。これは、都の財政の問題も関連しまして、話は消えてしまったわけでありますが、今申し上げましたように、５７年の時点では、住宅公団による区画整理というような案が、進行していたわけであります。

もちろん、住宅都市整備公団というのは、区画整理が目標でなくて、住宅公団でみずから用地を取得して、住宅を建てるというのが、目標なわけであります。かなりの時間を費やしまして、権利者、これは、その区域にお住まいの方を含めまして、意向調査を実施したわけであります。

まず、権利者の皆さん、区画整理についてはどう思うか、というような調査がなされたわけでありますけれども、調査結果は、約９３％の人が、区画整理を実施してもらいたいというような結論になっております。

いま一つの問題は、用地取得の問題でありますけれども、この点につきましては、住宅公団は、たしか区域の面積の約４０％ぐらいを取得したいんだというような意向で、調査をしてみたわけであります。減歩率３５％、用地取得が４０％という目標で、話を進めたわけでありますけれども、これは至難のわざでありまして、結果的には、用地取得の目標を切り下げたわけでありますけれども、なお公団の希望するような用地の見通しは立たなかったということで、この話も取りやめになっております。

昨年、たしか市長名で、住宅公団の話は、一応取りやめたということと、今後は、市施行で区画整理を将来施行しますと、こういうような案内が、地主あてになされたわけでございます。

その当時の調査によりますと、あの中にどのぐらいの住宅が、今、現にあるかというような調査もあったわけでありますけれども、１ヘクタール当たり約８戸というのが、現状だそうであります。

通常、区画整理をするには、どのぐらいまで無理なくできるだろうといいますと、約４戸が標準だそうであります。既に４戸の場合、１ヘクタール当たり８戸の住宅が、既に存在するわけであります。

それ以後も、周辺地区、開発可能なところに、一時ほどではないにしても、宅地化が進行しております。将来、先に行けば先に行くほど、区画整理は難しくなることは、目に見えているわけであります。

市施行の、しからばどんな予定がなされているかという問題でありますけれども、きのうも部長の答弁では、たしか６３年に都市計画決定にこぎつけたいんだ、こういうような答弁がありました。

振り返って、過去に日野市の区画整理の状況を考えてみますと、神明上の区画整理がありました。たしか昭和３９年の時点で、都市計画決定をとっております。そして、２年たって、41年に事業認可がおり、換地が終わりましたのが、５７年であります。実に１８年の期間がかかっておるわけであります。万願寺も、都市計画決定が４０年、事業認可が１１年ふえて、５１年にとられて、工事に入ったわけであります。

非常に市施行の場合には、時間が経過、かかるわけであります。幸い、今後予定されております高幡、あるいは豊田に関しては、この秋１１月都市計画決定がなされた。続いて、事業認可は、来年春、４月、あるいは、それぞれ８月の予定だと。非常にスピーディーにはなっておりますけれども、非常に時間がかかることは、明らかであります。これと同時に、万願寺２期工事の計画もあるわけであります。

まず、私、問題にしたいのは、高幡地区あり、豊田南口あり、あるいは、万願寺の２期計画があり、行政の処理能力からいって、果たして、いま一つ、財政負担という問題もあります。市施行の場合には、神明上にしてもそうですけれども、総工事費７６億ですか、そのうちの日野市が実に２７億の負担をしているわけであります。万願寺にしても、恐らく同じような事情であると思います。高幡にしても、豊田南口にしても、相当な一般財源の持ち出しに頼らざるを得ない状況であると思います。

今言った、行政の処理能力、あるいは財政的な問題で、果たして、高幡、豊田が相当の年数を経過するでありましょうけれども、それと同時に、西平山について施行できるのか、という心配があるわけであります。その辺の見通しなりについて、まずお伺いしたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　簇野行雄君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答え申し上げます。

西平山の区画整理事業について、果たして市施行でできるのか、という御質問でございます。

現在、万願寺の区画整理事業を推進しているほかに、来年度は、二つの地区の区画整理事業を推進しているほかに、来年度は、二つの地区の区画整理事業の認可をとって進める予定でございます。また、万願寺の２期の計画を進めております。

それとあわせまして、西平山につきましても、公団施行が挫折した以降、市施行でということで、既に市の施行という前提のもとに、調査もここで相当やってきております。

そういう中で、果たして、西平山地区までの市施行で施行できるか、という御懸案でございますけれども、私どもといたしましては、今後の万願寺の2期、それと西平山につきましては、どうしても市施行でやりたい。そのための財政負担、あるいは、処理能力といったものの調整を図りながら、進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○副議長（米沢照男君）　　旗野行雄君。

○10番（旗野行雄君）　　さっき言ったように、あの地区については、既に相当数の住宅が張りついているという事情もあります。また、宅地化も、周辺の可能な地域から進行しているわけであります。その辺の事情を踏まえて、財政負担なり、あるいは事務処理能力について問題がないとすれば、早期の実現を図ってもらいたい。まず、これを希望しておきます。

ただ、私、常々疑問に思っているんですが、公共減歩は市施行にしても、組合施行にしても、ほとんど違わないと。保留地処分の負担につきましても、最近、下耕地なり、あるいは金田地区の区画整理がなされたわけでありますが、調べてみますと、ほとんど違わないわけであります。

しかも、一方においては、市から、一般財源から、相当な持ち出しを必要とするわけであります。神明上については、日野市が27億円の負担をしているわけであります。どうしてそういうことになるのか。支出の内容を検討してみますと、非常に調査設計費、あるいは事務費が非常に多いということ。

いま一つは、事業が長期にわたりますたびに、これはやむを得ないことかと思いますけれども、利子負担が非常に多い、こういうことが言えるわけであります。

もちろん、その前提として、組合施行ではやりにくいような、難しい問題を、市施行の場合にははらんでいるという事情は、あるとは思いますが、それにしても、多少、市施行の場合には、これは施行は新都市建設公社に頼るわけでありますけれども、ちょっと言葉は言い過ぎかもしれませんけれども、お役人仕事が多いんではないか、このような印象がしてならないわけであります。

ちなみに、下耕地区画整理組合が、ここで約5年の短期間の間に、終了したわけであります

けれども、その調査設計費と利子分を合わせても、約１５％にすぎないわけであります。神明上の場合には、工事費の約３０％以上が、利子、あるいは調査設計費に食われているというのが、現実のわけであります。

そこで、私、考えたいのは、どうしても区画整理というものは、とにかく余り長期間をかけてやることは、非常にむだが多いということが言えると思っております。

平山地区で、下耕地区画整理組合が、いろいろ条件はあるにしても、非常に短期間で完了したという例が、身近にあります。

西平山についても、総体を組合施行だったということは、到底無理な話でありますけれども、部分的にでも、組合施行でやろうではないかというような機運が、相当強いわけであります。

総体計画に合わせて、もし市で総体計画ができるものなら、それに合わせて組合施行のような形で、部分的にでも、早期に着工すべきであるし、また、施工すべきではないか、こういうような要望が強いわけでありますけれども、この辺について、可能性なりについて、どう市では考えているか、この辺の答弁をお願いしたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答え申し上げます。

西平山地区、現在、計画しておりますのは、５６ヘクタールを計画してございます。

市施行で、立体的に開発することが、都市計画上非常に望ましいわけでございます。それを、今後、その中の一部を、部分的にでも組合施行で施行するという場合、確かに、御指摘のような総体計画をつくり、それに合わせて実施をするということが、確かに望ましい手法かもわかりません。

しかし、東部地域については、現在、５６ヘクタールを計画中でございますが、それ以外にも、まだ2・2・6号線寄りの方も、あわせ検討を行っているところでございまして、西平山全体の地域を、やはり全体としての開発が必要になってくるわけでございます。そういう中で、部分的に組合施行で、家の少ないところだけをやられてしまいますと、全体としての大きな、減歩の問題等にもかかわってくるわけでございます。

そういう観点から見ますと、やはり市の計画の中に入っていただき、その中で、同時施行をするということが望ましいというふうに、私どもは考えております。

長期間をかけますと、確かにそれだけ経費の増加というものが出てくることになるわけで

ございますが、私ども、今後、事業化するに当たっては、最短距離で事業化を図り、事業実施に入りましたら、精力的に、集中的に工事等も施工していくということで、臨んでいきたいというふうに考えております。

短期間の間に、できるだけ期間を短くしながら進めていくという方向で、今、計画を立てているところでございます。よろしくお願いします。

○副議長（米沢照男君）　簗野行雄君。

○１０番（簗野行雄君）　もちろん、それでいいでしょう、なんていう返事は、私は期待していないわけであります。

ただ、将来の課題として、今の区画整理のあり方として、よく民間活力の利用というようなことが、新聞紙上でも言われております。非常に考えるべき問題があると思います。確かに、都合のいいことばかりやって、周りの宅地化されているとこはオミットしていいんだということについては、問題があるかと思います。

しかしながら、先ほどから申し上げておりますように、組合施行のメリットというものも、非常に多いわけであります。その辺の調整、これからの、私、課題ではないかと思うわけであります。

よく、今までも言われているわけですが、市施行については、これだけの投資をしていると。組合施行については、特別な事情がない限り、補助はしないんだというのが、日野の現状でありますけれども、その辺が調整できないか。調整して、早期の区画整理の実現を目指すべきではないか。このことを、私、要望して、このことについては、一応地域の諸問題についての一つとして、終わりたいと思います。

次に、福島議員も取り上げました、循環バスの問題があるわけであります。これは、区画整理も関連するわけでありますけれども、多少交通―― 道路問題は、確かに多少問題があるわけでありますけれども、御承知のとおり、現在、市役所、豊田駅、あるいは市立病院を結んで、一部循環バスが運行されておりますけれども、よく私、申し上げるんですけれども、行政というのは、第一、市民に公平でなければいけないという、前提があると思います。

これが、あの路線バスが、将来の循環バスの出発点だと。まず、第１歩だということなら、私、うなづけないわけではないんですけれども、それでないと、非常に行政の公平を欠くんではないか。便利なことだけ便利になってしまう、不便なとこはいつまでも取り残されてしまう

んではないか、そういう気がして、ならないわけであります。

9月議会でしたか、市立病院の問題を取り上げてみましたけれども、市立病院の利用者を見ましても、旧七生地区といいますか、浅川以南の方の利用者が非常に少ないという結果が出ております。これは、何といっても足がない。これが最大の原因であると思うわけであります。

西平山地区に関しましては、既に長期間にわたって、市にいろいろの形で、あすこへバス路線を通してくれないかというような要望が、重ねられているわけであります。最近も、現在運行されております路線バスを、せめて西平山、滝合橋経由で、平山駅まで延長してくれないかと、こういうような強い要望も出ているわけであります。

確かに、住民からすれば、市役所へ行くにしても、市立病院へ行くにしても、足がない。非常に問題のわけであります。こういうことを運動している住民の気持ちは、非常に、痛いほど私もわかるわけであります。

市長選においても、たしか市長は、早期に実現しますということを、アンケートで回答されているわけであります。なにか、さきの福島議員のこの問題についての質問について、バス交通問題調査検討委員会ですか、その結論待ちだというような答弁があったようですが、どうも、こういう各種委員会が責任回避の場になるんではないか、隠れみのになるんではないか、そういう気がしてならないわけであります。

これは、市長、その辺どう考えているか。現在の循環バスを延長して、西平山の住民の方の足を、早期に確保する意向があるかどうか、そのことを質問したいと思います。

○副議長（米沢照男君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　循環バスのことにつきましては、今、全体的には、バス検討委員会に、いろいろな検討をお願いをしておるということであります。

それから、現在、日野駅、豊田駅間を軸として運行いたしております、まだ不十分ながらの路線でございます。これの延長を図りたいというふうには考えておりますが、滝合橋の向詰で、ちょっと、何か運行に支障があるというふうなことも聞いておりますので、もう一遍よく確かめて、可能な方向を、ぜひ実現の方向で、検討させていただきたいと思っております。

○副議長（米沢照男君）　簗野行雄君。

○10番（簗野行雄君）　今の市長の答弁を聞いておりますと、ほとんど問題はないんだけれど、ある一点に何か引っかかっているんだ、というような答弁のように、私には聞こえ

たんですが、その辺、いま1回確認したいと思います。

○副議長（米沢照男君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　バス運行には、運行のできる道路条件が、一番大切の一つであります。そういう意味で、国鉄の官舎の前の道路、あるいは滝合橋通り、一応できたと思っておりますけれど、なお、現実的な問題が少し残っているというふうに聞いております。

○副議長（米沢照男君）　簏野行雄君。

○10番（簏野行雄君）　そう聞いておりますではなくて、これは、たしか市長選の公約でもあります。早期実現に向かって、聞いていました、ということではなく、聞いていたら早急に、それじゃ対応はどうしたらいいか、どうすれば循環バスが通れるように、平山駅までの循環バスが通れるようになるか、手を打つべきだと。そして、早期に循環バスを実現させるべきだと。これが市長の責任ではないかと、私、思います。

これ以上言っても、何も事態の進展は望めませんから、強くそのことを要望しておきます。

次に、これも長年の課題でありますけれども、平山苑の地区センターの問題があります。これは、市長も本会議において、あのような地区、あのような地区というのはどういう地区かと申しますと、これは、あの地区の丘陵地帯が、最初に手をつけられた、開発された団地であります。まだ、規制の網も何もなかった。規制の法律もできていなかったということで、非常に無秩序な開発が進行した地域であります。

したがって、現在、公園もない、あるいは集会所の用地も確保されていない、道路も、非常に道路事情も悪いと。道路に関しましては、市道補助何カ年計画といいますか、それが進行中でありまして、市の助成もいただいて、ある程度整備はできたわけでありますが、公園もない、あるいは集会施設をつくるにも、用地もない、用地を見つけるのに大変だという地域であります。

あの地域に関しましては、具体的に市長は、たしか今までは用地は地元提供で、という原則であったわけであるが、これからはこのような地域では、用地費までも市で負担してまでも、地区センターを建てなければならないんではないか、こういうようなことを、何回か発言されております。現在でも、その考え方は違わないと思うわけであります。

私、地域の自治会の皆さんと、過去一、二年、それを前提にして地区センター用地を、あの地区であちこち候補地を探してみました。何カ所か当たってみたわけでありますけれども、いろいろな思わぬ障害がありまして、今のところまだ決定を見ていないわけであります。現在、

ある場所について、交渉中でありますが、これも一つの障害がありまして、話がなかなか進行しないわけであります。

過去の用地探しの過程を振り返ってみますと、あるいは境界の確認が、隣地との境界の確認がはっきりしない、公図と違っているというようなケースもありました。

また、せっかく、ここを市に譲ってもいいですよ、というような場所も、1回はあったわけでありますし、事実、市で、用地課で地価評価まで持っていったことはもありましたけれども、どうもやはりこれは、お役所仕事というんですか、長い期間を経過して、そのうちに建て売り業者に転売されてしまったというようなケースもございました。

また、いま一つのケースは、これも市長に話を持っていきましたところ、安くなきゃだめですよと、こういうお話で、もちろん他に売却できるところを、これは税制面の特典ぐらいは、これは市で安く買いたいのは当然でありましょうし、地主も売れるはずであると思いますが、格安なものでなければだめですよと、こういうことでは、用地の探しようはないわけで、実際問題として、困ります。

ぜひ、これも市長選の公約である以上── こんな話もありました。私、自治会長とともに、一緒に、この運動をやってきたわけでありますけれども、市長選に、市長があの地域へ来て、センターをつくりますと、宣伝カーで言って行かれたので、こりゃあ間違いなくできますなと、地域の皆さんは、それを前提にして、市長選も投票をされたようであります。

そのような事情もありますので、ぜひ今後、市長選のときの公約もありますし、議会の場の公約でもあるわけであります。今後とも、理事者として、ぜひ前向きの姿勢で取り組んで、早期に地区センターの実現を果たしていただきたい。

現在、どのように市長はこの点について考えていられるのか、市長に質問したいと思います。

○副議長（米沢照男君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　平山苑住宅の地域の方々が、開発企業の後始末ということが、自治会に残って、道路の管理、まあ水道は解決いたしましたけれど、以前には水道の管理、大変御苦労をされております。

そして、もう２０年以上も、市民としてお住まいでもございますから、もし、今後、用地を買ってでも建てるという場所を探すならば、平山苑が第一ではないかというふうに、議場でもお答えをいたしております。そのまた気持ちに、いささかも変化はございません。適当な場所

を得て、なるべく早く、地域のコミュニティー活動のために提供をするのが、地区センターの使命だと、このように考えております。

ただ、用地は、これは的確に建物が建つ可能性があるということと、やはり場所も大切だと思っております。

一つには、京王の所有地ということもございますので、何か早く、特に地元のいろいろな情報をいただいて、実現のために努力をいたしたい、こう思っております。

○副議長（米沢照男君）　簾野行雄君。

○１０番（簾野行雄君）　ぜひ、今言った言葉をお忘れなく、今後も努力していただきたいと思います。

よく、市民憲章にも、参加と連帯という言葉があります。これから、地方の時代ということも言われております。生産よりも生活、身近な問題に、これからは市民の皆さんの関心も強くなることと思うわけです。

参加と連帯といいましたところが、参加意識、あるいは連帯意識を高める、強めるためには、地域の――行政の原点は地域でありますから、地域の皆さんが、お互いに顔も知らないよ、話もしたことがないよでは、これは参加も連帯も、何もないわけであります。

ぜひ、そのためにも、今はお年寄りの方が、あの急な坂道を上がり下りして、平山地区センターを利用されているわけであります。非常に難渋しているわけであります。まして、小住宅の方がほとんどでありまして、集会をするにも個人のお宅を借りてやるということは、不可能なわけであります。市民憲章の目指すところを実現するためにも、集会施設は最優先されるべき課題であると、私は思っております。このことを申し上げ、この点については一応終わりまして、次の質問を続けたいと思います。

さっき、平山小の校地の問題を申し上げましたけれども、下耕地の区画整理事業の進行に伴って、平山中が新設されたわけであります。平山台小、平山中、平山小、一応ハード面では、お陰様で、私、前任者のいろいろのお骨折り、あるいは理事者のお骨折りで、まず、平山地区に関しましては、心配のないところへ来ておるわけであります。非常に感謝しているわけでありますけれども、最近、平山中に関しましては、新設校でもあるし、さほど問題がなかったわけでありますけれども、校内暴力、あるいは非行化の問題が、出てきているようであります。

この問題は、非常に根深いわけであります。よく臨教審でも言われておりますように、日本

社会の、根本的には学歴偏重の問題以来なんだと。あるいは、それに対応して、教育の場では、偏差値の重視、あるいは、これに伴って落ちこぼれの現象もあるわけであります。

言わば、これは学校側の単独の責任に帰するわけにもいかない。あるいは、家庭だけの責任でもない。あるいは、社会だけの責任でもない。全体で、この教育問題は解決すべき問題ではないかと、こういうことが言われております。

確かに、そのとおりだと思うわけであります。私らの時代には、たしか校内暴力なんていうのは、経験したことがありません。少数の方が進学するだけで、大多数の方は小学校、あるいは高等小学校を卒業して、職場へ旅立たれたわけであります。そんなことで、おまえ、無理に勉強しろよ、勉強をしろよというようなことも、言われなくて用が足りたから、学校内でも、いやいや学校へ行かされるようなことは、なかったわけであります。

今言ったような事情で学歴偏重社会、あるいは偏差値偏重の教育姿勢が、基本的には問題であり、原因であると思うんですが、これはどの学校でも共通なわけであります。

七中で、最近そういう校内暴力の問題が発生して、最近やや沈静化したということは聞いておりますけれども、一般の父兄なり、あるいは生徒が迷惑しているんだ、こういうような経過があるようであります。そういうことで、私、父兄なりに実情を聞いたこともありますし、原因はどういうことにあるんだろうかなと。管理者として、何か対応を誤ったんではないか、そのような気がしてならないわけであります。その辺の事情なりが、どう、まず教育長さんにお伺いしたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　お答え申し上げます。

今、旗野議員さんの方から御指摘がありましたように、２学期に入ってから、平山中学校で、何名かのグループの子供たちが、なかなか先生の言うことを聞かない、親の言うことも聞けない、そういうような形で、大分問題行動を起こしている、こういう状況があったことは、事実でございます。

管理者が対応を誤ったのではないか、という御質問でございますけれど、先ほど、旗野議員さんの方からも申されましたように、現在の教育を取り巻く状況、これが、やれ先生の責任なのか、家庭の責任なのか、あるいは地域社会の責任なのかと。そういう形で、簡単に割り切れない側面というのが、非常に問題行動を起こす時点の中で、多くあらわれている。

率直に申し上げまして、今、問題行動を起こしております子供さんの家庭の中には、確かに家庭としての教育機能というものが失われている、そういうような家庭も、確かにございます。

それから、先生方も、指導力というもの、この問題に関しましても、単に教科の指導をこなせれば、それで教師としての役目が済むのだ、という時代ではなくなってきている。いわゆる子供たちの生活全般にわたっての、生活指導面、こういう面での教育の内容というものが、非常にウエートを高めてきている。

それぞれ専門教科の授業さえきちっと指導できれば、それで事足りるというような状態でなくなってきているので、その辺での、先生方の戸惑いといいますか、指導力というもの、これの向上についても、当然対応していかなくてはならない。

それから、教育条件の整備という問題、この問題につきましても、平山中学校については、京王線の騒音等で、大分授業が中断される状況もありました。幸い、今回、防音壁の完成に伴いまして、先日も、私、平山中学へ行ったんですけれど、以前と比べまして、教室内で子供たちが授業を受けている状況等を通しましては、大分そういう面では落ち着いてきている、こういうような状況も、見受けられるわけです。当然、そういう教育条件の整備という問題、これは教育委員会そのものの責任でもありますし、さらにそういう面での手だてを講じていく必要がある。

最後に、地域の教育力の養成といいますか、単に学校と父母、あるいは学校と教育委員会という観点でなくて、いわゆる教育委員会も、先生も、父母も、あるいは地域社会も、子供会とか、青少協とか、自治会とか、いろいろ、地域に子供の面倒を見ている組織というのがあるわけですから、そういうものとの懇談、こういうものを通して、地域全体の教育力を高めていく必要がある。

そういうことで、今回の平山中学の問題につきまして、特に学校長の責任と申しますか、その点での問題が、平山中学の事件を引き起こした、という形ではないのではないか。ただ、学校という形ですから、当然校長さんのリーダーシップ、組織的に、組織としてその学校の機能が働くような、そういう指導、あるいは手だて、これらの問題については、十分また学校側とも連絡を取りながら進めてまいりたい、こんなように考えております。

○副議長（米沢照男君）　簗野行雄君。

○１０番（簗野行雄君）　教育現場の問題については、私は門外漢でありますので、あ

えてこれ以上、いろいろ申し上げることはありません。現場では、現場なりのいろいろ御苦労があるかと思います。

ただ、言えることは、私、地域の青少協の役員さんと、よくお会いすることがあるんですが、非常に心配しておるわけであります。一部、最近は状況がある程度よくなった、というようなことは聞いておりますので、これ以上問題が起こらないよう、また、卒業式を控えておるわけであります。他の、一般の生徒たちに影響しないように、ひとつ検討して、考慮してもらいたい、このことを要望しておきます。

いろいろ、この時期に、お互いに忙しい時期でありまして、私も準備不足で、雑な質問に終わりましたことをおわび申し上げておきます。これが、恐らくは改選前の、最後の私の演壇に上がる機会かと思います。長い間、いろいろ御指導ありがとうございました。

また、理事の皆さん、いろいろお世話になり、ありがとうございました。

来年の選挙選を、無事に皆さんが切り抜けられて、３月議会で、また再び顔を合わせることを期待いたしまして、終わりのあいさつといたします。どうもありがとうございました。

○副議長（米沢照男君）　これをもって１８の１、地域の諸問題に関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（米沢照男君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後２時４９分休憩

午後３時２３分再開

○副議長（米沢照男君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問１９の１、市立老人病院を設立させたいについての通告質問者、川嶋　博君の質問を許します。

〔１４番議員登壇〕

○１４番（川嶋　博君）　一般質問に入る前に、私が過去２回の一般質問で、豊田駅北口の自転車置き場についての質問をいたしました。その結果、多摩平第七公園の一部に、一時、緊急的な自転車置き場が完成しております。これは、非常に市民の方が利用し、非常に喜んで

いる。こういうことを、市民の皆さんに報告したいと思います。

それでは、通告質問に従いまして、市立老人病院を設立させたい、この問題を取り上げて、市の考え方を問いたいと思います。

市民の中の大ぜいの方々が、今、老人の方々の病院が少ない、病人の方を家庭で抱えて、非常に苦労をされている。しかし、市立病院がない。こういう意見の方々が、非常に多くあります。

そして、森田市政も、福祉の充実、老齢化社会へ向かって、この問題を力を入れている、このように市民の方々も、信じております。この問題を通告してありますので、４点ほど質問をさせていただきます。

最初に、２６市のうちの公立病院がある自治体は、幾つの市があるか。

２番として、医療に対する国の方針、今後の日野市の取り組み方についての問題を、お伺いしたいと思います。

３点目には、高齢化社会に向かって、老人病対策を、どのような、行政として考えているか、この問題を問いたいと思います。

４点目といたしまして、老人病院を設立する計画があるかについての、市の考えを問いたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　川嶋　博君の質問についての答弁を求めます。病院事務長。

○病院事務長（大貫松雄君）　それでは、第１点の御質問に対して、お答えいたします。

２６市中、公立病院がある自治体ということで、市立が町田市、青梅市、稲城市、日野市、この四つの市でございます。

それから、一部事務組合で組織している病院でございますけれども、これは、九つの市で構成しています昭和病院です。これは小平にございますけれども、昭和病院。それから、１市２町１村、秋川にあります阿伎留病院です。これが一部事務組合の病院でございます。

以上でございます。

○副議長（米沢照男君）　福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　それでは、第２点の、医療に対する国の方針、今後、日野市の取り組み方について、お答えいたします。

国の老人医療につきましては、昭和５８年２月１日に実施されました老人保健法に、すべて包含されるわけでございます。それまでは、高齢者に対する福祉施策として、低所得者に対する無料であったものは、老健法の施行後は、すべての老人を対象として、それまで分離していました老人の医療と、それから保健サービスとを、総合的かつ一貫して行うことを目標にして、実施されました。

まず、老人保健の医療保健に加入している７０歳以上のもの、及び６５歳以上７０歳未満の寝たきり老人に対して、一部負担金制度を導入することによって、増高する医療費抑制の措置をとったこと。

なお、財源としては、国と都と市とで３０％、残りの７０％は、各保健所間で案分で、保健所が供出するということになりました。

老人医療につきましては、老人の心身の特性を踏まえた基本的な考え方から、特例病院――特例許可病院という制度をつくりました。この性格は、老人の慢性患者を収容する病院、病棟には、知事の特例許可を受けることによって特例許可病院となる、ということでございます。

一般病院と同様の配置基準でなくて、一般病院と比べると、少ない医師と看護婦で対応できる。その不足している部分については、介護のための職員を充足するというものでございます。寝たきり老人を、これは収容するという制度でございます。これにつきましては、東京都下で、都知事の特例許可を受けたものは、５３病院。うち２６市に３１、日野市には二つございます。以上が、特例許可老人病院の内容でございます。

日野市としての、今後の老人医療対策といたしましては、これまで一定の、一部自己負担金であった入院料が、今後、来年度の６月に改正の運びとなっておりますので、それに対応いたしまして、できるだけ老人の個人負担はふやさないように、福祉的な配慮をしていきたいと思っております。

今後、期限が、期間限度の２カ月が撤廃されて、入院料の負担が増高することにつきましての対応といたしましては、老人見舞金というような制度で、現在、検討しているところでございます。

○副議長（米沢照男君）　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　３点目の、高齢化社会に向かって老人病対策について、お答えをいたします。

厚生省が出しております、国民衛生の動向という調査を見ますと、年齢を１０歳ごとに刻みまして、その刻まれた年齢の中で、1,０００人当たりどのくらいの者が病気を持っているか、有病率が発表されております。

この調査によりますと、１５歳から２４歳の若年者は、1,０００人当たり３５人の方が、病気を持っていらっしゃる。それが６５歳から７４歳になりますと、1,０００人当たり４２4.1人の方が、何らかの病気を持っていらっしゃる。さらに、７５歳以上になりますと、５５6.8人と、非常に高い結果になっているわけでございます。

こういった病気の予防対策ということは、壮年時代からの成人病対策、成人病予防対策、そして、ある程度お年をとってからの老人病対策、この２面が考えられますけれども、二つの対策とも、欠くことのできない課題だと考えております。

私ども健康課につきましては、ある程度のお年寄りになってから、それと３５歳からと、二通りの一般市民健康審査を行っておりまして、壮年の方は３５歳から、老健法の規定では４０歳からとなっておりますが、日野市は５歳それを落としまして、３５歳から対象にいたしまして、集団方式の健診をやっております。

一方、お年寄りの方につきましては、法律の規定どおり６５歳以上の方を対象にいたしまして、時期の前に、それぞれ各人あて郵送でお送りいたしまして、ＰＲを完全にいたしてございます。

その結果、６５歳以上の個別健診の方、これは自宅近くの医院、病院へ行って健診を受ける方式でございますが、５８年には、3,３２０人の方が受診されました。該当人口の３8.9％でございます。

それが、５９年度になりますと4,１８２人、４6.4％に伸びております。

さらに、６０年度になりますと4,７０５人、率にいたしまして、４9.8％の伸びを示しておりまして、お年寄りの方の、保健に対する意識、関心の深さを物語るものでございます。

一方、これらのお年寄りに対する日常的な生活指導、保健指導につきましては、お年寄りがこの審査を受けに行った先の医院、病院のドクターによりまして、生活上必要な指導なりが行われているわけでございます。

さらに、健康課は、毎月、日を持定いたしまして相談日を設けて、保健婦、看護婦などがその相談指導に当たっております。そういうところにも、多くの方が相談に見えております。

これら健康審査、生活指導ともども、今議会で御質問いただいております生活保健センター、これがオープンいたしますのが６３年の４月からでございますけれども、それまでの期間、内部体制の充実を図りまして、センターの完成を待ち、さらに飛躍的な保健活動を期待し、また、それに向かって務めていく所存でございます。

以上です。

○副議長（米沢照男君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　最後の、老人病院を設置する計画はあるかを問うということにつきまして、御答弁申し上げます。

ただいま、福祉部長及び生活環境部長が御説明したように、これからの老人対策をどう考えるかということを、各論で、今おっしゃったわけでございます。

私は、考え方によっては、いろいろあり方があろうかと思いますけれども、やはり二つぐらいに、基礎的には考えられるんじゃないか。言うなれば、今後の老人対策のインフラ部分の二本柱ということで、あえて申し上げますと、１番目は、何といいましても、老人の生活の安定、いわゆる生命を守る、こういう施策が必要ではないか。

これらにつきましては、今も話が出ておりますけれども、一部話が出てはおりますけれども、年金とか、あるいは住宅、一時保護、特養、それから家事の援助の問題、給食サービス、それから、老人が普通の健常者と同じように生活できるようなまちづくり、そういった、その他相談、こういったものが、まず必要ではないかと思います。

柱の２番目といたしましては、やはり保健医療の問題だろうというふうに考えます。

保健医療をさらに分けますと、健康の保持、いわゆる病気にならない、できるだけ病院なり、医師の御厄介にならないような、いわゆるそういう健康の保持をするような施策が必要ではないか。それで、生命には限界がございますので、当然いつかは病院なり、特養のような施設に、収容されるわけでございますけれども、最後は、その医療施設ということになるわけでございます。

そう考えていきまして、その医療施設を、終局的にどこで責任を持つか、ということになるわけでございます。これは、財源に余裕がありまして、地方自治体が、市民の皆さんの最後の面倒を見るということが、これは理想ではございますけれども、現時点では、まず不可能であろう、というふうに考えております。当面は、民間の病院に依存せざるを得ないというふうに

考えております。

以上でございます。

○副議長（米沢照男君）　川嶋　博君。

○１４番（川嶋　博君）　ただいまの答弁をいただきましたが、福祉部長の答弁では、今後、改正によって入院料の助成を行っていきたい、このような考えでいるということをいただきました。

また、生活環境部長からのお話では、生活保健センターをフルに活用されて、予防健診、生活指導を行っていきたい、このように答弁をいただきました。

ただいまの企画財政部長からの答弁では、当面はできない、このようなことを、まあ民間を活用したいというお話でしたが、ぜひ老人病院の設立をさせていただきたいと思います。

森田市政は、医療行政におきましても、ＣＴというような高度の医療設備も整えたし、市民の健康と命を守る施策には前向きである。このような施策を、さらに前進させていただいて、大ぜいの方々が、困っている方々の市立病院をぜひともつくっていただきたい。

このように要望いたしまして、この質問を終わります。

○副議長（米沢照男君）　これをもって１９の１、市立老人病院を設立させたいに関する質問を終わります。

１９の２、多摩平七丁目地区に地区センターを設立させたいについての通告質問者、川嶋博君の質問を許します。

○１４番（川嶋　博君）　この質問の本題に入る前に、今の地区センターは、日野市に、各地にできております。そして、多くの市民の方が、非常にコミュニケーションを含めた、利用して思いますが、地区センターの利用について、現在、数年前との利用率はどのぐらいであるか。

２番目には、市民がすっかり定着されている地区センターであるが、担当側から見た、市民の方々が、その利用に対するマナーはどのぐらいであるか、これもひとつお知らせ願いたいと思います。

三つ目には、現状、地区センターであるが、まだまだ足らない地域がございます。地区センターという名のとおり、地域の方々が自由に使えるような配置をしていただくんですが、これの市の対応について、どのように考えているか、ただしたいと思います。

最後の質問には、多摩平七丁目に地区センター計画をどのような形で持っているか、市の考えをただしたいと思います。

以上です。

○副議長（米沢照男君）　川嶋　博君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　お答え申し上げます。

１点目の、数年前との利用率の変化でございますが、５６年度と５９年度との比較にさせていただきます。

５６年度は、４６館ございました。申し込み件数が、１万2,０９７件でありました。それに対して、実際の利用人員は、２４万6,７７６人であります。

3年たちました５９年度、地区センターの数は三つふえまして、４９館になりました。申し込み件数が、１万4,３７１件。利用人数が、２８万2,０６８人でございます。

館別の平均利用者数は、５６年度が年間5,３６５人、５９年度は5,７５６人でございまして、館別の平均利用人数も着実に増加の傾向にございます。利用が、多様に利用されている、そういうことがうかがえるわけでございます。

２点目、管理上から見たマナーについてでございますが、私どもが回っていきまして、点検したときの状況について、お答えをいたします。

やはり一番問題になるのは、使用者が使用した後、清掃をきちんとしていない場合が、大変多く目につきます。後の片づけは利用者がやるようになっておりますけれども、それが完全に行われていない場合が多いというケース。

さらに、清掃はしたんだけれども、出たごみについて、持ち帰ることをしないで、地区センターの玄関先に置いていってしまうようなケースも、比較的多く目立ちます。

清掃とごみでございますけれども、この問題に限って、多少、もう一歩マナーがあればな、というようなことも感じます。

しかし、概して、各地区センターの管理に当たられている方の、わが家と同じような、献身的な御努力によりまして、概して良好な管理がなされていると、このように考えております。

３点目の、現状、地区センター、地区の人たちがなかなか利用できないが、この対応について、ということでございますけれども、地区センター構想につきましては、半径３００メートル。しかし、相当な利用者が見込まれる、こういった明確な基準がございまして、その基準に

基づいて、順次ネットワークづくりに努めておるところでございますけれども、周辺にこういった集会施設のないところ、そういうところを優先順位を高くして、今までどおりの積極的な姿勢で、地区センターのネットワークづくりの完成に向かって、進んでまいりたいと思います。

最後の、多摩平七丁目の地区センターの計画でございますが、正式な地番は、東豊田三丁目３０番地の１８でございます。緑地、がけの、「やまびこ」というかっぽうのがけ地のところに建つ、集会施設でございまして、１２月の初めから樹木の移植をいたしまして、そこの遺跡の調査に入っております。私有地の遺跡の地域にございますので、遺跡の発掘調査を、今月いっぱいで上げますと、来年１月の中ごろに建築にかかり、３月末に完成の予定でございます。

５０平米足らずの、比較的小規模な地区センターでございますが、付近の緑地帯とうまくマッチするように、平家建てといたした結果でございます。

以上、お答えしました。

○副議長（米沢照男君）　川嶋　博君。

○１４番（川嶋　博君）　非常に前向きな行政の姿勢で、今後も、こういう地区センターのない地域にも、積極的に働きかけていただいて、よりよい市民生活、コミュニケーションの発展に努めていただきたいと思います。

これをもって一般質問を終わります。

○副議長（米沢照男君）　これをもって１９の２、多摩平七丁目地区に地区センターを設立させたいに関する質問を終わります。

２０の１、万願寺区画整理事業の進捗状況を問うについての通告質問者、黒川重憲君の質問を許します。

〔１７番議員登壇〕

○１７番（黒川重憲君）　万願寺区画整理事業の進捗状況につきまして、質問させていただきたいと思います。

昭和４０年、万願寺の土地区画整理事業が、２５０ヘクタールをもって計画決定をされました。４６年には、中央道を境といたしまして、１２７ヘクタールが変更決定をされたわけであります。

そして、同年の１１月より、全所有権者四百六十数名を含めて、地元の方たちへの説明会、あるいは懇談会、アンケート調査を実施してまいりました。そのアンケート調査の結果は、実

に、万願寺区画整理賛成が、８３％の多きに至りました。そして、２年以内に実行してほしい、こういう要望が、実に８７％の多きに至ったわけであります。

こういった地元の意識を踏まえて、５２年１月に―― 当時、既に１２年有余を経た５２年１月に、この問題を取り上げた経緯がございます。

事業計画によりますれば、６３年度を完成めどにして、総事業費１７７億円を予定をいたしております。人口計画は、１万3,０００人が想定をされているわけでありますが、御承知のとおり、あの万願寺の地域は、下水処理場の建設計画の予定地でもあり、また、１・３・１、あるいはモノレールの通過路でもあります。非常に重大な地域であろうと思います。

しかし、現状をちょっと見てみますと、どう見ても５年から６年のおくれは出るんではなかろうか、このように考えられるわけでございますが、現状の区画整理の進捗状況と、あわせて、完成の年度はいつになるか、この点をお尋ねをしたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　黒川重憲君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　それでは、私からお答えを申し上げます。

万願寺区画整理事業につきましては、現在、鋭意努力をして、事業の進捗を図っているところでございます。

現在の状況でございますが、区画整理事業の中で、最も難しい、また重要である、仮換地の指定でございますが、これが今年度で既に９５％に達しております。来年度からは、建物の移転につきまして、最重点を置きまして進めていきますとともに、移転を完了したところに、道路の築造を図っていきたい、というふうに考えているわけでございます。

建物の移転につきましては、今年度は、今回の補正予算でもお願いしてございますが、１０戸ふやしまして、４８戸を予定しております。

また、来年度におきましては、これを大幅にふやしまして、約１５０戸を現在計画してございまして、ここ数日来、夜間を通しまして、この移転計画を地域別に御説明し、今年度のうちから準備をしておこうということで、今、説明を行っている段階でございます。

このような状況で、今、順調に工事が進んでおるところでございますが、現在の状況で工事が進んでまいりますと、最終年度といたしまして、家屋の移転、あるいは道路の築造等が概ね完了いたしますのは、６８年になる予定でございます。できるだけ早く完成するよう、努力をしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（米沢照男君）　黒川重憲君。

○１７番（黒川重憲君）　以上で質問を終わります。

○副議長（米沢照男君）　これをもって２０の１、万願寺区画整理事業の進捗状況を問うに関する質問を終わります。

２０の２、（仮称）東部会館の早期実現に向けての諸問題を問うについての通告質問者、黒川重憲君の質問を許します。

○１７番（黒川重憲君）　仮称東部会館の早期実現の問題につきまして、質問させていただきます。

この問題につきましては、昨日、馬場弘融議員から、同様の質問がされました。問題の組み立て方、あるいは質問の内容の濃さは、到底私の及ばぬところでございますが、どうも入手している資料は、同一のようなものでありまして、また、早期に東部会館を建設してほしい、この真意は、ほぼ同じように見受けられました。

下田、新井、石田、万願寺、下田住宅の５自治会の代表が、市長にも陳情をいたしまして、また、今議会にも請願が提出をされております。地域住民の要望どおりに、温水プール、あるいは舞台つきのホール、図書室、音楽室等の、こういった要望がかなえられる仮称東部会館の建設が、予定どおりに実現できるかどうか、この点をお伺いして、質問を終わりたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　それでは、ただいまの仮称東部会館の御質問につきまして、お答えを申し上げます。

東部会館の建設に当たりましては、６１年度に用地買収を行いまして、６２年、６３年で建物の建設を行うことで、現在、計画を建てております。この点については、東京都、または関連市でございます八王子市とも、既に内容について了解を取りつけてございます。

また、地域の住民の方々の御要望も、すべてこの中に含めてございますので、３年間において完全にでき上がるよう、私ども努力してまいります。

以上でございます。

○副議長（米沢照男君）　黒川重憲君。

○１７番（黒川重憲君）　以上で質問を終わります。

○副議長（米沢照男君）　これをもって２０の２、（仮称）東部会館の早期実現に向けての諸問題を問うに関する質問を終わります。

２１の１、「東京大改造計画」から日野市の緑と清流を守れと問うについての通告質問者、竹ノ上武俊の質問を許します。

〔２２番議員登壇〕

○２２番（竹ノ上武俊君）　一般質問の発言許可をいただきましたので、順を追って質問をさせていただきたいと思います。

最初に、２１の１の、東京大改造計画から日野市の緑と清流を守れということで、質問を申し上げます。

日野市の住環境等につきましては、意識調査等におきまして、圧倒的多数の市民が、日野市は住みよい、あるいは住みたい、長く住みたいというような表明をされております。先般の調査では、８５％の市民の方々が、肯定的な立場を表明されているのが、御承知のような現実であります。

この、緑と清流に恵まれ、また、今後さらに一層、緑や清流を復活をさせていくという方向が打ち出されている、当市におきまして、さらに一層の市としての、あるいは市民の努力が、期待をされているところでございます。市民の皆さんも、この点では、自然を守るサークルなどを種々つくりまして、さまざまな市民運動、研究活動などをしておられるわけであります。

また、日野市といたしましても、要綱をつくったりいたしまして、日野市の緑と清流を守っていくために、努力をされているのは、御承知のとおりでございます。

しかし、本日、私が質問を提起いたしましたように、この日野市という自治体に対して、さまざまな、まちづくりの形での悪い影響が出るのではないかという動きが、起こってきているわけであります。それは、今、首都改造計画等と呼ばれている動きでございます。なぜ首都改造計画が、今、急ピッチで起こってきているのかということについて、その経過を見てみたいと思います。

日本の国におきまして、６０年代の末、７０年代の初めから、公害問題や、環境問題についての世論が、大きく高まってまいりました。これは、１９７２年の田中角栄による日本列島改造計画、これらが日本の国土を、乱開発という方向で、開発を進めていったということがござ

いました。

また、第1次の石油ショックのころでありました、１９７３年、７４年、こういうころ、財界が千載一遇の機会だということで、物隠しなどをして、国民の批判を浴びるような形で、特に大企業でございますけれど、企業活動を行ってきたという経過がございます。

こういう中で、一時、国民の世論を気にいたしまして、財界や大企業の動きが、いろいろの方向をたどってきております。言うなれば、当時は、財界は悪であるというような、そういうムードがございました。

したがいまして、この時期から、財界の皆さんが財界悪論というものを払拭して、財界の復権をねらうという、そういう日本の独占資本の熱望が、いろいろな形で動いてきたのは、事実でございます。

私が、このように経過を述べており、もう少し述べますけれども、これは、この動きが、ささやかな我々の希望である、緑と清流を守るというものを破壊する、大きな根源であるからでございます。この点を、広く市民の皆さんが知っていただくことが、今後の日野市を済みよい町にしていく努力にとって、大変重要なかかわりを持つ、と思うからでございます。

こういう中で、大企業は、労働者の犠牲の上に、世界の経済競争の中で、大きな資金を蓄えてきております。そして、海外に余り過ぎた資金を、１５兆円とも言えるような形で、投資をしてきたわけでございます。これらが経済摩擦とか、いろいろな形で、国際的な摩擦を起こしてきております。

そこで、８０年代に入りまして、財界等がさまざまな形で大企業の利益を上げる道を、さまざま探してまいりました。しかし、日本国民のいろいろの世論がございますので、その方針は、いかにも国民が望むような状況を、逆手に取りまして、やってくるというのが、私は特徴だというふうに考えております。

例えば、鈴木内閣のときに始まったのが、あの８０年１１月、臨調の会を組織した問題でございます。これは、国民の行政改革をしてくれという願いを逆手にとって、臨時行政改革の調査会等を設置し、そしてこれを８１年の３月に、第２次臨調として進められてまいりました。

そして、この中心になった人は、行政改革の真の姿を求める国民ではなく、財界の土光敏夫氏、あるいはまた、私たち国民にうそをつき通してきた、元大本営の参謀である瀬島龍三という財界人などで構成されていることを見ても、はっきりとしております。

そして、これらがさらに進んでまいりまして、１９８３年の４月ごろになりますと、社団法人のＪＡＰＩＣというのが、出現をしてまいりました。これは、日本プロジェクト産業協議会という団体でございます。そして、さらにこういう財界の後押しを受けまして、同じ年の夏には、新経済計画というものが発表されるに至っております。

そして、はやってきた言葉が、民活という言葉でございます。いよいよこの民活という方向を、大きく仕上げていくために、ことしの２月には、行革審というのができてまいりました。そして、この中に、民間活力の推進の方策を研究する会などができてきたわけであります。

この中で、強くうたわれているのが、首都改造計画でございます。この首都改造計画というのは、御承知のとおり、幾つかの大型プロジェクトを組みまして、大きく道路などをつくっていこうという計画でございます。マイタウン東京などという言葉で進めている、東京都の姿勢もあるわけです。その中には、東京外郭環状道路、また、圏央道と呼ばれる首都圏中央連絡道の計画、それから、東京湾環状道路等でございます。

これらの計画が急浮上したことについて、マスコミ等、あるいは政府官庁の方々が、マスコミ等で話をされております。それは、神風が吹いてきたような形で、この事業は急に起こってきたというふうに、発言をされている記事などを見ましても、なぜこれが急に出てきたかということが、我々国民としてうなずけるわけであります。

最初に申し上げましたような、海外の投資をしていたお金を、どういうふうに日本の国で使おうか、日本の国であり余ったお金を投資しても、外国で使うよりも多くの利潤を上げるためには、どういう仕事をすればいいだろうか、こういうことから、この首都改造計画は、急に起こってきたものであります。

したがいまして、私が言わんとするところは、国民の交通問題、国民の生活、日野市と緑と清流、こういったものを守るために、日本の財政をどうするかという問題ではなく、あくまでも一部財界大企業の要望からのみ発した計画が先走っている、こういうところに、国民として許すことができない計画であるということが、あるわけでございます。これらの道路計画ができるに至った背景は、いろいろございます。

しかし、その第一は、今、東京都を国際的な都市だという位置づけで、情報産業等を中心とした、中枢産業の都市としてつくりかえようという動き、これが顕著になってきているところがございます。このために、御承知のように、きのうも、きょうも新聞等をにぎわしておりま

すように、都心部では底地買いなどといわれて、弱小の都民の皆さんが、いろいろ暴力的な方法も含めて、立ち退きを余儀なくされ、方々に空地がでているということが、例えば、ゆうべの夕刊の、毎日などにも出ておりました。こういう人間性を損なってまで、まちづくりをするという動きが進んでおります。

この首都の中枢化、これをさらに一層進めようとする動き、そして、東京がそういう形で、国際的にもいろいろの利潤を上げる都市として発展するために、外国人向けの、一般庶民が入れない、1カ月何十万円もするような、家賃のマンションなどの乱立になり、あるいは、超高層ビルなどの乱立として、あらわれてきております。

そして、さらに許すことができないのは、行革審の諸文章の中に、住民自治、あるいは住民運動、地方自治体の動きに対して、これを規制しようとする動きが、諸々に見受けられる点でございます。

文章を読めば、非常にきれいなふうに書いてございます。環境と生産活動、福祉と財政負担に調和を求める考え方が軽視され、それが企業活力の軽視につながってきた、などと書いてあります。

あるいはまた、こういうことも書いております。企業が本来の機能を十分発揮するような条件を整え、必要な利潤を確保する機会があらわれるようにしてほしい、などというふうに書いております。

こういう形で、文章上は、国民に理解しにくい、いかにもいいようなふうに、一般的には感じる表現で、この行革審、あるいは首都改造計画が進んできております。具体的には、開発行為に対しての規制の緩和、また、そういう開発行為に対するさまざまな助成措置、補助金を大企業に渡す制度をつくってほしいというような要望を、露骨にしております。

またセクター方式等を用いる中で、自治体に対する負担を大きく強めようとする体制づくりも、要求をしております。

あるいはまた、資金の調達についても、きのう、きょうと、国会等でも論議されておるような、免税債の発行を、この新しい日本列島改造計画とも言うべきものに、適合しょうとする動きも、活発でございます。

((「日野の大企業はどうだ。具体的に言ってみろ。富士電機、日野自動車、東芝、小西六、どうだ、それらは」と呼ぶ者あり)これらの動きが、三多摩にもさまざまな形であらわれてきております。

先般の一般質問におきまして、私が取り上げた、いわゆる圏央道の問題も、その一つのあらわれです。

そして、このたびは、また、多摩川沿いにハイテク産業が集積をしているという背景をもとにして、東京都や財界は、多摩ハイテクリバーという構想を、具体化してきております。これらが、もちろん国民の生活と調和を保たれて進む場合を、私は否定するものではありません。

ところが、現実には、民活論というのが、私ども国民に活性を与えるのではなくて、先ほどの国際、国内的な経済事情から、一部財界大企業の利益をあらわに追求するためだけの民活論である、こういうところに、許すことのできない背景があるわけでございます。

以上の前置きをいたしまして、具体的な質問を二、三、申し上げたいと思います。

第1点は、今申し上げました多摩ハイテクリバーという計画などに基づいて、市としては、現在の工場進出の現状、あるいはまた、今後の進出の状況をつかんでいるかどうか。

そして、その工場進出に伴って、公害の問題については、発生を規制するために、ちゃんと準備をしているかどうか。

また、そういうことと関連をいたしまして、ダイクマ等の大型店出店の動きは、今後どういうふうにふえようとしているか、いないか。こういう点をつかんでいるか、お答えいただきたいと思います。

また、立川が第二の副都心となるという中で、日野市を、居住環境を変えていくようなマンション計画等は、どういうふうに見通しをしているか、という点でございます。

そして、さらには圏央道、これらのハイテク産業を結ぶ道路、あるいは、今までも市議会で共産党市議団が取り上げました、厚木基地や、横田基地などを結ぶ軍用道路の可能性がある道路計画は、ないのかどうか。それらの動きをどういうふうにとらえているか、お答えいただきたいと思います。

次に、第1のもう一つでございますが、現在の日野自動車の工場の公害の問題でございます。他の議員も取り上げられましたけれども、今に至るも、日野自動車の雨水排水等が、甲州街道方向に流れてきて、住民の苦情がございます。

聞くところによりますと、日野自動車の工場の窓などをあけているために、いまだにぱたーん、ぱたーんという金属音の、こういう公害も解決されていないということでございます。あるいは、振動の問題も、ずっと続いております。

日野自動車も、住民の世論の中で、さまざまな公害排除の努力をされてきたと思いますけれども、最も古い歴史を持つ日野自動車でも、今に至るも、これらの問題が解決されていない。こういう点を考えるときに、私が今質問しましたことについて、5年先、１０年先のことを考えた、認識を持っていただかなければ、日野市の緑と清流、住民自治の町、日野市は、守り抜いていくことができないのではないかと思うわけでございます。

第２は、これらの首都改造計画、私は、東京大改造計画と呼んでおりますけれども、この日野市へのあらわれが、日野市の緑と清流、自然環境をどう変化させていくか、研究をされているかどうか、この点を質問申し上げます。

そして、第３に、市としてどのような対策を今まで講じていらっしゃったか、お答えいただきたいと思います。できれば、先般私が質問を申し上げました圏央道計画について、市として何らかの調査、行動があったかどうか、つけ加えて御答弁いただければ、ありがたいと思います。

以上、お願いします。

○副議長（米沢照男君）　竹ノ上武俊君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　それでは、ただいまの御質問について、お答えを申し上げます。

まず、１点目でございますけれども、多摩ハイテクリバーの計画に基づきます、工場の進出等について、市でどう把握しているかという点でございます。

市の場合は、現在、先端企業が多く立地をしておるところでございます。また、最近においては、新たな高度先端技術を抱えます、企業の誘致を行うということで、計画も進めているところでございます。

市として、これらの先端技術を要する企業を、現在の工場地域の中で、誘致あるいは対応していく、ということで考えておりまして、さらに、工業地域、あるいは準工地域をさらに拡大していくという計画は、持っておりません。したがいまして、その範囲内での誘致を検討しているところでございます。

また、これらの公害対策につきましては、できるだけ公害のない企業ということで、これから私どもの方で誘致をしていく予定の企業につきましても、無公害の工場ということを前提に、

誘致を行うことで、公害対策、特にそれらについての準備ということは、これで対応をしているところでございます。

大型店舗につきましては、将来、豊田の南口の再開発事業に伴いまして、ここにどういう店舗を持ってくるか、誘致するか、という点はございます。しかし、それ以外の地域については、現在、ダイクマ等の問題があろうかと思いますが、特に都市計画上、地域を定めて誘致をしていくという地域は、ほかにはございません。

それから、マンション計画でございますけれども、マンションは、現在、工場地域、あるいは準工業地域に、集中的に立地する傾向にございます。これらの工場地域は、私どもの計画といたしましては、できるだけ工場は工場、工場地域は工場を誘致していく、という方向でございます。マンションについては、可能な限り抑えていく。また、どうしてもやむを得ず立地をするような場合には、それなりの規制等も行っていきたい、というふうに考えております。

それから、次の圏央道の計画でございますが、圏央道につきましては、直接日野市とは、かかわり合いのあるものではございませんが、圏央道については、市の方としても重大な関心を持っているところでございます。この道路が通ることによりまして、日野市の道路体系はどうなってくるのだろうか、現在、計画にございます道路との整合性はどうなるかといった点は、今後の問題として、十分関心を持って見定めていかなきゃならない。また、その時点で、計画が具体化される時点では、さらに市と、または東京都、国とも十分協議をしていかなきゃならないというふうに考えております。

圏央道以外の道路については、現在、全く計画は、東京都からも聞いておりません。一時期、日野市の中を４０メーター道路で抜くという話があったわけでございますが、この辺についても、あくまでも立川の１市の計画であって、日野市にはこの計画について、具体的な内容の説明は受けておりません。

この計画は、私どもとしては、やはり現在の区画整理事業で整理をした地域を通過する、というふうな形になっておりますが、そういった点については、今後も十分関心を持って、見定めていかなきゃなりませんし、また、そういう計画が具体的に東京都から出た場合には、東京都の方とも十分な協議を行っていきたい、というふうに考えております。

それから、日野自動車の雨水排水でございますが、７月の集中豪雨、未曽有の集中豪雨であったわけでございますが、多摩平六丁目に、黒川都市下水路が完備したにもかかわらず、一部

浸水を来したという点がございます。この点から、いろいろと周辺地域の調査等を行ってきたわけでございます。過日、日野自動車工場敷地の中から、そして多摩平六丁目の方向に向かって溢水があるのかどうなのかということで、調査をさせていただきました。

それによりますと、日野自動車の工場の敷地内の雨水排水は、完璧に処理をされております。一部、正門付近が、やや南傾斜になっておりますが、ここの正門付近の雨水は、一部甲州街道に流出をする面がございますけれども、それが多摩平の浸水に異常な関係を及ぼすということは、全くないということは、現地の踏査によりまして、はっきりしております。

したがいまして、今後、こういった異常降雨があった場合に、どのような影響が具体的にあるのか、その辺は、その時点でさらに調査をしてみたいというふうに考えております。

それから、３番目の、首都改造計画と日野市との関係でございます。

首都改造計画は、これは御指摘のように、国土庁で、昭和５４年に首都改造計画策定調査を行いまして、５８年の５月に、首都改造基本構想を発表したものでございます。これが、東京大都市改造計画といわれるものでございます。

これについて、この事業が具体的に進められていった場合、日野市との関係はどうなってくるのか。特に、日野市の緑と清流については、どうなってくるのかということについては、まだこの計画そのものが、細かい、具体的な内容で発表をされておりません。

したがいまして、今後、これらの計画が具体化される時点で、日野市の緑、あるいは清流と、どう関係が出てくるか。あるいは、都市計画上どうかかわってくるのか、その辺は、はっきり見定めていきたい。また、問題があれば、その都度、都、あるいは国とも、協議をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（米沢照男君）　竹ノ上武俊君。

○２２番（竹ノ上武俊君）　今、概略、都市整備部長から答弁がございました。抽象的ではありますけれども、日野市も、この首都改造計画、並びに多摩ハイテクリバーの計画の進行状況をにらみながら、注目して、住民生活に支障がないよう対処していく、という趣旨の答弁であったかと思います。

しかし、私が強調したいのは、尋常、普通の形での対応の仕方では間に合わないほど、今度の計画は、急速に進めようとしているという点でございます。これに歯どめをかけるべき東京

都政を見ましても、先日の都議会の知事答弁などを見ておりますと、まちづくり計画については、計画決定の遅延は無理である、どんどん進めるという立場を、いろいろの具体例について、答弁をされております。

また、三宅島の軍事基地等についても、当初から態度が変わりまして、国に同情的な態度、村民を犠牲にするかのごとき答弁に、その姿勢が変わってきている。これらは、深く深く考えていけば、財界が、今、全く利潤追求のためにだけ考えている首都改造計画、この背景がものすごい圧力で、私ども都民、日野市民の上に覆いかぶさろうとしていることだというふうに思います。

それで、念のため、確認の意味で、質問をいたしておきたいと思います。

関係部長の皆さんは、今、東京都が出している印刷物がございますが、この中に日野市の名前なども出て、指摘をされております。御研究されているかどうか、聞いてみたいと思います。

例えば、日野市などを含む、東京の産業活動の現状と課題、あるいは、東京都市圏の物流交通体系のあり方、この中に、先ほどありましたいろいろの、日野市に関するイメージが浮かび上がってくる数字なども、出されているわけでございます。

そうしますと、必然的に、日野市、八王子、秋川の秋留台、あるいは神奈川県の相模台、こういうハイテク産業をつなぐ道路計画が必要になってまいります。あるいは、中央高速道との連絡も必要になってまいります。あるいはまた、圏央道から派生する道路のさまざまな問題が、出てくるわけでございます。

ですから、単に東京都がいろいろ都市計画を進めていく、それを見守りつつ対応するという程度では、私は、日野市の緑と清流は守り抜けない。また、住環境も守り抜けないと見ているわけです。

そこで、今言いました、ことし東京都が３月に出しました、東京都市圏の物流交通体系のあり方、という冊子がございます。それから、続いて６０年１０月には、東京都企画審議室が出しました、地域経済調査プロジェクトチーム報告、東京における地域経済施策調査、こういう厚い冊子もございます。

また、最近では、１２月２日に出されました、新聞でも報道されましたが、東京の産業活動の現状と課題というものがございます。こういう資料は、御研究でしょうか、どうか。この点で質問をいたします。

○副議長（米沢照男君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　お答えいたします。

今、3点の、東京都から出た資料について、研究しているかということでございますけれども、最初の、物流関係の調査については、私、全部見ております。

2番目の、東京都における地域総合云々ですか、以下、3番目の資料については、内容については精読しておりません。

○副議長（米沢照男君）　竹ノ上武俊君。

○22番（竹ノ上武俊君）　ひとつ、東京都の具体的な計画が、日野市にも関連して、数字も明確にいたしまして、示されております。これらを入手されまして、日野職員の皆さんが先取りで、首都改造計画の真の内容というものをつかんでいただき、今後、対処していただくことを要望をしておきたいと思います。

もし、一言、市長に、ただいまの質問についてお答えがありますれば、答弁をいただきたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　余り広範な、最近の情報というものを、精通しているわけではありませんが、経済活動は、これは人間尊重のために優先されるべきであって、人間性を破壊するような方向で進むとすれば、これは問題と言わなければならないと思います。

経済成長が、非常に急速な形で、一めぐりしたわけでありますが、なお、国民総生産といわれる生産性を、ある程度、毎年高めるために、今、いわゆる道路計画でありますとか、あるいは、東京湾を横断する道路でありますとか、本州、四国をつなぐ架橋でありますとか、いろいろな大プロジェクトによって、国内の景気、あるいは生産性の維持のために、大プロジェクトが先導的な役割をしている。

このことは、我々もおぼろげながらわかるわけでありまして、つまり、一たん高水準―― 高い生活水準を経験しますと、そのことが、維持とか、後退とかいうことではなくて、どうしても自転車操業のごとく前向きに進まざるを得ない。これが、場合によりますと人間性を大きく破壊していく、こういうことも考えられるべき今の反省点は、確かにある、というふうに思っております。

日野市の場合に、周辺の、東京の大改造計画でありますとか、あるいは首都圏の、大きく生産基盤を高めるための動向というものは、確かに取り巻かれておるわけでありますが、これに

押しつぶされるようなことが、もちろんあってはならないわけでありますので、緑と清流を取り戻そうという我が市のまちづくりのスローガン、まちづくりのスローガンは、私は誤りではなく、なお今後も高らかに維持されていくべき、すべての政策の根源である、このように言えると思っております。御指摘の点につきましては、十分配慮いたしまして、対応してまいりたいと思います。

特に、日野市の一つの特徴として、ハイテク産業の、言うなれば川に例えますと、上流に位置する、そういう感じがいたします。

したがいまして、広い、日野市は余り広い地積ではないわけでありますけれど、おいでになる企業、産業は、公害性を持たない、しかも地域経済に大きく潤していただく、こういう企業こそ、日野市においでになるに値する、このように考えております。

そのようなことで、これからも十分状況を正しく把握しながら、まちづくりに誤りのないことを期していきたい、このように考えております。

以上です。

○副議長（米沢照男君）　竹ノ上武俊君。

○２２番（竹ノ上武俊君）　ありがとうございました。御努力を期待いたします。

本日は、具体的な数字や、いろいろの動きについて、やりとりしたいところでございますが、時間の点もございますので、私もまた次回の機会を得るように頑張りまして、そこで具体的な問題については、一般質問などをさせていただきたいと思います。

現在の首都改造計画等については、良識ある方々は、その危険性を非常に指摘をされております。

例えば、２３区だけで、超高層ビルをあと２５０棟、要求を、ＪＡＰＩＣ等がしているわけでございます。こういう中で、今、国公有地の売却などが、反都民的な方向で、売り買いされております。このことに対して、高山という国土審議会委員は、国公有地の売却はすぐにやめるべきだろう。中枢化、東京都がして、各種業務機能が一局集中すると、東京は防災面での危険が大きくなっていく、というような点を指摘されております。

日野市も、公有地などがあるわけでございますが、今、こういうものに対して、小さなところについても、ＪＡＰＩＣ等がいろいろの目をつけておりますので、市民本位に、日野市は今後とも、こういう土地も活用できるように、私どもも市側とともに全力を挙げて頑張っていきた

いと思う次第です。

そして、私は、先ほど民活ということを申し上げました。しかし、真の民活という点については、やはり本当の意味での内需の拡大を図る。そのためには、国民の個人消費を拡大する方向があります。あるいは、現在、福祉の拡充、労働時間の短縮と賃上げ、こういうことこそ、民活の緊急課題であります。

また、公共投資につきましても、先進資本主義国の中でも、低水準の住宅、下水道、公園などへの急速な、手厚い投資や、教育、福祉、医療、交通などの施設の拡充のための投資など、国民生活密着型のプロジェクトへの投資の流れの転換、こういう方向が、本当の意味の民活なのでありますので、こういう方向で発展するために、力を尽くすことを申し上げまして、この件に関する質問を終わります。

○副議長（米沢照男君）　これをもって２１の１、「東京大改造計画」から日野市の緑と清流を守れと問うに関する質問を終わります。

２１の２、三中、三沢中及び第六幼稚園の教育環境整備を更に充実せよと問うについての通告質問者、竹ノ上武俊君の質問を許します。

○２２番（竹ノ上武俊君）　それでは、残り質問につきまして、なるべく簡潔に質問を続けたいと思います。２１の２の、三中、三沢中及び第六幼稚園の教育環境整備を更に充実せよ、という質問でございます。

御承知のように、三中はマンモス校ということで、経過をいたしてまいりました。これについては、森田市長を初め、市の職員の皆さん、また、市議会超党派で、さまざまな努力をしてきた結果、今、三中の教育内容については、着実にいい教育として、全都的にも評価されるような方向で、前進をしつつございます。これには、もちろん三中の先生たちの、大変な努力があったことは、申すまでもないわけでございます。

また、日野市が財政措置をとって、さまざまな教育環境の整備に、予算をつぎ込んでいただいたという点も、評価しなければなりません。そういう状況下ですが、まだ、全然マンモス校の後遺症が残っていないわけではありません。

そういう点で、これからも三中に対して、いろいろの予算を使っていただき、教育環境を向上させていただきたいと思います。

第１には、この三中の件につきまして、市側でも、市議会の中で、しばしば私を初め、他の

議員も取り上げてこられておりますけれども、二、三確認をする意味で、質問をしておきたいと思います。

一つは、校庭の改善でございます。三中につきましては、御承知のとおり山に囲まれて、排水が大変不十分な形に、現状なっております。抜本的な改善が必要であります。この点についての、一刻も早い解決を、どう市としては考えていらっしゃるか、お願いをいたします。

また、今まで三中の学校給食につきまして、父母の皆さんが最も早く、日野市では、このテーマを取り上げた学校の一つでございます。

しかし、先ほど申し上げました経過の中で、完全給食が実施されておりません。これも、やはり急ぐべき課題であると思いますけれども、これは、いつまでに実現をする予定であるか、お聞かせいただきたいと思います。

次に、今までしばしば申し上げてまいりましたが、三中の校庭の夜間照明の問題がございます。これも、環境的に、設備をしても問題のない中学校であろうかと思いますので、こういう点でも、急いでいただく必要があるのではないか、こう思っております。これについても、計画をお聞かせください。

また、もう一つは、三中のクラブ活動が活発でございます。いずれも活発でございますが、その中で、一例だけ申し上げますと、ブラスバンドがございます。多くの市民の皆さんも、広く聞かれているように、大変ブラスバンドの活動が活発になって、大部隊になってきております。

関係者の方々の御要望を聞きますと、全都的にも表彰を受けたりしてまいっておりますけれども、大きな部隊になればなったで、また、低音部分の楽器が不十分であるとか、いろいろの改善強化が待たれているようでございますので、こういう点まで含めて、今までの経過との勘案の中で、改善をしていただくべきではないかと思いますので、この点についても、担当の方より御答弁をいただきたいと思います。

三沢中の点についても、御承知のとおり、多額の予算を執行いたしまして、環境改善がなされてまいりました。三沢中についても、教育水準が向上をして、父母の皆さんが、今、以前に比べて大変安心した状況の中で、子供たちとともに通学などをされているわけでございます。

三沢中につきましても、学校当局等から要望が出ている点については、校庭がなかなか広げられない。細長くは広げていただきましたけれども、そういう難点などが残されておりますの

で、ぜひ学校当局の要望については、積極的に解決をしていただくよう、この点について、要望をいたしておきます。

第２点は、第六幼稚園の点でございます。第六幼稚園のことにつきましても、しばしば私も取り上げてまいりました。しかし、どうしても改善されないのが、園庭の問題でございます。園庭の問題については、現在も職員を初め父母の皆さんが強く要望されております。何とかして、できれば土地を買収してでも、園庭を広げていただきたい。

次善の策としては、今ある園庭の中の水飲み場、その他がございます。こういうものを改善するだけでも、５メートルでも直線コースがたくさん取れて、子供たちがよく走れるようになる。こういう問題などがありますので、そういう点についても、ぜひ今回は思い切った改善策を施してもらいたいと思うわけであります。

また、さらに、人員の問題がございます。今、２年保育になりまして、３年、３０人の保育をしております。そういう中で、職員が、もちろん園長は高幡台小の校長先生が兼務をされております。そして、職員が１クラス１人という形で、１人でも欠けると、子供たちの統率、保育に不十分さ、あるいは、危険性すらある状態もございます。

これも、父母の皆さんが強く要望されているとおりでございますので、できれば正職員、あるいは園長を正職化するとか、さまざまなやり方があると思います。正職員の増員を目指しつつも、当面、パート的な形ででも、職員をふやすなどして、今の保育に欠ける点を十分にしていただくことを、急いでいただきたいというふうに思うわけです。この点について、要望をいたしておきます。

また、募集人員の点については、今後の応募者の動きなどを見ていただきまして、よき方向で改善をしていただきたいことを、望んでおきたいと思います。

以上、主として２点にわたっての御答弁をお願いいたします。

○副議長（米沢照男君）　竹ノ上武俊君の質問についての答弁を求めます。教育長。

○教育長（長沢三郎君）　ただいまの三中、三沢中、六幼関係の問題について、お答えさせていただきます。

御承知のように、三中のグラウンドの改修、この問題につきましては、長い間の懸案でございますけれど、日野市の方としては、毎年、年次計画で、１年に１校程度ずつ、グラウンドの改修を手がけてきたわけで、本年度、程久保小学校のグラウンドの改修をさせていただいたわ

けです。

順序としては、程久保小学校の次に三中のグラウンドという形で、考えているわけでございまして、ただ、先ほど御質問の中にもありましたように、三中の場合、周囲が山に囲まれているということで、排水関係の問題等をめぐって、一般のグラウンド改修よりか若干経費の面ではかさむと思いますけれど、できるだけ早く三中のグラウンド改修については、何とか手がけたい。こういうことで、財政当局と十分打ち合わせをしてまいりたいと思います。

それから、２番目に、学校給食関係でございますけれど、確かに三中の場合、中学校給食としては一番最後になってしまった。ここで、日野二中の給食の工事、これが現在議案として、工事費の内容がかけられているわけでございますけれど、６０年度、６１年度の２年間にわたって、二中の給食関係の施設は完成したい。62年の4月からは、第二中学の給食を実施したい。

引き続いて、第四中学、旭が丘の第四中学の給食という、その手順からいきますと、三中の給食というのが、どこに給食の施設を持ってくるかという、難しい問題も、三中の場合には絡んでくるわけでございますけれど、最短距離でこの問題を取り組んでいって、６４年の給食開始、こういう方向で、教育委員会としてはできるだけ努力していきたい、こういうふうに考えております。

次に、ナイター関係でございますけれど、ナイター関係につきましては、これは将来計画の中では、確かに一中、七生中、それから今度二中のナイター設備という手順からいきますと、東西南北という形で、もう一つ三中のナイター設備を、何とか、手順からいったら仕上げていきたい、こういう気持ちは持っておりますけれど、現在、教育委員会自体が抱えている五小の改築、ふるさと博物館、たくさんの教育委員会関係の事業を抱えている中で、予算の年次的な配当等も絡めながら、この問題については取り組んでいきたい、こう考えています。

それから、ブラスバンド関係等につきましては、これは各学校とも、配当予算の中で、年次計画で次々と器材をそろえていると。そういう状況でもありますので、学校当局とも十分打ち合わせをしながら、さらに不足している部品等については、各学校への配当予算等を通しながら、備えつけていきたい、こう考えます。

三沢中学関係につきましては、これは三中との絡みの中で、いわゆる給食棟の完成、特別教室の増築、あるいはグラウンドの拡張、第二グラウンドの完成等、次々と手を打ってきたわけでございますけれど、現在、学校の教育環境を整備するということで、植樹関係等についても、

三沢中については、それなりの手だてをとっております。

ただ、置かれている位置からいきまして、東西には非常に、十分な距離を持っているわけですけれど、南北については、程久保川と京王線というようなものに挟まれた中で対応するのは、非常に困難な学校であって、当初、グラウンド拡張の問題が、三中との絡みの中で出たときにも、それなりの努力をしたわけですけれど、程久保川へのふたがけとか、あるいは、京王線側の道路を、地下をくぐって抜けられるような方向で、ぎりぎりに、京王線との境目までグラウンドが広げられないかとか、いろんな検討もしたんですけれど、現実的にはそういうことが無理で、さらにこの辺のグラウンドの問題については、また学校当局で、今のグラウンドをどう有効に活用するかということも絡めながら、対応していきたいと思います。

六幼関係でございますけれど、確かに第六幼稚園、ことしから２年保育ということで、四、五歳児の教育が始まったわけでございますけれど、グラウンドの問題につきましては、置かれている地理的条件からいって、なかなかグラウンドをさらに拡張するということは、難しい。今、議員さんの方からも話がございましたように、砂場だとか、あるいはブランコ、滑り台、そういうものの配置や何かを十分検討して、もっとグラウンドが有効に活用できるような方法、こういうものに配置がえをしていきたい。

さらに、できれば、これは幼稚園の先生とも十分話をしていきたいと思いますけれど、六幼の置かれている自然環境、そういうものを十分やはり活用して、園外保育といいますか、周辺の自然、この中で、やはり体育的な行事等をどんなぐあいに組めるか、というような問題等についても、検討していく必要のある園ではないか、こう思っております。

さらに、職員増の関係でございますけれど、この問題につきましては、現在の厳しい定数上の状況からいって、正規の職員という形での、第六幼稚園の増員ということは、ほとんどこれは困難である。ただ、現在の幼稚園というのが、第一幼稚園を抜かしましては、ほとんど２クラスないし３クラスの小規模園で、担任の先生も、副園長の先生を入れて、２ないし３というような形で配置されている。そういう状況で、１人の先生が休暇をとなれたり、お休みをとったりしたときに、もろにもう１人の先生のところに、全部の負担がかかってくる。

こういうふうな状況等は、十分わかりますし、１０名とか１５名の職員が配置されている状況であれば、１０分の１とか、１５分の１の負担で済むのが、２人しか担任の先生がいないと、片っ方が休暇をとったとき、もう１人の先生のところに全部の負担がかかってくるという、そ

ういう問題等を十分配慮しながら、小中学校で東京都がとっております、時間講師制度的なものがとれないかどうか。少なくとも、幼稚園児が来園している午前中の時間帯ぐらい、幼稚園の教員の免許証を持っている時間講師のような方に、お手伝いしてもらえるような方法がとれるかどうか、この辺を検討しながら、内容的には、また財政当局とも詰めてまいりたいと思います。

以上です。

○副議長（米沢照男君）　お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（米沢照男君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。竹ノ上武俊君。

○２２番（竹ノ上武俊君）　ありがとうございました。一言要望を申し上げまして、この件は質問を終わります。

三中の給食の問題でございますけれども、６４年が最も短距離というふうには、父母の皆さんも、地域の皆さんも思っておりません。

したがいまして、私がしばしば、奇抜ではございますけれども、提起いたしましたこともあります。体育館を２階建てにするとか、抜本的な形で、工夫、創意を生かしていただいて、63年度実施ぐらいには努力をしていただくように、お願いをしていただきたいと思います。

また、第六幼稚園の庭の問題ですけれども、これも私が、奇抜ではありますけれども、あの下の都道に屋根をつくるような形で、鉄筋を伸ばしてでも園庭を広げてみないか、という提起をしたこともございます。いろいろ考えれば、やることがあるかと思いますので、ひとつ、これについても全力を尽くしていただくように、来年度の予算化では、そういうことが実現するように期待をいたしまして、終わります。

○副議長（米沢照男君）　これをもって２１の２、三中、三沢中及び第六幼稚園の教育環境整備を更に充実せよと問うに関する質問を終わります。

２１の３（「議事進行」と呼ぶ者あり）　飯山　茂君。

○１５番（飯山　茂君）　これから、一般質問を続けようというような、議長のようですけれども、きょうもかなりの議員の、昨日あたりも黒川議員さんで終わりにするんじゃない

か、というようなこともありました。

この間も、１３日ですか、古谷議員もきょうは見えていますけれども、４時半に終わった経過もありますし、まだまだ、そんなに詰めなくてもできると思うんですよ。

この3問を残して、あしたまだ時間的な問題もありますから、あした１０時からやっていただきたい、こう思うんです。

○副議長（米沢照男君）　ただいま、議事進行で発言がありました。質問の途中ですけれども、あすに回したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（米沢照男君）　それでは、お諮りいたします。本日は（「議事進行」と呼ぶ者あり）　簇野行雄君。

○１０番（簇野行雄君）　手元に、日野市小規模事業者育成条例施行規則というのが、配付されております。これは、前回の約束によってですが、この条例２条に、こういうことが書いてあるんですよ。

条例第２条に規定する商工業者とは、次の各号に掲げるものとする。商業、サービス業にあっては従業員を含めて２人以下、製造業その他の事業にあっては従業員を含めて５人以下と、こう書いてあるわけです。

これは、私、この提案説明のときに、質疑を重ねたわけですが、（「まだ壇上にいますから、ちょっとこっちから発言させてください」と呼ぶ者あり）

○副議長（米沢照男君）　発言中ですが、こちら、まだ、けじめをつけていませんので。竹ノ上武俊君。

○２２番（竹ノ上武俊君）　今の議事進行に、私も賛成でございますので、ひとつ、よろしくお取り計らいいただきたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　簇野行雄君。

○１０番（簇野行雄君）　続けます。

提案理由の説明のときに、私、再三これは少しおかしいから、社会通念にもゆゆしくかけ離れているし、この条例の運用上も問題がある。また、市民に対する公平を欠くんではないかという見方から、再三質疑を重ねたんですが、この条例案の２条の、概ね規定する小規模事業者というものは、１人でも常用者がいては該当外だ、こういうふうな生活環境部長の説明があっ

たわけです。

それは、私、再三確認したわけですが、この施行規則を見ると、サービス業にあっては２人以下ならいいと。製造業にあっては５人以下ならいいと。これは、条例の実質的な内容の変更だと思われるわけです。

このようなことを、ぬけぬけとやるということは、議会軽視も甚だしいと、私、思います。議会の権威を守るために、適切な処置をとられたい、このことを要望して、議事進行の発言といたします。

○副議長（米沢照男君）　先ほど配付された施行規則案についての、今、御意見が出されました。一応この場では、要望意見ということで承っておきたいと思います。

お諮りいたします。本日はこれにて散会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（米沢照男君）　御異議ないものと認めます。よって本日はこれにて散会いたします。

午後５時１分散会

12月18日　水曜日　（第8日）

昭和60年
第4回定例会

日野市議会会議録　（第41号）

12月18日　水曜日　（第8日）

出席議員（27名）

1番	橋本文子君	2番	福島敏雄君
3番	小俣昭光君	5番	谷　長一君
6番	古谷太郎君	7番	馬場繁夫君
8番	馬場弘融君	9番	高橋徳次君
10番	旗野行雄君	11番	一ノ瀬　隆君
12番	板垣正男君	13番	鈴木美奈子君
14番	川嶋　博君	15番	飯山　茂君
16番	夏井明男君	17番	黒川重憲君
18番	古賀俊昭君	19番	市川資信君
20番	藤林理一郎君	21番	名古屋史郎君
22番	竹ノ上武俊君	23番	米沢照男君
24番	中山基昭君	25番	大柄　保君
26番	秦　正一君	27番	奥住芳雄君
28番	石坂勝雄君		

欠席議員（1名）

30番　高橋通夫君

欠員

4番　29番

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君		
助役	赤松行雄君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	前田雅夫君	総務部長	山崎彰君
市民部長	佐藤智春君	生活環境部長	坂本金雄君
清掃部長	藤浪竜徳君	都市整備部長	結城邦夫君
建設部長	伊藤正吉君	福市部長	高野隆君
水道部長	永原照雄君	病院事務長	大貫松雄君
教育長	長沢三郎君	教育次長	小山哲夫君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	岩沢代吉君	次長	馬場守君
書記	田中正美君	書記	土方留春君
書記	串田平和君	書記	佐々木茂晴君
書記	小林章雄君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目１０の３

立川速記者養成所　所長　関根福次

速記者　川久保友子君

議事日程

昭和６０年１０月１８日（水）

午前１０時開議

日程第１　一般質問

（議案上程）

日程第２　議案第１０６号　日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正

する条例の制定について

（請願上程）

日程第３	請願第６０－１８号	仮称東部会館早期建設実現の請願
日程第４	請願第６０－１９号	都バス廃止に関する請願
日程第５	請願第６０－２０号	日野市の犬（ネコ）の不妊・去勢手術料金に対する市の一部負担に関する請願
日程第６	請願第６０－２１号	老人医療費の自己負担金引き上げに関する陳情

本日の会議に付した事件

日程第１から第６まで

午前１０時４３分開議

○副議長（米沢照男君）　おはようございます。本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員２０名であります。

これより日程第１、一般質問を行います。

２１の３、非行、いじめ、体罰をなくすためについての通告質問者、竹ノ上武俊君の質問を許します。なお質問の残り時間は２９分であります。

〔２２番議員登壇〕

○２２番（竹ノ上武俊君）　おはようございます。きのうに引き続きまして残りの一般質問をさせていただきたいと思います。

最初に２１の３、非行、いじめ、体罰をなくするためにという質問でございます。

この質問については１点に絞りまして、市当局なり教育委員会の回答をお願いいたしたいと思います。私は、きのうの一般質問におきまして首都改造計画なるものが財界等の利潤追求を第一とした計画であるために、例えば圏央道等にいたしましても危険きわまりない調査と計画であるというようなことを明らかにしてまいりました。教育の世界においても、最近財界が考えて、いま、ことは全く国民の立場を抜きにしたものであることが明らかでございます。日本共産党は去る７月２５日に民主教育を根本的に破壊する臨教審構想に反対し国民の期待する教育改革を実現するためにということで提言を行った次第でございます。本日はこの内容について御紹介する時間がございません。しかし、１点だけ指摘をしておきたいと思います。

それは、この臨教審構想の内容が実は教育基本法の教育目的を改変して学校教育を支配体制により忠実な国民育成の道具に変えようとしているということがだんだん明らかになったという点でございます。以前、期待される人間像という言葉がございました。今回の臨教審も、いろいろの論議を聞いてまいりますと結局現在の先端技術の開発というような産業界の変化の中で独占資本の期待をする労働者の人権を無視して配転や出向でもはいはいと聞くような、そういう今の企業の状況に合った期待される青少年をつくろうというような内容であることが明らかになってきているわけでございます。そしてまたさらに人類不変の価値が欠落をした内容となっております。

社会の主人公となる国民の育成という民主主義の見地を欠落させた、こういう臨教審の方向では教育改革が期待できるはずはございません。

今、日野市におきまして地域の教育力ということが叫ばれ始めました。森田市長もいろいろの点を考えてこういうことをひの広報等通じて提唱されております。また日野市の教育委員の方々も、地域の教育力というものを強める必要があるということを主張されております。私も大方こういう方向での考え方に賛成をするものでございます。（「具体的に」と呼ぶ者あり）現にこういう方向で今小中学校の先生たちが大変な努力をされております。また青少協とも一部こういうことにかかわって努力が始まっているわけでございます。市も今回の補正予算など計上してあるようでございますが、そういう立場からの努力が始まろうといたしているわけでございます。

いじめ、非行、体罰の問題についても私ども共産党は１９８３年の３月にやはり提言を行いました。暴力否定の姿勢を明確にして、学校、家庭、地域の総力で子供の教育を守る話し合いと行動をと、こういう方向の提言でございます。この中で体罰の点についても問題提起を行っております。説得を省略し肉体的苦痛と恐怖で理性を麻痺させ、自発的な反省や自主的思考の機会を奪い、人間としての自覚を弱めていくもので、人間としての諸能力を発達させるべき教育とは正反対のものです。こういう立場から体罰の一掃を提起したわけでございます。生徒たちの間にも暴力否定、相互の人格と権利の尊重の意識を呼び起こす重要な契機となる、そういう方向を提起し教職員集団の自覚的な取り組みを重視したわけでございます。

このような立場から考えますと臨教審の方向ではなく、日野市長や日野市の教育委員のメンバーの方が提起されているような方向でこそ私は本当に行き届いた教育が実現できるのであり、ひいては非行、いじめ、体罰が一掃されていく方向に発展すると思うわけです。

ただ、問題は教育の内容というものは大変複雑であるということでございます。今の教育課程、小中学校等の教育の内容というものはなかなか一般市民にわからないようなところで発展をいたしてきております。それは例えばすべての子供を発達させようとしても差別教育でランクをつけていかざるを得ないというような文部省等からの指導の方向などが強まっているわけでございます。そういう実態、複雑の中身をお互いに知った上で足並みをそろえて地域の教育力も強めていかなければならないと思います。そのためには市が予算を組んで上から命令するような形でいろいろの会合を開いても成功するはずはございません。市が積極的に呼びかけるとともに、そういう集まりや組織などをつくっていく際には学校当局、教職員組合そして父母、また地域の自治会、各種サークル、こういうものに呼びかけて事前から話し合いを積み重ねて

いってこそ地域の教育力も育つというふうに思うわけでございます。

私はそういう立場であり、また日野市もそういう立場で進むとは思いますけれども、この点で確認の意味で質問をしたいと思います。

市が考えている教育力というのは今私が申し上げたような点を配慮して進めていただく方向であるかどうか、簡潔に市教育委員会等の考え方をお示しいただき、御答弁をいただきたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　竹ノ上武俊君の質問についての答弁を求めます。教育長。

○教育長（長沢三郎君）　教育委員会は教育基本法に沿った形での教育を現在やっております。今、竹ノ上議員の方から話されましたように教育基本法の第１条に教育の目的というものが明示されている。教育は、人格の完成を期し、平和的な国家並びに社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をとうとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われねばならない。これが教育基本法の第１条の目的にはっきりと示されている。この目的に沿って教育が展開されていけば、私はいじめとか非行とか、そういうものが起きない方向での教育というものが完成されてきたのではないか。

現在、いろいろ非行あるいはいじめの問題が大きく社会的な問題として取り上げられておりますけれど、教育委員会といたしましては来年４月以降、中学校ブロックを単位とした教育問題の懇談会を開いていきたい。その中では当然学校、父母、地域、さらに教育委員会、これが一体となった形の中での融れ合いの場を通して現在の教育の抱えている問題、こういう問題を率直に地域の方々からも聞きながら教育の方向を見定めていきたい。こう考えております。以上です。

○副議長（米沢照男君）　竹ノ上武俊君。

○２２番（竹ノ上武俊君）　ぜひ、ただいまの答弁の方向で頑張っていただきたいと思います。

東京都教職員組合等におきましても全都的な呼びかけをして、これに都の教育委員会また公的団体等も含めてすでに全都的な段階でその実践がスタートをいたしております。ひとつ教育の点でも日野市が全都、全国に先駆けた模範的なそういう方向での実績を上げられるよう期待し、また私も頑張ることをお約束いたしまして、この質問を終わります。

○副議長（米沢照男君）　これをもって２１の３、非行、いじめ、体罰をなくするため

にに関する質問を終わります。

２１の４、専用水道の切換えを住民本位についての通告質問者、竹ノ上武俊君の質問を許します。

○２２番（竹ノ上武俊君）　専用水道の切りかえについて一言質問を申し上げます。

日野市内には市内全域に専用水道がございます。しかし、この専用水道の場合、いい点もございますけれども、夏、水圧が下がるとか、さまざまな問題があったわけでございます。やはり都の水道に切りかえて十分な水の供給をする中で水道問題を解決していく必要があると思います。日野市もそういう方向で努力をされていることを私も承知いたしております。

今回、質問したい点は三恵設備等が行っている地域の専用水道の問題でございます。

質問といたしましては、第１点は現状ですでに専用水道が公水道に切りかわった地域がどれだけになっているかという点でございます。

第２点は、すでに市が切りかえに当たっての住民負担を軽減するためのさまざまな努力をされております。そういう点で今後ともそういう住民負担軽減のため努力をするお気持ちを強めていただきたいと思いますけれども、その点はどうかという点でございます。

第３に、今後、住民からさまざまな小さな問題で切りかえに当たって要望が出ると思います。その要望には広い、温かい心でひとつ、一つ一つを解決していっていただきたい。こういうふうに思いますが、そういう心構えで進めていただけるかどうか質問をしたいと思います。以上です。

○副議長（米沢照男君）　竹ノ上武俊君の質問についての答弁を求めます。水道部長。

○水道部長（永原照雄君）　御質問にお答えいたします。

第１点といたしまして、まず市内ですでに専用水道に切りかえた所があるかという御質問でございます。これにつきましては１カ所、私が就任いたしましてから１カ所、昭和５８年に長銀団地、これは鹿島団地の東南に当たる７９世帯の団地でございます。これを切りかえをいたしております。

次に住民に対してより今までも軽減といいますか、措置をとっているけれども、今後もその考えはあるのかということでございます。当然、水道におきましても下水道がとっておりますところの資金融資あっせん制度、これ等を市長からも検討しろという御指示がございましたので検討してまいりたいと思っております。

なお、５団地の三恵がやっておるところの件につきましては住民とも十分に話し合いをいたしまして納得のいく線でこれは進めなきゃならない。都でも三つの柱を私なんかに常に言っております。安定給水並びに安心して飲める水、そして市民サービスの向上。この中には親切、迅速、正確ということを要望いたしておりますので、その線で進めてまいりたいと考えております。以上です。

○副議長（米沢照男君）　竹ノ上武俊君。

○２２番（竹ノ上武俊君）　ありがとうございました。長銀団地におきましても小さないろいろの困難な点についても市がよく理解をして協力していただいたという話でございます。

今後の計画実施に当たりましても私道等含む地域が多いわけでございますので、柔軟なる態度でひとつこの計画を促進していただくようお願いを申し上げておきたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　これをもって２１の４、専用水道の切換えを住民本位にに関する質問を終わります。

２１の５、七生支所にも総合相談の窓口設置をについての通告質問者、竹ノ上武俊君の質問を許します。

○２２番（竹ノ上武俊君）　七生支所にも総合相談の窓口設置をという質問をさせていただきます。

七生支所がコンピューターが導入をされました。コンピューターが導入されましたために今までありました戸籍の名簿等がその場所から除去されまして支所の面積もやや緩やかに広くなったような感じがしているわけでございます。このコンピューター導入によりまして一定の市民サービスも行われたというふうに考えております。しかし、市の職員数の点を見ますとこの導入の中でやはりまだなれない点もあるかとは思いますけれども、人手不足という状態なども出てきております。

そういう中で市民の方からは七生支所においても福祉などの相談、簡単な手続などができるようにしてほしいという要望が強いわけでございます。七生支所は対象人口が極めて大きい支所でもございます。

そういう意味から、当然新しい施策を実現するには人員増の問題を考慮していただかなければ事の達成ができないのはもちろんでございます。こういうことを前提といたしまして七生支所に今申し上げましたような窓口設置の努力をしていただき、そして早急に実現していただき

たい。こういうことでお願いをするものでございます。市当局の考え方をひとつお答えいただきたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　竹ノ上武俊君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　お答えをいたします。

市民相談につきましては市民の方が問題意識を持ちまして市に相談に来るわけでございます。その対応といたしましてはやはりその専門的な知識それから業務、こういったものを持っている方が対応しないと問題の解決には至らないというわけでございます。今、本庁でやっておりますのは行政相談、法律その他いろいろ相談をやっておりますけれども、弁護士等を初めとして専門のスタッフをそろえてやっている。それから一般の市政全般につきましては市民相談が窓口になりまして関係各部課が、いわゆるバックアップするような形で問題の処理に当たる。そういう形になっておるわけでございます。

現在、七生支所にコンピューター等の導入によって事務改善がされ若干のスペースがあき、さらに支所の機能の拡充をというようなお話でございますけれども、現時点では市民相談につきましては今申し上げましたような関係もございますのでやはり本庁の窓口で一本でやるべきであろうというふうに考えております。そのほかに窓口は今現在本庁でやっておりますけれども、文書での照会とか、あるいは電話での照会、これらに対しましては市が直接出向きまして、解決できるものは解決をしておりますし、さらには市長みずから、土曜日でございますけれども、市長相談で市民と対応したり、あるいは各地域に対話集会ということで出向きまして市民の意見を直接聞き、また回答しているわけでございます。当面そういう形で進めていきたいというふうに考えております。

○副議長（米沢照男君）　竹ノ上武俊君。

○２２番（竹ノ上武俊君）　真の意味での行政改革ということを考える場合に今の部長の考え方の程度では積極的な住民本位の行政改革の前進はないと思います。

そこで要望だけ述べておきたいと思います。現在の、この発達したコンピューター等の、いわゆる機械も活用いたしまして、そして人員増というものを、そういう最も市民が望む先端の窓口の所に重視をするということなどを考えていただければあらゆる手だてがとれるものというふうに思います。七生支所で法律相談までしてくれというわけではございません。週１回で

もいいから例えば福祉関係の職員が出張する日、あるいは市民相談室も職員が出張する日、あるいはまた市長が１カ月に１回なり２カ月に１回なり七生支所で市長相談をされるのもいいかと思います。さまざまな形で市民の要望にこたえる手だてはありますので、あとは決意の問題だと思います。

来春あたりにはそういう、市民があっと感じるような市民サービスの改善をしていただくことを期待いたしまして、この質問を終わりたいと思います。（拍手）

○副議長（米沢照男君）　これをもって２１の５、七生支所にも総合相談の窓口設置をに関する質問を終わります。

２２の１、明星、鹿島、三井、電建住宅地区の専用水道都一元化６０年度移管の情況についての通告質問者、市川資信君の質問を許します。

〔１９番議員登壇〕

○１９番（市川資信君）　おはようございます。ただいま議長から通告質問のお許しをいただきましたので、明星、鹿島、三井、電建各住居地区の専用水道都一元化に伴う６０年度移管の状況について質問させていただきます。

ただいま竹ノ上議員がこの同じテーマについて質問されましたので、できる限り簡潔に重複しないように質問させていただきたいと存じます。

御存じのように、これらの住宅団地は居住以来、地域によっては２０年の歳月を経ておるわけであります。かつては市水道の一元化、そして都移管後は都水道の一元化に向かって私を初め多くの議員がこれらの問題に再三にわたって指摘されてきた長い間の懸案でございます。

かつて私は消防団員であったころ鹿島住宅地域で火災が発生したときに、消防自動車が行って消火栓に吸管を接続しようとしたらインチが合わなくて、いわゆる接続不能であった。それから、それを直した後、やはり夜間火災が発生して行って今度は出るだろうと思って、インチは合ったんですが、吸管の接続はできたんですけれども、水圧がなくて、見る前で１軒ただ茫然と燃えてしまった。こういう非常に厳しい経験を持っているわけであります。また現在でも夕方の一斉使用時になりますと水圧が下がるために湯沸かし器の火が消えてしまう。いわゆる火がつかない。また、今竹ノ上議員もおっしゃられましたけれども、家庭によっては夕方一斉使うときにはちょろちょろ水で困るということも住民から私どもの耳に届いております。

市当局もこれまで各議員の質問に対し６０年度都水道一元化に向けて庁内に推進本部を設け

て精力的に取り組んでおるとの答弁をいただいておるわけでございますが、６０年度は間もなく終わろうとしているわけであります。

そこで、これまでの経過及び今後の見通しについてお聞かせいただきたいと思います。

これらの今申し上げました4団地のほかに緑坂を含めて私どもは5団地と申しておりますが、この地域の世帯数は約2,５００世帯、人口8,０００人と見ております。

これらに対する、いわゆる市の給水能力が現状で果たしてあるのかどうか、この点につきまして1点お尋ね申し上げます。

その次に推進本部を設けて都と積極的に交渉しているということを先般もお話を承りましたが、今もってすっきりしない答弁を踏まえ、東京都は何らかの条件をこの一元化に向かって出されているのかどうか。もし、あったならばお答えいただきたい。

以上、まず1問目の質問として部長の答弁をいただきます。

○副議長（米沢照男君）　市川資信君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　大きく内容をとらえまして私からお答えをし、細部にわたりましてはそれぞれの担当からお答えをさせていただきます。

いわゆる三恵水道が給水の代行をやってまいりました5団地、これは電建は2団地ありますから私は5団地と言ってよろしいと思うんですが、これに対します、つまり三恵の任務というのは、共同井戸の管理者であった、管理員であった。その見解が正しいということになっております。そうして東京都と交渉の結果、６０年度移管ということを前提といたしまして、その実施は６１年度の年度末までに完成させる。６２年から都水に切りかえる、こういうことが大原則になっております。その条件といたしまして、施設は今の所を使うといたしましても三つの給水池が、つまり池でありますが、給水の池が必要だということでございますので、それに関しましては市が用意をする。そうして東京都に移管をする。こういう大きい原則で了解が今成り立っております。それに準じまして今後1年間の間に各戸の都水によりますメーターをやっぱりつけかえなければなりません。それから全部の方の意見の一致が必要であります。ある部分は公営水道で、ある部分は市営水道というわけにはまいりませんので、切りかえる際は完全に一どきにやる。こういう了解事項が必要であります。それから住民に理解をお願いしなければなりませんのは、つまり表の公道にあります排水管それから個人の、宅地内の、宅地内に届くまで、あるいはメーターまでの部分は、これは私的経費に属しますのでそれに対する経費

の負担のこと、それから当然都水道になりますと都水道並みの料金に統一される、こういうことが必然的になるわけであります。そのところをよく了解をしていただいて完全な理解、了解の上に６２年の４月１日より公共水道に置きかえる。こういうことが大きく原則になってこれからの事務処理並びに現地処理を進めてまいります。

そういうことで都との関係では、あるいは三恵も含めて、三恵とは今話し中でございますが、了解を完成させることによって実施できる、こういうことになっております。そういう状況にありますということを、まず私からお答えをしておきたいとおもいます。以上です。

○副議長（米沢照男君）　水道部長。

○水道部長（永原照雄君）　御答弁申し上げます。

今までの経過並びに今後の見通しということにつきましては市長の方から今御説明ございましたので御了承賜りたいと思います。

もう１点、給水能力があるのかという点でございます。私どもは、結論から先に申しますとあるというぐあいに判断をいたしております。その理由といたしましては、ことしの７月から１１月にかけまして都水からが、程久保給水場から東電学園前を通りましてT字路にぶつかって都道１５４号、都道に入りまして動物園の前を通り明星団地になり、入り口をすでに経て鹿島台、三井団地の方に行く程久保川にかかっている中程久保橋という所がございますが、そこまで1,５８０メートル、これを５００ミリで新設、布設をいたしましたので、しかも通水も１１月２９日に終わっておりますので能力があるというぐあいに考えております。

なお、何か条件があるのかということでございますが、大きく分けまして三つ、それについても市長の方から御答弁ございましたけれども、三つございます。まず都が必要と認める専用水道施設の需要、それと公道化――私道の公道化、それと住民の同意ということでございます。以上でございます。

○副議長（米沢照男君）　市川資信君。

○１９番（市川資信君）　ただいま質問いたしました私の件につきまして、市長並びに部長から御答弁をいただいたわけですが、さらに、それについて再質問をさせていただきたいと思います。

東京都から何らかの条件提示をされておるのかということに対して、今御答弁をいただいたわけでございますが、まず給水能力はあるということで安心いたしました。それから、もう１

点に３カ所の給水池を市が用意をするということでございますが、これは給水池は用意できる見通しがあるのかどうか。もしお答えいただければ御答弁いただきたい。それから、もう一つは、これは住民の意思統一と理解。経費負担の住民の理解ということでございますが、これらについては先ほど竹ノ上議員も言われておりましたように、住民の負担する、かかる負担割合をできる限り市の方で援助と申しますか、積極的な方策を何らかの形で整えていただきたい。

したがって１点だけ、この給水池が確保できるということに対して見通しはあるのかどうか、その点について質問させていただきます。

それから、もう一つつけ加えて質問させていただきますが、来年度――６１年度に向かって、６０年度はもう間もなく終わるわけで不可能だろうと私も物理的に思うんですが、６１年に延びたと仮定いたしまして６０年度移管だということに対して、この切りかえを一挙にしていくのかどうか、年次計画を持って進めていくのかどうか。その点についてもお答えいただきたいと思います。

それから、もう１点つけ加えて質問するんですが、万が一何らかの住民の意思が統一できない、あるいは先ほど質問いたしました三つの貯留池というんでしょうか、用地というんでしょうか、場所等が確保できないで延び延びになっていったときに一元化がいわゆる今後何年かおくれる可能性が出てきたときに、今の聞くところによると地下水が年々相当低下しておる中で新しい井戸を掘って緊急にそれを間に合わせるようなことが可能、新しい井戸を掘ることができるのかどうか。その点についても質問させていただきます。

○副議長（米沢照男君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　水道の切りかえ事業は、これは東京都の受託水道を業務としている水道部だけの任務では成り立たないわけでございまして、水道部が技術的なこと、あるいは実務的なことは担当をいたしますが、方針でありますとか財政的を裏づけてありますとかということは都とは関係なしに日野市で行わなければなりません。

そこで今の御質問ですが、これは今まで実施できなかったのは、いわゆる公共水道――都水道では給水能力がないということで延び延びになっていたわけでありますけれど、今日は利根の、利根分水が完全に多摩地区まで行われておりますので水源の懸念は全くない、十分能力はできたということで行えるわけであります。それから、今のつまり給水の２地点、これにはポンプ場も入る、１ポンプ場に給水池になりましょうか、それは市が用意をするということにい

たしておりますので、これの用地の確保はこれはぜひ行いますし、またその方向で今三恵と話し合っております。これは可能であります。また相手の方もそのつもりであります。

それから住民の方の説明をまだ十分いたしておりませんが、これは公共水道に切りかえるには当然のこととして全部が一度に行えるということ。それからもう一つは、料金は都の料金になる。これは当たり前のことなんですけど、つまりそういうことを完全に理解をしてもらわなければなりません。

したがって、段階的にということは地域的には多少工事の都合でということがあるいはあるかもしれませんが、今の考え方といたしましては６０年にそういう約束事を完全に整え、６１年の間に必要な工事を行い、６２年の４月１日より一気に全域を、つまり都水に切りかえるということでありまして、新たに井戸を掘るということも、これは必要ないと思いますし、それから多分今までの三恵の水源を使うということも、これもない。つまり都の水に全部入れかわる。このように今考えられて進みつつあります。

○副議長（米沢照男君）　市川資信君。

○１９番（市川資信君）　今市長から私が質問いたしました件については丁寧な御答弁をいただきましたので、それらの方向に向かって進んでおるということで安心いたしました。

これをもって1問目の質問を終わります。

○副議長（米沢照男君）　これをもって２２の１、明星、鹿島、三井、電建住宅地区の専用水道都一元化６０年度移管の情況に関する質問を終わります。

２２の２、パートタイマーの雇用安定と退職金制度の確立をせよについての通告質問者、市川資信君の質問を許します。

○１９番（市川資信君）　続きましてパートタイマーの雇用の安定と退職金制度の確立をせよというテーマで質問させていただきます。

この春、行われました市長選挙におきまして４選を果たしました現職の森田市長、また一方の対立候補でありました人も数々の公約をスローガンに掲げまして市民にその真意を問うたわけであります。今回、私が提言いたしました一般質問のパートタイマーの退職金制度の確立につきましては図らずもこの両候補が公約に掲げられておったわけであります。以来、半年の期日が過ぎ去ろうとしている１２月定例議会にもこの件の行政報告、議案上程もされていないわけでありまして、１２月１日発行の市広報によりますと、市政の歩み、公約実現に向かって日野

市長・森田喜美男名で次のような記事が掲載されておりました。４月の市長選挙から半年余りが経過し、本年も半ばを超えた時期を迎えております。この間、６月と９月の２会期の議会を経たわけでありますが、提出議案はすべて可決され、本年度事業も確実に進んでいるところであります。申すまでもなく選挙公約を実現する努力は公職者の政治生命であるとともに、その取り組みを報告する義務があると考えております。こう市の広報には掲載されてあるわけです。一つとして平和運動に関する事項、広島、長崎に平和行進参加４０名支援。それから２番目に市民自治、市民参加に関する事項、日野市行財政調査会審議中、コンピューターシステムの導入、情報公開条例の制定が進行中。３番目に産業の振興、消費者・勤労者福祉に関する事項、それには勤労青年会館、６１年４月、豊田。小規模事業振興条例の制定。そして４番目に都市計画に関する事項、豊田南、高幡両地区の区画整理計画決定と来年４月事業施行開始。最後に５番目が教育、福祉、スポーツに関する事項で地域の教育力懇談会の発足予定、４０人学級、６１年度、学年進行、５小の６３年ごろより。また平和公園グラウンド、６２年度より。また南部地域の医療機関誘致等が掲載されていたわけでありますが、森田市長、市長選における公約をある程度これらは網羅しているのではないかと思うのであります。その中に本日のテーマでありますパートタイマーの退職金制度確立については中間報告がされていないわけであります。なぜ掲載されていなかったのかどうかを、まず１点目としてお尋ねいたします。

恐らくこの企画の計画立案のヒントは大阪府の摂津市の、いわゆる摂津市が音頭をとって制度化したパートタイマー等退職金制度からのヒントで取り上げられたものではないかと想像するのでありますけれども、大阪府の摂津市のこの制度を私なりに調査してみますと、市当局の出資金と申しますか、出資額というものは５００万円で事務運用経費基金をつくって制度化されてるわけであります。あとは事業主が毎月掛金をしてパートが退職したときに退職金を支給する共済制度でありまして、従業員を加入させることのできるのは同市内のある事業所に限られている。そして加入できるパートは１週労働時間が２２時間以上であること、仕事が反復継続して就労する者が条件だ。それで掛金は現在のところ１人月額2,０００円。退職者は加入期間によって金額が異なり１年で２万4,６００円、５年で１３万8,２００円、10年で32万5,８００円だそうであります。死亡退職する場合は退職金に１万円を加算支給する。大まかな制度の粗筋でありますけれども、この制度をつくる過程で2,０００円の掛金では少ないのではないか。また実際にこの制度ができても事業主が入ってくれないのではないか等の危惧の声もあったそ

うでありますが、摂津市では国の中小企業退職金共済制度を参考にして決めたとのことであります。

摂津市の市内パート雇用する事業所は現在1,５００カ所だそうです。6,０００人のパートが働いているそうですが、摂津市の人口が約8,５００人であります。これを日野市と単純比較いたしますと恐らく日野市の大体半数でありますので、日野市では約２倍、つまり１万2,０００人ぐらいのパートタイマーがいるのではないかと推定するんですが、もし担当課で、もしこのパート人口等を消化されておりましたらこの数値もお答えいただきたいと思います。

それから摂津市において当初この制度の導入に当たって１割の事業所、つまり1,５００カ所ある１割ですから１５０カ所の事業所、そして6,０００人のパートタイマーの６００人の加入者を目標に５カ年計画を立てて発足したそうでございます。ところが、実際には発足して３カ月後の８月１日までに４２事業所の２００人が加入いたしまして、初年度の目標３０事業所、１５０人を軽くオーバーして当初予想を大幅に上回ったと報告されております。

摂津市がこの制度をつくるきっかけは市長の市民対話集会の際に、パートはいつ解雇されるかわからない、との不安を訴えた主婦の声がこの制度の発足の原点であったと言われております。昨年７月、摂津市が労働事情の実態調査をしたところ、パートに退職金を出している企業は１３.４％、その中身は慰労金、功労金のたぐいでありまして5年で5万円程度のものであったそうであります。また掛金を積み立てるだけでしたら事業主が独自に積み立てても同じではないかという声もあったそうでありますけれども、それでは税の対象になるわけでありまして、市が事業主にかわって退職金制度の事業を行えば全額免税となる特典も出るということがわかったそうであります。しかも事務経費はすべて市が５００万円の基金をつくって運用しているわけでありますから、事業所側から見ましても大変メリットがありますし、いろいろとあるわけでありますが、これら摂津市のパートの退職金制度の概要を今申し上げたのでありますが、この制度の内容程度ではスズメの涙と申しますか、あってもなくても同じではないか等の声も摂津市内においても出されたそうであります。摂津市としては、これはあくまでもステップだと考えてのスタートだというようなことも申されておりました。今後、この積立金をさらに増額を図って、あるいは本人にも多少の積立金をさせ、また市としてもある程度の考慮に入れて事業者と３者負担を図って、この制度の運営を積極的に今後とも発展的に遂行していきたい。このようなことも申されております。現在はまだ不備な点が、まだ不満な点も数多く指摘されてる

かもしれませんけれども、いつの日かさらに充実したパートタイマーの退職金制度の確立が達成できるという夢を持ってスタートしたものと思います。

そういう今まで私が申し上げました諸点を考慮に入れまして森田市長も日ごろから申しておられる地元業者の育成、また今議会にも提案されております日野市小規模事業者育成条例等に見られますように市内中小企業の雇用の安定、また雇用者の身分の安定、ひいては中小業者の育成にもつながるこの制度に早期に実施すべきではなかろうかと思うのでございますが、これら質問、また口実等踏まえて市長のお考えをお尋ねいたします。

○副議長（米沢照男君）　市川資信君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　ちょっと私からちょっと大まかな、ここで公約ということで言われておりますので考え方をお答えいたしまして、担当からまた詳細にお答えをするようにさせていただきます。

いわゆるパートタイマーという比較的安易なといいましょうか、労働法規が予測しない、あるいは労働法規が完全に機能できない、そういう雇用形態が非常に今広がっておるということは現実の事実であります。そうして聞くところによりますと、摂津市がこの条例を制定をし、事業として始めました動機はグリコ・森永事件という御承知のとおりの事件がございまして、そして摂津市にその生産工場が相当の規模で存在する。事業縮小、企業の方が事業縮小するためにパートを大量に解雇といいますか、外した。パートの部分をつまり縮小した。こういうことから特に施策として重要性が必要となった。こういう背景があるようでございます。

そして我々も日野市でわずかながら労働行政の仕事を今始めておるわけでありますが、一定の労働法規が機能する範囲は、これはよろしいわけですけど、なかなかパートという部分にまで機能しない部分がある。しかもそれが多数のまた労働力を調達といいましょうか、労働力を確保する、そういう関係にございますのでやはり地域社会として不安定をつくらないためにある程度の対応が必要である。こういうことからこの政策は実施すべきものと、こう考えておるわけであります。

まだ検討が十分行き届かないものですから制度化というところまでいかないわけでありますけど、考え方といたしましてはすでに行っております勤労者互助会の一つの事業として可能ではなかろうか、やれるんではなかろうか、こう思っております。

これには市が一定の基金的な出資ももちろん大切でございますが、雇用されておる側のまた

責任任務を分担をしていただくという部分でなかなか決定がしにくい面もあるわけであります。そういう考え方に立ちまして今後一層内容を詰めまして実効のあるものに図っていきたい、こう考えております。

パートが労働法規がなかなか機能しない、とりわけ短期のものであってはまたこれはパートの需要供給の関係のいい面もあるわけでありますから、そう窮屈なものにしてはいけないと思っておりますけど、少なくとも５年以上ぐらい勤務して、そうして一定のもう契約関係にある状態の者につきましては何か掛金も掛けていただかなければなりませんが、また雇用の側の安定ということも意識して、ぜひ制度化がなれば幸いだと思っております。

今、鋭意この事業化をいかにすべきかという点で検討の詰めを行っておりますことをお答えをしておきたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　１点目のパート人口についてのお尋ねにお答えをいたします。

パート労働者の正確な数の把握というのは大変難しゅうございますけれども、私どもは総理府で行いました就業構造基本調査という調査がございまして、その調査を参考にしてございます。この調査にはパートの比率が年度ごと記されておりまして昭和３７年では全労働者のパート労働者の占める比率が2.4％でございました。それが１０年たちまして４６年になりますと6.2％に増加をいたしました。さらに５７年には１０.９％にふえております。５７年は１０.９％。５６年の市内の事業所の数は4,０９８事業所ございまして、そこで働いていらっしゃる労働者の数が４万5,２５０人でございます。

したがいまして、この総理府の調査の１０.９を単純に掛けてみますと大体4,５００から600の数ではないかということが推定されるわけですが、私どもから見ますとこの数はやや少な過ぎるのではないか、このように考えております。

もう一つ、５年ごとに繰り返されます国勢調査の項目の中に家事のほかに仕事を持っている人という欄がございました。その欄に記された数の合計を当たってみますと、４５年の国調では4,１６８人の方がいらっしゃいます。ちなみに男女別を申し上げますと男が７１名、女が4,０９７名でございます。圧倒的に女性の方が多いわけでございます。５年たちまして５０年の国調になりますと5,４１１人に増加をいたします。５年間で1,２４３人ふえているわけでご

ざいます。さらに５５年の国調の数を見ますと7,８３４人であります。前回５０年から見まして2,４２３人ふえております。したがいまして前々回のふえ方の倍になっているわけでございます。６０年国調につきましてはまだ正確な、正式な発表はございませんが、前回、前々回のふえ方を勘案いたしますと５５年から６０年の間におよそ4,０００人ぐらいはふえていらっしゃるんじゃないか。こうなりますと御質問の中にございました１万2,０００人の数にぴったり一致するわけでございます。

以上がパート労働者の数でございます。

その次にパート条例の制定でございますけれども、６月議会に同様の御提言が鈴木議員からなされまして、そのときに私から研究をしてみますとお答えを申し上げました。摂津の条例なども取り寄せましてこの制度の研究をいたしました。市川議員が御調査になられましたとおりに理解をいたし、そして、この制度の必要性を認識しております。

どのように研究をしてきたかと申しますと、一つは先ほど市長答弁の中にもございましたが、現在ございます日野市勤労者互助会、この互助会の中で各種の給付金を差し上げてございます。例えば死亡弔慰金でございますとか廃疾見舞い金、住宅災害見舞い金、あるいは会員の結婚祝い金、出生、小学校入学、中学校入学あるいは銀婚。こういった祝い金、さらに交通事故による療養見舞い金などを給付してございますけれども、この勤労者互助会の共済給付の中にパートの退職金もリンクできないか。こういう方向を第一に考えておるわけでございます。

さらに国の制度で中小企業退職者共済制度というのがございます。私ども中退金、中退金と申しておりますけれども、この共済制度は国の財政的な援助を仰ぎまして中小企業にあっても大企業に近い退職金の支払いということをねらってこの共済制度ができておるわけでございますけれども、現在、日野でこの中退金に加入をしていらっしゃる方、７月９日現在で１３９の事業所、人数にいたしまして1,０６７人の方がこの中退金に加入していらっしゃいます。

この中退金の支払われる退職金の額と摂津市の退職金条例、これを比較をしてみました。そうしますと１年から３年までの間、比較的短期間のパートの退職金につきましては摂津市の方が若干上回っておりますけれども、３年以降になりますと中退金の退職金の方が摂津市を上回るようになります。雇用の安定という面から考えますと１年、２年でパートを転々とするよりもなるべく長い期間お勤め願う方がこれは有利、望ましいわけでございまして、そういう意味で３年以上の退職金が摂津市よりも多い中退金、これに加入をしていただくためにこの中退金

の情報の提供、加入の促進、こういう方面でも努力をしてまいらなければならない、このように考えております。

したがいまして、現在の研究の過程では退職金制度については摂津のような別立ての退職金条例よりも、現在ございます互助会の共済給付の中に入れる方向、そしてさらには中小企業退職金共済制度への御加入を事業者の方にもお勧めする。こういう二つの方向で考えておりますけれども、今後さらにこの研究を努めまして制度として実現を図ってまいる所存でございます。

○副議長（米沢照男君）　市川資信君。

○１９番（市川資信君）　ただいま市長と部長からある程度の御答弁をいただきました。市長にあっては１２月の１日の、いわゆる日野市の広報になぜ選挙公約に向かって諸事業、諸公約のスローガンの解説をしていながら、このパートタイマーの退職金制度は公約に掲げていながら中間報告すらされていないのはどういうことなんだということを申しましたところが、現在検討中だという答弁をいただきました。そして部長からは今後この問題については勤労者互助会、いわゆる今商工会を窓口としたいろいろとお世話になっておる、そういった勤労者互助会等を通じてこういった制度を導入していきたいという答弁をいただいたわけであります。

なぜ私が今回のようなテーマを申し上げましたかというと、御存じのように中小企業にあってはこれらのパートタイマーという身分不安定な方のできる限りの行政サイドの援助することによって少しでも雇用の安定と身分の保障という制度化を伴うことはお互いにそれぞれのメリットがあるということと同時に、さらに最近の中小企業のパートタイマーの退職金制度の確立を訴えておるというのは中小企業のみならず各地方自治体においても行財政の改革を唱える昨今、職員の増員を求めることは大変厳しい状況の中にあるわけであります。臨時職員の数が各自治体においてもふえているとよく聞く話でございます。大方自治体は要綱で臨時職員の取り扱いを規定すると思うのでありますが、これらも人事担当者の手で統一的に運用されておるとは思われませんし、また雇用期間の長短、また嘱託、非常勤、日々雇用などさまざまな対応形態であると思うのであります。

行革の中で減員職員の部分を機構改革あるいは機械化等で合理化を進める一方で、さらに行政需要の高まりで人手不足が生ずる場合も多々あろうと思います。それらを臨時職員、または非常勤職員の補強という事態で各自治体ともある程度補強していくということも予想されるわけであります。賃金においても各地方自治体においてまちまちの上に期末手当も退職金制度も

ほとんどなく、中小業者のみならず各地方自治体にとっても今までの臨時職員採用制度も今後根本的な見直しを迫られるときが来ておると思うのであります。と同時にパートタイマー退職金共済制度の確立を対岸の火事と、お役所的な発想ではなく我が身の上に降りかかった火の粉であるととらえ、自治労の１９８４年版組織基本調査によりますと臨時職員は全国で約９万人という数値を打ち出しておりますが、実態はその倍の１８万人近くの数値になるのではないか、こう発表されております。さらに、この数値は行革の進行する今日さらに増加の一途をたどることであろうと推定するわけであります。

これらをあわせ、この問題を真検にひとつ一日も早い制度化を確立いたしまして市内の中小業者並びに今後市の行政に携わる臨時職員等の身分の安定という方向に進めていっていただきたいということを申し上げて、２問目の質問を終わります。

○副議長（米沢照男君）　これをもって２２の２、パートタイマーの雇用安定と退職金制度の確立をせよに関する質問を終わります。

２２の３、南平五丁目水路整備と今後の見通しについての通告質問者、市川資信君の質問を許します。

○１９番（市川資信君）　ただいま議長から申されました質問３点目として南平五丁目水路整備と今後の見通しについて質問をさせていただきます。

御存じのようにこの付近一帯は南平の最北東に位置し地形も最も低い低床地であります。現在は住民の密集地域化が進み多くの市民が居住されておるわけでありますが、かつてはこの地域は浅川の増水時に遊水池としてその役割を果たしてきた地域でもございます。現在浅川河川提防の完成により浸水問題はまず心配ないものと思われるのでありますが、住民の心配される点は南平一丁目から九丁目までほとんど広範囲の雨水の集中する地形だからでございます。もちろん現在進んでおる都立南平高校の用水路側溝整備の進捗状況にも大きな関心を持って見守っているところでございますが、現在南平高校校庭そのものが遊水池的設計を施して逸散水の流水防止を果たしていると私どもは聞いておるわけでありますが、いずれ水路整備も進んで、完成後はこの用水路に接続され集中的にこの南平五丁目、いわゆる柴山医院前の水門に集まるのだろうと思うのであります。

市当局は一体このような住民の心配される点についてどのような考えを持っていられるか、お答えいただきたいと思います。

さらに、これに関連するこの付近の問題点について質問させていただきます。

その２点目といたしまして、この水門は立体的設計で流出流入が同時に図られる複雑な構造になっていることは周知のとおりであります。そのためかもわかりませんけれども、ヘドロの堆積が目に余ります。夏にでもなると流水量の減少に伴ってこの水門付近一帯に悪臭が漂うこともしばしばございます。用水路水門でありますので年１度ぐらい夏季においてヘドロの回収等を考えてもよいのではないかと思うのでありますが、その点、どのようにお考えになっていられるか、お答えをいただきたいと思います。

あわせて、これらの水門にあります雑木材、粗大ごみ等も散乱しているわけでありますが、これらもあわせて整備を図るべきだろうと思います。

３点目といたしまして用水路整備の進捗状況について質問いたします。

先ほど申し上げましたように都立南平高校建設に伴う水路整備について再三にわたって当議会におきましてもその進捗状況について質疑されている問題でございますけれども、現在、下流部分より完成部分８５０メートルとのことでありますが、それ以遠、いわゆる上流部分、都立南平高校までの９５０メートルの整備については一向に進展が見られないのであります。一体何が原因でこの進行が阻まれておるのか、その原因は一体何なのかお答えいただきたいと思います。

また、この水路が完成いたしますと先ほどの１問目の質問で申し上げましたように下流の増水が心配であると指摘したわけでありますが、その水路が完成後の増水の量がもし計算されておりましたら、それも兼ね備えてお答えいただきたいと思います。

４点目、最近の浅川の砂利採取の禁止と河川河床の増床傾向があると思います。それが原因であるのか、この水門の流水流出流入ともに本来の設計より、流入、流出ですね、水の流れが本来の設計より緩慢のように見受けられます。したがって異常なヘドロの堆積現象と浅川の増水時の逆流現象の原因にもなっているのではないかと思うのでありますが、これらは浅川河川河床の床上げの現象を下げる作業と申しますか、砂利の撤収を施さなければこの南平五丁目問題のみならず浅川全域の増水時に非常に危険度を増す問題だと思われます。その点についてもお答えをいただきたい。

また現在の河床の上昇は一体どのぐらい、何メートルぐらい上がっておるのかどうか、おわりでしたらお答えをいただきたいと思います。

最後に、この五丁目に隣接いたします南平駅周辺の水路整備につきまして質問いたします。

この件につきましては他の議員も過去指摘されているわけであります。たしか旗野議員がこの件につきまして質問された記憶があるわけでありますが、この件につきましてこの付近一体は御存じのように毎回降雨時に水路整備もさることながら、平山方面、都営住宅からの流水が集中して一面が水流地帯となっておるということは御存じのとおりであります。この付近一帯の水路整備の計画と緊急業務手当てとして少なくともこの付近のどこかに放出する、放出とは浅川に向かって放出する場所の建設が急務であると思うのであります。水路計画とあわせ、急務工事に関してお答えをいただきたいと思います。

以上、５点であります。

○副議長（米沢照男君）　市川資信君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（伊藤正吉君）　お答え申し上げます。順次お答えしていきたいと思います。

まず南平五丁目の水路関係につきましては都市整備とも密接な関係がございます。そういう意味で都市整備部の分野も含めましてお答えしていきたいと思います。

まず１点目の南平用水の整備の関係でございますが、これにつきましては南平地区の排水計画をつくっております。それで、それに基づきまして南平の一丁目から八丁目まで排水面積は１５５.２ヘクタールの雨水排除のための南平用水の雨水管にしまして下流部分に高幡樋管を設置したわけでございます。

樋管の構造計算といたしましては計画雨水量が５強度、時間にしまして５０ミリ、流出係数が0.４５で総流出量がメーター当たり、１立米当たりですか、秒当たりですね、１４.１２立米ということでございますので、非常に流下能力というのは現在でも支障がないんじゃないか、こういうふうに考えております。

それから２番目の樋管の裏側のヘドロの集積につきましてでございますけれども、これにつきましては本年度分についてはまだ実施してございませんけれども、近々のうちにしゅんせつする予定でございまして、これにつきまして浮遊物等もあわせて回収していきたい、かように考えております。

それから３点目の南平用水関係の進捗状況でございますけれども、再三議会等で御指摘をいただいております。地主さんとの過去のいろいろな経緯がございまして今だにその解決がしていないわけでございますけれども、私どもの方の担当部課といたしましてもやはりこういう排

水等の関係もあるわけでございますので積極的にこれから取り組んでまいりたい、今までも積極的に取り組んでいたわけでございますけれども、これからもなお精力を持って積極的に取り組んでまいりたい、かように考えております。

それから4点目の浅川の河川掘削でございますけれども、これにつきましては河川法によりまして樋管の設置については建設省の許可条件になっているわけでございます。そういうことでございまして、その樋管につきましても種々建設省と協議して樋管の位置を決定しておる、こういうことでございます。

浅川の土砂の堆積がどのくらいあるのかというようなことでございますけれども、現時点では現状で1.5メートルぐらいの土砂が高くなっているんではないか、こういうことでございます。この解消、河床の改修計画につきましては浅川全体で約４０万立米ぐらいしゅんせつしていきたい国の方針があるようでございますけれども、具体的には先ほど６０年度と６１年度につきましては長沼橋の下流と、それから平山橋の下流が今年次計画にのっておりますけれども、それ以後についてはまだ年次計画がのっておりませんけれども、これらは今申し上げたような実態を踏まえまして建設省の方にお願いをしてまいりたいと思います。

それから南平駅周辺の水路整備でございますけれども、この南平の南側の地域につきましては先ほど申し上げました南平用水の改修工事が完了すれば問題ないわけでございますけれども、これらの課題の中でやはりこの排水路の測量の立ち会いの了解を今後早くお願いいたしまして、御理解をいただきましてそれに着工していきたい、かように考えております。それから駅の北側につきましては現況の水路が霞堤まで出ているわけでございます。この水路につきましては下水道の雨水計画で、南平西幹線の区域に入っております。こういうことでこの地域の枝線等につきましても都市整備部とも十分連絡をとりながら整備し検討してまいりたい、かように考えております。以上です。

○副議長（米沢照男君）　市川資信君。

○１９番（市川資信君）　今、5点お尋ねしたわけですけれども、2点ばかり再質問させていただきます。

水門近い浸水問題については大体、時間当たり５０ミリ程度の降雨量には耐えられるということでございますので、まずひとまずそれは置きまして、ヘドロ並びに雑木についても冬夏ともに撤去をするという御答弁をいただきました。それも結構だと思います。

3点目、水路整備の立ちおくれの原因は一体何なのかということは再三指摘されておるにもかかわらず、前回のやはり中村建設部長当時の答弁と何らかわっていないわけです。積極的にやると言うけれども、その積極的の中に、じゃあ具体的に何が原因でおくれているのかという答弁がなされておりません。その件についてもう1点さらにお答えいただきたい。

それから増水量の件も結構です。

それから浅川河川の上床解消作業をという件につきましては大体堆積状態が1.5メートル増床されている。河床の増床ですね。されておる。これはやはり大変な問題だと思うんですね。恐らく私が見た目には1.5メートル以上あろうと思います。恐らく控え目な数値であろうと、私は2メートルぐらいあるんではなかろうかと思っております。高幡橋のあの橋脚を見ても非常にもう、かつては砂利採掘をしていた当時は基礎部分まで出ていたものがもうぐうんと上がってきているわけですね。それは逸散水、いわゆる増水時におけるいろんな意味の危険度を増す諸原因ではないかと思いますので、これらの建設省との連絡を持って行うということでございますが、これらはある意味においてやはり緊急を要する問題ではなかろうかと思います。その点についても積極的に進められることを要望しておきます。それはお答えは結構です。

南平駅周辺の浸水問題、いわゆる南側に関しては確かに都立南平高校の用水路が完成すればそれは解消できていくだろうということは想像できますが、北に関しては何らまだ手を打っていない現状の中で、あの現実に20ミリ、30ミリ程度の降雨にかかわって南平、いやいや、平山方面から流れてくる水があそこの所に池のような状態になって、いつまでたっても排水がないために、排水路がないために、その抜け道がないために自然、何というんですか、吸水というんでしょうか、地下へもぐるのを待つような状態の所もしばしばあるわけであります。これらについてもやはりある意味で緊急、完全整備のものではなく、緊急事態の避難的な工事が必要ではなかろうかと思うんですけれども、それらに対する具体的に今答弁いただきませんでした。

したがって2点だけさらに御答弁いただきたい、かように思います。

○副議長（米沢照男君）　再質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（伊藤正吉君）　1点目の件でございますけれども、再三の議会の方の御指摘もあるをけでございます。いろいろ交渉の過程ではプライバシーに関するようなこともございますし、また私どもの方の、市の方ですね、未処理案件等の処理も懸案となっておりまする、

その辺につきましては逐一私どもの方では解決していきまして御理解を賜るようにこれからも努力していきたいというふうに考えます。

それから南平の北口につきましても緊急排水というような面の御質問でございますけれども、これにつきましても最終的には排水計画に入るわけでございますけれども、その前段といたしましてよく現地を調査させていただきたいと思います。以上です。

○副議長（米沢照男君）　市川資信君。

○１９番（市川資信君）　余り部長にこれ以上強い指摘してもかわったばかりでまだ完全な知識等お持ちでないと思いますので（「そんなことないよ」と呼ぶ者あり）（笑声）知識があっても答弁できない苦しみもわかりますが、これはですね、これは部長初め市長にも聞いていただきたいんですけれども、いわゆる都立高校誘致に起因した、いわゆる無計画な行政のしわ寄せというんでしょうか、市民からの大きなツケというものがこの用水路に、私は日野市の行政のある一つの縮図として象徴的に出ているんではないか、こう思われる部分が多いわけであります。市民要望を再三指摘されていながらそれを放置してきたそのツケがこの用水路にきておる。

これは部長も答弁できないと思うんですが、これ以上追及しても部長もかわいそうですし、これらを踏まえて市長も積極的にその諸問題を解決して、一日も早い南平の用水の完成と、そして南平五丁目の住民並びに南平駅北側の市民が安心して住めるまちづくりを積極的に図られることを要望いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（米沢照男君）　これをもって２２の３、南平五丁目水路整備と今後の見通しに関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（米沢照男君）　御異議ないものと認め、暫時休憩いたします。

午後０時１０分休憩

午後１時２０分再開

○副議長（米沢照男君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

２３の１、市内の交通路整備についての通告質問者、名古屋史郎君の質問を許します。

〔２１番議員登壇〕

○２１番（名古屋史郎君）　それでは市内の交通路整備についてということで質問をいたします。

これまで市政の中で特に交通路整備については大変な御努力を払われてきたことに高く評価をいたしたいと思います。特に都バスの立－７３ですか、路線存続などに日野市の払った努力には大変高いものがあると思います。特に日野市の場合に交通路整備と申しますとどうしても南北問題ということがあると思います。これまでいろいろな方の質問の中にたびたび出ておりますが、道路あるいは橋あるいは循環バスの問題、いろいろ質問がされておりますけれども、先ほど申し上げましたように、市のこれまでの市内の交通路整備についていろいろな御努力がされ、一方では都バスの路線が廃止をされるというようなまことに市民にとっては残念な事態が起こっておりますが、一方、豊田駅－多摩センターというバス路線が非常な好評で迎えられておりまして大変な利用率が上がっていることも事実であります。

そこで伺いたいのは市長の１２月１日の広報にも掲載されておりますようにバス路線の計画が進んでいるといったところの問題でありますけれども、今申し上げましたように市民は大変切実に南北といわず、自分の生活上、例えば市立病院に行くとか、いろいろな用を足す場合にこれまであったバスがなくなる、あるいは、なかった路線ができるということで大変な利便というか、不便も含めて直接的に市民は感じているところであります。そこで広報に出ておりましたバス路線の検討が進んでいるというのは現実、先ほど申し上げましたように豊田－多摩センター間のような、ああいうクリーンヒットといいますか、市民のためには大変な利便になったその後で掲載された広報なものですから市民の目はまた新しい路線がすぐにでも何ていいますか、実現するのかなというような希望を持つと思います。

そういう点で先ほど来の一般質問の中でバス路線の検討委員会といったような答申が出ない前の委員会の結論は差し控えますといったような答弁もあったように思いますけれども、ああいうふうに出ている以上、どんなふうな審議といいますか、検討委員会の中の結論をどうこうということも踏まえなきゃならないと思いますけれども、行政としては今全体的に南北に限らず道路や、あるいは橋、バス路線、そんなことをどういうふうな方向で検討されているかということを伺いたいと思います。

先ほど来から申し上げてますように、例えば市民病院に、大変立派な市立病院に医療機器が

入ったということは、これは大変な市民にとって朗報ですけれども、どうやって行くんですかという質問が大変南平あたりから、いわゆる南北ということから絡めて言いますと声が市民から上がっております。

もちろん踏切の問題にしても道路の問題にしても橋の問題にしても一朝一夕ででき上がるというふうには思っておりませんけれども、市民の期待というものは大変大きなものですから、今全体的に市の交通路整備の、全体的な方向というか、まとまりのある方向といいますか、この概略についてお聞かせをいただきたいと思います。以上です。

○副議長（米沢照男君）　名古屋史郎君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　お答えをいたします。

先般の一般質問の中でもバス検討委員会の内容についての御質問がございました。審議の過程でございますので内容については御容赦いただきたいというふうな答弁をしたわけでございます。その中でも若干は申し上げましたけれども、審議の内容といたしましては循環バスの問題、それから京王が行っておりますところの路線バスの問題、それからその二つ以外の問題。分類をいたしますとそのくらい、三つになるわけでございます。

特に突っ込んだ検討しているというのは循環バスを中心にしたことでございます。既存バス路線それから国鉄、京王線、こういったものの駅から利用券を出しまして市内に不便地域がどこに存在をするか、その不便地域の今後の救済をどういう形でやったらいいか。その辺、そういう形の検討を今しているという状況でございます。

○副議長（米沢照男君）　名古屋史郎君。

○２１番（名古屋史郎君）　バス検討委員会云々ということのほかに道路や橋や高幡の歩道橋ですか、そういった質問もいろいろ出ておりますけれども、２・２・５ですとか関戸橋ですとか、新しいいろいろな計画があるでしょうし、その進行ぐあいがどんなふうになっているかということもあわせて伺っているんですが、バス検討委員会のことだけじゃなくて、お答えをいただきたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　それでは私の方から現在整備を行っております道路の関係についてお答え申し上げます。

現在、南北交通として一番関心があり、また必要な路線としては２・２・５がございます。この２・２・５につきましては５８年に事業の認可をとりまして直ちに用地買収に入ってきたわけでございまして、今年度は３年目に当たっております。今年度中にできるだけ全用地を買収したいということで現在精力的に地主さん方と折衝を行っているところでございます。あと、工事の関係につきましては来年度から２年間にかけて事業の認可の中では決定をしておるところでございます。したがいまして来年度もすでに用地買収ができております所に橋脚部分を施工したいということで、来年度はまず橋脚をつくって６２年度に橋梁部分の工事に入ると同時に道路の整備も行っていく。６２年度末で完成をすることで現在精力的に事業を推進しているところでございます。以上でございます。

もう一つは２・２・１０でございますが、２・２・１０につきましては用地買収が現在東京都で進められているところでございますが、この用地買収については予定としては６２年までかかる予定だということを聞いております。しかし、橋梁部分についてはすでにこの１１月から着工をしておりまして橋梁部分は先に工事に入ったわけでございますが、道路の日野側の２・２・１０号線につきましては用地買収が完了次第工事に入っていくという計画でございます。６３年には片側の通行を行うという計画で東京都の方で現在進めているところでございます。以上でございます。

○副議長（米沢照男君）　名古屋史郎君。

○２１番（名古屋史郎君）　最初のバス検討委員会の方向ですけれども、先ほどから申し上げましたように広報で公約の実現の問題が掲載されておりまして、先ほど申し上げましたように市民は非常に厳しい目で自分たちの利便ということをもちろんあわせて非常に期待をしているわけです。ああいうふうに出て検討の段階が今どの程度で、いつごろ結論を出して、そして実際の手を打つのかという、その辺の見通しというか、お願いをしている側の考え方を若干伺っておきたいと思います。

あと、道路、橋、その他の問題で鋭意市民の利便のために御努力いただきたいことを前もってお願いをしておきます。

その検討委員会のおよその目安といいますか、それを伺いたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　再質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　お答えをいたします。

バス検討委員会の答申につきましては年内にいただくということで進めております。答申をいただきまして答申の内容を検討し可能なとこから着手をしたいというふうに考えておりますけれども、実施する場合になりますと陸運局の問題、事業主体の問題、そういったことがありますので早急にそういうものを詰めまして来年度の予算編成の中で検討をいたしたいというふうに考えております。

○副議長（米沢照男君）　名古屋史郎君。

○２１番（名古屋史郎君）　それでは精力的に進めていただいて、市民の利便のために御活躍いただくことをお願いをいたしまして、この質問を終わります。

○副議長（米沢照男君）　これをもって２３の１、市内の交通路整備に関する質問を終わります。

２３の２、パートで働く人に施策をについての通告質問者、名古屋史郎君の質問を許します。

○２１番（名古屋史郎君）　先ほどの市川議員の質問で大略理解はできました。特に婦人のパートで働く人々が多いということ、あるいは市長の答弁や生活環境部長の答弁で勤労者互助会という組織の中で実効あるものを今目指して鋭意検討中だというのも伺いました。聞くことはもうこの点についてはございません。

ただ１点だけ勤労者互助会云々、それから市内の労働人口、パートの人の数の予測、そういったやりとりの中でちょっと心配なのは、不勉強で申しわけないんですが、日野市民でパートに働いていて、日野以外の事業所、これあたりはどんなふうに救済といいますか、吸収できるのか。当然、立川が事業所であろうと市民でありますから何らかの証明という形はとれるはずですから、この辺はどんなふうにされるのか。摂津の触れ合い条例などをよく検討すればすぐわかることかと思いますが、その辺が一つ、お答えいただきたいと思います。

それから行政の立場で市の職員の仕事を補うという意味でいろいろな形の採用のパートという形があると思います。これもそれらの中で繰り入れられることだろうと思います。

伺いたいのは、いわゆる日野市が採用という形をとっているパートの仕事の種類あるいは人数、勤務対応ですね。これをひとつ伺いたいと思います。

あわせてお答えいただきたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　名古屋史郎君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　お答え申し上げます。

勤労者互助会へ加入する仕方は二通りございまして、事業所ごとの団体加入の方法と個人加入の二通りに分かれます。この個人加入の方につきましては市内に居住し市外の小規模事業所に勤務する勤労者または事業主、そういうことになっておりますので、御本人に加入の意思がありさえすれば門戸は開いております。

さらに市のパートでございますけれども、勤労者互助会には１００人以下というような制限がございますので、市のパートについてはこれに入れないことになっております。

○副議長（米沢照男君）　名古屋史郎君。

○２１番（名古屋史郎君）　１００人というのはパートさんの数が１００人ということですか。事業所のいわゆる就業人員が１００人ということですか。そうすると簡単にいえばこれの予測のその中では何というんですか、救済といいますか適応できないという、市に働いているパートの方は救済できないということですか。大変不勉強で申しわけないんですが・・・。

○副議長（米沢照男君）　生活環境部長。

○生活環境部長（坂本金雄君）　お答えいたします。

１００人以下の従業員の数の中には正規の従業員と、それからパートの従業員合わせた数で１００人以下を目安にいたしまして１００人以下の小規模事業所に勤める方は団体加入できるということでございます。

○副議長（米沢照男君）　名古屋史郎君。

○２１番（名古屋史郎君）　わかりました。それから、まだ御返事がないんですが、市の数と、勤務対応その他・・・。

○副議長（米沢照男君）　総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　２点目の行政職員のパートの勤務の採用でございますが、それの職種それから人数、勤務形態について、お問い合わせになりましたことに御答弁いたします。

日野市の臨時パートにつきましては非常に職種的に一般事務から始まりまして特例保護、そうしたものを合わせまして約３０種類のものがあります。そして現在６０年１１月現在でまとめております人数でございますが、２２３人ということでございます。そして、この勤務形態につきましては短いものは２時間ぐらい、それからあとは７時間というような形のものがござ

います。それは職種によって皆さん違いますけれども、そういうふうな状況でございます。

○副議長（米沢照男君）　名古屋史郎君。

○２１番（名古屋史郎君）　市の採用のパート労働者の問題ですが、退職金ということもありますけれども、行政機関でいろいろお手伝いいただいている方に対して労働基準法といいますか、かた苦しい意味でどんなふうな待遇をされているのか。賃金といいますか、そういったものでなく、休暇の問題などは労働基準法どおりにされているのか。一般のパートさんが非常に悩んでいるように何か言えば首になってしまうといったような形と同じように、市の採用のパートさんについて例えば有給休暇などはどんなふうになっているかをちょっと伺いたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　お答えいたします。

年次有給休暇、これは御承知のように労基法――労働基準法におきまして３９条で臨時職員についても二つの条件がございまして、１年間継続勤務した場合で全労働日数の８割以上出勤した方については与えなさいということでございます。

それで現実には日野市におきましてはそうした方もおりますけれども、これの解釈で、法的解釈で労働基準局の方は週５日以上、５日ですね、５日以上出勤されている方には与える。あと３日、４日については有給をやはり与えるのが望ましいというところまで今解釈がされております。そうした中で各市の状況も踏まえますが、立川、調布、田無でもそうしたものにつきまして多少の休暇を与えているという状況でございます。ほかの市におきましてはまだ未整備でございます。

当市におきましてもこれらにつきましては組合からの要求もございまして、今後これらを検討していきたいというふうに思っております。

○副議長（米沢照男君）　名古屋史郎君。

○２１番（名古屋史郎君）　そうすると今のお話だと二、三の市では週５日といったようなこと、あるいは三、四日ということでも与えた方がということで与えているところもあるが、日野市ではまだ与えていない。検討したいということですが、退職金の問題もそうですけれども、パートで働く方というのは余暇を利用して生活の足しにしようという方もいらっしゃるでしょうし、もっと深刻な方もいらっしゃると思います。

そういう意味で、この市の採用のパートの方に限らず、退職金の問題あるいは休暇の問題というのは相当切実な人もいると思います。余暇を単純に利用というだけの方ももちろんいると思いますけれども、ぜひ要求があれば行政の府ですから、そこでいわゆる法律的な線に沿って積極的にこれの説明をして与える方向でひとつ御努力いただくことをお願いいたしまして、この質問を終わります。

○副議長（米沢照男君）　これをもって２３の２、パートで働く人に施策をに関する質問を終わります。

２３の３、市営老人ホームはできないかについての通告質問者、名古屋史郎君の質問を許します。

○２１番（名古屋史郎君）　この問題についても高橋徳次議員、秦　正一議員、川嶋　博議員、老人ホームといいますか、そういう形あるいは老人病院といった形でそれぞれ御質問がありました。もう何うことはありませんが、高橋議員が表題に載せているように、最も弱い者へ光を当てるということこそが政治の要諦だろうと思います。もちろん国や都の責任がない、そういう立場ではございませんけれども、大変、今高齢化社会で国の施策あるいは東京都の施策を待っていられないという切実な家庭が多いと思います。私はあえて家庭と申し上げますのは説明申し上げるまでもなく、家族崩壊といいますか、御本人の苦しみはもちろんのことですけれども、家族の中の、高橋議員のお話にもありましたように大変な負担、こういったことから日野市がやれる方向ということは大体御答弁で伺いました。それから日野市自体がこういうホームを持つということはちょっとなかなか難しい、こういうお答えもありました。

私は、ちょっと伺いたいのは八王子なりその他に民間のそれにいろいろお願いをするとか援助という形をとるとかということ、その方向と、これから５年、１０年先のそういう対象の方のふえるであろう予想と、それから市外のそういう施設で吸収していただけるであろうという予測ですね。そこのところがどういうふうになっていくのか。需要と供給といいますか、そういう関係が心配ないのか。言いかえれば市内に何とか設設を誘致するといいますか民間施設を誘致するというか、そういう方向は考えられていないのか。場所的にもそうたくさんあるわけじゃないと思いますけれども、ああいう施設ならば建てられるという地域はあるんじゃないかと思います。そういう方の民間からのお話があるとか可能性があるとか、そういったあたりですね、ひとつ伺いたいと思います。

要するにこれから当面民間の方にいろいろ御協力をいただいて確保するという御答弁は承知しました。しかし、その方向で他市へお願いをするという形だけで１０年といいませんけど、５年後あたりにそういう形で十分何ていうんですか、対象者の増加と、そういう形で吸収していただける可能性といいますか、その辺をちょっと伺いたいと思います。

それから、いわゆる市内にそういう場所はないのか。あるいは、そういう動きというか、何ていうんですか、計画といいますか、そういったことをお持ちであるといったような情報といいますか、その方向はあるのかどうかですね。仮にそういう場所があり、そういう意向があれば当然市内へ誘致という形が一番よかろうと思いますので、その辺についても御答弁をいただきたいと思います。以上です。

○副議長（米沢照男君）　名古屋史郎君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（高野　隆君）　ただいまの御質問にお答えを申し上げます。

先ほどの御質問にありましたように日野市の今の方向は、結論から申しますと一時的に他市にお願いをするという現在の過程といたしましてはそのような方向をとっているけれども、いずれかは市内にそのような施設が必要だろうという方向で考えているわけでございます。

そして御質問にありましたように特養老人ホームの需要というのはますます高まってくる。この特養老人ホームと申しますのは寝たきりなど日常生活の介護が必要な老人のための施設でございますので、このような方がどのように今後ふえてくるか、こういうことに関連があろうかと思います。

それで現在私どものいろんな資料で見ておりますところでは６５歳以上の老人の方の中で寝たきり老人の発生率というのは大体3.8％ぐらいというぐあいに見込んでおります。現在日野市で３００人と申しますと大体9,５００人が６５歳以上の人口でございますので、それでいきますと大体３６０人ぐらい。したがって日野の場合には寝たきり老人は比較的まだ少ないというか、そういう状況でございます。この寝たきり老人の発生の原因というのは高血圧症なり脳血管疾患の、例えば中風のために下半身不随あるいは半身不随になって寝たきりになるというケースが非常に多いものですから、そういうような点で特に日本の場合はこういう方が多いということで特養老人ホームの必要性が年々高まってきておるわけでございます。

したがって今後６５歳の人口がふえますとやはり必然的にそのような発生、発現率で計算いたしますと必要度は高まってくるだろう、こういうぐあいに考えられるところでございます。

現在、委託の方向で来年度早々にお願いをする委託の方向での特養老人ホームのベッドの確保の問題とあわせまして現在市で誘致した場合にはどうだろうか、こういう論議をしております。市営でということは、これはちっと東京都の補助金等は民間の福祉法人に対する助成という形に限っておりますので、民間の、民力の導入といいますか、そういう活用という方向でやはり考えるべきじゃないか、こう思いますし、そういう中で今後誘致については積極的に考えていきたい。現在、市内にあります博泉会ともお話しを申し上げているわけですし、場所等もまだはっきりあるわけでございませんけれども、今後、鋭意その辺のところは積極的に話を進めてまいりたい。いずれかは、やはりその方向で努力を結実、実らせていきたいというぐあいに今考えているところでございます。

○副議長（米沢照男君）　名古屋史郎君。

○２１番（名古屋史郎君）　表題の市営ということはあえてこだわっているわけじゃなく、表現として市営ということで、どんなふうな形になって、運営の場合ですね、かということもわかっているわけで、冒頭申し上げましたように大変な高齢化社会でそれぞれの御家庭の苦衷というものは大変なものがあるので、ぜひひとつ市内へ誘致の方向を強めて頑張っていっていただきたい。このことをお願いいたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（米沢照男君）　これをもって２３の３、市営老人ホームはできないかに関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（米沢照男君）　御異議ないものと認め、暫時休憩いたします。

午後１時５０分休憩

午後４時　４分再開

○副議長（米沢照男君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第１０６号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第１０６号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本議案は、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正するものであります。これは国の給与改定が行われた中で職員組合と交渉した結果、合意を見たものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○副議長（米沢照男君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（山崎　彰君）　それでは御説明申し上げます。

最初に特別に追加議案で御審議いただきまして感謝いたします。

それでは議案第１０６号でございます。これの２ページでございますが、給与改定5.74でございまして、これの一部改正。先ほど申し上げました第７条第３項、扶養手当につきましては、このような数字で１万4,６００円。８００円のアップの改正でございます。そのほか各扶養につきましては３００円アップの6,５００円に改める。

それから第８条の第２項につきましては調整手当１００分の１０という数字でございます。

あと別表が新給料表でございます。１が一般職でございまして、次のページが給料表、これは医療職でございます。

付則にいきまして昭和６０年６月１日から適用ということでございます。

あと付属しておりますのは新旧対照表でございます。

よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○副議長（米沢照男君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については委員会付託を省略いたしたいと思いますがこれに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（米沢照男君）　御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件について御意見があれば承ります。古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　市議会の自由民主党の立場で反対の意見を申し上げます。

日野市の給与条例は御承知のように私どもが再三指摘をしてまいりましたように、地方公務員法の２４条の職務給の定めを守らない違法な給与制度であります。

今回提出をされた給与条例の改正案につきましても同様に通し号俸制に基づく改正ということで、ベアの改定については異論はないところでありますが、本条例、給与条例としてははなはだ不適確なものであります。このことは先般職員の皆さんからの申し入れ等によっても指摘をされ、国会また地方議会等でも通して市長が最近とみに強く行われているものであります。よって私どもはこの条例改正案に反対をいたします。

○副議長（米沢照男君）　ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○副議長（米沢照男君）　挙手多数であります。よって議案第１０６号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

これより請願第６０－１８号、仮称東部会館早期建設実現の請願の件を議題といたします。

請願の要旨はお手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第６０－１８号の常任委員会への付託は会議規則第１３８条の規定により、議長において建設委員会に付託いたします。

これより請願第６０－１９号、都バス廃止に関する請願の件を議題といたします。

請願の要旨はお手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第６０－１９号の常任委員会への付託は会議規則第１３８条の規定により、議長において総務委員会に付託いたします。

これより請願第６０－２０号、日野市の犬（ネコ）の不任・去勢手術料金に対する市の一部負担に関する請願の件を議題といたします。

請願の要旨はお手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第６０－２０号の常任委員会への付託は会議規則第１３８条の規定により、議長において厚生委員会に付託いたします。

これより請願第６０－２１号、老人医療費の自己負担金引き上げに関する陳情の件を議題といたします。

請願の要旨はお手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第６０－２１号の常任委員会への付託は会議規則第１３８条の規定により、議長において厚生委員会に付託いたします。

本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれにて散会いたします。

午後４時１５分散会

12月24日　火曜日　（第9日）

昭和６０年
第４回定例会

日野市議会会議録　（第42号）

１２月２４日　火曜日　（第９日）

出席議員（２７名）

１番	橋本文子君	２番	福島敏雄君
３番	小俣昭光君	５番	谷　長一君
６番	古谷太郎君	７番	馬場繁夫君
８番	馬場弘融君	９番	高橋徳次君
１０番	旗野行雄君	１１番	一ノ瀬　隆君
１２番	板垣正男君	１３番	鈴木美奈子君
１４番	川嶋　博君	１５番	飯山　茂君
１６番	夏井明男君	１７番	黒川重憲君
１８番	古賀俊昭君	１９番	市川資信君
２０番	藤林理一郎君	２１番	名古屋史郎君
２２番	竹ノ上武俊君	２３番	米沢照男君
２４番	中山基昭君	２５番	大柄　保君
２６番	秦　正一君	２７番	奥住芳雄君
２８番	石坂勝雄君		

欠席議員（１名）

３０番　高橋通夫君

欠　員

４番　２９番

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君		
助役	赤松行雄君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	前田雅夫君	総務部長	山崎彰君
市民部長	佐藤智春君	生活環境部長	坂本金雄君
清掃部長	藤浪竜徳君	都市整備部長	結城邦夫君
建設部長	伊藤正吉君	福祉部長	高野隆君
水道部長	永原照雄君	病院事務長	大貫松雄君
教育長	長沢三郎君	教育次長	小山哲夫君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	岩沢代吉君	次長	馬場守君
書記	田中正美君	書記	土方留春君
書記	串田平和君	書記	佐々木茂晴君
書記	小林章雄君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目１０の３

立川速記者養成所　所長　関根福次

速記者　川久保友子君

議事日程

昭和６０年１２月２４日（火）

午前１０時開議

（議案審査報告）　（総務委員会）

日程第１　議案第８２号　日野市議会議員及び市長選挙公報発行に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第２　議案第８３号　日野市民会館建設資金積立基金条例を廃止する条例の制

定について

日程第　3　　議案第　８４号　　日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第　4　　議案第　９９号　　日野市立日野第二中学校給食室建築工事請負契約の締結について

日程第　5　　議案第１００号　　日野市立日野第二中学校給食室給排水衛生空気調和設備工事請負契約の締結について

（総務・文教・厚生・建設）

日程第　6　　議案第　８９号　　昭和６０年度日野市一般会計補正予算について（第３号）

（厚生委員会）

日程第　7　　議案第　８５号　　日野市地区広場設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第　8　　議案第　９０号　　昭和６０年度日野市国民健康保険特別会計補正予算について（第２号）

日程第　9　　議案第　９２号　　昭和６０年度日野市立総合病院事業会計補正予算について（第３号）

日程第１０　　議案第　９３号　　昭和６０年度日野市受託水道事業特別会計補正予算について（第２号）

日程第１１　　議案第　９５号　　昭和６０年度日野市老人保健特別会計補正予算について（第２号）

（建設委員会）

日程第１２　　議案第　８６号　　日野都市計画事業高幡土地区画整理事業施行規程を定める条例の制定について

日程第１３　　議案第　８７号　　日野都市計画事業豊田南土地区画整理事業施行規程を定める条例の制定について

日程第１４　　議案第　８８号　　日野市小規模事業者育成条例の制定について

日程第１５　　議案第　９１号　　昭和６０年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算について（第２号）

日程第１６　議案第　９４号　昭和６０年度日野市農業共済事業特別会計補正予算について（第１号）

日程第１７　議案第　９６号　昭和６０年度日野市仲田緑地用地特別会計補正予算について（第１号）

日程第１８　議案第　９７号　市道路線の廃止について

日程第１９　議案第　９８号　市道路線の認定について

日程第２０　議案第１０１号　町区域の設定について

日程第２１　議案第１０２号　万願寺土地区画整理事業施行地区内の土地区画整理事業用地の権利放棄について

日程第２２　議案第１０３号　農業共済無事戻金の交付について

（請願審査報告）　（総務委員会）

日程第２３　請願第６０－　７号　下町下河原地区に所在する（旧）日東精密時計株式会社跡地取得に関する請願

日程第２４　請願第６０－１６号　住宅・都市整備公団の「縮小・民営化」の動向を抑止し、国民のための公団住宅の建設促進を要望する意見書提出を求める請願

日程第２５　請願第６０－１９号　都バス廃止に関する請願

（厚生委員会）

日程第２６　請願第６０－　９号　無認可保育室の助成に関する陳情

日程第２７　請願第６０－１１号　（仮称）神明地区センター建設に関する請願

日程第２８　請願第６０－１２号　静閑な住宅地の真ん中への駐車場建設反対に関する請願

日程第２９　請願第６０－２０号　日野市の犬（ネコ）の不妊・去勢手術料金に対する市の一部負担に関する請願

日程第３０　請願第６０－１７号　母子保健法改定に関する陳情

日程第３１　請願第６０－２１号　老人医療費の自己負担金引き上げに関する陳情

（建設委員会）

日程第３２　請願第５９－　８号　生活道路設置に関する請願

日程第３３　請願第５９－１６号　基盤整備に関する請願（１項、３項）

日程第３４　請願第６０－１８号　仮称　東部会館早期建設実現の請願

（総務委員会）

日程第３５　請願第５９－２８号　世界連邦都市宣言に関する陳情

（文教委員会）

日程第３６　請願第５７－　７号　遊休農地をテニスコートとして利用することに関する請願

（建設委員会）

日程第３７　請願第５７－３７号　高幡不動駅北側地区の区画整理に対する反対請願

日程第３８　請願第５７－５１号　高幡地区区画整理に対する京王線高幡不動駅南側住民の反対請願

日程第３９　請願第５７－５５号　高幡不動駅南新井東地区の区画整理に対する反対請願

日程第４０　請願第５７－５９号　土地区画整理事業策定にあたって当該計画より第一豊田荘住宅地域を除外に関する請願

日程第４１　請願第５７－６２号　程久程６６２番地地域山林緑地保存に関する請願

日程第４２　請願第５８－　５号　高幡不動駅地区の区画整理に対する反対請願

日程第４３　請願第５９－　９号　下水道設置に関する請願

日程第４４　請願第５９－１６号　基盤整備に関する請願（２項）

（中間報告）

日程第４５　特別委員会中間報告の件

（継続審査議決）

日程第４６　下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件

日程第４７　農林水産省跡地利用対策特別委員会の継続審査議決に関する件

日程第４８　高幡踏切対策特別委員会の継続審査議決に関する件

日程第４９　廃棄物対策特別委員会の継続審査議決に関する件

（議案上程）

日程第５０　議員提出議案第１４号　住宅・都市整備公団の「縮小・民営化」に反対し、国民のための公団住宅の建設促進を要望する意見書

日程第５１　議員提出議案第１５号　母子保健法改定に関する意見書

日程第５２　議員提出議案第１３号　日野市議会の議員の定数を減少する条例の一部を改正する条例の制定について

本日の会議に付した事件

日程第１から第５２まで

午後４時５５分開議

○副議長（米沢照男君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員２４名であります。

お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（米沢照男君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（米沢照男君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後４時５６分休憩

午後８時１７分再開

○副議長（米沢照男君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第８２号、日野市議会議員及び市長選挙公報発行に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第８３号、日野市民会館建設資金積立基金条例を廃止する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（米沢照男君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長登壇〕

○総務委員長（竹ノ上武俊君）　総務委員会の審査の経過と結果について御報告を申し上げます。

議案第８２号でございます。日野市議会議員及び市長選挙公報発行に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは市議会議員選挙が１０日間から７日間に短縮されることによって公報掲載原稿の締め切り等を変更する条例改正でございます。

総務委員会では審議の結果、全会一致原案どおり可決と決しました。よろしく御審議をお

願いいたします。

続きまして議案第８３号でございます。日野市民会館建設資金積立基金条例を廃止する条例の制定についてでございます。これは市民会館の完成により、およそ２８億円余の公費がかかったものでございます。それらの基金について今定例会の補正予算等得まして、すべて手続が終了いたしましたので、この条例を廃止するという内容のものでございます。

総務委員会は慎重審議の結果、原案どおり全会一致可決と決した次第でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○副議長（米沢照男君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本２件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本２件について採決いたします。本２件に対する委員長報告は、原案可決であります。本２件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（米沢照男君）　御異議ないものと認めます。よって議案第８２号、日野市議会議員及び市長選挙公報発行に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第８３号、日野市民会館建設資金積立基金条例を廃止する条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第８４号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

○総務委員長（竹ノ上武俊君）　議案第８４号についての総務委員会審査結果について御報告を申し上げます。

日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。先般の本会議席上において提案理由が説明があったとおりでございます。管理職の範囲についての確定、また管理職手当の期末手当への算入に関する条例改正でございます。

総務委員会は、この議案について慎重審議を行いました。質疑があった主な点は、管理職の範囲というものをどういうふうに考えたらよいか、というような内容でございました。質疑の中で出された意見といたしましては、管理職の日野市役所における賃金水準は他市等に

比べても、あるいは東京都、国に比べても、数万円の差がある人もあるということで、低い状況にある。こういう中で、管理職の役割を評価して、この条例を制定するのに積極的に賛成する、という意見などが出されております。また、もう一方、管理職手当といえども、賃金体系の中の一部である。そういう点から、賃金は労使交渉で決めるということが必要である。まだ完全な労使の納得というものがないのではないかと思う。また、通し号俸制については賛否両論あるけれども、通し号俸制が労働者にとってはいいんだ、という立場の意見もある。そういう点から今回の議案については反対である。保留である、等の意見が質疑の中で交わされたわけでございます。

そのような審議の結果、採決を行いました。多数決によりまして、原案のとおり可決すべしというふうに総務委員会は結論を下した次第でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○副議長（米沢照男君）　これより質疑に入ります。古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　ただいまの委員長の御報告では、賛否意見が分かれたということでございました。その具体的な内訳について、もう少し詳しくお聞かせをいただければと思います。

○副議長（米沢照男君）　総務委員長。

○総務委員長（竹ノ上武俊君）　お答えいたします。

賛否の意見の内容については、主として先ほど述べたとおりでございます。採決の内容につきましては、賛成をされた会派は新政会、それから市民クラブ、そして公明党でございます。反対をされたのは革新クラブでございました。また保留の立場をとられたのは共産党でございました。以上のとおりの内容でございます。（「はい、了解」と呼ぶ者あり）

○副議長（米沢照男君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。名古屋史郎君。

○２１番（名古屋史郎君）　日本社会党の市会議員として、本案に反対の立場で意見を申し述べます。

低い賃金、そして厳しい労働条件のもとで、日夜地道に働いている一般職員の支えがあってこそ、市政も市民の負託にこたえ得るものだということは、私が申し上げるまでもない、

どなたも異論のないことであると思います。

本案は管理職手当を一時金に算入するというものであり、委員長報告にもありましたように、一般職の職員の給与体系の一角を成すものであり、十分な労使関係での合意、こういうものがあってしかるべきだ、というふうに考えております。そういう点で、当局側の説明でも、十分な合意がなされたという説明が聞き取れない問題であります。そして他市と比較して、管理職の給与が低い。これは管理職の給与が低いというだけにとどまらず、他の一般職の職員の給与も低いのでありまして、職員全体の給与ということから根本的に考え、対策をしていかなければならない問題だと私は思います。そして、その管理職手当というものはパーセンテージ、その賃金というものの低さということのほかに管理職手当のいわゆる率、このことは非常に他市に比べて高額な、高い率の管理職手当が支給されているという事実もございます。また、ほかのことでもよく出ることですが、他市ではどうかということについて、三多摩では保谷市がこのことが行われている、こういった報告もございました。

こういうことをいろいろ考えあわせますと、この時期に変則的な形で、労使合意もないままにこのことを実施するということは、私どもは大変不適当だというふうに考えております。以上の理由で、日本社会党の市会議員として、この件に反対をいたします。以上です。

○副議長（米沢照男君）　ほかに御意見はありませんか。古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　簡単に賛成の立場で意見を申し上げたいと思います。

提案理由の、提案されましたときにも申し上げましたが、現在、日野市は通し号俸制という違法な給与制度をとっているわけであります。つまり、年齢給という給与制度をとっているわけでありまして、地方公務員法に定められた職務給の原則を逸脱し、違法状態にあるということは、すでに多くの指摘が、多くの皆さんから指摘があるところであります。この給与制度が続く以上、今まで支給をされてまいりました、いわゆるボーナスでは一般職員の方よりも低額の部長さんがいたり、課長さんがいたり、係長さんがいたりしておりました。つまり、ボーナスの逆転現象が起きていたわけであります。ちなみに、今回１２月に支給をされましたボーナスを見ましても、現に一般職の最高の方は１０９万円の支給を受けておられます。しかしながら、現に部長さんでも１０１万円の方がいらっしゃる。また課長さんでも９０万円台の方がいらっしゃる。こういうことで、引き続きボーナスの逆転した姿というものがございました。

こうした給与制度をとる以上、当然このようなことは起こるわけで、私どもは以前から管理職手当の期末手当に対する算入を主張いたしてまいりました。今回、部長２０％、課長15％、課長補佐１０％ということで、この算入が実現をすれば、こうした今までございました逆転した姿というのは、おおむね解消するのではないかと思います。職場の正しい秩序を確立していくためにも、ぜひこうした条例の改正は、通し号俸制が続く以上、早急にとられなければならない施策であったと思います。よって、この条例の改正には賛成をするものであります。

また私は、先般提案理由の説明の際に、係長の手当についてもどうだろうか、ということを触れておきました。しかしながら、これは私の一つの思い違いといいますか、とり方の違いがございました。係長さんは、現に組合に加入をしておられる。組合は係長手当の算入に反対をしている、ということでありますから、反対をしている人たちに算入をするというのは、まことにおかしなことになるわけであります。そのように、前回提案の際に私が主張しました点については、若干訂正をしておきたいと思います。

以上、賛成の意見を簡単に申し述べました。

○副議長（米沢照男君）　ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。（「議長」と呼ぶ者あり）　板垣正男君。

○１２番（板垣正男君）　採決を前にして、一言、共産党市議団の態度を明らかにしておきたいと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。

本議案第８４号は、管理職手当にかかわる問題でもあるわけでありますけれど、この管理職手当については、労使の交渉になじまないという、そういう意見もございます。しかし、管理職手当は、広く賃金体系の一部を成すものでもあります。したがって、労使交渉の場で協議が成り立たなくてはならないものと考えます。現状では、まだ十分労使の合意がなされていない事情にありますので、共産党市議団は、総務委員会でも態度を保留の立場をとりました。

採決を前にいたしまして棄権いたしますので、若干の時間の猶予をいただきたいと思います。（「副議長は何党だ」「共産党分裂」と呼ぶ者あり）

〔共産党議員退席〕

○副議長（米沢照男君）　これより本件について採決いたします。本件に対する委員

長報告は、原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○副議長（米沢照男君）　挙手多数であります。よって議案第８４号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

〔共産党議員着席〕

○副議長（米沢照男君）　これより議案第９９号、日野市立日野第二中学校給食室建築工事請負契約の締結、議案第１００号、日野市立日野第二中学校給食室給排水衛生空気調和設備工事請負契約の締結の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（米沢照男君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長登壇〕

○総務委員長（竹ノ上武俊君）　議案第９９号並びに第１００号についての総務委員会審査結果について御報告を申し上げます。

議案第９９号は、日野市立日野第二中学校給食室建築工事請負契約の締結についてでございます。契約金額は２億5,２００万円、契約の相手方は大木・桜建設共同企業体に入札の結果、決定をいたしました。工事概要等については、議案の説明書のとおりでございます。

総務委員会は慎重審議を行いました。その中で、今回、指名入札が８社だけ発表されているという点について、質疑が行われました。これに対しては、指名は１０社ということで行いましたけれども、共同企業体を組むことができないという理由で、入札を自然な形で辞退した会社が出たので、８社で入札したということになった次第である、という答弁でございます。また、これは何も共同企業体でやらなくても、地元業者がリーダーとなって入札に参加する規模ではないか。地元の業者でも、その程度の工事はできるのではないか、という質疑や要望等が出されました。その点については、市当局も今後積極的に検討していく、ということでございました。

総務委員会は慎重審議の結果、全会一致原案どおり可決と決しました。よろしく御審議をお願いいたします。

議案第１００号の日野市立日野第二中学校給食室給排水衛生空気調和設備工事請負契約の締結についてでございます。この件は、契約金額が１億3,９５０万円でございます。落札した相手方は、八重洲工業株式会社でございます。これは説明書のとおり１０社が入札に参加いたしまして、落札決定したものでございます。

この件については、市内の関連業者、中小業者を共同企業体にセットすべきではなかったのか、という質疑などがなされましたが、今回は見送った。しかし、今後地元企業を育てる意味で、そういう方面も研究し対策を立てたい、という市当局の答弁などがございました。

総務委員会では慎重審議の結果、全会一致原案どおり可決と決定をした次第でございます。よろしく御審議をお願いします。

○副議長（米沢照男君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本２件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本２件について採決いたします。本２件に対する委員長報告は、原案可決であります。本２件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（米沢照男君）　御異議ないものと認めます。よって議案第９９号、日野市立日野第二中学校給食室建築工事請負契約の締結、議案第１００号、日野市立日野第二中学校給食室給排水衛生空気調和設備工事請負契約の締結の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第８９号、昭和６０年度日野市一般会計補正予算（第３号）の件を議題といたします。

本件については、４常任委員会に分割付託いたしておりますので、順次審査報告を願います。

総務委員長の審査報告を求めます。

○総務委員長（竹ノ上武俊君）　総務委員会の審査結果について御報告を申し上げます。

総務委員会には議案第８９号、昭和６０年度日野市一般会計補正予算のうち歳入また債務

負担行為補正、歳出は、議会費、総務費、そして公債費等でございました。詳しくは提案時理事者より説明があったとおりでございます。

歳入補正額は１７億2,８０４万6,０００円でございます。歳入合計は３３２億5,４２１万4,０００円となった次第でございます。歳入につきましては総務委員会でそれぞれの質疑がなされました。また議会費につきましても質疑を行った次第でございます。総務費につきましても慎重なる質疑を行いました。

この中で主なるものだけ御紹介をしておきたいと思います。その一つは地域の教育力を考える懇談会、このために１人当たり２万円の費用を弁償いたしまして、３回にわたって懇談会を開く、都合１８万円の予算がございます。この問題について質疑がなされました。理事者よりは、この懇談会のメンバーについては、公募を行って進行していく。現在のところ11名の応募者があったので、これをなるべく全部採用して、懇談会等の助言者として御協力を願っていく、という趣旨の答弁などがあったわけでございます。

また明星前の住宅に関しまして、用地課の経費が計上をされております。これは明星前の住宅地の私道につきまして、これを市へ移管するに当たっての諸経費を市が負担して行うための予算である、という説明があったわけでございます。また総務費の中で、行財政調査会委員の謝礼についても質疑が行われました。この点については行財政調査会がかなり長時間にわたって論議をしているが、どういう審議内容かということでございました。これも１人当たり２万円の費用弁償的なものを支出いたしまして続けております。１日最低４時間以上ということで、熱心な審議をして日野市の行財政のあり方について活発な意見交換が行われ、現在進行中である、という答弁でございます。主なる質疑は、以上のようなものでございました。

その中で意見として出されたものが１件ございました。それは固定資産税と関係のある都市計画税についてでございます。この税率を市の権限で低めることができるはずであるので、最高額よりも少しでも税率を下げるという形で税の減免と申しますか、そういうための制度をつくるために市が努力していただきたい、という見解でございました。以上のような審議をいたしたわけでございます。

あとは公債費に関しての繰り上げ償還の問題、そして債務負担行為等については、お手元に配付されております東部会館新築事業についての質疑などがなされたわけでございます。

東部会館の新築事業につきましては、現在の試算でございますけれども、約１２億かかるうち東京都が５億2,０００万円負担、八王子市が２億7,０００万円負担、日野市が４億円負担というような割合が明らかとなった次第でございます。

以上のような総務委員会質疑を交わしました中、全会一致原案どおり可決と決しましたので、よろしく御審議をお願い申し上げます。

○副議長（米沢照男君）　これより質疑に入ります。谷　長一君。

○５番（谷　長一君）　委員長にお尋ねいたします。

ただいま行財政調査検討委員会で検討中ということでありますけれども、どのようなことを検討していられ、その検討中は、その過程というのはどのようになっており、さらには恐らく答申が出されるのではないかと思うんですけれども、そのあたりにつきまして、あと少し詳しく教えていただきたい。以上でございます。

○副議長（米沢照男君）　総務委員長。

○総務委員長（竹ノ上武俊君）　総務委員会では質疑の重点はこの行財政調査委員会の審議がかなり長期間にわたっているという点について質疑を行ったわけでございます。行財政調査会がどのようなテンポで結論が出るか、そしてどういう内容を主として結論を出そうとしているか、その内容については若干の審議はいたしましたが、詳細な点につきましては理事者より答弁をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（米沢照男君）　企画財政部長。

○企画財政部長（前田雅夫君）　お答えをいたします。

行財政調査会につきましては、審議の内容について先般一般質問でお答えをしたとおりでございます。それ以降、若干かわっている点だけを申し上げますと、年内に中間答申をということで進めておりました。過日、１２月２１日でございますが、本年最後の全体会議を持ったわけでございますけれども、中間答申の完全なまとまりができなかった、という状況でございます。

○副議長（米沢照男君）　谷　長一君。

○５番（谷　長一君）　中間答申の完全な答申、検討ができなかったから答申ができなかった、ということなんですけれども、これは非常にそれでは難しいようなことだと思うんですけれども、その答申ができなかった。年内に出すということだったんですけれど、答

申ができなかった理由が何かあるんじゃないか、と思うんですけれども、そのあたりですね、委員長はよく知っていらっしゃるんじゃないかと思うんですけれども、（笑声）委員長でありますから。その点、どうお考えになるか。企画財政部長がお答えになったのを聞いて、その感想でもいいです。そのあたりをどのようにお考えになっているか。（「そんなこと答えちゃだめだよ」と呼ぶ者あり）

○副議長（米沢照男君）　総務委員長。

○総務委員長（竹ノ上武俊君）　ただいま谷議員より感想ということでございますけれども、委員長単独の感想ということは述べる権限がございませんので、省略をいたしたいと思います。

総務委員会では、この質疑の状態を聞きましたところ、先ほど言いましたように、３時間、４時間、長い時間は１３時間、そして小委員会も４人で構成をいたしまして審議をしているということで、その結論を急げとか、あるいはどういうふうにしろ、というような質疑は突っ込んでは行われておりません。また早く出してくれとかいうような意見も、まとまったものは出ておりません。

なお、これは審議会のような性格のものでございますので、総務委員長としても、その中に立ち入るわけにはまいりませんので、ひとつ答申が出た結果、総務委員会でも審議する機会があれば審議させていただきたいというふうに考えております。（「はい、結構です」と呼ぶ者あり）

○副議長（米沢照男君）　石坂勝雄君。

○２８番（石坂勝雄君）　２点ばかり聞きたい。

１点は、地域教育力を考える懇談会のその１１名の応募者があったということなんですが、その人の氏名が総務委員会で発表になったかどうか。なったとすれば私の、ほかの議員にもお教え願えるような措置をとっていただきたいということをひとつ、１点。

いま一つ、それからさっき委員長の報告で、私は間違いではなかろうかなと思うんですが、都市計画税を減免するというか、税率を軽減すると言うなら話はわかるけど、減免というのはそれはどういうことを審議されたんだか、ちょっとそれをお答え願いたい。

○副議長（米沢照男君）　総務委員長。

○総務委員長（竹ノ上武俊君）　総務委員会におきまして御質問の、懇談会の助言

者の応募者の氏名、これについては教えてくれ、という質疑はなく、かつ総務委員会に対して市当局からも説明がございませんでした。

また都市計画税の点については、先ほど私も軽減と申しますかというふうに言葉を表現いたしましたように、正しくは今指摘されたように、税率の軽減、税率を低くする。そういう形での意見でございましたので、そういう意見でございましたので、改めて補足しておきたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　石坂勝雄君。

○２８番（石坂勝雄君）　じゃあ委員長は、今総務委員会では教育力を考える会のメンバーのお名前は出なかったと。理事者の方では何か差し支え、まだそこの段階までいっているのかどうなのか。さもなきゃ、こういうことで委嘱をするという言葉が発表されても何か差し支えがないんじゃなかろうかと、こう思うんですが、いかがですか。

○副議長（米沢照男君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　教育のことは極めて重要でございますし、また今日の課題でもあるわけであります。いろいろ政府におきましては臨教審が持たれ、それから、いろんな議論の場が今我々も必要である、このように考えております。そこで１０月１日、再掲という形で１１月１日、２回地域の教育力を高めるためにと、こういう題目で小さな意見発表を私の名前で行っております。それに伴いまして期待よりはるかに少ないんですが、多少の参加したい、つまり教育、地域の教育力を考える懇談会に参加をしたい、こういう申し出があった、というのが今言われておる１０人余りの数だ、こういうことでございます。

それで、その方々を別に委嘱をするとかそういう形ではなくて、開かれた形で懇談会を教育関係の市内の学識経験の高い方を数名――３名を予定しておりますが、コーディネーターという形で、そうして市民に呼びかけて参加をしていただいて、教育論議をしていただこう、こういうことを考えております。まだ委嘱もいたしておりませんが、来年になりましたら、なるべく機会を見て、ぜひそういうことを行って、日野市内に教育に関する市民一般の高い関心を集めていきたい、このように考えております。

○副議長（米沢照男君）　石坂勝雄君。

○２８番（石坂勝雄君）　今市長の言うのは大体私わかるんですが、やっぱり予算措置で２万円掛ける３人の３回分としてあるんですから、一応、助言者にしても、そういう地

域の何かテーマを持ってやるにしても、こういう大小にかかわらず公金が支払われるんだから、委嘱するというか講師料というか、謝礼というか、何かの形でその人にきちっと差し上げる形は、名前を発表してされることは事実なんでしょ。どうなんでしょう。

○副議長（米沢照男君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　どなたでも参加できる公開の懇談会にいたしたい、と思っております。しかし、その中の助言者に当たっていただく方３名には、費用弁償させていただく、こういうことであります。

○副議長（米沢照男君）　総務委員長。

○総務委員長（竹ノ上武俊君）　再度ちょっと補足発言をしておきたいと思います。

先ほどの都市計画税の税率の軽減ということで、最終的に補足いたしましたが、当初、減免という言葉を使ったかもしれませんけれども、論議の中でいろんな言葉が出ましたけれども、最終的には補足したとおりの意見ということにまとまりましたので、御承知おきいただきたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　行財政調査会の件で、今質疑が先にありましたが、私が今議会で一般質問をいたしましたときに、行財政調査会の中間答申は年内に提出されるのか、という問いに対して、おくれているけれども、１カ月以上おくれているけれども、年内に答申を受ける予定である。年内答申を考えておられる見解が理事者並びに部長の方から答弁があったと思います。今のお話をお聞きいたしますと、ことしの最後の会議がもう開かれて、年内に開会される予定はない。つまり中間答申は出なかったということであります。私は９月議会でもお聞きをいたしましたが、そのときにこの行財政調査会による検討結果、これは中間答申として秋口までには提出をされ、それは昭和６１年度の予算編成に生かしていく、という見解が答弁がございました。

しかしながら、今のお話を聞いていますと、中間答申といいますか、１次答申はなかったということでありますので、来年度予算にできるものから中間答申を受けて盛り込んでいく、という当初の市側の考え方はここで大きく後退せざるを得ないのではないかと思いますが、今後、中間答申、小委員会等開かれて、近いうちにはまとめられる。つまり来年早々にはまとめられる可能性もあるかと思いますが、予算編成とこの行財政調査会の進行の兼ね合いに

ついて、お尋ねをしたいと思います。御回答をお願いいたします。

○副議長（米沢照男君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　行財政調査会は、１０名の委員の方に極めて熱心に御審議をいただいております。年内に中間答申をという期待をお願いをしておりましたわけですが、１名の小委員の先生がお正月まで外遊をなさる、ということがございまして最終の仕上げというふうになっておりません。しかし、年を明ければ多分早々に成文化したものでいただける、こう思っております。

それから今までの審議にかかわりました、また、その立場あるいはその審議の中から、予算編成に反映さすべきものはほぼ出そろっておりますので、来年の予算編成にはできる限り活用させていただきたい、こう思っております。

○副議長（米沢照男君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　市長がおっしゃるように、活用できればもちろんそれはそれにこしたことはないわけでありますが、当初はたしか９月か１０月、１０月ですか、答申をもらいたい、受けたいということが委員委嘱の際の市側の要望であった、というふうに聞いております。外遊云々というのは、ここのところにきて初めて出てきた問題だろうと思います。いずれにしろ外遊される云々は別にして、かなり作業がおくれているということは事実だと思いますが、一般質問でも指摘をいたしましたように、この委嘱をされております10人の委員の方のうち、半数近くはいわゆる臨調はけしからん、行革には反対だという立場の意見を鮮明にいろんな場でなさっている方々がお入りになっているわけであります。学者と申しますか、大学の先生方の中にもいわゆる臨調行革路線は、福祉・教育の切り捨てだという看板を掲げて論陣を張っておられる方も何人も入っていらっしゃる。そういったことが今回の中間答申がおくれた理由になっていないのか。この場でもう一度市側の考え方を聞いておきたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私の伺います範囲では、議論は極めて和やかではありますが、また厳しい論調もある、このように受けとめております。しかし、ほぼ意見はまとめられた、まとめられるという方向で進んでおります。学者もいらっしゃいますので、それぞれの学説の立場ということもおありでございますけど、我々は十分にその方々の御意見を市の

行財政の１段階の調査、つまり現状認識それから将来に対するビジョン、それには具体的にはさしあたりどのようなことができるか、ということは十分指摘をしていただいておりますので、そのような扱いで、扱いでというよりも、そのような我々も認識に立ちまして活用させていただきたい、こう思っております。近くできるだけ、でき次第ひとつ議員さんにも御配付、お送りするというつもりでおります。

○副議長（米沢照男君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　最後に確かめておきたいと思いますが、この行財政調査会、他市では例を見ない、日野では職員組合の代表も送り込まれるという、非常に私が指摘しておりますように、変則的な、また、よその自治体では見られない委員の構成になっているわけです。そうしたことが影響していないという市長のお考えが、正しければそれにこしたことはないわけでありますが、来年早々には１次答申が受けられるというふうに今お答えになりました。来年早々とは１月中というふうに理解をしていいかどうか、市長にもう一度お尋ねをいたします。

○副議長（米沢照男君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　そのように御理解していただいて結構だと思っております。

○副議長（米沢照男君）　市川資信君。

○１９番（市川資信君）　私は総務委員会でございますので質問ではなくて、先ほど石坂議員が指摘してくださいましたので、今改めて質問することはございません。ただ、都市計画税の軽減措置ということは、日野市の財政が大変豊かで、今年度また１０億近い繰り越しをするという中で、減免ができれば一番望ましいが、できることならば、今日野市の都市計画税が１００分の0.3という最高限度額を掛けておる。こういう財政豊かな中で、市民にこの豊かさを還元してあげたらいかがですか。ただ減免するには、いわゆる万願寺区画整理を初め、これから大きな事業があるので、軽減措置をとられたいということを意見を述べました。そのようにまた委員長も報告されましたので、質問は結構です。取り消します。

○副議長（米沢照男君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

これをもって総務委員会関係の審査報告を終わります。

次に文教委員長の審査報告を求めます。

〔文教委員長登壇〕

○文教委員長（古賀俊昭君）　きょうは深夜でございますが、学校の先生方もたくさん傍聴にお見えになっております。文教委員会の審査報告お聞きいただくということで、大変ありがたいことだと思います。

文教委員会に付託をされました昭和６０年度日野市一般会計補正予算（第３号）の歳出のうち、教育費について審査報告を申し上げます。

今回の補正は教育費を4,７０７万8,０００円を増額いたしまして、教育費の総額を合計50億8,７５０万7,０００円とするものであります。増額補正される主なものについて申し上げます。

小学校費で天体観測に使用いたします天体望遠鏡を未設置校に設置をする備品購入費の１１７万円と工事請負費では第一小学校と滝合小学校にバスケットボールの正式のゴールを設置するための費用９１７万円であります。

中学校費では七生中学校がことしの９月から学校給食を開始したことに伴い、新たに採用されました給食調理員と栄養士の方７名分の給料及び職員手当等の追加、これが2,２１０万円であります。

次に社会教育費では、委託料の埋蔵文化財発掘調査に2,０００万円が補正されております。これは主に落川遺跡調査にかかわるものでありまして、下排水管の埋設工事に先立って行われる市道部分、市道部分の調査を行う際、人や車の通行を確保しながら行う必要があることから、通常の発掘調査よりも手間がかかったために、単価がアップをしたことによるものであります。また人件費関係の減額分は、高年齢の退職職員の方の退職に伴って補充をされました職員の方が、若年齢であることを理由に、減額されるものであります。

次に質疑の主なものを申し上げます。

埋蔵文化財の発掘調査の単価アップの理由と、調査完了しているのか。また天体望遠鏡は、今回の措置で全校に行き渡るのか。また学校施設の開放の状況は。続いて大成荘の建てかえの計画。また図書館で今回売り出しております日野市絵図の増刷の部数は、などの質問がそれぞれの委員からなされたわけであります。

埋蔵文化財の発掘調査につきましては、今申し上げましたように市道部分であったこと。そこで十分な配慮をしながら調査を行わざるを得なかった。そのことが理由である。なお、

現在は調査はすでに完了している、との答弁でございました。

２番目の天体望遠鏡につきましては、中学校は全校にすでに完備をしております。今回の措置で、小学校も全校に天体望遠鏡の設置がなされる、というお答えがありました。なお中学校の学校の施設の開放につきましては、中学校は全校現在開放されておりますが、未開放校があることの理由につきましては、トイレ等が併設をされていないなどの理由による、そうしたネックがあるという理由が挙げられておりました。

大成荘の建てかえ計画につきましては、小中学校がどの程度利用するのか。また体育館は併設すべきなのか。建てかえの場所については現在の大成荘のある位置が適切か。こうした点を今後検討し、昭和６３年度に基本設計費を計上したい、という考え方を教育委員会では持っているとの見解が示されました。

なお日野市絵図につきましては当初2,０００部印刷をし、１部４００円で販売したそうでありますが、部数が不足をしてきたために、今回3,０００部を増刷するとの回答がございました。以上が質疑に対する主な答弁の概要であります。

以上、慎重審査の後、採決を行いました。各委員それぞれ異議を唱える方はなく、委員会として原案どおり可決すべきものと決した次第であります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○副議長（米沢照男君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

これをもって文教委員会関係の審査報告を終わります。

次に厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長登壇〕

○厚生委員長（馬場弘融君）　厚生委員会の審査報告を申し上げます。

議案第８９号、昭和６０年度日野市一般会計補正予算第３号、歳出のうち、民生費、衛生費、労働費、消防費につきまして、去る１２月２０日に開催をされました厚生委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

今回の補正の主なものは、民生費では特養老人ホームへの老人委託措置費の増、老人保健特別会計及び国保特別会計への繰出金の増額など合わせて２億7,８２９万円の増額、衛生費では南多摩斎場組合負担金増などを含む2,１００万4,０００円の増額、労働費では勤労青年

会館開設に伴う８９６万1,０００円の増額、消防費では第１分団第３部の器具置き場用地購入費など６４０万4,０００円の増額となっております。

質疑といたしましては、民生費では住宅改良資金減額の理由。ひの共同作業所改築のスケジュール。老人保健及び国民健康保険両特別会計への大幅繰り出し増の理由。学童クラブの理念及び指導員、パート指導員への報酬増、賃金増の理由などが問われました。

説明といたしましては住宅改良資金は前年実績に伴うものである。共同作業所は周辺住民及び工場対策として厚生省の補助金に基づく防音工事を追加するもので、いずれ面積増も検討をいたしたい。老人保健については、支払い基金、国、都、市それぞれ負担額が決められているが、それぞれの基準の違い、額の決定時期のずれがあるため、当面市の一般会計から繰り出しておくものである。国保については、国庫及び都の負担減に伴うものである。

学童クラブは、緊急避難所ではなく健全育成の場である。指導員の報酬増は、保母などへの異動に伴う２名の不足分を補充するもの。パート指導員の賃金増は定員オーバーの５クラブへパートを配属するためである、と伺いました。

労働費では、勤労青年会館の管理、運営が問われましたが、いわゆる大地区センターに該当し、この管理は委託方式となる。利用時間は夜間を延ばし夜１０時までとしたい。使用料をとりたい等の説明がありました。

消防費では、東町の器具置き場の関連が問われ、敷地面積は約９７平米、いずれつくられるであろう建物は２階建てとなり延べ６０平米、その費用は約８００万円となる。また、もとの場所は隣接する地区センターの物置になる見通しであると伺いました。

意見、要望としては、1.住宅改良資金減について融資実績が少ないのは市のＰＲ不足ではないか。よい制度であり求めている人も多いはずなので、もっと制度を知らせる努力をしてほしい。2.乳がん自己検診用に利用される乳房模型については、年１回の検診の際だけではなく、婦人の多く集まる際など有効利用を図ってほしい。3.学童クラブについて、全般的には定員割れの中で少数の留保者がいるのは何とかできないか。地域性を踏まえ、過密、過疎対策を検討されたい。4.勤労青年会館については、夜間の利用時間をさらに延長するように考えていただきたい。5.消防器具置き場詰所については、団員の士気にこたえるためにも、十分な設備を整えてほしい等が述べられたところであります。

当委員会では、以上申し上げましたような審査を踏まえ、採決に移りましたが、民生費、

衛生費、労働費、消防費、いずれも補正内容には全員異議なく、原案のとおり可決をすべきものと決した次第であります。よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○副議長（米沢照男君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

これをもって厚生委員会関係の審査報告を終わります。

次に建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長登壇〕

○建設委員長（高橋徳次君）　それでは建設委員会に付託されました議案第８９号、昭和６０年度日野市一般会計補正予算（第３号）の歳出のうち、農業費、土木費について、建設委員会の審査を御報告申し上げます。

まず農業費でございますけれども、補正額は４３７万5,０００円、補正後の金額を１億1,２６５万円とするものであります。補正の主な内容は、農業費のうち農業振興費でございます。内容は東京都優良集団農地保全育成事業が３３６万3,０００円の増額であります。理由は対象面積が７ヘクタールから１０.６２ヘクタールにふえたため増額されたものであります。事業費の負担割合は都が４分の２、市が４分の１、事業者が４分の１となっております。

続きまして土木費でございます。土木費は総額５億8,２９４万5,０００円の補正でございます。補正後の金額は５９億1,８２９万円とするものであります。まず土木費のうち道路橋りょう費の道路維持費が３０６万円の補正増でございます。内容を申し上げますと街路樹の枝の整枝１１９万円。これは当初８００本から９００本予定しておりましたが、これを2,１００本行うためと、高齢者事業団から業者へかえるためのものであります。道路補修費が１８７万円。これは夏の集中豪雨による道路の陥没等の補修費でございます。

次に土木費のうち河川の改良、河川の維持費でございます。補正額は１１２万8,０００円でございます。内容は約1,２００個の清流フィルターの購入費であります。

次に土木費のうち都市計画費であります。補正額は５億7,８３９万4,０００円でございます。補正の主なものは区画整理でございます。内容は土地区画事業特別会計への繰出金が５億6,９１７万4,０００円でございます。

主な質疑は、街路樹の整枝について高齢者事業団から業者にかわったということでございますけれど、地域的に高齢者の範囲の中でできれば地域の中で連帯ができるのではないか。

街路樹の種類はどんなものがよいか。柳等は雨が降って非常に歩きづらい。また街路樹の整枝の仕事の内容を申し上げますと、高齢者事業団は枝を切るだけで業者の場合はその後片づけまで行うということと、高さが３メートルないし４メートルもあるので危険なこと。高齢者事業団には他の仕事がある。また事業団自体も余りやりたがらない。しかし、そのような申し出があれば検討したい。柳等は枝の伸びがよいので年１回はやらなければならない。街路樹は景観にも注意しなければならないので、手入れを怠ってはいけないとの説明がありました。

慎重審議の結果、全会一致原案のとおり可決と決定いたしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○副議長（米沢照男君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

これをもって建設委員会関係の審査報告を終わります。

各委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は、原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（米沢照男君）　御異議ないものと認めます。よって議案第８９号、昭和60年度日野市一般会計補正予算（第３号）の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第８５号、日野市地区広場設置条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長登壇〕

○厚生委員長（馬場弘融君）　厚生委員会に付託をされました議案第８５号、日野市地区広場設置条例の一部を改正する条例につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本件は、市内８番目の地区広場として開設をされた市立もぐさ観音地区広場を条例別表に追加するものであります。所在地は百草８１９番地の４、敷地面積2,３９０平米、日本信販

と日野市との協定に基づきこの１１月に市有地となったものであります。

当委員会では慎重審査を進めた後、採決に移りましたが、全員異議なく可決すべきものと決した次第であります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○副議長（米沢照男君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は、原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（米沢照男君）　御異議ないものと認めます。よって議案第８５号、日野市地区広場設置条例の一部を改正する条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第９０号、昭和６０年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）、議案第９２号、昭和６０年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第３号）、議案第９３号、昭和６０年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第２号）、議案第９５号、昭和６０年度日野市老人保健特別会計補正予算（第２号）の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（米沢照男君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

○厚生委員長（馬場弘融君）　引き続きまして厚生委員会に付託されました議案第９０号、９２号、９３号、９５号につきまして、順次御報告をいたします。

初めに議案第９０号、昭和６０年度日野市国民健康保険特別会計補正予算第２号につきまして審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本件は退職者医療制度実施に伴う国からの交付金及び国保事業に対する都からの交付金が大幅に減額されたものを一般会計からの繰り入れ増で補うための補正であります。歳入のうち、款相互の増減は大きな額となりますが、予算の総枠につきましては３８８万4,０００円の増にとどまり、歳入歳出予算の総額を３０億4,６６６万1,０００円とするものであります。

質疑の主なものを申し上げますと一般会計からの繰入額の目安はどのくらいか。レセプト

の目的及び現状はどうなっているか。国保財政困窮であるが、国及び都の交付減はすなわち加入者及び市民の負担増につながる。これに対する国や都への市の働きかけの現状を伺いたい等が問われました。

答弁としては、繰入額の目安は先般市長より被保険者１人当たり5,０００円との説明があったところであるが、今回の補正後では、１人当たり約１万円を超えることになり放置できない現状かと思う。

レセプトの目的は、適正な医療費が支払われているかを示すものであり、昨年は総件数の半数であったが、本年度から９月中に受診をされた全世帯に通知をしている。間違い等の問い合わせはなかった。

国や都への働きかけについては市長会あるいは担当課長会等で補助、減額をしないよう強く求めているところである。国も、ここで1,３６７億円の追加補正を決定しており、当市にも幾分かの配分が期待できようと伺ったところであります。

意見といたしましては、国及び都の交付金減額により国保会計が苦しくなっており、本来なら反対をしたいところだが、市も努力をしているし、国も補てんをする見通しなので賛成をする。しかし、今後も減額分を取り戻すべく努力をされたい、との強い意見が出されたところであります。

以上申し上げましたような審査を踏まえ、採決に移りましたが、補正内容には全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に議案第９２号、昭和６０年度日野市立総合病院事業会計補正予算第３号につきまして御報告申し上げます。

本件は当初予算第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額にそれぞれ1,１４０万円を追加するものであります。収入の主なものは都の補助金の増であり、支出の主なものは常勤医師３名増に伴う給与費の増額であります。

当委員会では慎重審査を進めた後、採決に移りましたが、本件につきましても全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に議案第９３号、昭和６０年度日野市受託水道事業特別会計補正予算第２号につきまして御報告申し上げます。

本件は歳入歳出予算にそれぞれ１億1,４７２万7,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額

をそれぞれ１２億3,６７５万2,０００円とするものであります。歳出の主なものは配水管移設に伴う工事請負費と多摩平浄水場並びに事務室の改造実施設計に伴う委託料であります。

当委員会では、慎重審査の後、採決に移りましたが、本件につきましても、全員異議なく可決すべきものと決した次第であります。

最後に議案第９５号、昭和６０年度日野市老人保健特別会計補正予算第２号につきまして御報告申し上げます。

本件は歳入歳出予算にそれぞれ９７７万5,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を２８億7,４５９万7,０００円とするもので、総額には大きな変化はありませんが、歳入歳出とも款相互の増減は大きくなっております。すなわち、本補正は、本年の実績に伴い減額をされました支払い基金交付金、国及び都の支出金を埋め合わせるため、一般会計繰入金を一時増額するという補正であります。

質疑といたしましては、支払い基金及び国庫負担金の減が余りにも多い。そのために一般会計からの繰り入れも当初予算の倍以上となっている。この理由は何か。基金、国庫、都、市の負担割合には変化はないのか。予算組みをうまくすれば、このような大きな変動はなくせるのか、等が問われたところであります。

答弁としては、支払い基金及び国庫等負担金算定に当たっては、３月から７月までの医療費実績が基準とされている。しかも、この時期は医療費が少ない時期である。当初予算は、１０月以降の医療費がふえる時期も考慮して編成をされているが、支払い基金や国はその辺を考慮してくれないのでこの時期には一時的に市が立てかえをしなければならなくなる。しかしながら、最終的な決済については、実績に応じた負担をしてもらえることになっている。それぞれの負担割合は支払い基金７０％、国庫２０％、都５％、市５％となっており、この数値に変化はない。支払い基金や国、都の支出の仕組みがかわらない限りこのような補正はなくならないと思う等の説明を受けました。

当委員会では、以上のような審査を踏まえ採決に移りましたが、本件につきましても、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、４議案かいつまんで審査結果を報告いたしました。よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○副議長（米沢照男君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終

結いたします。

本４件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本４件について採決いたします。本４件に対する委員長報告は、原案可決であります。本４件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（米沢照男君）　御異議ないものと認めます。よって議案第９０号、昭和６０年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）、議案第９２号、昭和６０年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第３号）、議案第９３号、昭和６０年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第２号）、議案第９５号、昭和６０年度日野市老人保健特別会計補正予算（第２号）の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第８６号、日野都市計画事業高幡土地区画整理事業施行規程を定める条例の制定、議案第８７号、日野都市計画事業豊田南土地区画整理事業施行規程を定める条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（米沢照男君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長登壇〕

○建設委員長（高橋徳次君）　それでは建設委員会に付託されました議案第８６号、日野都市計画事業高幡土地区画整理事業施行規程を定める条例の制定についての建設委員会の審査並びにその結果を御報告申し上げます。

この条例は、土地区画整理法第３条第３項の規定により、日野市が施行する高幡土地区画整理事業の施行に関し、法第５３条第２項に規定する事項、その他必要な事項を定めることを目的とするものであり、９章４０条から成り、事業の施行地域は高幡、三沢、大字新井の各一部であります。

この件の質疑に関しましては、なぜ国からの補助をもらわないのかとの質疑がございましたが、区画整理を行う場合、国の補助はつくが、今後事業が増幅する可能性もあり、その場合、国の補助金がすべての事業につかない可能性もあり、高幡は１６ヘクタールということもあり、国の補助なしで行うが、国の補助の負担分は都の方で行う旨の答弁がありました。

採決の結果、全会一致原案可決と決しました。

続きまして議案第８７号、日野都市計画事業豊田南土地区画整理事業施行規程を定める条例の制定についての建設委員会の審査及びその結果を御報告申し上げます。

この条例はさきの８６号同様９章４０条より成り、事業施行の対象地域は日野市豊田一丁目より四丁目の各一部、同東豊田一丁目、二丁目の各一部、日野市東平山一丁目、二丁目の各一部であります。

この件につきましては特に質疑はございませんでした。

採決の結果、全員異議なく原案可決と決しました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○副議長（米沢照男君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本２件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本２件について採決いたします。本２件に対する委員長報告は、原案可決であります。本２件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（米沢照男君）　御異議ないものと認めます。よって議案第８６号、日野都市計画事業高幡土地区画整理事業施行規程を定める条例の制定、議案第８７号、日野都市計画事業豊田南土地区画整理事業施行規程を定める条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（米沢照男君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後９時３３分休憩

午後９時５３分再開

○副議長（米沢照男君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第８８号、日野市小規模事業者育成条例の制定の件を議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長登壇〕

○建設委員長（高橋徳次君）　それでは議案第８８号、日野市小規模事業者育成条例の制定についての建設委員会の審査報告を申し上げます。

本条例は市内の小規模事業者の育成をし、その営業の振興を促すためのものでございます。１２月２０日の建設委員会では結論に至りませんでした。それで、再度本日の午前９時半から行いました。

建設委員会におけます質疑の主なものを申し上げますと、本条例は、条例とその後に提出されました施行規則案ですか、これに非常にあいまいな文章も多く、また条例と施行規則の食い違いが多い。例えば条例の方のときの本会議での説明ですと１００万まで融資と言いながら、委員会では利子補給のみというようなことでございます。また条例では対象者、家族構成の小規模業者としながら、規則ではサービス業にあっては従業員２人、その他の業種にあっては５人以下となっている。また４条の３項、これ、条例の方ですけれど、選挙権を有することということがうたわれておりますが、この意味と必要性、また規則１７条の市長の必要事項ですか、これがどういう必要事項があるのか、ということでございます。この必要事項に、聞きましたところが、利子補給、研修、経営の近代化であるというふうな答弁がございましたけれど、それは条例の方の第３条の１項、２項、３項でうたわれているというようなことで、委員会における答弁も各所で非常に歯切れが悪く、あいまいな答弁が多く見られ、各委員の方々も質問に戸惑うというような状態でございます。

６１年１月１日施行と言いながら予算措置は全くなく、実際は６１年４月以降の実施になるのではないかということで、それらに対する予算はどの程度あるのかというような質問もございました。それに対しては2,７００万ぐらいを見ておる。また何ゆえに条例のみを急いで先行させるのか、等の質疑もなされました。

また、この条例は条例そのものはよろしいけれども、少し急ぎ過ぎて出した、急ぎ過ぎているのではないか。４月からの執行ですから、それまでに十分条例、規則、また細則等を準備してから３月の定例会でやってもよろしいのではないかというふうな、そのほかに多くの意見が出されました。また、まだ実施要綱ですか、これも出ていない。これに関しては事務局の方では今準備中ということの返答でございます。

各委員とも、この条例そのものに関しては非常に結構なことであるけれど、余りにも急ぎ

過ぎたために、非常に矛盾点が多いということで、それぞれ多く質疑が出されましたけれども、まず条例を十分検討された上で、実施までにはまだ間があるのだから、その上で立派に通るような条例できちんと整理して出してほしい、というような意見でございました。

採決の結果、要するに継続ということに決しました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○副議長（米沢照男君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。小俣昭光君。

○３番（小俣昭光君）　私は共産党議員団を代表して、日野市小規模事業者育成条例についての一言意見を申し上げます。

この条例は、市内の小規模事業者が、今の社会状況の中で待ち望まれているものであります。（「そうだ」と呼ぶ者あり）今、景気の落ち込みは、小規模事業者に大きく影響を与えています。小規模事業者は、資金の調達も相談もする所もなく、資金のやりくりもできず、サラ金に手を出すなど、小規模事業者の経営は大変な状況が続いております。この条例は、こういう状態に置かれている事業者経営に、幾らかでも役に立ちたい、こういう立場から提出されたものと思います。

この条例を見ますと、小規模の事業者の資金調達の援助、営業近代化の指導、営業研修、同業組合の奨励、受注と下請のあっせんなど、どれも小規模事業者が待ち望んでいるものであります。また市内には、5,０００の商工業者がありますが、そのうち約半分、２千五、六百が対象になると言われております。

そこで私は小規模事業者育成条例について、強く採択を求めます。この条例を継続の主張については、今議会は私たち議員は最後の議会であります。よって継続の主張は、事実上廃案になるものであります。（「そうだ」と呼ぶ者あり）その継続については強く反対し、採択を重ねて強く主張いたしまして、共産党議員団の意見といたします。（拍手）

○副議長（米沢照男君）　ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は、閉会中の継続審査であります。本件は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○副議長（米沢照男君）　挙手多数であります。よって議案第８８号、日野市小規模事業者育成条例の制定の件は、委員長報告のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより議案第９１号、昭和６０年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）、議案第９４号、昭和６０年度日野市農業共済事業特別会計補正予算（第１号）、議案第９６号、昭和６０年度日野市仲田緑地用地特別会計補正予算（第１号）の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（米沢照男君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

○建設委員長（高橋徳次君）　それでは建設委員会に付託されました議案第９１号、昭和６０年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算について（第２号）の建設委員会の審査報告を申し上げます。

議案第９１号、昭和６０年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算、補正額は歳入歳出ともに７億8,４９５万6,０００円を追加し、補正後の額を歳入歳出とも２０億1,２４８万5,０００円とするものであります。

この内容については、歳入は国庫負担金、繰入金、繰越金の増と国の補助金等がふえたため保留地処分を行わないで諸収入が減額されたものであります。歳出につきまして主なるものは高幡土地区画整理事業用地3,７７８平米の取得費６億７６８万9,０００円と万願寺土地区画整理事業業務を新都市建設公社へ委託するための１億7,８６０万4,０００円であります。

質疑といたしましては、保留地の処分はいつごろになるか。こういうような質疑がなされました。保留地については、今売れる所は何ヵ所かあるが、周りが整備されてから、また資金が不足してから売却したい、という説明がございました。

慎重審議の結果、全会一致原案のとおり可決すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

次に議案第９４号、昭和６０年度日野市農業共済事業特別会計補正予算について（御1号）の建設委員会における審査の報告を申し上げます。

農作物共済勘定の事業収益及び事業費用にそれぞれ１４万3,０００円を追加し、補正後の額をそれぞれ２１３万8,０００円とするものであります。園芸施設共済勘定の事業収益及び事業費用にそれぞれ2,０００円を追加し、補正後の額をそれぞれ１６９万4,０００円とするものであります。

これにつきましては議案第１０３号、農業共済無事戻金の交付についてに関連しております。

採決の結果、全会一致原案のとおり可決すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

次に議案第９６号、昭和６０年度日野市仲田緑地用地特別会計補正予算について(第1号)の建設委員会の審査報告を御報告申し上げます。

補正額は歳入歳出とも９万円を追加し、補正後の額を７億2,３２１万8,０００円とするものであります。

この内容は預金の利子であります。

慎重審議の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○副議長（米沢照男君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本３件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本３件について採決いたします。本３件に対する委員長報告は、原案可決であります。本３件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（米沢照男君）　御異議ないものと認めます。よって議案第９１号、昭和60年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第２号）、議案第９４号、昭和６０年度日野市農業共済事業特別会計補正予算（第１号）、議案第９６号、昭和６０年度日野市仲田緑地用地特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第９７号、市道路線の廃止、議案第９８号、市道路線の認定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（米沢照男君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

○建設委員長（高橋徳次君）　それでは議案第９７号、市道路線の廃止について、議案第９８号、市道路線の認定についての建設委員会の審査報告を申し上げます。

まず議案第９７号、市道路線の廃止については、南平五丁目の市道下河原線の廃止であります。理由は、現況廃滅して公共の用に供されないためであります。

議案第９７号につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて議案第９８号、市道路線の認定についてでございます。落川２９号線、浅川自転車歩行者専用道路１号線、浅川自転車歩行者専用道路５号線、多摩川自転車歩行者専用道路１号線の４路線でございます。

建設委員会では、現地調査を実施の上、審議に入りました。主な質疑は、落川２９号線の大きなカーブは今後改良されるのか、自転車歩行者専用道路は今までのを合わせて何メートルぐらいあるのか、今後どのくらいになるのか、などの質疑がありました。

落川２９号線については、下水道の工事が当分続き、路面整備はされるであろうが、拡幅等の整備は考えていない。自転車歩行者専用道路は、今回の認定は2,８００メートルぐらいである。その後、多摩川の右岸は栄町あたりまで、浅川の左岸も順次やっていきたい。その結果、１万6,０００メートルないし１万7,０００メートルぐらいにはなる。いつなるかはまだ不確定である、との説明がありました。

議案第９８号につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○副議長（米沢照男君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本２件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本２件について採決いたします。本２件に対する委員長報告は、原案可決であります。本２件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（米沢照男君）　御異議ないものと認めます。よって議案第９７号、市道路線の廃止、議案第９８号、市道路線の認定の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第１０１号、町区域の設定、議案第１０２号、万願寺土地区画整理事業施行地区内の土地区画整理事業用地の権利放棄、議案第１０３号、農業共済無事戻金の交付の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（米沢照男君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

○建設委員長（高橋徳次君）　それでは議案第１０１号、町区域の設定についての建設委員会の審査報告を申し上げます。

本議案は、地方自治法第２６０条第１項の規定に基づき、別紙設定書のとおり町区域を設定し、昭和６１年７月１日から施行するものであります。

建設委員会における審査内容を申し上げますと、程久保の番地整理は１９２ヘクタール、６４％の完了でございます。また今後の市の番地整理はどうなるのかとの問いに対しては、次には高幡、三沢があるが、これは区画整理とあわせてやりたい。また落川、百草はすでに要望が出ている。日野の残りは万願寺の区画整理とあわせてやりたい。見通しとしての時期はいつかという問いに対しては、区画整理とあわせてやっていくので、やりたいのではっきりとは今言えない等の質疑がございました。

以上で質疑を打ち切り、採決の結果、全員異議なく原案可決と決しました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

次に議案第１０２号、万願寺土地区画整理事業施行地区内の土地区画整理事業用地の権利放棄について、の建設委員会の審査報告を申し上げます。

本議案は、万願寺土地区画整理事業施行地域内の過小宅地の減歩緩和を図るための3,296.９１平米の土地の権利放棄をするものであります。

主な質疑といたしましては、過小宅地はどのくらいあるのか。本議案の方法は今まで日野市でやってきたかなどの質疑がありました。過小宅地は４２１軒あり、減歩緩和については今までこの方式でやってきていますとの説明がありました。

慎重審議の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

次に議案第１０３号、農業共済無事戻金の交付についての建設委員会の審査報告を申し上

げます。

本議案は日野市農業共済条例第３６条第１項第１号及び第２号並びに第８８条の２３第１項第１号及び第２号により、議会の議決を求めるものでございます。

内容を申し上げますと、３年間無事故の者に対して無事戻金を交付するものであります。水稲につきましては１４万3,９０５円、陸稲につきましては１４円、麦につきましては２１０円、園芸施設共済につきましては1,０８４円となっております。

審議の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○副議長（米沢照男君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本３件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本３件について採決いたします。本３件に対する委員長報告は、原案可決であります。本３件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（米沢照男君）　御異議ないものと認めます。よって議案第１０１号、町区域の設定、議案第１０２号、万願寺土地区画整理事業施行地区内の土地区画整理事業用地の権利放棄、議案第１０３号、農業共済無事戻金の交付の件は、原案のとおり可決されました。

これより請願第６０－７号、下町下河原地区に所在する（旧）日東精密時計株式会社跡地取得に関する請願、請願第６０－１６号、住宅・都市整備公団の「縮小・民営化」の動向を抑止し、国民のための公団住宅の建設促進を要望する意見書提出を求める請願、請願第６０－１９号、都バス廃止に関する請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（米沢照男君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長登壇〕

○総務委員長（竹ノ上武俊君）　総務委員会の審査経過とその結果につきまして御報告申し上げます。

まず請願第６０－７号でございます。これは去る６月１７日提出された請願でございます。件名は下町下河原地区に所在する（旧）日東精密時計株式会社跡地取得に関する請願でございます。請願者の代表は日野市日野６０２の２、真貝さんとお読みするんでしょうか、ほか６９２名から提出されたものでございます。

これは請願者の住宅の近所に長谷川工務店並びに長谷工不動産等がグリーンパーク日野マンションという計画を持ち込んだことに対して、地域住民の皆さんが生活権及び環境保全について不安があるという点で、請願を提出されたものでございます。

請願の要旨といたしましては、当地域は、マンション計画ではなく、公的用途のため日野市が都市計画を推進されるようにというものでございます。

総務委員会は、現地調査また慎重なる審議をいたしました結果、全会一致で採択と決しました。よろしく御審議をお願いいたします。

続きまして請願６０－１６号でございます。件名は住宅・都市整備公団の「縮小・民営化」の動向を抑止し、国民のための公団住宅の建設促進を要望する意見書提出を求める請願でございます。請願代表者は日野市多摩平４－２の多摩平自治会の代表尾立さん、ほか百草団地、高幡台団地の自治会代表の方々から提出されたものでございます。

請願の要旨は、現在、臨時行政改革推進審議会が特殊法人問題小委員会というのをつくりまして住宅・都市整備公団のあり方に対し業務の縮小をすべきである、利子補給金を削減すべきである、経営形態を民営化せよなどという方向で審議をしていることにかんがみまして、居住者住民が不安を示している状況になっている、ということでございます。現在、1,２５０万世帯の住宅困窮者がいると言われている中で、わけても国の使命として公共住宅政策を強め、そのためには公団が活動をしてもらわなければならないということになっております。

そのような状況から、結論といたしまして、公団の縮小・民営化に強く反対するとともに、公団が今後とも所期の使命を持って健全な発展をせよ、という意見書を日野市議会の名において提出してほしい、ということでございます。

総務委員会はこの請願に対し慎重なる態度で臨みまして全会一致採択と決しました。

後ほどの日程の中で請願趣旨に沿いまして意見書を提案をいたし、内閣総理大臣、建設省、公団当局と関係当局に送付するようお願いしたいと思っているところでございますので、慎重なる御審議をお願いいたしたいと思います。

次は請願の第６０－１９号でございます。これは都バスの廃止に関する請願という件名でございます。請願代表者は日野市日野１０８５、万願荘自治会長の飯野さんほか1,０６５名から提出をされております。

請願の要旨は、今回東京都が都バスを立川一八王子間路線廃止に決定をいたしました。このことに関しまして、お年寄りなどを中心にして立川への交通の便が閉ざされている。何とか代替バスを運行していただきたい、という請願でございます。これに対し、市当局も東京都にたび重なる要請をしたいきさつ、また京王バスにも強い要請をしたいきさつ等が、審査の中で明らかとなりました。

それらの結果、現在若干ではございますが、京王バスが増発をしているという状況の中で、総務委員会は本請願について全会一致採択と決した次第でございます。よろしく御審議をお願いします。

○副議長（米沢照男君）　これより質疑に入ります。古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　請願の第６０－１６号、住宅・都市整備公団の「縮小・民営化」の動向を抑止し云々という要望意見書の提出を求める請願についてでありますが、全会一致委員会で採択をされた、という委員長の御報告でございました。この市議会の中でも、とにかく臨調とか行革というのは、頭からいけないというような議論がよく革新政党 ―― 共産党や社会党の皆さん、おやりになるんですが、御承知のように、臨調、行革が目標としておりますのは、活力ある福祉社会の建設ということで、よく言われるところの福祉や教育、また社会保障等を財源難を理由に切り捨てるというものではないわけであります。この請願提出者の言わんとするところも、そのような誤解に基づいているような気がするんですが、臨調、行革の具体的な実施をするための方針を絶えず検討しております行革審の中に小委員会ができて特殊法人問題小委員会というものだと思いますが、今後、この住宅・都市整備公団の問題についても、来年４月をめどに結論を出すということで、報告書を出すということで、今作業に入っているようであります。

そのまだ結論が出る前に、あえてその結論をどうやって先取りしておわかりになったかわかりませんが、これらの内容について疑問視するような意見は、委員会では全く出されなかったのかどうか。臨調、行政改革、土光さんのやっていることは全くいけない、という立場の意見のみだったのかどうか、委員長にお伺いをいたします。

○副議長（米沢照男君）　総務委員長。

○総務委員長（竹ノ上武俊君）　お答えいたします。

ただいまの御指摘のような質疑、意見は一切ございませんでした。全員一致採択という声が強くて、採決に運びましたところ、全会一致採択された次第でございます。

○副議長（米沢照男君）　古賀俊昭君。

○１８番（古賀俊昭君）　後の意見の場で申し上げてもいいんですが、あえて私もこの請願採択に反対はいたしませんが、住宅政策、今度の、きのう内示をされました国の住宅政策でも、特に後退をしているという面はないのではないかと思います。臨調の趣旨というものを、やはり私ども一方的な見地からだけではなく、十分に理解するという、そういう内容、また見地というものをやっぱり持つべきだろうと思いますので、採択には反対はいたしませんが、強い疑念を表明しておきたいと思います。

○副議長（米沢照男君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本３件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本３件について採決いたします。本３件に対する委員長報告は、採択であります。本３件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（米沢照男君）　御異議ないものと認めます。よって請願第６０－７号、下町下河原地区に所在する（旧）日東精密時計株式会社跡地取得に関する請願、請願第６０－１６号、住宅・都市整備公団の「縮小・民営化」の動向を抑止し、国民のための公団住宅の建設促進を要望する意見書提出を求める請願、請願第６０－１９号、都バス廃止に関する請願の件は、委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第６０－９号、無認可保育室の助成に関する陳情、請願第６０－１１号、（仮称）神明地区センター建設に関する請願、請願第６０－１２号、静閑な住宅地の真ん中への駐車場建設反対に関する請願、請願第６０－２０号、日野市の犬（ネコ）の不妊・去勢手術料金に対する市の一部負担に関する請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（米沢照男君）　　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長登壇〕

○厚生委員長（馬場弘融君）　　厚生委員会に付託をされました請願第６０－９号、６０－１１号、６０－１２号、６０－２０号、合わせて4件につきまして順次御報告をいたします。

初めに請願第６０－９号、無認可保育室の助成に関する陳情につきまして、審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本陳情は、東京都田無市本町４－１１－９、東京都無認可保育所連絡協議会三多摩連絡会代表者、後山和子さんから提出をされ、本年９月１７日当委員会に付託をされております。

要旨は無認可保育室にかかわる各種助成を増額し、できれば都区内並みにしてほしい。また事務手続を簡素化してほしいというものであります。

当委員会では、陳情者並びに市側の資料をもとに２回にわたって審査を行ってまいりました。

採決の結果、市としても前向きに努力をしていることでもあり、本陳情は全員異議なく採択すべきものと決した次第であります。

次に請願第６０－１１号、（仮称）神明地区センター建設に関する請願につきまして御報告申し上げます。

本請願は、日野市神明４－１７－２４、松川修次郎さんほか７２８名の方から提出され、本年９月１７日当委員会に付託をされております。

要旨は、神明地区の各種自治活動活性化のため、神明自治会地区に地区センターを建設してほしいというものであります。

本請願もやはり２回の審査を行ってまいりました。特に請願文の中で、自治会の備品及び道具置き場にしたいという部分と、市の緑政課所管の市有地につくってほしい、という場所の指定については、難点があるとする意見が強く出されたところでありますが、以前に、高山地区に地区センターをという請願も採択されており、趣旨は了とするということで、採決の結果、全員異議なく採択すべきものと決した次第であります。

次に請願第６０－１２号、静閑な住宅地の真ん中への駐車場建設反対に関する請願につき

まして御報告申し上げます。

本請願は、日野市多摩平３－１７－４、石原　廣さんほか１８１名の方から提出をされ、本年１０月２日当委員会に付託をされております。

要旨は、交通量の少ない通学路でもある裏通りに、駐車場をつくらせないよう指導してほしい、というものであります。

当委員会では、現地調査を踏まえ、３回の審査を行ってまいりました。この中で、担当課長より、近隣住民の了解なしには着手しない、という地主の意向も伝えられました。

意見としては、請願者の気持ちもわかるが、地主の私権の侵害という面も考えなくてはいけない。近隣住民も何から何まで反対というのではなく、担当課が間に入って、双方で話し合い、温和な解決が図られるよう希望する。地域の環境は、住民が話し合って形成をすべきものである、等、全委員よりほぼ同様の意見が述べられたところであります。

これら意見を踏まえ、採決の結果、全員異議なく採択すべきものと決した次第であります。

最後に請願第６０－２０号、日野市の犬（ネコ）の不妊・去勢手術料金に対する市の一部負担に関する請願につきまして御報告申し上げます。

本請願は、日野市新町３－３４－２、レナーテ・ヘロルドさんほか１９９名の方から提出をされ、去る１２月１１日当委員会に付託をされております。

要旨は、市が現在行っている犬の手術料金の一部負担について、指定獣医の枠を広げてほしい。さらに猫にも適用を拡大してほしい、というものであります。

担当課の説明によれば、現状の指定医は獣医師会等保健所単位であること。猫は、都のいわゆるペット条例には規定されていないことなど問題点はあるが、市長相談において、市長も継続して話し合いをしており、担当課としても市民の意向をくむ方向である。

これら説明を踏まえ、採決の結果、要望にすべて沿えるものではないが、願意を前向きに検討されたしという意味で、本件につきましても、全員異議なく採択すべきものと決した次第であります。

以上４件、かいつまんで御報告を申し上げました。よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○副議長（米沢照男君）　　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本４件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本４件について採決いたします。本４件に対する委員長報告は、採択であります。本４件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（米沢照男君）　御異議ないものと認めます。よって請願第６０－９号、無認可保育室の助成に関する陳情、請願第６０－１１号、（仮称）神明地区センター建設に関する請願、請願第６０－１２号、静閑な住宅地の真ん中への駐車場建設反対に関する請願、請願第６０－２０号、日野市の犬（ネコ）の不妊・去勢手術料金に対する市の一部負担に関する請願の件は、委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第６０－１７号、母子保健法改定に関する陳情の件を議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

○厚生委員長（馬場弘融君）　請願第６０－１７号、母子保健法改定に関する陳情につきまして、厚生委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本陳情は、東京都千代田区丸の内３－５－１、衛生局内東京都区職員労働組合保健所支部支部長竹下一雄さんから提出をされ、去る１２月１１日当委員会に付託をされております。

要旨は、母子保健法改定案によれば、妊婦及び乳幼児の健康診断など、都の保健所事業を市町村へ委譲する見通しであるが、市町村の受け入れ態勢は不十分である。母子保健水準後退のおそれ大なので、現行法どおり都道府県知事を実施主体とするとともに、母子保健対策、保健所機能が拡充強化されるよう関係機関に意見書の提出を求めるものであります。

担当課の説明によれば、財源や保健婦活動の点などから、市長会でも問題となっており、各委員もおおむね願意を了承したものの、今回結論を出すか否かで意見が分かれました。

当委員会では、慎重審査の後、採決に移りましたが、本件は、賛成多数により採択すべきものと決した次第であります。なお、少数意見は、反対ではなく継続にしたい、というものであったことを申し添えておきます。よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○副議長（米沢照男君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は、採択であります。本

件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（米沢照男君）　御異議ないものと認めます。よって請願第６０－１７号、母子保健法改定に関する陳情の件は、委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第６０－２１号、老人医療費の自己負担金引き上げに関する陳情の件を議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

○厚生委員長（馬場弘融君）　引き続きまして厚生委員会に付託をされました請願第６０－２１号、老人医療費の自己負担金引き上げに関する陳情につきまして委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本陳情は、東京都文京区湯島１－３－１、富久ビル５階東京保険医協会内健保制度大改悪阻止東京連絡会事務局長、桜木早苗さんより提出をされ、去る１２月１８日当委員会に付託をされております。

要旨は、老人医療費無料制度が廃止され、来年度からは自己負担金がさらに引き上げられる見通しである。これが実施となれば、老人の健康と生命に大きな障害となろう。それゆえ、自己負担金を引き上げないよう関係機関に意見書を提出してほしい、というものであります。

陳情の趣旨については全員が了承したわけでありますが、審議の中で議論をされましたのは、実は前回の定例会で、全く同じ趣旨でさらに詳しい内容の意見書が、この事情を先取りをして上程、可決をされ、すでに１０月１５日付で関係機関あてに発送されているという事実であります。そこで、陳情は採択とするとしても、意見書を重ねて提出をする必要はなかろうという意見と、全く同じ内容でダブっても、意見書は提出をすべきである、という意見に分かれ、結論をけさの委員会まで保留をしたところであります。

この間、陳情者の意向を確認をさせましたところ、陳情者も、すでに１０月に同様の意見書が提出をされているならば、重ねて意見書は求めないとの返答であったと伺いました。

これら状況を踏まえ、陳情は採択とするが、重ねて意見書は提出をしないという内容をもって採決をいたしました。その結果、本陳情自体は、全会一致採択と決しましたが、意見書については、提出を求める少数意見があったことを申し添えておきます。以上、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○副議長（米沢照男君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。板垣正男君。

○１２番（板垣正男君）　請願第６０－２１号、老人医療費の自己負担金引き上げに関する陳情、これは今委員長も報告がありましたように、委員会での審議の結果、９月の定例議会で同趣旨の意見書をすでに上げているから、請願に明記されていることはあるものの、意見書を上げない。こういう多数意見で決まりました。

私は、委員会の審議の際にもいろいろ御意見を申し上げたわけでございますが、陳情書そのものが意見書を上げてほしいという内容のものでありますだけに、その方向に沿って採択するものであるならば、当然意見書を上げるというのが筋だ、ということを強調してまいりました。けさの新聞でも、国家予算がいろいろと報道されておりますが、老人医療の値上げが行われるということを前提に、予算が計上されているということなどもございます。事はむしろ急を要するわけでございますし、９月議会に日野の議会が（「陳情者が出さなくていいと言っているんだよ」と呼ぶ者あり）意見書を上げたことについては、何ら国の方で考慮されてない、こういうこともあるわけでありますから、再度１２月議会で意見書を提出する、こういうことが私は必要なことではないか、と思うわけであります。

このことを一言意見として申し上げておきたいと思います。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）

○副議長（米沢照男君）　ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は、採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（米沢照男君）　御異議ないものと認めます。よって請願第６０－２１号、老人医療費の自己負担金引き上げに関する陳情の件は、委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第５９－８号、生活道路設置に関する請願、請願第５９－１６号、基盤整備に関する請願（１項、３項）、請願第６０－１８号、仮称東部会館早期建設実現の請願の件

を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（米沢照男君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長登壇〕

○建設委員長（高橋徳次君）　それでは建設委員会に付託されました請願第５９－８号、生活道路設置に関する請願の件の建設委員会における審査の経過とその結果を御報告申し上げます。

本請願は、昭和５９年６月１２日に提出されたものでありまして、請願者は日野市日野１４４４－６、平野雄大さんほか１２０名の方より出されたものであります。

要旨は、市の道路の設置に反対し、住民の要望の生活道路の新設を願ったものであります。

委員会としては、現地調査の上、委員会の都度長い間審議してまいりましたけれど、請願者の方の要望の意に沿うような動きが全くございませんでして、継続となっておりました。しかし、最近になりまして、市の旧道との交換により、鈴木自動車から1.８５メートルの道路は可能だ、というような話がございました。これに対して、市としては２メートルにしてほしい、と鈴木自動車の方に要望し、住民の意に沿うように努力しているということで、その進展が見られてきました。

採決の結果、市の指導に従うように努力するように、との付帯意見をつけることで、全会一致、本請願は採択と決しました。

次に請願第５９－１６号、基盤整備に関する請願の建設委員会における審査の経過とその結果を御報告申し上げます。

本請願は、昭和５９年９月１２日に提出されましたもので、請願者は日野市南平２－３７－８、南平台自治会長松下和良さんほか９名の方より出されたものであります。

まずその１項としては、早急に市の管理道路として道路整備を求めております。また２項として、医王病院の建設に伴う雑排水の処理の対策として下水道の整備を求めたものであります。さらに３として進入道路の土砂崩れの早急な対策を求めたものであります。

委員会では現地調査の上、慎重審議してまいりましたが、医王病院建設中止とその後の動きがなく、現在まで継続になっておりましたけれど、１に関しては６１年度より３ヵ年計画

で進入路の整備を市の方で行う、ということでございます。２に関してはＵ字溝等の整備は多少しておりますけれど、下水道の整備は手をつけておりません。また３項につきましては、株式会社国土企業と東京都及び日野市と三者の負担で５９年９月に工事が完了しております。

審議の中で１と３については採択、２については継続としてはと意見が出され、採決の結果、全会一致１項と３項は採択、２については継続と決しました。

請願第６０－１８号、仮称東部会館早期建設実現の請願に関する建設委員会の審査並びにその結果を御報告申し上げます。

本請願は昭和６０年１２月９日提出されたもので、請願者は日野市日野７７６０－１８、中西　功さんほか４７７名の方より出されたもので、焼却場や汚水処理場が建設されており、また、これからも建設される。そのために周囲住民のために会館を建設してほしい、との要望でございます。本会館は、地上３階、地下１階の複合施設として、流域下水道処理場周辺の住民の方々の要望に沿って建てるもので、都及び八王子もこの件に関しては了解し、協定書もつくるというものであります。

質疑の主なものは、地域が下田、新井、石田、万願寺となっていながら、代表者の住所は日野市日野７７６０－１８とあるが、これはどうなのか。また会館建設で処理場建設がスムーズにいくのか、等の質疑がありましたが、採決の結果、全員異議なく本請願は採択と決しました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○副議長（米沢照男君）　これより質疑に入ります。中山基昭君。

○２４番（中山基昭君）　ただいまの委員長からの５９－８号の生活道路設置に関する請願、これについて、委員長としての請願を付託された以降の考え方、取り組みについてでございますけれども、先ほどの御説明ですと、請願の付託以降、執行側というか、行政の動きが余り見られなかった。しかし、最近になって、具体的な一つの状況が見られてきた。こういうふうな観点から採択、こういうお話がございました。

私は、これはかなり違った観点からの受けとめだろう、というふうに感じておるわけでございます。言いかえれば、請願は本当にそれぞれの関係市民の切実な課題であるわけですね。したがって付託されたという前提の中では、むしろ行政を、あるいは執行を督励する、促進する、こういう立場からの審議が大変大事だろうと思いますね。したがって、本当の意味では、むしろ行政側をそのことによって事業や施策を促進させる、こういう面からの受けとめ

でなければいけないんだろうと思いますね。

したがって、行政が動いたから採択をしてもいいんだろう、というふうなことについては、少し受けとめ方が異なるんではないか、というふうに思いますけれども、委員長はこの辺の見解をどのようにお持ちか、ちょっとお聞きをしておきたい、こう思います。

○副議長（米沢照男君）　建設委員長。

○建設委員長（高橋徳次君）　これは、委員会としては、委員会の都度、行政の方には督促してまいりました。しかし、ここに鈴木自動車という私有地があります。その関係でどうしても前進しなかった、というのが実情でございます。

○副議長（米沢照男君）　中山基昭君。

○２４番（中山基昭君）　委員長ね、実態的にはそういうふうな一つの隘路、要因等があって、なかなか結論づけが難しかったということは理解をある程度するわけですけれども、ただ、請願というふうな一つの大変切実な市民からの一つの課題として受けとめるならば、やはりただ単に、現状がこうだからその結論なり審議を延ばすということでなくて、やはり委員が、審議の過程の中でその必要性を感じたならば、むしろそのことを早く結論づけをすることによって、言われている趣旨の一つの事業なり施策が進むだろう、こういう意味の大きなウエートを持つものが請願だ、ということをひとつ申し上げておきたいと思います。以上です。結構です。

○副議長（米沢照男君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本３件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本３件について採決いたします。本３件に対する委員長報告は、採択であります。本３件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（米沢照男君）　御異議ないものと認めます。よって請願第５９－８号、生活道路設置に関する請願、請願第５９－１６号、基盤整備に関する請願（１項、３項）、請願第６０－１８号、仮称東部会館早期建設実現の請願の件は、委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第５９－２８号、世界連邦都市宣言に関する陳情の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告はこれを省略いたします。本件については、総務委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。総務委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（米沢照男君）　御異議ないものと認めます。よって総務委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第５７－７号、遊休農地をテニスコートとして利用することに関する請願の件を議題といたします。

文教委員長の審査報告はこれを省略いたします。本件については、文教委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。文教委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（米沢照男君）　御異議ないものと認めます。よって文教委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第５７－３７号、高幡不動駅北側地区の区画整理に対する反対請願、請願第５７－５１号、高幡地区区画整理に対する京王線高幡不動駅南側住民の反対請願、請願第57－５５号、高幡不動駅南新井東地区の区画整理に対する反対請願、請願第５７－５９号、土地区画整理事業策定にあたって当該計画より第一豊田荘住宅地域を除外に関する請願、請願第５７－６２号、程久保６６２番地地域山林緑地保存に関する請願、請願第５８－５号、高幡不動駅地区の区画整理に対する反対請願、請願第５９－９号、下水道設置に関する請願、請願第５９－１６号、基盤整備に関する請願（２項）の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（米沢照男君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

建設委員長の審査報告はこれを省略いたします。本8件については、建設委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。建設委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（米沢照男君）　御異議ないものと認めます。よって建設委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより日程第４５、特別委員会中間報告の件を議題といたします。

下水道対策特別委員長より、下水道に関する委員会の中間報告をしたい旨申し出がありましたので、委員長の報告を求めます。

〔下水道対策特別委員長登壇〕

○下水道対策特別委員長（福島敏雄君）　それでは下水道対策特別委員会の中間報告をいたします。

下水道対策特別委員会は、日野市民の要望のトップであります公共下水道の普及率早期１００％を達成するために、理事者側との連携をとりながら精力的な調査、研究と国、都に対する流域下水道事業の推進を要望してまいりました。本年１２月１日から南多摩処理区のうち、大栗２号処理分区の１１ヘクタールが供用開始になるなど、日野市下水道事業の中で見れば、ことしは歴史的な年である、と後世の人々は位置づけをしてくれるかもしれません。

ここでは、流域下水道及び公共下水道の現状と今後の計画につきまして報告をし、中間報告にかえさせていただきたいと思います。

初めに南多摩処理区の現状と今後の計画でございます。

流域下水道事業といたしましては、大栗幹線が本年度中には一の宮交差点に到達をいたします。これにより、公共下水道幹線はすべて流入可能の状態になります。公共下水道利用といたしましては、１１ヘクタールが供用開始がなされ、現在水洗化の切りかえが進んでおり

ます。さらに６０年度末の整備面積は、約６０ヘクタールとなるわけでございまして、全地域２３２ヘクタールの整備が完了するのは、昭和６３年度末の予定であります。来年以降、来年４月以降、整備された区域より逐次供用の開始を実施していく方針で進んでおります。

次に、浅川処理区の現状と今後の計画について報告をいたします。

処理場用地１６ヘクタールにつきましては、昭和５９年より3ヵ年計画で買収することになっておりまして、５９年度には3.4ヘクタールの買収が完了しております。したがって、処理場施設の建設は、昭和６２年度着工、昭和６６年度稼動が期待できるところまできているわけでございます。こうした状況の中で、昭和６１年度より幹線工事が着工される予定であります。日野市の受け持つ公共下水道事業では、万願寺区画整理地内１６０ヘクタールにつきまして５９年５月に事業認可を受け、管渠布設を実施してきておりまして、本年度末には4,８００メートル、１６ヘクタールが整備されることになりました。さらに来年度事業といたしましては4,０００メートルを予定しておりまして、さらに浅川右岸全域６３８ヘクタールの事業認可を受け、一部管渠布設工事に着手する予定でございます。

次に、秋川処理区の現状と今後の計画につきまして御報告をいたします。

処理場用地３２ヘクタールにつきましては、現在測量は完了し、買収を進めるべく地主との交渉に入っているところであります。処理場の建設につきましては、昭和６２年着工、66年稼動が見込まれております。日野市に関連する流域幹線―― 石川幹線、大和田幹線につきましても、近々着工が見込めるところまで進んでおります。日野市の受け持つ公共下水道事業といたしましては、多摩平処理区１３２ヘクタールを除く２７３ヘクタールについて、今年５月に事業認可を受け日野台四丁目の工事に着手をしております。さらに昭和６１年度事業といたしましては、日野台二丁目地区の管渠布設約3,０００メートルを予定しているところでございます。

以上、報告をいたしましたように、三つの処理区とも流域が受け持つ事業、日野市が推進する事業とも、確実に進展をしているわけでありますが、私の家はいつ水洗化できるのか、という市民の質問に、必ずしも１００％答えられる状況になっておりません。理事者側、議会側とも、こうした市民の質問に早く回答できるようにするための一層の努力が必要であることを指摘をいたしまして、中間報告とさせていただきます。

○副議長（米沢照男君）　これをもって下水道対策特別委員会の中間報告を終わりま

す。

次に、農林水産省跡地利用対策特別委員長より、農林水産省跡地利用に関する委員会の中間報告をしたい旨申し出がありましたので、委員長の報告を求めます。

〔農林水産省跡地利用対策特別委員長登壇〕

○農林水産省跡地利用対策特別委員長（小俣昭光君）　農林水産省跡地利用対策特別委員会の中間報告をいたします。

第１桑園9.4ヘクタールのうち1.2ヘクタールが仲田小学校が建設され、3.9ヘクタールが仲田緑地公園として５９年度仲田緑地造成工事を終え、６０年度には築造工事を現在進めております。６１年度には、陸上競技場など４００メートルトラックなどが工事を進め、61年度には完成を目指しています。2.2.１０号線道路予定地にも一部かかり、立日橋の工事と2.2.１０号線道路建設工事も進められています。残りの3.4ヘクタールの利用方法も、市民要望を積極的に受け入れて利用されることを望みます。また第３桑園については、ふるさと博物館を６２年度から２年間で建設する予定で準備が進められています。

以上、簡単でありますが、中間報告といたします。

○副議長（米沢照男君）　これをもって農林水産省跡地利用対策特別委員会の中間報告を終わります。

次に高幡踏切対策特別委員長より、高幡踏切に関する委員会の中間報告をしたい旨申し出がありましたので、委員長の報告を求めます。

〔高幡踏切対策特別委員長登壇〕

○高幡踏切対策特別委員長（藤林理一郎君）　高幡踏切対策特別委員会の中間報告を申し上げます。

当委員会は、昭和５９年３月３０日、第１回目の高幡踏切対策特別委員会開催より、今日までに７回の委員会が開催されてまいりました。

その経過を報告申し上げます。昭和５９年６月の２７日には、理事者側より東京都の考え方は区画整理事業に合わせて進行させて単独で立体化を行った場合には、優先順位があり大幅におくれるとのことでございます。京王帝都電鉄株式会社は、東京都が実施に踏み切った場合には協力する、とのことであるなど、説明がございました。委員会といたしまして、今後単独で踏切の立体化を行うか、区画整理事業の中に入れて行っていくのか、はっきりとし

た方向づけをし、それにより次回から審議をし、最終的には東京都へ強力に申し入れを都議会で高幡踏切立体化の件が話題になるよう進めていくべきである、など質疑がございました。

また昭和５９年１０月の２日には、理事者側より高幡踏切立体化と区画整理事業のその後の経過説明を受け、組合施行で行う予定の保健所の裏側地区が、そのままの状態で2年半が経過され、将来に向けてのモノレール構想、下水本管の埋設などを急がなければならないという点にもあり、理事者側としても、はっきりした方向づけをする時期に来ているとの報告を受け、委員会といたしまして、区画整理事業と高幡踏切立体化をセットで推進していっていく方向づけが決まった、と報告がございました。

昭和５９年１２月の２１日には、区画整理事業面積を当初の約束、約４０ヘクタールより１６ヘクタールに縮小し、新しい案での地元説明会を行った結果、機構的に協力的であり、区画整理事業の除外地域については、京王などから、煮詰めていきたいとのことでございます。理事者側の説明があり、今後の区画整理事業の日程等につきましては、昭和６０年6月に都市計画決定するとともに、除外された地域については、今後説明会を行い、同年９月ごろには都市計画審議会に諮り、昭和６１年度には認可を行っていくとの報告を受け、委員会といたしまして、全面的に協力をしていきたいとの結論を出した次第でございます。

また最近の新聞報道等によりますと、都道を地下にし立体交差するとのことで、昭和６６年ごろ着工予定し、工費は東京都と京王帝都で負担することになっております。

いずれにいたしましても、住民の長年の要望であった高幡踏切立体化が、一日も早く実現するよう念願いたしまして、高幡踏切対策特別委員会の中間報告といたします。

最後に、この４年間各議員の皆様方に協力をいただきまして、市長以下理事者側、事務職員の御協力をいただき感謝申し上げて終わりといたします。ありがとうございました。

○副議長（米沢照男君）　これをもって高幡踏切対策特別委員会の中間報告を終わります。

次に廃棄物対策特別委員長より、廃棄物に関する委員会の中間報告をしたい旨申し出がありましたので、委員長の報告を求めます。

〔廃棄物対策特別委員長登壇〕

○廃棄物対策特別委員長（飯山　茂君）　日野市の今日清掃行政の一環として、昭和５９年度から3ヵ年事業として約６０億円を投じて近代的なごみ焼却工場の建設を進め

ているところでございます。

そこで当委員会といたしまして、先進市のごみ焼却工場の視察を市長部局に計画をさせ、昭和５９年度は、建設いたしました茨城県水戸市、昭和６０年度は、５９年度に完成いたしました静岡県伊東市の施設を専門的な立場から視察をしてまいりました。そして、この視察によって得た知識をもとに、本市の清掃工場の建設状況を見守ってまいる次第であります。御承知のように、当市の事業は２ヵ年目を迎えて、来年度は完成する予定でございます。

ごみ問題は、今後一層ごみ質とごみ量との見地により、対策が、対応がますます複雑化してまいります。そこで、常に議会といたしまして、清掃行政を理解し、協力するためにも、来年度も廃棄物対策特別委員会を継続いたしたく議員各位の御理解を賜り、委員長報告といたします。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（米沢照男君）　これをもって廃棄物対策特別委員会の中間報告を終わります。

次に日程第４６、下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

下水道対策特別委員長より、下水道建設に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（米沢照男君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第４７、農林水産省跡地利用対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

農林水産省跡地利用対策特別委員長より、農林水産省跡地利用に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（米沢照男君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとお

り、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第４８、高幡踏切対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

高幡踏切対策特別委員長より、高幡踏切に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（米沢照男君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第４９、廃棄物対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

廃棄物対策特別委員長より、廃棄物に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（米沢照男君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより議員提出議案第１４号、住宅・都市整備公団の「縮小・民営化」に反対し、国民のための公団住宅の建設促進を要望する意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。竹ノ上武俊君。

○２２番（竹ノ上武俊君）　住宅・都市整備公団の「縮小・民営化」に反対し、国民のための公団住宅の建設促進を要望する意見書について御提案申し上げます。

慣例によりまして、提案理由はお手元に配付いたしました文書を通じて御理解をいただきたいと思います。

全会一致で採択をしていただくようお願いを申し上げまして、提案理由といたします。

○副議長（米沢照男君）　質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（米沢照男君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第１４号、住宅・都市整備公団の「縮小・民営化」に反対し、国民のための公団住宅の建設促進を要望する意見書の件は、原案のとおり可決されました。

○副議長（米沢照男君）　これより議員提出議案第１５号、母子保健法改定に関する意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。馬場弘融君。

○８番（馬場弘融君）　本件は先ほど採択をされました請願第６０－１７号に基づく意見書でございます。内容につきましては、お手元に配付をいたしました議案書のとおりであります。よろしく御審議のほどお願いをいたします。

○副議長（米沢照男君）　質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（米沢照男君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第１５号、母子保健法改定に関する意見書の件は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（米沢照男君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後１１時２３分休憩

後、再開に至らず閉会

地方自治法第１２３条第２項及び日野市議会会議規則第８１条の規定により署名する。

日野市議会副議長　　米　沢　照　男

署　名　議　員　　中　山　基　昭

署　名　議　員　　大　柄　　保